

令和 5 年 9 月

市川市議会定例会会議録

令和 5年 9月 1日 開会
令和 5年 9月 27日 閉会

市 川 市 議 会

目 次

第1日 9月1日（金曜日）

○議事日程（第1号）	1
○会議に付した事件（26件）	2
○出席議員（42名）	3
○欠席議員（なし）	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	5
○開会・開議	6
○議長報告	
・執行機関に対する出席要求	6
○会議録署名議員指名	6
○日程第1 会期の件	6
○日程第2 議案第25号 市川市税条例の一部改正について	
日程第3 議案第26号 市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について	
日程第4 議案第27号 市川市水防協議会条例の廃止について	
日程第5 議案第28号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
日程第6 議案第29号 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第7 議案第30号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第8 議案第31号 市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第9 議案第32号 市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について	
日程第10 議案第33号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について	
日程第11 議案第34号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第12 議案第35号 市川市火災予防条例の一部改正について	
日程第13 議案第36号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）	
日程第14 議案第37号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第15 議案第38号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）	
日程第16 議案第39号 真間山緑地斜面整備工事請負契約について	
日程第17 議案第40号 曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約について	
日程第18 認定第1号 令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について	
日程第19 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
日程第20 報告第21号 健全化判断比率について	
日程第21 報告第22号 資金不足比率について	
日程第22 報告第23号 継続費の継続年度終了による精算について	
日程第23 報告第24号 専決処分の報告について	
日程第24 報告第25号 専決処分の報告について	
日程第25 報告第26号 専決処分の報告について	

(一括議題)

・提案説明		
市	長 田 中 甲	6
○決算審査特別委員会の設置及び委員の選任		8
・代表質問		
1.	創 生 市 川 石 原 たかゆき	8
	企 画 部 長 小 川 広 行	
	危 機 管 理 監 本 住 敏	
	市 民 部 長 佐 藤 敏 和	
	道 路 交 通 部 長 岩 井 忠 良	
	学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康	
	こ ど も 部 長 鷺 沼 隆	
	生 涯 学 習 部 長 板 垣 道 佳	
	行 徳 支 所 長 秋 本 賢 一	
○休 憩		27
○開 議		27
	石 原 たかゆき(再)	27
	市 民 部 長 佐 藤 敏 和	
	道 路 交 通 部 長 岩 井 忠 良	
	学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康	
	こ ど も 部 長 鷺 沼 隆	
	生 涯 学 習 部 長 板 垣 道 佳	
2.	市 民 ク ラ ブ 石 崎 ひでゆき	37
	財 政 部 長 田 中 雅 之	
	保 健 部 長 川 島 俊 介	
	道 路 交 通 部 長 岩 井 忠 良	
	総 務 部 長 蛸 島 和 紀	
	企 画 部 長 小 川 広 行	
	経 済 観 光 部 次 長 湯 本 明 男	
	行 徳 支 所 長 秋 本 賢 一	
	下 水 道 部 長 藤 田 泰 博	
	危 機 管 理 監 本 住 敏	
○休 憩		49
○開 議		49
	石 崎 ひでゆき(再)	49
	保 健 部 長 川 島 俊 介	
	総 務 部 長 蛸 島 和 紀	
	企 画 部 長 小 川 広 行	

経 済 観 光 部 次 長 湯 本 明 男
 行 徳 支 所 長 秋 本 賢 一
 危 機 管 理 監 本 住 敏

○散 会 5 5

第 2 日 9 月 4 日（月曜日）

○議事日程（第 2 号） 5 7

○会議に付した事件（25件） 5 8

○出席議員（42名） 5 9

○欠席議員（なし） 5 9

○説明のため出席した者の職氏名 6 0

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 6 1

○開 議 6 2

○発言の訂正（石崎ひでゆき） 6 2

○議長報告

 ・ 決算審査特別委員会正副委員長互選結果 6 2

○日程第 1 議案第25号 市川市税条例の一部改正について

 日程第 2 議案第26号 市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について

 日程第 3 議案第27号 市川市水防協議会条例の廃止について

 日程第 4 議案第28号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

 日程第 5 議案第29号 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

 日程第 6 議案第30号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について

 日程第 7 議案第31号 市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

 日程第 8 議案第32号 市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

 日程第 9 議案第33号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について

 日程第10 議案第34号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

 日程第11 議案第35号 市川市火災予防条例の一部改正について

 日程第12 議案第36号 令和 5 年度市川市一般会計補正予算（第 3 号）

 日程第13 議案第37号 令和 5 年度市川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

 日程第14 議案第38号 令和 5 年度市川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

 日程第15 議案第39号 真間山緑地斜面整備工事請負契約について

 日程第16 議案第40号 曾谷・高塚排水区水路改良工事（R 0 5 0 1）請負契約について

 日程第17 認定第 1 号 令和 4 年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について

 日程第18 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

 日程第19 報告第21号 健全化判断比率について

 日程第20 報告第22号 資金不足比率について

 日程第21 報告第23号 継続費の継続年度終了による精算について

 日程第22 報告第24号 専決処分の報告について

日程第23 報告第25号 専決処分の報告について

日程第24 報告第26号 専決処分の報告について

日程第25 報告第27号 専決処分の報告について

(一括議題)

・代表質問

3. 公 明 党	中 村	よ し お	お	6 2
(補 足 質 問 者)	大 場		論	
企 画 部 長	小 川	広 行		
財 政 部 長	田 中	雅 之		
管 財 部 長	稲 葉	清 孝		
保 健 部 長	川 島	俊 介		
行 徳 支 所 長	秋 本	賢 一		
福 祉 部 長	菊 田	滋 也		
ス ポ ー ツ 部 長	立 場	久 美 子		
総 務 部 長	蛸 島	和 紀		
こ ど も 部 長	鷺 沼	隆		
生 涯 学 習 部 長	板 垣	道 佳		
経 済 観 光 部 長	根 本	泰 雄		
学 校 教 育 部 長	藤 井	義 康		
道 路 交 通 部 長	岩 井	忠 良		
○休 憩				8 8
○開 議				8 8
中 村 よ し お (再)				8 8
経 済 観 光 部 長	根 本	泰 雄		
生 涯 学 習 部 長	板 垣	道 佳		
学 校 教 育 部 長	藤 井	義 康		
教 育 長	田 中	庸 惠		
大 場			論	9 2
管 財 部 長	稲 葉	清 孝		
道 路 交 通 部 長	岩 井	忠 良		
保 健 部 長	川 島	俊 介		
経 済 観 光 部 長	根 本	泰 雄		
総 務 部 長	蛸 島	和 紀		
4. 清 風 い ち か わ	石 原	み さ 子		9 7
財 政 部 長	田 中	雅 之		
福 祉 部 長	菊 田	滋 也		
こ ど も 部 長	鷺 沼	隆		
道 路 交 通 部 長	岩 井	忠 良		
保 健 部 長	川 島	俊 介		

市長公室長	麻生文喜
学校教育部長	藤井義康
教育長	田中庸惠
市長	田中甲

○休憩	109
○開議	109
5. 市川維新の会 堀内しんご	109
街づくり部長	小塚眞康
学校教育部長	藤井義康
生涯学習部長	板垣道佳
消防局長	角田誠司
危機管理監	本住敏
○散会	118

第3日 9月5日（火曜日）

○議事日程（第3号）	119
○会議に付した事件（25件）	120
○出席議員（42名）	121
○欠席議員（なし）	121
○説明のため出席した者の職氏名	122
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	123
○開議	124
○日程第1 議案第25号 市川市税条例の一部改正について	
日程第2 議案第26号 市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について	
日程第3 議案第27号 市川市水防協議会条例の廃止について	
日程第4 議案第28号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
日程第5 議案第29号 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第6 議案第30号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第7 議案第31号 市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第8 議案第32号 市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について	
日程第9 議案第33号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について	
日程第10 議案第34号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第11 議案第35号 市川市火災予防条例の一部改正について	
日程第12 議案第36号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）	
日程第13 議案第37号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第14 議案第38号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）	
日程第15 議案第39号 真間山緑地斜面整備工事請負契約について	
日程第16 議案第40号 曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約について	

- 日程第17 認定第1号 令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
 日程第18 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 日程第19 報告第21号 健全化判断比率について
 日程第20 報告第22号 資金不足比率について
 日程第21 報告第23号 継続費の継続年度終了による精算について
 日程第22 報告第24号 専決処分の報告について
 日程第23 報告第25号 専決処分の報告について
 日程第24 報告第26号 専決処分の報告について
 日程第25 報告第27号 専決処分の報告について

(一括議題)

・代表質問

6. 日本共産党	廣田徳子	124
経済観光部長	根本泰雄	
企画部長	小川広行	
管財部長	稲葉清孝	
保健部長	川島俊介	
環境部長	二宮賢司	
道路交通部長	岩井忠良	
行徳支所長	秋本賢一	
生涯学習部長	板垣道佳	
こども部長	鷺沼隆	

・発言の訂正（保健部長）…………… 134

・答弁

保健部長	川島俊介	
廣田徳子（再）		135
環境部長	二宮賢司	
道路交通部長	岩井忠良	
行徳支所長	秋本賢一	

7. 自由民主の会	細田伸一	140
行徳支所長	秋本賢一	
街づくり部長	小塚眞康	
企画部長	小川広行	
保健部長	川島俊介	
総務部長	蛸島和紀	

○休憩…………… 146

○開議…………… 146

細田伸一（再）		146
街づくり部長	小塚眞康	
保健部長	川島俊介	

学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
総 務 部 長	蛸 島 和 紀	
8. チームいちかわ	富 家 薫	154
危 機 管 理 監	本 住 敏	
市 長 公 室 長	麻 生 文 喜	
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
こ ども 部 長	鷺 沼 隆	
保 健 部 長	川 島 俊 介	
○委員会付託（議案第25～40号）		164
○決算審査特別委員会付託（認定第1号）		164
○採決（諮問第3号）		
・異議ない旨答申		165
○請願の委員会付託		165
○散 会		165

第4日 9月11日（月曜日）

○議事日程（第4号）		167
○会議に付した事件（18件）		167
○出席議員（42名）		168
○欠席議員（なし）		169
○説明のため出席した者の職氏名		169
○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名		170
○開 議		171
○日程第1 議案第25号	市川市税条例の一部改正について	
日程第2 議案第26号	市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について	
日程第3 議案第27号	市川市水防協議会条例の廃止について	
日程第4 議案第28号	市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
日程第5 議案第29号	市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第6 議案第30号	市川市国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第7 議案第31号	市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第8 議案第32号	市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について	
日程第9 議案第33号	市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について	
日程第10 議案第34号	市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第11 議案第35号	市川市火災予防条例の一部改正について	
日程第12 議案第36号	令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）	
日程第13 議案第37号	令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第14 議案第38号	令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）	
日程第15 議案第39号	真間山緑地斜面整備工事請負契約について	

日程第16 議案第40号 曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約について

（一括議題）

・委員長報告

健康福祉委員長	西村	敦	171
環境文教委員長	石原	たかゆき	173
建設経済委員長	小山田	なおと	173
総務委員長	国松	ひろき	175

・討論

とくたけ 純平（議案第30、34号に反対）	177
-----------------------	-----

・各可決	179
------	-----

○日程第17 請願第5-1号 国民健康保険税の値上げをやめ、すべての被保険者に正規の保険証を発行することを求める請願

日程第18 請願第5-2号 消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願

（一括議題）

・委員長報告

健康福祉委員長	西村	敦	182
総務委員長	国松	ひろき	182

・採択（請願第5-2号）	183
--------------	-----

・不採択（請願第5-1号）	183
---------------	-----

○散会	183
-----	-----

第5日 9月19日（火曜日）

○議事日程（第5号）	185
------------	-----

○会議に付した事件（2件）	185
---------------	-----

○出席議員（42名）	185
------------	-----

○欠席議員（なし）	186
-----------	-----

○説明のため出席した者の職氏名	186
-----------------	-----

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	187
------------------------	-----

○開議	188
-----	-----

○発言の取消し（とくたけ純平）	188
-----------------	-----

○日程第1 議会改革の推進その他議員活動に必要な事項に関する調査・検討について

・議会改革特別委員会の設置、付託及び委員の指名	188
-------------------------	-----

○日程第2 一般質問

1. 国松ひろき	188
----------	-----

(1)路線バス及びバス貸出事業について

(2)道路交通行政（都市計画道路3・5・26号、3・4・13号、3・6・32号及び小栗原架道橋の進捗状況）について

(3)消防行政（救急出動件数、巡回広報の実施状況及び概要、不審火に対する取組、防火管理講習の現状及び今後）について

道 路 交 通 部 長	岩	井	忠	良	
管 財 部 長	稲	葉	清	孝	
市 民 部 長	佐	藤	敏	和	
消 防 局 長	角	田	誠	司	
2. 門 田 直 人					2 0 2
(1)旧市川市リハビリテーション病院（柏井4丁目229番地4）について					
(2)3次救命救急センター（市立病院）設立の必要性について					
保 健 部 長	川	島	俊	介	
○休 憩					2 1 0
○開 議					2 1 0
3. ほ と だ ゆ う な					2 1 0
(1)塩浜学園について					
(2)北千葉道路と北部地域のまちづくりについて					
(3)市立図書館について					
(4)大柏小学校の通学路である市道3138号について					
学 校 教 育 部 長	藤	井	義	康	
道 路 交 通 部 長	岩	井	忠	良	
経 済 観 光 部 長	根	本	泰	雄	
街 づ く り 部 長	小	塚	眞	康	
生 涯 学 習 部 長	板	垣	道	佳	
4. 青 山 ひ ろ か ず					2 0 2
(1)祖父母手帳について					
(2)コミュニティバスについて					
(3)行徳地域における水防について					
(4)塩浜2丁目護岸干潟整備について					
(5)新型コロナウイルス感染症対策について					
こ ど も 部 長	鷲	沼		隆	
道 路 交 通 部 長	岩	井	忠	良	
下 水 道 部 長	藤	田	泰	博	
行 徳 支 所 長	秋	本	賢	一	
市 長	田	中		甲	
保 健 部 長	川	島	俊	介	
○休 憩					2 3 2
○開 議					2 3 2
○発言の訂正（道路交通部長）					2 3 2
5. 太 田 丈 之					2 3 2
(1)コロナウイルスワクチン接種記録の保管について					
(2)HPVワクチン接種への取組について					
(3)食糧備蓄の現状及び今後の取組について					

(4)健康寿命日本一に向けた取組について

(5)LGBT理解増進法への対応について

保 健 部 長	川 島 俊 介
危 機 管 理 監	本 住 敏
企 画 部 長	小 川 広 行
総 務 部 長	蛸 島 和 紀

○散 会 2 4 1

第6日 9月20日（水曜日）

○議事日程（第6号） 2 4 3

○会議に付した事件（1件） 2 4 3

○出席議員（42名） 2 4 3

○欠席議員（なし） 2 4 4

○説明のため出席した者の職氏名 2 4 4

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 2 4 5

○開 議 2 4 6

○議長報告

・議会改革特別委員会正副委員長互選結果 2 4 6

○日程第1 一般質問

6. つかこし たかのり 2 4 6

(1)LGBT理解増進法の制定による本市への影響及び対応について

(2)防犯パトロール活動の現状と今後について

(3)クリーンセンターの建て替えについて

(4)学校体育館をはじめとする避難所に指定されている公共施設の修繕について

(5)宮久保・下貝塚地域の排水対策について

総 務 部 長	蛸 島 和 紀
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
市 民 部 長	佐 藤 敏 和
環 境 部 長	二 宮 賢 司
危 機 管 理 監	本 住 敏
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳
下 水 道 部 長	藤 田 泰 博

7. 小山田 なおと 2 5 6

(1)子どもの貧困対策について

(2)熱中症対策について

(3)道路冠水対策について

こ ども 部 長	鷺 沼 隆
消 防 局 長	角 田 誠 司

環 境 部 長	二 宮 賢 司
保 健 部 長	川 島 俊 介
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
福 祉 部 長	菊 田 滋 也
下 水 道 部 長	藤 田 泰 博
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良

○休 憩 2 6 9

○開 議 2 6 9

8. 宮 本 均 2 6 9

- (1)市川市民納涼花火大会の評価、改善策について
- (2)SDG s の取組について
- (3)行政改革（アナログ規制緩和、職員を取り巻く現状と課題）について

経 済 観 光 部 長	根 本 泰 雄
企 画 部 長	小 川 広 行
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
総 務 部 長	蛸 島 和 紀
副 市 長	松 丸 多 一

9. 川 畑 い つ こ 2 7 9

- (1)高度救命救急センターの開設について
- (2)デマンド交通について
- (3)教育行政（市立学校の空き教室、通常級における支援）について

保 健 部 長	川 島 俊 介
消 防 局 長	角 田 誠 司
道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康

○休 憩 2 8 8

○開 議 2 8 8

10. 中 町 け い 2 8 8

- (1)大柏小学校裏手の市道3138号について
- (2)レスパイト支援について
- (3)障がい者の自立及び就労支援について
- (4)山下清画伯について

道 路 交 通 部 長	岩 井 忠 良
福 祉 部 長	菊 田 滋 也
保 健 部 長	川 島 俊 介
総 務 部 長	蛸 島 和 紀
文 化 国 際 部 長	森 田 敏 裕

○散 会 3 0 1

第7日 9月21日(木曜日)

○議事日程(第7号)	303
○会議に付した事件(1件)	303
○出席議員(42名)	303
○欠席議員(なし)	304
○説明のため出席した者の職氏名	304
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	305
○開議	306
○発言の訂正(つかこしたかのり)	306
○日程第1 一般質問	
11. 加藤圭一	306
(1)起業家支援について	
(2)教育委員会の人員配置について	
(3)防災対策について	
経済観光部長 根本泰雄	
学校教育部長 藤井義康	
危機管理監 本住敏	
12. 沢田あきひと	317
(1)江戸川放水路について	
(2)市内漁業について	
(3)防災について	
(4)清掃行政(ごみ袋、ペットボトルの分別・リサイクル)について	
街づくり部長 小塚眞康	
行徳支所長 秋本賢一	
消防局長 角田誠司	
危機管理監 本住敏	
環境部長 二宮賢司	
○休憩	327
○開議	327
13. とくたけ純平	327
(1)地域猫活動について	
(2)LGBTQ+への支援と差別解消に向けた取組について	
(3)消費税のインボイス制度導入について	
環境部長 二宮賢司	
保健部長 川島俊介	
総務部長 蛸島和紀	
学校教育部長 藤井義康	
福祉部長 菊田滋也	

下水道部長	藤田泰博	
道路交通部長	岩井忠良	
経済観光部長	根本泰雄	
文化国際部長	森田敏裕	
14. 清水みな子		341
(1)高齢者の介護予防について		
(2)熱中症対策について		
(3)通学路の安全対策について		
福祉部長	菊田滋也	
管財部長	稲葉清孝	
環境部長	二宮賢司	
道路交通部長	岩井忠良	
学校教育部長	藤井義康	
○休憩		348
○開議		348
15. 久保川隆志		348
(1)障がい者支援について		
(2)スポーツ環境の整備について		
(3)市立学校への不審者の侵入に対する防犯強化について		
(4)建物火災について		
福祉部長	菊田滋也	
危機管理監	本住敏	
スポーツ部長	立場久美子	
学校教育部長	藤井義康	
消防局長	角田誠司	
○散会		359

第8日 9月22日（金曜日）

○議事日程（第8号）	361
○会議に付した事件（1件）	361
○出席議員（42名）	361
○欠席議員（なし）	362
○説明のため出席した者の職氏名	362
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	363
○開議	364
○発言の訂正及び取消し（門田直人）	364
○日程第1 一般質問	
16. 浅野さち	364

- (1)妊娠から産後、育児まで切れ目のない支援について
- (2)障がい者による情報取得について
- (3)田尻5丁目地先高谷川に架かる無名橋の今後について
- (4)市立学校における学校遊具の安全点検の現状と課題について
- (5)保健事業（骨粗鬆症検診の導入、糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨）について

こども部長	鷺沼隆
福祉部長	菊田滋也
下水道部長	藤田泰博
学校教育部長	藤井義康
教育長	田中庸惠
保健部長	川島俊介

17. 西村 敦 376

- (1)保健行政（子宮頸がん撲滅への取組、HPVワクチンのキャッチアップ接種、AEDのコンビニエンスストア設置）について
- (2)子ども・若者ケアラー（ヤングケアラー）について
- (3)防災対策について
- (4)交通行政（市内鉄道各駅のホームドア設置）について

保健部長	川島俊介
福祉部長	菊田滋也
こども部長	鷺沼隆
危機管理監	本住敏
道路交通部長	岩井忠良

○休憩 388

○開議 388

18. 石原 よしのり 388

- (1)県道市川松戸線の交通量について
- (2)宗教2世問題について
- (3)市内の遊休農地の活用について
- (4)防災のためのヘリサインの整備について

道路交通部長	岩井忠良
副市長	本間和義
総務部長	蛸島和紀
学校教育部長	藤井義康
経済観光部長	根本泰雄
危機管理監	本住敏

19. 野口 じゅん 399

- (1)市道の施策について
- (2)人に焦点を当てたまちづくりについて

道路交通部長	岩井忠良
--------	------

市 民 部 長 佐 藤 敏 和
 経 済 観 光 部 長 根 本 泰 雄
 企 画 部 長 小 川 広 行

○休 憩 4 0 7
 ○開 議 4 0 7
 20. 丸 金 ゆ き こ 4 0 7
 (1)学校教育に係る支出に充てる公費と私費の扱いについて
 (2)市立学校における救命教育及び救命講習について
 (3)スポーツができる広場について
 学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康
 ス ポ ー ツ 部 長 立 場 久 美 子
 ○散 会 4 1 3

第9日 9月25日（月曜日）

○議事日程（第9号） 4 1 5
 ○会議に付した事件（1件） 4 1 5
 ○出席議員（41名） 4 1 5
 ○欠席議員（1名） 4 1 6
 ○説明のため出席した者の職氏名 4 1 6
 ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 4 1 7
 ○開 議 4 1 8
 ○日程第1 一般質問
 21. 増 田 好 秀 4 1 8
 (1)市川市電気自動車等導入費補助金について
 (2)出生届・婚姻届・離婚届・死亡届の住所の記入欄について
 環 境 部 長 二 宮 賢 司
 市 民 部 長 佐 藤 敏 和
 22. 越 川 雅 史 4 2 3
 (1)実施する事業とその財源の組合せに関する考え方について
 (2)日清食品株式会社との協定の意義と期待する効果について
 (3)企業・団体等との協定における選定、管理について
 (4)宮田小学校建て替えの進捗状況と今後の進め方について
 (5)情報セキュリティ体制とその運用について
 財 政 部 長 田 中 雅 之
 危 機 管 理 監 本 住 敏
 市 長 田 中 甲
 企 画 部 長 小 川 広 行
 学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康

情報管理部長 小林 茂雄
 市民部長 佐藤 敏和
 総務部長 蛸島 和紀

23. にしむた 勲…………… 4 3 5

- (1)性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性について
- (2)ふるさと納税について
- (3)全国学力テストの結果及び学校教育について
- (4)闇バイト、特殊詐欺、空き巣の犯罪及び駐車違反について
- (5)子どもの貧困について

総務部長 蛸島 和紀
 財政部長 田中 雅之
 経済観光部長 根本 泰雄
 学校教育部長 藤井 義康
 市民部長 佐藤 敏和
 こども部長 鷺沼 隆

○散会…………… 4 4 6

第10日 9月27日（水曜日）

- 議事日程（第10号）…………… 4 4 7
- 会議に付した事件（12件）…………… 4 4 7
- 出席議員（41名）…………… 4 4 7
- 欠席議員（1名）…………… 4 4 8
- 説明のため出席した者の職氏名…………… 4 4 9
- 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…………… 4 4 9
- 開議…………… 4 5 1
- 発言の訂正（こども部長）…………… 4 5 1
- 日程第1 認定第1号 令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
 - ・委員長報告
 - 決算審査特別委員長 竹内 清海…………… 4 5 1
 - ・討論
 - 清水 みな子（反対）…………… 4 5 4
 - 小泉 文人（賛成）…………… 4 5 6
 - 久保川 隆志（賛成）…………… 4 5 8
 - ・認定…………… 4 6 2
- 日程第2 発議第3号 消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書の提出について
- 日程第3 発議第4号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について
- 日程第4 発議第5号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について

日程第5	発議第6号	核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について	
日程第6	発議第7号	福島原発事故の汚染水（アルプス処理水）の海洋放出の中止を求める意見書の提出について	
日程第7	発議第8号	健康保険証を存続するよう求める意見書の提出について	
日程第8	発議第9号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書の提出について	
日程第9	発議第10号	改正「出入国管理及び難民認定法」の廃止を求める意見書の提出について	
日程第10	発議第11号	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨に鑑み、千葉県に対し、医療的ケア児の通学支援の実施を求める意見書の提出について	
			（一括議題）
		・可決（発議第3～5、11号）	4 6 2
		・否決（発議第6～10号）	4 6 3
○日程第11	委員会の閉会中継続審査の件		4 6 4
○日程第12	委員会の閉会中継続調査の件		4 6 4
○閉議・閉会			4 6 4
————— • —————			
○委員会審査報告書			4 6 5
○閉会中継続審査申し出書			4 6 9
○閉会中継続調査申し出書			4 7 0
○会議録署名議員			4 7 1

第 1 日

令和5年9月1日（金曜日）

令和5年9月市川市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年9月1日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会期の件
- 第2 議案第25号 市川市税条例の一部改正について
- 第3 議案第26号 市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について
- 第4 議案第27号 市川市水防協議会条例の廃止について
- 第5 議案第28号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第6 議案第29号 市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第30号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第8 議案第31号 市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第32号 市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第33号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第34号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第35号 市川市火災予防条例の一部改正について
- 第13 議案第36号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第37号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第38号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第39号 真間山緑地斜面整備工事請負契約について
- 第17 議案第40号 曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約について
- 第18 認定第1号 令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 第19 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第20 報告第21号 健全化判断比率について
- 第21 報告第22号 資金不足比率について
- 第22 報告第23号 継続費の継続年度終了による精算について
- 第23 報告第24号 専決処分の報告について
- 第24 報告第25号 専決処分の報告について
- 第25 報告第26号 専決処分の報告について
- 第26 報告第27号 専決処分の報告について

（代表質問） 創 生 市 川 石原たかゆき議員

市 民 ク ラ ブ 石崎ひでゆき議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の件
- 日程第2 議案第25号 市川市税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第26号 市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について
- 日程第4 議案第27号 市川市水防協議会条例の廃止について

- 日程第5 議案第28号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第29号 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第30号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第31号 市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第32号 市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第33号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第34号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第35号 市川市火災予防条例の一部改正について
- 日程第13 議案第36号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第37号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第38号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第39号 真間山緑地斜面整備工事請負契約について
- 日程第17 議案第40号 曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約について
- 日程第18 認定第1号 令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 日程第19 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 報告第21号 健全化判断比率について
- 日程第21 報告第22号 資金不足比率について
- 日程第22 報告第23号 継続費の継続年度終了による精算について
- 日程第23 報告第24号 専決処分の報告について
- 日程第24 報告第25号 専決処分の報告について
- 日程第25 報告第26号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第27号 専決処分の報告について

（代表質問） 創 生 市 川 石原たかゆき議員

市 民 ク ラ ブ 石崎ひでゆき議員

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じ	ゅん
丸	金	ゆ	きこ
富	家		薫
沢	田	あ	きひと
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	い	つこ
ほ	と	だ	ゆうな
国	松	ひ	ろき
や	な	ぎ	美智子
と	く	た	け純平

中	町	け	い
つ	ち	正	順
つ	か	た	か
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	隆	志
西	村		敦
中	村	よ	し
大	久	た	か
石	原	た	か
清	水	み	な
廣	田	徳	
に	し		む
石	崎	ひ	で
堀	内	し	ん
細	田	伸	
青	山	ひ	ろ
石	原	み	さ
宮	本		
大	場		
稲	葉	健	
小	泉	文	
石	原	よ	し
増	田	好	
越	川	雅	
中	山	幸	
松	永	鉄	
竹	内	清	
加	藤	武	
岩	井	清	

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市	松	丸	多
副	市	本	間	和
代	表	植	草	耕
教	育	田	中	庸
	長			一
				義
				一
				惠

危機管理監	本	住		敏
市長公室長	麻	生	文	喜
総務部長	蛸	島	和	紀
企画部長	小	川	広	行
財政部長	田	中	雅	之
管財部長	稲	葉	清	孝
情報管理部長	小	林	茂	雄
文化国際部長	森	田	敏	裕
スポーツ部長	立	場	久美	子
市民部長	佐	藤	敏	和
経済観光部次長	湯	本	明	男
こども部長	鷺	沼		隆
福祉部長	菊	田	滋	也
保健部長	川	島	俊	介
環境部長	二	宮	賢	司
街づくり部長	小	塚	眞	康
道路交通部長	岩	井	忠	良
下水道部長	藤	田	泰	博
行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	角	田	誠	司
選挙管理委員会会長	岩	井		滴
農務局長	石	橋	弘	嗣
農業委員会事務局長	藤	城	久	保
会計管理者	六	郷	眞紀	子
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	板	垣	道	佳
学校教育部長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	小	泉	貞	之
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
(議事担当)				
主幹	宮	嶋		茂
主査	尾	本		悠
主任書記	北	川	陽	介
主任書記	高	柳	陽	一
主任書記	三	澤	啓	成

(調査担当)

主		幹	渡	辺	孝	文
主		査	前	田		悠
主		査	岡	澤	英	康
主		任	関	口		舞
主	任	記	荒	木	智	貴
書	書	記	福	井	寿	明

会 議

午前10時2分開会・開議

○稲葉健二議長 ただいまから令和5年9月市川市議会定例会を開会いたします。
この定例会もどうぞよろしく申し上げます。

○稲葉健二議長 直ちに本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

○稲葉健二議長 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、丸金ゆきこ議員及び竹内清海議員を指名いたします。

○稲葉健二議長 日程第1会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月27日までの27日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって会期は27日間と決定いたしました。

○稲葉健二議長 日程第2議案第25号市川市税条例の一部改正についてから日程第26報告第27号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長 起立者多数であります。よって認定第1号については提案理由の説明を省略することは可決されました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 今定例会もどうぞよろしくお願ひいたします。

議案第25号から議案第40号まで及び諮問第3号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第25号市川市税条例の一部改正については、個人の市民税における寄附金税額控除の対象となっている特定非営利活動法人からの申出により、当該法人を対象から外す必要があることから提案するものです。

議案第26号市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正については、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により移動端末設備を利用した証明書等の交付サービスを開始することに伴い、証明書等を交付する場合の手数料及び手続に係る規定を整備する必要があることから提案するものです。

議案第27号市川市水防協議会条例の廃止については、水害対策の一元化及び効率化を図り、より強固な災害対応体制を構築するため、水防協議会の所掌事務を防災会議に統合することとしたことにより同協議会を廃止する

必要があることから提案するものです。

議案第28号市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の改正に伴い、条文の整備を行う必要があることから提案するものです。

議案第29号市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、障がいのある子どもの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び休息の確保を図るため、そよかぜキッズにおいて新たに行う日中一時支援に関する事項を定める必要があることから提案するものです。

議案第30号市川市国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険事業の安定的な運営を目的とする保険税水準の統一に向けた千葉県の取組を踏まえ、低所得世帯に配慮した上で国民健康保険税を見直す必要があることから提案するものです。

議案第31号市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、斎場の管理を指定管理者に行わせることとするため、業務の範囲及び管理の基準を定める必要があることから提案するものです。

議案第32号市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正については、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、条文の整備を行う必要があることから提案するものです。

議案第33号市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正については、自転車の安全利用に関するさらなる普及啓発を図るため、乗車用ヘルメットの着用に努めることを自転車利用者の遵守事項に追加する必要があることから提案するものです。

議案第34号市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、市民サービスのさらなる向上を図るため、大野第5駐輪場の運営を民間事業者を引き継ぐことに伴い、公の施設としての供用を廃止する必要があることから提案するものです。

議案第35号市川市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準を定めるほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第36号令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,849万円の増額を行い、予算総額を1,711億7,683万1,000円とするものです。

今回の補正予算は、公共施設等の安全対策及び老朽化対策として、行徳公会堂の天井等の改修や斎場の建て替えに向けた債務負担行為の設定に加え、健康寿命日本一に向けた取組として、75歳以上の高齢者の外出を促進するためのゴールドシニア事業、魅力あふれるまちづくりと地域活性化への取組として、塩浜地区における干潟の再整備に向けた海域環境調査に係る経費のほか、子育て・教育環境の充実、その他必要となる経費について補正を行うものです。

歳出予算の主な内容を申し上げますと、第2款総務費では、行徳公会堂の特定天井の改修工事や法人市民税の還付金について、第3款民生費では、75歳以上の方々にバスチケット及びタクシーチケットを配付するための経費や特別養護老人ホームの建設に対する補助金について、第4款衛生費では、クリーンセンターで発電した電気を送配電する際の手数料について、第5款労働費では、勤労福祉センター本館内の南八幡体育館におけるバスケットゴールの修繕経費について、第6款農林水産業費では、塩浜2丁目護岸の干潟の再整備に向けた周辺海域における環境の調査経費について、第7款商工費では、市川地方卸売市場に設置している雨水貯留設備において不足する光熱水費について、第8款観光費では、市内の観光イベントを回遊する臨時バスの運行委託料や動植物園のエレベーターの修繕経費について、第9款土木費では、市道1282号の歩道整備などに係る経費や本郷排水機場

の排水ポンプの修繕経費について、第10款消防費では、西消防署のエレベーターの修繕経費について、最後に第11款教育費では、小学校の消火設備における配管の改修経費について、それぞれ計上するものであります。

歳入予算につきましては、歳出予算の補正に伴う国庫支出金から市債までの各歳入について補正を行うものです。

次に、継続費の補正では、行徳公会堂天井等改修事業について、令和7年度までの工期を予定していることから継続費として追加するものです。

次に、繰越明許費の補正では、老人福祉施設整備事業のほか5事業について、いずれも年度内の完成が困難であることから繰越明許費の補正を行うものです。

次に、債務負担行為の補正では、斎場整備運営事業費について追加を行うものです。

最後に、地方債の補正では、観光費を追加するとともに、総務費、民生費、土木費、消防費及び教育費の限度額について、それぞれ変更するものです。

次に、議案第37号令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出予算の補正は、1,208万5,000円の増額を行い、総額をそれぞれ318億9,708万5,000円とするものです。

補正予算の内容は、支払基金交付金を返還するため償還金の増額を行うもので、その財源として繰越金の増額により収支の均衡を図ったものです。

次に、議案第38号令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）では、収益的支出について1億8,680万円の増額を行うものです。

補正予算の内容は、下水道施設の修繕料、ポンプ場の施設の修繕料のほか、私設下水道管渠敷設費補助金の増額を行うものです。

議案第39号真間山緑地斜面整備工事請負契約については、総合評価一般競争入札の結果、千東建設株式会社との間に工事請負仮契約を締結したので提案するものです。

議案第40号曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約については、一般競争入札の結果、工営建設株式会社との間に工事請負仮契約を締結したので提案するものです。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、法務大臣から委嘱されている本市の人権擁護委員のうち、本年3月31日をもって辞任した委員1名の後任推薦につき、市議会の意見を求めるため提案するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○稲葉健二議長 お諮りいたします。認定第1号については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって認定第1号については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、門田直人議員、太田丈之議員、国松ひろき議員、つちや正順議員、つかこしたかのり議員、加藤圭一議員、久保川隆志議員、西村敦議員、清水みな子議員、小泉文人議員及び竹内清海議員の以上11名を議長において指名いたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

創生市川、石原たかゆき議員。

〔石原たかゆき議員登壇〕

○石原たかゆき議員 創生市川の石原たかゆきです。通告に従いまして、会派を代表して質問を行います。初回総括後一問一答にてお伺いしてまいります。

まず最初に、市川市のDX、デジタル技術を活用した改革について伺います。

市川市は、新庁舎フルオープンに合わせる形で2020年（令和2年）4月、市川市DX憲章を発表しました。この憲章では、DXを、デジタル化を進めるだけの取組ではなく、業務の無駄を削って価値創造にシフトする改革と捉えており、市川市としてのDXの目的と方法を明文化し、市川市に関連する全ての人のDX化に対する考えを一致させ、整合性のあるDXを計画、遂行するために作成されたと、このように理解しております。実際の行政サービスではデジタル技術が取り入れられ、窓口でのワンストップサービスが導入されました。また、オンライン申請やキャッシュレス決済の導入など、このような取組により来なくて済む電子市役所の取組、これも進められております。

さて、市川市DX憲章発表から3年がたちました。ここで少し立ち止まって考えてみたいと思います。実際の業務においてDXを今も推進しているところと思いますが、当初の計画どおり進んでいるのでしょうか。

そこでお伺いいたします。市川市DX憲章にはマイルストーンが示され、代表的な実現テーマと実現時期が明示されています。この進捗状況についてお聞かせください。

次に、このDX憲章は憲章ですから、基本的な方針など根本的なことだけが示されております。さらに市川市がDXを進めるには、市民にも分かりやすいDX憲章を具現化するための具体的な実行計画等を作成する必要があると思いますが、市の考えをお聞かせください。

次に、チャットGPTの業務での活用について伺います。

生成AIの機能が高まり、実に様々なニーズに対して瞬時に応えてくれるようになりました。私自身、今のところ無料のサービスを使用しておりますが、うまく付き合っていくと非常に効果的というのが実感です。今後、市の業務においてもチャットGPTの活用が求められると思います。

そこでお伺いします。チャットGPTについて、業務での活用に関する現在の状況についてお聞かせください。

次の項目に移ります。防災行政について伺います。

近年、豪雨災害等で断水が発生したというニュースが頻繁に報じられております。一たび豪雨災害となれば、本市もこのような災害にいつ遭遇してもおかしくない状況だと思います。災害時の水の確保、これは最も重要な課題の一つだと思います。市川市は飲み水の確保については、自助として1人1日3ℓ、最低3日分の備蓄が提唱されていることは承知しており、避難所となる市立小学校の受水槽や防災公園の耐震性貯水槽の活用により飲料水が確保されているなど、これまでの議会答弁にて確認しているところです。しかし、一たび災害により断水となった地域では、給水車にポリタンク持参で人々が群がる状況になることも報道されており、市川のこれらの方策だけでは不十分と思われます。

そこでお伺いします。災害時のこれらの自助、学校等の受水槽等の活用以外の飲料水の確保はどのようになっているのでしょうか。また、生活用水も重要だと思います。生活用水の確保についても併せてお答えください。

次に、避難行動の周知について伺います。

様々な災害が想定され計画が立てられておりますが、地震と水害では避難行動が違うと思われます。それぞれに対応した避難行動の違いについてお聞かせください。

次に、防災イベントの取組について伺います。

さきの6月定例会で市役所での防災イベントを提案したところ、早速8月26日に夏休み親子防災パークとして

開催していただき、ありがとうございました。多くの親子連れが参加し、盛況だったと伺っております。また、事業者、大学、ボランティア団体が連携して取り組んだこと、さらに場所として市役所で行ったこと、大変意義があるイベントだったと思います。この催しはさらに発展してほしいと思いますが、今回の成果や課題をどう捉えているか伺います。また、今後の展開についてもお聞かせください。

次の項目に移ります。地域環境について伺います。

まず最初に、市内の地域環境美化を目的として制定した通称マナー条例ですが、施行から20年近く経過しております。

そこで、改めてマナー条例の現状と今後の方向性について、市がどのように認識しているのかをお聞かせください。

次に、地域の環境美化については、同じ市内でも地域ごとに抱えている課題は異なると思います。地域が抱える課題に対する考え方や取組の手法について、どのように考えているのかお聞かせください。

次の項目に移ります。道路交通行政についてです。

まず最初に、交通ルールに見える化について伺います。

市は、これまでの自転車走行空間ネットワーク整備とは別に、安全確保の観点から自転車走行ルールに見える化を図る自転車走行環境整備を今年度から実施するとのことであります。これは令和3年12月定例会と令和4年9月定例会において要望させていただいたことでありますので、大変うれしく思います。さらに進めるべきと思います。

そこで、自転車走行環境整備の進捗状況についてお聞かせください。

続いて、都市計画道路3・6・32号市川鬼高線について伺います。

現在、整備工事が継続中ですが、進捗状況についてお聞かせください。

次の項目に移ります。教育の情報化について伺います。

1つ目は、市立学校のネットワーク環境についてです。

まず、学校のWi-Fi環境の現状について伺います。

学校のWi-Fi環境につきましては、令和3年9月の学習用端末タブレットの供用開始後もつながりにくい状況が続いたことから、令和3年12月定例会において、安定した通信環境整備を強く要望し、その後もつながりにくい状況が見受けられたことから、令和4年6月定例会においては、ネットワーク保守業者が2社となっているデメリットを指摘し、抜本的な改善を求めました。市は様々な検証の結果、ネットワーク保守業者を1社とする方向にかじを切り、現在に至っていると承知しております。

そこで伺います。現在のWi-Fi環境はどのようになっているのでしょうか。お聞かせください。

また、ネットワーク業者が1社となったことによる課題と対策についてもお聞かせください。

2つ目は、市立学校のネットワーク環境のクラウド化についてです。

まず最初に、クラウド化に対する市の考えをお聞かせください。

それを踏まえて、校務支援システムのクラウド化に対する考え方や取組についてお聞かせください。

3つ目は、学習用端末の整備について伺います。

学習用端末につきましては、昨年度の段階で小学校1年生から中学3年生まで1人1台が整備されていると承知しております。しかし、昨年度は破損により修理が多発し、予備機では足りない状況も報告されておりました。

そこで伺います。現在の学習用端末の整備状況を破損や故障への対応も含めてお聞かせください。

続いて、今後の学習用端末の整備について伺います。

現在使用している学習用端末は、令和2年度当初に整備された学習用端末を皮切りに、今後、契約更新や買換

えの時期が訪れます。今後の学習用端末の整備の契約更新や買換えを含めた考え方についてお聞かせください。

4つ目は、情報技術の活用について伺います。

まず、児童生徒の生成A Iの活用について伺います。

児童生徒の生成A Iの活用はメリットも大きいのですが、デメリットも指摘されているところです。しかし、市のD X同様、避けては通れない道と考えます。児童生徒が生成A Iを活用する考え方と具体的な対応についてお聞かせください。

次に、教育ダッシュボードの活用について伺います。

ダッシュボードとは、様々なデータを自動的に収集、分析、加工して簡潔にまとめ、集計値や表、グラフなどで視覚的に分かりやすく一覧化した画面のことです。これを教育の分野で活用することが提唱され、一部の自治体では既に教育の場で取り入れられ、効果を上げていると聞きます。

そこで伺います。教育ダッシュボード活用の考え方と取組についてお聞かせください。

次の項目に移ります。市立学校の校庭の人工芝化について伺います。

私は常々、公園を含め、子どもたちが遊ぶ場は人工芝化するべきと考えております。それは、経験的に人工芝で活動する子どもたちの自然に体が動く様子を見ているからです。8月19日に行われたタウンミーティング児童議会においても、児童の質問内容に学校の校庭の芝生化についての言及がありました。

そこで3点について伺います。

1点目、市川市の校庭の人工芝化についてどのように考えているか。

2点目、都内都市部や近隣他市の校庭の人工芝化について、今後の方向性について、これらを一括してお答えください。

次の項目に移ります。就学前幼児の読書について伺います。

令和5年3月28日、文部科学省は第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、教育委員会に通知しました。この第五次計画では、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進を基本方針としております。不読率の低減については、小学校1年生の不読率に、就学前の読み聞かせの実施が影響を与えているとの指摘があり、乳幼児期からの読み聞かせを推進することが重要であるとされております。

そこで伺います。まず、本市の保育・幼児教育施設における絵本の整備環境について、予算や蔵書数についてお聞かせください。

次に、本市のブックスタート事業、セカンドブック事業の現状についてお聞かせください。

最後に、現時点での今後の取組についてもお聞かせください。

次の項目に移ります。市立学校のプール清掃についてです。

市立学校のプール清掃については、働き方改革の一環として教員の業務を減らすという観点から、令和3年6月定例会において予算立てをして民間に委託するように要望したところですが、本年度、P T Aの予算で民間業者がプール清掃を行ったことに対する相談が複数の学校関係者や保護者からありました。

そこで3点お伺いいたします。

1点目、市立学校のプール清掃の現状について、2点目、プール清掃を民間業者に依頼し、P T A予算を充てることについての市の考え方、3点目、プール清掃の今後について。以上3点について、一括してお答えください。

次の項目に移ります。塩浜2丁目護岸干潟整備について伺います。2点お伺いいたします。

1点目として、海域環境調査委託料を計上した経緯と積算根拠についてお聞かせください。

2点目として、干潟整備に関するこれまでの議会答弁との関連についてお聞かせください。

以上、初回の質問といたします。初回答弁を伺い、必要に応じて再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からは大項目DXについての(1)から(2)についてお答えいたします。

まず、(1)市川市DX憲章についてのア、DX憲章に示された目標に対する進捗状況についてです。デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXは業務プロセスの改善のほか、社会課題の解決や新たな市民サービスの提供などを目的とする取組でございます。DX推進の背景といたしましては、少子・高齢化による働き手不足への懸念や情報技術の発展のほか、近年では新型コロナウイルスへの対応など、著しい社会の変化の中でも住民福祉の増進を図っていくことが求められる時代となってきたことなどが挙げられます。特に本市固有の背景といたしましては、新庁舎の開設を機に、市民との接点である窓口の見直しが求められてまいりました。そこで本市では令和2年4月にDX憲章を策定し、DXの目的と基本方針とともに事業の優先順位、3段階のマイルストーンを定め、効率化したリソースを再配置し、新たな価値創造理念として庁内外に向けて公表してまいりました。

これまでの具体的な取組といたしましては、DX推進体制の整備や職員の意識醸成のための各種研修を行ってまいりました。さらにマイルストーンとしましては、2021年1月を目標としていたワンストップの実現として、新庁舎オープンに合わせた1階窓口のワンストップ化を行ってまいりました。また、2023年3月を目標としておりましたワンズオンリーの実現としましては、一度提示した住所、氏名、性別、生年月日などの情報を重複して提示することなく、仕組みとしまして、マイナポータルのぴったりサービスや施設予約時のID番号の統合を一部施設で開始いたしました。マイナンバーカードの普及や国のDX推進の動向によりDX憲章の内容を一部見直しいたしましたが、2025年を目標としている電子市役所の実現に向け、24時間止まらない市役所を目指し各種オンライン申請の拡大、キャッシュレス化、チャットボットでのオンライン相談、基幹業務システムの標準化に向けた取組などを着実に進めていると認識しております。

続いて、イ、DX憲章の今後の展開についてでございます。DX憲章は、DXを推進する上で庁内の共通認識を図ることが主な目的であり、その策定により庁内におけるDXの機運醸成が高まり、その考え方が定着してきていると考えております。具体的な計画としましては、現行の市川市総合計画第三次基本計画における2025年度までの実施計画の中で、デジタル技術を活用した業務改善としてITツールを活用した業務効率化を進めることとしており、引き続きDXを踏まえた改善に努めております。さらに詳細な実行計画としましては、DXメニューとして具体的な取組を整理しており、今年度は内部事務の改善といたしまして、これまでのDX事例の庁内への周知、ペーパーレス化の推進、市民サービスの向上といたしまして、口座振替の受付を含めた新たな行政手続のオンライン化、道路台帳など、各種台帳の電子化に向けた取組を進めているところでございます。今後もDX憲章の理念を踏まえ、様々な計画の中にDXの要素を盛り込みながら取組を進めてまいります。

次に、(2)チャットGPTの業務での活用についてでございます。チャットGPTは、アメリカのOpenAI社が作成した対話型生成AIサービスで、インターネット上の膨大なデータを学習した人工知能が人間のよう自然に会話ができることが特徴でございます。利用方法としましては、OpenAI社のウェブサイトやスマートフォン用のアプリで利用ができ、令和5年3月にほかのアプリケーションと連携できるAPIというプログラムが公開されて以降、世界中の企業で様々な研究や開発が進められております。生成AIサービスの中でも革新的な技術として報道等でも話題となっており、各自治体でも試験運用及び一部活用の検討が始まっております。本市におけるチャットGPTの活用の現状といたしましては、既に本年8月にメリットを踏まえた活用方

法、また、懸念事項を前提とした運用の制限等を盛り込んだ庁内向けの手引を作成いたしましたして、職員へ周知を図っております。現時点では無料で使えるバージョンがある一方、より情報が新しく高性能化した有償版の提供もされており、質問と回答の入出力の文字数により従量制で費用が生じるものとなっております。

このような中、本市でも取り入れている自治体向けビジネスチャット、L o G oチャットの拡張機能といたしまして、本来有償となるチャットG P Tの最新バージョンの機能が本年9月末まで無償で使えることから、どの程度業務で活用が可能か、現在、企画部、情報管理部を中心に検証しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 私からは防災行政についての御質問にお答えします。

初めに、(1)災害時の水の確保や調達についてです。災害時の飲料水の確保については、市立小中学校の受水槽の活用や各家庭での備蓄に加え、本市の水道事業を運営する千葉県に給水活動を要請します。千葉県企業局市川水道事務所からは、災害の発生状況に応じて妙典給水場での給水や給水車による巡回配布などを行うと伺っております。供給能力としては、妙典給水場では1億ℓの水を確保しているほか、積載容量1,700ℓの給水車を3台保有しているとのこと。また、市川水道事務所の供給量で不足する場合には、県内のほかの水道事務所や県外からの応援体制を視野に入れて確保していくと伺っております。そのほか、災害時の物資供給に関する協定を締結している事業者や、相互応援等に関する協定を締結している市町村に支援を依頼し、飲料水の確保に努めてまいります。

次に、トイレなどに使う生活用水については、小中学校のプールのほか、市が管理する防災用井戸を活用するとともに、自治会が個人の井戸所有者と協定し、災害時に井戸水を提供していただく取組を行っております。

続いて、(2)市民への避難行動の周知についてです。災害の種別によって避難行動に違いはありますが、自分の命を守るために危険な場所から速やかに離れるという考え方は同じです。市では、災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるために緊急的に避難する避難場所を121か所、また、自宅の被災などで生活が困難な場合に避難生活を送る避難所を92か所指定しております。地震の場合、まずは落下物や転倒物などの危険がない屋外への避難が重要であり、そのための場所が避難場所となります。その後、延焼火災などにより避難場所に危険が迫ってきた場合には、広域避難場所に移動する2段階避難を想定しております。自宅の倒壊などによって生活する場所の確保が困難な場合には応急的な避難生活ができるよう、事前に指定した施設を避難所として開設いたします。

一方、水害の場合は、災害の発生までに時間的余裕があるか否かにより避難行動が異なる場合があります。基本的には、行政が発令した避難情報に合わせて避難の対象となる地域にお住まいの方は、市が開設した避難所や被害のおそれのない知人宅などに避難していただくこととなります。突発的な豪雨などで発災が切迫し、自宅から外に出て避難することでかえって危険が生じる場合には上階への避難、いわゆる垂直避難が有効となります。

続いて、(3)防災イベントの課題と今後についてです。今回開催した夏休み親子防災パークは、本市とともにイベントを主催したN P O団体からの提案もあり、子どもから大人へ防災知識が伝わることを目指すとともに、関東大震災から100年を迎えた節目の年を踏まえた内容といたしました。具体的には、震度7の揺れを体験できる地震体験車や、火災時の正しい行動について、クイズに答えながらゴールを目指すG E N S A Iめいろ、また水消火器による初期消火体験のほか、自助としての食料備蓄や応急手当てなど、必要な知識を楽しみながら学ぶ内容で多くの市民の皆さんに御来場いただきました。ここで子どもたちが体験したことを家族で話し合っただくことで、家庭内の防災・減災意識をさらに高めていただきたいと考えております。また、この防災イベントは、災害時の物資供給に関する協定を締結している事業者の皆さんや市内の大学、ボランティア団体などにも御

協力をいただき、産学官民によるイベントとしたことで、参加団体同士の顔の見える関係づくりにもつながったものと考えております。今回は初めての企画だったこともあり、イベントの周知方法や当日の運営方法などに課題があったと考えており、今後の展開については、参加団体の皆さんから御意見を詳細に伺いながら検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 私からは大項目3つ目の地域環境についてお答えいたします。

初めに、(1)マナー条例の現状と今後の方向性についてです。平成16年に健康で安全かつ清潔な都市の実現を図ることを目的として、市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例、通称マナー条例が施行されました。以降、マナー条例と発言させていただきます。このマナー条例では、歩きたばこ、吸い殻や空き缶などのポイ捨て、犬のふんの放置などを市内全域の公共の場所において禁止行為としています。また、市内15駅の半径約400mを路上禁煙美化推進地区と定め、地区内での喫煙のほか、吸い殻や空き缶などのポイ捨て及び飼犬のふんの放置をした場合には、条例違反として2,000円の過料を科すこととしております。このような禁止行為の定めにより、決められた場所で喫煙しよう、ポイ捨てをしないようにしようなど、市民の意識が高まり、生活環境が保持されているところでございます。また、過料につきましては、マナー条例施行後、1年間の周知期間を経て平成17年度から徴収を開始いたしましたが、当初約5,500件あった過料件数が平成22年度には約1,000件まで減少いたしました。その後、過料件数は増減を繰り返しながらも年間約1,000件台で推移していることから、マナー条例の効果は大きいものと認識しております。しかしながら、過料件数が1,000件台で下げ止まっていることは環境改善の向上が進んでいないとも言えるため、さらなるマナー向上を目指す新たな改善策が必要だと考えております。

次に、(2)の地域別の課題に対する考え方、取組の手法についてです。現在、市では看板や路面シート、電柱幕の設置などによる禁止行為の周知や、市民まつりなど各種行事での啓発活動のほか、市内の小学生や中学生を対象としたポスター標語コンクールを開催するだけでなく、市民マナー条例推進指導員による路上禁煙美化推進地区内の巡回指導や条例違反者への過料徴収によりマナー条例の推進に努めております。また、啓発物資の配布や地域清掃など、月2時間以上の地域活動を月額上限2,000円の報酬で担う市民マナーサポーターを募集し、市民の御協力もいただいているところでございます。この市民マナーサポーターに御提出いただく活動報告に地域での問題点を記載いただくことで地域ごとの課題を把握しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは大項目、道路行政についてお答えいたします。

初めに、(1)交通ルールに見える化の進捗状況についてです。自転車走行環境整備は、近年、自転車の交通ルールやマナーに対する市民意識が高まっていることから、市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画における自転車レーン等の整備とは別に自転車走行ルールの周知啓発、すなわち交通ルールに見える化を目的として実施しているものでございます。整備対象路線としましては、高い整備効果の見込める自転車通行量が多い駅周辺を対象としております。整備の内容は、自転車が走行すべき位置を明確にするため、基本的にはピクトグラムと矢羽根を路面に標示する方法や、道路の状況によってはピクトグラムのみを設置する場合など、現場状況に応じて対応しております。

進捗状況としまして、令和5年度は3つの路線で整備を予定し、1つ目は市道2339号及び市道2330号八幡小学校正門前の商美会通りでございます。2つ目は、市道0121号及び市道5183号の真間銀座通りと市川グランドホテ

ル西側のアイアイロード市川、3つ目は、市道0122号及び市道1282号の市川手児奈通りのうち国道14号市川駅北口交差点から手児奈橋までの区間で整備を進めております。

なお、各路線の現状としましては、3路線とも既に施工会社との契約を締結しており、商美会通りの整備は完了しております。

続きまして、(2)都市計画道路3・6・32号市川鬼高線工事の進捗状況と現状の課題及び対策についてです。都市計画道路3・6・32号市川鬼高線は、現在、外環道路との接続部から保健センターまでの区間約650mを拡幅整備しております。整備の内容としましては、全体幅員16mで、幅員の構成は幅3mの車道と幅1.5mの自転車レーンを双方の車線に整備し、その両側に幅3.5mの歩道を設置するものでございます。整備の状況としましては、外環道路から主要地方道市川浦安線までの区間約520mは南側の歩道が完成し、既に供用を開始しております。今後の予定でございますが、令和5年度は道路北側にある水路の工事などを進めており、令和6年度からは北側の歩道整備を含めた道路築造工事や電線共同溝敷設工事を実施する予定で、令和7年度末の整備完了を見込んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、教育の情報化について、市立学校の校庭の人工芝化について、市立学校のプール清掃についてお答えいたします。

初めに、教育の情報化についての(1)市立小中学校のネットワーク環境についてです。Wi-Fi環境の現状につきましては、令和5年度に入り、GIGAスクール関係の通信をセンター集約型からローカルブレイクアウト方式への転換を行いました。今回、学校拠点より直接インターネットに抜けるシンプルな構成となり、児童生徒が同時にタブレット端末を使用した際の通信遅滞が減少されるとともに、障害への迅速な対応が可能となります。また、アクセスポイントにつきましては、普通教室に必要な数の配置を行っております。本年度、教室移動等のあった学校へは希望を取り、可能であれば移設を行っております。理科室を除く特別教室、体育館への配置は実施できておりません。可搬型ルーターでの対応も含め検討しております。

続いて、保守業者が1社となったことによる課題と対応についてです。既存の構成では、大きく2つの事業者が保守を行っていたため、2つの事業者に責任の所在や通信の不具合等を確認するために時間がかかりましたが、保守業者が1社になったことにより、トラブルの際の責任の所在、通信の不具合への対応等の課題は解消されました。保守業者1社に過度に依存することにならないよう、文部科学省のガイドラインに基づいて、業務内容が費用対効果を上げる適正なものであるかを関係部署と連携し、調査、確認しております。

次に、(2)市立学校のネットワーク環境のクラウド化についてです。文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの一部改訂により、クラウドサービスの利活用を前提としたネットワーク構成を目指す方向性が打ち出されました。本市でも、同様にクラウド化の必要性を考えております。現状としましては、教育活動の質の向上と教職員の働きやすさを推進するため、校務のDX化に向けて検討を始めております。

続いて、校務支援システムをクラウド化する考え方と取組についてです。校務支援システムは、教職員用端末と児童生徒用端末にそれぞれ別のセキュリティーがかかっているため、児童生徒の状況を自由に閲覧したり、学びの状況を確認したりすることに制限がございます。使用できる機能も限定され、USB等による情報の持ち出しによる情報漏えいのリスクも存在します。そのため、重要なデータにはより強固なセキュリティー対策を講じた上で校務支援システムと学習系ネットワークの一体化が必要であり、実現させるためにはクラウド化が有効であります。そこで、本年度、学校の教職員、教育行政職員を募り操作体験会、検討会を実施し、クラウド化に関する参加者からの意見を聴取したところです。

次に、(3)学習用端末整備についてです。現状の児童生徒1人1台端末の整備状況につきましては、8月末までに新1年生用の学習用端末の学校配備が終了し、市立学校の全児童生徒が使用できるようになります。破損の状況につきましては、令和3年度は約620台、令和4年度は約1,900台、令和5年度7月現在までの破損は約220台となります。破損への対応といたしましては、偶発的な故障では弁償を求めることはありませんが、故意による破損については弁償の対象となります。

続いて、今後の学習用端末整備の契約更新時、買換え時の対応を含めた考え方についてです。学習用端末は3種類あるものを1種類へと移行を進めておりますが、学習用端末の破損数の増加に伴い多額の修繕費が必要となっていることから破損しにくい端末を指定し、リースする形に切り替えていく方向で検討しております。現在、児童生徒が使用している端末の性能は、文部科学省から示されている基準はクリアしておりますが、今後は性能の優れた端末に置き換えることにつきましても、検討事項であると考えております。

次に、(4)情報技術の活用についてです。生成AIを活用する考え方につきましては、児童生徒の発達段階を十分に考慮し、使いこなすための力を意識的に育てていく姿勢は重要であると考えております。学校における生成AIの活用につきましては、令和5年7月4日、文部科学省から生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインが通知され、ガイドラインには年齢制限や保護者同意などの利用規制遵守、個人情報や著作権侵害に関する十分な指導等の基本的な考えが示されております。教育委員会から市立学校には、夏季休業前に長期休業中の課題等について、生成AIで作成したものをそのまま自分の作品として提出してはいけないことを児童生徒に周知いたしました。今後の具体的な対応につきましては、児童生徒だけでなく、教職員及び保護者も生成AIの性質や、メリットやデメリット等の一定の知識を獲得する必要があります。一部の学校を対象にパイロット的な取組を推進しながら蓄積を進め、活用が有効な場面を検証しつつ限定的な利用から始めるとともに、ガイドラインの作成や検証方法を検討してまいります。

最後に、教育ダッシュボードの考え方と取組についてです。現在の学校では、児童生徒に関するデータが紙や電子で蓄積されていますが、データが校務系システムや学習系システム、個々の端末等に散在している状況にあります。教育ダッシュボードとは、クラウド上に存在する児童生徒に関する学習、生活における様々なデータを自動的に収集、分析、加工して簡潔にまとめ、集計値や表、グラフなどで視覚的に分かりやすく一覧にした画面のことです。教育ダッシュボード機能を活用することで、全ての児童生徒一人一人の力を最大限に引き出すためのきめ細かい支援を可能にすることにつながり、児童生徒はこれまでの自らの学びを振り返ったり、学びを広げたり伝えたりすることが可能になります。また、教員はよりきめ細かい指導や支援が可能となり、自身の経験や知見を照合することで自身の成長にもつながることが期待されます。この教育データの利活用の一つの方法が教育ダッシュボードであり、システムの再構築の際の導入に向けて検討しております。

続いて、大項目、市立学校の校庭の人工芝化についてお答えいたします。

初めに、(1)校庭の人工芝化の考え方についてです。人工芝は、土の校庭と比較して整備費用がかかる面もありますが、利点といたしましては、足腰への負担が少ないことや、転倒した際にけがの発生が少ないことなどがあります。また、排水性や透水性に優れているため、雨天時での利用や雨天後に速やかに利用することが可能です。さらに、土ぼこりが発生しないため、近隣の住環境への配慮となることが挙げられます。

次に、(2)都内都市部や近隣他市の校庭の人工芝化の状況についてです。令和5年度、千代田区、中央区、港区、新宿区などの都内都市部の教育委員会に確認したところ、学校の校庭は、土の校庭は少なく、人工芝等の材質で整備している学校が多いことがうかがえました。また、近年、人工芝の校庭が増加傾向にあることが分かりました。一方、浦安市、船橋市、松戸市などの県内の近隣他市の教育委員会に確認したところ、学校の校庭で人工芝で整備している学校はございませんでした。市川市の市立学校の校庭におきましては、人工芝を整備してい

る学校は現時点で大洲中学校のサブグラウンドのみとなっております。

最後に、(3)今後の方向性についてです。今後、計画的に学校の建て替えを実施していく予定となっております、校庭につきましては、学校関係者や保護者、児童生徒の意見を聞きながら材質の特性やコスト等を含め適切な材質を選考していく予定です。その際、人工芝についても検討してまいります。

最後に、市立学校のプール清掃についてお答えいたします。

(1)現状のプール清掃についてです。市立学校の水泳学習におけるプール清掃につきましては、東日本大震災以降、放射能の影響など安全面を配慮し、教職員を主として保護者、地域の方々と大人が行うこととしてきました。今年度、市内数か所の学校プール周辺等の空間放射線量を測定したところ、子どもが日常活動している校庭の数値とほぼ同等だったことから、学校長の判断の下、児童生徒がプール清掃を行うことも可能である旨を市立学校へ周知いたしました。今年度のプール清掃の現状といたしましては、これまでと同様に、多くの学校で教職員と保護者が協力してプール清掃を行っておりますが、一部の学校ではプール清掃業者に依頼して行っていたことを確認いたしました。

次に、(2)プール清掃を業者に依頼し、P T A予算を充てることについてです。プール清掃を業者に依頼することは教職員の業務負担を軽減するとともに、専門業者による徹底された作業により、今まで以上に衛生的な環境の中での水泳指導が可能になると捉えております。今年度、P T A予算を充ててプール清掃を業者に依頼した学校は数校ありました。教職員の負担軽減のため、学校とP T Aが話し合い、やむを得ない対応になったものと認識しておりますが、業者を依頼するためにP T A予算を充てることは適切ではないため、今後同様のことがないように、各学校に周知徹底を図ってまいります。

最後に、(3)今後についてです。教育委員会といたしましては、プール清掃の業務委託を含め、教職員の働き方改革につながる業務負担の軽減に努めることを全市的に推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目7つ目、就学前幼児の読書についての(1)保育・幼児教育施設における絵本の整備環境について及び(2)ブックスタート事業、セカンドブック事業の現状についてのうち、こども館での取組についてお答えをいたします。

初めに、(1)についてお答えします。本市の公立保育園及び公立幼稚園における絵本などについては、公費での購入や地域住民の方などからの寄附、図書館からの寄贈などにより蔵書数を増やしてまいりました。令和5年8月現在の蔵書数は、公立保育園20園合計で約2万1,000冊、公立幼稚園6園合計で約2万2,000冊を保有しており、園児1人当たりの冊数としては、公立保育園が約14冊、公立幼稚園が約77冊となっております。また、絵本などの購入のための予算は、令和5年度当初予算ベースでは公立保育園全体で約60万円、公立幼稚園は必要に応じて購入することとしており、教材費で対応しております。今後も継続的に絵本などの購入を進め、子どもたちが新しい絵本と出会える環境の充実に努めてまいります。

なお、市内の私立の保育園、幼稚園の蔵書数や購入経費などの状況については、現在のところ把握しておりません。

次に、(2)についてお答えいたします。ブックスタートとは、1990年代にイギリスで始まった、絵本を通して赤ちゃん楽しい時間を過ごすことを応援する運動で、親子が絵本を開くきっかけづくりとして、ゼロ歳児に絵本を配布する事業が一般的に多く行われております。また、セカンドブックにつきましては、ブックスタートで始まった絵本との関わりを継続させていくために、おおむね3歳前後の子どもへ本を配布する事業が実施されることが多く見られます。本市では、市内14か所のこども館で、絵本の読み聞かせ「たのしく絵本！はじめの一

歩」をブックスタート事業として定期的実施しております。これは生後4か月以降の乳幼児の保護者に対し、子育てに積極的に絵本を取り入れてもらえるよう絵本の選び方や楽しみ方などを説明する行事で、令和4年度は延べ約1万2,000人の親子の参加がございました。

なお、絵本の配布やセカンドブックに位置づけている事業は行っておりませんが、こども館全館に絵本コーナーを設置し、親子がいつでも気軽に絵本を楽しむことができる環境を整えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 私からは大項目、就学前幼児の読書についての(2)ブックスタート・セカンドブック事業のうち、図書館における現状について及び(3)の今後の取組についてお答えいたします。

生涯学習センター内の中央図書館には、乳幼児から小学生向けの図書を集めたこどもとしょかんを併設しており、現在、約2万冊の児童書が書架に並んでおります。図書館におけるブックスタート事業につきましては、こどもとしょかんにおきまして、定期的に司書職員による絵本の読み聞かせ会を開催しております。令和4年度の実績といたしましては、中央図書館において、ゼロ歳児から3歳児までの親子を対象としたらっこの会を8回、4歳児から小学生までの親子を対象としたえほんの会を38回実施し、親子合わせて500名の参加をいただきました。このような読み聞かせ会につきましては、中央図書館のほか、行徳、信篤、南行徳の各地域図書館でも令和4年度に計39回開催し、約500名の参加がございました。また、市川市の図書館では、年齢や学年ごとにお勧め本のリーフレットを配布し、子どもたちが本に親しめる環境づくりに努めております。このほか、図書館に来館しなくても、自宅にいながら本に親しめる取組として、令和3年度より絵本や紙芝居の読み聞かせ等に関する動画を制作し、YouTubeで配信しているところでございます。

次に、(3)の今後の取組についてであります。本市では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、令和4年度に市川市子どもの読書活動推進計画の第二次計画を策定し、今年度から施行しております。この計画では、「豊かな心を育む、本でつながるまち、いちかわ」を基本的な理念に掲げ、本市のこれまでの取組と課題等を踏まえつつ、国が定める基本計画や千葉県が定める推進計画を参考に進めるべき施策を体系化しております。具体的には、これまでの図書館での読み聞かせ会の開催に加え、家庭での読書を推進するため、保護者向けの読み聞かせ講座を開催するなどの新たな事業を盛り込んでおります。この講座については本年5月と6月に開催し、いずれも保護者から好評を得ているところでございます。このように子どもの読書活動の推進を図るためには、家庭、地域、学校等の3者それぞれが読書環境を整備するとともに、互いに連携を深めることが大切です。今後につきましても、計画の基本理念である「本でつながるまち、いちかわ」を具現化するため、地域の図書館やこども館と保育園や学校、そして家庭が互いに連携を深め、子どもたちが本に親しむことのできる環境の一層の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 私からは大項目、塩浜2丁目護岸干潟整備についてお答えをいたします。

初めに、(1)海域環境調査委託料を計上した経緯と積算根拠についてであります。まず、調査委託料を計上した経緯です。本市は海が身近にあるにもかかわらず、市民が直接海に触れられる場所がないことから、三番瀬の再生事業を行う千葉県に対して20年以上にわたり、塩浜2丁目護岸前面の海域に干潟等の整備を要望してまいりました。しかし、県は、海に触れ合う親水性には効果があるものの、三番瀬全体の自然環境再生の効果は限定的であり、県事業としての実現性は低いとの理由から干潟整備は実施されておらず、本市は市事業としての干潟整備について調査、研究を続けてまいりました。現在計画している干潟は、塩浜2丁目の塩浜三番瀬公園の前面海

域で幅100m、奥行き50m、5,000㎡の範囲の整備を考えております。また、干潟の形成に当たりましては、海域の環境に影響を与えないよう、山砂ではなく三番瀬の砂を使用することを考えております。本市では、令和4年度から7年度にかけて漁港から漁場への航路を確保するしゅんせつ工事を行っており、整備予定箇所に7年度にしゅんせつした砂をまく事前覆砂を予定しております。この事前覆砂によりまして、砂留めと干潟全体の設計に当たって事前に砂つきの検証を行うことができる、干潟整備の総費用から干潟形成にかかる費用を節減することが可能となり、加えてこのしゅんせつ工事は7年度を最後に今後長期間行う予定がないことから、今回の機会をぜひ生かしたいと考えております。

なお、調査委託料につきましては、事前覆砂を行う前に周辺海域の環境調査をする必要があることから計上したものであります。

次に、積算根拠であります。海域環境調査ではモニタリング調査と深淺測量を実施いたします。モニタリング調査につきましては、底質、水質、海生生物、地形について調査をします。県が実施しました塩浜護岸整備事業と同様に春夏期の年2回を予定しております。また、今後の作業に必要な、周辺まで含めた海域の深さを調べるために深淺測量を実施いたします。費用につきましては、モニタリング調査に約1,400万円、深淺測量に約1,000万円、合計2,400万円を見込んでおります。

なお、モニタリング調査を令和5年度と6年度に実施するため、繰越明許費として計上しております。

続きまして、(2)これまでの議会答弁との関連性についてであります。塩浜地区の三番瀬再生に関する本会議での御質問につきましては、平成11年からこれまで延べ約80回、直近5年間では6名の議員の方々から延べ11回の質問がなされ、干潟整備の推進を促すような御意見をいただいております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 答弁を伺いました。必要に応じ、順にさらに詳しく伺ってまいります。

冒頭、議長にお願いいたします。再質問の順序ですが、大項目9番目の塩浜2丁目護岸干潟整備についてを最初に伺い、あとは順番どおりとしたいのですが、お許し願えますか。

○稲葉健二議長 許可いたします。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。

では、塩浜2丁目護岸干潟整備について伺ってまいります。県が平成27年に公表いたしました三番瀬干潟的環境形成検討業務委託、これを参考に再質問させていただきます。6点申し上げますので、一括してお答えいただければと思います。

まず1点目、市が提示した案は、県が平成26年度に検討した8つの案のうちのB案を基本にしていると、このように思いますが、その根拠について。また、その案はコンサルに委託したのか、市で検討したのかについてお答えください。

2点目、千葉県との調整内容について伺います。

3点目、水深などの地形調査はどのようにするのか。

4点目、県が実施した砂づけ実験の内容と量はどれくらいか。

5点目、令和7年度の航路整備事業のしゅんせつ土量と事前覆砂に使用する土量はどれくらいか。

6点目、台風の高波でも大丈夫か。

以上、6点について伺います。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 6点の再質問についてお答えをいたします。

まず1点目、市が提示した案についてです。県の報告書によりますと、A案、C案につきましては、干潟の周囲は堤防に囲まれているものの一部が開いており、そこから砂の流出が考えられるとのことであります。また、B案につきましては、周囲を仕切り板で囲い、砂が流出しない形状となっていることから、市の形状はこのB案を基に市職員で検討いたしました。

なお、県の堤防等についてはコンクリート構造物であります。市の案は、県が塩浜1丁目と2丁目の境で干潟の砂づけ試験を行った土のう袋状の砂留め形状を参考として、満潮時に水中に隠れる自然の石を金網に詰めた蛇籠を砂留めとして設置することとしております。

次に2点目、千葉県との調整についてであります。県は、これまでも塩浜護岸整備に伴いモニタリング調査を実施してきていることから、本市はモニタリングの項目やその内容について相談をしております。また、事前覆砂や砂の流出を防ぐ蛇籠を設置する際の手続についても併せて相談をしております。

次に3点目、水深などの地形調査についてであります。地形調査につきましては、モニタリング調査と並行して深淺測量を実施いたします。深淺測量は現場周辺の海域、干潟予定箇所から護岸沿い、東西方向に750mずつの1.5km、沖合方向に1kmの範囲で水深を計測するものであります。

次に4点目、県が実施した砂づけ試験についてです。砂づけ試験は、平成21年度に塩浜1丁目と2丁目の境に砂づけ箇所として、土のう袋を護岸から直径約12mの半円状に置き、その中に山砂を100m³投入し、約2年間、地形の変化を確認したものです。その結果、波によって陸側から海側へ土砂が移動し、盛土した時点の形状は保たれておりませんが、10年以上が経過した現在でも土砂が定着しております。

次に5点目、しゅんせつ土量と事前覆砂の土量についてです。令和7年度に見込んでいる航路整備事業のしゅんせつ土量は約1万m³で、その全量を事前覆砂に使用する予定です。

最後に6点目、台風の高波についてです。令和7年度に実施を予定している事前覆砂により砂の定着具合を検証していく中で、波による浸食状況を見極めて干潟全体の設計に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 伺いました。願いが実現するよう、まとめと要望を申し上げます。

県としては干潟化は困難との結論だが、我々の手で実現しようではないかと市職員の熱い思いが、塩浜2丁目護岸前面に人工干潟をとる市川市民の願いを実現へ向け前進する提案だと、このように思います。今回の提案は実によく考えていることは理解できましたが、大きな弱点は、台風の高波によって、この蛇籠が波にのみ込まれてしまうのではないかと点です。とすれば、蛇籠は流され、せっかくの砂も全部なくなってしまうでしょう。答弁のとおり、しっかり浸食状況を見極めていただきたい。

振り返ると、この提案の原点は、100mの護岸に奥行き50mの干潟をとる千葉県の設定にあります。この設定は県の報告書にありますが、当時の制約条件の留意事項として、干潟としての機能を有し、多様な環境を創出すること。2として、人が海と触れ合える親水機能を有することとあります。地盤の安定及び砂泥の流出防止のための構造物の設置は記載されていますが、台風などの高波、大波に対する留意点は示されていません。一番大切なことが抜けています。

また、もう一つの視点は、報告書には、護岸から直接人が海に触れ合えることを想定し、最大限利用される範囲として、階段式護岸の前面である100mに限定し、岸からの距離を50mとして、一定の規模に条件を整えて複数案の比較検討を行った。検討対象の案は以下に示す8案となったと記載されております。

以上のことを考えてみますと、一番大切な自然の力を本当に考えた上での報告書であるか、疑問が残るところ

です。今回のしゅんせつ土は全部で1万 m^3 。幅100m、奥行き50m、深さ2mの海面を埋めると、ちょうど1万 m^3 となります。すなわち県の実験では、120m、100 m^3 ですから面積で40倍、立米数では100倍の実験とも言えます。一方、1万 m^3 のしゅんせつ土は、蛇籠を設置しない状態で幅100m、奥行き50m、深さ2mの海面に埋めるので、しゅんせつ土は100掛けの50mの予定区間に収まることはなく、外に広がり、さらに時間の経過ではしゅんせつ土は移動するでしょう。ということは、さらに相当なしゅんせつ土を新たにどこからか運んでこなければ、幅100m、奥行き50mの干潟は生まれえないということは明らかだと考えます。

そして何よりも、先ほども申し上げましたとおり、自然の力の前には人の力は及ばないことが多くあります。台風のことを考えると、蛇籠が台風に対応できる最もよい工法か。もっとすばらしい工法と出会うかもしれません。ほかに自然の力により、台風にも対応する干潟が出現する方法があるのではないのでしょうか。千葉県との協議、また、千葉県の協力をさらに得られないものでしょうか。3年間の時間があるわけですから、2,400万円の海域環境調査費を有効に活用し、自然に逆らわず、自然の力により干潟を創出することについてもう一度考えてみてはいかがかという話も聞こえております。いずれにしろ、数年後、塩浜2丁目護岸前面に市川市民が喜ぶ干潟が現れますことを強く要望し、次の項目に移ります。

DXについて伺ってまいります。DX憲章のマイルストーンにつきましては、おおむね良好というところだと思います。ワンストップ、ワンスオンリー、電子市役所という実現テーマを掲げ、着実によい成果を上げていると私も思います。しかし、ある記事を見て少しがっかりしたので、そのことをちょっとお話ししようと思いません。

それは、時事総研が出している全国自治体DX推進度ランキング2023というものです。ランキングですので、わくわくして市川市の順位を探したのですが、100位にも入っていませんでした。千葉県を見ますと、成田市や流山市が100位以内に入っています。時事総研のランキングの根拠となるものを調べたところ、総務省が毎年発表している地方公共団体における行政情報化の推進状況調査の結果によるとのことです。これは総務省が全国の地方公共団体に調査をかけ、その結果をまとめたものということが分かりました。もちろん市川市も総務省に提出しているというものでした。時事総研のランキングで1位になることを目指しているわけではないのですけれども、DXが進んでいると思われる市川市が他市と同じ調査を受けながら100位にも入っていないと。これは腑に落ちません。もしかしたら我が市のDXは大きな偏りがあるかもしれないとさえも思いました。全国自治体DX推進度ランキングのトップ100にも入っていないこと、このことについてどのようにお考えか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

御質問のランキングにつきましては、出版社の独自の配点基準により算出されたランキングでございまして、どの部分に強弱があるか、ちょっと不明なことではございますので、本市がランキング外となった個別具体的な原因につきましては分かっておりません。しかしながら、本市ではワンストップサービスや窓口事前予約システムの導入、RPA等のITツールの活用や庁内の無線LAN化等など、調査項目にはない取組を多々行っておりまして、本市のDX推進の取組は決してほかの自治体に後れを取っているものではなく、むしろ進んでいるものと認識しております。今後はさらなる市民の利便性向上に向けまして、全国上位ランクとなっている自治体の事例を確認し、本市も取り組める部分がないか、また効果的なサービスの導入の検討ができないかなど、検証を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 他と比較することで見えてくるものが必ずあるというふうにも思います。さきのランキングで進んでいるとされる市の調査結果を参考に、さらによりよいDXの取組を進めていただきたいと、このように思います。

次に移ります。初回答弁の中にマイルストーンの一部を見直したとのがございました。どのような見直しを行ったのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

DX憲章で定めたマイルストーンにおいて、2023年3月時点の本市を取り巻く環境といたしましては、マイナンバーカードが全市民に配布されている上での実現テーマを定めておりました。しかしながら、DX憲章見直し時点の令和4年12月末における本市のマイナンバーカードの交付率が57.2%であったこと。また、国の動向として、マイナポータルにおいて、特に市民の利便性向上に資する手続として、子育て、介護、被災者支援に関する27の手続が実装され、マイナンバーカードを活用し、住所、氏名、性別、生年月日の情報入力に対しワンスオンリーが実現できるようになったこと。これらDX憲章策定当時に想定していた状況と本市を取り巻く環境との変化に合わせまして、例えば全市民としていた表記や対象となる情報の項目を追記するなど、マイルストーンの内容を一部見直したものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 確かにワンスオンリーの実現に当初はマイナンバーカードの全市民への普及が環境として挙げられていました。下方修正したということでしょうか。税や社会保険などを含めワンスオンリーを考えると、マイナンバーカードによる個人のID化、これは必ず必要というふうにも思います。マイナンバーカードの普及とワンスオンリーの実現をセットということだというふうにも思います。

今回のDXのヒアリングの際に、市民部にもこのことについては伺いました。そのことを少しお話ししますが、マイナンバーカードの普及についてお話を伺ったところ、現在の交付率は72%。見直しのときは57.2%ですから、かなり上がっているということでございます。また、ちなみに、現在全国で問題となっているマイナンバーカードに関連したトラブル、または返納に関する市川市の状況をお伺いしたところ、トラブルは生じていないと。返納というところは40件程度あったということでもございました。市川市では、マイナポータルの登録等で住民にきめ細かく対応していると、このように聞いております。国では、マイナンバーカードをめぐる様々な課題が取り沙汰されておりますけれども、個人のID化は避けて通れないというふうにも思います。市川市においては、着実にマイナンバーカードの普及に取り組み、ワンスオンリーの実現に向かっていただきたい、このように思います。

DX憲章の今後の展開に移ります。国は令和5年6月、デジタル社会の実現に向けた重点計画というものを発表いたしました。この計画の中ではデジタル3原則として、デジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップが挙げられております。市川市が目指すマイルストーンの実現テーマ、これは国の考えでは原則ということなんでしょうね。本市の今後の行政サービスのデジタル化に関して、このデジタル社会の実現に向けた重点計画、これとの関係をどのように考えているかお聞かせください。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

国の重点計画の中で、特に国民に対する行政サービスのデジタル化につきましては、今、御質問者おっしゃったように、マイナンバーカードの利用やオンライン市役所サービスなど、DXの推進が掲げられております。本

市におきましても、電子市役所の実現に向け、国の重点計画に沿って取り組んでいくことにより市民及び職員双方の利便性を向上させるとともに、様々な給付など、必要な支援を迅速に行える環境整備ができるものと考えております。今後、マイナンバーカードの普及とともに利用できるサービスが多様化していくものと考えており、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 これを見ていきますと、市だけではなく、県との関係で進めなければならないことも多々ございますので調整が大変だと思いますが、行政サービスのデジタル化、さらに進めていただきたいというふうに思います。

今後について、さらに伺います。初回の御答弁では、具体的な取組をDXメニューとして整理しているとのことでした。DX憲章とは別に詳細な実行メニューを公表していく考えはないのか伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

基本的な方針や理念を示したDX憲章に加えまして、本市がこれまで実行してきた内部事務の改善や市民の利便性向上に向けたDXの取組、そして、これから取り組んでいくメニューを公表していくことで電子市役所の実現に向けた姿勢を庁内外に示すことができることから、今後、積極的に公表していくよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ぜひ公表していただきたいというふうに思います。DX憲章を基に、各部各課でできることからDX化をどんどん図っているわけですが、市民目線で市川市のDXは具体的に何をしているのかという視点で見えていきますと、とても分かりづらいのが現状だというふうに思います。ぜひ市民目線で、できれば子どもたちにも説明できるように、ワンストップ、ワンズオンリーの視点でいいと思います。具体的に今できていること、これからやろうとすることがよく分かるような、そんなものをつくっていただきたいというふうに思います。

チャットGPTに移ります。今後、業務での活用が見込まれるわけですが、市の業務での活用をする上でメリットとデメリットをどのように考えているかお聞かせください。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

チャットGPTは人間と会話しているような自然なやり取りが可能であり、直前のやり取りの情報を踏まえて回答すること、物語のような文章も創作できること、さらに非人道的な文章を出力しないようにしていることから、業務上で活用するメリットといたしましては、文書の添削、校正によりミスの軽減、情報検索や文書作成のための時間の削減、職員のみでは思いつかないアイデアの創出などが期待でき、業務効率化やアイデアの補完に役立てられることが挙げられます。一方で懸念要因といたしましては、統計的なパターンに従って回答を作成するため、内容が正確であるとは限らず誤情報による混乱が生じること、AIが学習するために入力した情報がサーバー側に蓄積されていくことから個人情報や機密情報が流出するおそれがあること、著作権や商標権を侵害するおそれがあること、また、チャットGPTを多用することで職員の企画力や創造力の低下が懸念されることなどが危惧されております。チャットGPTはあくまで業務効率化の一つのツールであり、市民にとってメリットが生じる活用方法を前提に引き続き情報収集を行い、研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 デメリットを克服してよりよい活用、これをお願いしたいというふうに思います。デメリットの克服については、他の自治体の先行事例の研究、プロジェクトチームによるボトムアップ型のルールづくり、これをぜひお願いしたいというふうに思います。

市川市のDXについて、DX憲章を中心に伺ってまいりました。デジタル化は避けては通れない道というふうに考えます。しかし、その目的は人々が幸せに生活できることだというふうに思います。決してデジタル化が目的とならないようお願いしまして、次の項目に移ります。

防災行政について伺いました。水の確保、大変重要だというふうに改めて思います。伺いまして、県や他市の応援体制、これが確保してあるということで安心しました。

さて、自助ということで考えますと、飲料水は、現在は1人1日3ℓ、最低3日分の備蓄が必要というふうになっております。市民への周知はどのように行っているのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

自治会等が行う防災訓練や講演会などの際に職員が出向き、直接自助の備えの重要性についてお話するとともに、これまでも広報紙や市公式ウェブページなどを活用した周知啓発を進めてきたところです。特に今年は関東大震災から100年の節目の年を迎えるに当たり、備蓄も含めて様々な防災、減災の備えについて、年間を通して広報紙に記事を掲載しております。今後も市民の皆さんに自助の備えやその重要性を分かりやすく伝え、実践していただくために、あらゆる機会を捉え周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 伺いました。この自助については、4人家族だと1日12ℓ、3日分で36ℓの備蓄ということになるんですね。これだけあれば安心というマックスの数字だと思いますけれども、これは結構ハードルが高いというふうに思います。私自身、不勉強で、今回、このことを取り上げつつ、いろいろヒアリングを行う中で、これがしっかりと明記されているということを改めて知った次第で、校長在職中には、この数値というのは目につきませんでした。私のような人間が多々いるのではないかというふうに思います。ですので、さらに周知を深めていただきたい。マックスではこれぐらい必要なんだということは常に発信していただきたいなというふうに思います。

次に、生活用水についてですけれども、防災用井戸や民間の井戸の活用を想定しているということでございます。なるほど井戸にも自助、共助、公助があると、こういうことなんだなというふうに思いました。災害時の井戸の利用について、現状と課題をお聞かせください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

本市の防災用井戸は市内に12か所あり、その内訳は公共施設が10か所、民間施設が2か所となっております。また、災害時の利用について、自治会と井戸所有者が協定を締結している井戸は市北部を中心に約350か所となっております。生活用水の確保のためには井戸の活用も有効と考えておりますが、地域的に偏りがあることは認識しているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 南部地域、これがやはり少ないように思います。地形的にも致し方ないのかなというふう

にも思いますが、今後、南部地域に公助の井戸を新たに設置する考えはあるのでしょうか。また、南部地域において、共助の井戸とすることが前提で、もし民間が井戸を設置したいとなったときには補助金制度が必要に思いますが、お考えをお聞かせください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

水の確保については、市民の皆さんや市の備蓄のほか千葉県による給水活動など、既存の枠組みでの対応を想定しているため、新たな防災用井戸の設置は考えておりません。しかしながら、民間事業者などが井戸を設置した際には、地域の自治会と事業者との間で災害時における協定を締結していただくなど、共助による取組につながるよう働きかけてまいります。

なお、民間の井戸設置への補助に対しましては、今後、他市の状況などを調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 共助の井戸の設置はぜひ補助金を考えていただきたいというふうに思います。飲み水で言えば、生活用水として大切なもの、必要になってくると思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいというふうに思います。

次に避難行動の周知、これについて伺います。地震と水害では避難行動が違うことがよく分かりました。また、水害においては時系列的な考え方があるということもよく分かりました。

そこでさらに伺いますが、行徳地域、町全体が低く、水害時には垂直避難が重要と、このように思います。この垂直避難の周知について、どのように行っているのかお聞かせください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

本市は、地域によって災害の種別による被害に様々な特徴があります。例えば市の北部地域は、真間川や大柏川の氾濫によって大きな浸水被害につながる河川が多数流れているといった特徴があります。一方、行徳地域は、海拔の低い地域ではありますが、北部と比較すると地域内に流れている河川が少ないため、そのような河川の氾濫による浸水被害は少ないと想定しております。行徳地域における深刻な水害としては、発生自体は非常にまれと考えますが、江戸川の堤防決壊による氾濫や高潮による大規模な浸水被害が考えられます。これらの災害が発生し、浸水区域外へ避難する時間的余裕がない場合には垂直避難が有効となります。このように想定される災害の種類や規模、地域などによっても、求められる避難行動が変わってきます。水害の場合にはある程度の予測が可能のため早い段階から情報収集し、避難行動を準備することが重要であり、時間的余裕がない場合での垂直避難などの考え方も併せて地域の防災訓練や講演会、また水害ハザードマップなど、あらゆる機会を通じて周知を行っております。これまでも分かりやすい周知を心がけておりますが、今後はより地域の特徴を考慮した内容にするなど、さらなる工夫を図ってまいります。

また、小中学校の体育館などの避難施設に避難後、浸水が拡大した場合には命を守る行動として、校舎の上階への垂直避難を余儀なくされる場合も考えられます。そのような場合に備え、状況によっては避難スペースとなっていない特別教室などに緊急的に避難する可能性があることについて、施設管理者とも認識を共有したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。垂直避難、これが重要だということはよく分かりました。自宅

だけでなく、その避難所においても、これが必要な場合があるということだと思います。避難所となる学校への周知、これも重要に思います。市川市は、小学校区ごとにその地域で起こり得る災害リスクや被害特性をまとめた市川市防災カルテが形成されております。これを見ると、実に地域によってリスクや被害に違いがあるということがよく分かります。市のホームページ上で誰もが閲覧できるようになっているわけですが、この防災カルテはカルテとして示すだけでなく、家庭、地域での活用を促して地域特性を理解し、効果的な防災対策に取り組みましょうと、このようにしています。私は、この防災カルテをさらに生かす取組をこれからしていくべきではないかなというふうに思います。

そして、避難所となる学校で垂直避難が必要ということでございました。防災カルテで洪水や氾濫が心配される地域の学校では、建て替え時、体育館を2階に設置するなどという対策も今後検討していくべきかなというふうにも思います。

水害はまれにというような言及も今ございました。確かにそうだと思いますけれども、氾濫というのも、今、マンション等で非常に水浸しになるというような事件が報道されております。いろんな災害がいつ起こるか分かりませんので、避難するには早めの周知というお話もございましたので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に移ります。防災イベントについてですが、市役所等を使った防災イベントはぜひ続けていただきたいと、このようにお願いいたします。市役所で行ったのですから、今度、南部地域ということもあろうかと。行徳支所でしょうか。そういった地域でやるということもあるかもしれません。よろしくお願いします。

内容についてですけども、今回は準備期間もあまりなく、まずはやってみようということだったのではないかなというふうに思います。

そこで今後について少し伺ってまいりますが、このようなことはできないかということなんですけれども、もし開催するとしたら、夏休みに親子でということでも今回もございました。時期をもう少し前にずらして、参加者が夏休みの自由研究としてまとめられるような形、これも考えていったらいいのではないかなというふうに思います。夏休みの宿題が一つ解決します。

2つ目は、これは人数制限も必要になるかもしれませんが、ここに来た受講者を子ども防災リーダーとして任命するというのはどうでしょうか。この子たちは必ず将来の防災の担い手になるというふうに思います。このように思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

このようなイベントは、子どもたちが防災に関心を持つとてもよい機会であると認識しており、子どもたちが楽しみながら防災意識を醸成できるよう、内容について主催者と相談してまいります。

また、子ども防災リーダーについては、子どもを通して親に関心を向けてもらう1つの手法であり、イベントとの連携でより効果が高まるものと考えておりますので、併せて研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ぜひお考えいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

さらに、防災イベントにつきましては、市内に2つある防災公園での開催、これもぜひ検討していただきたい。防災公園ですから、そこで防災の施設を実際に使用してみる。これは、その地域の人たちにとっても防災についての意識を高めることにもなりますし、ここでこういうことができるのかという安心にもつながりますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続いて……

○稲葉健二議長 石原議員に申し上げますが、続きは休憩後でもよろしいでしょうか。

○石原たかゆき議員 よろしく願いいたします。

○稲葉健二議長 それでは、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2議案第25号から日程第26報告第27号までの議事を継続いたします。

石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 それでは、続けて伺ってまいります。地域環境について伺います。マナー条例については、効果は大きいと認識しているが、過料件数は下げ止まっているとのことでした。下げ止まりはあり得ることとも思いますが、マナー条例の目的からすると、さらに改善していくべきと考えます。どのような取組をお考えかお聞かせください。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

マナー条例は市民の意識に定着してきた一方、認識不足の方も一部いらっしゃることから、市民の健康と安全で清潔な生活環境の向上を目的に、マナーレベルのさらなる引上げは重要な取組だと考えております。しかしながら、各種啓発活動や違反者への過料徴収のほか、市民マナーサポーターによる活動など、様々な取組を行っておりますが、同じ施策の繰り返しでは現状維持しかできないことを認識しているところです。このため、現在新たな施策として、市民マナー条例推進指導員による違反多発地域の重点巡回システムや市民マナーサポーターの役割の見直しなどについて検討しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 新たな施策を検討とのことですが、マナー条例推進指導員や市民マナーサポーターの今後の役割はどのように考えているのでしょうか。お聞かせください。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

違反を繰り返す方は一定数頭在し、これがマナーレベルの向上が進まない原因の一つと分析しております。違反を繰り返す方は喫煙場所を都度変える傾向にあるため、市民マナー条例推進指導員の巡回経路外で喫煙やポイ捨てをしていると考えられ、新たな施策はこういった場所のあぶり出しを狙ったものでございます。具体的には、市民マナーサポーターに喫煙の目撃情報やポイ捨てごみを拾った場所を活動報告していただき、違反多発地区を特定し、その地域に市民マナー条例推進指導員を配備する仕組みです。また、施策効果を検証するため、市民マナーサポーターにはポイ捨てごみを拾った場所の報告に加え、拾った吸い殻の数の定期報告を求めることで定点観測を進めようとするものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 具体的な改善の方向、よく分かりました。ぜひ進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

続いて、地域別の課題について伺います。少し視点を変えて質問いたします。

過日、8月19日に行われたタウンミーティング児童議会の席上で、児童の通告の中に喫煙所の間仕切りの補助、子どもが通る道路で吸わない条例制定というものがありました。環境美化についての意識は大人も子どもも一緒と感じましたし、吸わない権利についても同じだと強く感じた次第です。

そこで伺いますが、民間が設置した喫煙所については、市は何もできないのかもしれませんが、しかし、設置場所が通学路であった場合はより深刻な問題となります。民間が設置した喫煙所について、現実に悩みを感じている市民がいることに対し、市はどのように考えているか伺います。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

喫煙所を取り巻く市民からの苦情は、今回の児童議会同様、数多く寄せられているところでございます。喫煙所の煙に関する苦情は、民間事業者が私有地に設置している喫煙所であることから、喫煙所の設置者に対して、敷地外での喫煙や吸い殻のポイ捨て防止を含め、喫煙所の利用者にマナー条例を守っていただくための協力依頼をすることにとどまっており、具体的な問題の解決には至っておりません。また、意見の中には、喫煙者を分離するために喫煙所の設置を求める声もあることから、ポイ捨て対策も含めた喫煙所設置の可能性についても検討範囲と考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ただいま喫煙所の設置も検討しているとのことですが、近年では喫煙所を含む路上での喫煙における副流煙など受動喫煙が問題視されていますが、これに対する市のお考えをお聞かせください。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

望まない受動喫煙を防止するために、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、本市においても公共施設における受動喫煙防止対策の指針を設けるとともに、法律の趣旨を市公式ウェブサイトを通じて周知を図っているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 喫煙所の設置については、市民の理解が得られるとは思いません。また、WHO健康都市宣言をしている本市が税金を投じて取り組む事業ということは到底考えられません。健康増進の観点からも、健康寿命日本一を目指す市長の施策とはそごが生じると思います。そもそもマナーの向上が目的であれば、喫煙所の設置以外にも多くの方策があるというふうに思います。

そこで、地域で課題を共有する会議体を設置し、市民の意見を直接伺う機会を設けることを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

これまで様々な施策を行ってきましたが、過料件数も下げ止まっている状況などから、さらなるマナー向上を目指すために、条例で規定されている健康・安全・清潔な地域づくり協議会の開催のほか、公募による市民との意見交換会など、新たな施策案について幅広く市民の意見を伺う手法を取り入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 マナー条例にある12の地域協議会に加えて、公募にて市民との意見交換会を取り入れるということでした。よく市民の意見を聞いてよりよい方向に進めていただきたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

次の大項目に移ります。道路交通行政についてです。

自転車の交通ルールに見える化、ピクトグラム等の自転車走行環境整備については市川市が遅れていた部分だと思います。そう思いますので、さらに進めていただけたらというふうに思います。今年度は3路線ということでしたが、今後の整備計画はどのようになっているのでしょうか。お聞かせください。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

自転車の走行ルールやマナーの周知等の啓発については、市民からも多くの要望が寄せられております。そこで本市としまして、自転車及び歩行者等の道路利用者が安全に通行できるよう、自転車走行環境整備については、次年度以降も自転車の通行量が多い駅周辺の駐輪場へ至る路線について計画的に整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 よろしくお願いたします。やはりもっともっと増やしていくべきだというふうに思いますが、予算もありますので、優先順位があると思います。今、御答弁にありましたように、駅周辺の駐輪場近く、自転車が多く集まるわけですから、ここ。そして、これは何回も申し上げていますが、通学路、これについては優先順位を上げていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続いて、3・6・32号について伺ってまいります。南側の歩道の工事が終わって供用を開始し、北側の歩道の工事に移っているとのことでした。現状、どのような課題があるのかお聞かせください。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

現在は市による水路工事のほか、京葉瓦斯による工事が施工されており、片側交互通行等の車両通行規制を複数の区間で実施しています。また、工事施工中のため、舗装が仮の状態である箇所が多く、特に車道の端のほうは舗装の継ぎ目部分に段差が生じています。そのため、自転車で走行する方の多くは本来走行すべき車道の左端でなく、安全な走行が可能な南側の歩道を走行している状況となっております。この歩道は既に整備が完了しており、交差点部や歩道内への車両が乗り入れそうな場所には歩行者の安全確保を目的とした車止めを設置しております。この車止めが歩道の中心付近にあるため、歩道内を走行する自転車は植樹ます等が車道寄りにあるため、障害物のない住宅寄りを走行している状況でございます。このため沿道に居住する方からは、自宅から道路に出入りする際、歩道内の住宅寄りを走行する自転車が確認しづらく危険であるとの声が上がっていることから、歩道を走行する自転車への対応が整備期間中における安全上の課題となっております。

なお、整備完了後は自転車レーンを設置するため、歩道を走行する自転車は減少するものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 私も、この沿道にお住まいの方からの相談を受けまして現場に行ってみました。こういうことなんですよ。3・6・32号ってあるわけなんですけども、そこに歩道がつけられると。その南側の歩道部分のところにちっちゃい交差点がたくさんあるんですね。そこに車が入ろうと思えば交差点で入れるんですが、その

小さい交差点の1個1個に全部車止めがあるんです。かなりの数なんです。ですから、車のほうからこれに入ろうと思うと、車止めがあって確かに歩道には入れないんですが、歩道だけを横から見ると、真ん中にずっと車止めが連なっているように見えて2本の道ができてるように見えてしまうわけなんです。しかも、この間隔が狭いんですから、左側を自転車为民家側にずっと通り続けると。車道側には植樹ますがあるので、本来だったら車止めがなければ、自転車が歩道を通行するにしても真ん中を通っていたんですが、車止めがあるおかげで住居寄りを通るようになってしまったと。そうするとお住まいの方からすると、そこを出ようとするとき自転車は来るわけですね。という状況なわけなんです。やはり危険だというふうに感じました。車止めの本来の役目は満たしているんですけども、思わぬ課題となってしまった。よかれと思ってやったことが課題を生んでしまったというふうにも思います。既に供用開始している状況ですが、このような安全上の課題に対しどのように対応するか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

南側歩道を走行する自転車への対応についてですが、整備期間中において、この状況を解消するためには、現在の車止めを全て住宅寄りにずらすことや、場所により位置を変更することなどが考えられます。一方、歩道では車椅子やベビーカーを利用する方々にも配慮した通行幅を確保することも必要となってまいります。そのため、車止めの位置変更については、歩道を通行する方々が安全な利用ができるよう、植樹ますや他の工作物等との位置関係を十分に考慮し、検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 お伺いしました。ぜひ検討していただきたいと。自治会等ともよく相談して、住民の要望があればぜひ耳を傾けていただきたいというふうに思います。

今回の教訓として挙げられるとすれば、車止めを設置する際に、車止めと次の車止めの間隔を考慮しないで続けると、車止めが中心に来てしまうということです。このことを教訓として刻まれたらいいのではないかなというふうに思います。ほかのところでも同じような場所がたくさん出てくるように思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと。特に北側の歩道はこれからということですので、まずはこの教訓を生かしていただきたい、このように思います。よろしくお願ひいたします。

次の項目に移ります。教育の情報化について伺います。

Wi-Fiの環境につきましては、おおむね良好ということで、本当に何よりだというふうに思います。Wi-Fiの環境が安定しませんと次に進めません。大変喜ばしいことだと思います。私としましては、保守業者を2社から1社にと要望しておりましたので、保守業者を1社にする英断に感謝申し上げます。

さて、費用も大変削減できたとのことですのでお伺いしますが、従来の保守業者が2社のときと比べてどのぐらい削減されたのかお聞かせください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

運用経費につきましては、従来のセンター集約型では年間約9,900万円だったものが年間約790万円へ低減する見込みであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 およそ9,000万円の削減ということで、安くてつながりやすいということで何よりだとい

うふうに思います。本当によかったと思います。

しかし、保守業者を1社にするということで、実は生じてくる課題もあろうかというふうに思います。そこで初回に質問しましたが、課題についてはあまり言及がございませんでした。

そこでお伺いしますが、いわゆるベンダーロックに関する課題、これはないのでしょうか。お聞かせください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

ベンダーロックインの回避に関しましては、慎重な姿勢を持って取り組んでおります。準備段階として、文部科学省のICT支援教育アドバイザー事業からの指導助言を受けております。また、文部科学省の学習系ネットワークにおける通信環境最適化ガイドブック、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等に基づいて、業者の実施しているサービスの内容が費用対効果を上げる適正なものであるかを行政として常に内部調査を行い、確認するとともに、関係各部と連携しながら専門職員の活用も行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 安心いたしました。1社となると必ずこの話題が出てまいりますので、いろいろな部署と連携を取って確認していただきたい。契約等の段階でも慎重に行っていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

続いて、ネットワークのクラウド化について伺います。

活用の考え方についてはよく理解できました。校務システムのクラウド化については、さらに伺ってまいります。校務支援システムと学習系ネットワークの一元化が必要とのことですが、一元化となった場合、どのような利点があるとお考えかお聞かせください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

校務系と学習系を一元化することにより児童生徒の学びの蓄積を瞬時に確認することができ、客観的に学習状況を把握することでより個に応じた教科指導が可能となり、学びの質の向上につながると考えます。また、成績処理において、児童生徒の学習履歴や変容も含めて可視化でき、客観性が保たれ効率化を図ることができます。さらに、児童生徒一人一人のデータを集約できることから、膨大な教育データを分析することで学校ごと、学年ごとの状況も把握することができ、課題の対応に生かすことが期待できます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 全く同感です。今、一元化することでのいろいろな利点についてお話ししていただきましたけれども、繰り返しませんが、本当に様々な価値が生まれてくるというふうに思います。

私は令和3年6月定例会において校務の情報化という形で——一本化という表現でしたが、要望いたしました。文科省は令和5年3月8日、GIGAスクール構想の下での校務DXについてを発表し、閉鎖的なネットワークからフルクラウド化を目指す方針を打ち出しました。本市の今の状況というのは旧の段階——これで言うところ閉鎖的などというところなんです、校務は閉鎖的な状況でなっております。というのは、やっぱり安心、安全、セーフティーと考えると、それがその当時は一番だったんですね。その形を本市は取っているというふうに理解しております。

しかし、これにありますように、国を含めて校務のほうもクラウド化するべきだということが方針でございま

す。待ったなしの状況になったということだと思います。本市においても、校務支援システムと学習系ネットワークの一元化に向けて進んでほしいと思います。よろしく願いいたします。

次に移ります。学習用端末整備についてです。児童生徒1人1台の状況につきましては、よく分かりました。破損や修理が多く心配しておりましたが、少し収まってきたようで何よりです。

また、今後の学習用端末整備についてですが、私は令和4年9月定例会において、学習用端末整備の今後については、現在3種類あるものを1種類に、壊れにくく、スペックが高く、できればリースでと、買い取りではなくリースでということをお願いいたしました。破損があったときにリースのほうが楽ですから。初回答弁では、ほぼこのとおりの要望の考え方でございましたので、大変うれしく、ありがたく思います。

さて、2024年予算、概算要求案の段階ですが、文科省は自民党と公明党の文部科学部に、初期に配備した5%分の端末更新費約148億円を計上した。この報道が昨日おとといですか、ございました。これがもし通りますと、また更新時期にも国から補助が出るというふうに考えてよろしいかと思います。ぜひこの補助金を有効に使い、前回は4万5,000円でしたけども、今回どうなるか分かりませんが、有効に使ってスペックの高いもの、高性能のもの、これをそろえていただきたいと思います。このようにお願いいたします。

続いて、情報技術の活用について伺います。

児童生徒が生成A Iを活用することについての考え方、これはよく分かりました。生徒——小学生でも生徒ということになると思いますけれども、小学生よりも中学生ということになると思いますが、自己調整力ということの観点からも、デメリットも意識しながら選択して使用すると、このように育てていただければなというふうに強く思います。

ところで、1人1台配付された学習用端末は生成A Iを使用できるのでしょうか。お聞かせください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

現在、児童生徒が使用しているタブレットにて生成A Iを使用することは可能です。ただし、年齢制限等があるため、全ての生成A Iが使用できるとは言えませんが、一部使用できるものもあります。主なものとしましては、まずチャットG P Tは13歳以上が使用可能で、18歳未満は保護者の同意が必要です。次に、B i n gチャットは成年が使用可能で、未成年は保護者の同意が必要です。また、B a r dは18歳以上が使用可能となっております。生成A Iを使用するには、自分のアドレスとアカウントをひもづける作業等も必要となり、児童生徒が容易に使用できる状態ではありません。ガイドラインにおきましても、生成A Iを学びに生かす力を段階的に高めていくためのパイロット的な取組は、当面、中学校以上で行うことが適当であるとしております。今後、生成A Iを使用していくには、各社の利用規約の確認と保護者の同意が必要となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 年齢制限があるということでもございました。ということは、慎重な取組が必要ということだというふうに理解いたします。そのように理解して進めていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

また、パイロット校の取組でございますけれども、その学校でいろいろな取組、小学校、中学校、パイロット校を選ぶんでしょうけれども、その取組やデータがほかの学校でぜひ生かせるように期待しております。よろしく願いいたします。

続いて、教育ダッシュボードについて伺います。

教育ダッシュボードの活用の考え方と具体的な取組については考えていること、やりたいこと、よく分かりま

した。

続けてお伺いします。先ほどお伺いした校務系と学習系の一元化、これと教育ダッシュボードの活用、これはどのようにつながっていくとお考えでしょうか。お聞かせください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

システムをクラウド化し、校務系と学習系を一元化することで、児童の教育データを自動で校務システムに取り込むことができ、その取り込まれたデータを教育ダッシュボードに反映させることで教育データの利活用が可能となります。具体例を申し上げますと、児童生徒が朝来た際、今日の自分の気持ちを端末で回答したり、学級担任が出欠状況や保健室来室状況や、家庭学習等と連動した教育ダッシュボードを見たりすることでクラスの状態の把握や個別の声かけにつなげることができます。また、児童生徒の欠席・遅刻状況、タブレットの使用時間、生活アンケートのデータを回答した結果を連動させ、クラスの中で支援が必要な児童生徒を養護教諭等の担任以外の教職員でも把握できるなどのことが考えられます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 つながりについてはよく分かりました。先ほど紹介した、文科省が発表した「G I G A スクール構想の下での校務D Xについて」では、教育ダッシュボードについても詳しく述べられており、教育ダッシュボードの構築の意義や構築方法について詳しく書かれております。これを見ますと、教育ダッシュボードは今部長の具体例の中にもございましたけれども、いろいろな形で見えないものを見える化していくということはこちら側が構築していけるんですね。先ほど言いましたように、子どもの状態というものを、一人一人の端末から情報としてダッシュボードに上げていきたいと思えば、そういうことをつくっていけばいいわけです。しかも、それがクラス、学年、あるいは学校全体を把握するということも、これもダッシュボードをそのように構築していけば可能になるわけです。

一方、授業においても、学年で同じ単元をやるわけですが、1つのクラスでやったこと、次のクラスで同じことを教えますが、このクラスとこのクラスを比較するなんていうことも、その画面上で容易にできるようになっていきます。ということは、いろいろな成績等もデータとして集めていきますから、教員も成績はつけやすくなりますし、あるいは、学校として全体を把握するなんていうことも、この教育ダッシュボードで構築の方法によってはできていくと、こういうことだと思います。ぜひ取り組んでいただきたい。

今後の情報化の整備につきましては、今申しあげました校務支援システムと学習系ネットワークの一元化ということと、この教育ダッシュボード、これが活用できるように進めていただくことを強く要望いたします。

教育の情報化について伺ってまいりましたが、私は教育の情報化の目的は2つというふうに考えております。1つは、デジタルを使って教育学習効果を最大限に高め、もう一つは、教員の負担を最小限にする。

これについては一つだけ例え話をしますと、先ほど言いましたように、いろいろなデータが集まって、昔どうしていたか。ノートを全部集めていたんです。そして1個1個、ノートに丸つけていたんです。それでまた返していた。そういうことがやらなくても済むようになる一例です。教員の働き方改革にも大きく寄与するというふうに思います。今後はW i - F i 環境が安定したことでフルクラウド化がさらに進み、教育の情報化はさらに深く広がっていくと思われませんが、私は今申しあげました2つの見方に沿って、この動向を注視してまいります。改善に向けてさらに提案をさせていただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

次の大項目に移ります。校庭の人工芝化についてです。人工芝についての考え方、他市での状況、建て替え時に検討とのこと、よく分かりました。私は人工芝化、これも公園のほうもお願いしているところです。本当はも

ちろん天然芝がいいんですけども、日本の気候はよほど手入れを上手にしない限り、天然芝は定着しません。これについては市川市も苦い経験があります。

そこで人工芝をお願いしているわけですが、経験的で申し訳ありませんけども、間違いなく子どもたちは体を動かすことに意欲的になります。転んでもけがはしません。そしてラインは引かれていたり、子どもから見ると、いいことづくめなんですね。さらに、市川市は学校開放で比較的高齢な方も小学校の校庭を使用することが多々ございます。いろんな形で一歩くゴルフですか。そういった形で使われている方もたくさんございます。

さらに、高齢の方については、人工芝の校庭というのは本当に魅力的に感じるんじゃないでしょうか。そのように思いますし、さらに先ほど防災の話をしました。避難所として小学校を使用することになると思いますけれども、テントを設置したとしても、人工芝なら雨の心配がないので、テントを張って雨が降ってきてもすぐ乾くんですね。しかも、今は人工芝はアンカーを打つても大丈夫なのがたくさんございます。このように考えますと、ぜひ本市でも取り入れるべきじゃないかというふうに強く思うわけです。ぜひ人工芝の実証実験校、これを幾つか選定して校庭を人工芝化して効果を検証してはどうでしょうか。その学校の体育、それから休み時間に外に行く確率は格段に上がるというふうに思います。ぜひ御検討ください。再質問はございません。

次の大項目に移ります。就学前幼児の読書についてです。公立保育園、幼稚園の絵本の環境は蔵書数、比較的本当によい状況と思いました。特に公立保育園は20園で60万ということですので、1園につき年間3万円、これは他市と比べても非常によい状況、幸せだなというふうに思います。

そこでさらに伺いますけれども、私立の保育園、幼稚園の蔵書等の読書環境は把握していないということですが、今後把握していくお考えはあるのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

私立の保育園、幼稚園の読書環境の把握につきましては、市が実施する指導監査の際に園に立ち入る機会を利用して、園児がいつでも絵本を手にとれる配置となっているかなどを確認しておりますけれども、今後は絵本の蔵書数などについても把握に努めてまいります。

なお、一部の私立幼稚園は千葉県が施設監査を実施することから、その際に同行し、確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 就学前の読書状況を知るデータの一つというふうになりますので、何らかの方法でリスト等を作って確認していただきたい。よろしく願いいたします。

次に、ブックスタート・セカンドブック事業について伺います。

市川市では、絵本の読み聞かせの活動をブックスタート・セカンドブック事業に充てているということがよく分かりました。なので、2つの部からの答弁になったというふうにも思います。

そこで伺いますが、この2つの部で行っている事業の参加者、これは就学前の幼児の全体数に対してどのくらいの割合と考えているのか。お聞かせください。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

こども館や図書館での絵本の読み聞かせ参加者数の合計は延べ約1万3,000人でありまして、親子での参加であることを考えますと、子どもの参加者はその半分、延べ約6,500人と推計されます。これに対して、本市のゼロ歳から6歳までの子どもの数は、令和4年度末の住民基本台帳人口で約2万5,000人となっております。読み

聞かせの参加者数は、延べ人数のデータで同じ子どもが繰り返して参加していることも想定されることから、正確な参加率を現在算出することはできませんが、仮に延べ参加者数6,500人を子どもの数2万5,000人で割りますと約26%となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。不確かな数字かもしれませんが、最大値で26%と考えられるのかなというふうにも思いました。4分の1。ということは、4分の3は恩恵にあずかってないと言えるとも思います。

今後、このブックスタート・セカンドブック事業を拡大させるためにどのようなことをお考えなのでしょう。お聞かせください。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

乳幼児期から絵本や物語に親しむことは、子どもの情緒と言語の発達を促し、読書習慣を身につけるための大切な機会となります。そのため本市では、こども館や図書館における読み聞かせ等のイベントについて、さらなる周知の強化に努め、参加者層の拡大につなげてまいります。また、併せて地域で読み聞かせ等の読書活動を行っているボランティア団体等の把握に努めるとともに、そうした活動との連携を深め、支援を進めていくことにより、子どもたちが本と出会い、本に親しむことのできる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 不読率の低減については、小学校1年生の不読率に就学前の読み聞かせの実施が影響を与えているのではという指摘から、るる伺ってまいりました。幾つか要望させていただきまして、この項目を終わりたいというふうに思います。

まず、私立の保育園、幼稚園についても、絵本の整備環境や読み聞かせの取組について、これは確認していくべきだというふうに思います。これはお考えいただければと。特にいわゆる認可保育園は急激に増加しましたので、保育の質の向上という点からも確認が必要に思います。ぜひよろしく願いいたします。

また、ブックスタート・セカンドブック事業でございますけれども、本来の趣旨といいますか、理想は、1組ずつの親子に読み聞かせの体験とともに絵本を手渡す、これが理想という形になっております。本市では、先ほどお話ししましたように、今後につきましても読み聞かせの周知、充実していくということがこの方策でございましたけれども、理想を考えますと、やはり全ての子どもに絵本が届くという形が必要かなというふうに思います。この点についてもぜひ御検討いただきたい。ターゲットの年齢を、ゼロ歳から6歳ですけども、3歳でやっている他市町村は多いようでございますから、年齢を定めてこの理想に沿った取組を検討していただきたい、このように思います。

また、現在はブックスタート・セカンドブックにつきましても、事業としては予算化はされてないわけです。ですから、1人1組ずつの親子に1学年4,000人として、それに配ると1,000円としても400万円ですか。それぐらいかかってしまうので、予算的にそれは無理だということであれば、やはり読み聞かせの事業をもう少し充実していく、子どもが本をもっと取りやすくなる、そういったこと、そこまで予算を使わなくてもできる方法を何か考えていくべきじゃないかなというふうに思います。

その1つとして、こんなことができないかと。ある一定数の絵本をたくさん購入します。全部違う本で結構です。それを何冊かずつ園に回していくんです。1か月当たり変えていくとすると毎月新しい本が来る。10個ぐら

いづつを1つのグループにして、本を10か月かけて回していく。その本を保育士、保育園の先生等が読み聞かせをしてあげるというのも1つですし、その期間にその場所で、こういう本が届きましたから、ぜひ読み聞かせしてくださいという形で保護者に投げかける、こういったことができないかなというふうに思います。幸い市川市は、小中学校、公立幼稚園において、図書館の貸借というものをセンター事業として行っている経験がございますので、そういったことも入れて少ない本を有効に活用する形もここに組み込めないかなというふうに思います。まさに「本でつながるまち、いちかわ」の形になるのではないかと、このように思いますので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

最後の項目、学校のプール清掃について伺ってまいります。

現在の状況について、これもよく分かりました。民間業者に依頼しPTA予算を充てることについては適切ではないと、これについてよく分かりました。PTA予算を充てた学校はあるけれども、教職員の負担軽減のため、PTAと学校が話し合った結果のやむを得ない対応だったというふうに思います。そして、今後は同様のことがないように周知徹底するというところでございますので、これについてもよく分かりました。周知徹底をよろしくお願いいたします。

今後についてですけれども、働き方改革の点からも、プール清掃の業務委託を全市的に推進していただきたい。また同じようなことがあったら困りますので、ぜひこの方向でお願いいたします。

なぜこのようなことになったかということのを少し考えてみますと、働き方改革推進のため教員の業務を減らすという意識、これがやはり低かったというふうに言わざるを得ません。PTAの予算を充てるということはPTAの善意ですね。特に学校規模の小さい学校では教職員の数も少ないですし、それからPTAの数も少ないですから、協力といっても、これはなかなか難しい点が出てまいります。PTA予算で民間業者にプール清掃をお願いするという事は容易に考え、想像してしまうところだというふうに思うわけでございます。

2019年1月に発表された働き方改革に関する中教審答申では、学校業務の明確化、適正化の観点から14項目について見直しを図り、校内清掃については学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務に位置づけられました。プール清掃は学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務となったわけでございます。ぜひこのことを重く受け止めていただきたいというふうに思います。

時間がありますので、さらにちょっと付け加えさせていただきますが、私の経験でございますけれども、清掃に関してです。特に男子のトイレは尿石というものがたまるんです。子どもたち、たくさんトイレに駆け込んでまいります。ちいちゃい子たち、男の子。そうすると、やはり臭いもします。そして尿石がたまります。トイレが臭いということにどんどんなっていくんですね。そういった場合、誰が清掃するかというと、学校のいわゆる業務員というのがございますので、その方をお願いする。ただし、それでもちょっとらちが明かないので業者を呼ぶわけですが、業者はお金がかかりますので、その前に誰がやるかって大体教頭です。私も何度も臭いという状況を知り、トイレにそれなりの薬品を持って、マスクをしてゴム手袋をして行きました。これが昭和の時代の学校の姿なんです。トイレの清掃というのは、子どもたちは毎日するわけですが、子どもの清掃とやはりちょっと訳が違うんですね、トイレの中だけは。

そこで、公民館等を見ますと業者が入っているわけです。そうしますと、そのとき思ったのは、年に1回でも学校のトイレに業者が入ってくれないかなということは教頭のとき強く思いました。トイレが臭くてPTAの予算を充てて、また業者が入るなんていうことは、これはあってはならないことなので、ぜひそういったことを含めて学校の清掃についてのこと。教員が負担を受けていること、これについては強く、もう1回洗い出していよい方向に向かっていただきたい、このように思います。

戻りますが、プール清掃の業務委託、これを全市的に推進していきたいということでございましたので、教員

の業務を減らしていただくことを強く要望いたします。

以上をもちまして会派創生市川の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 市民クラブ、石崎ひでゆき議員。

〔石崎ひでゆき議員登壇〕

○石崎ひでゆき議員 会派市民クラブに所属しております国民民主党の石崎ひでゆきでございます。通告に従って初回総括2回目以降一問一答で代表質問を行います。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、認定第1号令和4年度一般会計決算について質疑をいたします。

(1)の基金積立金残高についてであります。

本市の財政調整基金の残高は令和4年度末で約286億5,000万円となっており、過去最高額を更新するなど年々増加が続いております。財政調整基金は災害時や景気悪化の際の財源にもなるので、必要性は認識をしております。しかし、その原資は市民からの税金であることを鑑みると、どの程度まで積立てをする必要があるのか、適正な残高について考える必要があると感じ、質疑をさせていただきます。

財政調整基金がここまで増えた要因は何か。そして、本市の財政調整基金の残高の適正な額は幾らなのか。現在の残高は適正なのか、市の見解を伺います。

次に、(2)市税収入についてであります。

国民の実質賃金は減り続けています。国民にとっては、景気がよいという認識はないのではないかと思います。しかし、市税収入額は887億4,300万円と、前年度から約22億3,700万円増となり、過去最高額を更新しています。ネットなどでは五公五民という表現を目にするようになり、国民は負担を強いられているという印象を持っている方が多いように感じています。過去最高の市税収入になっていますが、これはどのような要因からこのような状態になっているのか、本市の見解を伺います。

次、議案第30号市川市国民健康保険税条例の一部改正について伺います。

厚生労働省は、従業員5人以上の3万あまりの事業所に対して毎月勤労統計調査を行っております。今年6月速報値を8月8日公表されましたので見てみますと、給与額は3.5%増えていますが、物価の変動分を反映した実質賃金は昨年6月と比べて1.6%減少し、15か月連続マイナスです。連合の調査では、春闘での賃上げ率が平均で3.58%と、今年はおおよそ30年ぶりに高い水準となっておりますけれども、依然として物価の上昇に追いついていない現状があります。

このような厳しい財政状況の中で、平成27年度以来6年ぶりとなる国民健康保険税率改正の議案が提出されたわけです。厳しい社会経済状況の中で負担を強いることになる今回の国民健康保険税率の改正議案を提出することに少し疑問を感じていますが、この議案を提出するに至った背景についてお伺いいたします。

(2)です。今回の税制を改正することで、少なからず市民生活に影響が出ることが予想されます。市民への影響をどう考えているのか、本市の見解を伺います。

次に、議案第34号市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑をいたします。

(1)本市は駅前などに多くの駐輪場を管理運営していると思います。私も朝、駅で活動しているとき、多くの市民の皆様が自転車を利用して、通勤、通学で乗って駅に来ていることを目にしてはいるわけですが、多くの市民が利用する駐輪場なので多くの市民の皆様に影響がある議案だと認識しております。以前、私は民営化はどんどんやるべきだという認識ではありましたが、最近、この8年間の浪人の中でいろいろ勉強させていただいた中で、民営化が必ずしもよい結果を出すものではないという認識を持ったわけです。

そこで今回駐輪場を民営化することですが、駐輪場の民営化を行うに至った経緯について伺っていきたいと思います。

次に、(2)の民営化するメリットであります。

民営化する場合は当然デメリットを上回るメリットがなければなりません。仮に駐輪場を民営化した場合、どのようなメリットがあると本市は考えているのか、見解を伺います。

次に、(3)です。民営化によって、市民サービスはどう変わっていくのか伺いたいと思います。

民営化することで公平性や公共性がなくなるという意見もあります。また、経営主体の影響が強くなることで弊害も心配をしている方がいるようです。実際に料金が上がってしまうのかという声も聞かれますが、民営化した場合、今までのサービスとはどう変わるのか伺います。

次の項目に移ります。本市職員の多様なワークスタイル、ライフスタイルの実現とウェルビーイングの土台となる環境整備についてです。

令和5年8月7日、人事院は国家公務員法一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、公務員人事管理について勧告を出しました。市は、国に準じて給与や勤務時間、休暇を決めてきていると私は認識をしています。

そこで、今回は選択的週休3日制について伺いたいと思います。

(1)の国や他の公共団体の状況についてです。選択的週休3日制とは、その名のとおり、労働者が希望すれば週に3日間休める働き方であります。労働日数を抑えることで育児や介護、病気の治療など、プライベートな事情を抱える労働者は仕事との両立を実現しやすくなります。近年は働き方改革の一環として、民間企業においても週休3日制の導入が進んでいます。中には週休4日制という会社もあるそうですが、まだ数は少ないようです。既に導入されている国や他の地方公共団体があると思いますが、現状はどうなっているのか伺います。

(2)市川市が導入した場合のメリットとデメリットについて伺いたいと思います。

週休3日制は様々な事情を抱える職員の課題解決のみならず、離職率の低下、そして職員のモチベーション向上、優秀な人材確保などの効果が見込める、このように考えます。選択的週休3日制について、本市はどのようなメリットがあると考えているのか。また、どのようなデメリットがあると捉えているのか伺います。

(3)に移ります。本市職員への導入についてです。

近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、様々な事情を抱える職員の課題解決のため、また社会経済の変化、対応や主体的なキャリア形成のための学びの推奨が進んでいることに鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まることから、本市でも週休3日制を検討する時期に入ったのではないかというふうに考えます。民間では、従業員満足度を高めることが企業の業績を向上させると言われています。いわゆる従業員満足度というものです。であるならば、市川市も職員の満足度の向上をさせていけば市民サービスの向上につながると考えます。

まずは育児、介護、病気の治療など、プライベートな事情を抱える職員のために選択的週休3日制を本市でも導入するべきと考えますが、本市の見解を伺います。

次の質問に移ります。チャットGPT等の生成AIの活用についてであります。先順位者の質問、答弁がありましたので、できるだけかぶらないように行いたいと思います。

チャットGPT等の生成AIの活用は、これからの大きな課題になっていくと思います。自治体DXの推進、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められているということはもう明らかになっていると思います。市川市もDXの部署を設け、自治体DXの推進を行っていると思います。

近年、デジタル技術の中で注目を集めている生成AIを本市はどのように導入する予定があるのか、伺ってい

きたいと思います。

また、導入する場合、職員の事務効率を向上するための内部事務向けという点から導入を考えているのか。また、市民の問合せ等に対応する外部向けを考えているのかも併せて伺います。

次に、導入によるメリットやデメリットについてでありますけれども、先順位者の答弁で理解をいたしました。

そこで、チャットGPTのメリット、デメリットを踏まえ、本市では具体的にどのように対応していこうとお考えなのか、本市の見解を伺います。

(3)のDX人材の育成についてです。

チャットGPTのような新たな技術の活用を検討する際には、その分野にたけている人間、そして知識がある人間が必要になります。なかなか、こういった人材を市川市で採用してきているように思わないんですけれども、急速な技術革新が起こった生成AIなどの分野を活用し、自治体DXを本気で進めていくのであれば人材確保、育成が今後の一番の課題になってくると思われまます。

先日も意見を聞くために、NTTドコモの管理職からデジタル庁に出向された方に話を伺いました。自治体DXを進めていくのはなかなか難しいですよ。必要なのは、まずは人材確保です、育成ですという意見をいただいています。この点について市川市はどのように考えているのか。また、現時点で何かやっていることがあるのであれば、その点も併せてお答えをください。

続いての項目、ふるさと納税について伺います。

多くの方が地方のふるさとで生まれ、そして、その自治体から離れ生活をしているわけですが、その移ったところの町に納税するのではなくてふるさとに納税しよう、こういった目的でできたのがふるさと納税であります。その結果、何が起きているかという、本来の納税する町の税収が著しく減少している。また、本来のふるさと納税を自分たちのふるさとでなく、返礼品目的でどんどんと納税をしている、そういった弊害が生まれている、そのように私は感じているわけでありまます。ふるさとを応援しようというよりも返礼品目的となっている現在の制度、趣旨からかけ離れていると感じてはいますけれども、このふるさと納税について市川市はどのように考えているのか。そして、これまでの経緯を伺います。

(2)の税の流出額と流入額について伺います。

ふるさと納税を利用する人が年々増加していることから、市民税から差し引かれる寄附金税額控除額も増加していると思います。特に都市部は不利な制度だと思っております。本市では、実際にどれだけのお金が入ってきたのか。そして、どれだけのお金が出ていっているのか。推移も併せて伺います。また、返礼品の対象となる寄附額についても併せて伺います。

(3)本市の今後の対応についてであります。

ふるさとや地域応援のためのふるさと納税ではなく、返礼品目的になってしまった今のふるさと納税。地域間による返礼品競争が発生し、地域を応援するという趣旨は希薄となっています。返礼品による見返りを受けた住民のみが恩恵を受け、ふるさと納税ができない住民は、失われた税収分による行政サービスの低下を受け、住民に不公平が生じている制度だと私は感じています。本市はこのふるさと納税に対し、今後どう向き合い、そしてどう対応していくのか、見解を伺います。

次の項目です。次は、江戸川第一終末処理場と残土の山について伺っていきたく思います。

(1)残土の山が形成された経緯と現状について伺います。

本市本行徳にある残土の山、通称行徳富士は原因者との問題が解決したというふうには伺っております。一方、行徳富士は本行徳の地に残ったままで一向に撤去される、なくなる心配がありません。ネット上では、市川市の

最高標高地点は30.1mの里見公園ではなく、行徳富士だとやゆする声も聞こえてきます。このような負の遺産は一刻も早く撤去するべきであると考えますけれども、これまでの経緯と今後の対応について伺います。

続いて、(2)江戸川第一終末処理場の現状及び今後の整備計画についてです。

残土の山に隣接するこの用地でありますけれども、江戸川第一終末処理場の整備が徐々に進み、敷地内に建てられた煙突など、施設が敷地の外からも確認できるようになってはいますが、どのぐらい工事が進んだのか。これ、ちょっと分からないので伺いたいと思います。

また、残土が堆積した場所も終末処理場の建設に必要な用地だと私は認識しています。

そこで、江戸川第一終末処理場の現状と今後の整備計画について伺います。

特に残土の山の区域、ありますね。山があるところです。この場所の状況や整備計画についても併せて答弁をお願いしたいと思います。

次に、首都直下地震発生時の本市の対応について伺ってまいります。

大正12年（1923年）9月1日、ちょうど100年前の11時58分に相模湾の北西部を震源とするマグニチュード7.9と推定される関東大震災が発生いたしました。100年目となります。この震災、地震により、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨で震度6を観測したほか、北海道から中国地方や四国地方にかけて広い範囲で大きく揺れたと言われていて、何と10万棟を超える家屋が倒壊、また、発生が昼食の時間と重なったことから多くの火災が発生し、大規模な延焼火災に拡大したというふうに記録が残っております。この地震によって全半壊、焼失、流出、埋没の被害を受けた住居は総計37万棟に上り、死者、行方不明者は約10万5,000人に及ぶ、とんでもなく大きな被害をもたらした地震であります。

東京防災会議が2022年5月に東京都の新たな被害想定「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表しております。それによると、マグニチュード7クラスの首都直下地震の発生確率は今後30年で70%とされています。本市も東京と隣接しているので、この想定は同じく30年で70%で間違いはないと思います。本市では、そのような大地震が発生した場合、どのような被害想定をされているのか。その対応に当たる災害対策本部の組織体制はどのようなものか、お尋ねいたします。

また、行徳地域については、江戸川放水路に架かる橋が通行不能になることや、孤立する可能性もないとは言えないです。行徳地域の孤立化に対する備えはどうなっているのか伺います。

(2)の発災後の受援体制について伺います。

応急対策や被災者支援など、震災後、新たに発生する膨大な事務に対し、過去の大規模災害では物資の提供や人員の派遣など、官民間問わず被災地外からの支援があった一方、被災地側の受入れ体制が十分ではない部分があったというふうに伺っております。人を受け入れた場合、何を願うのか。また、その人の宿泊先をどうするのか。物を受け入れた場合、どこに集めてどう活用するのか、どう配るのか、受援体制はどのようになっているのか、伺っていききたいと思います。

(3)防災備蓄の本市の考え方について伺います。一般的によく耳にするのは3日分の食料備蓄です。本市でも自助として、市民の皆様は3日分の食料を備蓄するように啓発していますが、首都直下地震のような大規模地震が起きたときに、その量で本当に間に合うのでしょうか。本市としての備蓄の状況や食料の確保の考え方について伺います。

あわせて、発災時間によっては職場から自宅に戻れないなど、多くの帰宅困難者が市内にとどまることが考えられます。その際には食料を持っていない人が多いと思いますが、その場合の本市の十分な対応は取れるのか。また、会社等に食料備蓄を啓発しているのか伺います。

最後の大項目になります。カスタマーハラスメント対策について伺います。

様々な種類のハラスメントが問題視されていますが、今回取り上げるハラスメントは理不尽なクレーム、言動をする顧客の振る舞いをいうカスタマーハラスメントについてです。カスタマーハラスメントを放置すると精神的なダメージを負うことで、休職や離職に至ってしまう従業員が増える、モチベーションの低下で企業の生産性が低下する、カスタマーハラスメントの対応をできないことで企業のレピュテーションの悪化など、リスクが考えられます。

特に従業員の精神的ダメージは深刻です。正当なクレームとカスタマーハラスメントの違いを理解し、正当なクレームには誠実に向き合う一方で、不当なクレームなどカスタマーハラスメントには断固拒絶するなど、対応を使い分ける必要があるとされています。本市では、このカスタマーハラスメントはどのようなものと捉え、現状どうなっているのか伺っていきます。

そして、(2)カスタマーハラスメント対策としては、カスタマーハラスメントを行えないように啓発する。また、相談窓口を受ける、消費者教育を行うなど、対策の考え方があります。カスタマーハラスメント対策として、本市の取組状況はどのようなのか。そして、これからどのようなことを行っていくと考えているのか、伺っていききたいと思います。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。答弁によりまして、一問一答で再質問をさせていただきます。

○**稲葉健二議長** 石崎議員に申し上げますが、議案第30号の質疑の中で、値上げは平成27年以来6年ぶりと言言をされていると思いますが、これについて。

○**石崎ひでゆき議員** 訂正をさせていただきます。9年ぶりです。

○**稲葉健二議長** それでは、訂正を認めます。

答弁を求めます。

田中財政部長。

○**田中雅之財政部長** 私からは大きく3点の御質問にお答えいたします。

初めに、大項目、認定第1号の(1)基金積立金残高についてです。財政調整基金は、自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金ですが、財政調整基金の残高が年々増加となっている主な要因は、景気の悪化や災害に対する危機意識の高まりから、安定的に基金の残高を増やすために、平成24年2月定例会におきまして、地方財政法の規定に基づき市川市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例を一部改正し、一般会計の決算剰余金のうち2分の1を下らない額を基金に直接編入する規定を設けたことにより、毎年度着実に積み立ててきたことが基金残高が増えてきた要因となっております。財政調整基金の適正額ということでございますが、国のほうからは、この適正額に関する指標は特段示されていないため、それぞれの自治体の判断において、例えば標準財政規模等の一定割合ですとか、過去の災害等による取崩しの実績から必要と考えられる額など、様々な考え方が取り入れられているところであります。

そこで、本市における基金残高の適正額を設定することにつきましては非常に難しい面もございますが、東日本大震災の発生時における他市の状況や、新型コロナウイルス感染症対策などに対する初期対応を考慮いたしますと、少なくとも現在の残高につきましては、適正の範囲内であると認識しております。しかしながら、今後発生が想定されております首都直下地震のように、震源地が近い大地震などが発生した場合には相応の財政支出が必要となることを考えますと、今後も基金への一定程度の積み増しは必要であるものと考えております。

次に、(2)の市税収入額についてお答えいたします。

初めに、これまでの市税収入額の推移を見てみますと、平成24年度から令和2年度までは8年連続で増収となっておりますが、令和3年度決算におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う景気の後退や

減税措置などの影響により、前年度に比べて約5,700万円の減収となりました。しかしながら、令和4年度決算におきましては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が徐々に進んだことや、特例による減税措置が一部終了したことなどからコロナ禍以前の伸び幅が回復し、市税全体の収入額は令和3年度と比べて22億3,700万円増の約887億4,300万円と、過去最高の収入額を更新したところでございます。

この市税収入額が過去最高を更新した要因を主な税目ごとに見てみますと、まず個人市民税では、給与収入がコロナ禍以前の水準まで回復したことにより、1人当たりの平均給与収入が増となったことや、納税義務者数が増加したことなどにより、前年度より約8億7,000万円の増収となっております。また、固定資産税及び都市計画税につきましては、土地においては、令和3年度はコロナ禍における特例として、地価の上昇に伴う負担調整措置が据置きとされておりましたが、令和4年度はこの特例が商業地等を除いて終了したこと。また、家屋については、減収となった中小事業者に対する減税措置が終了したほか、新增築が順調に推移したことなどが主な要因となり、固定資産税と都市計画税を合わせて、前年度と比べ11億7,900万円の増収となったことなどが市税全体で大きく増収となった要因と捉えているところであります。

最後に、大項目、ふるさと納税についての(2)税の流出額と流入額についてお答えいたします。

初めに、ふるさと納税制度により、市民税の減収となる寄附金税額控除額を直近3か年で申し上げますと、令和2年度は約14億円、令和3年度は約18億円、令和4年度は約22億円と、年々増加している状況となっております。

一方、本市に対する個人の方からの寄附につきましては、市の窓口へ直接寄附を申し出て行うものと、インターネットを活用して寄附を行うものと2つの方法がございますが、いずれもふるさと納税制度における寄附金税額控除の対象となっております。そこで、この寄附金税額控除の対象となる個人の方からの寄附額における直近の3か年につきましては、令和2年度は約4,800万円、令和3年度は約1億2,700万円、令和4年度は約5,500万円となっており、年度によって開きがある状況となっております。この令和3年度が突出して寄附額が増えている理由は、市内の個人の方から多額の寄附の申出を受けたことによるものでございます。また、個人の方からの寄附のうち、ふるさと納税制度の返礼品の対象となっている市外の個人の方からのインターネットを活用した寄附額につきましては、令和2年度は約1,200万円、令和3年度は約2,000万円、令和4年度では約1,700万円とほぼ同水準で推移しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは議案第30号についてお答えします。

初めに、(1)議案提出に至った背景についてです。本市では、高齢化の進展や医療の高度化により医療保険料が上昇する社会状況にある中、平成27年度から保険税率を据え置いてきました。このため、現状、近隣他市よりも低い保険税水準にあり、長年にわたって本市の国民健康保険は赤字が続いている状況となっております。

このような状況の中、県が国民健康保険財政の運営主体となる国民健康保険広域化の制度改革が平成30年度に実施され、これ以降、県に国民健康保険事業費納付金を納めることとなりました。国民健康保険事業費納付金の納付に当たって、被保険者の保険料負担が急激に増加する市町村に対しては、これを回避するため激変緩和措置が講じられたところでございます。この激変緩和措置が令和5年度で終了するため、現状のままでは令和6年度の単年度赤字が30億円と急拡大することが見込まれるなど、本市の国民健康保険財政は非常に厳しい状況となっております。以上のようなことから、今回の議案の提出に至ったものでございます。

次に、(2)改正に伴う市民への影響についてです。今回の保険税見直しに当たっては、厳しい社会経済状況を踏まえ、可能な限り市民生活に影響を及ぼさないよう、特に低所得世帯への影響が最小限となるよう配慮してお

ります。具体的には、全ての世帯が負担する平等割を据え置くとともに、所得の多寡にかかわらず、全ての加入者が負担する均等割の見直し幅を抑え、一定の所得のある方が負担する所得割に重点を置いた見直しとしております。このため、見直し後も近隣他市と比較して、均等割は5,000円から1万7,000円程度低い金額となっております。所得が低い世帯ほど市川市は低い保険税額となる見込みとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは議案第34号に関する(1)から(3)についてお答えします。

初めに、(1)駐輪場の民営化を行うに至った経緯についてです。本市の駐輪場は令和5年度現在、42か所を設置し、管理運営を行っております。駐輪場については、平成27年度に年間約1億円のマイナス収支を抱えていたことなどから、行財政改革の一環として経営手法の見直し検討に着手し、受益者負担の適正化及び施設サービスに応じた使用料とすることと、民間活力の活用の2点を基本とした市川市自転車駐輪場における経営手法の見直し方針を作成しました。これに基づき平成28年には、当時無料であった一部駐輪場の有料化や、既に有料化していた駐輪場の月額使用料の見直しを行ってまいりました。併せて使用料の見直しはおおむね3年に一度行うことといたしました。

また、民間活力の活用につきましては、平成28年度に京成電鉄用地を使用していた国府台第1及び第2駐輪場を返還し、平成29年1月からは京成電鉄による民間駐輪場へ移行してまいりました。このような見直しを進めてまいりましたが、近年は新型コロナウイルス感染症等の影響等から収支がさらにマイナスへと推移したことや、施設の老朽化も進み、今後は修繕経費の増も見込まれてまいりました。そこで、これ以上マイナス収支の増加が進まないよう、改めて令和4年度より経営方針の見直し検討に着手したものでございます。この背景には、マイナス収支のさらなる増が近隣市と比較して高いとの声も聞かれる駐輪場の定期使用料への影響が考えられたことも一因となったものであります。この検討の中では、以前から課題の一つとして捉えていた駐輪場の民営化について詳細を検討し、令和6年度は試行的な要素も踏まえた中、先行的に大野第5駐輪場を候補地として民営化を目指すこととしたものであります。

続きまして、(2)民営化するメリットについてです。経営の改善面からは、当該施設にかかる経費がなくなることから、委託料や老朽化対策を含めた修繕費用等の維持管理コストの削減を図ることにつながることであります。さらに、市営駐輪場の使用料は駐輪場の収支をベースとした行政コスト計算により算定されるため、民営化を進めていくことで駐輪場全体の収支が改善され、市営駐輪場の定期使用料の引下げにもつながっていくものと考えております。

最後に、(3)民営化によって、使用料など市民サービスは今後どう変わるかについてです。民営化を行う駐輪場は1回使用専用となることを予定しております。市営駐輪場の1回使用の使用料は、1回24時間までで110円ですが、それに対し、民間駐輪場の1回使用の料金は運営事業者や立地条件などによって様々ではあるものの、その多くが時間単位で料金を設定しており、例えば8時間ごとに100円、10時間ごとに100円などとなっております。例えば8時間ごとに100円の場合は、24時間駐輪した場合の料金は300円で市営駐輪場より高くなり、値上げと捉えられる側面もございます。一方で、買物や日常の用事など、短時間で駐輪場を使用する場合は10円安くなります。また、年間を通して駐輪場を利用されている定期利用者にとりましては、収支改善により使用料の引下げ等につながるなど、将来的なメリットも考えられてまいります。

なお、民営化する駐輪場の料金は、公募で決定した事業者が周辺駐輪場の相場などを見ながら設定することとなりますが、公募に当たっては、近隣の駐輪場と大きな差が生じないよう配慮するなどの条件を付していくものと考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 私からは大項目4番目、多様なワークスタイル、ライフスタイル実現とウェルビーイングの土台となる環境整備の選択的週休3日制についての御質問にお答えいたします。

初めに、ア、国や他の地方公共団体の現状についてであります。本年8月に人事院が勧告した選択的週休3日制は、端的に申し上げますと、既に導入されていますフレックスタイム制を活用し、勤務日に長めに働いた分、土日以外の週1日の週休日を追加できるというものであります。このフレックスタイム制の前提は、1週間当たりの総勤務時間数を変えずに1日の勤務時間を必ず勤務すべきコアタイムと、いつ出勤し、退勤してもよい時間帯のフレキシブルタイムとに分け、公務に支障のない範囲内で出退勤の時刻を職員が決めるというものであります。今般の人事院勧告では、このフレックスタイム制の特例として、育児や介護をしている職員に限りコアタイム等を免除することによりまして、既に導入している選択的週休3日制について、その対象をほかの職員にも拡大することとしたものであります。

なお、選択的週休3日制の対象拡大はシステムの改修など、実施に必要な期間を考慮いたしまして、令和7年4月1日から実施することとされております。

また、ほかの地方公共団体におけます選択的週休3日制の導入状況であります。まず導入の前提となります、ただいま説明しましたフレックスタイム制の導入状況について申し上げますと、都道府県では、47団体中15団体で31.9%、市区町村では1,721団体中75団体で4.4%となっており、本市を含め、県内で導入している地方公共団体はございません。このように、地方公共団体における選択的週休3日制の導入は進んでいない状況にありますが、大阪府寝屋川市では令和元年10月から、神奈川県綾瀬市は令和3年4月から、それぞれ独自にコアタイムのない完全フレックスタイム制を導入し、選択的週休3日制を実施しております。

次に、イ、導入によるメリット、デメリットについてであります。メリットといたしましては、職員自らが勤務時間を決められることで職員の公務効率の向上が期待できるほか、育児、介護との両立や継続的な通院、主体的な学びのための通学など、ワーク・ライフ・バランスの実現につながるものが挙げられます。また、柔軟な勤務形態を用意することで、採用希望者の増加による人材の確保などの効果が期待できる可能性があるとも考えております。

次に、デメリットといたしましては、規則で定めております開庁時間内で一定の職員が必要となる窓口職場などにおきましては、職員が選択的週休3日制を利用することで職員の配置に隔たりや不足が生じるおそれがあること、制度を利用できる職員と利用できない職員との間におきまして、あつれきが生じる可能性があることなどが挙げられます。

最後に、ウ、本市職員への導入についてであります。選択的週休3日制は、職員のワーク・ライフ・バランスの実現のみならず人材の確保にも資するものの、制度導入により職員間の平等取扱いを確保することが困難となるデメリットも健在化しております。また、先ほども述べましたとおり、地方公共団体におけます選択的週休3日制の前提となるフレックスタイム制の導入状況は低調でありまして、これは直接住民と接する地方公共団体におきましては、フレックスタイム制の導入により、住民に行政サービスを提供するための公務運営体制が確保できないと判断している結果ではないかと考えているところでもあります。本市におきましても、規則で定める開庁時間外におきましては、市民目線、現場主義を基本として、市民の皆様に必要な行政サービスを提供することが必要であり、そのためには現在の公務運営体制を確保していく必要はあると考えております。したがって、本市職員への選択的週休3日制の導入につきましては、職員間の平等取扱いや公務運営体制の確保などの諸課題を整理することから取り組んでいく必要があると認識しております。

以上であります。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からはチャットGPT等の生成AIの活用について、(1)から(3)についてお答えいたします。

初めに、(1)導入する考えについてでございます。代表的な生成AIであるチャットGPTは、現在、開発元であるOpenAI社のウェブサイトやスマートフォンの公式アプリにおいて、2021年9月までの情報を基にしたチャットGPT-3.5のバージョンが無料で使用できる状況でございます。さらに、本年3月には画像などもインプットができ、さらに精度が向上しましたチャットGPT-4が有料で提供されるとともに、APIという他のソフトウェアとチャットGPTを連携させるプログラムが一般に公開され、活用の幅が広がっております。革新的な対話型生成AIとして報道等で話題となっており、大学や企業、自治体においても検証や活用が進められております。近隣の自治体においては、現在、試験運用を行っている団体が大多数を占めており、文書の作成や校正、企画立案時の情報収集など、活用方法を検証している状況となっております。

なお、松戸市などでは、業務への導入が一部始まっております。

このような中、本市におきましても現在検証を進めておりまして、具体的には本市で取り入れている自治体向けビジネスチャット、LOGOチャットの拡張機能としまして、最新バージョンであるチャットGPT-4が本年9月末まで無料で利用できることになりましたことから、企画部、情報管理部を中心に、事務の効率化を念頭に置きまして活用について検証を進めているところでございます。

また、有償のバージョンやAPIを活用するサービスを導入する場合には、入出力の文字数で費用が加算されることから、どの程度の費用が見込まれるかも含め、検証を進めてまいります。

今後は市民に向けた活用も検討できると考えております。例えば問合せが24時間365日対応可能であり、幅広い質問に対して即時に正確な回答を提供できるようになります。このようなサービスが提供できれば、自治体業務の効率化や利用者サービスの向上が期待されると思っております。ただし、そのためには本市の例規集ですとか各課のマニュアル等、正しい情報をAIに学習させる必要がございます。本市においても試験運用と併せまして、事業者から広く情報を収集するなど研究を進めてまいります。

次に、導入によるメリットやデメリットについてです。チャットGPT等の生成AIの利用に当たりましては、業務上でのメリットや懸念事項をしっかりと認識した上で利用していくことが大切であると考えております。そこで、既に職員が個人で所有するパソコンやスマートフォンでもチャットGPTが使える状況にあることから、庁内向けガイドラインを作成しまして、職員に対して周知を図っているところでございます。ガイドラインの内容は、初めに、生成AIを業務で使用する上での心構えを示し、想定する活用方法や個人情報、機密情報の入力禁止、出力結果の真偽確認を必ず行うことなど、注意事項を明示しております。チャットGPT等の生成AIはあくまでも業務効率化の一つのツールと考えておりまして、やはり我々職員の業務の基本は、市民に最も身近である基礎自治体としまして、市民の声を聞き、市の特性を理解して業務を行うことが何よりも大切であると考えております。今後、生成AIの能力は日進月歩で向上していくことが予想されます。引き続き情報収集に努め、メリットや懸念事項を見極めた上で活用を判断してまいりたいと考えております。

最後に、(3)DX人材の育成についてです。今後、生成AIを含む情報技術の発展に伴い、業務にも大きな変革が生じてくると思われる中で、使う側である職員のスキル向上が必須となると認識しております。具体的には技術的な知識のみならず、生成AIに的確な指示を出し、適切な回答を得るスキルとなります。総務省が策定しました自治体DX推進手順書におきましては、各部門の役割に見合ったデジタル人材が適切に配置されることが必要であると記載されており、各自治体はデジタル人材の育成、活用が求められております。

また、本年8月7日に経済産業省が取りまとめました「生成AI時代のDX推進に必要な人材・スキルの考え方」におきましては、変化をいとわず学び続ける意識、思考の姿勢、いわゆるマインドスタンスや倫理、知識の体系的理解など、デジタル技術を理解して適切に活用するスキル、いわゆるデジタルリテラシーのほか、言語を使って対話を行う以上は必要となる指示の習熟、言語化の能力、対話力や経験を通じて培われる問いを立てる力、また仮説を立てる力や検証する力が求められるとされております。本市におきましては、現在、企画部でRPAやAI-OCRをはじめとする職員を対象としたDXツールの研修会を開催しており、DXツールの活用方法のみではなく、新たな技術への理解や浸透など機運の醸成を図っております。さらに、DX事例集を庁内に周知することにより事例の展開が期待されるとともに、職員一人一人がDXを身近に感じ、自分事として捉えられる環境の整備を進めてまいりたいと思っております。今後も既存の手法にとらわれないデジタル人材の育成に向けた研修の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 湯本経済観光部次長。

○湯本明男経済観光部次長 私からは大項目、ふるさと納税について、(1)これまでの経緯についてと(3)本市の今後の対応及び大項目、カスタマーハラスメント対策についてお答えします。

ふるさと納税は、寄附先及び寄附金の使い道を納税者自らが選択できるようにし、各自治体が返礼品となる地場産品、取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、地方自治体間の競争が進むことで、選ばれるのにふさわしい地域の在り方を考えるきっかけとなるよう総務省が設けた制度で、平成20年5月から開始されております。納税という名称ではありますが、翌年に納める住民税の一部及び所得税を原資に任意の地方自治体への寄附を行うと、自己負担2,000円で寄附に対する地場産品の返礼品を受領できます。寄附額を確定申告することにより寄附分の一部が控除される本制度をもって、希望自治体へ住民税の一部を納税するというものです。従来、確定申告が不要な給与所得者がこの制度を利用するためには確定申告を行う必要がありましたが、平成27年4月1日より、手続の負担が軽減できるふるさと納税ワンストップ特例制度が創設され、よりこの制度が利用しやすくなりました。現在では返礼品紹介サイトの拡充やワンストップ特例制度による手続の簡素化により、全国での利用額は約1兆円規模に拡大しております。

本市では、現在、2つのサイトにおいて、市川の梨をはじめとする100件を超える返礼品を紹介しており、寄附金の使い道も社会福祉の推進や子育て支援など、17の分野から選ばれるようになっております。

続いて、(3)本市の今後の対応についてです。ふるさと納税の返礼品は、本市に興味を持っていただくきっかけづくりや地元企業への経済効果をもたらす側面もあることから、本市の特色を生かした返礼品の選定を行っています。返礼品は、市川の梨を代表とする飲食物のみならず、市川市内の観光等に使っていただけるタクシー券などの商品も返礼品としております。また、ふるさと納税を受け付けするポータルサイトについても複数用意し、インターネットによる寄附者の利用性の向上を図っております。今後も返礼品競争に巻き込まれることなく、より多くの方に本市を応援していただけるよう、ふるさと納税の基準を踏まえながら、魅力的な返礼品の選定やふるさと納税しやすい環境の整備に努めてまいります。

次に、カスタマーハラスメント対策についてお答えします。

令和元年6月に労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上、必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。この改正を踏まえ、令和2年1月に厚生労働省は、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して、雇用管理上講ずべき措置等についての指針を策定し、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当要求等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントに関して、事業主が相談に応じ、適切に対応するための体制整備や被害者への配慮の取組を行うこと

が望ましいこと、また、被害を防止するための取組を行うことが有効であることが定められました。

国の対策としましては、令和4年2月にカスタマーハラスメント対策企業マニュアル、リーフレット及び周知啓発ポスターを策定、公表しました。また、メール及びSNSで悩み相談室を開設し、24時間365日受付し、受付後3営業日以内に返信することとなっております。このように、カスタマーハラスメントは近年になり対策を強化したハラスメントであり、本年7月に、本市においても千葉県から防止周知の通知と啓発ポスターを受領したところであります。市内事業所の状況ですが、本市では社会保険労務士が相談員となり、市内の労働者及び経営者双方を対象とした労働相談を毎月2回実施しております。過去5年間の相談内容を確認しましたが、カスタマーハラスメントに関する相談を受けたことはない状況です。また、市川商工会議所にも確認したところ、市内事業者からカスタマーハラスメントに関する相談は受けたことはないとのことでした。

次に、(2)本市の取組についてです。本市においては、勤労福祉センター本館及び分館においてポスターを掲示し、周知啓発を図っております。また、今後は市公式ウェブサイトにおいてカスタマーハラスメント啓発のページを作成し、厚生労働省の啓発、対策資料や相談室の紹介を行ってまいります。他の関係団体との連携としては、本市と市川商工会議所、事業者で組織する市川市雇用対策推進協議部会において、令和4年2月から3月に産業カウンセラーを講師としたウェブ動画を配信し、クレーム対応セミナーの中でカスタマーハラスメントに対する注意喚起を事業者向けに行ったところです。今後も国、県、ほかの関係団体や事業者と連携するとともに、本市としての対応方針を定め、組織横断的にカスタマーハラスメント対策を進めたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 私からは大項目、江戸川第一終末処理場と残土の山についてのうち、(1)についてお答えをいたします。

江戸川第一終末処理場事業用地内にある残土につきましては、昭和55年頃から民間事業者により不法残土の堆積が始まりました。本市はこの事業者に対し、市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例に基づき、残土を除却するよう度々行政指導を行いましたが、改善されることはございませんでした。その後、平成13年に、刑事事件として業者とその代表者が起訴され、有罪判決がなされました。また、本市は平成14年に民事事件として、市所有の法定外公共物の上部に堆積した残土の撤去について提訴し、事業者が残土を撤去するとともに、撤去までの期間の賃料相当額を市に払うよう判決がなされましたが、履行されることはございませんでした。そこで、市は残土の転売などにより問題解決が難しくなることを防ぐため、裁判所に対して、積み上げられた残土をそのまま差し押さえるよう申立てを行い、残土が差し押さえられました。そして平成19年には、残土の差押期間が長期にわたることから、特別売却という手法により市及び地権者18名で差押残土を共同購入するとともに、残土を共同で管理することについて協定書を締結し、現時点においても地権者が残土を共有し、管理をしております。加えて同年、千葉県と本市を含む各地権者の間で残土の取扱いについて、将来的に江戸川第一終末処理場計画敷地内の盛土等に有効利用することの覚書を締結しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 私からは江戸川第一終末処理場と残土の山についての(2)江戸川第一終末処理場の現状及び今後の整備予定についてお答えします。

江戸川第一終末処理場は、江戸川左岸流域下水道を利用している市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市の8市の汚水を処理するため、千葉県が事業主体となって建設を進めております汚水処理施設でございます。施設の供用開始に当たりましては、関連する各市の下水道整備状況を勘案し、段階的に処

理能力を増加することとしており、それを踏まえ、汚水を処理するための施設整備も段階的、計画的に進めるとされております。処理場建設には用地を確保することから始まり、処理場が水処理施設、汚泥処理棟、ポンプ棟、流出及び流入管渠など、多くの施設から構成されていることから、事業の開始から供用の開始までには長い期間を必要としております。処理場の用地は約30haであり、そのうち法定外公共物などの公共用地として約5haがあり、残りの約25haが民有地でございます。民有地の用地買収は、本年3月末現在で約18haが取得済みであり、面積割合では全体の約70%となったとのことでございます。

しかし、御質問の残土の山区域の用地取得状況については明らかにされておられません。また、施設整備については、用地取得済みの土地から建設に着手しており、これまでに水処理施設、汚泥処理棟、ポンプ棟などの一部が完成しております。施設整備計画では、汚水に含まれる浮遊物を沈下させ、汚水を浄化するための水処理施設が9系列計画されており、残土の山区域には第9系列の水処理施設や汚泥資源化施設等の建設が予定されております。令和3年3月には第1系列の供用を開始したところであり、現在は第2系列の整備に着手し、令和9年度には供用を開始する予定とのことであり、県は引き続き第3系列以降の整備についても切れ目なく進めていくとのことではありますが、供用を開始する時期などについては示されていない状況であります。

なお、処理場の建設を進めるに当たりましては、残土の山の撤去が必要になってまいります。この残土は、今後の造成工事などで処理場計画敷地内の盛土等に有効利用することになっておりますが、県では、残土の造成工事の時期については、今後の処理場整備の進捗を踏まえ具体的な検討を行うとしており、現時点では未定とのことでございます。本市としては、市の下水道未普及地域の整備を推進するためにも、汚水の受皿となる処理場、水処理施設の第3系列以降の早期の整備が必要であり、このことから、今後の処理場の具体的な整備計画について、残土の造成も含め明らかにするよう、引き続き千葉県に要望してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 私からは首都直下地震発生時の本市の対応についての御質問にお答えします。

初めに、(1)発災後の対応体制についてです。本市の地域防災計画では、首都直下地震と震源が近いマグニチュード7.3の東京湾北部地震を前提とした被害想定を行っております。この想定で、本市は市内全域が震度6弱から6強の揺れに見舞われ、死者約300人、負傷者約4,000人、建物全半壊約2万棟、避難者約4万7,000人に及ぶ被害を想定しております。この規模の地震が発生した場合には、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、全庁を挙げて対応に当たることとなります。災害対策本部には、意思決定機関である本部会議や、その事務局である災害対応事務局を設置するほか、効率的に応急対策活動を推進するため、応急医療活動を担当する医療本部や被災者支援を担当する被災生活支援本部など、機能別の5つの対応本部を設置する計画となっております。

また、行徳地域につきましては、妙典橋の新設や行徳橋の架け替えにより完全に孤立する可能性は低くなっていると考えますが、依然として、橋梁を含め地域の安全確認には時間を要するものと想定しております。そのような事態に備え、地域の実情に応じた応急対策を立案、推進するため、5つの対応本部の一つとして、行徳本部を行徳支所に設置することとしております。

次に、(2)発災後の受援体制についてです。大規模災害の場合、発災直後から国や都道府県、市町村、民間事業者、ボランティアなどの各種団体が被災地に入り、支援活動を行うことが想定されます。これらの応援は災害対策基本法や災害時支援協定などに基づく応援のほか、ボランティアのような自主的な応援など、その枠組みは様々です。本市では市川市業務継続計画の中で、施設管理のような災害時でも継続しなければならない通常業務と、人命救助や被害調査のような地域防災計画等で定める応急対策業務などを非常時優先業務として定めております。行政機関を中心に外部からの応援を適切に受け入れ、人的・物的資源が不足している状況下においても、

それらの非常時優先業務を早期に実施できるよう、令和4年8月に市川市災害時受援計画を策定しました。この受援計画では、人的・物的支援のそれぞれについて、応援の受け入れ体制や手順、整備すべき受け入れ環境などを定めております。さらに、県内全市町村や県外16市区町村と自治体間協定を締結するとともに、多くの民間企業とも協定を結び、必要な支援が確実に受けられる体制を整備しております。今後も訓練の実施や必要に応じた計画の見直しなどを通じて受援力の向上に取り組んでまいります。

次に、(3)防災備蓄の本市の考え方についてです。大規模な地震では、商品の製造や流通が停止し、一定期間は支援が行き届かないことを想定し、各家庭や事業所において最低3日分、できれば1週間分の食料備蓄をお願いしております。また、本市では、家屋の倒壊や焼失などにより避難所に避難された方に提供できるよう、アルファ米やビスケットなどを備蓄しております。さらに、災害時支援協定により企業が持つ流通在庫の提供を受けるほか、関東近県や東北地方などにある市町村とも協定を締結し、支援を受けられる体制を取っております。また、交通機関の運休等により、市外から市内に通勤している方などが帰宅困難となった場合には、一時滞在施設で必要に応じ備蓄食料の提供を行います。帰宅困難者対策としては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、広報紙や市公式ウェブサイトなど様々な媒体を活用し、むやみに移動を開始しないという基本原則を周知するとともに、各事業所における食料などの備蓄について、併せて呼びかけを行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

石崎議員に申し上げますが、再質問は休憩後ということでお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後3時休憩

午後3時30分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2議案第25号から日程第26報告第27号までの議事を継続いたします。

石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。駆け足になるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは認定第1号についてであります。今後も積み増していくということは理解をしました。非常にいいことだと思います。また、税収、しばらく上がるだろうということも理解をしました。やはりしっかりと財政の基盤をつくっていただければいいなというふうに考えております。ただ、目標額、基金は設定をしていただいたほうが審議をしやすいなというふうに思います。このぐらいの目標に対して今このぐらいあるということが、決算に対する認定をしやすいのかなと思いますし、さらには目的の基金というものも積み増していく必要があるなというふうに思っていますので、そちらも指標を出していただけると今後の我々の判断につながってくると思います。これはこれで結構でございます。決算、非常によかったのではないかなと思います。

続きまして、議案第30号について再質問させていただきます。率直に、なぜこんなに物価が上がっているときに今引き上げなのかなというふうに感じました。ある程度答弁で分かりましたけど、なぜ今なのか、来年では駄目なのか、こういう点について再質問させていただきます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

激変緩和措置が本年度で終了となりますことに加えて、令和12年度には県内保険税水準の統一が予定されてお

り、現状の保険税水準のまま統一された場合、急激な保険税負担の増加にさらされるなど、本市は来年度からの保険税の見直しを避けて通れない状況に置かれておりますことから議案の提出に至ったものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 事情は分かりました。苦渋の選択でこの議案が出てきたんだろうなということは理解しましたけれども、やはり負担を強いるということは、一部の人は大変苦勞されるのかなというふうに感じています。

次です。再質問の2つ目ですけれども、今回の見直しで実際に負担増となる金額はどの程度なのかお答えください。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

負担増となる金額を具体的なケースで申し上げますと、国民健康保険加入者のおよそ4割を占める年金生活者で、厚生年金の平均支給額である月15万円を受給している単身世帯の例では、これまで年間4万3,200円であった保険税が4万5,900円となり、2,700円、6.25%の負担増となる見込みです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 分かりました。やっぱりこれが結構な負担増になると考えるのか、また、大したことないとか考えるのか、人それぞれだと思いますけれども、しっかりと委員会の審議を経て考えていきたいというふうに思っています。この点は以上です。

次に行きます。議案第34号についてであります。民営化ですね。しっかりとグリップをして契約をしていただければメリットがあると思います。ただ、気になったのが、やっぱり24時間で110円が8時間で100円になった場合、通勤、通学の人にとって、これは200円になってしまって非常に値上がりする可能性もあるなと思っているので、この辺も含めてしっかりと契約の前に条件を付していただいて、近隣の民間の駐輪場や近隣自治体というものを考慮して契約していただければいいなというふうに思いました。この点は以上でございます。

続きまして、本市職員の多様なワークスタイル、ライフスタイル実現とウェルビーイングの土台となる環境整備についてであります。おおむね予想していたとおりの、どちらかという後ろ向きな答弁が続いていたと思います。もともと市川市というのは国公準拠、国に従ってやっていこう、東京に比べて引けを取らないようにしっかりと措置をしていこう、こういう方向で今までやられてきたと思います。

そんな中で選択的週休3日制というものは、国が始まりました。そして、それぞれ職員の皆さんの抱えている問題が違います。こういった職員の皆様がしっかりと働ける環境を取ることによって、行政サービスが向上していくんじゃないかなと僕は考えているんですけども、その中でアンケートを取ったんでしょうかと。やはりこういったものは、当然、人事院勧告で、大分前に選択的週休3日制というものは打ち出されており、今回は選択的週休3日制ではなくて、人事院は週休3日制というものを勧告をしてきているわけです。一周遅れてテスト導入しませんかというところで後ろ向きになる前に、これを導入したら平等じゃないというふうに職員が本当に考えているのか。はたまた、これはやはりそういう都合のある人たち、介護や子育て、通院などの人たちに対して必要だと思っているかどうか。しっかりと総務部は確認をしているかどうか、この点について再質問をさせていただきます。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

選択的週休3日制に関しましては、これまで職員アンケートを行ったことはございません。選択的週休3日制に対する職員の意見につきましては、今後、既存の勤務時間に関するアンケートを通年でやっているときがございますので、その中で調査しまして、その結果を先ほど申しました課題整理の資料として活用してまいりたいと思います。

以上であります。

○稲葉健二議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 やはり職員の意向を聞きながら、しっかりと対応していただきたいと思います。これから業務は、今、チャットGPTをはじめとしたDXの話をしていました。当然、業務の効率化が進んでまいります。AIが進めば、窓口業務というものは大幅に減ってくる可能性もあるわけです。そういった中で、当然のように働き方を考えていく部分もあります。

また、人材育成をしていく中で多様な働き方を求めたほうがいい人材が採れる可能性がありますので、ぜひ前向きに御検討いただけるよう、よろしくお願いを申し上げまして、この問題はこれで結構です。

次に行きます。チャットGPT等の生成AIの活用についての再質問をしていきたいと思います。先順位者の答弁でもありましたし、第1答弁にもありましたように、これは本当にしっかりと取り組まなければ単なるデジタル化になってしまって、全く役に立たない。お金ばかりかかって市民サービスは何も向上しないというふうになりますので、ぜひその辺しっかりとやっていただきたいなというところでもあります。

そこで一番重要なのがDX人材の育成だというふうに思い、最後の(3)に書いたんですけども、実際に今の市役所の採用基準でいくと、DX人材というものは網にかかってこないんじゃないかなと思うんです。どちらかという個人プレー的な方々が多いですし、グループワークをしてもなかなかうまくできない場合もあるかもしれない。特筆的な能力を持った人を恒常的に雇うのか、はたまた人材交流として市川市がほかの企業から出向してもらおう。また、市川市もDXに係る会社から人材を出し、戻ってきたときに、さらに、その人材によってこのDXを推進する、そんな民間との人材交流を推進したほうが良いと私は思います。

先ほど質問の中でお話ししたんですけども、ドコモからデジ庁に行った管理職の30代の方が言っていましたけれども、本当に市役所ないしは役所とDX人材というのがマッチしないんですよ。ですから、短期間でもいいので、人材交流のほうが良いのではないかなという意見もありましたので、この人材交流について市川市は現在行っているのか。また、行っていないのであれば、今後行う考えはあるのかお答えいただけますか。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

本市では、ITに特化した職種の採用試験は行っておりません。外部団体との人事交流につきましては、これまで各省庁や国の外郭団体等への派遣のほか、IT企業への研修派遣を行ったことがあり、現在はデジタル庁に本市職員を派遣している状況でございます。今後につきましては、庁内研修に加えまして、外部におけるDX研修の受講ですとか、また国や外郭団体等への派遣、それから職員の中から当該分野にたけた人材の発掘など、様々な角度から人材の確保育成に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 御答弁ありがとうございます。積極的にこれに取り組んでいただいて人材発掘、育成をしていただきたいと思います。こういう特殊な能力のある方というのは、なかなか市役所の風土になじめない方もいるのかもしれませんが、それも寛容に育てていただければなというふうに思います。この問題はこれで結構でございます。

次に、ふるさと納税であります。ふるさと納税についての再質問は、実際にふるさと納税返礼品の対象の金額、市川市は幾ら入りしましたか、そして幾らの経費がかかったか。これ、いろんなポータルサイトにかかる経費もありますし、また返礼品にかかる経費もあります。そして、市川市も担当の人間がいると思うんです。そういう、持った経費ですね。ふるさと納税で市川市に市外からインターネット経由で入ってきた金額、そして、それにかかった総経費は幾らぐらいだったのか教えてください。

○稲葉健二議長 湯本経済観光部次長。

○湯本明男経済観光部次長 お答えします。

令和4年度決算ベースでは、インターネットによる本市への寄附額は約1,700万円でありました。これに対して返礼品の購入費と発送料及び代行事業者の委託料、また、ポータルサイト運営事業者への委託料などを合計すると、およそ900万円の支出となっております。そのほか、本市では、ふるさと納税の専従職員を配置していませんが、数人が兼務で事務処理等を対応していることから、業務量割合で算出すると200万円程度の人件費が当該事業に充てられているものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 1,700万円入ってきて900万円経費で使って200万円人件費、残り600万円の税外収入ということで、マイナスではないんですけれども、大きなプラスでもないです。さらに、これ、都市部には非常に不利な制度ですから、効果を上げると言われてもなかなか上げづらい。業務に携わる職員も非常に大変だと思います。

本市は、この制度に対して見直すように求めていると思うんですけれども、今後、抗議の上でも、こういった返礼品はやめるとか、見直すということも視野に入れて、また、逆に言うと増やすというのもいいですけれども、返礼品競争に加わるというのは、本市が求めている制度変更にはちょっと逆行すると思うので、その辺うまく市内でバランスを取って話し合っただけの次のステップに行っていいただければいいと思います。いろんな選択肢があると思います。これはこれで結構です。

続きまして、江戸川第一終末処理場残土についてであります。結果的には、市がどうにもならないということが分かりました。県も計画はしていましたが、第一終末処理場よりも第二終末処理場のほうが早く動き出して、今現状、第一終末処理場は全然進んでいない。これからの計画はあるけれども、いつ出来上がるか分からない。ただ、このまま放置をすると、その残土の山がいつまでたってもなくなりません。であるならば、市川市が独自でこの山を何とかする方法もあるのかなと思うんですけど、難しいと思いますけど、何か方法があればコメントをいただければと思います。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

御質問者がおっしゃるとおり、残土の取扱いについては、千葉県が江戸川第一終末処理場敷地内の造成に利用することとなっておりますが、早期撤去に向けて、市の事業において、残土を活用する可能性が生じた場合には関係部署と協議をしまいたいと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 苦しい答弁だと思うんですけども、行徳に住む者としては、やっぱりあの行徳富士というものは決していいものではないと思います。また、特にあの近隣に住んでいる人からすると、毎日見ている気持ちのいいものではないのではないかなと思いますので、ぜひ県のほうに強く要望していただいて江戸川第一終末

処理場の早期——何て言うんですかね。全面完成というか、それがなかったら多分残土の山は最後の最後だと思いますから、なるように強く要望していただきたいと思います。よろしく願いいたします。これはこれで結構でございます。

次に、首都直下地震発生時の本市の対応についてであります。ちょうど今日で100年目の日に私はこの質問をさせていただきました。忘れた頃に地震はやってくるわけですよ。阪神・淡路大震災、東日本大震災の直後というのはみんな気になって防災用品を買ったりとか、備蓄をした人が多いと思いますけど、結果的にその備蓄の賞味期限が切れ、いつの間にか備蓄をしてない人も結構多いのかなというふうに感じています。

また、市の体制というのをしっかりと行っていただけるというのはすごく理解をしました。特に行徳の人間としては、行徳に本部が設置をされると聞くだけで少し安心をするところでもあります。これ、多くの人に周知をしていただけると行徳の人は安心すると思います。八幡だけじゃなくて行徳にも本部があるよということで安心すると思いますけれども、備蓄に関しての再質問だけをさせていただきたいと思います。

アルファ米、あと、あんパン、ビスケットみたいなクラッカーですか。こういうものというのは、小さなお子さんやお年寄りや、また体に変調を来している人からすると非常に食べづらいものであったりする場合もあります。私も先日、日本からNASAに缶詰のパンを出した会社を視察させていただいて、5年もつパンというものを、昔も見に行っただんですけど、もう1回確認をさせていただいて、古くなったパンを食べさせていただきました。5年たっても本当に軟らかくてお年寄りや子どもでも食べられるな。クラッカーや乾パンというのは、やはり水がないと食べられないとか、食べづらいとか、またアルファ米も好き嫌いがあるのかもしれないですけど、好き嫌いは言えないので、こういった備蓄もぜひしていただきたいというふうに思っております。

これも結構高いというふうに感じているので予算の関係上問題があるのかなと思うんですけど、そこで再質問になるんですけども、例えば市民に1週間分の食料の備蓄をお願いして、それに対して補助金を出すというやり方は考えられないのか。それによって、市はある程度の備蓄量を抑えることができ、なおかつ備蓄する場所を減らすこともできます。さらには、発災後、すぐにその食料を配るという業務が、本当に自分たちが食料が取り出せないようなところに限定して動けるわけです。今、いろんなデジタル化が進んでいる中で、5年に一度申請してもらったら次申請できませんよという形でやれば可能かなと思うんですけど、そういう補助金を使って備蓄をしっかりと促す、そして市川市の備蓄も若干減らしていくというようなやり方は考えられないのかどうか、御質問させていただきます。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

食料の備蓄に関しましては、自助を基本として考えております。さらに、協定事業者とは、在庫品を協定の中で取り寄せており、そういった点で支給できるような体制を取っておりますので、当面はその方法で考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 ありがとうございます。すみません、多分無理だなと思っているんですけど、こういった考えもあるよということで、いろんな災害対策、備蓄対策ってあると思うんですね。市川市は市川市で独自のことをやるというのも面白いと思いますので、ぜひ今までのそういった非常食の中でもいろんなものを備蓄してみたりとか、また自助、自助といっても、結果的には持っていない人たちは食料を取りに集まるわけですから、できるだけ多くの人たちが自分の家に食料を持っていたりするように、市川市として提案をしていくことは非常に有益なことだと考えますので、ぜひ御検討していただきたいと思います。また、パンの缶詰、ぜひ食べてみてい

ただければと思います。非常に食べやすかったので、お年寄りや子どもたちのためにこういうものを広く周知していくのもいいのかなというふうに思います。これはこれで結構です。

最後の顧客ハラスメント対策でございます。まだまだ話題にはなっていますが、商工会議所には問合せがなかったりというふうに聞いています。逆に労働組合のほうの窓口にはあつたりするというふうに、どこで相談をしていいのかわからないから結果的に行く場所がないのかなと思います。ただ、これからどんどん大きくなっていくだろうと言われているこの顧客ハラスメント対策、ぜひとも市川市も真剣に取り組んでいただいて、他市の事例で言えば、消費者教育を行って、顧客ハラスメントはいけないんだよということを周知徹底している自治体が岡山市ですかね。岡山市は消費者教育を推進しているそうです。また、札幌市は独自に顧客ハラスメントをしていませんか、無自覚にカスハラしていませんかというようなポスターを市が作って業者に配り、貼ってもらうことで消費者に対する気づきを与えるという、こういった啓発活動をしているところもあるそうです。また、秋田県では、既にカスハラをやめるための条例を作ったそうです。国でも今、法整備を検討し始めているわけですから、市川市もぜひ顧客ハラスメントに対する取組をしていただきたいなというふうに思っています。

また、最後に再質問を1個だけさせていただきます。市川市内で一番大きな事業所はどこかというのと、やはりこの市役所なのではないかと思えます。本市職員に対する顧客ハラスメントの現状についてどのように認識をしているのか。また、どのような対策をしているのか。お答えをください。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

まず、顧客ハラスメントの現状についてですけれども、本市では職員に対するハラスメント対策の一環といたしまして、職員による内部相談と専門家による外部相談を配置しています。様々なハラスメントに関する相談を職員から随時受け付けているところではあるんですけれども、これまで相談を受けた中で顧客ハラスメントに関する相談はありませんでした。改めて2年に一度、職員を対象にしたハラスメントに関するアンケートも実施しているんですけれども、その中でも顧客ハラスメントとは明記はしていないんですけれども、様々なハラスメントに関する自由記載におきましても、顧客ハラスメントを受けたとの回答はありませんでした。しかしながら、日常業務の中で、総務部に設置してございます行政対象暴力担当室では、顧客ハラスメントを疑われるような事案等の相談も含めて、窓口対応に関する事案に対処していることも事実でありまして、このことを踏まえれば、相談やアンケートの回答がないとはいえ、来庁者を含めた様々な外的要因等により職員に対する顧客ハラスメントが疑われる事案は、年間を通じて一定程度は発生しているのではないのかなと想定できます。

さらに、こちらのほう、今後の本市の対応なんですけれども、相談窓口の設置に加えまして、行政対象暴力担当室により事案への対応や助言、現場における対応の支援のほか、被害を受けた職員の心身のケアを健康管理担当室が担うなど、個々の事案に即した体制を整えていると考えています。

また、先ほど経済観光部のほうから御答弁ありました、厚生労働省が策定した指針に沿って事業主が顧客ハラスメントに関し相談、体制整備、防止のための取組などが有効である旨が示されているところでありまして、本市といたしましては、これらのことを踏まえまして、今後も引き続き職員へのハラスメント対策の一つとして顧客ハラスメントについても周知啓発を行うなど、組織的に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 ありがとうございます。日本の文化として、昔、お客様は神様ですというような言葉が

ありました。本来であればカスタマーハラスメントであろう事象も、受けている市川市の職員、また市川市内の働く人たちが、もしかしたらこれはカスタマーハラスメントだよと声を上げづらい部分もあるのかもしれない。結果的にそれが蓄積して心の病になったりとか、モチベーションが低下して生産性が向上する、また行政サービスが悪化する、こういうことがあってはなりませんので、しっかりとこの点、啓発活動を行っていただくように、できれば市川市でカスタマーハラスメントはやめましょう的なポスターを作っていただいて事業所に配ったり、庁舎に貼っていただくなり対策をしていただいて、そういったものの抑止力になるように防止対策をしっかりと取っていただければ喜ばしいことだと思います。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○**稲葉健二議長** 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時56分散会

第 2 日

令和5年9月4日（月曜日）

令和5年9月市川市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年9月4日（月曜日）午前10時開議

- 第1 議案第25号 市川市税条例の一部改正について
- 第2 議案第26号 市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について
- 第3 議案第27号 市川市水防協議会条例の廃止について
- 第4 議案第28号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第5 議案第29号 市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第30号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第7 議案第31号 市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第32号 市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第33号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第34号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第35号 市川市火災予防条例の一部改正について
- 第12 議案第36号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第37号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第38号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第39号 真間山緑地斜面整備工事請負契約について
- 第16 議案第40号 曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約について
- 第17 認定第1号 令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 第18 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第19 報告第21号 健全化判断比率について
- 第20 報告第22号 資金不足比率について
- 第21 報告第23号 継続費の継続年度終了による精算について
- 第22 報告第24号 専決処分の報告について
- 第23 報告第25号 専決処分の報告について
- 第24 報告第26号 専決処分の報告について
- 第25 報告第27号 専決処分の報告について

（代表質問） 公 明 党 中村よしお議員、大場 諭議員
清 風 い ち か わ 石原みさ子議員
市 川 維 新 の 会 堀内しんご議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第25号 市川市税条例の一部改正について
- 日程第2 議案第26号 市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について
- 日程第3 議案第27号 市川市水防協議会条例の廃止について
- 日程第4 議案第28号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第29号 市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第6 議案第30号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第31号 市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第32号 市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第33号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第34号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第35号 市川市火災予防条例の一部改正について
- 日程第12 議案第36号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第37号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第38号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第39号 真間山緑地斜面整備工事請負契約について
- 日程第16 議案第40号 曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約について
- 日程第17 認定第1号 令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 日程第18 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 報告第21号 健全化判断比率について
- 日程第20 報告第22号 資金不足比率について
- 日程第21 報告第23号 継続費の継続年度終了による精算について
- 日程第22 報告第24号 専決処分の報告について
- 日程第23 報告第25号 専決処分の報告について
- 日程第24 報告第26号 専決処分の報告について
- 日程第25 報告第27号 専決処分の報告について

（代表質問） 公 明 党 中村よしお議員、大場 諭議員

清 風 い ち か わ 石原みさ子議員

市 川 維 新 の 会 堀内しんご議員

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じゅ	ん
丸	金	ゆき	こ
富	家		薫
沢	田	あき	ひと
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	い	つこ
ほ	と	だ	ゆう
国	松	ひ	ろ
や	な	ぎ	美智子
と	く	た	け
中	町	け	い
つ	ち	や	正順

つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	田中	庸惠
危機管理監	本住	敏
市長公室長	麻生	文喜

総務部長	蛸島和紀
企画部長	小川広行
財政部長	田中雅之
管財部長	稲葉清孝
情報管理部長	小林茂雄
文化国際部長	森田敏裕
スポーツ部長	立場久美子
市民部長	佐藤敏和
経済観光部長	根本泰雄
子ども部長	鷺沼隆
福祉部長	菊田滋也
保健部長	川島俊介
環境部長	二宮賢司
街づくり部長	小塚眞康
道路交通部長	岩井忠良
下水道部長	藤田泰博
行徳支所長	秋本賢一
消防局長	角田誠司
選挙管理委員会 事務局 局長	岩井滴
農業委員会事務局 局長	藤城久保
会計管理者	六郷眞紀子
教育次長	小倉貴志
生涯学習部長	板垣道佳
学校教育部長	藤井義康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	小泉貞之
事務局 次長	町田茂幸
議事課 長	米津孝成
(議事担当)	
主 幹	宮嶋茂
主 査	尾本悠
主 任 書 記	北川陽介
主 任 書 記	高柳陽一
(調査担当)	
主 幹	渡辺孝文
主 査	前田悠
主 査	岡澤英康

主
主
書

任

書

任
記
記

関
荒
福

口
木
井

智
寿

舞
貴
明

会 議

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 この際、石崎ひでゆき議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。
石崎議員。

○石崎ひでゆき議員 貴重なお時間をお借りして申し訳ありませんが、発言の訂正をお願いいたします。

9月1日の私の代表質問の中、ふるさと納税に関する質問において、インターネットによる本市への寄附額を1,000万円と発言いたしましたが、正しくは1,700万円でありますので、訂正をお願いいたします。お取り計らいのほど、よろしくをお願いいたします。

○稲葉健二議長 ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○稲葉健二議長 この際、御報告申し上げます。

決算審査特別委員会において正副委員長の互選の結果、委員長に竹内清海議員が、副委員長に国松ひろき議員がそれぞれ選任されましたので、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 日程第1議案第25号市川市税条例の一部改正についてから日程第25報告第27号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

公明党、中村よしお議員。

〔中村よしお議員登壇〕

○中村よしお議員 おはようございます。公明党の中村よしおでございます。公明党の代表質問を行います。

市長の市政・財政運営について伺います。

私は、昨年12月の代表質問において、市長の市政・財政運営の考え方について質問をしました。そのときから現在まで、社会経済情勢は大きく変わってはおりません。すなわちロシアによるウクライナ侵略は、いまだ終結の兆しが見えず、物価高騰も先行きが見えない状況が依然として続いております。物価高騰対策は本市の最重要課題の一つであり、政府が経済対策を検討していることから明らかなとおり、これからも油断なく対策を講じていかなければなりません。そのためにも、これまで講じてきた施策の評価を適切に行い、今後の効果的な物価高騰対策を講じていくべきであると考えます。そこで、市民生活や市内経済を支援するために講じてきた物価高騰対策の内容及び効果についてお答えください。

次に、予算編成における考え方についてです。令和5年度当初予算編成においては、昨年10月31日に発表されています。副題は、「将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択の実施」でした。そのポイントは、5%のマイナスシーリングを実施、新規拡大事業の凍結、準大規模建設事業の実施時期の見直し、新規の土地購入の制限というものです。令和6年度当初予算についても、令和5年度予算編成と同様の考え方で編成していくのか、検討状況について伺います。

そして、本市の将来にわたる市政・財政運営に大きな影響を与える公共施設等総合管理計画について、市川市公共施設等総合管理計画補記改訂版及び公共施設個別計画改訂版が発表されました。その内容を見ると、建て替えの予定が全体的に後ろ倒しとなっていますが、見直しの経緯や考え方、財政的な観点を含む今後の見直しにつ

いて伺います。

次に、本市のワンストップサービスについてです。

2020年8月の新第1庁舎開庁式典から3年が経過しました。1階にワンストップサービスのスペースを設置し、市民が訪れると、市の職員が無線のタブレット端末を持って市民の座っているテーブルに来て手続を進める。つまり、市民を回らせないということに主眼を置いたワンストップサービスを導入したと認識しています。そして将来的な姿として、行かなくて済む市役所を描いていたと理解しています。いずれにせよ、市民等利用者にとって負担が少なく、便利な優しいワンストップサービスの実現が求められています。

そこで、以下伺います。

1点目は、第1庁舎におけるワンストップサービスの考え方について。ワンストップサービスの理念と導入の経緯について伺います。

2点目は、レイアウト変更の考え方について。ワンストップサービスを実現するに当たり、適切なレイアウトが重要であります。そこで、昨年度より講じてきたレイアウト変更は、それに資するものであるか。また、レイアウトを変更した理由と変更に係る考え方を伺います。

3点目は、今後どのようなワンストップサービスを目指していくのか。今後の市役所の窓口サービスについて、ワンストップサービスの先にどのような姿を目指しているのかお答えください。

次に、議案第30号市川市国民健康保険税条例の一部改正についてです。

経緯については、先順位者への答弁で理解しましたので結構であります。そこで、別の視点から伺いますが、先順位者への答弁にあった条例改正の理由として、保険税水準の統一とありましたが、保険税水準の統一とはどのようなことか、そして統一の目的とは何か伺います。

そして、これまで国の激変緩和措置によって、国民健康保険事業納付金はどの程度軽減されてきたのかお答えください。

次に、塩浜2丁目護岸干潟整備についてです。

先順位者の答弁で、背景、目的、内容について概略は理解しましたので、別の角度から質問します。干潟整備の目的は、海に直接触れられる憩いの場を創出することで、未来を担う子どもたちを含む市民の環境意識の醸成やイベントなどを開催することによって漁業への関心を高めるということです。しかしながら、私は、市民の方とお話をすると、いつでも海に触れられる浜をイメージする方が多いと感じます。塩浜2丁目護岸に行けば、いつでも海に触れられる砂浜と、干潮時にしか海に直接触れられない干潟とでは違いがあります。干潟では海に触れられる時間に制限があります。

そこで質問ですが、干潟整備の目的と内容及び実際に干潟を使用できるのは1日当たりどのくらいの時間なのか。また、どのような利用を想定していて、どのような効果を期待しているのか伺います。

次に、ゴールドシニア事業チケット75についてです。

公明党は高齢者の移動支援について、市川版のシルバーパスやタクシー利用の補助の導入を強く求めてきました。今般、ゴールドシニア事業チケット75という形で実現することを大変うれしく思います。そこで、当該事業の経緯、目的、内容及びスケジュールについて伺います。

次に、スポーツ団体を本市で応援していくことについてです。

私は、かねてより、本市においてシビックプライドを醸成していくべきであると主張してまいりました。市川市におけるシビックプライドとは、市民が市川市に愛着を持ち、能動的、積極的に地域づくりをしていくことで市川市に対する誇りが醸成されていくことであります。シビックプライドを持つ市民が増えていくことで、町が活性化し、魅力が高まり、他市からの転入にもつながると考えます。市川市からスポーツ団体を育て応援してい

くことで、シビックプライドが醸成されると考えています。現在、本市が4スポーツ団体と連携協定等を締結していると認識していますが、本市が締結しているスポーツ団体との協定はどのようなものか。協定の内容と本市とスポーツ団体との連携事業の具体的内容を伺います。

そして、本市がスポーツ団体を応援することについて、どのように考えるのかお答えください。

次に、LGBTQ+行政について伺います。

本市においてパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度が施行して1年半が経過しました。私はLGBTQ+当事者の方々が、本市で生きやすい、生活しやすい環境をつくっていききたい、そのための支援について議会質問を行ってまいりましたので、当該制度が本市においてスタートしてきていることをうれしく思っています。

さて、さきの国会で性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が制定されたことで、性的マイノリティーへの理解が増進していくことが期待されますとともに、本市のパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度にも少なからず影響を与えると考えます。そこで、当該法律について本市の認識及び当該法律が制定されたことによる本市の今後の対応について伺います。

次に、本市のパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度が令和4年2月にスタートしましたが、その後の利用実績について伺います。

最後に、先日、本市をはじめ6市間で都市間連携の協定が締結されました。このことは歓迎するものであります。そこで、本協定が締結に至った背景や目的はどのようなものか。また、本協定によってどのような効果が見込まれるのか伺います。

次に、児童発達支援センターそよかぜキッズにおける日中一時支援事業について伺います。

児童発達支援センターにおける日中一時支援事業の目的については、日中において看護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることがあると考えます。当該事業はとても重要なものであると認識をしています。既に本市においても、日中一時支援事業を行っている事業所があると伺っています。そのような中、今般、市の指定管理者である児童発達支援センターそよかぜキッズにおいて、日中一時支援事業を実施するための条例改正案を提出したわけですが、当該事業の目的及び事業内容について伺います。

次に、博物館行政についてです。

先日、考古博物館、歴史博物館、自然博物館を会派で視察してまいりました。歴史博物館から考古博物館に向かう途中の整備された芝生は雰囲気があり、とてもすてきであります。一方、老朽化の進展、トイレが湿式であること、職員の年齢構成のバランス維持など、多くの課題があると認識しました。公共施設個別計画令和5年3月改訂版における施設の現況、各施設の考え方、再編・整備スケジュールを見ると、築51年の考古博物館は、築41年の歴史博物館と併せて整備を検討する。そして第3期の令和9年度から令和12年度までのスケジュールはないようであります。そこで端的に伺ってまいります。

(1)博物館の公共施設個別計画における位置づけはどのようになっているか。

(2)博物館法が改正され、本年施行されました。そこで、博物館法改正により本市の博物館行政にどのような影響があると認識をしているのか、お答えください。

(3)今後のハード面における在り方、つまり、博物館法改正による本市博物館の在り方及びソフト面において職員の年齢構成のバランス維持と職員の在り方について伺います。

次に、市川市大町公園の再整備についてです。

先ほど述べた博物館と同様に、先日、会派視察をさせていただきました。また、別日に代表質問の準備をするに当たり、改めて家族で市川市大町公園を訪れ、観葉植物をプレゼントしていただけるということなので、動物

園から植物園まで歩きました。このように、来場者が当該公園を満喫するための様々な工夫がなされてきました。当日は大変な猛暑でありました。秋には改めてじっくりと伺って満喫をしたいと思います。

当該公園について、博物館と同様、施設の老朽化対策及びバリアフリー化や職員の年齢構成等について、課題が多々あると認識をしています。

そこで、(1)行政組織の一部変更によって、水と緑の部から経済観光部に移管しました。その後の現状と課題について伺います。

(2)公共施設個別計画の内容について伺います。

(3)施設内のトイレについて湿式から乾式に改修する必要があると考えますが、トイレの乾式化及びトイレの整備についての考えを伺います。

(4)施設のバリアフリー化の進捗状況について伺います。

(5)今後のハード面、ソフト面における整備の在り方について、ハード・ソフト面の現状の課題と今後の整備方針について伺います。

次に、学校施設の整備について伺います。

(1)学校施設のバリアフリー化の整備について。昨年度のバリアフリー法の改正によって、公立小中学校のバリアフリーが義務化されました。スロープなどによる段差解消100%等、2025年度末までの目標値が設定されています。そこで、本市のバリアフリー化についての考え方と現状及び今後の対応について伺います。

次に、(2)体育館と給食室及び特別教室へのエアコン設置について、現状と今後の対応について伺います。

次に、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることについて伺います。

不登校支援が課題となっています。不登校といっても児童生徒によって不登校に至る要因は一様ではなく、様々あります。例えば起立性調節障がいやHSP、ハイリー・センシティブ・パーソンの児童生徒等、子どもの特性による要因が様々あります。一律に学校に登校し、教室で同級生と一緒に授業を受けることがあるべき姿ではないと考えます。大切なことは、子どもの個性を尊重し、寄り添い、学びにアクセスできない子どもたちをゼロにしていくことだと考えます。そのためには、不登校に至る要因の適切な分析や対応及び子どもたちが学びにアクセスできる環境整備を図ることが肝要であり、その観点から以下質問します。

(1)COCOLOプランについての本市の認識について。当該プランは令和5年3月に発表されたプランです。当該プランについて、本市はどのように認識しているか伺います。

次に、(2)本市の取組の現状について。不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることについて、本市の取組を伺います。

(3)不登校に至る要因についての認識について、本市の認識を伺います。

(4)一人一人の不登校児童生徒への対応について、本市の対応を伺います。

(5)多様な学びの場及び居場所の確保について、その現状を伺います。

(6)校内教育支援センターの設置状況について、市内全校への設置状況を伺います。

(7)特例校設置について。先日、浦安市が特例校を設置すると報道されましたが、本市においてはどうか、特例校設置についての考え方を伺います。

次に、カーシェアリングについて伺います。

(1)背景と目的及び課題について。(2)令和3年実施のカーシェアリングとの違いについて。(1)と(2)について、カーシェアリング活用事業について、背景と目的及び課題、さらに令和3年実施の事業との違いについて伺います。

次に、市営自転車駐輪場廃止の範囲と理由及び民営化にする理由について伺います。

民営化することにより駐輪場を廃止するとのことですが、今後の民営化する駐輪場の範囲をどのように考えているのか。また、民営化の理由について伺います。

次に、斎場整備についてです。

(1)利用者、運用者にとって使い勝手のよい施設建設について。利用者、運用者にとって使い勝手のよい施設とは、どのような施設をイメージしているのか伺います。

(2)指定管理者制度のメリット・デメリットについて。斎場の再整備に当たっては、指定管理者制度を導入するとのこと。新しい斎場に指定管理者制度を導入することについて、メリットとデメリットがあると市が考えているのか伺います。

次に、令和4年6月3日降ひょう被害後の多目的防災網設置事業について伺います。

令和4年6月3日の降ひょうによる市内の梨農家が受けた大きな被害後の多目的防災網設置事業の実施までの経緯と実施状況について伺います。

また、本事業は令和4年度から令和6年度までの3年間の事業であるとのことですが、令和6年度以降の補助率と対象地域について伺います。

最後に、健康経営に向けた取組について伺います。

(1)本市における健康経営に向けた取組について。健康経営とは、従業員等の健康保持増進等が将来的に収益性を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することです。企業は経営理念に基づき従業員の健康保持増進に取り組むことは、従業員の活力向上や組織としての価値向上へつながるほか、国民の生活の質の向上なども期待されます。近年、民間企業において健康経営の重要性が認識され、積極的な取組を行う企業が増加しています。市内の民間企業の健康経営への取組をさらに推進するためには、市内において大規模な事業所の一つである市役所が率先して取り組むことが重要であると考えます。

そこで、以下の2点を伺います。

ア、経済産業省は健康経営への取組を推進するため、健康経営優良法人認定制度を導入しているが、その概要を伺います。

イ、また、健康経営優良法人認定制度による認定を受けている他の地方公共団体の状況を伺います。

(2)市内事業所の健康経営や健康づくりへの取組に対する顕彰制度とインセンティブについて。経済産業省が進める健康経営においては、健康経営に取り組む法人が日本健康会議により認定される健康経営優良法人認定制度があります。この制度に対する市の認識と、健康経営に取り組む企業に対して市独自で顕彰制度を設け、インセンティブを与える取組が考えられないか伺います。

以上、1回目の質問となります。答弁により再質問を行ってまいります。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からは大項目の市長の市政・財政運営についての(1)とワンストップサービスについての(1)から(3)についてお答えいたします。

まず初めに、(1)本市がこれまで講じてきた物価高騰対策の内容及び効果についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するために創設された新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金は、感染状況の変遷や社会経済情勢を踏まえ、その都度、支援対象の見直しが図られております。まず、令和4年度には、原油価格をはじめとした物価高騰の影響を受ける生活者や事業者の経済的負担の軽減を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかな支援に活用できるコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。主に市内介護サービス事業者や障

害福祉サービス事業者が行う利用者の送迎や訪問、貨物自動車運送事業者等に対する燃料費高騰分の支援などに約7億700万円を活用しております。さらに、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、いわゆる重点交付金も創設され、交付された約6億4,400万円において、おむつやミルク、離乳食などの経済的負担がかかるゼロ歳から3歳までの乳幼児を養育する児童手当受給世帯に対し、赤ちゃん健やか応援給付金といたしまして、乳幼児1人当たり4万5,000円を支給いたしました。また、令和5年度も重点交付金が交付されたことから、現時点での交付限度額約18億5,600万円を活用した物価高騰支援を行っているところでございます。そのうちの約11億1,500万円につきましては、国が使い道を限定し、住民税非課税世帯に対しまして3万円を支給する低所得世帯支援に活用することとされております。残りの7億4,100万円につきましては、市が使い道を選択できることから、物価高騰対策として交付金が措置された趣旨を鑑み、前年度に引き続きまして、介護サービス事業者をはじめとする各事業者支援を実施しているところでございます。

次に、事業の効果についてでございます。当該交付金は、コロナ禍において物価高騰による市民等の経済的負担をいち早く解消する目的であったことを踏まえ、まずはスピード感を持って対応することに主眼を置いて事業を選定したことから、具体的な指標を設けた効果の検証は行っておらず、事後アンケートや窓口等で職員に寄せられた御意見等により評価をしております。例えば介護事業者等へ行った燃料費高騰分への支援については、アンケートの回答をいただいたほぼ全ての事業者から、交付金のおかげでサービスを縮小することなく事業展開ができたとの回答をいただいております。また、農業従事者への肥料価格高騰分への支援では、類似の国事業とは異なり簡易な申請手続にしてもらえたことで、素早い支援を受けられて助かったなどのお声を窓口でいただいております。目的に沿った効果が得られたものと考えております。

続きまして、大項目2番目の(1)から(3)についての、まず(1)第1庁舎におけるワンストップサービスの考え方についてお答えします。庁舎の建て替えに当たりましては、平成25年度に市民をはじめとする来庁者に対して質の高いサービスを提供できる施設となるよう、利用しやすい庁舎、人に優しい庁舎、親しまれる庁舎を基本的な方針、理念としました庁舎整備基本構想を定めて進めてまいりました。この基本構想では、第1庁舎の1階と2階に市民窓口や相談窓口を集約して配置することや、ゆとりある待合空間の整備などを盛り込んでおりました。その後、平成29年1月に窓口関係各課の課題を共有する場として窓口サービス連絡会議を設置し、各窓口での課題や業務の改善について協議するとともに、レイアウトについては、手続の連続性が高い部署を近くに配置することなどを検討してまいりました。

また、平成30年7月より、関連部署の若手職員を中心とした新第1庁舎レイアウトプロジェクトチームを立ち上げ、市民の利便性と職員の機能性、それぞれの満足度を高い水準で得られるよう、フロア別のコンセプトを検討してまいりました。具体的には、1階と2階においてはエントランスで来庁者の用件を伺い、適切な案内ができるようにすること、さらには、複数の部署にまたがる手続について、来庁者の方が様々な課を渡り歩くのではなく、職員が来庁者のもとへ赴くというコンセプトとし、現在のワンストップサービスの導入に至ったものでございます。

次に、(2)レイアウト変更の考え方についてです。第1庁舎の供用開始時には、市民窓口のワンストップサービス導入のほか、職員の執務室については無線LANを活用し、パソコンを持ち運べるようにしたことで、ペーパーレス化の推進や職員間のコミュニケーションが取りやすい工夫をしてまいりました。これらのレイアウトにおきまして、一定期間の運用実績を踏まえ、現場の声を吸い上げるため、令和4年5月に各部へアンケートを実施いたしました。その結果、適切な執務スペースの確保や課の分散化の改善、課名サインの設置などの意見が寄せられました。また、ワンストップサービスに対する来庁者の声といたしましては、大型モニターやインターネットで待ちの状況が把握でき、他の用件を先に済ますことができた、何か所も回らず1か所で手続が済んでよかつ

たという好意的な意見がある一方、職員が入れ替わった際に情報が伝わっておらず、何度も同じ内容を話すことになったといった御意見もございました。

そこで、これらの意見を踏まえ、よい点は残しつつ、来庁者の動線やセキュリティーラインなどを見直しながら、各部署のゾーニングを改め、執務室の狭隘解消や分散の改善、課名サインの設置のほか、1階の国道側に福祉窓口を設置するなどレイアウト変更を行ってまいりました。これらの変更は、市民サービスに極力影響が出ないよう、令和5年7月まで期間を設けて少しずつ行っており、先日、変更後の状況について職員に庁内アンケートを実施し、現在集計しているところでございます。

今後に来庁者の声を聞きながら、検証と改善を加え、市民にとっても、職員にとっても、よりよい環境となるよう取り組んでまいります。

最後に、(3)ワンストップサービスで本市が目指すものについてです。ワンストップサービスをはじめとする市民窓口の在り方については、関係部署で構成される市民窓口サービス向上会議において引き続き検証を行い、改善を行っているところでございます。将来、市役所のあるべき姿といたしまして、市民が手続のために市役所に来なくても済むことを目指しております。そのためには、DXの推進が必要と考えております。特にウェブやスマートフォンアプリ、さらにはマイナンバーカードの公的個人認証機能やオンライン決済などの活用によって、今まで実現していない手続も含めたオンラインサービスをさらに拡大することで、24時間365日止まらない電子市役所の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取組が進むことにより、市役所は将来的に相談機能の拡充や市民交流、市民活動、協働の場となっていくことが想定されます。現庁舎は今後、半世紀以上使用することが見込まれるため、その時々々の社会情勢に合わせたレイアウトになるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 私からは大項目、市長の市政・財政運営についてのうち(2)の予算編成における考え方についてお答えいたします。

本市では、例年10月初旬頃をめどに、国が示す経済見通しなどに基づき、向こう3年間の中期財政見通しを作成した上で、予算編成における基本的な考え方などを示しており、現在、令和6年度当初予算編成に向けた作業を進めているところでございます。そこで、昨年度実施いたしました令和5年度当初予算編成において掲げました新規拡大事業の原則凍結などの将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択の取組につきましては、3年間を実施期間としておりますが、この措置を継続することも含めまして、今後、方針を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 私からは大項目、市長の市政・財政運営についての(3)及びカーシェアリング活用事業についてお答えいたします。

初めに、公共施設の建て替え計画についての考え方と今後の見通しについてです。本市では、公共施設等総合管理計画を平成28年3月に、個別計画を令和2年3月にそれぞれ策定いたしましたが、総務省からの総合管理計画の見直しの要請や、これまでの進捗状況、さらに最新の人口推計の内容などを踏まえ、従前の計画を補完する総合管理計画補記改訂版並びに個別計画改訂版を策定いたしました。具体的には、公共施設の管理方針に脱炭素化やユニバーサルデザイン化を加えたほか、令和2年の人口推計で令和12年度までの計画期間内の人口構成は、ほぼ横ばいに推移すると見られることから、こうした状況の変化を踏まえ、対象施設全体の延べ床面積の削減目

標を2万6,000㎡に変更したものでございます。あわせて、クリーンセンターや斎場の建て替えを優先的に行うため、個別計画についても見直しを実施し、対象施設の事業着手のタイミングなどを調整しております。

そこで、今後の見通しについてですが、公共施設の整備に際しては、複合化や公民連携など、整備費用や維持管理経費の縮減手法を研究し、市民サービスの質と施設運営の効率化の両立を図ってまいります。また、財政的な措置については、御質問者から御心配をいただいておりますが、令和4年度に公共施設整備基金を創設し、公共施設の保全や計画的な整備などの財源とすることで、各年度の一般財源からの負担を平準化できるものと考えております。なお、基金への積立ては、個別計画に基づく施設整備に合わせ計画的に行ってまいります。

次に、カーシェアリング活用事業についてです。事業の背景としては、特殊車両を除く公用車約260台の稼働率は平均で60%を下回り、約4割の車両は稼働率が50%以下という状況を踏まえ、公用車の在り方を検討する中で、民間事業者によるカーシェアリングを活用することといたしました。こうしたシェアリングサービスの活用は、保有車両を減らし維持管理経費を削減するとともに、CO₂排出量の見える化や職員意識の転換につながることから、職員の移動に係るCO₂排出量の実質的な削減が期待されます。なお、これまでのリース車両に比べ、カーシェアリングは利用時間により経費が加算されるため、利用方法などを職員に周知し、保有車両とカーシェアリングを適切に使い分けていくことが課題と考えております。

最後に、令和3年に実施したEVカーシェアとの違いでございますが、当該事業はリユースEVを公用車として試験導入するに当たり、民間事業者と連携し、土日を含む休日に市民向けに貸し出すことで、広く電気自動車を体験していただいたものでございます。一方、今回の事業は、カーシェアリングを提供する事業者と市川市が法人契約を締結することで、職員が民間の車両を公用で利用できるものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは議案第30号と斎場整備についてお答えします。

初めに、議案第30号についてです。保険税水準の統一は、保険税の算定方式等を統一した上で県内の保険税率を統一し、同じ所得で同じ年齢層、同じ世帯構成であれば、どの市町村でも同じ保険料の負担となることです。保険税水準統一の目的でございますが、国からは、同一県内で同じ給付を受ける被保険者間の保険税負担の公平性の確保や、規模の小さな市町村国民健康保険の経営安定化などに加え、国民健康保険財政のさらなる安定化のためと示されております。

次に、国民健康保険事業費納付金の軽減実績でございますが、平成30年度から令和5年度までの6年間の本市に対する軽減総額は、およそ49億円で、単年度平均の軽減額は約8億2,000万円となっております。また、令和5年度の軽減額は、およそ8億4,000万円で、千葉県全体の軽減措置額の56.3%が本市に充てられるなど、軽減措置は大きな恩恵を受けてまいりましたが、廃止により本市への影響は非常に大きなものでございます。

続いて大項目、斎場整備についてお答えします。

初めに(1)利用者、運用者にとって使い勝手のよい施設建設についてです。新斎場の建設は、設計、工事、運営を一括で実施するDBO方式、デザイン・ビルド・オペレートによる発注を予定しております。DBO方式では、事業者の創意工夫や民間のノウハウの提案を受け入れることが可能となることから、ライフサイクルコストに優れた施設の建設、運営が可能となります。特にサービス面においては、運営者である指定管理者の設計段階における工夫や配慮を取り入れた施設とすることができ、利用者にとって使い勝手のよい施設になるものと考えております。斎場は、誰もが落ち着いた静寂な空間で心穏やかに故人との最期のお別れの場として利用できる施設となるよう計画しております。

次に、指定管理者制度のメリットとデメリットについてです。新しい斎場の運営では、指定管理者制度を採用

する予定であり、運営から維持管理、保守並びに光熱水費の一部まで長期間において事業者の包括責任で行うことを予定しております。指定管理者制度においては、民間事業者が持つノウハウや創意工夫を生かし、良好な市民サービスを提供することに加え、施設の計画的な修繕や維持管理による設備の適正な予防保全対策が図られることなど、コストの低減が見込まれることがメリットとして挙げられます。一方、デメリットとして、強いて挙げるとすれば、行政側の都合による契約内容の変更に対して、事業者との調整が必要であることが挙げられません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 私からは大項目、塩浜2丁目護岸干潟整備についてお答えをいたします。

塩浜1丁目から3丁目につきましては、千葉県の市川二期埋立計画を前提として、鋼矢板による直立護岸として整備されてきました。その後、県はこの埋立計画を中止し、三番瀬の再生に向けた取組を行う三番瀬再生計画を策定いたしました。本市におきましても、市民が海に触れることができる干潟の整備について、20年以上にわたり折に触れて県による整備を要望してまいりました。しかし、県は干潟の整備については、再生計画に基づく各種再生事業を進める中、塩浜1丁目、2丁目の護岸整備と同時期に砂づけ試験など様々な検討を行いました。親水性については一定の効果が認められるが、三番瀬全体の自然環境の再生への効果は限定的であると結論し、干潟の整備は実施されませんでした。

一方、本市が策定しました塩浜地区まちづくり基本計画では、当該エリアについては自然共生エリアとして定めるほか、市川市行徳臨海部基本構想では、三番瀬において地域固有の海辺の原風景の再現を基本的な方向性の一つとしていることから、県の結論を受け、干潟について調査研究を続けてまいりました。現在計画している干潟は、満潮時には海面に覆われ、干潮時の前後で海面から出現することとしております。干潟を利用できる時間につきましては、潮の満ち引きの時間や潮位は日によって異なるため、利用時間もその日の潮に合わせた時間帯になるものと考えております。

また、利用方法につきましては、干潮によって出現した干潟に下りて、子どもたちが泥んこ遊びなどで干潟に触れることや、生き物の発見、自然観察会の実施など、干潟を活用したイベント等の開催などの利用も想定をしております。

市民が海に触れられる憩いの場を創出することによりまして、親水性の向上が図られ、未来を担う子どもたちなど市民の環境意識の醸成や、イベントなどを通して市川の漁業への関心を深めていただく効果が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からはゴールドシニア事業チケット75についてお答えします。

本市では、75歳以上の高齢者の方々をゴールドシニアと称し、介護予防など各種事業を進める中で、ゴールドシニアの方々に心身ともに健康に対する意識の向上を図っていただくことは、健康寿命の延伸につながるものと考えております。高齢者にとって、これまでの3年以上に及ぶコロナ禍における外出の自粛は、体力の低下やフレイルの進行などに大きな影響があったことから、喫緊の対応が必要な課題と捉えております。このため、アフターコロナを見据えてゴールドシニアの外出を促進するとともに、社会参加を通じた介護予防に取り組んでいただくことを目的として、ゴールドシニア事業チケット75を実施したいと考えております。

チケット75は、バスは100円、タクシーは500円分を差し引いた差額で乗車できるチケットを支給する事業で、対象となるバスは市川市コミュニティバス及び京成バス、京成トランジットバス、京成バスシステムのうち主に

市内停留所を運行する路線で、市外を中心とした一部路線は対象外としています。また、タクシーは市内7つの法人のほか、常態的に市内を運行する近隣市の法人タクシー及び事業に協力いただける個人タクシーで実施する予定です。

現在の市内ゴールドシニアの人口は約5万8,000人でありますけれども、今年度は、本定例会に提案させていただいた補正予算額を上限として、1人当たりバスチケット10枚、タクシーチケット5枚をそれぞれ1万人分、希望者の申請に基づいて支給したいと考えております。

なお、今年度は年度途中の事業開始であり、今後の周知期間を経て、申請時期が年度後半になった場合でも十分な利用期間を設けられるよう、交付金に関し繰越明許を設定し、有効期限を令和6年度末までとしています。

今後の予定ですけれども、本定例会において承認をいただきましたら、市のウェブサイトや「広報いちかわ」10月第3週号において案内するとともに、高齢者サポートセンターやいきいきセンターにもリーフレットを配架し、周知を図ってまいります。

申請受付は10月下旬に開始し、11月下旬から順次チケットを発送、チケットの利用は12月1日からを予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 私からは大項目、スポーツ団体を本市で応援していくことについてお答えいたします。

初めに、(1)本市のスポーツ団体との協定や応援の現状についてでございます。本市では、スポーツの推進や青少年の健全育成、地域振興を目的に、野球の千葉ロッテマリーンズ、バスケットボールの千葉ジェッツ、ラグビーのクボタスピアーズ、アメリカンフットボールのブルーサンダース、以上のプロチームや社会人のトップチーム4団体と連携協定等を締結しています。これらは地域に根差した活動を希望するスポーツ団体と、スポーツによる様々な施策の実現を目指す本市の思いとが一致した際に連携内容を協議し、協定等を締結したものです。

現在、これらのスポーツ団体との連携により複数の事業を実施しており、市川市スポーツ推進計画で定める基本施策の実現に向け、効果を発揮しているところでございます。それぞれの団体との連携事業で、市民はトップレベルの選手のプレーを間近に体験し、スポーツへの理解を深め、スポーツに取り組むきっかけとなるだけでなく、選手と直接触れ合うことで、夢を持つことや仲間と協力することの大切さなどを学ぶ場となっております。

また、スポーツ団体は地域に根づいた活動を行うことにより、競技への理解を深め、ファン層を増やすことなどを希望していることから、学校訪問などを行う際は、訪問先の選定や調整を本市が担い、交流の機会を整えるほか、各団体と連携した情報発信などを随時行っております。

具体的には、現在、千葉ロッテマリーンズ及び千葉ジェッツは公式戦への市民招待や試合会場で地域のPRイベントを行うほか、市川スポーツフェスタなど市の行うスポーツイベントにも参加しています。加えて、千葉ロッテマリーンズは現役選手や元選手、コーチによる幼稚園や小学校への訪問を行い、スポーツの楽しさを伝えるだけでなく、投げる、捕る、打つといった基礎能力の向上につながる指導を行っております。千葉ジェッツは、本年6月に選手による学校訪問を行い、児童と一緒にゲームを楽しんだり、選手自身の経験を踏まえ、夢を持つことの重要性などを伝える取組となりました。

そのほか、クボタスピアーズは選手によるタグラグビー教室の市立小学校での開催や、スポーツ少年団地域交流大会において親子も参加できる形式を実施しており、ブルーサンダースは市の行うスポーツイベントに参加しているほか、この9月に協定締結後、初めて学校訪問を実施いたします。

次に、(2)今後の取組についてでございます。各スポーツ団体との連携を深めることで、団体と市民が相互に

愛着を持ち、応援できる関係性を築いていきたいと考えております。具体的には、第2期市川市スポーツ推進計画で示したスポーツを「する・みる・ささえる・知る」の4つの視点から、事業を充実させることを検討しております。

例えば、今年度の連携事業に関しまして、千葉ロッテマリーンズの実施する9月8日開催の公式戦における地域PRイベントALL FOR CHIBAにつきましては、試合への無料招待のお知らせをデジタルサイネージ等で発信したほか、イベント当日は、市川の梨の振る舞い、行徳みこしの展示や担ぐ体験、スタジアム内の大型ビジョンを使用した市川市PR動画の上映等を予定しております。また、千葉ジェッツとも、公式戦への市民招待イベントを12月に実施できるよう協議を進めております。ブルーサンダースにつきましては、今年度初めて市内で公式戦を開催することから、いわゆる、ゆるキャラの市川梨丸の貸出しを行い、試合の盛り上げに協力するほか、ブルーサンダースを応援しようと題して、市広報への掲載や市公式SNSなどで幅広い情報発信を予定しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 私からは大項目の7番目、LGBTQ+行政についてと大項目の17番目、健康経営に向けた取組についての(1)についてお答えいたします。

初めに、LGBTQ+行政についての(1)についてです。御質問にありました法律は、報道等において通称がよくLGBT理解増進法と言われるものであります。この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としております。その中で地方公共団体の役割といたしましては、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施について努めるものとされております。

法施行に伴う本市の認識、対応についてですが、まず、国会の審議における法案提出者の説明の中では、同法は理念法であり、各自治体が進めている取組を阻害するものではないと述べられており、これまで本市で進めてきた施策等に大きな影響を及ぼすものではないと捉えております。また、既に本市では令和元年6月にはLGBTQ+を含めた多様性を尊重する社会の実現に寄与することを目的に、市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針を策定し、この指針に基づき市民向けの講座や職員研修の実施、ガイドブックの作成など各種の施策を進めてきているところであります。

今後におきましても、これまでの施策を引き続き実施し、LGBTQ+の当事者への理解促進を図りつつ、あわせて、これから国が策定することとなります基本計画や指針など、何らかの方向性が示された場合には、本市の指針等を含めた施策の整合性を図るなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、(2)についてお答えいたします。パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の利用実績ですが、令和4年2月の制度スタート以降の1年半で、パートナーシップの届出件数が54件、ファミリーシップの届出件数が3件となっております。また、本市の制度は事実婚の方なども届出が可能である点に特徴があります。その特徴を加味した内訳といたしましては、パートナーシップ届出の54件中、同性間の届出は40件、異性間の届出は14件となっております。あわせて、ファミリーシップの届出3件に関しましては、1件が同性間、2件が異性間の届出となっております。

次に、(3)についてお答えいたします。現在パートナーシップ制度は、これまで多くの自治体で導入されてきておりますが、法律で規定されていないことから、各自治体でそれぞれ独自の制度となっております。例えば制度を利用している方が他の自治体に転出する場合、まず転出元の自治体で交付されている届出受理証明書等の返還手続きを行い、改めて提出先の自治体において制度の利用手続きをする必要があります。そうした制度利用に係る

利用者の負担軽減を図るため、県内でファミリーシップを含めた当該制度を導入している千葉市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市と本市を合わせました6市の間で都市間連携協定を締結することとなったものであります。

利用者の負担軽減の具体的な内容であります。従来、本市から転出する際に必要であった届出受理証明書等の返還手続が連携都市に転出する場合には不要となります。また、連携都市から本市に転入する際には、転出元の自治体が交付した証明書を添付することにより、制度の対象要件の一つである独身であること等を確認するための戸籍全部事項証明書等の提出が不要となります。このように、今回の協定締結により手続の簡略化が図られ、制度を利用される当事者の方々の精神的な負担と事務的な負担の両方でサポートできるのではないかと捉えております。

続きまして、健康経営に向けた取組についての(1)についてお答えいたします。健康経営は、御質問にありましたとおり、従業員の健康保持が収益向上につながるとの考えで、戦略的に健康経営に取り組むことを指しております。御質問にありました健康経営優良法人認定制度は、この考え方にに基づき、経済産業省が企業の健康経営の取組を推進するため、平成28年に導入された顕彰制度であります。この制度の趣旨は、健康経営に取り組んでいる優良法人を見える化することで、従業員や求職者、関係企業、金融機関などから社会的に評価を受けることができる環境を整備しようとするものであります。そして、当該制度における認定につきましては、健康経営に関する経営理念及び経営方針や制度及び施策実行など5つの要件を満たした場合に受けることができることとされております。

最後に、本制度による認定を受けている他の地方公共団体の状況であります。本年3月8日に発表されました健康経営優良法人2023の大規模法人部門におきまして認定された2,676法人のうち、北海道苫小牧市など地方公共団体は9団体となっております。

以上であります。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目、児童発達支援センターそよかぜキッズにおける日中一時支援事業についてお答えをいたします。

日中一時支援事業は、障害者総合支援法である障害福祉サービスの一つであり、障がい児や障がい者を家族の急な病気、冠婚葬祭、就労など、理由を問わず、日中において一時的に預かる事業でございます。現在、子どもを対象とした日中一時支援事業を実施している市内の17事業所は、障がいのある子どもの発達支援を行う児童発達支援事業を併設しており、児童発達支援の利用児に欠席が生じた場合に、日中一時支援利用児を受け入れるという運用を行っております。また、17か所の事業所のうち、他の事業所の利用児を受け入れる事業所は2か所のみとなっております。このことから、本市では、かねてより本事業を保護者が計画的に利用することが非常に困難な状況にあるということについて、大きな課題であると認識をしておりました。

このような状況の中、指定管理者からも、本事業を実施したい旨の申出を受けたため、早期に実施できるよう事業内容の検討や指定管理者との調整を進めてまいりました。その結果、指定管理者が本年10月からの実施が可能となる職員体制などを整えることができたことから、今定例会での条例改正案及び実施に伴う補正予算案の提案に至ったものでございます。

そよかぜキッズにて実施する事業の内容は、定員25名、対象年齢はゼロ歳から18歳、朝8時から送迎時間を含む夜7時までの間で希望する時間に預かるものとし、ほかの事業所に通う子どもの利用も可能としております。なお、1回当たりの利用者負担額は市川市地域生活支援事業等実施規則に定められており、預かる時間により異なります。一例を申し上げますと、利用時間が4時間未満の場合は1回当たり300円、利用時間が4時間以上8時間未満の場合は1回当たり450円となっております。

今回、そよかぜキッズでの日中一時支援事業の実施により、障がいのある子どもの育児に係る保護者負担の軽減を図るとともに、就労を希望する保護者にも対応可能とすることで、安心して子育てできる環境がさらに整うものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 私からは大項目、博物館行政についてと学校施設の整備についてお答えします。

初めに、博物館行政についての(1)公共施設個別計画における博物館についてです。現在の公共施設個別計画では、両館を合わせて整備を検討するものとされていますが、計画期間である令和12年度までに再編・整備を行う施設には位置づけられておりません。

次に、(2)博物館法改正による影響についてであります。令和5年4月1日から施行されました改正博物館法の趣旨は、博物館に求められる役割が近年多様化、高度化していることを踏まえ、これからの博物館が求められる役割を果たしていくための規定を整備するものであります。法改正による主な変更点は2点あり、1つは、法の目的と博物館事業の見直し、2つ目は、博物館登録制度の見直しであります。そのうち法の目的と博物館事業の見直しが今後の博物館の運営に影響を与えるものと認識しております。法の目的につきましても、これまでの社会教育法に加えて新たに文化芸術基本法の本質に基づき定めることが定められ、これを受けた博物館事業の見直しでは、地域の多様な主体との連携協力による文化観光、そのほかの活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことが新たに努力義務として位置づけられました。このことにより、これからの博物館には、社会教育のための機能に加え、文化観光やまちづくりなど地域の活性化にも寄与することが期待されることとなりました。

考古博物館と歴史博物館では、曾谷地区の皆様が地域への愛着の醸成や活性化を目的に取り組んでいる曾谷縄文まつりのイベントに参加しているほか、博物館の開館時間を延長して行うナイトミュージアムでは、市川市文化振興財団から推薦のあった若手演奏家を招いてコンサートを実施するなど、これまでも地域の活性化や文化活動に努めてまいりましたが、今後、法改正の趣旨に沿った事業の展開をさらに模索していかねばならないと考えております。

次に、(3)ハード・ソフト面における整備の在り方についてであります。初めに、ハード面については、現行の公共施設個別計画において、計画期間内での再編整備が位置づけられておりませんことから、今後、将来的な整備計画についてのビジョンを策定するなど、関係部署と協議を進めるとともに、当面、現状の博物館を維持するという前提の中、必要に応じて施設設備の修繕を行わなければならないと考えております。

次に、ソフト面については、博物館運営の中心を担っている学芸員について、職員数の減少と高齢化という課題を抱えています。具体的に申し上げますと、学芸員の人数については、過去最も充実していた平成20年度では、考古博物館、歴史博物館ともに4名、合計8名で、その全てが正規職員でありましたが、令和5年度には、考古博物館が正規職員3名、歴史博物館が正規職員1名と会計年度任用職員2名の合計6名となっております。また、高齢化については、両館の正規職員4名のうち2名が再任用職員であり、平均年齢は60歳となっております。

このような状況から、今後、博物館の運営に必要な人材に不足が生じること、また、これまでの研究の成果等、知識の継承ができなくなるのではないかと危惧されることから、関係部署と協議し、学芸員資格を有し、主に歴史博物館に勤務する一般行政職員1名を令和6年4月1日付で採用する予定となっております。現在、採用試験の準備を進めているところでございます。

次に大項目、学校施設の整備についての(1)バリアフリー化についてお答えします。学校施設のバリアフリー化につきましては、令和2年12月の文部科学省からの通知、学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進につ

いてを受け、順次整備を進めております。文部科学省からの整備目標では、車椅子利用者用トイレ、スロープ等による段差解消及び要配慮児童生徒等が在籍する学校へのエレベーター整備について示されております。本市の小中学校におけるバリアフリー化の現状につきましては、令和4年度末現在で、車椅子利用者用トイレは全校に設置済み、スロープ等による段差解消は全55校に対し14校整備済みであり、全体に占める割合は約25%となっております。エレベーターにつきましては5校で整備済みとなっております。本市では、全ての学校施設にスロープによる段差解消と階段手すりを設置するよう計画的に進めており、今年度は中学校6校を改修する予定となっております。

次に、(2)体育館と給食室及び特別教室へのエアコン設置についてであります。初めに、体育館のエアコンにつきましては、令和4年度までに小学校3校と義務教育学校1校に設置されています。また、今年度は小学校7校に設置したところでございます。体育館のエアコンにつきましては、今後も継続して、順次設置を進めてまいります。次に、給食室のエアコンにつきましては、今年度全ての学校施設に設置したところでございます。特別教室のエアコンにつきましては、令和4年度末現在で特別教室1,047室に対し697室に設置済みであり、エアコン設置率は約67%となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは大項目、市川市大町公園の再整備についてと令和4年6月3日降ひょう被害後の多目的防災網設置事業について及び健康経営に向けた取組についての(2)についてお答えします。

初めに、市川市大町公園の再整備についてです。行政組織の一部改正に伴い、令和5年4月より大町公園及び動植物園の管理につきましては経済観光部に移管されました。移管されたことにより、これまでの環境教育の側面だけではなく、観光資源としての認識を強く意識し、園内で飼育する動物たちの魅力などを伝え、来園者の増加につながる情報発信に力を入れております。最近では、扇風機で涼むアルパカの動画がSNS等で人気となり、メディア等多くの媒体で紹介されるなど効果的な宣伝を行っているところでございます。一方、来園した方が休憩場所として利用されるレストハウス内では、今年の4月に食堂や売店をリニューアルオープンいたしましたが、それ以外の施設全般におきましては、依然として施設の老朽化対策が課題であると認識をしております。

本年4月に改訂された公共施設個別計画では、築年数が37年の動植物園管理棟については、第3期となる令和12年度までは建て替えや改修を行わない位置づけとされております。また、動植物園、観賞植物園を含む大町公園全体の利活用促進を前提に再整備を目的とした大町公園再整備基本計画を令和2年度に策定をしております。しかし、行政組織の変更などがあり、改めて動物園としての役割、方針を整理するなど、若干の見直しが必要な部分もあることから、引き続き計画の実施に向けた準備を進めてまいります。

そして、大町公園再整備基本計画におきましても、公共施設個別計画には含まれていない動物舎やその他の園内施設の老朽化を課題としていることから、今後は公共施設個別計画との整合を図りながら、施設の老朽化対策に取り組んでまいります。

施設の老朽化対策の中でも、施設内のトイレの改修は喫緊の課題であると認識をしています。開園以降、便器交換により洋式化の対応を行ってまいりましたが、動物園を利用された方からのアンケートでも、トイレが汚い、臭いなどといった御意見が寄せられており、早急に対応する必要があると認識をしているところであります。現在、施設内には7か所トイレが設置されております。その中でも、来園者の方が多く利用するレストハウスは、食堂や売店などが整備され、きれいになりましたが、1階と2階のトイレは未改修となっておりますことから、早急な改修が必要であると考えております。

改修の際は、便器交換のほかブース、給排水設備、電気設備などトイレ内全ての改修を検討してまいります。

床につきましても、湿式から衛生的な乾式に変更するとともに、バリアフリーやオストメイト対応などを進めてまいりたいと思います。これらの対応につきましても、改修に向けた費用の確保に努めてまいります。

また、施設内のバリアフリー化につきましても、スロープの設置などを順次進めてまいります。今後も動植物園を利用される方の声を聞き、需要とコストのバランスを取りながら、誰1人取り残されることのないよう整備を進めてまいります。

今後の整備の在り方についてですが、ハード面としての施設の老朽化対策に取り組むとともに、大町公園再整備基本計画を整理した後、これに沿った形で、動物園が持つ4つの役割とされる種の保存、環境教育、調査研究、レクリエーションを考慮してまいります。

また、令和5年4月に博物館法の一部を改正する法律が施行されたことから、博物館に準じている動植物園につきましても、今後は観光資源としてのエンターテインメント性も取り入れつつ、他の施設と調和を図り、大町公園全体の整備と運営を行ってまいります。

また、ソフト面の課題としては、職員の高齢化があります。現在、獣医師1名、飼育員10名の計11名の正規職員に会計年度任用職員を加え、飼育業務に当たっているところでございます。しかし、飼育する動物たちと信頼関係を築くには時間を要しますことから、必要な時期に必要な職員の確保に努めてまいりたいと考えております。あわせて、さきに申しあげました博物館法の一部改正に伴う新たな業務、役割に対応すべく、適正な職員数の確保にも努めてまいりたいと考えております。今後も、動植物園を利用される方が安心して園内で過ごすことができるよう、大町公園の再整備に努めてまいります。

続きまして、多目的防災網設置事業についてお答えします。昨年6月3日の降ひょうにより市内北東部地域の梨農家は甚大な被害を受け、農業経営に影響を及ぼし、本市の梨への被害額は約13億4,000万円以上と試算されています。国は、災害が発生すると市町村や県からの被害状況調査などを基に激甚災害指定を行っておりますが、今回の被害は該当しておりません。市では、多目的防災網の設置は、ひょうや台風などの気象災害などによる被害を軽減するために有効であると考えております。

そこで、農家の設置費用負担を軽減できるよう、市は千葉県に対し補助率拡大などの要望を行い、これを受け千葉県では、令和4年度から6年度までの3年間、補助率を引き上げ、対象地域についても被害の大きかった地域が対象となるよう、新たに、気象災害に強い果樹産地支援事業補助金交付要綱を策定し、対応をしております。また、市におきましても、従来の補助金交付要綱を県の補助率に合わせて見直しを行っております。

市と千葉県の補助を合わせ、令和4年度から6年度までの3年間、補助率を従来の2分の1から6分の5へ引き上げ、多目的防災網設置事業を実施しております。今回の補助事業におきまして、多目的防災網の設置を希望する件数は、3年間の合計で56件程度の予定で、設置地域については、被害の多かった市北東部地域の柏井町、大野町、大町が全体の約8割を占めております。ひょう害に関する補助は令和6年度までとなっていることから、6分の5の補助率については令和6年度で終了とされています。このため、令和6年度以降の多目的防災網設置については、従来どおり2分の1の補助率となります。また、対象地域については、市内全域が対象地区となります。

最後に、健康経営に向けた取組についてのうち(2)市内事業所の健康経営や健康づくりへの取組に対する顕彰制度とインセンティブについてお答えをいたします。健康経営優良法人認定制度は、地域の健康課題に則した取組や健康増進の取組により、特に優良な健康経営を実践している企業等の法人を顕彰し、社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的とされています。健康経営優良法人認定制度に認定された企業に対しては、健康経営優良法人として公表され、健康経営優良法人ロゴマークの使用が可能となるほか、認定企業に対して金利を優遇している金融機関や、保険料を優遇している保険会社があるといったメリットがあるとされていま

す。大規模法人部門と中小規模法人部門に分類されており、本市内の企業等では、健康優良企業2023の中小規模法人部門において13社が認定をされています。この制度に加えて、自治体独自で顕彰制度を設けている例もあり、県内では、千葉市で千葉市健康づくり推進事業所として、情報交換会やセミナーに無料で参加できるといったメリットを設けている例がございます。本市独自の顕彰制度やインセンティブを設けることにつきましては、関係部署との調整や商工会議所など関係団体の意見も確認する必要があることから、他市の事例等も参考に研究をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることについてにお答えいたします。

初めに、(1)COCOLOプランについての本市の認識についてです。令和5年3月31日に文部科学省より示されましたCOCOLOプランには、(1)不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える、(2)心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する、(3)学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にする、と大きく3つの方針が示されています。本市におきましても不登校児童生徒数は増加傾向にあり、令和2年度から3年間の不登校出現率は、小学校で0.83%、1.01%、1.37%、中学校で4.02%、4.41%、4.81%と増加しています。加えて学校以外の専門機関等で相談指導を受けていない児童生徒も一定数いるため、不登校児童生徒への学びの機会の確保は喫緊の課題であると認識しております。

次に、(2)本市の取組についてです。市内小中学校及び義務教育学校にライフカウンセラーを配置し、児童生徒の精神的な悩みへの相談窓口として対応しております。教育センターでは、ほっとホットと訪問相談員として、不登校をはじめ学校生活全般に関する相談に対応しております。また、相談者の希望に応じて、自宅や近所の公民館に職員が出向いての訪問相談も行っております。教育委員会では、不登校児童生徒対策検討会において、文部科学省通知、不登校児童生徒への支援の在り方についてを基に、教職員向け不登校児童生徒支援マニュアルを作成し各学校に配布するとともに、不登校児童生徒支援に関する教職員研修を年2回実施しております。

次に、(3)不登校に至る要因についての認識についてです。令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、不登校の要因として、市内公立小学校では、無気力・不安が54.8%、いじめを除く友人関係が8.3%、親子の関わりが7.9%となっております。また、中学校では、無気力・不安が42.8%、いじめを除く友人関係が14.4%、生活リズムの乱れ、遊び、非行が11.1%となっております。ただし、要因の割合が最も高い無気力・不安の中には、騒音や視覚的な刺激等に敏感であったり、相手の感情や周りの雰囲気に影響を受けやすかったりするハイリー・センシティブ・パーソンなども含まれていると考えられます。そのほかにも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活環境の変化が生じ、生活リズムが乱れたことや、感染対策として児童生徒同士の関わりへの制限による不安等も考えられます。また、児童生徒の休養の必要性を示した、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の趣旨の浸透も背景にあると考えております。

次に、(4)一人一人の不登校児童生徒への対応についてです。不登校児童生徒への支援に当たっては、各学校において不登校の要因や背景、児童生徒個々の状況を踏まえ、必要に応じて市配置のライフカウンセラーや県配置のスクールカウンセラーを活用しながら、個々の悩みが深刻化しないよう、適切な支援を行っております。また、当該児童生徒に関わる教職員間で情報共有を行い、電話連絡や家庭訪問を実施し、家庭と連携して支援を行っております。教育委員会では、学校に対して不登校児童生徒への支援状況を踏まえ、県配置のスクールソーシ

ャルワーカーや訪問相談担当教員、千葉県子どもと親のサポートセンターの相談、県の支援事業の活用を含めた指導、助言、また、先ほど御説明しましたほっとホッと訪問相談等の相談業務を行っております。

次に、(5)多様な学びの場及び居場所の確保についてです。本市では、心理的な要因等による児童生徒に対し、小集団で活動できる市川市適応指導教室ふれんどルーム市川を開室し、自己肯定感を高めて集団生活への適応力を育めるよう、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行っております。現在、ふれんどルーム市川には約40名在籍しておりますが、入所する児童生徒の数が年々増加傾向にあることから、同施設以外の居場所づくりの必要性を感じております。適応指導教室の増設等、不登校児童生徒の居場所の確保に向けて、今後も調査検討を行ってまいります。

次に、(6)校内教育支援センターの設置状況についてです。現在、中学校15校、義務教育学校1校において不登校生徒支援教室を設置しております。そのうち13校については県による加配教員が教室運営を行っております。残りの3校につきましても、校内職員が教室運営を行っております。小学校では、ライフカウンセラー相談室において、ゆとろぎ相談員が不登校児童を含め児童の見守りを行っております。

最後に、(7)特例校設置についてです。不登校特例校とは、不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校のことであります。年間授業時数を軽減し、朝の始業開始時刻を通常より遅くするなど、児童生徒の生活リズムに合わせて教育課程が組まれています。学習意欲はありつつも、様々な要因で学校に通えない状態にあった児童生徒に対し、環境を変えて学びの場及びコミュニケーションの場を提供しているものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは大項目、市営自転車等駐車場廃止の範囲と理由及び民営化する理由についてお答えします。

初めに、本定例会で廃止を提案する駐輪場としましては、大野第5駐輪場の1か所でございます。この廃止を行う駐輪場の範囲としましては、駐輪場の民営化を目的としておりますことから、当初は市営の駐輪場の全42か所を検討対象としておりました。駐輪場の所有形態から見た内訳は、市有地が12か所、鉄道用地を含めた民有地は30か所となっております。そこで、まずは民有地の駐輪場について、一部の地権者から民営化に対する意向を伺ってまいりましたが、民間事業者に貸すことに対しては否定的な意見を多く頂きました。また、市が間に入った転貸借等の手法も検討してまいりましたが、土地所有者、民間事業者、市の3者間では合意形成等が難しくなるなど、運営に対するリスクも高くなることが想定されました。一方、市有地については、市有財産の貸付手続による事例もあり、責任の所在等のリスク分担も明確となることが分かりました。こうした点を踏まえ、民営化については事業者への用地の貸付収入を得ることができ、事業者としても複数年の継続性が担保されることなど、安定的な運営が図れることから、市有地のみを候補としたものであります。今後は、大野第5駐輪場以外の市有地11か所につきましても条件整理に着手し、可能となった場所については、令和7年度以降、徐々に進めていきたいと考えております。

次に、民営化の理由につきましても、先順位者の答弁で申し上げているところではございますが、現状におきましても老朽化した駐輪場が多く、今後はさらに修繕費用の増大が想定されてまいります。このような状況を踏まえ、駐輪場の収支改善への対応の一つとして民営化の検討を行ったものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

中村議員。

○中村よしお議員 様々御答弁ありがとうございました。では、駆け足になると思いますが、再質問させていただきます。

まず最初の市長の市政・財政運営についての(1)、32億5,500万円の国からの交付金を活用して対策を講じたということでありすけれども、大変工夫をされて効果的な事業を講じられたというふうに認識しております。また、その効果等については、特にアンケートは取っていないということでありました。これはこれで結構であります。

次に、(2)について再質問を行います。令和6年度の予算編成の基本的な考えは、現在作業中である。検討中であるということは理解をしました。令和5年度の予算編成において実施した将来を見据えた財政保全措置については、3年間を実施期間としていることから、この措置の継続も含め検討していきたいということでありました。

それでは伺いますが、昨年度に引き続き新規拡大事業を凍結した場合、市民生活にも影響を及ぼすのではないかと懸念しています。そこで、来年度の予算を編成する上で、こうした市民生活に配慮していく考えはあるのか伺います。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 お答えいたします。

来年度の当初予算を編成する上で新規拡大事業の原則凍結を含めた将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択の取組を継続した場合においても、これまでと同様に、既存の事務事業について改善を図りながらも、本市として優先的に進めるべき事業につきましては、しっかりと予算措置を行うなど、市民生活への影響を配慮した予算編成を行った上で、健全な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。そうは言いますが、優先事業に予算を重点的に措置するのですから、必要な市民サービスに十分に予算を充てるのは簡単なことではないと思います。市民のニーズに適切に応えていただくよう要望します。これはこれで結構であります。

次に、(3)についてであります。再質問します。公共施設整備基金への積立ては個別計画に基づく施設整備に合わせて計画的に行っていくということでありすけれども、今後どのように活用していくのか伺います。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

公共施設整備基金の残高は、現在約60億円となっております。基金の活用につきましては、施設の整備費用のうち市債を除く4分の1に対し基金を充てることを想定しており、年度末残高が次年度の取崩し予定額を上回るよう、計画的な積立てを考えております。これにより各年度における一般財源の負担の平準化を図り、公共施設の整備に係る財源が、各年度における市が行うべき事業の財源に影響を及ぼさないよう配慮してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 公共施設整備基金の活用の考え方について理解いたしました。年度末残高が次年度の取崩し予定額を上回るように、その際には市が行うべき事業の財源に影響を及ぼさない範囲で積み立てていくということと理解しました。この項はこれで結構であります。

次に、本市のワンストップサービスについてなんですけれども、(1)、(2)については理解しましたので、これはこれで結構であります。

(3)のワンストップサービスで本市が目指すものについて再質問をいたします。DXを推進することにより、24時間365日止まらない電子市役所の実現に向け取り組んでいきたいと考えているということでありましたけれども、オンラインサービスの拡大について、具体的にはどのような手続が済んでいるのか伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

総務省の自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書の取組方針には、特に国民の利便性向上に資する手続としまして、市区町村が対象となる子育て、介護、被災者支援に関する27の項目の手続が挙げられております。妊娠、出産、児童手当関係、保育園の入園申請や子育て、要介護の認定申請など、本市ではこれら27項目の手続全てにおきまして、マイナンバーカードを用いたオンラインサービスでありますマイナポータル上でのびったりサービスにおきまして手続ができるよう整備済みでございます。そのほか、転出届、転入予約につきましてもオンラインで手続ができるよう整備済みでございます。また、本市独自のオンライン手続の仕組みとしまして、放課後保育クラブ等の施設の利用申請、駐輪場の申込み、各種補助金申請、講習会やイベントの参加申込み、図書の貸出しや公民館やスポーツ施設等の予約、各種アンケートなど様々な手続に対応しております。

なお、これらの手続に関しましては、市公式ウェブサイトのトップページ上のオンライン申請ポータルサイトにカテゴリーごとにまとめまして、利用者が使いやすいように整備している状況でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 御答弁ありがとうございます。では、まとめます。本市では、この27の手続全てにおいてマイナンバーカードを用いたオンラインサービスであるマイナポータルのびったりサービス手続ができるように整備済みであると。内容は保育園の入園申請や要介護の認定申請等、また、引越しに係る転出届、転入予約等とのことでありました。そのほか市独自のオンライン手続の仕組みとして、放課後保育クラブ等の施設の利用申請、駐輪場の申込み、各種補助金申請など様々な手続のオンライン化に対応している。これらの手続については、オンライン申請ポータルサイトにカテゴリーごとにまとめ、市公式ウェブサイトのトップページからリンクさせるなど、利用者が使いやすいように準備している状況ということでありました。私もこれは拝見しましたが、まとめられているなというふうに理解をいたしました。

一方ですが、オンライン申請先進市として大阪府の豊中市があると思います。報道によれば、全ての行政手続908件のオンライン化を今年3月末までに達成する目標を掲げ、実現したということでありました。報道によれば、24時間365日、市ホームページや市公式LINEアカウント等からスマートフォンからできるということでもあります。本市は908件には遠く及んでいないというふうに私は認識をしておりますが、ただ、申請件数の数え方について、現時点ではその市との比較は難しいと思いますので、断定はできないと思います。

ただ、市役所に行かない窓口を目指すのであれば、本市も明確な目標設定と工程表を作成し、取り組んでいきたいと考えます。将来の窓口のありさまとして、書かない窓口、行かない窓口の実現に向けて、今後さらに取り組んでいかれるようお願いいたします。この項目はこれで結構であります。ありがとうございます。

次は、議案第30号について再質問を行います。令和5年度における軽減額はおよそ8億4,000万円で、千葉県全体の軽減措置額の56.3%が本市に充てられている、今年度でこの軽減措置が廃止となる、その影響を最小限に抑えるべく、今回の議案を提出したということでありました。また、保険税水準の統一について、令和12年度予定であり、市川市の保険税率は大幅な上昇になるということでもあります。

そこで再質問になりますけれども、国が言う適正な保険税率と本市の現状の保険税率の差はどの程度あるのか、比較として、近隣市との差はどのようになっているのか、状況を伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

モデルケースといたしまして、月15万円の年金を受給している単身世帯での保険税の例では、現在の本市保険税は年間4万3,200円ですが、国民健康保険事業費納付金の算定に当たって、毎年県から示される標準保険税率で算定した保険税は5万5,500円となっており、1万2,300円の乖離が生じております。また、同様のモデルケースにおいて、千葉市では5万7,700円となっており、本市と比べて1万4,500円高く、浦安市では5万500円と、本市より7,300円高くなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。さらに伺ってまいります。

適正な保険税率とは県が算定した標準保険税率のことであり、現状の保険税額との差について、今の答弁では月15万円の年金受給単身世帯の例で示されました。現在の保険税は4万3,200円、今回の改正案では4万5,900円、年間2,700円、6.25%増、標準保険税率では5万5,000円になるということであります。これは低所得世帯に配慮した税率ということでのケースでありますけれども、例えば同じように市が示されていますけれども、40歳代共稼ぎ夫婦と中学生の子1人の3人世帯、世帯収入年480万円のケースを見ますと、現在の保険税額は33万8,200円で、改正案では37万7,800円で年間3万9,600円、11.7%の負担増と。私は上げ幅は大きいと感じています。

さらに質疑をしてまいりますけれども、そもそも国民健康保険加入者は低所得者や社会保険加入者と比較すると、収入の不安定な方が多く加入しており、担税力は十分とは言えないと考えます。また、国保加入者は年々減少しているため、国民健康保険加入者の保険料は上げざるを得なくなります。国民健康保険財政を加入者負担で賄おうとしても、払えない世帯が増加することは避けられないと考えます。さらに、先ほど例示した子育て世帯においては、今回の改正案で年間3万9,600円も値上げとなります。子育て支援といっても、その点の配慮がここではないと思います。これらのことから、赤字繰入れの投入はやむを得ないという指摘があると思いますけれども、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

医療保険では、通常、所得額に応じて保険税、保険料が算定されております。国民健康保険においては、低所得世帯に対し均等割や平等割を所得額に応じて、7割、5割、2割軽減する制度が設けられており、軽減分につきましては国、県、市で負担しております。加えて子育て世代支援として、令和4年度から未就学児の均等割の5割軽減が始まったほか、所得が急減した方などに対しては、保険税の減免や滞納処分の停止により保険税の請求を停止するなど、加入者に十分配慮した制度設計となっております。このような配慮を行いながら、かつ厳しい社会経済状況を最大限配慮しつつ、赤字繰入れの抑制、削減を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 さらに伺いますけれども、今の答弁で、所得が急減した方に対しては保険税の減免や滞納処分の停止により保険税の請求を停止するなど、加入者に十分配慮した制度設計になっているということですが、過去3年間の保険税の減免や滞納処分の停止はどの程度実施されているのでしょうか。また、これらの制度はどのように周知をされているのか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響などによる所得減少を理由とした保険税の減免につきましては、令和2年度は358件、約6,400万円、令和3年度は92件、約1,200万円、令和4年度は21件、約300万円となっております。また、滞納処分の停止につきましては、令和2年度は1,007件、約1億3,400万円、令和3年度は1,109件、約1億700万円、令和4年度は1,178件、約1億8,700万円となっております。保険税減免の周知につきましては、納税通知書に案内書を同封するとともに、市公式ウェブサイトなどでも広く案内を行っております。今後、保険税の見直しに合わせて、保険税減免については、さらに周知を図るとともに、分かりやすい内容となるよう工夫してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 保険税減免や滞納処分の停止件数、金額については理解をいたしました。いずれにしても加入者への十分な周知が必要であると思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。そして、所得が急減した方への十分な配慮が必要であるということも併せて指摘をします。加えて、子育て世帯への配慮も必要であるということも指摘をしておきます。

報道では、経済対策が検討されているということでありますけれども、これは結局、物価高によって家計は想像以上に傷んでいるということによる対策を講じていく検討であると認識をしています。そのような社会経済情勢の状況下において、担税力が十分とは言えない被保険者が多いにもかかわらず、単年度赤字の解消、法定外繰入れ解消を目的とした保険税率上げの妥当性については、委員会での質疑を見守っていきたいと考えます。

以上で本件の議案質疑は終わります。

次に、塩浜2丁目護岸干潟整備についてであります。再質問しますけれども、背景、目的、期待する効果については理解しました。次にモニタリング調査について再質問します。モニタリング調査は重要であると思っておりますけれども、その内容について伺います。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

モニタリング調査につきましては、秋冬の間に1回、春夏の間に1回実施をいたします。調査項目は、底質、水質、海生生物、地形の4項目となり、具体的には、底質調査では、粒度組成や全窒素など、水質調査では、水温、塩分濃度、濁度など、海生生物調査では、種類、個体数など、地形調査では、地盤高の変動調査を調べます。この地区では、これまで市が施工した市川漁港整備工事や県が施工した塩浜護岸整備工事の際、モニタリング調査を実施しておりますが、その調査結果によりますと、特段環境に影響を与えることはございませんでした。また、今回、事前覆砂の砂は、環境に配慮するため、市川漁港の航路しゅんせつにより発生する三番瀬の砂を活用いたします。モニタリング調査は工事完了後の翌年まで継続的に実施し、環境の変化を十分注視し、結果を慎重に判断してまいりたいと考えております。また、調査結果につきましては、市公式ウェブサイトにて公表し、周知をしてまいります。

次に、砂づけの検証期間についてです。砂づけ、事前覆砂につきましては、ノリの養殖期間を避け、令和7年4月から8月に実施したいと考えております。事前覆砂の検証につきましては、覆砂後、砂の定着に影響を及ぼすと考えられる高波を伴う台風シーズンを含みます9月から翌年3月までの約半年間といたします。また、砂の定着状況につきましては、市川市漁業協同組合の協力をいただきながら、定期的に測定していくことで、しっかりと把握してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 モニタリング調査について、今の御答弁で、市の姿勢についてはよく理解をいたしました。また、工事が完了する翌年まで継続的にモニタリング調査を実施して、環境の変化に十分注視し、結果を慎重に判断してまいりたいということでもありますので、丁寧かつ慎重な調査と判断を求めているというふうに思います。

さらに伺いますが、当該干潟整備に当たり、市民と利用者の安全、安心な利用のための管理体制が必要であると考えますが、見解を伺います。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

干潟を安全、安心かつ快適に御利用いただく体制につきましては、干潟を開放する際に必要となる足洗い場やトイレの整備、駐車場の増設、干潟施設全体を管理する人員の配置などが必要であると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 管理体制については理解をいたしましたけれども、当然これは費用が発生すると考えています。総事業費とランニングコストの見込みについてお答えください。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

干潟整備の総事業費につきましては、現段階で3億5,000万円から7億5,000万円を見込んでおります。内訳としましては、令和5年度から11年度まで実施するモニタリング調査費として約1億円、干潟整備の設計費として約5,000万円、干潟整備工事費として約2億円から6億円であります。整備後のランニングコストにつきましては、管理人等の人件費や干潟に関する委託料等が必要であると認識しておりますので、事業の進捗に合わせて検討してまいります。

また、長期的には干潟が浸食されることにより、新たな覆砂の必要性も考えられることから、干潟自体の適正な維持管理費用につきましても、併せてしっかりと検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 総事業費は約3億5,000万円から約7億5,000万円で、ランニングコストについてはこれから検討していくということでもあります。自然相手ですから、これはその都度、状況に応じて費用が発生していく、こういったことは確かにあるということは思います。しかしながら、当該事業について、まずは事業を進めていきたいんだ、始めたいんだという拙速感はありません。事業の内容、費用の積算について、今のお話だと十分とは言えないなというふうに私は受け止めました。

再質問ですが、費用対効果と当該干潟の必要性について伺います。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

干潟につきましては、泥遊びなどレジャー的な活用はもとより、生物の観察会や校外学習の実施などを通じた環境学習の場としての活用が非常に重要であると認識をしております。今後は環境分野の専門家や教育委員会など関係機関の御意見を伺いながら、環境意識の醸成の場として効果的な活用について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 干潟について、これだけ小さい面積の干潟であると、生物の定着については疑問であるし、それゆえ環境学習といっても実際にできるのかなというふうに考えていました。しかしながら、議会開会前に現地近くで平成21年度、千葉県が実施をしました砂つけ調査箇所について視察をさせていただきました。ちょうど干潮時ということで、その場に、実際、長靴を履いて下りて行って見させていただきましたけれども、ここはやっぱりネットに入れた捨石が設置されていました。かなり前、15年程度前でしょうか、設置されたものでありますが、ネットに入れた捨石は残り、干潟らしきものも確認でき、実際に歩きました。魚やカニも確認をできたところでもあります。実際現場を見に行き、認識については変わったところがあります。提案箇所は0.5haと視察場所よりかなり広いので、環境学習についてもできるのかなというふうにも感じたところでもあります。答弁で、本市が関係機関の意見を伺いながら、環境意識の醸成の場として効果的な活用について検討を進めていくということでありましたので、しっかりと費用対効果、またモニタリング等の検討、調査をお願いしたいと思います。これはこれで結構であります。ありがとうございました。

次に、ゴールドシニア事業チケット75についてですが、この内容については理解をしました。

再質問いたします。対象者を75歳以上に設定した理由について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本市の介護保険制度における要介護認定率は、65歳以上全高齢者の約18%ですが、この要介護認定を受けている方の約9割がゴールドシニアであります。要介護認定率が上昇かつ重度化し始める年代であるゴールドシニアを対象とすることにより、外出を促進し、心身の機能の維持向上を図ることで、可能な限り自立した生活を送れるよう支援するものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 理解いたしました。後期高齢者をゴールドシニアと呼ぶということは、大変よいことだというふうに思っています。ただし健康寿命の延伸のために外出支援をしていくということが目的であれば、対象年齢を引き下げてもよいのではないかとこのように考えます。そこで、今後、対象者の年齢要件を引き下げたいと考えますが、見解を伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 要介護認定を受けている方のうち約9割がゴールドシニアであることを踏まえ、現時点においては、この世代を対象とすることが最も事業効果が高いと考えております。今後の申請状況やチケットの利用状況により、様々な課題や市民のニーズが明らかになってまいります。今年度の事業の進捗を見ながら、その利用対象要件や範囲、支給枚数などについて改めて考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 この事業は大変高い効果が期待できる意義のある事業であると考えます。答弁にありましたけれども、今般のこの事業の進捗状況を見極めながら、利用対象要件や範囲、支給枚数等についての見直しの検討を改めて強く要望しておきたいと思っております。この項はこれで結構であります。

次に、スポーツ団体を本市で応援していくことについてであります。

再質問を行います。先ほどの答弁の内容は理解いたしました。その中で、私も最近ちょっと認識、認知をする機会があったんですけども、答弁で紹介されたスポーツ団体のうちブルーサンダース——アメリカンフットボールですね。市川を拠点として活動しているというふうに伺っております。スポーツ団体というのは、協定によるよい効果が得られなければ他自治体へ移動してしまうということもあるのではないかと伺いますが、このこ

とについて伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

ブルーサンダースにつきましては、これまでも様々な取組を行っておりますが、今年度、市内で初めて公式戦を開催することから、情報発信だけでなく、会場の準備についても綿密な協議を行うなど、より一層連携を深めているところでございます。今後もチームとの連携を強化し、市川市を拠点として、相互に充実した事業が行えるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 (1)は申し抜かしてしまいましたけども、それはそれで結構であります。

今の御答弁におきまして、さらに伺ってまいりたいと思っておりますけれども、市川がホームタウンであるというスポーツ団体を育てていくということであれば、練習会場やグラウンドの整備などの支援も検討すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

練習会場につきましては、以前より相談を受けており、関係各所へ打診するなど、本市もできる限りの協力しております。なお、公式戦の会場となる陸上競技場は、年間を通じて利用者の予約は多く、練習会場としてチームに利用いただくことは難しい状況でございます。新たなグラウンドの整備につきましては、本市のスポーツ施設整備は課題の一つと認識していることから、多目的に利用可能な施設の整備を目指し、今後も検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 現在、練習場の確保は難しい、新たなグラウンドの整備については、多目的に利用可能な施設の整備を目指して、今後も検討を進めていくということであります。市川市民が応援するスポーツチームの育成、支援というものは、私は進めていただきたいと思います。そのためにも、練習場の確保や整備に精力的に取り組んでいただくことをお願いしまして、この項はこれで終わります。ありがとうございました。

次に、LGBTQ+行政についてでありますけれども、(1)、(2)はこれで理解しましたので、結構です。国の法律の計画とか指針はまだこれからということですので、今後の推移を注視していきたいというふうに考えます。

(3)都市間連携の経緯、目的及び内容について再質問を行います。都市間連携による効果は理解しましたが、都市間における制度の運用をより充実したものとしていく必要があると考えます。例えば都市間による制度の違いや実務上の連携、市民への周知といった面で、今後どのように発展をさせていくのか、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

今回、連携協定を締結した6市の間では、パートナーシップ・ファミリーシップ制度自体の大きなくくりとしての考え方などにつきましては大きな違いはありませんが、制度運用に係る対象者要件等に若干の違いがあります。これは、本市の制度は他市と比べて対象範囲を一番広く捉えておりますことから、対象要件において違いが生じているものであります。例えば、本市では同性のパートナー間で養子縁組を行っている方も、改めてパート

ナーとして認める対象としておりますが、ほかの5市では対象としておりません。このように協定を締結はしているものの、運用面での差異は生じていますが、この協定書の中では、都市間の相互協力についても明記されておりますことから、今回の協定を契機に、連携都市間で情報共有をし合いながら、対象者要件の検討や、対象者はもちろん、多くの市民への制度の周知など、利用者にとって、より使いやすい制度となるよう協力していきたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 まとめます。国の法律との関連については、今後の課題として、6市間連携について大変意欲的な答弁をいただいたというふうに受け止めております。今後、市川市がリードして都市間連携を深めて、新たな制度の創出などに取り組んでいただきたいことをお願いしまして、この項はこれで結構であります。

次に、児童発達支援センターそよかぜキッズにおける日中一時支援事業についてであります。制度の概要は理解しました。さらに伺いますが、日中一時支援の送迎については、どのようにするのでしょうか。特に他事業所の児童発達支援事業を利用する子どもの送迎についてはどのようにするのかお答えください。また、市内の日中一時支援事業全体を保護者のニーズにきめ細かく対応したものにしていく必要があると考えますが、市では今後について、どのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

日中一時支援は、保護者が希望する時間から子どもを預かることから、それぞれのタイミングで保護者が子どもを施設に連れてくることを想定しており、定時にバスを運行して子どもを迎えに行くことは予定しておりません。また、帰りの便は3便あり、それぞれ午後2時発、午後4時から4時半の間の発、午後6時発となっております。利用時間に応じて自宅まで送ることを予定しております。なお、他事業所を利用後、夕方からそよかぜキッズを利用する子どもについては、各事業所の帰りのバスを利用してそよかぜキッズに来ることも想定されますので、今後、個別の対応が必要と考えており、保護者と他の事業所と十分に連携を取るなど、日中一時支援をスムーズに利用できるようにしてまいります。

次に、今後の取組についてでございます。そよかぜキッズの日中一時支援において、他事業所の利用者を受け入れること、計画的に事業を利用できること、預かり時間は朝8時から夜7時とし、長時間の預かり支援を行うことなどが新たな取組となります。今後、子どものより安全な保育の実施、保護者の利便性などについて検証を行い、課題を把握するなどしてサービスの充実を図ってまいります。あわせて、市内の他事業所が日中一時支援事業を実施する際の参考となるよう、情報発信も行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 まとめます。日中一時支援の送迎については、朝の迎えは現時点では予定をしていない、帰りは3便、自宅まで送るということであります。他事業所からについては、まずは個別の対応をしていくというものであります。そよかぜキッズの日中一時支援においては、知見を積んでいくこと、経験を積んでいくことによって、将来的に他事業所の参考になると考えます。

いずれにしても、児童発達支援事業所を利用する家庭のニーズに応じていく事業がスタートすることは歓迎すべきことであります。今後の取組に期待して、この項はこれで結構であります。

次に、博物館行政についてであります。

再質問します。ハード面について、状況は理解をしました。会派視察の折、トイレについて改修が必要と感じ

ました。来館者にとってトイレの清潔感や利便性は重要であります。早期改修を要望しておきます。

ソフト面について、職員数の減少と高齢化が課題であるとのことでもあります。答弁で気になることがありました。学芸員資格を有し、主に歴史博物館に勤務する一般行政職員1名を令和6年4月1日付で採用する予定となっており、現在、採用試験の準備を進めているということでありました。学芸員資格を有し、主に歴史博物館に勤務する一般行政職員を採用する予定ということでもありますけれども、なぜ一般行政職員なのか。これは歴史博物館からの移動を前提としているということでもあります。将来的に歴史博物館を廃止、ないしは考古博物館と統合や縮小することを見込んでいるというふうに受け止めることができます。

さらに伺ってまいります。将来的な整備計画についてのビジョンを策定するということでもありますけれども、整備計画についてのビジョン策定については、博物館法の改正など近年の博物館を取り巻く状況の変化を踏まえる必要があると考えますが、見解を伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えします。

博物館法の改正に代表されるように、博物館を取り巻く状況は、両博物館が開館した当時とは変化してきております。そこで、将来の再編整備に向け、まずはこうした状況の変化や本市の特性を捉えた上で、新たな博物館が地域の活性化に寄与するとともに、将来を担う子どもたちにも親しまれ、今以上に多くの人が集まる施設となるよう、立地場所を含めて検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 これはまとめます。今回の議論を通じまして、本市博物館のあるべき姿について述べますけれども、これはやはり美術館の使命とあるべき姿の明文化、いわゆるミッションステートメントの作成、公表というものが重要だと私は考えています。これまで少なくない博物館では、社会教育施設としての事業ということで、自明のものとして、特にその使命とか、そういったものを明示してこなかったというふうに言われています。現在、デジタル化など美術館に求められる機能は多様化しています。例えば、熊本市現代美術館は2020年に熊本市にある現代の美術館としての使命とあるべき姿を検証し、新しいミッションとビジョンとして公表しています。これに基づき事業を取りまとめていく必要があると。この新しいミッションとビジョン、こういったものを市川市でもしっかりとつくり、事業を取りまとめていくべきであると考えます。

次に、職員について人的資源の活用です。実際、博物館での展示等の企画運営は学芸員の資質やモチベーションに大きく依存すると言われております。加えて、財政難で十分な経費がかけられない中、専門的知見から、コレクションや展示の魅力を引き出し、広く発信していく学芸員の役割はますます大きくなっているとの指摘があります。さらに申し上げますと、コロナ禍でオンラインコンテンツや講演などの発信が急速に進む中、学芸員が動画などに出演し、熱っぽく語ることが増えているようです。学芸員の顔が見える安心感や親しみやすさ、専門家とコミュニケーションを持てるプレミアム感が利用者に支持されているということでもあります。学芸員力という造語があるようですが、博物館には必要であると主張している方、専門家がいるようです。また、再整備におきましても、令和4年9月30日付の千葉日報記事で、千葉県現代産業科学館の運営継承について、田中市長が、県とは前向きに協議したいと言及したという記事があります。県の提案にも合致すると考えます。考古博物館、歴史博物館、近代などを加えた新たな博物館の立地という考え方は、県の提案にも合いますし、いいのではないかと考えます。この件は改めて別の機会に議論してまいりたいと思います。ぜひとも新しい市川市の博物館構想を練り上げていかれることを強く要望し、この項は終わります。

○稲葉健二議長 中村議員に申し上げますが、残余の再質問は休憩後にお願いしたいと思います。

この際、暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第25号から日程第25報告第27号までの議事を継続いたします。

中村よしお議員。

○中村よしお議員 市川市大町公園の再整備についてであります。(1)から(4)については理解をしましたので、これはこれで結構であります。

(5)についてのみ再質問させていただきます。市川市大町公園の再整備については、さきの博物館と根拠がほぼ同じになりますので、1点だけということでもありますけれども、令和5年4月に博物館法が改正されましたが、大町公園の再整備に当たっては、どのように反映させていくのか伺います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 令和5年4月1日より施行されている博物館法の一部を改正する法律ですが、主な内容として、資料のデジタルアーカイブ化を追加、他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与することの努力義務化することなどがございます。博物館法に準じている動植物園におきましても、これまでの社会教育の観点だけではなく、新たなつながりや魅力向上を加えていくことが求められておりますことから、大町公園再整備基本計画におきましては、これら改正された法の趣旨をよく整理した上で、今後の計画に反映させていけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。答弁ありがとうございます。さらなる魅力ある公園となるよう、当該計画の策定をお願いいたします。これはこれで結構であります。

次に、学校施設の整備について、(1)バリアフリー化についてであります。

再質問を行います。令和4年度末現在で、車椅子利用者トイレは全校に設置済み、スロープ等による段差解消は全55校に対し14校整備済みで、割合は約25%となっている。エレベーターは5校が整備済みとなっている。本市では全ての学校施設にスロープによる段差解消と階段手すりを設置するよう計画を進めているということで、それについては理解をいたしました。

そこで伺いますが、全校へのスロープによる段差解消と階段手すりを設置していくことで、各年度の設置数を見ると6、8校のようです。5年度は6校が予定されているので、来年度以降、全校設置完了は五、六年先になるのではないかなというふうに感じています。もう少し早い全校設置ができるといいと考えます。整備に係る費用及び今後のスケジュールについて伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えします。

整備に係る費用につきましては、令和4年度に行った小学校8校において、需用費、施設修繕料として約4,400万円で、1校当たり約550万円となっております。

今後のスケジュールにつきましては、令和7年度までに建て替え予定校を除き、全ての学校施設に整備することを目標に進めていく予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 整備に係る費用は1校当たり平均550万円であると。今後のスケジュールは建て替え予定校を除いて、令和7年度までに全ての学校施設に整備することを目標に進めているということでありました。再来年度は全校設置ということなので、遅滞なく計画どおりに進めていただきたいことを要望いたします。これはこれで結構であります。

(2)エアコン設置。特別教室のエアコン設置率が約67%ということですが、特別教室にはどのような種類があるのか。また、それぞれの設置状況について伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えします。

特別教室は大きく分けますと教科特別教室と特別活動室に分けられます。教科特別教室とは、音楽室、図書室、理科室及び家庭科室などを指し、特別活動室はランチルーム、ゆとり相談室及び多目的室などを指します。エアコンの設置状況につきましては、教科特別教室は全513室に対し373室設置済みで、設置率は約73%となっており、特別活動室は全534室に対し324室に設置済みで、設置率は約61%となっております。特別教室のエアコンにつきましては、引き続き全ての教室に設置できるよう計画してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 伺いました。学校施設のエアコン設置について、体育館は今年度までで11校であると。全校設置完了はまだ先になります。しかし、体育館は災害時の避難所として大事な役割を果たすので、ぜひとも早期の全校設置をしていただくよう要望しておきます。また、特別教室のエアコン設置について、今答弁いただきましたけれども、1,047室中697室の設置であり、設置率は約67%ということですが、特別教室について、これまで議会で度々質問をしております。教科特別教室、また特別活動室、それぞれ種類があるということも理解をいたしましたけれども、この特別教室については様々な利用がされており、やはりこれは早期の全室設置をすべきであります。特別教室全室設置を強く要望しまして、この項はこれで結構であります。ありがとうございました。

次に、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることについてということで、これについては(1)、(2)、(3)は理解をしましたので結構であります。

(4)の一人一人の不登校児童生徒への対応について再質問を行います。不登校児童生徒が増加傾向にある中、一人一人に対応しているということですが、ライフカウンセラー、ほっとホッと訪問相談員の相談件数と状況について伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

ライフカウンセラーの相談件数は、市内全体で令和2年度は6,271件、3年度は7,870件、4年度は7,612件となっております。相談者に対し、心理状態の観察、その結果の分析、その心理に関する相談及び助言、知識の普及を図るための教育及び情報提供を行っております。令和4年度の相談内容といたしましては、市立小学校では、友達や仲間のことが55.5%、先生のが10.2%、家族のが10.0%となっております。また、中学校におきましては、自分自身のことが26.9%、勉強や進路のが13.5%、趣味や遊びのが13.4%となっております。ほっとホッと訪問相談の令和4年度の相談件数は、小学校で489件、中学校で141件、そのうち76%が不登校に関する相談で、電話による相談が60%、家庭訪問が13%、来所による相談が26%となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 御答弁ありがとうございました。理解をいたしました。さらに伺ってまいります。教職員について、一人一人の不登校児童生徒への適切な対応が重要と考えます。そのために教職員の研修とはどのようなものが行われているのか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

各校の不登校支援担当教員を対象に、最前線で不登校児童生徒の支援を行っている訪問相談担当教員を講師として招聘し、研修を行っております。内容といたしましては、不登校児童生徒支援に当たってのポイントや留意点について、事例を用いて支援の方法を具体的に考える活動など、実践に則した理解が図れる内容となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。まとめます。最前線で不登校児童生徒の支援を行っている訪問相談担当教員を講師として招聘し、研修を行っているということで理解をしましたが、これは研修の意義は高いものの、研修から時間が経過するにつれて、せっかく覚えた研修内容を忘れてしまう、薄れてしまうことが考えられます。不登校児童生徒が増加している現在、さらなる研修を含めまして、不登校児童生徒一人一人への支援をお願いいたします。これはこれで結構であります。

5、6についても理解をいたしましたので、最後の(7)特例校設置について再質問を行います。まずはふれんどルームの増設について検討しているという答弁がありました。そもそも特例校とふれんどルームの相違について伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

特例校は学校教育法第1条に定められた学校であります。時間割が定められており、授業の進度も当該学年に合わせて実施しているため、各教科の教員が配置されております。そのため、基本的には学習意欲が高い児童生徒の受皿として機能しているものと認識しております。一方、適応指導教室であるふれんどルーム市川は、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が設置した施設でございます。時間割が定められておらず、自分の生活リズムで生活や学習を行うことができることから、学校以外の安心できる居場所を求める児童生徒の受皿として機能しているものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 適応指導教室と特例校の相違については理解をいたしました。さらに伺いますけれども、この特例校についてですけれども、浦安市が不登校特例校設置に向けて検討していると。設置をしていくということで伺っておりますけれども、近隣市の状況について本市の認識を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

浦安市は令和7年度の開校に向け、設置検討委員会を設置し、準備を進めていると聞いております。本市と同じ葛南教育事務所管内の船橋市、習志野市、八千代市につきましては、不登校特例校設置に向けて具体的な動きはないと聞いております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。浦安市以外の近隣市について、特に具体的な動きはないということで理解をいたしました。

さらに伺ってまいります。市川市として不登校特例校を設置する場合、設置場所に候補はあるのか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

現在のところ、候補となる場所等は決めておりませんが、今後の児童生徒の状況を踏まえ、設置可能な場所について検討の必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 最後に田中教育長に御質問させていただきます。不登校特例校の設置についての認識を伺います。

○稲葉健二議長 田中教育長。

○田中庸恵教育長 それでは、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、特例校の設置につきましては、先進自治体というところに今聞き取りなどを行っておりまして、情報収集を図っているところでございます。それから、本市の不登校児童生徒の中には、このたびの給食の無償化によりまして、その給食を食べに行くということをきっかけに不登校が直っているといえますか、不登校にならずに学校に登校している事例も報告をいただいているところでございます。しかしながら、いろいろな事情によって学校に通えていない不登校の児童生徒については、今後ともその居場所については、先ほども部長の答弁のほうからありましたけれども、適応指導教室ふれんどルーム市川がでございます。我々は引き続き不登校の子どもたちの居場所づくり、それから学びの場というんでしょうか、そういうものをしっかり保障していきたいというふうに思っております。

そして、今後でございますけれども、特例校につきましては、対象となる児童生徒の思いや願いがあると思うんですけども、それをしっかり受け止めながら、そういう中で学習のニーズにしっかり応えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上です。

○稲葉健二議長 中村議員。

○中村よしお議員 田中教育長、御答弁大変にありがとうございます。今の御答弁の中で、給食費の無償化、これが不登校を防ぐといえますか、登校につながっていると。やはり様々な要因があって、それを一つ一つ丁寧に分析をして解消していくということが必要なんだと、今、拝聴して考えて次第でございます。

また、特例校設置については、他自治体への視察へ積極的、精力的に行かれているということで、敬意を表するものでございます。今後の取組について、まずはふれんどルーム市川の増設ということでしたが、この場所についてもなかなか難しい、困難なところがあるのかなというふうに思いますけれども、ぜひともこの実現をお願いしたいと思います。

適応指導教室は学校以外の安心できる居場所を求める児童生徒の受皿として機能し、不登校特例校は基本的に学習意欲の高い児童生徒の受皿という相違点があるということでしたので、それぞれの設置場所や、より多くの児童生徒を受け入れられる体制についての検討を進めていただきたいことを要望いたします。

また、文科省は、先日、不登校サポートとして学校内の居場所拡充へ校内教育支援センターの設置の補助金に

加え、学習指導員を確保するための補助金を拡充することを決めたと、そういった報道もありました。御答弁にもありましたけれども、現在、中学校3校については校内教員が教室運営を行っている。小学校ではライフカウンセラー相談室において、ゆとりぎ相談員が不登校児童を含め児童の見守りを行っているということでありますので、この補助金の活用についても、ぜひ御検討いただくようお願いをいたします。

最後に、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指していただきたいこと、そして児童生徒が不登校であったこと、それを糧として成長していける、そのような教育環境の整備をお願い申し上げまして、私からの質問は終わります。これから大場論議員の補足質問となります。どうもありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、大場論議員。

○大場 論議員 公明党の大場論でございます。補足質問をさせていただきます。

初めに、カーシェアリング活用事業について御答弁いただきました。カーシェアリングの今回の提案の背景、公用車の稼働率に着目して公用車の在り方を検討することにした、その中でも、維持管理費の見直しが必要であること、その解決策として公用車の保有車両を減らすこととした、これらの課題解決の施策としてカーシェアリングを活用することになったと。

そこでお伺いします。本市はなぜタイムズカーシェアをサービス提供者として選定したのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

カーシェアリングの検討に際し、第1庁舎地下駐車場を管理するタイムズ24株式会社及びその関連会社との意見交換において、同駐車場にEVを含む次世代自動車のカーシェアステーションを開設することが可能との提案をいただきました。そこで、新たに3台分のスペースを貸し付ける形で、8月11日から市民等へのカーシェアリングがスタートしたところでございます。なお、こうした経緯を踏まえ、このたび各庁舎の周辺にもステーションが点在するタイムズカーシェアを公用として活用するための補正予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 論議員 ありがとうございます。タイムズカーシェアを選定したことは理解をいたしました。

それでは、カーシェアリングはスマホで予約できるとの手軽さがメリットの一つであるとともに、サービスを提供する会社には、いわゆるビッグデータが蓄積されております。本市として職員の利用をどのように管理するのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

カーシェアリングの利用に当たっては、従来の公用車と同様に、各所管において厳格に管理していただくこととしております。管財課は月ごとに各部署からカーシェアリングについての利用記録を提出していただき、利用実態を把握してまいります。カーシェアリングは運営事業者のシステムにより、利用者ごとに開始時刻や返却時刻、利用時間や走行距離などが記録され、管理者権限を持つ職員は、これらのデータを確認することができるため、使用時間や移動距離などから利用目的が適切か否かを判断し、保有車の利用を促すなどカーシェアリングと保有車との使い分けについて、各部署に対し適宜適切な情報の発信に努めてまいります。

なお、カーシェアリングは利用時のCO₂排出量データを取得することも可能でございます。こうしたことから、カーボンニュートラルにおける一助ともなるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。1つ疑問が残ります。業務効率化とコスト削減につながるというんですが、管理のために業務量が増えるのではないかと。管理のための業務が増えて人件費が増える。そういったことがない。そのためには、ビッグデータというものはタイムズ24株式会社が持っておりますので、課題解決につながるのではないかと思いますので、これは引き続き検討の材料としていただきたいと思います。この質問は以上です。

次に、市営の自転車駐輪場廃止の範囲と理由及び民営化する理由についてお伺いしました。今定例会では、市川大野駅の大野第5駐輪場の1つのみと、そしてまた範囲の理由、民営化の理由について答弁いただきました。

では、再質問ですが、今回の民営化に当たって事業者等から意見は聞いているのか、実施に向けた課題は何か、民営化によって収支はどのように改善されるのか、お伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

初めに、事業者意見につきましては、本年6月、民間事業者を対象に駐輪場運営事業についての提案型聞き取り調査、いわゆるサウンディング調査を実施しました。調査では、民間事業者3社から提案をいただき、具体的には、事業の実現性、事業参画に当たっての課題や市への要望事項、スケジュール、駐輪場としての価値を高めるための取組等について意見、提案を聴取いたしました。結果としましては、3社のうち2社からは、貸付料の金額等にもよりますが、前向きな意見をいただいたところでございます。

次に、民営化への課題でございますが、1点目は、令和6年度の使用申請受付の際、大野地区での駐輪場の利用申込者の混乱が生じないよう周知徹底を図ることでございます。2点目は、民営化に当たり、事業者の参入が見込めるよう公募の条件を整えていくことであります。3点目は、予定どおりの4月に事業者へ用地を引き渡すこととなった際、短期間ではございますが、工事期間中は駐輪場の利用ができないことから、一時的にこの地域全体での駐輪場の収容台数が減少することへの対応でございます。これらにつきましても、あらかじめ十分に考慮し、進めてまいります。

最後に、民営化による収支の改善についてです。支出につきましては、市が負担していた管理運営の委託料をはじめ施設修繕費用、機器の賃借料等の維持管理費用が事業者の負担となってまいりますことから、市の支出はゼロとなります。一方、収入面につきましては、駐輪場の使用料は事業者の収入となりますが、市は事業者より土地貸付料を得ることができます。このように、単体での駐輪場の収支についてはプラスに転じ、改善するものと考えております。また、民営化する駐輪場を徐々に増やしていくことで、本市の駐輪場全体で見たマイナス収支も改善に向かうことを見込んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。今回は駐輪場を利用していた市民にとっては負担増になる可能性があるかと。一時貸し駐輪場が満車になった場合、駐輪場をまた探さなきゃいけないという様な混乱が発生することが考えられますし、まず大事なことは、今後は、今事業の推移を見て、収支のバランスを考えながらも、市民サービスの在り方をどうするのか議論が必要ではないかと思います。これは指摘をして、この質問については終わります。

次に、斎場についてお伺いいたします。私も斎場は、誰もが落ち着いた静寂な空間で心豊かに、故人の最期の別れ場として利用できる施設であることが最も重要であると認識します。

そこで、1問だけお伺いします。市民ニーズの反映について、これまでは市が行う直営の斎場でした。時の変化や市民が利用していく中で様々な要望や意見が寄せられると思います。そうした市民の声はどのように反映されるのか心配なところです。

そこでお伺いします。市民ニーズをどのように運営に反映されるのか。例えば一定の評価を得ている市民葬、現在の直営の利点が指定管理者へ引き継げるものか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

市民ニーズを反映した運営につきましては、事業者への定期的なモニタリングを行うとともに、市民アンケートを実施するなど、市と指定管理者の両者が市民ニーズを把握し、常に最良な運営を目指してまいります。あわせて、質の高い適正な運営の確保に実効性を持たせるため、市民ニーズへの対応や業務の改善に努める規定を指定管理者の基本協定に盛り込んでまいります。なお、現在市で行っているサービス水準は低下させることなく、指定管理者に確実に引き継いでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。現在の市川市が直営でやっているこの斎場、全国からも視察があると。市民葬として非常に理想的な形に思われているところがあります。それがしっかりと受け継がれていくことが大事だと思いますので、よろしくお伺いいたします。これは以上で終わります。

次に、令和4年6月3日降ひょう被害後の多目的防災網設置事業についてお伺いいたします。(2)の6年度以降の補助率と対象地域について御答弁いただきました。特に今回は補助率が大幅に利用しやすい6分の5まで引き上げられたということは非常に重要な、また、農家にとってはありがたいことでした。また、地域についても市内全域に対象になったということです。

そこで再質問でございますが、今回の令和4年度から6年度の事業実施期間で、どれくらいの割合の梨農家が多目的防災網の設置をすることができるのか。また、令和6年度までに多目的防災網の設置が完了しなかった農家や、新たな設置要望があった場合について、市の考えをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 今回の多目的防災網設置事業における令和4年度から令和6年度の3年間の設置予定件数は56件であり、令和3年度までに既に設置している件数を合計しますと105件となります。市内で営農している梨農家が約200軒であることから、全体の半数を超える梨農家が多目的防災網の設置を完了することになります。

また、令和4年度から6年度までに設置が完了しなかった農家や、新たに多目的防災網の設置要望があった場合には、設置状況等を関係機関と協議しながら、全ての農家の要望に応えられるよう、千葉県に対し補助事業の継続を要望していきたいと考えております。引き続き、本市において安定的な営農ができるよう、様々な補助や支援を継続してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。今回の多目的防災網設置事業における3年間の設置予定は56件で、既に設置している農家を含めると52%ということで、今回大きくこの設置が進むと。現場を回っていきまして、今回設置することになった梨農家さんでは、市川市と県は頑張っていたと感謝の声が寄せられています。しかし、令和4年度から6年度までに設置が完了しなかった場合、補助が受けられなくなる、そういう大きな不安も

あります。現状、申込みはしたが、多目的防災網の工事ができる業者は県内でも3社くらいしかなく、順番待ちの状況にある。工事も丈夫な柱が必要なので、時間もかかる。さらに、梨の生産をしながらの工事になるので、最低でも2年ぐらいはかかるというふうに言われております。先ほどの御答弁にもありましたように、設置状況等を関係機関と協議しながら、全ての農家の要望に応えられるよう、引き続き千葉県に対して補助事業の継続要望をお願いいたします。市川市のブランド梨を守るために様々な補助や支援の継続をお願いいたします。

この質問については以上でございます。

次に、健康経営に向けた取組について。(1)の本市における健康経営に向けた取組について御答弁をいただきました。本市における健康経営への取組についてですけれども、国は成長戦略である「日本再興戦略」改訂2014に初めて「健康経営に取り組む企業が、自らの取組を評価し、優れた企業が社会で評価される枠組み等を構築する」を明記しました。これにより、経済産業省は健康経営度調査と評価指標を開発し、健康経営銘柄がスタートすることになりました。健康経営優良法人の認定を受けている地方公共団体は、9団体というふうに先ほど御説明がありました。昨年、2022年度には、鎌倉市が健康経営優良法人大規模法人部門に認定されました。ホームページでもありますが、非常に優れた内容でした。御答弁にもありましたように、健康経営に取り組む優良法人を見える化することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的に評価を受けることができる環境を整備しようとするものです。本市においても、既に健康診断やメンタルヘルス対策など職員の健康管理を実施しており、健康経営優良法人の認定を目指すことは困難ではないと考えます。そこで、健康経営優良法人の認定の取組に対する本市の認識をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

本市におけます健康経営優良法人の認定取得につきましては、認定のメリットとして挙げられております職員個々の活力や能率の向上のほか、職員の確保、定着率の向上など同様の効果が見込める可能性があります。例えば健康経営優良法人として認定されることで、本市の職場環境を魅力と感じ、採用希望者が増えるといった人材の確保の面で期待できる効果もあるかもしれません。しかしながら、人事院におきまして本年8月に出されました公務員人事管理に関する報告におきまして、公務員版健康経営の推進が項目として示されまして、これから公務員版の健康管理体制の充実や、効果的な健康管理施策の推進に向けて検討を進めることとしたところであります。本市といたしましては、今後、何らかの形で国において公務職場に適した健康経営の在り方等が示されると見込まれますことから、健康経営優良法人の認定取得のみならず、国の公務版健康経営の推進の状況も注視し、適切に対応したいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。今年の8月の人事院が出した令和5年人事院勧告・報告（実務担当者向け資料）を私も読みました。その中では、多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-being——要するに幸福度——の土台となる環境整備についての課題を認識していると。その中でも特に「価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる」と。ちょっと長くなりましたけれども、こういった課題の認識をされております。その課題への対応として、職員のWell-beingの土台づくりに資する取組として、職員の健康増進、公務版の健康経営、先ほどありましたけれども、これを推進していくということでした。

官民調査を実施して健康管理体制の充実、効果的な健康管理施策の推進に向けた検討、これはまさに本市とし

でも取り組むべきであるし、経済産業省が設計した健康経営を基盤として取り組むという方向性は決まっているようですので、ぜひ職員が健康で生き生きと働くことができる、市川市もその取組を進めていただきたいと強く要望いたしまして、この質問については終わります。

最後に、健康経営について、もう一つ再質問でございますが、経済産業省が設計し、推進している健康経営優良法人認定制度についてお伺いいたします。認定企業に対して金利を優遇している金融機関や保険料を優遇している保険会社があるといったメリットがあるとされています。また、大規模法人部門と中小企業法人部門に分類されており、本市内の企業等は、先ほど御答弁ありましたけども、この中小企業法人の中には13社認定されていると。この認定制度、千葉市は千葉市健康づくり推進事業として認定された企業をPRするとともに、従業員向けの出前講座や相談が無料で受けられる情報交換会やセミナーに無料で参加できるといったメリットを設けている例があります。これらの企業を顕彰して健康経営を推進することで、市内の企業にとっても、本市にとっても様々なメリットがあると思いますが、改めてお伺いいたします。どのようなメリットが考えられるのか、市の認識をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 企業が健康経営を推進することによるメリットとして、企業イメージが向上すること、人材が確保しやすくなること、従業員が健康であることで生産性が向上することなどが挙げられます。市へのメリットとしては、市内企業の活性化につながることで、企業で働く方が健康であることによって、将来的には退職後の医療や介護などの社会保障費を抑制する効果につながることでといったメリットが考えられると認識をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 大場議員。

○大場 諭議員 ありがとうございます。企業が健康経営優良企業の認定をされるとどんなメリットがあるのか御答弁をいただきました。企業にとって、本市にとっても多くのメリットがあることが分かりました。ここで少し、今回は健康経営を導入することのメリットについて色々伺ってきましたけども、これは大きな日本からの発信とともに、これを世界に発信しようとしております。この認定制度の基本的な考え方について、1つは経済産業省の資料では、健康経営、これは人材の採用力を向上させると調査結果があります。さらに、健康経営の効果、これは健康経営と労働市場の関係として、この行政として大きな特徴は、お墨つきを与えるということにあります。

経済産業省の今回、認定制度の中で、特に大規模の法人については、ホワイト500というネーミングをしております。今働くことの価値観が大きく変わってきておりますけれども、逆に最も働きたくない企業のことをブラック企業と呼んでおります。ホワイト企業というネーミング、これはあまり公表されておられませんけども、この健康経営を経済産業省、国が設計したときに、今、国の課題は少子・高齢化、生産に携わる方々が減少する。その中で自殺で亡くなる方が増えている。交通事故をはるかに超えて2万人を超えている。そういった背景の中で、国づくりとして、この健康経営、国家として取り組むことになったと。ですから、このホワイト企業というネーミングは、まさにブラック企業に対して、国がこの企業、健康経営に取り組む企業が、また法人が、また団体が、皆さんから見える化する。この企業はホワイトですよお墨つきを与える。これが優良法人認定の大きな目的となっております。

ちょっと長くなりますが、経済産業省では、就活生に、将来どのような企業に就職したいかと3つまで選んでもらった、もう一つは、また、親とともに選んだ中では、給料が高いとか福利厚生が充実しているとかよりも、従業員の健康や働き方に配慮しているか、就職先を選ぶ際の大きな要件となっております。こうしたアンケートの

結果から、行政が、この会社は社員の健康や働き方に配慮しているというお墨つきを与える。行政からお墨つきがあるため、採用する側からすると大きなメリットになると思います。

以上が健康経営優良法人制度の基本的な考え方です。ポイントは、インセンティブが得られる。そして採用力の向上につながる。このような健康経営は事業者にとっては大きなメリットがあります。また、本市にとっても大きなメリットがありますので、ぜひ本市の頑張る事業者の支援と、そして事業者の育成として、市内事業者の健康経営や健康づくりへの取組に対する顕彰制度、インセンティブを設けるべきだと考えます。御答弁では、これからというところですが、早期の創設を要望して、私の質問を終わります。

以上をもちまして公明党の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、清風いちかわ、石原みさ子議員。

〔石原みさ子議員登壇〕

○石原みさ子議員 清風いちかわの石原みさ子でございます。会派を代表いたしまして、通告に従い、順次質問してまいります。

まず、最初の質問は財政部にお伺いします。令和4年度の決算について、個々の内容については、この後、決算審査特別委員会の中で詳しく審査が行われますので、ここで深掘りすることはいたしません。財政面で少し確認しておきたい点がございますので、お尋ねいたします。

令和4年度決算における本市の状況、特徴について、また、財政運営上の今後の課題についてお聞かせください。

次に、令和5年度一般会計補正予算（第3号）より、2点お尋ねいたします。

1として、ゴールドシニア事業について伺います。先順位者の御答弁で内容については理解いたしました。よって、ここでは積算根拠と補正とした理由についてお答えください。

2として、そよかぜキッズ日中一時支援事業についてお伺いいたします。この質問も先順位者の御答弁で、事業内容、補正とした理由については理解いたしましたので、積算根拠についてお答えをお願いいたします。

3つ目の質問は、市民サービスの向上についてです。

1として、大野・大柏地域にこども館を設置できないかお伺いします。北部地域は公共施設が他の地域に比べ充実していません。子どもたちが安全に遊べる場所が不足しています。こども館は、本来、ゼロ歳から18歳未満の子どもが対象ですが、最近では、乳幼児と中高生の利用に偏っていると感じています。小学生が伸び伸びと遊べる居場所として設置を検討されているのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

2として、大野第5駐輪場の民営化についてお伺いいたします。どのような市民サービスのさらなる向上が期待できるのかについて、おおむね先順位者の御答弁で理解いたしましたが、気になる点がございまして、質問いたします。

市民にとってメリットとなる新しいサービスについて確認したいと思います。また、現在、大野第5駐輪場は、定期利用者138台として運用されており、満車の状態です。民営化されるタイミングで定期利用はなくなり、1回ごとの使用専用駐輪場となると理解いたしました。では、これまで定期利用されていた市民138名の方は、どのようになるのでしょうか。配慮されるのでしょうか、お答えをお願いいたします。

4つ目の質問は斎場再整備についてです。

先順位者の御質問の御答弁や補正予算に関する資料、記者報道等により、設計及び工事費が約100億円、運営費が20年分、約50億円であることは理解しました。本市初のDBO方式による発注ということですが、期待できる効果をどのように見込んでいるのでしょうか。また、20年分の運営費、約50億円の算出はどのようにされたのでしょうか、お答えください。

5つ目の質問は、8月19日にこの議場で開催されました児童議会についてです。市長のタウンミーティングの一環として行われたわけですが、その概要、実施した効果について御説明ください。また、今後継続して実施する考えについても、併せてお答えください。

最後の質問は、高齢ドライバーの事故の現状と対策についてです。

昨今、高齢ドライバーによる事故が多く、ニュースでもよく耳にするようになりました。事故の現状、そして悲惨な交通事故を減らすための取組についてお伺いいたします。

以上を1回目の質問とし、御答弁の後、再質問いたします。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

田中財政部長。

○田中雅也-財政部長 私からは大項目、令和4年度決算における本市の状況、特徴及び諸課題を解決していく上での課題についてお答えいたします。

初めに、令和4年度決算の状況及び特徴についてですが、一般会計の歳入決算額は1,803億円、歳出決算額は1,752億5,000万円となっており、歳入歳出決算額ともに前年度より減少しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策などにより、引き続きこれまでの例年の決算よりは規模が大きくなっているため、令和2年度、3年度に次いで過去3番目の決算規模となっております。決算額が前年度より減少した要因は、まず、歳入面では、市税や地方消費税交付金などが増収となったものの、国の新型コロナウイルス感染症対策に関わる国庫支出金の減や、文化会館大規模改修事業の完了などにより、前年度よりも市債の発行が減となったこと、また、歳出面では、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる経費の増加や物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を実施した一方で、新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年度に国のほうで実施いたしました子育て世帯臨時特別給付金が終了したことや、文化会館大規模改修事業の完了により減となったことで、結果的に決算額が前年度と比べ減少したものでございます。

次に、財政状況を表す主な財政指標につきましては、初めに財政の弾力性を表す指標であります経常収支比率につきましては、91.2%と前年度と比べ0.7ポイント上昇しておりますが、公債費負担比率につきましては、警戒ラインとされている15%を大幅に下回る前年度と同率の6.5%となっており、市債残高につきましても、前年度に比べ減少となっております。また、基金残高につきましては、財政調整基金におきまして、令和3年度の実質収支額から、条例の規定に基づき25億円の積立てを行ったほか、新たに公共施設整備基金を設置し、45億円を積み立てたことなどから、基金全体の総額につきましても、前年度に比べ増額となっております。さらに、市税収入額は過去最高額を更新し、収入率も9年連続で県内第1位を記録したところでございます。

これらのことから、経常収支比率につきましては上昇となったものの、公債費負担比率や地方債現在高などの債務関係指標は堅調な水準を維持しており、基金積立金残高につきましても増加しておりますことから、令和4年度の決算につきましては、おおむね良好と言える決算を迎えることができたものと認識をしております。

最後に、今後の課題といたしましては、将来的に懸念される人口減少による個人市民税の減収への対応や、老朽化した公共施設を更新するための財源確保などが挙げられるところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 私からは補正予算の(1)ゴールドシニア事業についてお答えします。

ゴールドシニアの外出支援事業は、対象者からの申請に基づき、バスやタクシーを利用することができるチケット75を支給するものです。利用方法としては、バスは区間最大運賃が500円のところ、どの停留所で降りても現金100円とチケットで乗車することができ、タクシーはチケットと500円を差し引いた差額運賃を支払うことで

乗車することができます。事業費積算の内訳としましては、高齢者支援費のうち負担金はバスの運賃受領箱におけるシステム改修費用として、交付金はチケットに対する事業者への交付金として計上しております。交付金はバス事業者の算定した平均運賃額223円から利用者負担の100円を差し引いた額を事業者に支払うこととし、チケット1枚当たり市の負担123円として積算したものです。また、バス事業者の行うチケットの集計作業等に係る人件費相当額として、チケット1枚当たり15円を上乗せしております。なお、タクシー事業者については、チケット1枚当たり500円を市が事業者に支払うこととしております。また、需用費については主にチケットの印刷費として、役務費についてはチケットの郵送料として、そのほか社会福祉総務費において、新規に事業を開始するに当たり申請や問合せ受付、審査支給決定、チケット発送等に係る事務を新たに実施するため、会計年度任用職員3名分の費用を計上しております。

次に、補正予算で提案させていただいた理由ですけれども、3年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症の拡大により不要不急の外出自粛が長期化されたことで、特に健康リスクが高いとされるゴールドシニアの方々の体力低下や健康面での影響が憂慮されておりました。本年5月に感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことを受けて、これまで外出を控えてこられた方々の外出を促すとともに、健康に対する意識の向上を図ることで、健康寿命の延伸につなげたいという考え方の下、事業を速やかに実施するため提案したものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは大項目2つ目、令和5年度一般会計補正予算の御質問のうち(2)そよかぜキッズ日中一時支援事業における積算根拠についてと大項目3つ目、市民サービスの向上についてのうち(1)大野・大柏地域にこども館を設置できないかについてお答えをいたします。

初めに、そよかぜキッズ日中一時支援事業における積算根拠についてでございます。本事業は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の任意事業であることから、市川市地域生活支援事業等実施規則に定められたサービス単価を基に、令和5年10月から令和6年3月までの6か月間、利用率100%と仮定し、積算いたしました。市が支払う1回当たりのサービス単価は、利用時間が4時間未満の場合は、利用者の自己負担額を除く2,720円、4時間以上8時間未満の場合は4,080円、8時間以上の場合は5,440円となっております。この単価にそれぞれの延べ利用人数を乗じた額に送迎加算を加え、予算を積算いたしました。なお、本事業は、障害者自立支援事業費等補助金により、国が2分の1以内、県が4分の1以内を補助するものとなっております。そのため、総事業費1,416万7,000円のうち、国からの補助金額が708万3,000円、県からの補助金額が354万1,000円として計上しております。

次に、大野・大柏地域にこども館を設置できないかについてお答えをいたします。こども館は、ゼロ歳から18歳未満の全ての子どもを対象に、遊びを通して子どもの援助と子育て支援を行い、子どもの健やかな成長を育むための施設で、市内に14館ございます。御質問の地域にある柏井こども館は、年間延べ約3,000人の親子により利用されており、柏井公民館の1室に設けられております。小学生が伸び伸びと遊ぶには施設面積が狭いため、乳幼児親子の利用が中心となっております。小学生以上の子どもたちが利用しづらいことは課題として認識しており、子どもが安全に通え、十分な広さのある施設や場所がほかにないか調査してまいりましたが、現在のところ見つからない状況でございます。なお、こども館のほかに、本市が設置する放課後の子どもの居場所として、市立小学校の空き教室等を利用して子どもたちへ安全、安心な居場所を提供するとともに、工作や外遊び、体験活動等、様々な活動を実施する事業である市川市放課後子ども教室がございます。北部では、大町小学校、柏井小学校、大野小学校で既に実施されており、大柏小学校は本年10月の開室を予定しております。こども館は一度帰宅してからの利用を呼びかけておりますが、放課後子ども教室は事前登録制であり、帰宅することなく直

接利用することが可能となっております。

こうした状況の中、御質問の地域に新たなこども館を建設する計画はございませんが、子どもたちが伸び伸びと遊び、自由に過ごすことができるスペースの拡充は重要な課題と考えておりますことから、複合施設としての設置や既存施設の活用などを含めて、今後のこの地域の公共施設整備全体を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは大項目、市民サービスの向上についての(2)大野第5駐輪場の民営化についてと大項目の最後、高齢ドライバーの事故の現状と対策についてお答えします。

初めに、大野第5駐輪場の民営化についてです。民営化によるさらなるサービスの向上につきましては、民営化する駐輪場は1回使用専用の駐輪場となることを想定しております。そのため、通勤通学だけでなく買物や日常の用事など、幅広い用途で利用ができるようになります。設備面では、自転車ラックや交通系電子マネーが利用できる自動精算機、このほか駐輪場の空き状況をあらかじめウェブ上で確認できるシステム等の導入などが想定されることから、これらにより市民サービスの向上が期待されるものです。また、現在、市営の1回使用駐輪場における夜間利用につきましては、事前に夜間用の回数券を購入いただいておりますが、民営駐輪場では、事前に回数券を購入することなく、必要なときに利用できるようになります。さらに、市営駐輪場では、1回利用最大は24時間としておりますが、こうした制限もなく、長時間の利用も可能となります。

次に、現在、定期使用されている利用者の受皿についてでございますが、来年4月以降、近隣でございます大野第1駐輪場及び第2駐輪場の定期使用のスペースを増やすことなどで対応してまいります。

続きまして、高齢者ドライバーの事故の現状と対策についてです。令和4年度の交通事故の発生件数は、千葉県警察本部が公表している交通事故統計資料集によりますと、県内での発生事故は1万3,223件で、そのうち65歳以上の高齢者が関係する事故は4,779件です。また、市川市内で発生した交通事故は842件で、そのうち65歳以上が関係する事故は261件となっております。このことから、交通事故全体のうち約3割で高齢者が関係しており、高齢者による事故の多いことが確認されております。事故原因の割合として一番多いものは、安全不確認が約42%、次に前方不注意が約16%となっております。また、高齢者は身体機能が低下することから、ブレーキ操作のミス等によるものが約7%となっております。こうした高齢者の事故減少への取組として、市川、行徳の両警察署では、自治会や高齢者クラブ等の団体に対して、専門の講師を派遣して交通安全の講話を実施しております。また、高齢者にはリーフレットの配布や、70歳以上のドライバーには高齢者であることを周囲に知らせるための高齢者マークについて表示するよう推奨しております。このほか、運転免許更新時に身体機能や認知機能等が低下している方に対しては、運転免許証の自主返納を促し、交通事故を未然に防ぐ対策も講じております。なお、返納者には、一定の条件を満たせばバスの乗車運賃等が半額になる制度も設けられているため、これらの案内をしているとのことであります。

本市でも、現状は高齢者に限らず、車と自転車の関連する事故が県内でも非常に多いことから、警察や関係団体と協力し街頭啓発を実施するなど、自転車の安全対策について取り組んでおります。

このほか、昨年度からは、市川、行徳の両警察と連携して、東菅野児童交通公園と南沖児童交通公園において、一般の市民を対象とした自転車の安全運転講習会を実施しております。さらに、本年7月には、自転車用ヘルメットの購入費の一部を補助するなど、安全意識の向上に向け取り組んでおります。今後も高齢者の事故が増えていることを踏まえ、引き続き警察や関係団体と連携するとともに、高齢ドライバーの事故を減らすための施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは斎場再整備についてお答えします。

まず初めに、DBO方式によって期待できる効果についてです。斎場再整備につきましては、設計、工事、運営を一括で実施するDBO方式による発注を予定しております。設計施工を一括で実施することにより、施工性を考慮した設計が可能となることや、設計意図が建設業者に明瞭に伝わることから、工期の短縮や建設コストの削減が見込まれます。また、設計段階より運営者である指定管理者の意見を取り入れることができるため、運営しやすい施設となり、御利用される市民に対しても使いやすく、施設全体としての利便性の向上が期待される効果がございます。

次に、運営費の算出についてです。運営費には、20年間にわたる建物の保守管理や空調施設、照明器具などの保守に加え、施設内の清掃、警備、植栽の維持管理、火葬炉の運転及びメンテナンス、式場の予約受付から葬祭の準備など、斎場施設全体における様々な管理運営が含まれております。運営費はこれらを適切に積み上げて算出し、年間約2億5,000万円、20年間で約50億円を見込んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 私からは児童議会に関する質問にお答えいたします。

タウンミーティングは市民の皆様と市長が直接意見を交換するもので、市民の皆様から常日頃から市政に対して感じている声をお聞きする貴重な機会となっております。昨年度は自治会の方々を対象に14地区で開催し、貴重な御意見をいただいたところでございます。今年度は、6月に子ども会育成会連絡協議会の方々を対象として第1回目の開催をスタートし、2回目のタウンミーティングといたしまして、市内の小学校に通う子どもたちの生の声をお聞きするため、児童議会と称して開催したものでございます。

児童議員の数は、公立のみならず私立の小学校にも依頼して、42名を選出していただきました。この選出していただいた児童議員の皆様には、事前にワークショップを実施し、それぞれの御意見や御質問について、類似するテーマごとに8つのグループをつくりまして、これを会派として、代表質問風に内容を組み立てていただきました。児童議会の当日は、実際にこの議場をお借りし、8つの会派の皆様から、通学路の安全のこと、また、トイレの修繕やエアコンの設置といった学校の設備のこと、また、公園や広場についての改善点など、大きく24の質問をいただいたところでございます。

これらの質問に対しまして、市長をはじめ担当部長から丁寧に答弁させていただきましたが、子どもたちがふだん感じていることを直接聞くことができたことにより、今後、事業を進める上での優先性や重要性を決める目安になったことは、タウンミーティングとして一定の効果があつたものと考えております。そして、何よりも参加した子どもたちや保護者の方々からも、楽しかった、貴重な経験となったなどの声をいただいております。夏休みのよい思い出と感じていただいたことも効果の一つと考えております。

今後についてでございますが、今回のようにタウンミーティングとして子どもたちの声を聞く場とするのか、それとも社会の仕組みを学ぶ場とするのか、あるいは新たな政策の提案の場とするのか、今回の結果を踏まえた上で目的を明確にし、子どもたちにとって、よりよい形で開催できないか、関連部署と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 それぞれに御答弁をお伺いいたしました。では、これより一問一答にて再質問に移らせていただきます。

まず、財政部の本市の令和4年度決算について、財政面でおおむね良好な結果となっているということを理解しました。その中でも、市税収入が過去最高となったということでした。その点について再質問いたします。

私の認識では、本市は歳入総額に占める市税収入の割合が高く、いわば歳入の根幹を成してきて、以前は市税収入の割合が5割を超えていたと思いますが、令和4年度の決算では49.2%となっています。そこで、市税収入が過去最高となったにもかかわらず、以前に比べて割合が低下している理由についてお尋ねいたします。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 お答えいたします。

御指摘のとおり、これまで本市の市税収入の割合につきましては、全体の5割を超えて推移をしてきておりましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度からは5割を下回っている状況でございます。この主な理由といたしましては、この令和2年度以降の市税収入額そのものはおおむね順調に増収となってきたものの、新型コロナウイルスワクチン接種や物価高騰対策に対する各種給付金の支給などの国庫支出金が増収となったことなどにより、算定上の分母となります歳入予算の総額が、これまでの決算に比べ大幅に増えたことにより、結果的に市税収入の割合が5割を下回っているものでございます。このように、ここ数年につきましては、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策などの特殊要因により、決算の規模が大きくなってきたことで市税収入の割合は低くなってきておりますが、これらの特殊要因を除けば、市税収入が様々な政策に活用されていることを踏まえますと、これまでと同様に歳入の根幹としての役割は変わらない水準にあるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁ありがとうございます。市税収入の割合の低下は特殊要因があり、それを除けば変わらない水準にあるという御答弁でございました。少し安心をいたしました。

最後に、もう1点だけ気になる点がございますので、お伺いいたします。令和4年度に公共施設整備基金を設置したことについて、先ほどの説明では、4年度は45億円を積み立てたということでした。課題となっている老朽化した公共施設整備の財源確保のためと理解はしていますが、今後さらに積み立てをしていくことで、その分、ほかの市民サービスに影響していかないか、少し心配をしております。先順位者への答弁により、公共施設の整備を進めていくに当たり、基金を活用することで市が行うべき事業の財源に影響を及ぼさないよう配慮していくという御答弁を聞きました。それでは、基金の残高を確保するため、積み立てを行っていく際には、市民サービスにどのように配慮していくのでしょうか、お尋ねいたします。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 お答えいたします。

公共施設整備基金は老朽化した公共施設の更新等について、計画的に行うための財源を確保する目的で設置したものでありますことから、本来的には、個別計画に基づく各公共施設の整備に必要な残高について、当初予算において財源を確保し、積み立てを行っていくことが望ましいと考えております。よって、当初予算で積み立てを行う場合につきましては、予算全体のバランスを考慮し、市民生活に密着した経費についてもきちんと確保するなど、当該年度の市民サービスに支障を来さないよう、十分配慮した上で積立金への予算配分を行っていくこととなります。

また、この積立金の予算計上時期につきましては、この当初予算に限定せず、補正予算も含めて弾力的に判

断していくこととし、例えば決算収支の見通しが判明してきます2月補正予算時点において、市税など歳入予算が当初の見込みを上回った場合や、各事業の確定した不用額などを財源として活用することで、他の必要なサービスに大きな影響を及ぼすことなく計画的に積立てを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁お伺いいたしました。理解いたしました。積立金の予算計上時期、当初予算に限定せず補正予算も含めて弾力的に判断していくということでございました。今、市川市は老朽化した公共施設の再整備や人口減少に伴う市税収入の減少など、対策していかなくはない課題をたくさん抱えております。そういう中で、やはり計画的に積み立てて対応していけるように、今後も健全な財政運営をお願いしたいと思いません。

この続きは決算審査委員の方々に委ねることといたしまして、財政部への質問はここまでいたします。

次に、ゴールドシニア事業について御答弁をお伺いいたしました。外出を促す上でとても魅力的な事業だと思います。高く評価いたします。ただ、バス利用時に、ふだんバスに乗り慣れていない高齢者もいると思うんですけども、そういった方々に対する安全対策というのはどのように考えていますでしょうか、お答えをお願いします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 消費者庁の調査によりますと、バス乗車中の事故のうち約65%が70歳以上とされておりまして、主としてバスに乗り慣れない高齢者は、転倒など事故のリスクが高いと認識しております。バス事業者からも高齢者の転倒による事故の発生率、また、発生した際の重症化率の高さについて懸念の声を伺っておりまして、安全な乗車方法の啓発に協力を求められているところです。このようなことから、市としましても安全対策について積極的に取り組んでまいります。具体的には、チケット発送時に安全啓発のリーフレットを同封するほか、啓発用の動画を制作するとともに、バス事業者と協力して市主催のイベント、例えば11月3日の市民まつりなど、高齢者の集まる機会に実際のバス車両を使用した乗車体験などを実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁ありがとうございます。バス乗車中の事故の65.2%が70歳以上ということをお伺いまして、ちょっと驚きました。やはり高齢者への啓発、安全対策、とても重要だと改めて感じました。また、今年は市民まつりなどで実際のバスの車両を使用した乗車体験も行う予定ということで、大変よろしいと思います。ぜひ多くの高齢者の目に触れるようなところで啓発や周知をしっかりとやっていただきたいと思えます。この件に関してはここまでいたします。

次に移ります。次は、そよかぜキッズ日中一時支援事業について御答弁をお伺いしました。これまで障がいのある子どもを預けるということは、今はほとんどの若いお母様たちは働いていますので、預けるところが本当に不足していた状況の中、今回そよかぜキッズで受入れが整うということ、とてもいいニュースだと思っております。

では、再質問いたします。4時間未満は2時間でも3時間でも300円で、8時間未満は5時間でも6時間でも450円というふうに最初の御答弁で伺いましたが、これは保育園の一時預かり——保育園の一般的な一時預かりは1時間300円ですので、それよりもかなり安い金額だというふうに思います。保護者の負担軽減になるものと評価いたしますが、この算出方法はどのようになっているのでしょうか。市が1回当たりのサービス単価をこの金額とした理由をお伺いします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

単価設定の理由です。本事業は平成18年4月より施行された障害者自立支援法に基づき、同年10月から地域生活支援事業の一つとして開始されておりますが、それ以前に実施していた居宅生活支援費と障がい児短期入所のうち日帰りサービスの単価を勘案し、日中一時支援事業のサービス単価を設定したものでございます。その1割が自己負担という形になるものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 理解しました。

もう1つ再質問いたします。そよかぜキッズのふだん利用しているお子さんと、ほかの事業所をふだん利用しているお子さんとは同じ金額で利用できるのか、差があるのかどうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

日中一時支援事業は利用している事業所に関係なく、同じ負担額で御利用いただいております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 ありがとうございます。大変期待しております。ぜひスムーズに成功できるように願っております。

また、今後は障がいのあるお子様の中でも、特に医療的ケアが必要な子どもの預け先というのが、本当になかなかなくて皆さん困っていますので、これからはそういった医療的ケアのお子さんを受け入れるところというのを探して行ってほしいと思います。

では、次に移ります。次はこども館についてです。初回答弁をお伺いいたしました。現在、大野・大柏地域では特に設置を考えていないとか、検討していないと。探したけれど、なかなかないというお返事でした。小学生向けとしては、放課後子ども教室を例に挙げていただいたんですけれども、放課後子ども教室は不登校の子どもたちは利用しにくいと思います。学校外の居場所がやはり欲しいと思うんです。

そこで再質問いたします。新たな施設を設置する計画はないということだったんですが、既存の公共施設を利用して、常設でなくても小学生向けのこども館を開設できないでしょうか、お尋ねいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

現在、常設ではない移動型のこども館としましては、子育て支援施設の少ない地域にこども館職員が出張し、公共施設を使って乳幼児親子に遊びと交流の場を提供する出張こども館を実施しております。大野・大柏地区では、出張こども館を大野公民館で8月を除いて毎月1回、午前10時から11時半まで実施しております。この出張こども館が小学生を対象に実施できるかどうかにつきましては、利用者のニーズや実施可能な場所などを調査し、今後検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 ぜひよろしく願いいたします。やはり最初に申し上げましたとおり、北部にはなかなか公共施設が不足している現状がありまして、このこども館を要望する声もかなり前からありました。でも、ずっと見つからないまま時間がたってきてしまっているわけなんですけれども、今後、公共施設の再整備など、こども

館だけを造るのではなくて、複合施設として1階がこども館、2階が公民館などのように、そういった手法でもよろしいかと思っておりますので、ぜひいい形で子どもたちの伸び伸びと遊べる安全な場所をつくっていただきたいと思っております。これは要望いたします。

では、次に移ります。次は斎場の再整備について再質問いたします。コストの削減やサービスの向上が図れるということは理解いたしました。では、現在の斎場で課題となっております火葬までの待ち日数や施設内の長い距離への対応については、どのように考えていますでしょうか。

議長、すみません。1つ抜かしてしまいました。

○稲葉健二議長 道路交通のところでしょうか。

○石原みさ子議員 はい。再質問ではなくコメントだけなんです。

○稲葉健二議長 それでは駄目ですね。

○石原みさ子議員 駄目ですか。

○稲葉健二議長 再質問ならば許可をします。

○石原みさ子議員 では、再質問はいたしませんので、第5駐輪場の民営化については、多少不安がありますが、しっかりとやっていただければと思います。

すみません。再度、斎場再整備についてに移ります。もう一度質問いたします。いいですか。お願いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

現斎場は火葬炉が10基であり、1日当たりの平均火葬数は15体程度となっておりますが、新斎場では火葬炉を12基に増設する計画としております。これにより、通常23体以上の火葬が可能となり、お亡くなりになる方が増える冬の時期において、火葬まで長らくお待ちする状況もございましたが、火葬炉の増設により、その待ち日数の短縮化が図られるものと考えております。

次に、現斎場では火葬棟から待合棟までの距離が長いだけでなく、トイレを使用するために階段の上り下りなど様々な不便が生じております。新斎場では、誰もが落ち着いて利用できる施設づくりをコンセプトにして、誰にでも分かりやすくストレスを感じずに利用できる施設を目指しており、バリアフリー化はもとより、スムーズな動線が確保できるような居室の配置、緑地や水路を生かした空間づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁を伺いました。新しい斎場はうちの近くなんですけれども、こちらが現在10基で、現在は冬の期間などは10日近く待たされている方もいらっしゃると思いますが、今度新しくなったときには、10日まで待たなくても短縮化が図られるという御答弁でした。ぜひそのように進めていただきたいと思っております。

また、新斎場での火葬炉は12基に増設する計画で、これまでは1日15体程度だったのが、通常23体以上の火葬が可能となるという御答弁でした。また、火葬棟から待合棟までの距離、これもバリアフリー化、そしてスムーズな動線が確保できるようにしていくということで、大変よろしいと思っております。

そこで1つ再質問いたします。災害時の対応についてお伺いいたします。実際、災害があったときに、通常時と比較して、火葬数はどのくらい増やせるのか。また、災害時、緊急時はどのような形になるのか、お答えをお願いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

災害時の対応といたしましては、火葬炉の燃料である都市ガスは、供給管に中圧ガス導管が使用されておま

すことから、東日本大震災クラスの大地震にも十分耐え得る構造でございます。また、電気につきましても、非常用発電設備を設置することで、施設機能を最低3日間以上維持できる計画としております。また、建物も耐震性の確保により、震度6強の地震時にも大きな補修をすることなく施設が使用できる計画となっております。災害時の火葬数につきましても、あくまでも緊急時の対応となりますが、通常の運営と比べて約1.5倍となる33体以上の火葬が可能となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 よく分かりました。災害時、緊急時にも十分対応ができる施設となる、そういった施設を目指しているということですね。

1つ要望をしたいと思います。皆さんは近隣のほかの斎場を御存じでしょうか。例えば習志野市茜浜には公営の施設があります。これは船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、4市が共同で経営しているものでして、海が目の前に広がっていて、波がきらきらして、とてもきれいに見えるんですね。残念ながら、本市の斎場は海に面しておりませんので、そのような環境、景色というものはあまり期待できないんですけども、であるならば、やはり建物の外観デザインや内装によって、よりよいものを造っていかなくてはいけないのではないかと考えます。

東京の落合斎場を御存じでしょうか。皇族の皆さんも利用されるため、特別室を持っているところなんです。私は一度参列したことがあります。中に入りますと、厳かで気品があり、それでいて温かく、安らぎを感じました。予算の上限範囲内で家族のお別れとしてふさわしい、よいものを造っていただきたい。要望いたします。

では、次に移ります。児童議会についてです。8月19日当日、私も一部始終見学させていただきました。大変面白く、いろんな気づきをいただきました。42人の小学5年生、6年生の子どもたち、きちんとこの議員席のところに名前も彫ってあって、本当に本格的だなと思いました。

そこで、今後について再質問いたしますが、先ほどの御答弁ですと、今後については、今回のようなタウンミーティングでやっていくのか、それとも別の形にしていくのか、目的を定めて関係部署と協議しながら考えていくという御答弁があったんですけども、私は、以前から主権者教育の重要性を訴えております。そこで、教育委員会にお尋ねいたします。今回のタウンミーティング児童議会を行って、継続を希望する声が子どもたちの中からも出ておりました。児童議会を継続するに当たり、教育委員会が中心となって主権者教育や社会科という教育的視点をさらに色濃くした形で実施するという考えに対して、お伺いいたします。御見解をお述べください。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

教育委員会では、昭和55年から平成12年まで中学生模擬議会を行っておりました。しかし、学習指導要領の改訂に伴い、児童生徒の考えや思いを発表する場面が総合的な学習の時間をはじめ、全ての教科、領域にて保障されるようになったことから取りやめた経緯がございます。しかしながら、今回の議会形式の様子を見ますと、社会科教育を体感する場としても、議場を利用した児童議会は、参加する子どもたちにとっても貴重な体験の場であったと感じております。今後につきましては、学習内容との関連や時期など様々な課題等も含めて、教育委員会としてもほかの部署と連携して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁を伺いました。教育委員会が主導してやっていくとなると、やはり単に生徒を議場に

送るだけではなくて、事前に学校単位での取組や深い学びも必要になってくるでしょうし、それほど簡単ではないのかもしれないと思うんですけれども、やはり子どもたちにとっては非常にいい経験になりますし、小学生のうちから生活と政治が非常に身近であるということを体感できる学びになると思いますので、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思います。

では、最後に教育長にお伺いいたします。教育長もタウンミーティングに参加されていたらっしゃいました。子どもたちの様子を見て感じたことや、また、今後についての教育長の見解をおっしゃっていただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

○稲葉健二議長 田中教育長。

○田中庸惠教育長 それでは、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思います。感じたことということでございますので、感想ということで、ちょっと私の恣意的なことになってしまうかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

まず、私が感じましたのは、市川市の課題、それから学校の課題をしっかりと子どもたちが押さえて、力強く、落ち着いて主張していたなど、そのように振り返っているところがございます。そして、その課題に対して質問をする、あるいは要望をするときに、やはり根拠が必要だと思うんですね。その根拠もしっかりできていたので、そういう意味では、真剣さ、切実感というものも感じられたところがございます。それから、やはり小学生42名が集まって議場においていろいろ話と申しますか、市長とディスカッションをした中で、子どもらしさというんでしょうかね、そういうほのぼのとした質問の応答もあったかなと、そんなふうにも捉えているところがございます。まさにあったかハートかなというような感じであります。

それから、やはり市長とディスカッションをするという42人の子どもたちが経験をしたこと、これは大変大きいことだと思います。そして、この経験によって市長という存在と市川の市政というものを、子ども自身が非常に身近に感じたのではないかと、そのように思っているところであります。

それから、子どもたちが感じていること、あるいは考えていることを、この児童議会を通して市長とやり取りをする、あるいはディスカッションするということは、将来にわたって子どもたちにとりましても、市川市にとりましても有効に機能していくものだと、そのように受け止めた次第でございます。

私からの感想となりますけれども、以上で答弁に代えさせていただきたいと思います。

以上です。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 教育長ありがとうございます。今のお話の中で、特にこの経験によって子どもたちが市政を身近に感じられる。大変よろしい、いいことだと思いますし、まさしく私をもっともっと進めたいと思っている点でございます。やはり子どものときはなかなか周りの政治家と触れ合うということはないと思うので、市長に関しても、とても雲の上の人のような遠い存在なんだろうと思うんですけれども、先日の児童議会では、市長に率直に年収を聞いたり、いろいろちょっと笑いが出ることもございました。そんな市川の子どもたちを見ていて、やはり非常にすばらしい取組だなと思いましたので、今後はどうぞ関係機関とよく協議の上、推進していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、最後の質問に移ります。高齢ドライバーの事故の現状と対策についてです。道路交通部長から御答弁を伺いました。事故の中で市川市内で発生した交通事故842件中、65歳以上が関係しているのが261件、やはり約3割、高齢者が関係しているということです。これは早急にもっと手を打っていくべき施策に入れていかなくてはいけないことだと思います。今回この質問をするに当たって、私もいろいろと調査いたしました。そこで分かったことは、市川市としてではなく、市川警察署、行徳警察署に連動する形でいろいろ配布をしていったりとか、

いま一つ私としては消極的だなと感じたところです。

では、再質問です。高齢者ドライバーによる事故を未然に防ぐこと、これは市民の安全につながりますので、非常に重要なことと考えています。今年度は運転免許証の自主返納を促すために、デジタル地域通貨 I C H I C O の実証実験として、返納者には1万ポイントを付与するというのもされてきました。これまで本市が自主返納を促すためにどのような取組を行っているのか伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

本市では、運転免許証の自主返納を促進する取組として、65歳以上の返納者には市川市動植物園の入場やコミュニティバスの乗車等に利用できるエコボ満点カードを2枚配付しております。配付窓口は第1庁舎と行徳支所にある市民活動支援センター、市川駅行政サービスセンター、南行徳市民センター、大柏出張所の5か所となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 今の御答弁、エコボ満点カードを2枚配付ということなんですけれども、エコボカード1枚でコミュニティバス1回無料、また動植物園の入場料に代えることができるなどサービスはありますが、果たしてエコボカードを2枚いただいて、それが返納を促すことにつながっているのでしょうか。非常に疑問に思います。もっと魅力的な特典を考えることはできないでしょうか。エコボカードを2枚では、やはりちょっと足りないのではないかと思うんですね。実際、最近80代の方に私、聞かれまして、免許を返納しようと思うんだけど、返納した後何か特典はありますかと。そうしましたら、私は知っていたので、エコボカードを2枚差し上げることができて、それでコミュニティバスを2回は無料で乗れますよと言いました。そうしましたら、その市民の方が、え、それだけって言われてしまったんですね。やはり運転免許証を返納するということは、運転をしてきた方が次の足を考えるわけですよ。車がなくなるから、じゃあ次どうしようかと、その足に代わることをもっと積極的にアピールできるような何かうれしい特典というものが必要じゃないかと思います。もっと本市として魅力的な制度が考えられないか、お伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

他市ではバスやタクシーなどの公共交通機関で利用できるチケットや運賃の一部を補助しているところもございます。八千代市では、65歳以上の返納者に1人1回に限りタクシー利用券500円を20枚、1万円分を交付しております。本市も運転免許証の返納は高齢者の事故を減らす有効な手段の一つと考えていることから、バスやタクシーをはじめ、多くの公共交通機関で利用できる運賃の割引や免許返納に係る手数料の補助など、様々なサービスについて調査検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 ぜひお願いいたします。本市がもっと積極的に市として自主返納を促す、そういった事業を展開していただきたいと思います。

今回、私もいろいろと調べた中で、とてもいいなと思った取組がありました。それは、浦安市なんですけれども、浦安市のホームページにはこのようにあります。「市では、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進するため、『浦安市高齢者運転免許証自主返納サポート事業』を実施しています」。この自主返納サポート事業というのは協賛店をたくさん持っていて、返納したという証明、それは運転経歴証明書なんですけど、

それを見せると、例えば飲食店で割引を受けたり、コーヒーが無料になったり、そういったサービスを受けられるというものなんです。市内では幾つか見受けられるんですが、この自主返納サポート事業、県内では、まだ浦安市が初めて行われていて、他市ではここまでには至っていないようなんです。ただ、他市でやっている多くのことは、コミュニティバスや地域巡回バスもいつまでもずっと無料とか、タクシー券を差し上げたりということなんです。そこで、市川市として、私はこの浦安市を研究して、ぜひ市川市でも本市にふさわしい高齢者運転免許証自主返納サポート事業を立ち上げていただいたらいいのではないかと考えます。これは提案したいと思います。市長、これまでのやり取りを聞いていただきまして、市長のお考えを一言お願いいたします。

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 石原みさ子議員よりの射た質問をいただきました。市川市の安心、安全を進めていく上で、交通事故の撲滅は重要な課題であります。高齢者の運転による事故の発生率が高いという点は、やはり重視して、運転免許の返納の方法をしっかりと考えていく必要があるのだらうと。実は7月より両副市長といろいろな課題について話し合う機会を持たせていただく、そういう状況が生まれてまいりました。まさにこの問題は、松丸副市長と話し合ったばかりでありまして、ちょっとお許しいただければ、松丸副市長のほうからも答弁させていただきたい。よろしく願います。

○稲葉健二議長 松丸副市長。

○松丸多一副市長 高齢者の事故につきましては、部長答弁にあったように、3割ぐらいは65歳以上が関係しているということです。ペダルの踏み間違いであったり、進行方向を間違えたり、歩道への進入ということで、全国的に大きな事故、子どもたちの命にも関わるような事故も発生しております。市民が加害者にも、また被害者にもなるという、そういった問題をはらんでおりますので、現在、I C H I C Oの実証実験で返上者にポイント付与をしていますし、これが9月30日まで続きますので、その実証実験の成果検証も含めて、それから今、議員からも紹介がありました先例として、先進市の取組を調査研究して、市川市でもこういった取組について積極的に進められるように、研究、検討、そして実施に向けて努めていきたいと思えます。

以上です。

○稲葉健二議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 市長、そして副市長、大変前向きな御答弁をありがとうございます。私も陰ながら応援したいと思えますので、今後を期待しております。

それでは、一日も早く高齢者ドライバーによる事故が少しでも減ることを願ひまして、私の代表質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 堀内議員に申し上げますが、代表質問は休憩後ということで、よろしく願ひいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後3時20分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第25号から日程第25報告第27号までの議事を継続いたします。

市川維新の会、堀内しんご議員。

[堀内しんご議員登壇]

○堀内しんご議員 それでは、市川維新の会、堀内しんごでございます。市川維新の会を代表いたしまして、通告に従い、初回総括2回目以降一問一答にて質問させていただきます。

まず大項目、公園の整備についてお伺いいたします。

(1) トイレの建て替えについてお伺いいたします。さきの6月定例会において、公園に設置しているトイレの屋根がコケだらけ、また便器が汚い、壊れている、悪臭がする、そもそも建物がぼろいなど、多くの市民の御意見があり、その改修をどのように進めるかの質問に、計画的な改修を進めるとのことでありました。先日行われました市長タウンミーティング、児童議会なる中の質問でも、子どもたち数人から、公園のトイレに対し質問があり、多くの市民が公園のトイレについて疑問を持っていると考えます。

そこで、具体的に洋式化と併せてどのような改修を行うのか。また、建て替えも含め、改修の内容をどのように決めていくのか。また、改修するトイレの順番をどのように選択して進めているのか。その改修計画はどのようなペースで行うのか。例えば年に何棟行うなど具体的計画があるのかお伺いいたします。

次に、(2) トイレの清掃に関する取組についてお伺いいたします。この夏は晴天の暑い日が続き、千葉県より熱中症警戒アラートが連日発表される異常気象の夏となりました。外出はなるべく避け、涼しい環境でお過ごしくださいとの発表で、昼間の公園利用者も少なかったかと思われれます。しかしながら、朝夕の時間帯には、ラジオ体操、散歩、運動、ベンチで読書など、人それぞれ様々に公園を利用する市民の姿を見ました。私も市内様々な公園を散歩するなど利用させていただきました。そのような中で、トイレを設置してある公園のトイレの中には清掃チェックリストのようなものがあり、清掃時間と清掃者の記載がありました。私のよく利用する公園は、最近できたびあば一く妙典でございます。この公園にも同じようなリストがトイレにありました。清掃時間と清掃者の記載を見ると、私が利用した数時間前に清掃を行ったようでありました。しかし、利用するには問題ないが、手洗いの上にある蛍光灯のカバーの汚れ、換気扇カバーの汚れ、また壁面の汚れ、天井のクモの巣など、衛生上気になる点が多く見られました。そこで、市内公園のトイレ清掃受託業者に対して、市はどのような管理指導を行っているのか。また、今後どのように管理指導を行っていけば、このような問題が解決できるのかをお伺いいたします。

次に、(3) 遊具の点検、地面の整備、樹木の根の張り出しの安全対策についてお伺いいたします。この夏、市内公園その他、市区町村の公園約100か所程度を視察してまいりました。それぞれ様々な問題があるというふうには考えられました。遊具は古く、そして塗装が剥げ、さびが出ているジャングルジムやブランコなどから、最新のカラフルな滑り台、動物や魚を模した遊具、また大きな帆船をモチーフにした大型遊具など、遊具においては各公園様々でございました。また、子どもたちが遊ぶ地面もカラーゴムチップ舗装で整備されているところから、凸凹地面で雑草が生え、今にも足を取られそうな、けがをしそうな地面、また、そこにある大きな木の根元から地面に伸びる飛び出した木の根っこ、また、それを避けながら走る子どもたちの姿など、各公園にて様々な光景を見てまいりました。このような視察の観点から、本市において遊具の点検、地面の整備、また、樹木の根の張り出しの安全対策についてお伺いいたします。

次に、(4) びあば一く妙典の現状の課題及び今後の取組についてお伺いいたします。びあば一く妙典では、オープンしたてにもかかわらず、遊具広場の築山の人工芝が一部剥がれている。また、遊具広場の横にある砂の広場は、自然素材や道具を使って子どもたちが自由に遊びをつくり出すプレーパークと伺っています。その砂が遊具広場に流れ出ているなど、設計上に問題があるのか、また、維持管理に問題があるのかと考えられます。そこで、市としてこれらの問題、課題について、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、(5) 塩浜三番瀬公園整備の現状と今後についてお伺いいたします。塩浜三番瀬公園は、令和3年度に開設した市内唯一の海に面した公園であります。この公園は、隣接する市有地に設置されている駐車場を含め、全ての整備計画が終わったというようには、とても私の目からは見えません。そこで、この公園整備計画が全て完了したのか、また今後、新たな整備計画があるのかについてお伺いいたします。

次に大項目、学校教育におけるICTの活用についてお伺いいたします。

(1)通信速度の現状、課題及び今後の取組についてお伺いいたします。本市においては、小学校1年生から中学校3年生まで、全児童生徒に対しタブレット端末が支給され、いちかわGIGAスクール構想の下、その活用が進んでいると思います。この構想で使用しているソフトは、マイクロソフト社のOffice 365エディションを使用しているようでございますが、その中のチームズのソフトを使用している場合、動画を再生するときなど、スムーズに再生されないなどのネットワーク環境の通信速度が問題にあるように思います。そこで、本市において児童生徒が使用しているタブレット端末の通信速度の検証及びネットワーク通信速度の検証を行っているのか。また、その課題を把握しているのか。さらに今後の取組についてお伺いいたします。

(2)授業におけるタブレット活用の現状、課題及び今後の取組についてお伺いいたします。学校現場を見ていると、教師の授業内におけるタブレット端末の使用にかなりの差があると見受けられます。そこで、授業において教師のタブレット端末活用の現状、また何らかの課題があれば、それに対して対策を講じているのか。また、タブレット端末を積極的に使用することができるように、教師に対し、そのスキルを向上させる対策があるのか、お伺いいたします。

次に大項目、市立学校のトイレの整備状況と今後の予定についてお伺いいたします。

学校のトイレについて、整備に対するこれまでの市の取組、現状、今後の整備について、さらにお伺いいたします。先日行われました市長タウンミーティングなる児童議会を、私も議員控室にてテレビで拝見しておりました。その中で子どもたちから、学校のトイレを整備してほしい旨の質問がありました。発言の中で、掃除したくなるようなきれいなトイレにしてほしいというような声があるように記憶しております。学校のトイレは、子どもたちが学校生活の中において教育的な要素も含め、小学校1年生から中学3年生までトイレの清掃を行っているのは知っております。私も長くPTA活動をしてまいりまして、その様子を見てまいりました。そのような中で、子どもたちからそのような質問があるというのは、学校のトイレにおいて数々の問題があるように思います。そこで、現在までの整備状況を含め、今後の整備の在り方、学校のトイレに対する市の考え方をお伺いいたします。

次に大項目、児童議会に関する今後の取組についてお伺いいたします。

私は、当日、議員控室にて児童議会をテレビで拝見いたしました。この議場で42名もの児童議員が、市長の前ではつらつと質問している姿は、本当に感動いたしました。また、この質問に対して、市長をはじめ副市長、教育長、担当部長から、子どもたちに分かりやすく丁寧に答弁している姿は、とても印象に残りました。子どもたちにとっても貴重な体験になったことと思います。

私は、この児童議会でもよかったポイントは3点あると思います。1点目は、市内の公立学校、私立学校を問わず児童が参加したこと、そして2点目は、ふだん市長になかなか届かない子どもの声を共有できたということ、そして3点目は、それをこの神聖な議場で行ったということです。先ほどの答弁の中にもございましたけれども、かつて教育委員会では、中学生を対象に同じような取組をしていたというふうに記憶しております。私は、この神聖な議場を使って行ったことに大きな意義を感じました。先順位者の答弁でもありましたが、この試みをタウンミーティングとして開催するのか、また、それとも社会教育の一環として行うのか、また、あるいは新たなアイデアを提案する場とするのか。いずれにしても、未来を担う子どもたちにとって貴重な経験の場となるよう、今後もこの神聖な議場を用いて開催していただくよう、前向きに御検討いただきたいと思います。先順位者の答弁で今後の取組についてはおおむね理解いたしましたので、答弁は結構でございます。

次に大項目、消防音楽隊の目的、現状及び今後の取組についてお伺いいたします。市川市消防音楽隊は市川市例規集に記載されているように、その目的を持って活動していることと思います。音楽隊の現在の活動状況、ま

た、その練習状況及び今後の取組についてお伺いいたします。

次に、学校施設開放についてお伺いいたします。

学校施設開放している学校における手続についてお伺いいたします。学校施設開放制度を利用している団体に対し、令和3年度に使用手続を変更する旨の予告通知が突然通知され、令和4年度から、それを実施する旨の内容に各使用団体は大きく戸惑っておりました。また、将来的に自主運営にするなどの内容があったことにより、不安が大きく広がったというふうに思います。現在、その使用手続の変更は一時中止になり、従来の使用手続に変わりはありませんが、学校施設開放団体の使用手続について、変更に至った経緯、また、その現状と課題、今後の方向性についてお伺いいたします。

次に大項目、各小学校の防災倉庫や避難所についてお伺いいたします。

備蓄品の使用方法及び避難所の鍵の管理についてお伺いいたします。現在、私も富美浜小学校区において、防災拠点協議会の委員長として活動しております。訓練の際に、小学校に設置されている防災倉庫には、災害時に活用する様々な資機材が備蓄されていることは私も知っております。その中には、使用方法が難しいものや、その使用目的がよく分からない資材があるように見受けられます。そこで、使用方法の難易度等も含め、どのような考えで備蓄品を選んでいるのかお伺いいたします。

2点目として、大地震などが発生し、避難所開設となった場合、各学校にあらかじめ決められている市担当職員が参集して、地域の防災拠点協議会委員と協力し避難所を開設するとなっておりますが、避難所を開設する初めの手順で、校舎や体育館、防災資機材がある倉庫の鍵を開ける解錠作業がございます。現在、市の担当職員が到着しないと解錠できない状況にあります。万が一担当職員が参集できない場合など、避難所をどう開設するのかを含め、現在の鍵の管理に対する考えをお伺いいたします。

以上が最初の質問とさせていただきます。

○稲葉健二議長 答弁を求めます。

小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは大項目、公園設備についてお答えいたします。

初めに、(1)トイレの建て替えについてです。本市には、公園内のほか道路などに設置されているトイレが約170棟あります。このうち新築や建て替え、洋式に改修したものなどを除いた約100棟について、計画的な改修を行うため、現地確認、利用頻度、地元自治会などからの要望、築年数などを調査しました。これらの調査結果を基に、現在、改修の優先順位を精査しており、来年度から年10棟程度を目標に改修を行っていきたいと考えております。なお、改修の際は、便器の洋式化だけでなく、屋根や外壁の塗装修繕、換気扇などの設備交換、配管洗浄など施設の状況に応じて行う予定であります。

次に、(2)トイレ清掃に関する取組についてです。トイレ清掃は、受託業者が週3回を基準に行っており、びあば一くも同様に行っております。清掃については、衛生陶器の清掃、洗面台の拭き上げ、床の掃き拭きなど14個の確認項目のほか、日時、清掃者を記入するチェックリストを用い行っております。これらの作業は、定期的に提出されるチェックリストや、作業前、作業中、作業後の状況が分かる写真などが添付されている作業報告書で確認しております。なお、衛生陶器の目詰まり、亀裂、電灯切れ、窓ガラスの破損等の項目は直ちに報告する事項としております。今後は、適切な管理に向け、改めて受託業者を指導するとともに、職員による公園の巡回時にトイレの清掃に関するトイレの清掃状況を確認するなど、清掃状況の管理強化を図ってまいります。

次に、(3)遊具の点検、地面の整備、樹木の根の張り出し等についての安全対策です。公園の設備などの状況につきましては、職員によるおおむね月2回の巡視で確認しております。この巡視では、遊具やベンチなどの公園設備の破損状況、樹木や草の生育状況、公園内の見通しなど16個の確認項目を設けたチェックリストを用い、

施設の健全度を3段階で判断しております。なお、破損等がある場合は修繕を行い、公園利用者の安全確保を図っております。また、児童が接する機会の多い遊具につきましては、日常的な点検に加え、専門の資格を有する業者による定期点検を年1回実施しています。これらの巡視や定期点検の結果により、修繕が必要と判断した際には、遊具やフェンス、ベンチ等の部品交換、地面の凹凸については整地、樹木の根の張り出しについては覆土を行うなど、早急な対応を行っております。

次に、(4)ぴあばーく妙典の現状の課題及び今後の取組についてです。ぴあばーく妙典は、令和4年3月に少年野球場、4月に保育園、11月に遊具広場や池、駐車場がオープンしました。さらに、今年7月にバーベキュー場とカフェもオープンし、多くの方々に御利用いただいております。各施設の設計につきましては、野球の関係団体やプレーパークを利用している団体、障がい者団体などに御意見を伺いました。御指摘の遊具広場の築山は、片面が人工芝、片面が天然芝で、人工芝を滑り下りて遊ぶものです。この遊具は大変人気があり、利用頻度が高いことから、人工芝の継ぎ目の一部が剥がれてしまいました。また、泥んこ遊びなど自由な遊びができるように、地表面を砂にしているプレーパーク広場や、車椅子でも利用できるようにゴムチップ舗装としている遊具広場は、子どもたちの安全性と利便性に配慮し、両方の広場を円滑に移動できるように段差を設けておりません。そのため、ゴムチップ舗装の上に砂が流出しております。築山は既に修繕の手配をしており、滑り面と継ぎ目を垂直にして剥がれにくくなるように、新たに人工芝を張り直すこととしております。また、プレーパーク広場からの砂の流出につきましては、子どもたちの安全な行き来を確保しながら流出を抑制する方法や、流出した場合は清掃を小まめに実施するなどの対策を検討いたします。

最後に、(5)塩浜三番瀬公園の整備の状況と今後についてです。塩浜三番瀬公園は、市川塩浜第1期土地区画整理事業により造成された約6,300㎡の街区公園であり、複合遊具1基、ベンチ6脚、水飲み場、照明灯の設備とクロマツ3本を植栽し、令和3年度に開設いたしました。開設後にトイレ整備に関する御要望が多く寄せられたことから、令和4年度にリース契約で仮設トイレを設置しております。今後、公園の利用状況や周辺のまちづくり計画を踏まえながら、改めて検討したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、学校教育におけるICTの活用についてと大項目、学校施設開放についてお答えいたします。

初めに、学校教育におけるICTの活用についての(1)通信速度の現状、課題及び今後の取組についてです。これまでのネットワーク環境は、1ギガベストエフォートの通信容量であり、また、8校で1つの回線を共有する構成であったため、チームズ等で何十台も同時に映像を映した場合、画面が止まったりするなどの影響がありました。これをこの9月より10ギガベストエフォートの通信容量に改めるとともに、複数校による回線の共用もなくなったことから、通信速度が上がるのが期待できます。今後は、学校規模に応じて通信速度等の遅滞がないかなどの調査を行い、課題を把握し、より使いやすい環境の設備に努めてまいります。

続きまして、(2)授業におけるタブレット活用の現状、課題及び今後の取組です。学校現場のICT機器の活用につきましては、個々の教職員にタブレット端末を活用した授業実践に得意、不得意があり、授業における活用の状況に差が出る場合がございます。そのため、学校全体で教育委員会が示している情報活用能力のカリキュラムを共通理解することや、学校内外でのタブレット端末活用の研修の実施によりスキルアップを図ることで、教職員がタブレット端末をより積極的に活用できるようになると考えております。教職員がタブレット端末を効果的に学習活動で生かすために、現在、教育委員会等で行っているタブレット端末活用研修をさらに充実させていくことを考えております。また、各学校に派遣されているICT支援員を活用し、授業の中で共に児童生徒を

支援することや、教職員向けに短時間でできるミニ研修会等を企画し、ICT支援員を講師として有効に活用し、タブレット端末のよさを知ることで活用率の向上につなげていきたいと考えます。

続きまして大項目、学校施設開放についてお答えいたします。学校施設開放事業は、学校教育上支障のない範囲で学校施設を開放することにより、市民のスポーツの推進、文化活動の振興及び青少年の健全育成を図ることを目的としております。現在、施設開放している学校の多くは、各学校単位で設置されている学校施設開放委員会で日程調整を含む事務手続をしていただいております。しかし、一部の学校では、教頭が事務手続を行っていることから、多忙化解消として、また、学校施設開放団体としても、学校施設開放委員会を通じて自主運営を意識した事務手続を行っていただくことを狙いとし、事務手続の変更を予定している旨の通知をいたしました。具体的な使用手続でございますが、現状は申請書、承認書、実績報告書の3枚が感圧紙で1つにとじられた書類に、各使用団体が手書きで御記入いただいております。IT化が推進されている昨今、毎回全てを手書きで記入することにつきましては、使用団体におきましても手間や時間がかかってしまい、また、ペーパーレスを推進する観点からも、御不満の意見をいただくことが増えております。

そこで、電子データを活用できる方法に移行できないか、関係各課と調整をしているところでございます。しかしながら、学校部活動の地域移行へと段階的に移行を進めるなど、取り巻く環境が変化していく中、学校施設開放の使用法自体が大きく変わる可能性があることを考慮し、手続は変更せず、現行のままとしておりますが、それらの事務手続におきましては、早急に変更しなくてはならない課題の一つと認識しております。

今後の方向性といたしましては、使用手続上の利便性向上を図るため、使用手続の電子化を含めた変更、また、学校施設開放の自主運営方法として、必要に応じ規則の改正や運用マニュアル等の作成を進めるなど、地域社会づくりに生かす機会となるよう、関係各課と協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 私からは市立学校のトイレの整備状況と今後の予定についてお答えします。

初めに、これまでの取組については、平成20年度より第1次トイレ改修計画として、全ての学校において1階から最上階までの縦の1系統についての整備を行い、平成27年度に完了しております。また、平成28年度より第2次トイレ改修計画として、各学校2系統目の整備を開始し、毎年3校ないし4校について整備工事を行っているところでございます。従来の学校のトイレは和式便器が大半であったことから、衛生管理の向上や生活様式の変化に対応するため、学校の夏休み期間を利用し、1系統ずつ整備を進めてまいりました。また、車椅子利用者用トイレを各学校最低1か所整備してまいりました。整備工事の内容につきましては、和式から洋式便器への変更、床の湿式から乾式への変更を含む内装改修、配管や衛生器具及び照明器具の更新などとなっております。

次に、整備状況につきましては、令和4年度末現在で小中学校にある全ての便器3,838基のうち、洋式が2,413基であり、洋式化率は約63%となっております。

最後に、今後の整備予定についてですが、第2次トイレ改修計画は令和8年度まで改修を行う予定で、残りの校舎のトイレ改修については、建て替え予定校を除き、改めて改修計画を策定し、継続して行っていく予定でございます。また、建て替え予定校の校舎のトイレについては、全面改修は行わないものの、和式から洋式便器への交換を進めてまいります。学校のトイレにつきましては、引き続き児童生徒が使いやすいトイレとなるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 私からは大項目、消防音楽隊の目的、現状及び今後の取組についてお答えいたします。

本市の消防音楽隊は、市民等に対する防火思想の普及宣伝に寄与することを目的に、昭和27年に結成し、昨年、音楽隊結成70周年を迎えました。現在は隊員24名で、市民まつりや消防出初式、主に市や消防局が行う行事に出演し、火災予防の啓発や救急車の適正利用を呼びかけるなど、消防広報活動を行っております。年間の活動状況につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前の令和元年は、式典などへの出演が43回、定期的な練習を55回行っていました。その後はコロナ禍の影響で定期的な練習が困難となり、出演機会も減少しましたが、感染症法上の位置づけが5類に移行してからは、市や消防局が行う行事が再開するなど、出演機会も増え、定期的な練習も再開し、従前の活動状況に戻りつつあります。

今後の取組といたしましては、隊員の演奏技術の向上に努め、新しい楽曲を取り入れるなど、引き続き演奏活動を通じて広く市民に接し、消防に対する認識を深めていただけるよう、消防広報活動を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 私からは各小学校の防災倉庫や避難所についての御質問にお答えいたします。

本市の市立小中学校などには避難所開設時に必要な物資を備蓄しております。備蓄品には、組立てや設置、操作などが簡単にできることを考えて選定しております。主なものとして、プライベートに配慮するためのプライベートテントをはじめ、停電に備えて発電機やソーラーパネル付ポータブル蓄電池、照明器具としてLEDバルーンライトや投光器、ほかにも食料や飲料水、またボックストイレといった生活に密着した物資などを備蓄しております。避難生活に必要な物資は人により異なるため、可能な限り自助の備えとしての備蓄を各家庭にお願いしているところですが、持ち出せないことも考えられることから、一般的に必要なものを備蓄しております。このほかバールやジャッキ、リヤカーなど救助救出活動を行うための資機材についても併せて配備しております。

避難所の開設手順につきましては、参集した職員が学校の鍵を開け、避難所となる体育館などに破損や落下物による危険がないか目視点検などにより安全を確認し、その後、避難所の開設準備を行うことになっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

堀内議員。

○堀内しんご議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、以降は必要に応じて一問一答にて再質問を始めさせていただきます。

初めに大項目、公園の設備についてでございます。(1)トイレの建て替えについてでございます。こちら、おおむね理解いたしました。再質問は特にありませんけれども、来年度から年10棟程度を目標にトイレの改修を行いたいとの答弁がございましたが、市内の公園のトイレは、さわやかハウスと言われている、道路に設置されているトイレを含めまして約170棟近くありますので、年10棟程度ですと、かなりの時間がかかるなというふうに推測されますので、既に老朽化もかなり進んでいるというような話もたくさん聞いておりますので、改修目標を今の倍の20棟程度にさせていただければ、10年かからずに終わるかなぐらいの感じはいたしますので、ぜひその辺のところも御検討いただいてという形で、この質問は再質問はございませんので、よろしくお願いたします。

次に、トイレの清掃に関する取組についてですが、こちらは大体先ほどの御答弁で理解いたしましたので、特別再質問はございません。

(3)の遊具の点検、地面の整備、樹木の根の張り出しの安全対策については再質問させていただきます。樹木

の根の張り出しに対して覆土を行うなど早急な対応を行っているという答弁がございましたが、この覆土を行うということは、早急に対応しても風雨とか雨風が来ますと流れ出てしまうというようなことが多々あります。そんな中で、この土が流れ出てしまう現象を抑えるような目的で、私が調べたところによる隣の江戸川区などでは、樹木の根の張り出しに対して、その周りにブロックを置き、覆土して土が流れないようにしているような対策を行っていると同っておりますが、本市においてもこのような対策を考えられないのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

樹木の根の張り出しに対する対応につきましては、他市の事例を参考に、各公園の特性に応じた安全対策について調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 御答弁ありがとうございます。様々な研究をしていただいて公園の安全を守っていただけるようお願い申し上げます。

次に、(4)びあば一く妙典の現状、課題及び今後の点についてでございますが、こちらは答弁により大方理解いたしましたので、再質問はございません。

(5)塩浜三番瀬公園の整備の現状と今後についてでございますが、こちらは再質問させていただきます。現状と今後についてのことはおおむね理解いたしました。今後は周辺のまちづくり計画に合わせて、公園の利用状況を踏まえて改修が必要になった際は改めて検討したい旨の回答がございましたが、この塩浜三番瀬公園は、周辺に住宅もなく、また隣接する大きな市有地もあり、また、さらにここに干潟を造るような計画もあるようでございますが、この公園は立地環境から、オリンピック競技として採用されたスケートボードのような音の出る遊びや、また、市内多くの公園で禁止されているボール遊びなどができる公園として考えられないか。また、市内唯一の海に面している公園ですが、護岸の管理をしているのは千葉県と聞いております。したがって、公園部分と護岸部分の境界線もなく、ここの公園は1つの大きな公園というふうに見られます。

そこで再質問なんです。市民の期待値が高いと思われるこの公園の利用方法や、また、今後の改修など、市民の声を取り入れる考えがあるか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

塩浜三番瀬公園の機能や利用方法につきましては、隣接する市有地の活用、干潟の整備など、塩浜地区のまちづくりを進めていく中で、皆さんの声を聞きながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 ありがとうございます。ぜひとも市民がわくわくするような公園、まだまだ可能性を秘めているあの護岸を含めた塩浜三番瀬公園、これは隣にもう少し大きな市有地もございますので、含めて検討していただきたいと思います。現在、駐車場がその市有地に設置されているようですが、管轄しているところではないという話もちらっと聞きました。そのような、まだ完全に整備されていないような状況なので、その辺も踏まえて、今後、公園づくりを、わくわくするような公園にさせていただけるように希望いたします。

次に、学校教育におけるICTの活用についてでございますが、こちらも答弁によりおおむね理解いたしましたので、再質問はございません。しかしながら、各学校に配置されているICT支援員、これは9校に1人というふうにいるんですけども、ちょっと数が少ないなというような感じは見受けられます。教職員が授業

端末をさらに活用して使っていく上で、もう少しこのICTの支援員を増やして、教職員がタブレットを使用して授業能力を向上させるというようなことの活用率を高めていただけるように、もう少し支援員を増やして、多くのそういう講習機会をつくっていただきたいというふうに思います。

次に、市立学校のトイレ整備状況と今後の予定についてですが、こちらは答弁によりおおむね理解いたしましたので、再質問はございません。学校のトイレというのは、おととい、石原市議が学校のトイレについて少しお話ししておりました。尿石なんていう話もちよっと聞きましたけれども、これは大変やっぱり臭いが残ったりとかというようなこともありますので、子どもたちが教育活動の中でトイレ掃除というのも入っております。この間の児童議会において、子どもが掃除をしたくなるようなトイレにしてくれというような、掃除をしてもきれいにならないから嫌だなみたいな、本当に率直な子どもの素直な意見を聞いて、これは本当に早急に何とかしてあげたいというふうに思いますので、ぜひ早めに整備を完了させていただければなというふうに思います。

次に、消防音楽隊の目的、状況及び今後の取組についてですが、こちらは再質問させていただきます。具体的な今後の取組として、イベントや行事において消防音楽隊と市民と一緒に演奏する機会を設けられる活動ができるかをお伺いいたします。

近隣市の、例えば船橋市消防局等では、平成25年からボランティアで演奏の協力隊を募り、音楽隊とともに目的の遂行のために活動しているようでありまして、松戸市消防局においては、平成12年より消防団として本部付の団員が25名、また1分隊から36分隊の中から4名ほどの団員が消防団活動として参加しており、消防局の音楽隊員が16名、それで消防団音楽隊員が29名、計45名で活動しているというような情報も入っております。また、近隣の柏市、野田市においても、市民とともにその目的に沿った活動をしているというふうに聞いております。また、さらに神奈川県横須賀市においては、消防音楽隊のほかに消防団音楽隊も組織され、その目的の遂行に寄与しているようでございます。そのようなことから、本市においても市民とともにその目的を遂行するための活動ができないかということをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

音楽を通じて、より効果的な消防広報活動が実施できるよう、消防音楽隊と市民やその他の団体が一緒に演奏する機会について、合同練習や共演の方法など、他市の実施状況等も参考に研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 本市も、できればそのような形で市民とともにその目的を遂行するということが大変いいことかと思っておりますので、ぜひ研究していただいて、参考にさせていただいて、そのような活動を遂行していけることを願います。

次に、学校施設開放についてでございますが、こちらは答弁によりおおむね理解いたしましたので、再質問はございません。現在、学校施設開放を利用している団体は数多くあり、その団体の意見を取り入れながら、今後の使用方法についてなど、検討をよろしくお伺いいたします。

次に、各小学校の防災倉庫や避難所についてですが、こちらは再質問させていただきます。備蓄品の中には家庭用のガスコンロとカセットガスボンベはありますが、その使用法は多くの市民が理解していると考えられます。しかし、その中で大型炊き出し用鍋がありますが、その使用法はよく分からないように思われます。察するところ、炊き出し用鍋のガスバーナーや、またそれに伴うプロパンガスボンベなどがなく使用できないように見受けられます。そこで、プロパンガスボンベを倉庫に保管できないということは承知しておりますが、これをどのように使うことを想定しているかをお伺いいたします。

また、その備蓄品の中に歯磨きシートなるものがあるようですが、実際に使用した経験を持つ市民は少なく感じられます。また、私は東日本大震災の支援で東北地方の避難所に行った際に、歯ブラシがなくて困ったというような話も聞いていたりいたしまして、これは使い慣れた歯ブラシを備蓄するというような考えはないか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

炊き出し用の鍋セットは、災害発生直後に使用するのではなく、ある程度落ち着いた段階で使用することを想定しております。燃料であるプロパンガスは備蓄ができないことから、物資供給に関する協定を締結しているガス事業者に提供を依頼することとしております。災害の状況によっては、速やかなガスの供給が難しいことも想定されますが、この鍋セットは、まきでも使用できるため、状況に応じて臨機応変に対応できるものとなっております。

また、歯ブラシについては、現在備蓄はしておりませんが、衛生用品セットとして、消毒液やウェットティッシュに加え歯磨きシートを備蓄しております。歯ブラシの備蓄につきましては、他市の備蓄状況などを調査して、導入について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 堀内議員。

○堀内しんご議員 御答弁ありがとうございました。市の考え方をとおむね理解いたしました。しかしながら、災害時に備蓄倉庫にあるが使えない、また、必要なものが備蓄されていないなど、このような状況が起きないように、平常時から考える必要があるというふうに考えます。例えば、今答弁の中であった炊き出し用の鍋においては、まきを使用できるとお伺いいたしましたが、災害時にまきをと言われても、容易に集めることはちょっと難しいと思います。この際、その備蓄品の中にまきを加えたりしたらいいんじゃないかというようなことも提案させていただきます。

また、避難所の鍵についての質問は、市の担当職員が災害状況によって参集できないことを想定して、防災拠点協議会の会長、またはその委員、会員、地域の方が鍵を開けられるような仕組みであれば、速やかに避難所を開設できると考えて質問させていただきました。本来、安全確認等のことをしないとその場所を使えない。避難所を開設できないということは理解いたしましたので、万が一職員が参集できない場合等のことを考えて、また、参集できない場合はどのようにするのかということを検討していただくということをお願いいたします。

以上をもちまして会派市川維新の会の代表質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時12分散会

第 3 日

令和5年9月5日（火曜日）

令和5年9月市川市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年9月5日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第25号 市川市税条例の一部改正について
- 第2 議案第26号 市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について
- 第3 議案第27号 市川市水防協議会条例の廃止について
- 第4 議案第28号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第5 議案第29号 市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第30号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第7 議案第31号 市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第32号 市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第33号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第34号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第35号 市川市火災予防条例の一部改正について
- 第12 議案第36号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第37号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第38号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第39号 真間山緑地斜面整備工事請負契約について
- 第16 議案第40号 曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約について
- 第17 認定第1号 令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 第18 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第19 報告第21号 健全化判断比率について
- 第20 報告第22号 資金不足比率について
- 第21 報告第23号 継続費の継続年度終了による精算について
- 第22 報告第24号 専決処分の報告について
- 第23 報告第25号 専決処分の報告について
- 第24 報告第26号 専決処分の報告について
- 第25 報告第27号 専決処分の報告について

（代表質問） 日本共産党 廣田徳子議員
自由民主の会 細田伸一議員
チームいちかわ 富家 薫議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第25号 市川市税条例の一部改正について
- 日程第2 議案第26号 市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について
- 日程第3 議案第27号 市川市水防協議会条例の廃止について
- 日程第4 議案第28号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第29号 市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第6 議案第30号 市川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第31号 市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第32号 市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第33号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第34号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第35号 市川市火災予防条例の一部改正について
- 日程第12 議案第36号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第37号 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第38号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第39号 真間山緑地斜面整備工事請負契約について
- 日程第16 議案第40号 曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約について
- 日程第17 認定第1号 令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 日程第18 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 報告第21号 健全化判断比率について
- 日程第20 報告第22号 資金不足比率について
- 日程第21 報告第23号 継続費の継続年度終了による精算について
- 日程第22 報告第24号 専決処分の報告について
- 日程第23 報告第25号 専決処分の報告について
- 日程第24 報告第26号 専決処分の報告について
- 日程第25 報告第27号 専決処分の報告について

（代表質問） 日本共産党 廣田徳子議員
 自由民主の会 細田伸一議員
 チームいちかわ 富家 薫議員

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じゅ	ん
丸	金	ゆき	こ
富	家		薫
沢	田	あき	ひと
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	いつ	こ
ほ	と	だ	ゆう
国	松	ひろ	き
や	なぎ	美	智子
と	く	た	け
中	町	け	い
つ	ち	や	正
			順

つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	田中	庸惠
危機管理監	本住	敏
市長公室長	麻生	文喜

総務部長	蛸島和紀
企画部長	小川広行
財政部長	田中雅之
管財部長	稲葉清孝
情報管理部長	小林茂雄
文化国際部長	森田敏裕
スポーツ部長	立場久美子
市民部長	佐藤敏和
経済観光部長	根本泰雄
子ども部長	鷺沼隆
福祉部長	菊田滋也
保健部長	川島俊介
環境部長	二宮賢司
街づくり部長	小塚眞康
道路交通部長	岩井忠良
下水道部長	藤田泰博
行徳支所長	秋本賢一
消防局長	角田誠司
選挙管理委員会 事務局 会長	岩井滴
農業委員会事務局 長	藤城久保
会計管理者	六郷眞紀子
教育次長	小倉貴志
生涯学習部長	板垣道佳
学校教育部長	藤井義康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	小泉貞之
事務局 次長	町田茂幸
議事課 長	米津孝成
(議事担当)	
主 幹	宮嶋茂
主 査	尾本悠
主 任 書 記	高柳陽一
(調査担当)	
主 幹	渡辺孝文
主 査	前田悠
主 査	岡澤英康
主 任	関口舞

主 任 書 記 荒 木 智 貴
書 福 井 寿 明

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1議案第25号市川市税条例の一部改正についてから日程第25報告第27号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

日本共産党、廣田徳子議員。

〔廣田徳子議員登壇〕

○廣田徳子議員 おはようございます。日本共産党の廣田徳子でございます。会派を代表して、通告に従い質問をさせていただきます。

来年度の各府省の概算要求が出されました。防衛省の新規後年度負担、いわゆる新たなツケ払いです。7兆8,787億円、将来にツケを回すことで、社会保障や教育など暮らしに直結する予算を圧迫しています。イギリス、イタリアと共同で行うミサイル開発のための費用は184億円、さらに、国は来月からインボイス導入で中小零細、個人事業主などから消費税を納めてもらおうと言っていますが、このミサイル開発で物品の輸入に伴う消費税は免除する特例措置を要望しているそうです。沖縄振興費2,920億円、これとは別に、国から県を通さずに市町村や民間事業者へ直接渡す沖縄振興特定事業費は前年度比10億円増、国の言うことを聞く市町村や民間事業者へ渡るお金です。デジタル庁は総額5,819億円、マイナンバーカード取得者向けにオンライン申請機能をより充実させることやスマホへの実装、地方公共団体の基幹業務システム統一、標準化を加速させるための整備費用だそうです。さらに、北海道、宮崎、奄美大島、沖縄に4か所、新たに弾薬庫を造る計画に221億円、国民の命を守ることに重点を置く施策にしてもらいたいです。

それでは、質問に移ります。

2000年頃から、地域通貨や地域コミュニティの活性化を目的として、様々な地域で導入、検証されているデジタル地域通貨ですが、地域内で広く普及し成功と考えられているのはほんの一握りであるといいます。デジタル地域通貨の多くが工夫を凝らしたものであるにもかかわらず、利用が進まず休止、廃止となる理由には、その収益性が課題にあるといいます。デジタル地域通貨は、加盟店から徴収する決済取引時の手数料が本市への主な収益源です。本市はこれまで先進的に行われていた様々な地域でのノウハウを学ばれ、この間実証実験に至ったのだと思います。しかし、私たち共産党は、先進市へ視察をして様々なお話を聞く中で、市川市のような大きな市で定着が難しく、限られた人にしか利用できないことなどを理由に反対をしました。

そこで、大項目1つ目、デジタル地域通貨について。

(1)として、実証実験募集期間の延長に対する本市の認識について伺います。市民への周知期間も短くて、実証実験の募集期間も当初示された期間では集まらず、2度の延長をしましたが、本市としてその経過をどのように捉えているのかを伺います。

次に、(2)として、実証実験の現状における取組状況とアンケート調査についてです。まだ期間の途中ではありますが、7月に行った加盟店並びに利用者へのアンケート結果について、本市の見解を伺います。

(3)として、今後の考え方についてです。まだ実証実験は終了していませんが、広報やウェブサイトで市全体に知らせて行ったものであり、一部の地域、一部の方のみがプレミアムポイントを得たこと。5年度の当初予算が6億6,048万円ですから、1万5,000人が全て3万円をチャージしたと仮定し、4億5,000万円は事業費から除

いたとしても約2億1,000万円。令和4年度に既にシステム構築等の委託料で2,900万円の決算額と合わせると約2億3,900万円。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一部充てているとのことですが、この財源を一部の人への実証実験ではなく、多くの方へ還元する方法はなかったのでしょうか。昨年11月、市長の記者会見での資料では、来年5月から7月にかけて、八幡地区の店舗でデジタル地域通貨の実証実験を行い、8月から10月に効果を検証した上で、11月頃から段階的に市内全域での使用に向けて事業拡大をしていく、そういう予定と書かれていたそうです。

実は、市川市では18年前、地域通貨でこなの実証実験が行われていたことを私は初めて知りました。「市川市地域通貨モデル事業からの報告～地域の再生・活性化にどうつながったか」と題して東京学芸大学で行われた講演会で、当時の職員の方が報告をしました。この地域通貨でこなは、地域活動がメインだったようです。江戸川のクリーン作戦に参加すると200てこな、防犯パトロールに参加すると100てこな、事前に自治会にてこなを渡していたそうです。子育て支援やファミリーサポートなど、難易度によって100あるいは200てこなを差し上げて、ニッケコルトンプラザで100てこなを100円に替えてもらい、コルトンプラザ内のどこのお店でも使えるというものだったそうです。また、市が主催するコンサートや演劇などのイベントの入場料を、500てこな分を割引に使用できるなどの効果があったそうです。継続できなかった理由には、ニッケコルトンプラザが100や200てこなを換金するために案内所に長い列をつくれ、もう二度とやらないと言われてしまったそうです。当時はまだまだQRコードやスマホも少なく、住基カードを活用していたそうですが、換金する機械は1台数十万円で、数も多くは作れなかったということでした。2か月の実験のみで終了しました。

そこで、地域通貨I C H I C Oの今後の考え方を伺います。

(4)として、市民活動の活性化、健康ポイントについてです。健康で長生きすることは、誰もが望んでいることです。本市も健康寿命日本一を目標にしています。健康ポイント事業のA r u c oの利用状況や、それによって貯まったポイントがどのくらい獲得されているのか伺います。

次に、大きな項目2つ目です。公共施設マネジメントについて。

初めに、先送りした公共施設の建て替えの影響についてです。様々な公共施設が造られたのは昭和40年代です。平成27年に実施した人口推移からは人口減少が予測されていましたが、令和4年に実施した人口推移では、人口構成はほぼ横ばい、ただ、年齢構成の変化により公共の在り方も変化すると考えられます。令和5年3月改定の公共施設個別計画では、改定前に比べ、計画全体としておおむね3年から4年先送りした形となっていますが、市民の利用に影響がないのか伺います。

次に、(2)として、少子・高齢化を踏まえた公共施設の必要性についてです。施設の利用者は高齢者が多く、規模は小さくても通いやすい、家から近い場所にあるといいという声があります。少子・高齢化が進む中で、公共施設の在り方についてどう考えるのか伺います。

(3)として、公共施設整備基金についてです。施設の整備に関する基金には、これまでも新庁舎やクリーンセンターのための基金、庁舎整備基金や一般廃棄物処理施設建設等の基金がありました。これらの基金と公共施設整備基金との違いについて伺います。

次に、大きな3つ目の項目に移ります。国民健康保険についてです。

こんな記事を目にしました。世帯主が20歳代の世帯は、所得から所得税や住民税など直接税と、年金、医療などの社会保険料を除いた可処分所得が非常に低くなっているということです。この世代は非正規雇用が多く、総所得も低いためにこのような結果になるといいます。非正規雇用者が加入する国民健康保険には、均等割、平等割があり、所得が少ない人ほど負担が多くなります。少子化の克服には、若い世代が安心して生活できる収入が欠かせません。そのためには、社会保険料など軽減策が必要なのではないのでしょうか。今定例会に国民健康保険

税の見直しが出されておりますが、低所得者に配慮したとはいえ、値上げには変わりありません。市川国保をよくする会から稲葉議長宛てに、値上げに反対する請願、2,800名を超える署名とともに提出をされています。今年の国保税の納付書と一緒に同封されてきたお知らせには、市川市の国保の加入者はおよそ8万4,000人、保険給付費はおよそ28万3,000円です。加入者1人当たりの負担額は11万4,000円です。長年赤字。この間市川市はこんな取組をしましたと様々書かれていました。今回の見直しの正当化を強調したお知らせを見て、仕方がないと市民は考えるのでしょうか。市議団の毎年行っている市民アンケートには、食費を削って納めている、これ以上値上げはしないでほしいなどの声が、今年は特に物価高騰の中で多く聞かれました。

元々国保は医療保険のセーフティーネットであり、相互扶助、共済制度です。元々国保の保険者を都道府県ではなく、なぜ市町村にしたのか。医療供給体制の違いや住民の年齢層、健康状態、収入などの違いが大きく、都道府県単位では無理があるからです。今後、広域化するから値上げをせざるを得ないというのも納得がいきません。

国は、来年度医療保険制度改革をするとし、その中の1つに、現役世代が担う後期高齢医療に関わる費用負担割合が毎年大きくなっていることを受け、現役世代の負担上昇を抑制するための見直しも検討しています。これを受けて京都の宇治市では、一度は国保運営協議会での値上げの方針が出されましたが、再審議し、値上げから一転し、値下げ案が運営協議会で再審議され、了承されたということです。国保税の納付が遅れ、窓口相談に行くと、1年以内で全額納めるように言われる、そんな市民からの相談が多くあります。本当にその人、その家族の状況をきちんと聞いてあげているのか。収納率が県内1位といいますが、強硬な取り立てや差押えをしていないのか、短期被保険者証の発行は、半年後の市役所窓口は大変敷居が高く、結局無保険者になり、具合が悪くなっても医者に行かず手遅れになる報告もあります。

そこで質問いたします。

(1)として、誰もが安心していつでも医療を受けられる保険制度になっているのか。国保税を払いたくても払えない世帯に対して、市は短期被保険者証や資格証明書を発行していますが、現状の状況はどのような状況であるか、伺います。

(2)として、国は来年保険証を廃止するというのですが、市の対応について伺います。健康保険証と一体化したマイナンバーカードが使えない医療機関や薬局が一定数あります。カードを取得していない人への資格確認書を発行する予定ですが、それとは違う新たなものを発行する案を示しているようです。つまり、マイナ保険証を持っていても、カード対応ができない医療機関に行くには、また別のものを持参しなくてはならないという、大変ややこしく、特に高齢者は混乱します。システム導入には数十万の費用がかかります。新宿の歯科医の集まりで、2割の方がこの期に引退を考えていると伺います。

そこで、本市の保険証廃止の前提となるマイナ保険証の発行状況と、医療機関の対応状況はどのようになっていますか、伺います。

次に、地球温暖化対策についてです。

先日いただいた第二次市川市地球温暖化対策実行計画の別冊の、家庭から出る二酸化炭素排出量は、2015年までは減っていたものの、翌年から増加傾向にあります。家庭でのエアコンやテレビなどの普及率はおおむね変化がありませんでしたが、人口、世帯数が増加していることで電気の消費量が増え、結果二酸化炭素の排出量が増えています。このような様々な要因で想定外のことも起こります。また、概要版には、世界の年平均気温偏差や、熱帯夜及び真夏日の日数の推移が最初に書かれていますが、明らかに右肩上がりです。

そこで、第二次市川市地球温暖化対策実行計画について伺います。国が令和3年10月に2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度に比べて46%引き上げたことについて、市の対応を伺います。

次に、新湾岸道路についてです。

これまで聞き慣れていたのは第二東京湾岸道路でしたが、今年の5月26日、新湾岸道路整備促進期成同盟会が設立され、総会が行われています。同盟会のメンバーは、新湾岸道路が関連する千葉県知事、千葉市、市原市、習志野市、浦安市、市川市、船橋市の市長で構成されています。外環高谷ジャンクション周辺から、蘇我及び市原までの沿岸部において、自動車専用道路として速やかに計画の具体化を図ることをはじめ、6項目の国へ提出する要望書案が検討されています。しかし、約1か月後の6月21日には、新湾岸道路検討会準備会が、先ほどの同盟会のメンバーに国交省や東日本高速道路を加え開催しました。

そこで、(1)として、新湾岸道路検討会準備会での意見交換、検討の内容について伺います。

(2)として、本市として期待する効果と自然環境を守ることへの考えについて伺います。

最後の大きな項目です。塩浜2丁目護岸干潟整備に向けたモニタリング調査の実施についてです。

(1)のモニタリング調査を行うこととなった経緯については、先順位者への答弁でおおよそ分かりましたが、要約で結構ですのでお答えいただきたいと思います。

(2)は、県が断念した事業を本市が行うことについてです。この間繰り返し砂づけを県に要望していたことも理解しています。しかし、他市では繰り返される砂づけに多額の費用がかかり、結局断念したところもあります。また、自然環境を守る市民団体からも、生き物への影響を心配し、何度も聞き取りや要望書も出されています。そのような中で、市としてモニタリング調査をして事業として進めていくことについての考え方を伺います。

以上、初回の質問とさせていただきます。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは、大項目、デジタル地域通貨についての(1)から(3)にお答えをいたします。

初めに、(1)実証実験募集期間の延長に対する本市の認識についてです。当初の募集スケジュールでは、周知期間が短かったため参加者が集まらなかったものと認識をしております。追加募集では継続的に周知を行ったことに加えて、駅頭での広報活動やデモンストレーションなど、市長が先頭に立ち事業をPRしたこと、報道機関がニュースに取り上げたことで多くの方が事業を知ることとなり、申込み人数が定員の1万5,000人に達したと考えています。

次に、(2)実証実験の現状における取組状況とアンケート調査についてです。7月31日時点での取組状況としては、参加されている市民の方が1万5,000人、加盟店207店が実証実験に参加をしています。I C H I C Oの発行額はおおよそ4億1,000万円、利用額は2億7,000万円となっています。

続いて、アンケート調査です。実証実験の開始から約2か月が経過したことから、消費の動向や市民活動への参加状況を把握するためアンケート調査を実施し、参加者全体の16%に当たる2,350人、加盟店の45%に当たる91店から回答をいただきました。調査結果では、参加者、加盟店ともに7割を超える方がI C H I C Oに満足、さらに98%の加盟店が今後も加盟店を継続したいと回答しており、事業に対して一定の評価をいただいていると考えています。事業目的である地域経済と市民活動の活性化に関する設問では、85%の参加者が市内で買物や食事をするきっかけとなったと回答したほか、新健康ポイント事業A r u c oに参加した方の9割が、ポイントは参加の動機づけになったと回答をしました。今回の調査結果のみで事業の成否を結論づけることはできませんが、現段階ではI C H I C Oが事業目的の達成に有効と考えております。

続いて、(3)今後の考え方についてです。実証実験が終了する9月末には2回目のアンケート調査を実施し、消費喚起等の経済効果を算出します。さらに、一定の期間を置いてアンケート調査を行い、事業効果が持続して

いるか検証を行う予定です。御質問の今後の事業展開につきましては、一連の検証作業を行った上で検討をいたします。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からは、大項目、デジタル地域通貨についての(4)市民活動の活性化、健康ポイントについてお答えいたします。

初めに、市民活動に対する I C H I C O ポイントの付与状況についてでございます。令和5年7月31日時点で、自治会への新規加入世帯39件、運転免許自主返納61件、江戸川クリーン作戦への参加1,218件、環境フェアへの参加228件などにポイントが付与しており、多くの市民の皆様に御参加いただいているところでございます。

次に、本年5月より開始しました健康ポイント事業 A r u c o についてです。現在、定員となる5,000名の市民の方に御登録をいただいております。登録者の年代を見ますと、スマートフォン利用者は30から50代のいわゆる働き盛りの世代が中心でございます。市が貸与する活動量計での利用者は60から80代の高齢者の方が中心となっております。地域ごとの登録状況におきましては、北西部約30%、北東部約20%、中部約28%、行徳地域の南部では約22%と、市内全域で満遍なく登録されている状況でございます。

また、市内20か所に設置してあります体組成計と血圧計の利用状況でございますが、公民館などでは1日約10名の方から、多いところでは第1庁舎の90名と、利用者数の差はございますが、7月末現在で延べ約2万7,000人の方と、多くの方に利用されております。

次に、ポイントの取得状況です。A r u c o ポイントは毎日の歩数、市内に設置している体組成計と血圧計での測定に対しまして、それぞれポイントが付与される仕組みとなっており、1,000ポイント貯まるごとにデジタル地域通貨 I C H I C O へ交換することができます。9月4日現在のポイントの取得状況は、交換可能となる1,000 A r u c o ポイント以上取得されている方が約850名、年代別に見ますと30代から60代が中心となっております。また、A r u c o ポイントを I C H I C O ポイントに交換されている方は約380名となっております。この事業が開始されてから既に約3か月が経過しましたが、まだポイントを獲得されていない方が約1,700名、利用率も約66%であることから、登録された方が正しく利用していただけるよう、メールでの案内やアプリの操作方法についてサポートを行っているところでございます。

今後も引き続き登録者への丁寧なサポートを行うことで、健康ポイント事業の利用継続や利用率の向上につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 私からは、大項目、公共施設マネジメントについてお答えいたします。

初めに、(1)先送りした公共施設の建て替えの影響についてです。公共施設個別計画改訂版では、生活基盤として重要なクリーンセンター及び斎場の建て替えを優先的に行うため、計画対象施設の事業着手を全体的に調整しております。このため、その他の公共施設については、建て替えの着手時期がおおむね3年から4年程度ずれ込むこととなりますが、施設の運営上必要な補修や修繕は適時適切に行っており、施設の利用に支障が生じないよう対応しております。

次に、(2)少子・高齢化を踏まえた公共施設の必要性についてです。公共施設等総合管理計画並びに個別計画では、少子・高齢社会はもとより、将来的な人口減少を見据え、施設の規模や配置の適正化、バリアフリー化の推進などを掲げております。各施設の整備に当たっては、施設の用途や利用状況に応じて利便性と維持管理に係

る負担の軽減を両立させるため、複合化や公民連携の可能性も視野に、持続可能な施設を目指してまいります。

最後に、(3)公共施設整備基金についてです。先般廃止した庁舎整備基金や現行の一般廃棄物処理施設建設等基金は、それぞれ新庁舎やクリーンセンターの整備に要する費用を基に、目標額を定め積立てを行ってまいりました。一方、公共施設整備基金は、公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づく様々な施設を対象とするもので、その整備費用は施設ごとに設計を経て積算されております。このため、事前に目標額を設定することができない、そういった事情がございますので、同基金においては次年度に財源として取り崩す予定額、こうしたものを当年度中に確実に積み立てていく、こうしたことを基本としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは、大項目、国民健康保険についてお答えします。

初めに、(1)誰もが安心していつでも医療を受けられる保険制度になっているかについてです。令和4年度の短期被保険者証の対象世帯数は3,358世帯で、前年度から328世帯減となっており、このうち未納分を納付し通常の保険証となった世帯は844世帯、納税相談を経て短期被保険者証を更新した世帯は1,312世帯、納税相談や納付に関する連絡がなく短期被保険者証を更新しなかった世帯は1,202世帯となっております。

次に、資格証明書の対象世帯数は155世帯で、前年度から21世帯減となっており、このうち未納分を納付し通常の保険証や納税相談を経て短期被保険者証となった世帯は36世帯、納税相談や納付に関する連絡が一切なく資格証明書が継続となった世帯は119世帯となっております。

次に、(2)保険証廃止に伴う本市の対応についてです。本年7月末現在、本市国民健康保険加入者でマイナンバーカードの保険証利用の手続を行った方は3万6,619人となっており、国民健康保険加入者に占める割合は43.9%となっております。また、8月現在の医療機関のオンライン資格確認システム運用機関数は、全国で約19万か所、参加率は83%、千葉県では約7万6,000か所、79%となっており、市川市では約570か所、73%となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 私からは大項目地球温暖化対策についてにお答えします。

本市では、市民、事業者、行政、それぞれが地球温暖化による環境の変化を軽減するため、第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を2021年3月に策定しました。この計画では、温室効果ガス総排出量の多くを占める二酸化炭素排出量を2030年度までに35%削減する目標を定めました。一方、国では、本市の地球温暖化対策実行計画策定後の2021年10月に地球温暖化対策計画を改定し、温室効果ガス削減目標を26%から46%としました。そこで、本市も国の計画に合わせ、二酸化炭素排出削減量の見直しを行い、再生エネルギーの利用、省エネルギーの推進強化、産業・運輸部門への支援の強化など、新たな取組の追加や二酸化炭素排出削減量の見直しを行い、2030年度の目標値を35%の削減から50%の削減に見直したところです。この新たな削減目標達成に向け、市民、事業者とともに、地球温暖化対策に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは、大項目、新湾岸道路についてお答えします。

初めに、(1)新湾岸道路検討会準備会での意見交換、検討の内容についてです。

まず、新湾岸道路検討会準備会の設置経緯ですが、国は、平成31年3月28日に千葉県の湾岸地域において、広範囲で車両の速度低下や渋滞損失が発生していることや、一般道に大型車の通過交通が流入していることなどの

課題について早期の対策が必要であったことなどから、国、千葉県、千葉市、NEXC O東日本で構成される千葉県湾岸地区道路検討会が設置されました。その後、令和2年5月26日には、この検討会において千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の基本方針が策定されました。この基本方針では、外環高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ並びに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部が検討区間とされ、ルートや構造の検討に当たり、三番瀬については千葉県三番瀬再生計画との整合性を図ることなどが示されております。その後、本年5月26日には新湾岸道路の早期実現を目指し、今後、県と沿線市が一体となって国等へより一層強く働きかけを行うため、県と関係6市で構成される新湾岸道路整備促進期成同盟会が設立されました。さらに、この計画の具体化には、広く関係する方々の意見を把握しながら丁寧に合意形成を図る必要があるとされたことから、計画策定プロセスにおいて、地域住民をはじめとした多岐にわたる関係者と密接にコミュニケーションを取りつつ検討を行うため、国が主体となって、国、県、NEXC O東日本と本市を含む関係6市で構成される新湾岸道路検討会準備会が設立されました。

本年6月21日に開催された第1回の準備会では、湾岸地域の交通の現状と課題や、今後の進め方として、概略ルートと構造の検討に向けた体制について議論を行うことが確認されました。また、計画の具体化を図るための体制などプロセスの在り方についても議論し、確認が行われました。

続きまして、(2)本市として期待される効果と自然環境を守ることを考えるについてです。

初めに、本市として期待される効果ですが、1点目は、湾岸エリアの利便性向上です。具体的には、湾岸エリアの産業地帯から新湾岸道路へアクセスすることで、工場、物流拠点における物流の効率化による生産性の向上が期待できます。2点目は、災害時の活用です。道路の高さを高潮時の想定浸水高さ以上に確保することで、災害時における代替路の確保や避難場所としての活用が期待できます。次に、自然環境を守ることを考えるですが、本市では、東京湾に残された貴重な干潟である三番瀬の保全や生態系などについて広域的に配慮すべきであると、これまでの意見交換等で申し添えてまいりました。これらの期待される効果と自然環境を守ることなどの配慮事項については、新湾岸道路整備促進期成同盟会により、5月30日に豊田国土交通省副大臣へ要望を行っており、その際の要望書にも、本市を含めた沿線5市がそれぞれの内容で記載しております。今後についても、本市の考えが計画に反映されるように、国や県、関係市と新湾岸道路検討会準備会等の意見交換の場において適宜伝えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 私からは、大項目、塩浜2丁目護岸干潟整備に向けたモニタリング調査の実施についてお答えをいたします。

まず、(1)モニタリング調査を行うことになった経緯でございます。本市には、市民が直接海に触れられる場所がないことから、千葉県に対して平成11年から20年以上にわたり干潟等の再生整備を要望してまいりましたが、実施されませんでした。そこで、市は干潟整備を目指すこととし、令和7年度に行う航路しゅんせつの砂を事前覆砂することを考えております。この事前覆砂の実施に当たりましては、海域の現状を把握するためモニタリング調査を実施するものであります。

次に、(2)県が断念した事業を市が行うことについてであります。県が平成26年3月に策定いたしました三番瀬再生計画(第3次事業計画)において、塩浜2丁目護岸前面の干潟的環境の形成について、本市と協議し検討する旨が記載されております。そして、県は干潟の再生について様々な検討を行った結果、浦安、市川、船橋、習志野の4市の前面海域に広がる三番瀬全体の自然環境再生への効果が限定的であるとの理由から干潟化の検討を終了しましたが、海と触れ合う親水性については一定の効果があると認めております。一方、本市は干潟の再

生について、市川市行徳臨海部基本構想や塩浜地区まちづくり基本計画においても掲げており、県の検討終了後、再生に関する調査研究を行ってまいりました。干潟を再生することは、市民が海に直接触れられる憩いの場が創出され、人と海との親水性が向上し、海や、そこに生息する生き物を大切にしよう、さらに自然環境を守っていこうという未来を担う、子どもたちを含む市民の環境意識のさらなる醸成を図ることができ、加えて、イベントの開催などを通して市川の漁業への関心を高めることが期待できることから、必要な事業であると考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

廣田議員。

○廣田徳子議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、必要に応じて再質問をさせていただきます。

まず、デジタル地域通貨についてです。

実証実験で、地域限定とはいえ、市民への周知は1度の広報掲載やウェブサイトのみでは届いていなかったことが改めて認識していただけたと思います。

そこで再質問です。実証実験では、参加申込みの際に市民がI C H I C Oの利用限度額を最初に設定していますが、どの金額で申込みが多かったのかを伺います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 参加者全体の88%に当たります約1万3,000人の方が、上限額3万円での申込みをされています。1万円で申込みをされた方が約900人、そのほかの金額の方は少数となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 金額の設定、枠の設定をすることと、実際にチャージする金額について周知されていなかったのではないのでしょうか。枠を3万円に設定し、それぞれ利用額をチャージすればいいのですから、もう少し使おうかと思ったときに、最初の設定が1万円だとそれ以上は利用できません。

では、実際にどのような利用の仕方がされたのか、伺います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

まず、経営者別の利用状況は、7月31日時点で大企業の店舗が75%、中小企業や個人経営者の店舗が25%となっています。業種別では、飲食店が11%、スーパーやコンビニエンスストア等の物販が87%、理美容院や接骨院等のサービスが2%となります。このような利用状況の背景としては、長引く原油価格、物価高騰の影響を受け、中小企業や個人経営者の飲食店で外食をしたり嗜好品を購入するよりも、大企業が経営するスーパーマーケット等で食料品等の生活必需品を購入した方が多かったためと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 実証実験の目的は、当初、中小企業や個人経営者の店舗の下支えが目的だったと考えます。また、そのような店舗への支援は継続して必要と考えます。アンケートの結果から、プレミアムポイントがあるから、いつもだったら買わないような高価なものや、ぜいたく品の購入には至らず、御答弁にありましたように、物価高騰の中で、スーパーマーケットでの日常の買物をされたのだと思います。結果として大手で使われたことに対し、市はどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 今回の実証実験では、大企業が経営する店舗の還元ポイントを0.5%、中小企業や個人経営者の還元ポイントを1%といたしましたが、現在の利用状況を鑑みると、さらなる支援策が必要であると考えます。今後、事業を継続する運びとなった際には、商店会や加盟店の意見を伺うとともに、中小企業や個人経営者を後押しできるよう、例えば、還元ポイントの付与率を見直す等、対策を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 スタート前の市の考えていた内容とは少し違っていたようです。今回の実証実験で終了するというのであれば、システムづくりの費用、また、アプリを持って利用できた地域以外の方々には、少し不公平感を持たれるのではないのでしょうか。実際にそういう声を聞いています。参加した店舗からは、アンケートの中で継続してほしいという声が多いようですが、全国でやめているところの課題としては、行政への還元が少なく、やればやるほどマイナスになるということです。しっかりと検証していただき、市民にもその結果をちゃんと公表していただきたいと思います。

次に、(4)の再質問をさせていただきます。5,000人を対象に行われたA r u c oについてです。

今年度は既に定員に達しているとのことですが、この事業に参加したい市民も多くいるのではないかと思います。ウェブサイトで見えますと、今回、参加定員は既に5,000名になりましたなどとは書かれていません。御不明な点がありましたら企画部健康都市推進課へということが書かれていました。参加したい方からの問合せには、募集は終わりましたと答えていると思いますが、8月4日に更新されたウェブサイトにも使い方のガイドしか掲載されていません。少し不親切だなと思います。今後参加者を増やすなど、事業の拡大についてどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

5,000名の登録者のうち、現在約1,700名の方がいまだにポイントを獲得されていない状況です。このため、ポイントを獲得されていない方に対しては、複数回にわたりメール等で事業への参加を促すとともに、参加の継続につきまして意向確認を行っているところでございます。今後は、より多くの市民の方が参加していただけるよう、参加を継続する意向がない方につきましては登録を取り消すなど枠を空けて、新たに利用を開始したい方に対して再募集を実施していきたいと考えております。

この事業は、本市が掲げております健康寿命日本一の主要な施策でありまして、また、デジタル地域通貨I C H I C Oと連携した事業であることから、今後の利用者数の拡大につきましては、本事業の参加者の状況及びデジタル地域通貨の検証結果や運用状況と併せまして検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 現在、本市では既存の制度で健康マイレージやエコボカードがありますが、これらの事業との関連についてはどのように整理をしていくのか伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

従前の健康ポイント事業である健康マイレージ事業につきましては、今年度から開始しましたA r u c oに集約するため、現在マイレージ事業者の参加者に対してA r u c oに移行する案内を進めているところでございます。また、エコボカードにつきましては、市の指定したイベントやボランティア活動などでためたエコボ

イントをどのように I C H I C O ポイントへ交換するか、利用者にとって不利益とならない方法を現在検討しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 A r u c o の話をお伺いしますと、継続することが前提で、健康マイレージからの移行や、エコポイントが利用者の不利益にならないように検討するという事です。仮に、I C H I C O は実証実験のみで終了した場合、A r u c o でためたポイントはどうするのか、既存の健康マイレージの活用方法を見直し、拡充し、ポイントと交換できるものを市民の意見を聞き、増やしていくなど、様々な方法があると思います。あれもこれもならないように、市民が地域や年齢を問わず参加しやすいものを今後検討していただきますように強く要望いたします。

それでは、大項目 2 つ目に移ります。

個別計画では、放課後保育クラブの整備は学校の建て替えと併せて行うとしています。学校の建て替えを先送りしていますが、放課後保育クラブはプレハブの施設もあり、かなり古くなっているように見受けられますが、緊急性があれば、学校の建て替えを待たずに保育クラブを建て替える考えはあるのか伺います。

○稲葉健二議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 お答えいたします。

現在、校舎とは別のプレハブ棟において放課後保育クラブを運営している小学校は12校あり、全14棟ございます。このうち、公共施設個別計画において建て替えを予定している学校は市川小学校1校のみであります。市川小学校にあるプレハブ棟は、昭和54年に建築され、現在43年を経過しておりますが、特段支障もなく運営しているところでございます。プレハブ棟を先行して建て替える予定はございませんが、老朽化に伴い修繕が必要な箇所が生じた際には適切に対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 ぜひ、修繕が必要なところは毎日子どもたちが過ごしている場所でもありますので、修繕を最優先していただきたいと思います。

次に、公立幼稚園は基幹園を残して廃園するということが見込まれていますが、どの幼稚園も鉄筋コンクリートです。廃園後は建物を残し有効活用することについて、市はどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

現在、公立幼稚園は6施設あり、どの施設も鉄筋コンクリート構造で、築年数は40年前後であります。このうち、公共施設個別計画において廃止の方針が出されております信篤、新浜、塩焼幼稚園の3施設につきましては、現時点では廃止の時期が未定であることから、施設につきましても具体的な方向性は定まっていないところでございます。今後、園児の就園状況などを踏まえて施設の廃止時期を定めていく中で、併せて廃止後の施設の方針につきましても、社会状況、地域の実情、市民ニーズなどを勘案しながら検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 伺いました。決して公立幼稚園をなくしてほしいということではありません。できれば、公共施設は市民の宝であり地域の拠点でもありますので、残してほしいと思います。そこに通いたい子どもがいる以上、特に、行徳地域は私立幼稚園が少ないために遠くまでバスで通っているお子さんもいます。保護者のニーズ

が変わってきたことでもありますので、建物からの視点ではなく、市民の意向を十分聞いていただきたいと思います。

(2)については再質問ありません。地域コミュニティはますます重要になってきています。こども館も公民館の中にあるものが多く、独自の施設にはなっていません。築年数も40年を超えるものがほとんどです。日々の点検を十分していただき、危険性のあるものに関しては最優先して改修してくださるよう要望いたします。

(3)の基金について、1つ伺います。計画に基づく施設整備は長期にわたり、かつ、カーボンニュートラルへの対応など、財政負担は相当に大きいものと考えます。整備費用の一部に基金を充てて、次の施設に関わる費用についてはその都度基金に積み立てていくという認識でよろしいでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

御認識のとおり、基金への積立額につきましては、基金の現状及び決算の状況、さらに次年度に取り崩すべき事業規模などを勘案し、財政部と協議の上、決定したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 今後、永遠と言っても過言ではないくらいに費用がずっとかかり続けるでしょう。自然環境や住民に寄り添った公共施設の計画をお願いして、次に移ります。

大項目の3番目です。国民健康保険についてです。

短期被保険者証も資格証明書も世帯数で減っているという御答弁でした。しかし、納税相談などの連絡が一切ないという資格証明書を持っていらっしゃる119世帯、また、短期被保険者証を更新しなかった方も1,202世帯、いざというときに必要な医療が受けられない危険性があることから、通常の保険証を発行すべきだと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 初めに、発言の訂正をお願いいたします。

先ほどの国民健康保険についての(2)について、オンライン資格確認システムの運用機関数の千葉県での参加数に関する御質問に対する答弁におきまして、7,600か所を7万6,000か所と申し上げましたが、正しくは7,600か所ですので、訂正をお願いいたします。

○稲葉健二議長 訂正を許可いたします。

○川島俊介保健部長 申し訳ありません。

お答えいたします。

法令上、国民健康保険税の滞納者に対しては、有効期限の短い短期被保険者証や、医療機関での自己負担が一旦10割となる資格証明書の発行が認められております。しかし、これはあくまでも滞納者の個々の事情を伺うための接触の機会を設けるものであって、医療機関への受診を抑制する趣旨のものではございません。本市では、納期限どおり納めている方との公平性の観点や、期限どおりの納付を促すことにつながることも、短期被保険者証や資格証明書の発行は有効な手段であると考えております。令和4年度は、短期被保険者証や資格証明書の発行により、およそ3億1,900万円の収納につながるなど、有効な収納対策であること、また、市の附属機関である市川市国民健康保険運営協議会においても、保険税見直しの議論の中で保険税をしっかりと徴収するよう指摘を受けていることから、引き続き発行を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 短期被保険者証や資格証明書の発行により3億1,900万円の収納につながったとおっしゃいますが、市民アンケートからも分かるように、食費を削って、電気代も節約して、そのようにして払っている人も少なくありません。少しでも多く収納させることが目的ではなく、市民の生活実態を把握することが大切なのではないでしょうか。

市川市では、どのような場合に通常の被保険者証ではなく短期被保険者証を交付しているのか、伺います。

○**稲葉健二議長** 川島保健部長。

○**川島俊介保健部長** お答えします。

令和4年度の短期被保険者証の発行要件は、前年度に短期被保険者証世帯であり、保険税滞納が解消されなかった世帯、2年以上の保険税の滞納がある、または2年間一度も納付がない世帯、25万円以上の滞納がある世帯を対象に、これまでの納税折衝状況等を踏まえて短期被保険者証とする世帯を選定したところです。なお、短期被保険者証の期限間近には再度納税相談を行うよう案内通知を発送しており、保険証の有効期限が切れることのないよう努めております。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 納付書の金額どおり払えない、非正規雇用で毎月同じ給料ではない、様々な理由で支払いが遅れてしまう、窓口に行くが遅れている分は1年で払うように言われるなど、相談したくても厳しい対応で市役所に行くともた言われる、そんなふうになると市役所の敷居が高いと言います。だんだん行けなくなってしまう。納税相談ではどのような対応をされているのか伺います。

○**稲葉健二議長** 川島保健部長。

○**川島俊介保健部長** お答えします。

納税相談では、まずは相談者の事情、状況をしっかりお聞きし、状況に応じた分割納付を御案内するほか、徴収猶予や換価の猶予、保険税の減免、滞納処分停止など、法律に基づいた適切な案内、対応を行っております。今後も、引き続き相談者の事情、状況を伺いながら、適切、丁寧な案内、対応を行ってまいります。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** ぜひ相談者の事情、状況を伺って、適切、丁寧な案内を行っていただきますようお願いいたします。

(2)の再質問に移ります。保険証が廃止された場合、短期被保険者証や資格証明書の取扱いはどうになるのか伺います。

○**稲葉健二議長** 川島保健部長。

○**川島俊介保健部長** お答えします。

現時点で国から示されている情報では、短期被保険者証は廃止され、資格証明書の交付に代えて償還払いの事前通知を行うこととされております。本市といたしましては、国の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 所得の低い人は、償還払いと言われるとますます医療にかかれなくなります。短期被保険者証が廃止ということは、現在短期の人も資格証明書と同様になるのかと思います。少しずつでも払っていれば何とか短期でつながっていた人への対応も、納付書どおり払わなければ資格証明書になるということだと思えます。

次に、マイナ保険証を持たない国保加入者への対応を市はどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

現在、国から示されている情報では、マイナ保険証を持たない全ての被保険者に対しては職権で資格確認書を発行することとされており、資格確認書の有効期間については5年以内で保険者が設定することとされております。本市といたしましては、国の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 共産党は、これまでも国民健康保険について数多く質問をしてまいりました。加入者は市民の18%程度と言われますが、5人に約1人です。決して少なくない数だと思います。そして、比較的所得が低い世帯、会社を定年されて75歳までの間の年金生活者、このような人たちへ手を差し伸べることが不公平感を生むのでしょうか。払えないからといって、短期被保険者証や資格証明書の発行で医療から遠ざけていいのでしょうか。計画的に値上げをしていかないと赤字が減らないということも理解します。国が以前のように補填をするよう、ぜひ働きかけてください。全国知事会が国へ1兆円の要望を出したのは2014年です。10年近く前の話です。昨今の物価高騰、ガソリン代もリッター180円を超えています。今、値上げするべきではないということを申し添えて、この質問を終わります。

次に、大項目4つ目です。

本市において、温暖化対策の取組の状況についてどのように把握をされているのか伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 第二次市川市地球温暖化対策実行計画では、市民、事業者、行政の取組状況や、温室効果ガスの削減状況を管理するため、18の評価指標を定めています。毎年、庁内の関係課から指標に関する情報の収集や、e-モニター制度を利用した市民アンケートを実施し、目標達成に向けた取組の進捗状況を確認し、対策を取ることにしています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 取組の評価項目について、昨年度の実績はどうだったのか伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 2022年度の実績は、住宅用太陽光発電システムの設置要領や、1人1日当たりのごみ、資源物の排出量、防犯灯などにおけるLED照明の数といった9つの評価項目については、おおむね目標どおり達成しました。一方で、目標に達しなかった項目は、環境フェアなどのイベントの動員数や環境講座、環境学習などの啓発活動の回数、日常生活の中で省エネ行動に取り組む市民の割合など9項目でした。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 なぜ達成しなかったのか、その原因についてはどのように考えてらっしゃるのか伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 達成しなかった原因としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集客を伴う啓発活動が自粛となったことが大きな要因と考えられます。さらに、啓発活動が少なくなったことから、市民の省エネ活動に対する意識が低下したものと考えています。感染症法における新型コロナウイルスの分類が5類となることを踏まえ、令和5年3月より集客を伴うイベントなどの制限が緩和されたことから、今年度は、環境フェ

アなどのイベントやエコバック作りなどの講座を開催しています。

地球温暖化対策は、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で温室効果ガスの排出削減に努めていくことが重要であると考えます。今後も、さらに市民、事業者の取組が進むよう支援してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 環境問題は早急に取り組まなければならない課題です。コロナで3年ほどできなかったクリーンセンターの見学の申込みも始まったようです。さらに、私たちは、見学をする中で様々なことを見聞きし、そして日々の生活に役立てていかなければならないと考えます。この間も地球温暖化は進み、それに伴い海水温の上昇も問題視されています。行政、事業者、そして市民が一丸となって取り組まなければなりません。できることから取り組むこと、市民への啓発など日常的に取り組めるように、ぜひ市のほうからも働きかけを強めていただきたいと思います。

次に、大項目5番目の再質問をさせていただきます。

これまでずっと第二東京湾岸道路計画と耳にしてきました。ここに来て新湾岸道路と言われていますが、第二東京湾岸道路との関連についてお伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

第二東京湾岸道路は、国が平成6年に地域高規格道路の候補路線に指定するなど過去に検討が行われておりましたが、現在においても構想段階の位置づけであり、事業主体、ルート、構造等は未定のままとされております。一方で、新湾岸道路は、千葉県湾岸地区道路検討会において策定された基本方針を踏まえ、新たな規格の高い道路ネットワークとして検討されているものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 では、第二東京湾岸道路の計画はまだ残っているとの認識でよろしいでしょうか、お伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 当該道路の計画は、構想段階の位置づけとして残されております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 新湾岸道路検討会準備会の資料に交通状況のデータがありますが、いつ、どのように調査をしたのかお伺いします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

新湾岸道路検討会準備会の資料には、交通量と渋滞損失時間、旅行速度の低下箇所、車両の出発地と到着地の特性をOD特性と呼びますが、これを分析した数値があります。このうち交通量については、道路上に設置された交通量観測機器による令和4年4月から10月の観測調査結果を基に記載されております。渋滞損失時間や旅行速度の低下箇所、OD特性については、ETC2.0の車載器を装着した車両が走行した位置や速度を基に分析されたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○**廣田徳子議員** ETC2.0を装着している車から分析しているといいますが、素人にとっては、なかなか信憑性がどこまであるのか分かりません。外環などもこの間できて、混雑を以前より感じなくなりました。今後、市民や関係者の意見をどのように取り入れ計画していくのかを伺います。

○**稲葉健二議長** 岩井道路交通部長。

○**岩井忠良道路交通部長** 地域住民からの意見聴取の方法は、新湾岸道路検討会準備会において、手法の在り方を議論することとされております。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** まだまだこれから検討を進めていくということですので、ぜひ、地域住民はもちろんのこと、自然環境を守る市民団体とも意見交換をし、声を反映していただくように要望いたします。

そこで、1つ確認をさせていただきます。三番瀬を保全していくということによいのでしょうか、市の考えを伺います。

○**稲葉健二議長** 岩井道路交通部長。

○**岩井忠良道路交通部長** お答えします。

本市は、ルートや構造の検討に当たっては、千葉県三番瀬再生計画との整合性を含めた、地域の生活環境に配慮した計画となるよう、沿線市と共通認識を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 第二東京湾岸道路を検討されている中でも、船橋市議会や千葉県議会でも、三番瀬の豊かな自然環境を守ること、次の時代に残していく大事な自然だということを市長や前県知事から答弁をいただいています。引き続き本市も、三番瀬の保全や生態系など広域的に配慮していただくことを切に要望して、最後の項目に進みます。

最後は、塩浜2丁目護岸干潟整備のモニタリング調査についてです。

モニタリング調査をして、自然環境への影響が出るなど結果が思わしくなければ、事業を中止することも考えられます。思わしくなくても事業を継続していくのか伺います。

○**稲葉健二議長** 秋本行徳支所長。

○**秋本賢一行徳支所長** お答えいたします。

モニタリング調査につきましては、これまで市の市川漁港整備工事や、千葉県の塩浜護岸整備工事の際にも同様な調査を行っており、その結果、特段の影響はございませんでした。また、今回の覆砂で使用する砂は、他の地域で産出された山砂等を用いるのではなく、三番瀬内の海域におけるしゅんせつ土を使用することから、環境に十分配慮したものであります。なお、モニタリング調査は事業完了後まで継続して行うことから、環境の変化を十分注視し、結果を慎重に判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 干潟を整備するに当たり、この間は県が主導で行う事業だと考えていましたが、市が行うことでどのような手続が必要なのかを伺います。

○**稲葉健二議長** 秋本行徳支所長。

○**秋本賢一行徳支所長** お答えします。

砂止めの蛇籠を設置する行為は海底の占用となり、国有財産法の手続として、県へ使用許可申請書の提出が必

要となります。また、令和7年度に予定している事前覆砂は、これまでに行ったしゅんせつ土砂の投入と同様に、県へ公共用財産土木工事施工許可申請書の提出が必要となります。なお、塩浜2丁目護岸の構造物に影響を及ぼす場合には、その都度県と協議して調整を図っていくこととしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 現在、塩浜2丁目の護岸の石は大変大きなもので、危険で、小さい子どもの足が石と石の間に入ってしまうほどのところもあります。私は2017年の6月定例会で質問をさせていただき、県に対して安全対策を要望していくという答弁をいただきました。当時も、石と石の間はコンクリートを流してしまうと生き物への影響があるのでほかの方法を考えるとのことでした。しかし、このたび護岸を見に行きますと、階段のところは一部コンクリートを打ったような跡があります。海にコンクリートを流して環境に影響を与えてしまっているのではないかと心配になりますが、どのような構造になっているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

塩浜2丁目護岸は、千葉県により整備されたものであります。県に階段式護岸の構造を確認したところ、自然石を配置した上部に基礎コンクリートを打設した後に階段を仕上げているため、環境に配慮された構造になっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 安心しました。モニタリング調査の結果で、干潟が完成した場合には安心、安全に利用できるとともに、環境意識の醸成につながるような管理施設が必要かと思われませんが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

干潟につきましては、環境学習の場としての活用が大変重要であると認識をしております。干潟を開放する際には、市民が安心、安全に利用していただくために必要な体制を検討するとともに、環境意識の醸成につながる施設等についても、整備の進捗に合わせて検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 先ほども申し上げましたが、2017年の6月定例会で市川塩浜駅周辺の開発についてを質問しました。当時の街づくり部の答弁では、地区内をにぎわいのエリア、自然共生エリア、健康・新生活エリア、新産業エリアの4つに分け、三番瀬等の自然環境との調和を図るとともに、既存工業等、産業機能の維持発展にも配慮した複合的なまちづくりを進めることとしている、その中で、市川塩浜駅周辺はにぎわいのエリアに属し、町の活気を生み出す商業施設やホテル、余暇を楽しむアミューズメントなど、交通利便性を生かした施設をはじめ、三番瀬の海の雰囲気を感じ、人々が集い、交流し、にぎわう魅力的な土地利用を図ることを方針として掲げていますという御答弁でした。私は、干潟についても進める方向を市が述べておりましたが、海の水に直接触れなくても、渡り鳥や漁船を眺めながらテラスでコーヒーをいただくだけでも十分に海に親しめるのではないのでしょうかと、その時お伝えした記憶があります。

今回はモニタリング調査ですので、自然環境を守っていかなれないことが結果として出たならば事業を断念していただきたいことをお願いして、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、自由民主の会、細田伸一議員。

[細田伸一議員登壇]

○細田伸一議員 会派自由民主の会の細田伸一です。通告に従いまして代表質問を行います。

まず最初、塩浜2丁目護岸干潟の整備について。既に多くの会派から質問されておりまして、また、御答弁ももしかしたら似たような答弁になってしまうのでお疲れかもしれませんが、お伺いします。

(1)のモニタリング調査につきましては、おおむね理解できました。その上で、護岸から南側に向けた路線と覆砂との関係性を含めた調査の内容と範囲について、改めてお伺いします。

(2)護岸干潟整備箇所を含む三番瀬は、昔から漁業を営んでいる方々がいらっしゃいます。海の上で作業をすることもあれば、船で沖合へ航行することもあるでしょう。また、季節によっては繁忙期もあると思います。干潟工事が漁業者に与える影響は少ないに越したことはありません。

そこでお伺いしますが、近年の水揚げ量の推移と、ノリ養殖や漁業者などへの配慮についてはどのようにお考えか、伺います。

(3)護岸に隣接する市有地の整備について。先日の議案説明会の際に配付されました塩浜2丁目護岸干潟整備に向けたモニタリング調査の実施についての説明には、干潟整備の目的の項目に、海に直接触れられる憩いの場を創出すること、未来を担う子どもたちを含む市民の環境意識の醸成や漁業への関心を高める。例として、干潟の観察会等の実施、環境意識の醸成、イベント等での水産物販売促進、漁業への関心、市民が海に触れ合える場の創出とあります。上記の目的を達成するには、干潟の整備はもちろんですが、人々が集まるということを前提にした場所の整備が必要と考えます。駐車場や休憩所、トイレ、売店、管理棟などの関係施設の設置も必要でしょう。幸い、護岸整備箇所の手前には市が持っている市有地があります。この土地を今回の護岸整備と一体化して整備すべきと考えますが、市の見解を伺います。

次に、本八幡駅北口駅前地区第一種市街地再開発事業について。

市のホームページには、「本八幡駅北口駅前地区第一種市街地再開発事業はJR本八幡駅と国道14号に面している八幡二丁目の一部で地元地権者を中心とした準備組合が行う組合施行の第一種市街地再開発事業です」と記載されています。現在は、事業の実現に向け準備組合による検討が進められているわけですが、整備計画予定では、令和3年3月、本八幡駅北口駅前地区再開発準備組合が設立、来年2024年度、令和6年度に再開発組合設立認可、2025年度、令和7年度権利変換計画の認可、2027年度、令和9年度建築工事、2030年度、令和12年度竣工、入居と、7年後には完成予定の事業計画です。まだ時間があるものの、(1)については組合施行という観点から質問いたします。

(1)再開発準備組合の組合員数と権限について。

(2)再開発対象区域の地権者数と補償対象について。

(3)風洞実験の実施方法について。

(4)建造物の位置関係について。この(4)についてですが、建造物の配置図を見てみますと、南側、JR側に地上44階、高さ160m、北側に地上22mと、約半分の高さの建造物が建つということらしいですが、南側に160mも高い建造物が立つと、その北側に建つもう一つの建物の一部は日陰になってしまうのではないかと心配になります。この点について伺います。

次に、本市における健康事業についてです。

(1)健康ポイントA r u c oの事業効果と今後の取組について。A r u c o参加者の取組状況、利用者の声、測定データから見る効果等を伺います。

(2)食育事業の現状と今後の取組について。私は、議席を預かって以来、定期的に食育をテーマに質問を行っ

てまいりました。それは、食という1日に何回も行う作業が人々の健康維持に直接的に影響するからであると同時に、食べる、食事をするという日常的な行為の中に、栄養や食べ物の産地や歴史だけではなく、今、世の中の動きを学習する上ではとても効果的な教材という意味が含まれていると考えているからです。

例えば、時たま食べるすき焼きですね。先日の9月1日は関東大震災からちょうど100年目でした。震災前の東京では牛鍋が流行し、大正期には500店舗のお店があったと聞いています。薄い鍋に牛肉とネギを並べる程度で、生卵につける習慣はなかったと聞いています。震災で東京の牛鍋屋は壊滅的な被害を受けました。その後の復興とともに、豆腐や椎茸、しらたきを加えた関西風の食べ方がすき焼きの名称とともに伝わってきて、現在のような食べ方になったと伝えられています。関東大震災という自然の大災害が、私たちの食生活に大きく影響を与えた一例と言えます。

このような事例は少なくありませんが、ふだん私たちが食べている食材には、その歴史や社会情勢が密接に関係をしており、まさに生きた教材と言ってもいいと思います。食べることで人格、人間形成を目的とする食育は、日常的な視点でその背景を考えてみるきっかけづくりが大切だと考えます。本市における食育事業の現状と今後の取組について伺います。

次に、平和事業についてです。

今夏は、コロナ禍前に戻り、全国各地で平和に関する行事が数多く開催されました。本市においても、ファンクションルームにおいて戦没者追悼献花式が行われました。この所管部署は本市においては福祉部となっていると思いますが、私自身は平和事業の一環と言ってもいいかなと考えています。また、アイ・リンクタウン45階展望施設では、8月9日から17日にかけてパネル展示が行われ、空襲体験講話も——語り部ですね——が行われていました。これは8月12日、2時から3時に行われたと。そして、被爆体験講話、これは8月16日、同じく2時から3時に行われたと。それぞれ体験者による講話が開催されました。猛暑の中、高齢の方や若者、小学生くらいのお子様を連れてお父さんやお母さんもいらっやっていました。

(1)として、パネル展の実施内容や告知方法、アンケートの結果など、総括としてどのようにお考えか伺います。

(2)今後の平和事業について。上半期の事業実施の総括及び下半期の取組について伺います。

以上、初回質問といたします。

○稲葉健二議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 私からは、大項目、塩浜2丁目護岸干潟の整備についてのうち、(1)と(2)についてお答えをいたします。

初めに、(1)モニタリング調査の実施方法についてであります。モニタリング調査は、底質、水質、海生生物、地形の4項目について、事前覆砂前、整備工事中、整備工事後の翌年に渡り継続的に実施してまいります。調査につきましては、護岸から海側に向けた垂直線上で地点を定めて行うものとし、2つの路線を設定しております。1路線目は、実際に覆砂する箇所において、海に向かって垂直延長500mの路線上で3か所の地点を定めて実施をいたします。2路線目は、できるだけ漁港に近く、かつ漁業に影響が出ない範囲で、覆砂箇所から護岸に沿って東側約260mの箇所において、海に向かって垂直延長300mの路線上で2か所の地点を定めて実施をいたします。

次に、(2)漁業者などの関係者への配慮についてであります。

初めに、市川市漁業協同組合における組合員数は、現在73名であります。また、市川漁港における近年の水揚げ量につきましては、令和元年が約1,500t、2年が約1,100t、3年が約1,000tとなっております。その内訳

としまして、ノリにつきましては、令和元年が約170 t、2年が約180 t、3年が約170 tであります。貝類につきましては、令和元年が約1,200 t、2年が約890 t、3年が約750 tであります。また、魚類につきましては、令和元年が約170 t、2年が約80 t、3年が約125 tであります。

次に、ノリ養殖や漁業者への配慮であります。まず、ノリ養殖につきましては、養殖期間であります9月から翌年3月までの間、この海域においては工事ができないこととされていることから、事前覆砂は4月から8月に実施をいたします。また、漁業者に対しましては、市川漁港の航路しゅんせつ工事の際には、漁船の安全な航行の確保や漁業活動に与える影響が最小となるよう、漁業組合とも十分に話し合いを行いながら進めており、これまでも事故や支障となる事例は発生しておりませんでした。令和7年度に実施予定の事前覆砂は、これまでよりも漁港に近接した箇所での覆砂となることから、漁業組合とは引き続き丁寧な話し合いを継続するとともに、工事の実施に当たりましては、より一層配慮してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは、大項目、塩浜2丁目護岸干潟の整備についての(3)及び大項目、本八幡駅北口駅前地区第一種市街地再開発事業についてお答えいたします。

初めに、(3)護岸に隣接する市有地の整備についてです。塩浜2丁目の市有地は、本市を含めた6名の地権者による市川塩浜第1期土地区画整理事業により、海側に換地された約3.7haの土地であります。現在は、塩浜三番瀬公園に接した位置に多目的広場と利用者のための駐車場を整備しています。そのほかは、将来の市有地活用の計画に合わせて整備していくため、更地の状態であります。市有地の活用は、塩浜地区まちづくり基本計画の下、にぎわいを生む施設を整備することとして検討を進めてまいりましたが、コロナ禍による経済状況の悪化や社会情勢の変化などから、まだ整備内容を決めていない状況であります。市有地整備の検討は、今後、干潟の整備スケジュールも確認しながら、庁内関係部署と進めてまいります。

次に、大項目、本八幡駅北口駅前地区第一種市街地再開発事業についてお答えいたします。

初めに、(1)再開発準備組合の組合員数と権限についてです。この再開発の事業区域は、本市の都市再開発方針において、再開発促進地区に位置づけられている地区のうち、JR本八幡駅北口の駅前ロータリーの東側、本八幡駅前共同ビル、通称パティオビルから国道14号までの約1.1haの範囲の区域であります。当該区域は、平成29年度から地権者を中心に再開発の勉強会が実施されており、令和3年3月に、本八幡駅北口駅前地区再開発準備組合が設立され、再開発事業の実現に向けて検討を重ねているところであります。この準備組合の組合員数は、現在42名であります。準備組合は任意団体であるため、権限などは特にありません。今後、再開発事業の都市計画決定後に、定款及び事業計画を定め、千葉県知事の認可を受けて再開発組合となります。認可を受けた再開発組合は法人となり、事業計画の意思決定などの権限が与えられます。主な意思決定は総会決議となるほか、事業年度ごとに収支決算書や財産目録を作成し、県への報告が必要となります。

次に、(2)再開発対象区域の地権者数と補償対象についてです。再開発事業における地権者とは、その区域内の宅地について所有権または借地権を有する者であり、令和5年8月末時点、再開発対象区域の地権者数は50名であります。再開発事業における補償は大きく2つございます。1つ目は、権利変換を希望せず、再開発事業区域外へ転出される場合に支払われる、いわゆる権利に対する補償であります。2つ目は、土地の明渡しに伴い権利者が通常受ける補償として、営業補償、仮住居補償、動産移転補償などのいわゆる通常生じる損失の補償であります。この2つの補償は、地権者のほか借家権者も対象であり、組合と各権利者との協議によって、権利変換を行うか転出するかの希望を確認した後に補償内容を決めていくこととなります。

次に、(3)風洞実験の実施方法についてです。現在、準備組合が再開発の建物による風環境を予測するため、

建物の規模や配置を仮定し、コンピューターによるシミュレーションを行っております。今後、詳細設計により建物の形状や高さなどが決まると、模型を作成して建物周辺の風向、風速の測定を行います。その測定結果を基に、植樹の位置など風の影響に対して有効な策を検討し、実験を繰り返します。

最後に、(4)建造物の位置関係についてです。本計画においては、現在の八幡一番街のにぎわいを継承するため、現在と同じ位置ににぎわい通路を設け、通路を挟むように南棟と北棟を建設する計画であります。駅側の南棟よりも国道側の北棟を低くすることによって、本再開発区域の北側地域への日照の影響を少なくする配置計画としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 私からは、大項目、本市における健康事業についての(1)健康ポイントA r u c oの事業効果と今後の取組についてお答えいたします。

先順位者に御答弁申し上げましたが、健康ポイント事業A r u c oは、本年5月の開始より、登録者5,000名のうち約3,300名の方がポイントを獲得しております。また、市内20か所の体組成計と血圧計の利用者は、7月末現在で延べ約2万7,000名と、多くの参加者の健康づくりに活用されております。参加された方の御意見といたしましては、測定結果が基準値を超えていることが気になり、数値改善のため運動を始めた、その結果数値が改善されてきたのでさらに運動を継続する励みになった、測定データは過去のものと比較して見ることができるので、下がった数値を維持しようと頑張っているし、食事内容を見直すようになった、これまでも歩いていたがポイントが貯まっていくことが楽しくなり以前より意識して歩いているなどといった声をいただいております。

また、参加者の測定データを見ますと、平均体重につきましては増減の幅があるものの、平均体脂肪率については男女ともに数値が低下しており、血圧につきましても、男女ともに最高血圧、最低血圧の数値の改善が見られています。このように、利用者の声や測定データから見ますと、参加者自身が健康データを意識し健康管理に活用するだけでなく、測定結果を継続して確認することで、運動、食習慣の改善といった健康行動の変容につながる効果があると考えます。また、これらの活動を継続することで、生活習慣病の発症予防や改善だけでなく、死亡リスクの減少、医療費抑制などの効果も期待できるところでございます。今後は、測定データの分析と併せ、利用者アンケートを実施し、事業効果について検証してまいります。

また、利用者に対しましては、アプリのプッシュ通知機能を活用いたしまして、測定した健康データの改善に向けた具体的な取組方法などについて情報発信を行うことで、利用者のさらなる健康意識の向上を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは、本市における健康事業についての(2)食育事業の現状と今後の取組についてお答えします。

本市では、健全な食生活の実践を次世代へ伝えていくために市川市食育推進計画を策定し、学校、医療関係者、流通関係者、生産者などと連携を取りながら食育の推進をしております。今年度から始まった第4次計画では、「食ではぐくむ 体も心も健康なまち いちかわ」を基本理念として、食に関する理解を深め、健全な食生活を実践することで、心身ともに健康な暮らしができる町を目指しております。本年6月の食育月間には、食育に関する知識や、本市の取組を伝えるため、「広報いちかわ」で食生活に関する悩みに答えるほか、メディアパークにおいて食育展示を行い、市川の農水産物などを紹介して啓発を行いました。また、保育園や学校給食では、旬の素材や地場産物の活用、郷土料理など特色ある献立を作成し、楽しい食を提供するとともに、食材につ

いての知識を深めてもらえるよう工夫をしております。

このような活動を通して食に興味を持ってもらうことで、食に関する知識の習得につながるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 私からは、平和事業に関する2点の御質問にお答えいたします。

初めに、8月に実施いたしました平和パネル展についてであります。今年度の平和パネル展につきましては、御質問にありましたとおり、8月の9日から9日間、午前9時から午後10時まで、例年と同様にアイ・リンクタウン展望施設で実施をいたしました。今回は、原爆に関するパネルに加えて、東京大空襲に関するパネルなど約40枚を新たな試みとして展示いたしました。また、パネル展示に加え、8月12日には東京大空襲を経験された90歳の方、8月16日は長崎で被爆され現在市内にお住まいの92歳の方から、それぞれ体験講話をしていただきました。

次に、開催の周知方法についてであります。多くの方に来場していただけますよう、まず8月5日発行の「広報いちかわ」、市公式ウェブサイト、ツイッター及びフェイスブックに開催案内を掲載したほか、第1庁舎及び第2庁舎、公民館や図書館など市内の公共施設34か所において、ポスターの掲示やチラシの配布を行い、さらに開催期間中にはJR市川駅構内にもポスターを掲示していただいたところであります。

次に、来場された方々の話やアンケートによりますと、体験講話につきましては、平和について考えるよい機会となった、また、実際に空襲を体験された方の話は貴重であると思った、次世代に伝えていけるよう今後も継続してほしいといった感想が寄せられました。原爆や東京大空襲のパネルの展示のみではなく、実体験をされた方に語っていただくことは大切なことであると私どもも再認識したところであります。

また、これも御質問の中にもありましたが、来場者の方々の中には、空襲について研究しています大学生や、空襲と被爆両方の体験講話に参加したという親子などもおり、パネルだけでは伝え切れない臨場感あふれる雰囲気を感じていただけたのではないかと考えております。また、パネル展示につきましても、来場者の方から、原爆に関する展示も大事ではありますが東京大空襲の展示は新鮮であった、仕事帰りに立ち寄ったが改めていろんなことを考える機会を与えられた、5歳の息子に戦争の話をするきっかけになったといった感想をいただきまして、平和啓発事業の目的であります平和について考えるきっかけを提供することができるものであったと総括しております。

続きまして、平和啓発事業の上半期の実施状況と下半期の取組についてであります。

初めに、上半期の平和啓発事業につきましては、まず7月に、例年同様平和の折り鶴事業を実施し、8月に行われました広島市及び長崎市の平和記念式典に送呈をしたところであります。また、8月に御質問にありました平和パネル展を実施し、これらの展示と併せまして、東京大空襲を体験された方の講話をいただくなど、これまでにない新たな視点で平和啓発事業を行うことができたのではないかと総括しているところであります。

次に、下半期の取組についてでございます。まず、10月14日に市川市文化会館大ホールにおいて、笑いを通して平和の大切さを実感していただくための平和寄席を開催する予定であります。また、現在、市内小中学生を対象に平和ポスターを募集しており、こちらは12月中旬に平和ポスター展を開催するほか、入賞作品を活用して平和カレンダーを作成し配布する予定であります。

最後に、市内公立小中学校において実施している被爆者による被爆体験講話についてであります。被爆体験講話は通年実施としておりますが、今年度は特に多く、30校から実施してほしいとの要望がありました。先月末までに菅野小学校など4校で実施済みであり、今後、随時残りの学校で実施していく予定であります。この事業

は、若い世代が講話を聞くことにより平和の大切さを考えるきっかけになることを目的としているもので、できる限り多くの児童生徒に参加してほしいと考えております。

今後も、多くの市民の方が戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを忘れず、また、より多くの方々に平和について考える機会を提供できるような平和啓発事業を企画し、実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

細田議員。

○細田伸一議員 ありがとうございます。

まず、最初の干潟のほうなんですけど、これは既に、先ほど申し上げましたように多くの方から、会派から質問が出ましたね。また答弁もされていることで、モニタリングの実施に関してはおおむね理解することができました。まだこれからですからね、市民にプラスになるような調査をしていていただきたいなというように考えています。

御答弁にもありましたとおり、水揚げ量とか、近隣のあの辺をいわゆる生活の糧としている方々、漁業の関係者がいらっしゃると思う。そういう関係者への配慮もある程度されているのかなというふうに思いますし、また、先ほどの答弁からすると、これまで話し合いをしながら進めており、そして漁業活動に対する事故あるいは支障になるようなことはなかったというようなことをお伺いしました。

一応ここで再質問なんですけれども、これは自然を相手にするものですから、一概にしゅんせつとか事業、再開発とかが直接影響しているかどうか分かりませんが、この水揚げ量が減少傾向にあるというようなこともちょっと耳に入っております。実際のところどうなのか、その水揚げ量の変化とその要因について、どのように考えているかお伺いします。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

市川漁港における水揚げ量につきましては、平成14年から令和3年までの20年間で、多い年では平成17年に約2,300tであり、少ない年では平成22年に約700tとなっており、年ごとに変化をしております。その要因といたしましては、台風や青潮の発生など自然環境に由来しているものと捉えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 ありがとうございます。平成17年には2,300t、そして22年には700tと非常に大きな差がある、これは自然を相手にするものですから、これ自体は仕方のないことだと思うんですが、くれぐれも工事などによって、あるいは調査などによって、そういうことも調査するだろうと思うんですけれども、影響が極力少なくなるよう、また出ないよう、これは気をつけていただきたい、配慮していただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、これは護岸工事そのものではないんですが、私としては、これまで多くの議員もやはりこの市有地の整備については質問してきていると思いますが、今回、護岸整備に合わせて市が持っている所有の土地、結構広い部分だと思いますが、この部分についてもやはりこれからはきちんと検討していく必要があるのではないかなと思います。ここは部署で言えば行徳というより街づくりの部分に入ってくるのかなと思うんですが、現在下水も通っていない状況で、近くにあるそのホテルは浄化槽を整備して浄化槽で賄っているというふうに伺っています。そういうような土地ですが、海に面している、そしてすぐ後ろ側にはもう居住地というか、行徳の皆さんが住んでいるようなところがあるわけですから、ここはやはり一体的に整備する必要もあると思うし、また、先ほ

どの質問者の中でも駐車場とか、あとは管理棟とか、そういうことも整備していくことも当然必要だろうと思います。

そこで、再質問になります。当然干潟というものは、説明書の中にもありましたけれども、人が来ることを想定して、これから調査をして事業を進めていくと思うんですね。それで、来場者のためにも、もしかしたら管理棟の中には休憩所とかちょっとした飲食店なども含むようなこともあるかもしれない。そこで、施設整備を検討することについて、まだ手をつけてはいませんが、こうしたいなというような、何か具体的な絵に描くようなそういうものというものはあるんでしょうか。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

本市有地は、三番瀬など海辺の自然環境と利便性の高い広域交通網に隣接する市内でも貴重な用地であります。現在、この市有地に干潟に関する施設整備の計画はありませんが、今後、庁内の関係部署と連携を図って、具体的に必要となる施設整備について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 下水も通っていない中で、市有地、あの土地、6者が入っているわけですね、6名というか。そういうところを整備していくのは、なかなかこれは難しいと思いますが、まずは市が持っているところだけでも進めてくれればなというふうに思っています。今もその公園の中にはトイレがあると思いますが、そのトイレも簡易なトイレで、あれだけではやはりちょっと物足らないのかなというふうに思います。今、ああいう簡易なトイレでも非常にきれいな、またオストメイトを使用する方のためのようなトイレもあるようですから、そういうものも含めて、そこはもう大いに検討していただきたいなと思っています。

干潟の件はこれで終わります。ありがとうございます。

○稲葉健二議長 細田議員に申し上げますが、市街地の再開発事業のところボリュームがあるかと思うので、残余の質問は休憩後でもよろしいでしょうか。

○細田伸一議員 はい、結構です。

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第25号から日程第25報告第27号までの議事を継続いたします。

細田議員。

○細田伸一議員 午前に引き続き、代表質問を継続いたします。

本八幡駅北口駅前地区の再開発の件からです。答弁をいただきました。準備組合とかについてのこの質問なんですが、任意団体であるため権限などは特にないという答弁でした。今後、定款また事業計画を定めて、県の認可を受けて準備組合から組合になるということですね。現段階ではまだ準備組合ということですが、その準備組合が、現在は再開発のこの建物による風環境——風洞実験なんかもあるんですかね——を予測するため、建物の規模や配置を仮定し機械を使ったシミュレーションなども行っている。当然こういうことを行うにはそれなりの予算、経費が出ると思うんです。

そこで質問なんです、この準備組合、先ほど組合員数とか権限について伺いましたが、この準備組合の収支

というのはどのようになっているのか。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えします。

当該準備組合は、地権者のほか、ディベロッパーなどの事業協力者が連携して運営しております。準備組合の収入は事業協力者の負担金で対応しており、支出は、測量や設計のための調査設計計画費や、会議を運営するための事務費などがあります。これらの収支は、年度ごとに準備組合の総会で報告し承認を受けていると聞いております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 収入としては、一応準備組合とはいえ、この事業協力者の負担金があるわけですね。そして支出としては、先ほどの測量や設計のための調査設計計画費というような形で事務費という枠に入るんですかね、ということが分かりました。私が思うのは、多少なりとも収入というお金の動きがあるということであれば、発言権というんですか、何かを言う発言権や、また、お金が動いているわけですから、権限というものが存在してくるのではないかなというふうに思うのです。それに関連して質問しているわけなんですけど、この準備組合が、先ほども任意団体であるため権限を持たないということですが、中身としては、一応そのお金の動きがあって、事務費として、それは事務費の中に入りますよということが分かりました。

この準備組合、今現在、組合の認可をまだ受ける前ですが、準備組合として話し合いを定期的に市も混ざって行っているわけですね。もし、市の考えと準備組合の考え、方向性とかがずれてきた、分かれちゃった、こういうときには、こういうようなことというのは大丈夫なんでしょうか、その辺は。お伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

本再開発事業の区域は、市川市の都市再開発方針において、都市拠点にふさわしい商業業務機能の充実による都市機能の向上と都心居住の推進を目標としており、準備組合とその目標を共有しております。また、準備組合はこれまでおおむね月1回の頻度で会議を開催しており、市は当初から会議に出席し、ともによりよいまちづくりに向けての議論を重ねております。引き続き準備組合の意見を聞きながら、まちづくりの方向性の相違がないように進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 余計なお世話かもしれませんが、そういうものをちょっと心配したというか。実際、本八幡地区というのは私が子どもの頃からある京成百貨店、今京成の本社が入っていますが、あの一帯も含め、オーケーストアの真上とか、この再開発というのは別にここが最初なわけではないわけですね。もう何度もやっているわけですから、その辺のところは重々に市の方、そして準備組合の方はもう承知していることと思います。

そこで、再開発に必ず伴うものが、今までそこで営業していた、御商売をされていた方、そのままその一角を借りながら続ける方もいるかもしれませんが、大きく移転をする方も出てくるかもしれない。また、それは1件や2件ではないですから、非常に何十店舗の方がそのような境遇、状態に置かれることと思います。

そこで次の再質問ですが、この補償の内容はどういうようなものか、ある程度は理解できましたが、本地区、今回の地区で想定している補償額というのは、まだ準備組合の段階なんですけど、保障額というのは大体幾らぐらいか想定しているのでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

補償額につきましては、今後の再開発組合による権利変換計画作成時に、管理者が区域内に残るか転出するかにより補償内容や金額を確定していきます。現在は、全地権者の希望を確認する時期ではないことから、補償額はまだ定まっておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 確かに、現段階ではまだ明確なところは分からないかもしれませんが、どれぐらいのものかな、既にもう算出されているのかなと思ってちょっとこれは何ったまでです。

市川駅南口でも十何年か前に再開発がされて、私の子どものときの同級生や、中学生時代の同級生のお父さん、お母さんが商売されていた場所もあります。あくまでもこれは参考までなんですけど、市川南、アイ・リンクタウンのところの再開発のときに、タクシー会社とかいろいろありましたね、あのアーケードだけではない、あのアーケードの反対側、今で言うゆうゆうロードのほう、宮田小学校側ですね。そっち側にも、アーケードではないけれども、結構商店街が軒を連ねてありました。相当な数だったと思うんですね。

参考までですが、市川駅南口地区の再開発事業のときのもとの地権者が、その後、再開発後のアイ・リンクというか商業施設で、あの一带に何人ぐらい残ったのか、これをちょっと参考までにお伺いします。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

市川駅南口地区市街地再開発事業の権利者数は、土地・建物所有者が213人、借家人が138人であります。土地所有者の残留人数は137人、転出人数は76人、借家人の残留人数は84人、転出者数は54人で、ともに6割程度が区域内に残留しております。なお、転出者のうち近隣で営業を継続している権利者も複数いることを確認しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 再開発をすれば当然建物もきれいになるわけであって、そこにまた再入居しようとするれば、元々あった家賃よりはるかに高い金額になる、これはもうしょうがないことだと思うんですね。今、参考までに市川駅南口の事例を聞きましたが、213人の土地の所有者、借家人が130人いたと。そのうち、残留はそれぞれ137人、76人だというようなことを伺って、実は私、思っていたよりもいらっしゃるなというような感じでした。今回、予定では7年後ぐらいには、北口の、今回再開発のところというのはすごくもう様変わりすると思います。非常にきれいな状態になるのではないのかなと。先ほど触れました手前側に、現段階では160mのかなりの高層タワーですよ。そして、北側には22階建てのビルが建ち、その一带は遊歩道なども造って、そしてテナントもいろいろ入ってくるでしょう。まさに本八幡はこの市川の顔にふさわしい場所になってくるのかなと思います。

そこで、場所にふさわしいということなんですが、市川市はよく文教都市、文教都市という言い方をされます。そして、本市においてもそういう言い方をしております。文教都市にはふさわしい顔づくりとして、その一つ一つのお仕事や御商売を私は否定するものではありませんが、そこにふさわしいものというのがあると思います。そういう規制も、ある程度私はかけたほうがいいんじゃないかなと思います。私以外にも、多くの議員がこれまで何度も本八幡駅前にあるゲームセンター、あるいはパチンコ店、そして南側にもありました。それはふさわしくないのではないかなという指摘を含めた質問などをしていたかと思います。私もちょっとその辺は少し心配になるんですが、今回の再開発の事業に併せて、せつかくきれいになっても文教都市にふさわしくない

ようなもの、風俗店とかができてしまうと、学生さんがいっぱい通りますからね、ちょっとそれは気になると思います。

そこで質問なんですけど、この再開発において、景観を阻害するような、そのような建物が建つことがないような、設置できないような、そういうような何かの取り決めのようなものというのはあるんでしょうか。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 お答えいたします。

当該再開発事業に合わせて、地区の目標や方針を定める都市計画法の地区計画も同時に決定する予定であります。この地区計画では、建築物の用途のほか、壁面後退、形態の制限などを定めることができます。本地区の地区計画の原案では、建物の用途の制限でマージャン屋やパチンコ屋などを制限、建築物等の形態または意匠の制限で、市川市景観計画の基準に準ずることや、都市景観に配慮した色調とすることなどとしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 今のお答えを聞いて、そのような計画が原案として盛り込んであるということで、やや安心しています。しかし、まだ原案ということですし、これからももししたら協議の過程において、既にテナントの権利というのかな、借家権を持っているような方とかが継続していきたいというような意見も、今はなくてももししたら出てくるかもしれない。こうなるときにも、これは私の個人的な要望ですけれども、せっかく開発してきれいになった場所の景観にそぐわないような、また景観を乱すような、そういうようなものが出てこないような、そういうような取り決めというのをしっかり決めていただきたいなというふうに要望いたします。ありがとうございます。

では、本八幡駅再開発の件は以上、これで終わります。

次は健康ポイントですね、A r u c o。これは始まったばかりですし、歩くということは非常に健康にもいいと思います。かなり高齢の方でも何kmも歩いている方を知っていますし、私の友人でも定期的に50kmぐらい歩いていて、山手線を一周したりしている方も、私と同年ですけれどもいます。その方は105kgぐらい体重があって余り減らないんですけれども、でも、非常に健康そうです。そういう大柄な人でも歩くということで健康を維持しようというような人はいるようです。

ここは再質問はないんですけれども、先日ちょっと聞いたところでは、今、スマホのGPSアートというのがはやっているようなんですね。特別なGPSアプリを入れることによって、自分の歩いている位置を線上でなぞっていくようなアプリがあって、それが歩き方によっては文字を描いてみたり、動物をかたどったりとか、そのような1つのアート作品としてはやり始めているという記事がありました。

このGPSアートというのは、自分が移動した軌跡を地図上にGPSで記録し、絵や文字を描いた作品のことです。移動手段は歩くこと、自転車、車、飛行機、何でもよいということなんですね。試しに、この記事によれば、虎ノ門から12kmのコースでそのGPSのアプリを使って歩いて、そしてまさに虎ノ門から虎の絵を描いた。ちょっとこれは小さくて分かりにくくて申し訳ないですけれども、こういう虎の絵を描く。ちょっと小さくて分からないですけれどもね、描くようなんです。さらにこれを大きくすると、車とか自転車で日本中をこのGPSのアプリを使いながら移動して文字を描いて、マリーミー、結婚してくださいとか、ワンチームとか、そういうものを書いてスポーツの応援に使ったりとかをしているようです。私は、これを例えば市川市に、市として、市川市の中で、何か市川市に関係するような文字とか、絵とか、作品とか、そういうものをつくって、特賞だとか、市長賞だとか、教育長賞だとかというようなものを今後、そこまで発展させて歩くということ、健康につながるということ、こういうことを活用して幅を広げていっていいのかなぐらいに思います。

このA r u c oの事業に関しては以上です。今後のまた推移を見てみたいなと思っています。ありがとうございます。

同じく健康事業の中で、食育です。私のこれはもうライフワークと言ってもいい食育、別に食育という言葉を使わなくても、食に気をつけている人、食べることで健康になる人、健康をすごく意識している方、いらっしやると思うんですよ。たまたま私は実家が食関係だったということと、個人的には飲み食いが非常に好きだということで食育の世界に入ってきたわけなんですけど、平成17年に食育基本法が成立し、施行されてからというもの、徐々に徐々に食育という言葉は、もう小学生でも知っていますね。SDG sと同じように、ほとんど誰もが知っている言葉ですが、それは自分自身の健康維持のために食育とかと、実際にそんなにつながっていないのじゃないかなと、まだまだ私は思っています。

例えば、先ほど初回答弁においてお答えいただきました郷土料理という部分がありましたね。旬の素材や地場産物の活用、郷土料理。郷土料理は確かに大切だと思うんですよ。その人たちが長年育んできた、つないできた絆のようなものがそこにありますからね。しかし、この市川で郷土料理といってもちょっと、以前にもこれは私が指摘したようなところですが、いま一つびんとこないようなところがあります。実際そのとおりで、今、我々食育関係者の中でも、和食って何ですかってよく問合せが来るようです。以前は、あれこれ和食の原型みたいなもの、一汁三菜とかということの説明しながら答えていたというんですが、最近は専門家の中でもそういうふうな答えはしないようです。どう答えているかということ、御飯に合うおかずや、そういう食材を含めた食事のことを和食と言っていいんじゃないですかというような、そういうようなことを言う専門家もいらっしやるようです。ちょっと話が見えなくなってきましたが、言いたいことは何かということ、食育という目の前の食事を食べることとかそういうものを通して、もっと私は幅を広げていくことができないのかなというふうに思っています。

先ほどちょっと触れました、関東大震災から今年で100年ですね。100年前のときのすき焼きの話をしましたけれども、さらにもっと古くは、滋養強壮のために7月の下旬にはウナギを食べますね。それも実際には江戸時代後期の前というのは、ウナギなんかはああいうふうに背開きとか腹開きで食べなかったわけですよ。ただぶつ切りにして焼いて食べていた。ところが、平賀源内という人が、これは非常に体にいいんだということを言って、暑いときに食べるといいということから徐々に徐々に広まっていった。夏に食べるウナギは非常に効果があると。その1つのことがきっかけで食べ方が大きく変わった、こういうことは別に幾らでもあるわけですね。

食べること、あるいは食材を通して、世の中の動きやその背景、ただ単に生産者の、もちろんただ単にというのは失礼な言い方です。生産者が一生懸命つくったもの、それを知ることは重要ですが、先ほどの郷土料理とか、この市川ではちょっとよく分からないことよりも、一つの食材を通して、今油とかが上がっていますね、パスタも上がっています。いろんな食材が上がっています。何でそういうふうに値段が上がっているのかを、給食のときでもいいですから子どもたちに一言言うような、一言でいいんですよ。戦争が起きて、船がなかなかふだん通るところを通れないとか、何でもいいですから、そういうことを一言食材を通して言うこと、幅を広げて、口に入れる、今食べているものがどういようなことで、そういう状態になってきているのかということをお話することが重要じゃないかなと思います。

この点についてなんですけれども、イベントなどで情報を発信する、周知啓発というのは理解しました。先ほど来申し上げているように、食材の情報とか、それだけを伝えるだけではなくて、食材費の高騰、また世の中の情勢、食べること、食べ物を通して世の中のことを深く考え、食事から学ぶといったこともできると思うが、もうちょっと深みや厚みを持たせてこの食育というものを捉えられないか、今後のことを伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

これまででも、本市では食育に関して広報紙や市公式ウェブサイト、食育講習会などで情報提供を行ってまいりました。しかしながら、目の前の食材を通じて世の中の食の情勢を考え、食育実践へつなげるといった取組には、まだまだ工夫の余地があるものと考えております。今後は、市川市食育推進関係機関連絡会において、関係機関と情報共有を行いながら取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 まだ我々記憶に新しいところでは、1993年に日本米がなくなっちゃって、タイのお米をみんな買いに行ったような記憶を持っている方もいらっしゃると思います。あれはその年の、もう歴史的にも史上非常に寒い夏があったわけですね。不作な状態で全然取れない。それで、多くの方が日本のお米を買い占めて、問屋さんまで出さない。その結果、一般市民たちはタイ米を食べるようなことになってしまったというようなことがあったかと思います。そういう世の中の社会情勢を、一言でいいから教えていくことが重要な、そういう癖をつけることが重要なというふうに考えています。

当然、ここには教育委員会の力も必要なわけです。給食は年に200回近く、180回ぐらいですか、提供されていると思うんですが、今でもこのランチョンマットっていうんですか、紙に書いて、この食材はこうですというような工夫をしながら、子どもたちに食べ物のありがたさや、健康と食べるものというのはつながっているということをお教えると思うんです。ただ、もうちょっと一歩踏み込んで、社会状況やその背景、食べ物にあるものの背景などを、先生が一言でいいのでそういう工夫を凝らしていけたらいいかなと思うんですが、どうでしょうか。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものと認識しております。市内公立学校におきましては、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、給食指導等、学校教育活動全体を通じて行っております。例えば、小学校5年生では社会科の学習の中で、給食食材の産地調べから、毎日食べているものがどこでどのようにつくられ流通されているかなどを学んでおります。また、小学3年生では梨畑の見学やノリスき体験、小学5年生ではバケツ稲や学校の田んぼでの米作りなど、体験的な学習を通して日常の食生活が多くの食に関わる人々の様々な活動に支えられていることを学んでおります。

教育委員会といたしましても、給食費の無償化により子どもたちの学校での食の環境が整備されたことから、さらに家庭とも連携し、子どもたちの食育の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 市川市内の給食、その食材だけじゃなく、以前何度か見学、視察したことがありますが、非常にすばらしいなと思っています。さらに、今先生も一緒に教室で食事をするわけですね。一言でいいですから、今申し上げたような社会と生徒さん、児童さんによっては、新聞の1面ぐらいももしかしたら読んでいる人もいないかもしれない。その1面とどうつながっているのかとか、食材と関連づけてお昼の時間を過ごすというのはいいのかなと思います。やはり食、食べるということは楽しいということが大前提だと思うんですね。幾ら体にいいかという話をしても、だんだん重苦しくなってくるとよくないですから、食べる時間というのはやはり楽しい時間であること、食の話をするのは楽しい話であることというのが、私もそういうことを心がけています

し、そうじゃないかなと思っています。

森鷗外という小説家が、この方は軍医だった方ですね。もうとっくにお亡くなりになっていますが、この方もやはり食通の一人だったらしいんですが、津和野というところで観光協会がPRしているようです。何をPRしているかという、この森鷗外さんが好んだ食べ方をPRしているようです。この方、森鷗外さんはまんじゅう茶漬けというのが大好物で、御飯の上に饅頭を乗けてお茶漬けにして食べるという、あまりちょっとおいしくなさそうだなと思うんですけども、そういうような食べ方を好んでしていたと。これも教材の一種にならないですかね、こういうのは。そういう面白おかしい、楽しい食べる、食ということの授業が必要かなと思います。

あと、ついでになんですが、2週間ぐらい前に習志野で食のシンポジウムに出てきました。その際に博士がおっしゃっていましたね。工学博士の内田さんという方でしたが、アウシュビッツに収容されていた、御存じのとおり非常に過酷な極限状態の人たち、ああいう方たちの健康状態をやはり研究していた方がいたようです。もう呼吸しているだけで今にももう駄目になってしまう。でも、片やすごくびんびんしている方もいるというんですね、非常に元気である方。その方々とのいろんな違いを研究した。「地震」と呼ぶ者あり）ちょっとやっぱり怖いんですね、地震という。何か不穏当なことを言ったのかなと思いましたけれども。

では、続けます。アウシュビッツの話でしたが、その健康状態に大きな違いがあると。それを今研究している人が、実は、食べる物でちゃんとしたもの、ちゃんとしたものというものは高価なものという意味じゃないですよ。無農薬の畑の力だけで育ったものとか、味を極力抑えたものとか、油を極力抑えたもの、そういうある意味粗食というわけじゃないんですけども、栄養素の高いものを取っている人のほうが、極限状態とかの対ストレスの耐性は整えられるというような研究成果もあるというような話を先日の食育シンポジウムで伺って来ました。市はもちろんですけれども、教育委員会の皆様もぜひ、これから未来を担う子どもたちにはそのような一言食育教育みたいなことをぜひ心がけていただければと思います。ありがとうございます。

食育に関しては以上です。この健康事業はこれで終わります。

最後、これも毎回行っている平和事業なんですけど、限られた時間と限られた場所でパネル展などを行うのは非常にいいことかなと思っていますし、いろいろ担当の方も工夫をされていると思うんですよ。本当に暑い中出てきていただいて大変だと思いますよ。そのパネル展ですが、私はさらにもっと実は進化させたいというか、この平和事業ですね、パネル展ではなく平和事業を進化させたいと思っています。

というのは、毎年ですが、私はこの時期、今回も8月15日、靖国神社に行ってまいりました。本当に暑い、汗が噴き出る中、もう大行列でしたよ。気持ち悪くなって途中でちょっと外れてしゃがみ込んでしまう若い女性の方が2人ぐらいもいましたし、高齢者の方もいました。子ども連れの方もいました。もう200mぐらいは行列していたんじゃないですかね。そういうのを私は見ている、ああ、まだ何か日本は大丈夫なんじゃないかなって思います。恐らくそこに行った子と同じようなああいう情景を見た方は、同じような気持ちを持つんじゃないかなと思うんです。でも、これからはなくなってくると思いますよ、そういうのがどんどん。ここが私は怖い。平和事業の中で体験者による講話というものには、そろそろ限界があると思っています。だって、体験者がいなくなっちゃうんですから。でも、関東大震災、今回100年ですね。もうこの体験者の講話というのはもうほとんどないわけですよ。生きていらっしゃる方はいらっしゃると思いますが、人前に出てしゃべれる、あるいは自分の経験から防災に関して一言一言きちんと説明ができるような御年ではない。

だから、体験者による講話というのは、そろそろちょっとそこの路線から外れて、体験者じゃなくても、例えば、防災の場合というのは、関東大震災からだんだん体験者がいなくなってきた、しかし、これは国家的命題であるわけですね、防災というのは。ですから、市川市も含めた日本各地の自治体が行政の課題として防災を行うようになってきているんです。なので、この市川市においても平和というのを、体験者がいなくなっても一つの

行政課題として平和というものを十分認識し、そしてそれを事業として進化させることは全然可能だと思いますよ。

先ほど申し上げました、慰霊というものは、市川市においては今回追悼献花式というのを行いましたけれども、これは福祉部の所管になっていますが、私個人的には総務、この慰霊というものは平和事業の一つだと思っています。

そこで、今回の平和事業に関しての再質問なんですけれども、この講話の実施方法、これからは戦争を体験された方が少なくなっていくため、実際に戦争の体験はしていないが体験者の話を聞いて、その思いを語る方を募集し、講話を実施したらよろしいんじゃないかなというふうに思っています。また、体験講話の時期については、8月ではなくても、2月や春休みでもいいんじゃないかな、そんなふうに思っている。これは前回もたしか言ったと思います。この辺について、ちょっとお考えを伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

戦争を体験された方から直接話を聞くことは、平和の尊さを意識する上で貴重な機会であり、また大きなきっかけになると考えています。しかしながら、御質問にありましており、今後こういった機会が減っていくことが懸念されます。この懸念に対応するため、本市では令和3年度より被爆体験講話の動画を製作し、既に市公式ユーチューブで配信しています。今後、この動画を活用した講話を現在検討中で、講話を視聴していただいた後に、講話の内容について解説をしたり、あるいは来場者の方とお互いに対話ができるようなコーディネーターの参加で講話を継続できるのではないかと今考えているところであります。

また、講話を実施する時期につきましても、本市が核兵器廃絶平和都市宣言を行った11月や、3月の東京大空襲など、8月にこだわらず、より効果的な時期を検討してまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長 細田議員。

○細田伸一議員 ありがとうございます。日本遺族会、これは自民党の水落さんですね——が会長をやっている、水落さんが会長なものですが、戦後80年となる令和7年度までの3年間で、さきの大戦の経験を語り継ぐ平和の語り部活動を強化することが、8月27日、分かったと。全国各地で活動する語り部のネットワークを構築するほか、戦没者遺族やその家族以外の新たな担い手を発掘する。いいことだと思いますよ、これは。私も母方のお父さん、私から見ればおじいさんですね。まだビルマに眠っていますが、そのおじさんも戦争から帰ってきた方で、うちの実家の肉屋を始めた人なんですけれども、よく子どもの頃聞きました。船で4回、魚雷で沈没しているんですね、その生き残って帰ってきたおじさん、おじいさんは。船があって、こっち側に魚雷が入ると大きな穴が空きます。ここに吸い込まれたら終わりなんです。なので、船が傾いてきますから反対側、こっちのほうを滑り台にして海に入っていくんです、逃げていく。すぐ100m、200m逃げないと吸い込まれちゃうんです。それで何とか逃げ切る。でも、逃げ切る際に滑り台にして下りますから、お尻がフジツボでぼろぼろに切れちゃうんですね。そのまま海に飛び込むけれども、命がかかっていますからしみるということを言っている余裕はないわけですよ。もうざっと遠くに泳いで。やっと船が見えなくなって、沈没して、それで終わりじゃないんですね。その後怖いのは、もちろんサメとかもうようよしていますけれども怖いのは、沈没して裏返しになる船の中から木材とかいろんなものが、何百mも下からえらい勢いで突き上がってくるんです。これにはね飛ばされて命を落とす兵隊たちが結構いたと。そのような話を私も結構聞いているんですね。なので、いつも一辺倒の語り部さんというかお話だけだと、ちょっと私自身も物足りないし、沖縄から対馬丸ってありますね。疎開先の子どもを乗せた船が沈没して、子どもが全員死んじゃったわけですよ。そういう話を聞いたときに、児童生徒の皆

さんはどういうふうを感じるんですかね。そういうものも、教材と言っては失礼な言い方ですよ、これは。命をかけた人たちが70年、80年前にいたわけですから。また、御遺族の方もいらっしゃるでしょう。それを教材と言うのは非常に失礼な言い方ですが、すごくいろんなものがあります。そういうもの、私なんかは語り部にはなれませんが、いろいろ知っているわけですね。そういう多角的にこの平和というものを捉えていただいて、今後の平和事業に役立てていただければと思います。ぜひ期待しています。

以上で会派自由民主の会の質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 お知らせします。

先ほどの地震の件ですが、震源地、千葉県北西部、市川の震度は2ということです。

以上です。

次に、チームいちかわ、富家薫議員。

[富家 薫議員登壇]

○富家 薫議員 チームいちかわの富家薫です。会派を代表して質問を始めさせていただきます。

大項目1、防災行政について。

最近、地震や台風のみならず、予測不可能な災害が起きています。本市はその対策について、避難場所やその体制などを整えていると思います。

そこで、(1)災害時における第1庁舎の利用について。どのような考えで避難所を指定しているのか。また、第1庁舎は新しい設備や機能を持った施設と考えますが、なぜ第1庁舎が避難所に指定されていないのかを伺います。

続いて、(2)災害時の情報発信について。代表的なものでは防災無線が挙げられます。防災に関する情報や熱中症警戒アラートなど重要な情報を放送していますが、残念ながら、聞こえにくいとの市民の声があります。そこで、防災無線の現状と、聞こえにくい地域への対応をお伺いします。

大項目2、広報について。

(1)本市における施策のPRの現状について。本市には、とてもよい施策がたくさんあります。このような素晴らしい施策をPRしていくことは、市の魅力向上にとって大変重要であると考えます。

そこで、市の施策のPRについて、どのような方針で、どのような方法で行っているのか、現状を伺います。

次に、(2)市民のニーズに応じた情報発信の方法についてです。市民にとって、必要となる情報は日々刻々と変化していきます。これらの市民ニーズに応じて、本市はどのような方法で情報を発信していくのかを伺います。

大項目3、市立学校の体育館の空調整備についてです。

このところ、夏は尋常ではない暑さが続いています。熱中症警戒アラートが毎日のように発令しています。

そこで、(1)市立学校の体育館における空調設置の現状と課題についてです。こちらは先順位者の御答弁がございましたので、割愛することにいたします。

市立学校は、生徒たちが使用していないときに地域の一般団体へ体育館等の施設を開放しています。それを踏まえて、(2)学校施設開放団体の空調使用についての本市の考えについてを伺います。

また、学校施設開放団体への、(3)使用した際の経費の負担などを含めた今後の方向性についてをお伺いいたします。

続きまして大項目4、PTAの運営における現状と学校との関わりにおける課題について。

子どもの数は減少する中、保護者が日中家庭にいない世帯が増えています。移り変わっていく現実を踏まえて、PTAの運営について、そして、学校との関わりをいま一度確認したいと思っております。

大項目5、通級指導教室についてです。

通常の学級に通いながら課題を持っている子どもたちに対して、その一人一人の障がいの状況に応じた指導を行うために設けられる通級指導教室は、全ての子どもたちの個性を尊重して、子どもたちが自分らしく社会参加をしていくための重要な施策と考えます。また、その子どもたちの多様な個性への意識の高まりの中、それに対応する通級指導教室へのニーズが増えていると聞いております。

そこで、(1)として、その特別な教育的ニーズが高まる中、本市における教育支援委員会による調査審議などを含めた入級手続について、その現状と課題についてお伺いします。

また、通級指導教室には、その個別の課題に対して幾つかの種類に分かれています。実際に通級指導教室への入級希望者がどれくらい増えているのか、その推移と、それに対する待機児童数の現状を、教室の種類別にお答えください。また、待機児童に対する対策についてお伺いいたします。

続きまして、大項目6、子どもの生理の貧困についてです。

経済的な理由により生理用品を購入できない女性がいるという生理の貧困について、議会でも何度か取り上げられ、特にコロナ禍において全国的に話題となり、本市では防災備蓄品を一般に配布したり、小中学校のトイレや保健室で提供したことがあると認識しております。今回の質問では、特に自らの力では解決することが難しい、弱い立場にある子どもたちにとって、より深刻な状況にならないための対策について取り上げていきたいと思っております。

まず、(1)として、これまで既に生理用品を配布したことがある市立学校における生理用品配布の経緯と現状、今後の対策について伺います。

次に、(2)として、子どもの生理の貧困については、学校だけでなく、児童福祉の観点から市全体で考える必要があるように思います。

そこで、(2)児童福祉の観点からの本市の見解についてお伺いします。

そして、大項目7、中高生の居場所づくりの現状と今後の取組についてです。

中学生、高校生は放課後の居場所が不足している上に、不登校や家庭の事情などにより学校や家庭以外の居場所を求める子どもが増えていると伺います。こうした状況に対して、本市はどのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

そして最後に、大項目8、子どものインフルエンザ予防接種の費用助成についてです。

子どものインフルエンザ予防接種の費用助成について、議案第36号令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）において、子どものインフルエンザ予防接種の費用助成に関する予算が計上されていなかったことから、今年度については費用助成を予定していないと思われま

そこで、費用助成が始まった令和3年度、4年度の子どものインフルエンザ予防接種の実施状況と、令和5年度に費用助成を見送った理由についてお伺いいたします。

以上、初回総括でお伺いします。どうぞよろしくお願

○稲葉健二議長 質問が終わりました。

答弁を求めます。

本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 私からは、大項目、防災行政についての御質問にお答えします。

初めに、(1)災害時の第1庁舎の利用についてです。市が指定する避難の場所については2つの考え方がございます。1つは避難場所で、これは、危険から身を守るために緊急的に避難する施設や場所となります。例えば、地震であれば学校の校庭や広い公園など、落下物等の危険がない屋外の広い場所などです。また、水害であ

れば、浸水によって水没する危険のない場所となります。もう一方は避難所で、これは、災害によって自宅が被災し生活の場所がない場合に、仮に生活を送る場所となる学校の体育館や公民館の部屋などとなります。災害時には避難できる場所が多いことが望ましいことから、公共施設の多くは、避難場所や避難所に指定されております。

第1庁舎につきましては、災害対策本部を開設するとともに、災害時であっても市役所として継続しなければならない業務を行うためのスペースが必要であることから、避難する場所としての指定は行っておりません。しかしながら、公共施設である以上、一時的な避難者や帰宅困難者などが避難してくることは想定されるため、そういう方々を支援するための最低限の備蓄は行っております。

次に、(2)災害時の情報発信の在り方についてです。防災行政無線は、防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的としているほか、平常時には様々な情報を伝達しております。現在、本市は207か所に防災行政無線を設置しており、スピーカーの音声が届く範囲、いわゆる音達範囲から住宅地のほぼ100%をカバーできていると考えております。しかしながら、風や雨の音が大きい場合や、建物内で窓を閉め切っている場合、また近隣に高い建物がある場合など、様々な要因により聞き取りにくいという意見を伺うことがあります。災害時には、平常時の2倍の音量で放送することとしておりますが、平常時の音量でも、スピーカーの近くにお住まいの方からは騒音として苦情が寄せられることもございます。そのため、現状では防災行政無線で放送した内容が確認できるテレホンサービスをはじめ、メール情報配信サービスや、市公式ウェブサイト、LINEなどのSNSの利用を御案内しているところです。防災行政無線では、避難情報など命に関わる重要な情報を発信いたします。

市民の皆さんの迅速な行動につなげるためにも、日頃から複数の方法で情報を入手していただくことが大切であると考えておりますので、情報の発信についてさらなる周知を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 私からは、広報についての(1)と(2)にお答えいたします。

初めに、(1)本市における施策のPRの現状についてでございます。市の魅力をPRする広報活動については、適切なタイミングに分かりやすくお伝えしていくことを基本としております。そのためには、市が伝えたいことだけでなく、市民の皆様が知りたいことをしっかりと把握することも大切であります。そこで、実際に事業を所管する各部署と連携を図りながら、市民の皆様にお届けする情報や発信するタイミングを選定しているところでございます。この施策のPR方法については、月2回の「広報いちかわ」の発行や、市公式ウェブサイトをはじめ、メール情報配信サービスやLINE、フェイスブックといった各種SNSなど様々な媒体を利用して発信しているところでございます。これらの媒体が有する即時性や情報量、インパクトといった特性に応じて、より効果的な情報発信に心がけているところでございます。

次に、(2)市民のニーズに応じた情報発信の方法についてであります。主な例を挙げますと、新型コロナウイルス感染症の拡大時期には、市公式ウェブサイトのトップページに特設サイトを設け、感染状況や公共施設の開設情報、各種支援金の申請方法など、非常に多岐にわたる情報や変化する状況など、一元的にまとめ、お伝えしてまいりました。また、学校給食の無償化、子ども医療費助成制度の拡充、第2子以降の保育料無償化といった子育てに関する大切な情報について見逃しがないうよう、新たに子育て未来プロジェクトという親しみやすいページにまとめ、トップページに大型のバナーを設けて分かりやすくお伝えしているところでございます。また、ユーザー目線での情報発信も重要な視点であるため、4月から市民の皆様の声の声を素材にした広報動画「いちにゅ〜」を作成し、例えばオープンガーデンや動植物園の紹介、びあばーく妙典のバーベキューの利用などについて

て、旬な情報を配信しているところでございます。

このように、多様化する市民ニーズや行政サービスについて適切なタイミングで情報発信できるよう、即時性のもとより、より分かりやすく、そして魅力が伝わるように工夫しているところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは、大項目、市立学校の体育館の空調整備についての(2)、(3)、PTAの運営における現状と学校との関わりにおける課題について、通級指導教室について、子どもの生理的貧困についての(1)についてお答えいたします。

初めに、市立学校の体育館の空調整備についての(2)、(3)、学校施設開放団体の空調使用についての本市の考え及び使用した際の経費の負担などを含めた今後の方向性についてお答えいたします。この夏、7校の体育館の空調設置が完了し、現在4校から11校の体育館で空調が設置されております。空調設置が完了した学校の施設開放団体からは、実費を払ってもよいから使用させてほしいという要望もございます。そのため、既に空調が設置されている11校につきましては、施設開放団体からの要望があれば使用ができるよう各学校には通知済みでございます。しかしながら、課題として、空調使用に係る電気料金及びガス料金がかかってしまうことが挙げられるため、安全、安心で持続可能な学校施設開放事業を目指す観点から、また受益者負担の観点からも、使用する団体から実費を徴収することは必要と考えます。今後は、関係各課と協議し、適正な費用負担を検討してまいります。

続いて、PTAの運営における現状と学校との関わりにおける課題についてお答えいたします。PTAは、保護者と教職員とが協力し、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とした活動に取り組んでいる任意の社会教育団体です。現在、PTAの加入につきましては任意であることの周知がほとんどの学校で図られるようになり、加入届が整備されております。また、役員決めにつきましてはボランティアを募るなど、効率化、スリム化を図っているPTAが増えており、運営上における改善が進んでおります。

学校との関わりにおける課題として、任意加入の周知徹底や個人情報の取扱い、金銭面での留意点などが挙げられますが、PTA活動が円滑に行われるよう、チェックシートなども活用しながら適切に支援しているところでございます。

今後、学校とPTAの関わりの中でよりよいPTA活動を進めるべく、教育委員会といたしましても、PTA連絡協議会や校長会等と情報共有を図り、優良事例を周知するなど、引き続き支援してまいります。

続いて、通級指導教室についてお答えいたします。

初めに、(1)入級手続の現状と課題についてです。入級手続の流れといたしましては、保護者が就学相談に申込み、教育支援委員会で審査した後、答申が出されます。書類等の準備や入級教室を確認しますので、実際に通うまで数か月の時間を要する場合があります。また、児童生徒の障がいの程度や保護者の希望によって審査結果が保護者の希望と異なる場合は、すぐに答申が出ない場合もあります。教育委員会といたしましては、書類の提出や保護者の意思確認など、審査後から通級までに時間がかかるケースがあることが課題として認識しております。これからも、児童生徒個々の発達課題に合った適正就学を目指すことを基本的な考えとし、保護者との相談体制等の充実及び学校や関係機関等の連携をさらに進めてまいります。

続いて、(2)種類別希望者数の推移と待機児童数の現状、その対策についてです。本市の通級指導教室は、言語障がい、自閉症・情緒障がい、聴覚障がい、視覚障がい及び肢体不自由があります。令和3年度と令和4年度の通級指導教室の希望者を比較しますと、言語障がい種では18人増、自閉症・情緒障がい種では33人増、聴覚障がい種では2人増、肢体不自由は1人増となっており、全体的に増加傾向となっております。

続いて、今年度の待機人数についてです。8月24日現在、自閉症・情緒障がい等の通級指導教室で10名待機となっておりますが、ほかの障がい種では待機はおりません。待機児童への対策につきましては、学習形態の工夫により対応しているところです。今後は、現在待機している児童生徒の解消に努めるとともに、引き続き入級希望者の状況を把握しながら、待機者がでないよう対応してまいります。

最後に、大項目6番目、子どもの生理の貧困の(1)市立学校における生理用品の配布の経緯と現状、今後の対策についてお答えいたします。生理用品配布のこれまでの経緯でございますが、令和3年5月、コロナ禍の中で、市が防災のために備蓄していた生理用品を市内各学校に1校当たり720個配布し、無償で提供することを保護者に周知してまいりました。令和4年度につきましても、令和3年度の備蓄分を引き続き活用してまいりました。生理用品の活用状況を確認したところ、女子トイレに置いている学校が13校であったため、さらに効果的に活用するために県立学校のモデル事業の取組を市内各学校に推奨するなど、周知に努めてまいりました。今年度も引き続き備蓄分を活用してまいりますが、一部の中学校では備蓄分に配布された生理用品が残り僅かとなり、対応が必要な状況となっております。備蓄分がなくなった以降の取組といたしましては、生理用品の提供を継続的に行うために、市内各校に配当されている医療材料費から必要分を購入するほか、各校の備蓄分の余剰を取りまとめ、必要な学校に配布するなどして対応してまいります。今後も関係部署と連携を図り、協力して取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 私からは、大項目、子どもの生理の貧困についての(2)児童福祉の観点からの本市の見解についてと、中高生の居場所づくりの現状と今後の取組についてにお答えをいたします。

初めに、子どもの生理の貧困に対する児童福祉の観点からの本市の見解についてです。生理の貧困に関する問題を含め、子どもや家庭の困難な状況に対しては、児童虐待や子育て相談を受け付ける窓口である子ども家庭支援センターが児童福祉の観点から市の様々な部署や児童相談所などの関係機関と連携を取り、総合的に支援を行っております。こうした支援体制の下、これまでは生理用品の寄附があった際に、市が支援している家庭に配布するなどの対応を行ってまいりました。しかしながら、市の支援は、家庭や保護者を通して行われることが多く、生理用品が実際に子どもに渡されているかどうかを確認しづらい現状がございます。また、生理の貧困については、子ども自身から親や周囲に相談しにくいことが予想され、ふだん子どもたちが通っている小中学校のトイレなどで提供することは、子どもたちにとって心理的な抵抗が少なく、子どもが確実に生理用品を手にすることのできる方策の一つと考えます。

生理の貧困は、経済的な問題であるとともに、子どもの心身の健康や社会活動にも影響を及ぼすことから、児童の権利擁護や子どもの貧困対策など、児童福祉の観点からも課題を捉え、総合的かつ組織横断的に対策に取り組めるよう、関係部署で連携しながら対応してまいります。

次に、中高生の居場所づくりの現状と今後の取組についてお答えをいたします。本市が設置する学校、家庭以外に中学生、高校生の居場所となる公共施設といたしましては、市内に14館のこども館がございます。こども館では、ゼロ歳から18歳未満の全ての子どもを対象に、遊びを通じて子どもの援助と子育て支援を行っており、子どもの健やかな成長を育むための施設となっております。全体的に乳幼児親子の利用が多くなってまいりますが、卓球などの軽スポーツができるこども館は中学生以上にも利用されており、令和4年度中高生の利用者数は延べ約9,500人ございました。中でも、中央こども館では中高生に特化した取組を行っており、漫画や雑誌などを読んでくつろいだり、宿題や勉強のできる中高生専用ルームを設置しております。また、中学生以上のみに利用を限定した中高生タイムを設け、思い切り体を動かしたり、同年代で交流したりできる時間としております。具

体的には、バスケットコートや卓球台があるプレイルーム、ボードゲームや読書に利用できるフレンドコーナー、バドミントンなどの軽スポーツができる屋外広場などを、中高生が専用で使うことができる時間とし、これまで月1回、最終土曜日の夕方5時から6時まで実施してまいりました。今年度は、さらなる取組といたしまして、実施場所や回数を増やし、中央こども館に加え、相之川、市川の3こども館で月1回、第2水曜日の夕方5時から夜7時まで開催をしております。

取組の内容も、中高生自身の希望を聞きながら拡充し、公民館の多目的ホールを使用したバドミントン、ダンス、風船バレーや卓球などを行ったり、花火大会の時期には浴衣の着つけ体験などを実施しております。また、中央こども館では、市川こども食堂ネットワークや市内のフードバンクの協力の下、フードロス啓発活動として食品を無料で配布するフードパントリーを中高生タイムの中で行うなど新しい試みも行っており、子ども食堂やフードリボン活動の紹介も併せて行うことで、支援の必要な子どもたちとつながるきっかけづくりとなることを期待しております。これらに加えまして、令和6年度にオープンする仮称市川市八幡市民複合施設や、ぴあぱーく妙典に建設中の子ども施設でも中高生の居場所づくりに取り組むことを予定しております。

こうした取組を重ね、内容を改善していくことで、思春期に当たる中高生が気軽に集い、仲間づくりや悩みの相談などがしやすくなるような居場所づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 私からは、子どものインフルエンザ予防接種の費用助成についてお答えします。

子どものインフルエンザ予防接種につきましては、令和3年度及び令和4年度に、生後6か月から小学校6年までを対象とし、助成金額、1人1回につき3,000円、2回までを限度とし、費用助成を行いました。各年度当たりの対象人数は約4万8,000人であり、助成実績といたしましては、令和3年度申請件数1万6,204件、令和4年度申請件数1万5,157件でございました。令和3年度、4年度のインフルエンザ助成については、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、医療機関の負担軽減を図ることを目的として実施したところでございます。

一方、令和5年度につきましては、新型コロナウイルスが5類となったことで、一般の発熱外来による受診が可能となり、医療機関における負担軽減が見込めますことから、費用助成を見送ることといたしました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 答弁が終わりました。

冨家議員。

○冨家 薫議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは大項目1、防災行政についての(1)災害時における第1庁舎の利用についてです。こちら、市民が来庁している際に災害が起きたときの安全確保、また帰宅困難者などへの対応は、誰がどのように行う予定なのかをお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

地震の場合は、職員や市民を問わず、まずは地震の揺れから身の安全を確保することが重要であり、低い体勢で頭を守る行動が大切です。その後、揺れが収まった後に、状況に応じて近隣の避難場所などへ誘導する流れとなります。これらの一連の流れは、庁内放送等を用いて案内するなど庁舎全体として行ってまいりますが、来庁者に対する声かけやスムーズな避難誘導などは、職員一人一人が目の前の市民に対して適切に対応することが重要となります。そこで、毎年職員によるシェイクアウト訓練を実施しているところですが、こういった訓練など

を通じて職員への意識づけを含め、実効性の確保に努めていく考えでおります。

また、帰宅困難者の対応については、市の災害対応体制として、帰宅困難者を支援する役割を持った班を設置する計画となっております。支援の内容は、水やクラッカーなどの配布やトイレの提供、また、被害状況や鉄道の運行情報などの提供、さらには携帯電話などを充電できるよう電源の提供などを行う体制となっております。帰宅困難者についても、担当部署により毎年関係機関と訓練を実施し、円滑な支援が実施できるよう準備を整えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。

(1)の御答弁では、第1避難場所ではないというようなお答えでありましたが、他市では、庁舎を一時避難場所に行っているところが複数ございます。先ほどの再質問の御答弁で、いろいろな体制が整えられているように感じました。ですので、第1庁舎を一時避難場所にするというお考えを御検討いただければと思っております。そして、職員への意識づけを含め、さらなる円滑な支援の実施を期待して、次の質問に移ります。

続いて、(2)災害時の情報発信について、様々な方法で内容が確認できることは理解いたしました。しかしながら、放送が直接聞こえたほうが避難行動は早まると思いますので、戸別受信機を配布すれば、外部の音などの影響を受けずに建物内で放送を聞くことが可能かと思えます。新潟県の糸魚川市では、市が費用の一部を負担して戸別受信機の配布を行っています。市川市でも各家庭に戸別受信機を配布したりするとよいかと思えますが、市の考えをお伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

戸別受信機とは、屋内で防災行政無線を聞くことができるものです。現在、本市では学校や公民館などに147台設置しており、災害発生のおそれがある場合や、災害発生時の情報共有を図ることで利用者の安全確保や迅速な災害対応に活用しております。このように、戸別受信機は迅速な情報周知に効果があることは認識しておりますが、防災行政無線の放送内容が様々な方法により確認できることから、個人宅への戸別受信機の設置は現在のところ検討はしておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。様々な周知方法があるということで、戸別受信機の設置についての計画は検討していないということでしたが、情報の入手方法は多いほうが市民の選択肢が広がり、安心感が増すと考えます。

そこで、さらにお伺いします。FMラジオ放送を活用した災害情報の発信について、市の現状をお伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

FMラジオでの情報発信も災害時には有効な手段の一つと考えており、現在、本市では主に県内や市内を聴取エリアとする株式会社バイエフエムやエフエム浦安株式会社と、災害情報の放送に関する協定を締結しております。この協定により、市の要請に基づき災害情報を放送していただける体制となっておりますので、FMラジオでの情報収集についてもさらに周知を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。ラジオ局との協定の締結をしているということで、FMラジオでの情報収集ができることをさらに周知していただくことをお願いして、この質問は終わりにしたいと思います。

次に、大項目2、広報について。いろいろとその時々によって工夫されていることが分かりました。

そこで、(2)市民のニーズに応じた情報発信の方法についての中で、情報発信の適切なタイミングや情報量のバランスを考慮すると、市の公式ホームページが特に重要ではないかと考えます。その中で、子育てサイトはとて分かりやすいと感じております。しかしながら、重層的な支援という大きな社会課題への対応となるよりそい支援事業については、とても市民生活に重要ではあるものの、なかなかページにたどり着けない、たどり着いても文字ばかりで分かりにくく感じているとの声がございます。所管部署と協力して、もう少し分かりやすく工夫ができるのではないかと考えております。市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長 麻生市長公室長。

○麻生文喜市長公室長 再質問にお答えいたします。

本市では、制度のはざまや複雑化、複合化した福祉の困り事を受け止めるために、よりそい支援事業のスタートに合わせまして、7月に市公式ウェブサイトにて公開するとともに、「広報いちかわ」の8月第1週号で特集ページを組んだところでございます。このウェブサイトについては、多くの事業や窓口を紹介するために、それぞれの事業名と所管課が端的に列記されていることから、事業のつながりが少々分かりづらい部分もございます。そこで、重層的支援の趣旨ともいえる様々な悩みを持つ方への支援の全体像が分かりやすくなるよう、担当部署にヒアリングをしながら、イラストやフローなどを用いたより分かりやすい内容のウェブサイトを更新してまいりたいと考えております。今後も、広く市民の皆様にお知らせする事業や制度につきまして、市民の皆様が一目で分かるような公式ウェブサイトづくりに努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。早々に御対応いただき本当にうれしく思っております。お答えにありましたように、よりそい支援事業は、福祉の複雑化、複合化した困り事に応えていくためにも、各部署との協力関係が必要と感じます。PRの面でも、各部署と連携を取って市民により分かりやすく周知できるようお願いいたします。どんどん進化していく広報に期待して、次の質問に参りたいと思います。

大項目3、市立学校の体育館の空調整備については、今後も夏、猛暑に備えて体育館の空調設備は順を追って整えていくこと。そして、空調を学校施設開放団体が使用できること。そして、それに対して妥当な費用の負担を検討していることを確認いたしました。空調の設備はとても大がかりなので時間がかかってしまうことは分かっております。最善の努力をされていると認識しております。そして、費用負担の検討は、できれば各学校単位ではなく、教育委員会のほうでの早めの決定をお願いして、この質問の再質問はございませんので、次の項目に移りたいと思います。ありがとうございます。

大項目4、PTAの運営における現状と学校との関わりにおける課題についてです。PTAとは、保護者と教職員が協力し合って児童生徒の健全な育成を願う任意団体だということが分かりました。また、運営の改善についても進められていることも分かりました。そして学校の関係、そちらもよく分かりました。ありがとうございます。学校全体の運営をよくするためには、家庭だけではなく、地域の協力も必要だと考えます。

そこで再質問ですが、家庭、学校、地域の連携の中で、PTAの役割についてをお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

家庭、学校、地域の連携の中でPTAの役割は多くありますが、その中の重要な一つとして、学校運営協議会の委員任命が挙げられます。学校運営協議会とは、法律に基づいて教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関で、家庭、学校、地域の連携に大きな役割を果たしております。当協議会の委員の中で、保護者代表として、ほぼ全ての市立学校でPTA本部役員が参加しています。一保護者としての意見だけでなく、PTA本部役員という立場で御意見をいただけることや、協議会内で話し合われた内容をPTA本部に持ち帰って共有することでより広く周知が行われるなど、PTAが学校と地域を連携推進する上で重要な協力団体の一つと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。学校運営協議会は、家庭、学校、地域の連携でとても大事な役割があることが分かりました。学校運営協議会での話し合いは、子どもを真ん中に据えるということが大前提として、それぞれの学校やそれぞれの子どもたちの個性、そして、その地域の特性、これらを踏まえて時代とともに在り方も変化していくPTA、PTAの運営、そして部活動地域移行なども、それらを意識してよりよい方向へ進めていくためにとても大事な協議会なのではないかと考えます。

PTAは、保護者と教職員で構成される任意団体です。PTAの負担が問題視される中、保護者だけに、教職員だけに負担が集中することなく、また、地域に頼り過ぎることなく、よりよい学校運営ができるように、より有意義な協力体制を取ることが必要と考えます。教育委員会として、学校運営協議会などを通してさらなる工夫を期待して、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、大項目5、通級指導教室についてです。

自閉症、情緒障がい等の通級指導教室へのニーズが特に高くなっていることがよく分かりました。そして、そのように学校生活で課題を持っている児童が入級を希望しても、審議に数か月かかる上に、結果的に待機させられるという状況にあるということでした。通常、学級に通っている児童が利用する通級指導教室は1校に1教室あることが望ましいと考えますが、通級指導教室を増やすことは、人員確保や場所としての教室の確保など様々な問題もあり、なかなかすぐには進まないと思われます。

そこで再質問ですが、そのような通級指導教室を必要としているにもかかわらず、通うことができない児童が学校生活の中で直面している様々な困難について、実際の現場ではどのような対策が取られているのかを伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 答弁の前に訂正の発言をさせていただきます。チームいちかわ富家議員の子どもの生理の貧困について、「医薬材料費」と発言すべきところ、「医療材料費」と発言してしまいました。正しくは、「医薬材料費」に訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございません。議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

○稲葉健二議長 訂正を許可いたします。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

学校生活において対応が必要な児童生徒には、特別支援コーディネーターを中心に、校内での支援体制を整え、特別支援学校等関係機関と連携し、当該児童生徒への支援の工夫や担任へのサポートを行っております。待機児童につきましては、対応策を先ほども述べさせていただきましたが、現在入級している児童生徒の状況を踏まえ、通級指導教室での学習時間数の見直し等の工夫により、待機児童生徒等が少しでも通級指導教室での指導が受けられるようにしています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 富家議員。

○富家 薫議員 ありがとうございます。それぞれの現場で様々な工夫を凝らして、できる限りの対応をしているということでした。市としては、通級指導教室の新設がすぐには進まないということであれば、特別支援学級、つまり固定学級を増やすということで課題に対応するなど、柔軟に取り組んでいただければと思っています。

習志野市では、全ての学校に自閉症、情緒障がい特別支援学級が設置されたようです。他市の事例の調査の研究なども進めていただければと思います。

また、教育分野の人材を一定期間派遣するプログラムを行っている民間の認定NPOなどと連携をして人材確保に努めるなども、併せて御検討いただくことも御提案させていただき、この項目を終わります。

続きまして、大項目6、子どもの生理の貧困についてです。学校においては、今後も継続的にトイレなどで配布をすることに対して大変前向きに取り組んでいるという御答弁、うれしく思っております。こども部の御答弁にもあったとおり、子どもたちにとって心理的に抵抗が少なく、確実に子どもに届けられる支援の方法として、学校のトイレでの配布が今のところ一番最適なのかというふうに考えます。また、この生理用品について、トイレトペーパーと同じような日常生活に必要不可欠なものとして捉えることができるのであれば、学校の備品として予算を充てるという考え方もできるかと思えます。まだ社会的にもそのような捉え方が一般的でないのであれば、児童福祉の観点で、こども部の主導の下、民間企業からの寄附を募ったり、予算措置の下、生理用品を確保して、御答弁にあったとおり市立学校と連携をしながら適切に支援をしていくことを要望して、この項目を終わります。

次に、大項目7、中高生の居場所づくりの現状と今後の取組についてですが、本市が様々な取組、特にこども館での取組、夜の時間を開けていただいたこと、とてもうれしく思っております。迅速な御対応ありがとうございます。令和5年の4月から施行されましたこども基本法の中では、子どもの生きる、育つ、守られる、参加するの4つの権利が挙げられております。生きる、育つ、守られる、この3つは、これまでも子どもの権利として施策を進めてきているところだと思います。しかしながら、最後の4つ目、子どもが社会に参加する権利においては、今回の児童議会のようにまだまだ珍しい、新しい取組と受け取れます。

中高生向けの様々な取組を行っていても、市のウェブサイト等を見ると、乳幼児や保護者向けの情報提供が多いように感じます。中高生も参加したくなるような中高生向けの情報発信について、どのように行っているのかをお伺いします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

中高生タイムなどの中高生向けの事業については、現在市公式ウェブサイトにて情報を掲載するとともに、館内掲示や配布するチラシにウェブサイトにつながる二次元コードを掲載するなどし、周知をしております。また、学校と連携し、新中学生になる小学6年生全員へのチラシ配布や、中学校の各クラスへのポスター掲示なども実施しております。今後は、さらに中高生がよく利用するLINE、ユーチューブ、インスタグラムなどのSNSを活用するとともに、中高生自身が関われる仕組みも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 富家議員。

○富家 薫議員 御答弁ありがとうございました。市の取組情報が居場所のない中高生の目にも触れるよう、SNSを活用した発信はとても有効だと思われれます。今後も、子どもたちの目線に立って進めていただけるよう要

望し、こちらの質問を終わりたいと思います。

最後に、大項目8、子どものインフルエンザ予防接種の費用助成についてです。本市の令和3年度、令和4年度の費用助成の実施状況と、令和5年度に費用助成を見送った理由についてはお伺いいたしました。

それでは改めまして、子どもがインフルエンザに感染した場合の合併症としてはどのような症状があるのか。また、インフルエンザワクチンの効果はどのようなものがあるのかをお伺いいたします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 子どもがインフルエンザに感染した場合の合併症としては、中耳炎や熱性けいれんなどがあり、また、まれではありますが、インフルエンザ脳症と呼ばれる急性脳炎を発症することもあります。インフルエンザワクチンは、感染を完全に阻止する効果はないものの、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに一定の効果があるとされております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 富家議員。

○富家 薫議員 御答弁ありがとうございます。令和元年には、子どもたちにもインフルエンザ予防接種に助成金を求める署名がPTA関係者、私立幼稚園関係者、子ども・子育て支援施設協会関係者、自治会関係者をはじめ、多くの方々から1万名以上集まり、当時の市長に提出されました。その年に市川市議会においても、子どもたちにもインフルエンザ予防の助成金を求める請願が全会一致で採択されております。田中市長の政策にも、感染症から市民を守るため予防接種の費用助成を拡大しますと挙げられています。新型コロナウイルスが5類となった後も、インフルエンザ蔓延のため学級閉鎖となった市内の小学校もありました。幼稚園、保育園、学校における感染拡大を防ぐためには、子育て世代における経済的負担の軽減が必要だと考えます。費用助成が開始されたときには、保護者から喜びの声を多くお聞きしました。本市におけるインフルエンザの感染拡大の防止、重症化予防のために、子どもたちがインフルエンザの予防接種を受けやすくなるよう、引き続き補助制度を継続することを強く要望いたします。

以上でチームいちかわの代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 これをもって代表質問を終結いたします。

以上で報告第21号から第27号を終わります。

○稲葉健二議長 この際、議案第25号市川市税条例の一部改正についてから議案第40号曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約についてまでは、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。認定第1号令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定については決算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって認定第1号については決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。諮問第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありませんので、討論なしと認めます。これをもって討

論を終結いたします。

これより諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

○稲葉健二議長 今期定例会において、8月24日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたから、報告いたします。

○稲葉健二議長 お諮りいたします。常任委員会審査のため、明9月6日から9月10日まで5日間休会することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって明9月6日から9月10日まで5日間休会することに決定いたしました。

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時35分散会

第 4 日

令和5年9月11日（月曜日）

令和5年9月市川市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年9月11日（月曜日）午前10時開議

第1	議案第25号	市川市税条例の一部改正について	(委員長報告)
第2	議案第26号	市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について	(委員長報告)
第3	議案第27号	市川市水防協議会条例の廃止について	(委員長報告)
第4	議案第28号	市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	(委員長報告)
第5	議案第29号	市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	(委員長報告)
第6	議案第30号	市川市国民健康保険税条例の一部改正について	(委員長報告)
第7	議案第31号	市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	(委員長報告)
第8	議案第32号	市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について	(委員長報告)
第9	議案第33号	市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について	(委員長報告)
第10	議案第34号	市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	(委員長報告)
第11	議案第35号	市川市火災予防条例の一部改正について	(委員長報告)
第12	議案第36号	令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）	(委員長報告)
第13	議案第37号	令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	(委員長報告)
第14	議案第38号	令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）	(委員長報告)
第15	議案第39号	真間山緑地斜面整備工事請負契約について	(委員長報告)
第16	議案第40号	曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約について	(委員長報告)
第17	請願第5-1号	国民健康保険税の値上げをやめ、すべての被保険者に正規の保険証を発行することを求める請願	(委員長報告)
第18	議案第5-2号	消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願	(委員長報告)

本日の会議に付した事件

日程第1	議案第25号	市川市税条例の一部改正について
日程第2	議案第26号	市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について
日程第3	議案第27号	市川市水防協議会条例の廃止について
日程第4	議案第28号	市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第5	議案第29号	市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第30号	市川市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第7	議案第31号	市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第32号	市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第33号	市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第34号	市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第35号	市川市火災予防条例の一部改正について
日程第12	議案第36号	令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第37号	令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第14 議案第38号 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第39号 真間山緑地斜面整備工事請負契約について
- 日程第16 議案第40号 曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約について
- 日程第17 請願第5-1号 国民健康保険税の値上げをやめ、すべての被保険者に正規の保険証を発行することを求める請願
- 日程第18 議案第5-2号 消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	いつこ	
ほ	と	ゆうな	
国	松	ひろき	
や	なぎ	みち子	
と	く	たけ	純
中	町	けい	い
つ	ち	や	正
つ	か	こ	し
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	川	隆
西	村		敦
中	村	よし	お
大	久	保	た
石	原	たか	ゆき
清	水	みな	子
廣	田	徳	子
に	し	む	た
石	崎	ひ	で
堀	内	しん	ご
細	田	伸	一
青	山	ひろ	かず
石	原	み	さ

宮	本		均
大	場		諭
稲	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よし	の
増	田	好	秀
越	川	雅	史
中	山	幸	紀
松	永	鉄	兵
竹	内	清	海
加	藤	武	央
岩	井	清	郎

欠 席 議 員 な し

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中		甲
副	市	松	丸	多	一
副	市	本	間	和	義
代 表 監 査 委 員		植	草	耕	一
教 育 長		田	中	庸	惠
危 機 管 理 監		本	住		敏
市 長 公 室 長		麻	生	文	喜
総 務 部 長		蛸	島	和	紀
企 画 部 長		小	川	広	行
財 政 部 長		田	中	雅	之
管 財 部 長		稲	葉	清	孝
情 報 管 理 部 長		小	林	茂	雄
文 化 国 際 部 長		森	田	敏	裕
ス ポ ー ツ 部 長		立	場	久 美	子
市 民 部 長		佐	藤	敏	和
経 済 観 光 部 長		根	本	泰	雄
こ ど も 部 長		鷲	沼		隆
福 祉 部 長		菊	田	滋	也
保 健 部 長		川	島	俊	介
環 境 部 長		二	宮	賢	司
街 づ く り 部 長		小	塚	眞	康
道 路 交 通 部 長		岩	井	忠	良
下 水 道 部 長		藤	田	泰	博

行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一
消 防 局 長	角 田 誠 司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井 滴
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 城 久 保
会 計 管 理 者	六 郷 真 紀 子
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	町 田 茂 幸
議 事 課 長	米 津 孝 成
(議事担当)	
主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成
(調査担当)	
主 幹	渡 辺 孝 文
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任	関 口 舞
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1議案第25号市川市税条例の一部改正についてから日程第16議案第40号曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約についてまでを一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いいたします。

健康福祉委員長、西村敦議員。

〔西村 敦健康福祉委員長登壇〕

○西村 敦健康福祉委員長 ただいま議題となりました議案第28号市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第29号市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第30号市川市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第31号市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第36号令和5年度市川市一般会計補正予算第3号のうち健康福祉委員会に付託された事項及び議案第37号令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第28号について。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号について。

本案は、障がいのある子どもの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び休息の確保を図るため、そよかぜキッズにおいて新たに行う日中一時支援に関する事項を定めるものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号について。

本案は、国民健康保険事業の安定的な運営を目的とする保険税水準の統一に向けた千葉県の取組を踏まえ、低所得世帯に配慮した上で国民健康保険税を見直すものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「今回、国民健康保険税の税率を9年ぶりに引き上げるとのことだが、なぜ今のタイミングで引き上げるのか。また、例えば4人家族の場合は負担はどれくらい増えるのか」との質疑に対し、「引上げの理由については2点あり、1点目は令和12年度に県内の保険税水準の統一が見込まれており、段階的に保険税水準を引き上げることで保険税の急激な負担増を回避するため、2点目は国民健康保険事業費納付金の軽減措置が令和5年度に終了することから、6年度からの国民健康保険の財政赤字を抑制するためである。また、4人家族の場合の負担については、年間で約4万2,000円、月間で約3,500円増える見込みである」との答弁がなされました。

次に、「国保税を引き上げることは市として苦渋の決断との姿勢を市は示しているが、国に対し国庫支出などの援助を求めるような働きかけをどの程度行ってきたのか」との質疑に対し、「国民健康保険の国からの補助金の増額に関する働きかけについては、毎年1回、全国市長会を通じて行っている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号について。

本案は、斎場の管理を指定管理者に行わせることとするため、指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準を定めるものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号について。

今回の補正は、第3款民生費において、老人福祉施設整備費補助金及びゴールドシニア事業（バス・タクシーチケット）交付金等を増額、あるいは新たに計上するものであります。また、繰越明許費の補正において、老人福祉施設整備事業及びゴールドシニア事業（バス・タクシーチケット）交付金について、年度内の支出が困難となったことにより、翌年度に繰り越す措置を行うほか、債務負担行為の補正において、斎場整備・運営事業費を追加し、その期間及び限度額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第3款民生費第1項社会福祉費第2目障がい者支援費、日中一時支援事業費について、「本事業では1,416万7,000円の費用が計上されているが、その積算根拠はどのようなものか。また、本サービスの利用者数については、どのように想定したのか」との質疑に対し、「本事業費の積算根拠については、規則に定められたサービス単価を基に、令和5年10月から6年3月までの6か月間、利用率を100%として仮定し、本市が負担する1回当たりのサービス単価は、利用者の自己負担額を除き、4時間未満を2,720円、4時間以上8時間未満を4,080円、8時間以上の場合を5,440円としていることから、それぞれの単価に延べ利用人数を乗じた額に送迎加算を加えたものを予算として計上している。また、本サービスの利用者数については、平日4時間未満の利用者及び土曜日4時間以上8時間未満の利用者をそれぞれ20名として想定し、そよかぜキッズ以外の利用者数については、月曜日から土曜日までの4時間以上8時間未満の利用者を4名、8時間以上の利用者を1名として、合計で25名の利用者を想定している」との答弁がなされました。

次に、第3目高齢者支援費、ゴールドシニア事業（バス・タクシーチケット）交付金について、まず、「今年度は、本チケットの交付対象を1万人に絞ってチケットを配付することだが、チケットが必要な1万人から申請を受けるために、どのような周知の方法を考えているのか。また、1万人以上の申請があった場合にはどのように対応するのか」との質疑に対し、「周知の方法については、10月3日のゴールドシニアイベントで事業の告知を行い、同月21日の『広報いちかわ』で案内をする予定である。なお、実際の申請受付については同月23日から開始し、12月1日から利用できるようにするため、11月下旬に本チケットの配付をする見込みである。また、先着を基本とするが、初回発送までに1万人以上の申請があった場合には、抽せんによりチケットの配付を行う」との答弁がなされました。

また、「本チケットの申請書の配布場所である第1庁舎、第2庁舎、行徳支所までの道のりが遠く、申請が困難な高齢者のため、市役所の申請窓口以外に窓口を増やす予定はあるのか」との質疑に対し、「申請窓口については、市役所の窓口のほか、郵送やオンラインによる申請を可能とし、広く受付を行う予定である。なお、本チケットの申請書については、市役所の窓口のほか、高齢者サポートセンターやいきいきセンター、地域ケアシステムの拠点など福祉の関係部署で入手できるように配架したい」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号について。

今回の補正は、歳出において償還金を、歳入において前年度繰越金を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 次に、環境文教委員長、石原たかゆき議員。

〔石原たかゆき環境文教委員長登壇〕

○石原たかゆき環境文教委員長 ただいま議題となっております議案第36号のうち環境文教委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出第2款総務費第1項総務管理費において、行徳公会堂天井等改修事業に係る費用を、第4款衛生費第2項清掃費において、送配電ネットワーク周波数制御手数料を、第11款教育費において、奨学資金、校舎等改修工事費及び心のバリアフリー教育推進講師謝礼金を増額、あるいは新たに計上するものであります。また、継続費の補正において、行徳公会堂天井等改修事業を追加し、その総額及び年割額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第2款総務費第1項総務管理費第18目文化振興費、行徳公会堂天井等改修工事監理委託料本年度支出額について、「本工事の期間はどのようになっているのか。また、工事を実施している間、行徳公会堂は休館とするのか」との質疑に対し、「本工事の期間は、令和6年3月から令和7年7月までの約17か月間を予定している。また、行徳公会堂は、令和6年2月から令和7年9月までの約20か月間、休館とする予定である」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第2項小学校費第1目学校管理費、校舎等改修工事費について、まず、「本工事費は、市内の3校の小学校において、地中に埋設してある消火管が老朽化により腐食が生じたことで漏水しており、火災時の消防活動に影響が出るおそれがあると判明したため、消火管の取替え工事を実施するためのものであることだが、工事を実施するのはどの学校なのか。また、本工事の期間はどのようになっているのか」との質疑に対し、「消火管の取替え工事を実施する予定の学校は、宮久保小学校、南新浜小学校及び稲越小学校である。また、工事の時期については未確定であるが、本会議の議決後、直ちに予算を執行する予定であり、令和5年10月から令和6年3月まで工事を実施し、年度内に完了したいと考えている」との答弁がなされました。

次に、「今回の工事に係る漏水は、どのようにして判明したのか」との質疑に対し、「現在、漏水に関しては、消防法が定める法定点検を毎年実施しているほか、月に2回、各学校の用務員や教頭が水道メーターの確認を行い、その結果を教育委員会に報告することとしている。今回、工事を実施する3校のうち2校は、水道メーターの確認により漏水が判明し、1校は、消火水槽に水がたまらなかったことにより漏水が判明したものである」との答弁がなされました。

次に、第5項第1目学校保健費、心のバリアフリー教育推進講師謝礼金について、「心のバリアフリー教育の具体的な内容はどのようなものか」との質疑に対し、「千葉県教育委員会は、令和3年度をもってオリンピック・パラリンピック教育推進事業が終了したことを踏まえ、令和4年度より、これまでのオリンピック・パラリンピック教育の成果を無形レガシーとして受け継ぎ、共生社会の形成を目指した心のバリアフリー教育を推進していくこととした。具体的には、令和5年度心のバリアフリー教育地域拠点校に内定した市川市立第七中学校において、パラアスリートを講師として招聘し、体験活動等を行うものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 次に、建設経済委員長、小山田なおと議員。

〔小山田なおと建設経済委員長登壇〕

○小山田なおと建設経済委員長 ただいま議題となっております議案第32号市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について、議案第33号市川市自転車等の安全利用に関する条例の一部改正について、議案第34号市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第36号のうち建設経済委員会に付託

された事項、議案第38号令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第39号真間山緑地斜面整備工事請負契約について及び議案第40号曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第32号について。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、条文の整備を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号について。

本案は、自転車の安全利用に関するさらなる普及啓発を図るため、乗車用ヘルメットの着用に努めることを自転車利用者の遵守事項に追加するためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号について。

本案は、市民サービスのさらなる向上を図るため、大野第5駐輪場の運営を民間事業者を引き継ぐこととすることから、公の施設としての供用を廃止するためのものです。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「大野第5駐輪場が民営化された場合、現在、当該駐輪場で働いている人の雇用は守られるのか」との質疑に対し、「現在、大野第1、第2及び第5駐輪場をシルバー人材センターの会員7人ほどがローテーションで管理している状況である。大野第5駐輪場の民営化後については、そのローテーションの組合せを変更するなど、雇用が減らないような対策をお願いしている」との答弁がなされました。

また、「今回の民営化により、どのような効果があると見込んでいるのか」との質疑に対し、「当該駐輪場を民営化することで、現在、市が負担している管理業務委託料、修繕費及び機械賃料等の支出が不要となる。さらに、民営化後は市有地を民間事業者へ貸し付けることとなり、貸付料が市の収入となることから、収支が改善し、将来的に市営駐輪場の定期使用料等を下げられる可能性もあり、市民サービスの向上につながるものと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号について。

今回の補正は、第5款労働費において施設修繕料を、第6款農林水産業費において海域環境調査委託料を、第7款商工費において光熱水費を、第8款観光費において、観光イベント活性化バス運行委託料及び動植物園昇降機改修工事費を、第9款土木費において、道路改良等工事費及び公園緑地施設整備工事費（本庁管内分）等を増額、あるいは新たに計上するものであります。また、繰越明許費の補正において、塩浜親水事業、動植物園整備事業及び市排水機場維持管理事業の事業費について、年度内の支出が困難となったことにより、翌年度に繰り越す措置を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第9款土木費第1項土木管理費第3目土木総務費、支障電柱移設補償金について、「通行等に支障を来している電柱の移設に係る費用を市が負担する根拠は何か。また、支障電柱を移設するには、どのような条件が必要であるのか」との質疑に対し、「道路管理者の要請により電柱を移設する場合には、その移設に係る費用については、道路管理者が負担する旨が道路法に定められていることから、道路管理者である市が本補償金により移設費用を負担するものである。また、支障電柱の移設に必要な条件としては、適切な移設先があることに加え、その隣接地の地権者や当該支障電柱に物件等を設置している事業者がある場合にはその事業者など、関係者全員の同意を得られることなどが挙げられる」との答弁がなされました。

次に、第4項都市計画費第5目公園費、公園緑地施設取りこわし工事費（本庁管内分）について、「本工事費は、使用貸借契約に基づき無償で借りている土地の所有者より、当該土地の返還請求を受け、原状回復して返還する必要があることから、当該土地で供用している宮久保プレーパークの設備等の取壊し工事を行うためのものとのことだが、当該プレーパークはいつまで市民が利用できるのか。また、民有地を無償で借りて供用している公園は市内に何か所あるのか」との質疑に対し、「当該プレーパークは、令和5年10月末日まで利用できる予定である。また、民有地を無償で借りて供用している公園は、市内に46か所ある」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号について。

今回の補正は、収益的支出において、私設下水道管渠敷設費補助金等の増額を計上したものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号について。

本案は、既定予算に基づく真間山緑地斜面整備工事について、総合評価一般競争入札の結果、千東建設株式会社との間に工事請負契約を締結するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号について。

本案は、既定予算に基づく曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）について、一般競争入札の結果、工営建設株式会社との間に工事請負契約を締結するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 次に、総務委員長、国松ひろき議員。

〔国松ひろき総務委員長登壇〕

○国松ひろき総務委員長 ただいま議題となっております議案第25号市川市税条例の一部改正について、議案第26号市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について、議案第27号市川市水防協議会条例の廃止について、議案第35号市川市火災予防条例の一部改正について及び議案第36号のうち総務委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第25号について。

本案は、個人の市民税における寄附金税額控除の対象となっている特定非営利活動法人からの申出により、当該法人を当該対象から外すためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、「当該法人が寄附金税額控除の対象から外すよう申出をすることとなった要因を、本市はどのように把握しているのか」との質疑に対し、「当該法人においては、寄附者が減少し、寄附金税額控除の対象となる寄附者数の要件を満たさなくなったと承知している」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号について。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、移動端末設備を利用した証明書等の交付サービスを開始することに伴い、証明書等を交付する場合の手数料及び手続に係る規定を整備するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号について。

本案は、水害対策の一元化及び効率化を図り、より強固な災害対応体制を構築するため、水防協議会の所掌事務を防災会議に統合することとしたことから、同協議会を廃止するためのものです。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、「水防協議会と防災会議を統合することとした経緯及び理由はどのようなものか」との質疑に対し、「本市の水防計画においては、大規模な水害が発生した場合、地域防災計画に定める災害対策本部に移行して対応することとしていたが、昨今、大規模な水害が多発する中で、それが可能なかどうか、課題として認識していたところである。そこで、災害の規模に応じたスムーズな体制が組めるよう、地域防災計画と水防計画の統合を図ったものである。また、地域防災計画については防災会議で審議することとなっており、計画の統合により水防協議会の審議事項がなくなることから、同協議会を廃止し、防災会議に統合するものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号について。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準を改めるほか、所要の改正を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号のうち本委員会に付託された事項について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出においては、第2款総務費において、行徳活性化事業負担金、市税過誤納還付金等を増額、あるいは新たに計上するほか、公用車等賃借料を減額し、第10款消防費において、西消防署改修工事費等を増額、あるいは新たに計上し、歳入においては、国庫支出金、県支出金、繰越金、市債等を増額するものであります。また、繰越明許費の補正において、消防施設改修事業について、年度内の支出が困難であるため、翌年度へ繰り越す措置を行うほか、地方債の補正においては、起債を追加するとともに、そのほかの起債の限度額を変更するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、歳出第2款総務費第1項総務管理費第13目自動車管理費について、「カーシェアリングを導入することによって、費用が減る印象を持っていたが、本補正に計上されているカーシェアリングの借り上げ料の増額とカーシェアリングに置き換え可能なリース車両の賃借料の減額とを比較すると、費用が増えているように見受けられる。この理由は何か。また、今後の費用はどのようになるのか」との質疑に対し、「本補正で増額計上している借り上げ料は6か月分として積算しているが、減額計上している賃借料については、4か月分のリース料として積算している。本賃借料にリース車両の燃料費等も加味して、6か月分として試算すると、今回計上した借り上げ料と同じくらいの金額になるものと考えている。また、今後の費用については、リースアップの時期等に合わせて公用車の台数を減らしていくことで、削減していく予定である」との答弁がなされました。

次に、第10款第1項消防費第3目消防施設費、西消防署改修工事費について、「本改修工事費は、西消防署のエレベーターの改修工事を行うためのものとのことだが、当該改修工事は、現在設置している業者と契約するか」との質疑に対し、「当該エレベーターは設置後32年が経過していること、部品の調達が困難であること、また、利用者の安全面等を考慮して、早急に工事を進めたいと考えているため、現在設置している業者と随意契約を締結し、工事を進めていく方向で検討している」との答弁がなされました。

また、「当該改修工事のスケジュールはどのように考えているのか」との質疑に対し、「本案が議決された後、11月までに業者を決定して契約したいと考えており、改修工事の実施は令和6年8月からの2か月間を予定している」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、ほかの常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

とくたけ純平議員。

〔とくたけ純平議員登壇〕

○とくたけ純平議員 日本共産党のとくたけ純平です。議案第30号市川市国民健康保険税条例の一部改正について及び第34号市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対し、会派を代表し、反対の立場から討論を行います。

議案第30号は、令和6年度市川市国民健康保険税額を変更するもので、その内容は、所得割は医療給付分と後期高齢者支援金分を合わせて8.75%から9.40%へ、介護納付金分が1.50%から2.05%へ、均等割は後期高齢者支援金分が月に6,800円から8,800円へ、介護納付金分が月に1万800円から1万3,600円へと値上げされるものです。保険税は1人平均年間約8,000円の値上げとなります。

反対理由の1つ目は、国保税は、現在でさえ所得に対する負担が大き過ぎ、幾ら近隣市と比べて低いといっても、支払う市民にとっては既に負担の限界を超えているという点です。今回の値上げに際し、市が提出した資料によれば、ケース3として、40代の共働き夫婦と中学生の子どもの3人世帯で、収入480万円の場合、今回3万9,600円の値上げになるということです。しかし、このケース3の年収480万円というのは、恐らく給与収入を想定していると思いますが、給与収入で480万円の方を国保加入者として挙げるのは、例として全く意味をなしません。給与収入で480万円あれば、この方は当然、国保以外の被保険者となっているはずで、このような例を持ち出すことだけでも、市民に対し誠実だとは言えません。所得に直せば、この方は340万円となり、それに対して3万9,600円の値上げということになります。大変な負担率だということが分かります。市はこのように実態に即した例を出していくべきです。

さきの健康福祉常任委員会では、理事者から、令和12年までに法定外繰入れをなくし、赤字をなくしていくという答弁がありました。さらに、今後2年に1回の値上げを行うという旨の話もありました。市から出されている資料によれば、令和11年には赤字が46億5,200万円になるとしています。市が言うように、この赤字をなくしていくのだとすると、それだけの国保税の値上げを行わなければならないこととなります。今回の値上げでの増収は約7億円ということですので、今回の値上げ規模の6.6倍以上の値上げを今後していくこととなります。先ほどのケース3の所得340万円の方は、最終的に26万1,360円の値上げ、支払い額は年59万9,560円となり、所得に対して17.6%もの負担となります。市が示したケース2、夫婦2人、年金収入264万円の場合にも同じ割合で値上げをすれば、3万360円の値上げ、負担額は年9万3,360円となり、そこに介護保険の負担も加わります。このような高額な国保税、介護保険料はとてども払えるものではありません。

今回の値上げを認めてしまえば、令和12年までに令和8年、10年、12年と、2年ごとにさらに3回も厳しい値上げが繰り返されていく、そのレールを敷くということになってしまいます。これを許してよいと本当に考えられるでしょうか。

本市において短期被保険者証を更新できず、1年間のうち半年間にわたり保険証を持ってない世帯は、令和4年度は1,200世帯を超えています。これらの世帯は、事実上、病気になっても医療を受けることができないと考え

られます。こういう状況が現在でも起こっています。令和12年まで繰り返し値上げが行われれば、このような保険証を取り上げられる市民が、一体どれだけの数になるのか計り知れません。治療さえ受けられれば治るはずの症状も、病院に行けないことで重篤化したり、命を落としたりする例が続出することも考えられます。そうなった際、市民の命を守るべき本市は、どのように責任を取ることができるでしょうか。

地方自治体の役割は、市民の命と暮らしを守ることです。その役割を放棄することはできません。病気になったときに医療が受けられない市川市にするわけにはいきません。

2つ目の理由は、本市による値上げの説明が、到底納得できるものではないという点です。本会議でも、また、健康福祉常任委員会でも、値上げの理由として、千葉県が令和12年に国保税の統一化を行うので、そのときに一気に値上げすると急激な市民負担となる、そこで、激変緩和を意図して今回の値上げをすることにしたという答弁をしています。しかし、千葉県は正式にいつ国保税の統一を決めたのでしょうか。私の調べでは、健康福祉常任委員会が開かれていた9月5日、千葉県国保運営協議会が開かれ、知事から統一化の諮問がなされたということだと思われます。今後、各市町村や市民からの意見を聴いて、県議会に提案をするということです。これに先駆けて、連携会議でこの方向が論議されてきたものと思われませんが、連携会議は県の国保政策を決定する場ではなく、県は今でも統一化を正式に決めていません。それなのに、理事者の答弁では、千葉県が令和12年に統一化するので値上げをするという説明になっています。県では、市町村などの意見をこれから聴くと言っているのですから、市として、今の国保加入者の経済状況などを考えると、令和12年度からの統一化はとてできないと意見を述べるができるわけです。それをなぜしないのでしょうか。ましてや、あたかも令和12年からの統一が既に決まっているかのような答弁をするのは、正確さを欠き、欺瞞に満ちたものと言わなければなりません。さらに、百歩譲って、将来的に大幅な値上げがあっても、せめてそれまでは現状で据え置いてほしいというのが、多くの市民の願いではないでしょうか。現在進行形でぎりぎりの生活を送る方々に、このような値上げの理由が受け入れられるとは思えません。

また、本市は一般会計からの法定外繰入金などで赤字補填を行うことは、国民健康保険に加入していない市民にさらなる負担を求めることとなり、市民の間で非常に大きな不公平が生じるとしています。2割に満たない国保加入者のために一般会計から繰入れを行うのは、市民からの理解が得られないということも、本市は言っています。市民の間に分断を生みかねない危険な理論です。

しかし、市の一般会計で全ての市民に行き渡らず、一部の方だけが利益を得るということはたくさんあります。子どもの教育予算についても、子どもがいない方には行き渡りません。一方で、いざ条件に該当する身となった場合には、しっかりと恩恵を受けられるというものです。国保についても同じです。国保は国保法で、全ての国民は、国民健康保険の被保険者であると規定しています。ほかの公的医療保険の被保険者は除外するという除外規定があるだけで、全ての国民は国保の対象となっているのです。実際に定年退職した方は国保の被保険者になり、多くの市民は一生のうちに一度は国保の被保険者となります。ですから、一般会計からの繰入れは当然のことです。国でも、一般会計からの法定外繰入れを全て否定しているわけではありません。

国民健康保険は、国民皆保険制度の土台であり、法律上、社会保障とされています。負担率が他の公的医療保険よりも高く、なおかつ低所得の方が多く加入している社会保障である国保に対し、一般会計からの法定外繰入れで支えていくことを不公平だと断じることは、社会保障の概念を否定するものであり、この1点のみでも反対すべきもの、賛成するわけには絶対にかないものであります。

3つ目の理由は、国の責任を果たさせるため、また、住民の福祉を守るための地方自治の役割を果たす姿勢が本市に見えてこない点です。国保制度は、相互扶助、受益者負担を前提としたものではありません。社会保障として、国が税金を投入して担保するのがそもそもの前提です。それにもかかわらず、国は国庫負担割合を削減し

タンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第27号市川市水防協議会条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第28号市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第29号市川市子ども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第30号市川市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第31号市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第32号市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第33号市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第34号市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第35号市川市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第36号令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第37号令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第38号令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第39号真間山緑地斜面整備工事請負契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第40号曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

発行することを求める請願及び日程第18請願第5－2号消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願を一括議題といたします。

本請願に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、総務の各委員会の順でお願いいたします。

健康福祉委員長、西村敦議員。

〔西村 敦健康福祉委員長登壇〕

○西村 敦健康福祉委員長 ただいま議題となりました請願第5－1号国民健康保険税の値上げをやめ、すべての被保険者に正規の保険証を発行することを求める請願について、健康福祉委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本請願は、国民健康保険税の値上げにより、滞納者や正規の被保険者証のない人が今までよりも増え、行政が市民の命と健康を守るという役割を果たすことができなくなることから、国民健康保険税の値上げをやめ、国民健康保険の全ての加入者に正規の被保険証を発行してほしいという趣旨のものであります。

委員会において述べられた意見を要約して申し上げますと、まず、反対の立場から、「国民健康保険は、加入者の約9割が保険税の支払いを行うことで被保険者証の発行を受けており、やむを得ず支払いができていない滞納者に対しては、有効期限6か月の短期被保険者証を発行している。この短期被保険者証の発行を機に市が滞納者の納税相談に応じることなどにより、令和4年度には、滞納者から約3億1,900万円を収納していることや、市民負担の平等性の観点からも、短期被保険者証の発行はやむを得ないものとする。よって本請願は不採択とすべきである」との意見が述べられました。

次に賛成の立場から、「国民健康保険税については、今後も2年ごと、あるいは毎年、見直しがあるかもしれないが、この値上げに対する不安や危惧が市民の間で広まっていると考える。また、全ての加入者に正規の被保険者証を発行することは憲法上担保されなければならない。そこで、本市として、国民健康保険税の値上げをやめ、全ての被保険者に正規の保険証を発行すべきと考える。よって本請願は採択すべきものである」との意見が述べられました。

本委員会といたしましては、採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 次に、総務委員長、国松ひろき議員。

〔国松ひろき総務委員長登壇〕

○国松ひろき総務委員長 ただいま議題となっております請願第5－2号消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願について、総務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本請願は、近年、消費生活相談の高止まりが続いており、成年年齢が引き下げられたことや超高齢社会が進む状況において、若年者や高齢者等が悪質商法の被害に遭わないよう、早急な対応が必要であることから、消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出してほしいとの趣旨であります。

委員会において述べられた意見を要約して申し上げますと、賛成の立場から、「今日において取引は複雑になっており、また、高齢者及び若年層にも被害が増えている。よって本請願は採択すべきである」との意見が述べられました。

本委員会といたしましては、採決の結果、採択すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第5-1号国民健康保険税の値上げをやめ、すべての被保険者に正規の保険証を発行することを求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本請願は不採択とすることに決定いたしました。

これより請願第5-2号消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本請願は採択することに決定いたしました。

○稲葉健二議長 お諮りいたします。決算審査特別委員会審査のため、明9月12日から9月18日まで7日間休会することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって明9月12日から9月18日まで7日間休会することに決定いたしました。

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時3分散会

第 5 日

令和5年9月19日（火曜日）

令和5年9月市川市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年9月19日（火曜日）午前10時開議

第1 議会改革の推進その他議員活動に必要な事項に関する調査・検討について

第2 一般質問 国松ひろき議員、門田直人議員、ほどだゆうな議員、青山ひろかず議員、太田丈之議員

本日の会議に付した事件

日程第1 議会改革の推進その他議員活動に必要な事項に関する調査・検討について

日程第2 一般質問

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じ	ゅん
丸	金	ゆ	きこ
富	家		薫
沢	田	あ	きひと
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	い	つこ
ほ	と	だ	ゆうな
国	松	ひ	ろき
や	な	ぎ	みちこ
と	く	た	けい
中	町	け	い
つ	ち	や	まさ
つ	か	こ	し
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	川	隆志
西	村		敦
中	村	よ	しお
大	久	保	たかし
石	原	た	かゆき
清	水	み	な子
廣	田	徳	子
に	し	む	た
石	崎	ひ	でゆき
堀	内	し	んご
細	田	伸	一

青	山	ひ	ろ	か	ず
石	原	み	さ		子
宮	本				均
大	場				諭
稲	葉	健			二
小	泉	文			人
石	原	よ	し	の	り
増	田	好			秀
越	川	雅			史
中	山	幸			紀
松	永	鉄			兵
竹	内	清			海
加	藤	武			央
岩	井	清			郎

欠 席 議 員 な し

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中		甲
副	市	松	丸	多	一
副	市	本	間	和	義
代	表	植	草	耕	一
教	育	田	中	庸	惠
危	機	本	住		敏
市	長	麻	生	文	喜
総	務	蛸	島	和	紀
企	画	小	川	広	行
財	政	田	中	雅	之
管	財	稲	葉	清	孝
情	報	小	林	茂	雄
文	化	森	田	敏	裕
ス	ポ	立	場	久	美
市	民	佐	藤	敏	和
経	済	根	本	泰	雄
こ	ど	鷲	沼		隆
福	祉	菊	田	滋	也
保	健	川	島	俊	介
環	境	二	宮	賢	司
街	づ	小	塚	眞	康

道 路 交 通 部 長	岩	井	忠	良
下 水 道 部 長	藤	田	泰	博
行 徳 支 所 長	秋	本	賢	一
消 防 局 長	角	田	誠	司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩	井		滴
事 務 局 長				
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤	城	久	保
会 計 管 理 者	六	郷	真 紀	子
教 育 次 長	小	倉	貴	志
生 涯 学 習 部 長	板	垣	道	佳
学 校 教 育 部 長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小	泉	貞	之
事 務 局 次 長	町	田	茂	幸
議 事 課 長	米	津	孝	成
(議事担当)				
主 幹	宮	嶋		茂
主 査	尾	本		悠
主 任 書 記	北	川	陽	介
主 任 書 記	高	柳	陽	一
主 任 書 記	三	澤	啓	成
(調査担当)				
主 幹	渡	辺	孝	文
主 査	前	田		悠
主 査	岡	澤	英	康
主 任	関	口		舞
主 任 書 記	荒	木	智	貴
書 記	福	井	寿	明

大項目の1つ目、路線バス及び本市のバス貸出事業についてになります。

市川市、バスといっても、京成バスの路線バスやコミュニティバス、貸出事業など様々でございます。まずは路線バスについてお伺いしてまいります。路線バスは、民間の事業者の京成バスさんが行っておりますが、市民が利用し、市民の方から要望等が入る窓口は市川市が担っていると私自身思っております。まずは(1)の路線バスに関する要望への本市の対応についてになりますが、私のところへ若宮3丁目付近在住の方から要望がありました。若宮小学校付近から朝、バスに乗ると、最初の便でも出社がぎりぎりになってしまう。また、週末等、残業して下総中山駅からバスに乗ろうとすると、既にバスがなくなっており、相当な距離を歩いて帰らなければならないとのことを言われました。

そこで、改めてお伺いいたしますが、JR下総中山駅から木下街道を経由して船橋法典駅へ向かう路線バスの最終便の時刻が早いため、遅い時刻に変更できないかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

初めに概要についてですが、路線バス柏井線は、JR西船橋駅、下総中山駅を起点として、若宮地区、北方町地区、船橋法典駅、柏井町地区を経由し、市営霊園、保健医療福祉センターを終点とするルートで、京成バスシステムが運行するものです。令和3年度の輸送人員は、平日の1日平均で962人となっております。この路線の平日における最終便は、現ダイヤでは、JR下総中山駅発北方市営住宅行きが22時発、北方市営住宅より先の市営霊園に向かうバスは21時35分発となっておりますが、10月にはダイヤ改正が予定され、最終便も早まることとなります。

運行ダイヤの変更は、乗換えが可能な他の公共交通機関のダイヤ改正に伴うものや、利用状況の変化などにより運行事業者が定めるものですが、御質問の最終便の時刻を変更する方法としては、2点考えられます。1点目は、現在の最終便の時刻を繰り上げるもので、課題としては、運行する間隔を長くするため、利用者のバス待ち時間が長くなるなど、利便性の低下が考えられます。2点目の最終便を増便とする場合は、本路線が不採算路線とのことであり、増便するには採算面での向上が見込まれることが必須条件になると考えております。このほか、バス事業者の抱える課題として、令和4年12月、国により自動車運転者の労働時間等の改善のための基準が見直され、令和6年4月1日からは、乗務員の拘束時間の上限の短縮や、休息時間の延長などが適用されます。これにより労働環境は改善されますが、結果として、乗務員1人当たりが従事できる時間が減少するため、人員補充等が必要になると伺っております。加えて、慢性的な乗務員不足の中で、新たに乗務員を雇用するのも難しい状況とのこと、対応が困難になると推測されています。

本路線については、既にダイヤ改正が予定されており、全体としても減便になることが発表されております。本市といたしましても、バス利用者や地域からの要望については、運行事業者である京成バスシステムに伝えるとともに、対応方法についても意見交換していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 なかなか難しい問題なのだなということ、理解できました。また、増便を要望したくても、人員の関係等で減便になるということ、理解できました。それでも市民は増便を望んでおります。本市としても再考願いたいと思います。

それでは、再質問になりますが、市の意見を取り入れた路線バスの新規ルートやルート変更ができないかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

路線バスの新規ルート及びルート変更に関する市民要望や市の意見については、適宜、運行事業者に伝えていくところでございます。これらの要望等は、運行事業者のほうで、採算性に関することや新ルートでの一般公共交通への影響及び安全性等を検討することになっております。しかしながら、現在は新型コロナウイルスの影響により、バス利用者の減少など経営環境の悪化が依然として残っているため、既存ルートの維持に最大限の努力をしている段階であるとのことであります。

また、乗務員不足により、最低限の人員で現状を維持している中、さらに燃料費等の価格高騰で採算性の低下が想定されるなど、現時点では新規ルートやルートの延長は検討できる状況ではないと伺っております。

本市としましては、今後も市民からの要望等は適宜伝えてまいります。新規ルートやルートの延長については、公共交通を取り巻く環境の変化に注視しながら、バス運行事業者と相談や協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 適宜要望は伝えておりますが、やはり人員の問題、燃料費高騰で解消できていないということが理解できました。

それでは、ルートではなくバス乗車の環境について再質問になりますが、バス停留所にベンチが設置してある箇所と設置していない箇所があります。ベンチがあると助かるとの要望をいただきました。ベンチを増やすことはできないのか、お伺いさせていただきます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 バス停留所のベンチの設置状況についてでございますが、交通結節点となる鉄道駅の駅前広場では、利用者の利便性向上のため、広場整備等に合わせてバス事業者や市で設置したものがございます。これ以外で市が把握している歩道上のバス停留所のベンチは、バス事業者が道路管理者の占用許可を受け、設置されたものであります。

本市のベンチ設置基準としましては、原則、通行の支障となる物件の道路占用許可は認めておりませんが、バス停留所のベンチは、高齢者等への配慮から設置可能となります。市川市道路占用基準では、歩道上にベンチを設置する場合、ベンチ設置後の歩道の有効幅員は2 m以上、また、自転車歩行者道については3 m以上を確保し、さらには地面に固定させることとしております。

次に、増設についてですが、市民から設置要望があった際には、現地を調査するとともに、運行しているバス事業者へ要望を伝えることとしております。しかしながら、バス事業者からは、現在も新型コロナウイルス感染症の影響が経営面で残されているとのことであり、新たな施設の設置及び維持管理費用を負担することは難しい状況と伺っております。

一方、本市では、新たな道路整備や道路を拡幅する際には、必要な歩道の有効幅員を確保するよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 場所によってはできるということだと思います。木下街道に関しての質問は後ほどいたしますが、若宮小学校前のバス停に関して、歩道橋の基礎部分に腰をかけている方がたくさんおります。目の前ではないという理由も分かりますが、バス停から奥に遠ざかる道ならば幅員も確保できます。できれば付近にでもベンチが設置でき、全てのバス停で市民の方が休んで乗れる環境整備をお願いしたいというふうに思

います。

再度質問いたしますが、私はバスに乗車した際に、どこに要望を投げかけていいのかわかりません。結局、市民の方も本市に要望せざるを得ない状況なのかなというふうに思います。市民の要望を直接事業者に言うことは可能なのか、要望を本市とともにどのように反映してきたのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 バス事業者は、市民等からの要望や問合せ窓口として、電話やメールによる受付体制を整えており、よくあるものとしては、バスの増便や新規ルートに関する要望とのことであります。バス事業者はこのような要望に対し、利用者の視線に立った業務改善やサービスの提供のための内容を調査、検討し、対応可能なものは反映しているとのことであります。具体的な事例では、令和4年4月1日から運行を開始した市川駅南口から西船橋駅南口間の通称大洲中山線は、鬼高地区の市民からの要望を受け、京成トランジットバスが関係機関等と1年程度、協議、調整を行い実現した路線であります。また、京成バスでは、利用者が多い駅前広場のバス停留所において、利用者より、整列のためのラインを路面に引いてほしいとの要望を受けたことから、今年度内の整備を目標に関係機関等と協議を進めているとのことであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 分かりました。これは本市の道路交行政にも関連していることと思いますが、交通不便地域が本市にはたくさんあります。定義として、何m以上駅やバス停がなければ等あると思いますが、年配の方によっては、何mであろうと大変な場合がございます。

改めて再質問になりますが、路線バスは幹線道路などの幅員がある道路しか運行できません。生活道路などの細い道については、本市及び事業者はどのように対応しているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 道路幅員が狭いことにより路線バスが運行できないなど、公共交通の利用が不便な地域が市内には点在しております。このような路線バスの運行ができない地域における交通手段の選択肢は、ワンボックス形式の車両を利用したコミュニティバスの運行や、新たな交通システムであるデマンド交通等が考えられます。しかしながら、これらの導入は採算面等が大きな課題となります。今後、地元から要望や相談がある地域では、地元と意見交換をするなど、有効な方法を調査してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 デマンド交通は、今のほうで、もろもろもめておりますね。私の住む若宮1丁目はバス停に出るのも、下総中山駅に出るのも道が狭く大変困難です。ぜひ調査検討をお願いしたいというふうに思います。また、若宮の商店会付近にお住まいの方は、どちらに行くのも困難でございます。これから田中市長の掲げるゴールドシニア事業で少しは解消されるかもしれませんが、高齢者の方には徒歩で5分という時間でも困難な方がおります。民間事業者を個別に援助するのではなく、市民の利便性向上のため、本市ができて得る利便性向上のための支援をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、小項目の2つ目、本市のバス貸出事業の現状及び今後について質問させていただきます。昨年12月定例会で、本市所有の大型バスがなくなり、コロナ禍だったということもあって、市民への貸出事業が休止されておりました。その際に、以前と同様の事業を継続することは難しいとの答弁もいただきました。現在この市有バスの貸出事業はどうなっているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

市有バスの貸出しにつきましては、大型バス2台のリース期間の終了や運用体制の縮小などに伴い、コロナ禍以前に比べ規模を縮小しての再開となっております。具体的には中型バス1台、マイクロバス2台に加え、民間事業者への業務委託により対応している状況でございます。御利用に際しては、従来の自治会や青少年団体など利用対象者を限定するのではなく、市主催事業のほか、市を代表しての大会などへの参加や、他自治体が主催する地域間交流を目的とした事業など、利用目的を限定しております。本年度は国際親善少年野球大会や千葉県消防操法大会への出場など、現時点で8件の利用実績がございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 正直、いつの間に始まっているのだというふうにびっくりしております。事業の継続は難しいと言っていたと思うんですけども、どうだったのでしょうか。私の所属する自治会では、総会を行った際に、バスがないから今年は研修会を中止するとなっております。ホームページを見てみますと、利用対象が本市が主催する事業じゃなければならない、また、本市を代表していく大会や会議でなければならない等、自治会は使えないようにちょっと見えてしまいます。市民が使いやすいよう改良するならまだしも、使い勝手においても、なぜ再開したのか分からないくらいの改悪だというふうに思っております。本市にはたくさんの自治会があり、研修として日帰り研修や自治会間交流で利用されてきました。それが使えないとなると、以前質問で、本市にとって欠かすことのできない大切なパートナーと自治会に対しておっしゃっていましたが、自治会に対して何の改善もされていないということなのかなというふうに思っております。12月定例会の際に、貸出事業ができないのならば、民間のバス会社を借りた際に補助金等が出るようにしてほしいと要望させていただきました。

その点に関して、改めて再質問させていただきますが、これまで自治会が市有のバスを利用する際の目的は、自治会員を限定とした市外への日帰り研修が多かったと記憶しております。このような日帰り研修などのために自治会が民間のバス会社を借り上げた際に補助金の創設はできないのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

現在、自治会が地域住民との交流を目的に市内において行事などを実施する場合、補助率を2分の1とし、10万円を限度に交付する自治会コミュニティ活動支援補助金を設けております。今後、自治会が地域住民との交流を目的とした行事であれば、民間バスを借り上げた場合に対しても、この補助制度で対応できるよう、要綱の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。自治会のコミュニティ活動補助金で対応できるというふうになることは大変素晴らしいことだというふうに思います。そうすることによって、今までの距離の制限や時間の制限等が緩和されて、各自治会ももっと有意義に使うことができるのかなというふうに思います。ありがとうございます。

また、管財部で行っているバス貸出事業に関しては、利用制限の緩和等をもう少し検討していただきますようお願い申し上げます。この補助金は、あくまで自治会に対するものであって、以前の貸出事業は商店会や各種団体・協会も利用することができていました。今の規約では、そういった団体は利用することができません。大型がなくなってマイクロバスやほかのサイズのバスでも利用を求めている団体がございます。ぜひ再考願いますようお願い申し上げます。バスに関する質問を終わらせていただきます。

続きまして、大項目の2つ目、道路交通行政についてお伺いいたします。

毎度この木下街道の質問や都市計画道路、下総中山駅のバリアフリー化など、しつこく進捗を聞いております。総武線や東西線のホームドアに関しては、質問を続けた結果が実を結び、ホームドアが設置されることとなったことは感謝申し上げます。早期実現を期待しております。ですが、ほかが全く進んでおりません。

それでは、まず小項目の1つ目、3・5・26号鬼高若宮線の整備の進捗状況について、改めて現在の進捗をお聞かせください。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

都市計画道路3・5・26号鬼高若宮線は、主要地方道若宮西船市川線、通称産業道路の鬼高3丁目から一般県道松戸原木線と交差する北方十字路付近の若宮3丁目までの都市計画道路であります。この計画道路は、現在、国道14号より北側が主要地方道市川印西線、通称木下街道として供用されておりますが、大型車の通行が多いにもかかわらず歩道が狭く、また、京成本線との平面交差による交通渋滞も見られております。千葉県はこれらを解消するため、平成12年1月から京成本線との立体交差事業の認可を受け、国道14号から中山小学校入り口付近までの465m区間について整備を進めております。

事業の進捗状況としては、用地取得率は令和5年3月末時点で約98%となっております。令和2年度からは、用地確保ができ整備可能となった区間の歩道整備等を進めており、令和4年度は国道14号と京成本線の間にある既存擁壁のうち約15mを撤去し、再築工事を行ったとのことであり、令和5年度は用地取得の交渉を継続予定とのことであり、

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 正直、答弁としては全く変わっておりませんが、改めて再質問させていただきますが、用地取得率が前回質問してから全く変わっておりませんが、何が問題で用地取得が進まないのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

用地取得が進まない理由について、千葉県からは、個別の用地交渉内容には答えられないとのことであり、今後、千葉県においては、これまでの用地交渉における課題について方針を整理し、用地交渉していくとのことであり、

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 4年間質問し続け、答えられないし変わらないというのは、県がやってくれないのか、本市からの要望が足りていないのか、この木下街道に関して、14号への突き当たりについては、3・5・26号としての質問もそうですが、都市計画道路の質問の際や下水普及率の問題の中でも、西浦処理区への本管の問題で何度となく行っております。また、通学路の問題としても申し上げました。ぜひ本市も本気を出して進めていってほしいというふうに思います。

改めて再質問させていただきますが、この3・5・26号の事業完成予定時期はいつなのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

事業の完了予定時期ですが、現在、千葉県で受けている都市計画事業認可における施行期間は、令和8年3月31日までとなっております。しかし、現状も用地取得が完了していないため、現時点では、事業の完了時期を具

体的に示すことはできないとのことであります。千葉県では、今後も引き続き用地交渉を進めていき、早期に事業を完了できるよう努めていくとのことでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 こう、のらりくらりかわされて、令和8年度中なんて大変難しそうだなというふうに感じております。正直、私自身も分からず、市民の質問に答えられませんでしたので、改めてお伺いいたしますが、用地取得の難航に際しまして、行政代執行の検討などは行われぬのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 本事業は収用対象事業であり、行政代執行などの判断をするのは、事業者である千葉県となります。行政代執行について千葉県に確認したところ、現時点では、残りの用地取得についても引き続き地権者との任意交渉による用地取得を進めていく予定とのことでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 できないということが分かりました。木下街道がアンダーパス化されなければ、高石神地区の下水道普及率も向上いたしません。アンダーパスにして14号にぶつけることがゴールでもありません。まだまだ先まで続く計画になっているはずでございます。もちろんお金がかかることですが、県がやらないのならば、県道だろうと、本市が対応してもいいんじゃないかなというふうに思っております。

もう1点再質問させていただきますが、県道ですから、本市がやすやすと対応できないのも分かります。ですが、6月定例会中に木下街道で登園時刻に車が民家に衝突する事故が起きました。本当にたまたま、本当にたまたまなんですけれども、生徒がいないところへの衝突でしたので、大事は免れましたが、木下街道の整備は急務だと思います。万が一があった際は、本市はニュースで取り上げられ、県道だからではなく、本市の安全対策がまず疑われるかなというふうに思います。木下街道の今後の安全対策はできないのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

6月に発生した事故現場は、現在事業を行っている区間より北側の中山小北方入口の信号付近で発生したものであります。事故の状況としては、朝の通勤・通学時間帯に発生したもので、北方十字路方向から進行してきた車両が、進行方向左側の民家の塀に衝突し、横転したものでございます。この道路の安全対策としては、八街市の事故を受けて実施された通学路緊急一斉点検において、歩行スペースが極端に狭く、ガードレールもないとの指摘を受けております。この対策として、ガードレール等の防護柵の設置が有効と考えられましたが、現在は幅員が限られ、防護柵の設置が難しい状況となっております。そこで、道路管理者である千葉県では、現状で実施可能な対策として、令和4年1月に走行中の車両が路肩に入らないよう誘導するためのポストコーンを車道と路肩の間に設置しております。本市としましても、防護柵の設置には道路拡幅が必要となることから、千葉県に対しては、現在、事業中区間の早期完了と未整備区間の早期事業化、そして、現時点で対応可能な安全対策を要望してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 令和4年1月にポストコーンが設置されたといいたしましても、6月に事故が起きたのは事実でございます。悠長に調整しますではなく、早急に対応いただきますよう要望させていただきます。南北に渡るルートが少ない現状があるから踏切付近に渋滞が起こり、児童にリスクを背負わせております。本当に早急に対

応をお願いしたいというふうに思います。

小項目の2つ目、都市計画道路3・4・13号二俣高谷線について、次は質問させていただきます。現在の進捗状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

都市計画道路3・4・13号二俣高谷線は、京葉原木インターチェンジ北側の二俣1丁目地先から国道298号の市川南インターチェンジ南交差点までの延長約1.6kmの区間で、外環道路の受入れの際に、本市が千葉県知事に要望した県で整備を行うべきとした4路線のうちの一つでございます。現在の整備状況としては、外環道路の整備に合わせ、国道298号との交差点から県道船橋行徳線までの約300mの区間が整備され、残りの原木インターチェンジまでの1.3km区間が未整備となっております。この計画道路については、これまでも本市から千葉県に対し、未整備区間の早期事業化を要望するとともに、道路整備に合わせた沿線まちづくりの検討資料を提供してまいりました。

また、令和2年度及び3年度には、千葉県が主体となり、千葉県警察本部、NEXC O東日本、さらに本市も参加した勉強会が開催され、事業化に向けた課題解決について検討がなされましたが、現在のところ課題解決には至っていない状況でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 課題解決に至っていないということが分かりました。その未整備区間の事業化に向けた課題とは何なんのでしょうか、再質問させていただきます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

未整備区間の事業化に向けた課題は複数ございますが、大きな点としては、原木インターチェンジ南北の交差点の形状に関することが挙げられます。原木インター南側の交差点では、南北方向に都市計画道路3・4・13号二俣高谷線が、東西方向に都市計画道路3・4・23号田尻二俣線が計画されております。さらに、現状でも京葉道路上り線の出口と市道2路線が接続しているため、将来的には7つの道路が交差する複雑な形状となります。道路整備の基準となる道路構造令では、原則、接続する支線は4つまでと規定されておりますことから、道路整備に当たっては、同交差点に接続する路線を減らすか、もしくは5つ以上が交差する形状でも安全を確保することが可能な交通処理方法を検討することが必要となります。また、原木インター北側の交差点では、南北方向の道路に右折レーンが整備されていないことと、その北側にも交通量の多い交差点が近接するため、これらを要因とした慢性的な渋滞が発生していることから、都市計画道路の新設に当たっては、さらなる交通量の増加が見込まれるなど、検討段階から渋滞解消に向けた対応が必要となることとございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 この問題は我々の会派の大先輩であります松永修巳前議長が熱心に取り組まれていた問題でございます。原木インターの出入口の問題は分かります。でも、こうすればいいじゃないか等のお話もたくさん地元の方々から聞いております。この計画の今の進捗に関して、現時点での用地取得等は行っているのか、お伺いさせていただきます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 当該路線につきましては、現時点で事業化されていないため、用地取得には着手され

ておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 用地取得していくにも、どんなルートで、どのように原木インターまで進むのかが、まだ分からない状況なので致し方がないというふうに思います。ですが、この道路の整備により、この信篤地域の発展にも大きな影響を与えると考えられますが、将来的な市としての地域の構想についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 本市としましては、この計画道路の整備により、県北西部の新たな広域道路ネットワークの形成、交通の円滑化、災害時の避難や物資運搬路の拡充、沿道地域における適正なまちづくりの誘導など、様々な効果を期待しております。そのため、平成29年度には、当該道路を軸として、将来の原木・高谷地区のまちづくりに関する基本的な考え方をまとめた原木・高谷地区まちづくり基本構想を検討しております。また、本年には、近接する外環高谷ジャンクション周辺が検討区間とされた新湾岸道路についても促進期成同盟会が設立されるなどの進展があり、今後のまちづくりにも影響が及ぶものと考えております。

今後、本計画道路につきましては、この地域におけるまちづくりの軸となることに変更はないため、将来的なまちづくり構想等の検討に当たっては、関係部門との連携や調整を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 関係部署との連携や調整、こちらも悠長にしていたら、ほかにもやらなければならない路線がたくさんございます。また後回しにされてしまうのかなというふうに思います。今、本市の道路事情は大きな変革のときを迎えております。北千葉道路や新湾岸道路、押切・湊橋、江戸川水閘門、また未来の話では仮称大洲橋など、国や県が先に推し進めそうな大規模道路ばかりでございます。ほかにも慢性的な問題のある南北の道路事情や、14号の幅員の問題、無電柱化と様々な事業がめじろ押しでございます。そこで、この3・4・13号二俣高谷線の事業化に向けた今後の進め方をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

今後の進め方ですが、今年度、千葉県は当該路線の概略設計を予定しており、原木インターチェンジ南北の交差点についても検討していくとのごことでございます。なお、地元への説明方法について、千葉県に確認したところでは、未定とのごことでありました。本市では、引き続き課題解決に向けた検討について、千葉県とともに積極的に取り組み、また、地元関係者に対しては、早期に説明の機会を設けるよう要望してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 概略設計の予定、そして早期に説明を本市側が行うということ、理解いたしました。ぜひお願いいたします。

地元住民の方からは、都市計画道路が通るとのお話を聞いてから一向に動きがない、本当にするのか、するならばいつだ、どんなルートだ、いつ完成だとたくさん質問をいただいております。3・4・13号二俣高谷線の最後の質問になりますが、いつまでに事業を完了させる計画なのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 本計画道路は事業化に至っていないため、スケジュール等は具体的に示されておきませんが、本市としましては、早期の整備の実現に向け、今後も引き続き千葉県に協力してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ぜひスピード感を持って進めていってほしいというふうに思います。せっかくの妙典橋がもったいないのかなというふうに思います。新湾岸道路の構想も、この二俣高谷線があることで、よりよい道路になると思います。また、説明の中でもありましたが、田尻二俣線の船橋区間を通るところは既に完成して、市川市だけが手つかずでございます。ぜひ信篤地区の未来を考えて推し進めていただきますよう強く要望させていただき、次に移ります。

続きまして、小項目の3つ目、市川鬼高線ですが、我々の会派の代表質問でも触れました。改めまして、現在整備を実施している都市計画道路3・6・32号市川鬼高線の整備状況と整備完了予定時期についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

都市計画道路3・6・32号市川鬼高線につきましては、現在、外環道路との接続部から南八幡の保健センター前までの約650mの区間で整備を進めており、現時点の用地取得率は約99%となっております。整備状況としましては、令和3年度からは整備工事を進め、令和5年度は雨水管渠工事やガス管などライフラインの移設工事を進めております。令和6年度からは、道路築造工事や電線共同溝敷設工事を予定しており、整備完了は令和7年度末を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 令和7年度末には完成。確かにこの都市計画道路は、最終的に保健センターのさらに東側、ニッケコルトンプラザ通りまで整備する計画だったのかなというふうに思います。このニッケコルトンプラザ通りまで整備する計画は残っているのか、計画がある場合、整備完了予定時期はいつ頃を見込んでいるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

現在の事業区間の整備完了した後は、引き続き市道0117号ニッケコルトンプラザ通りまでの区間を今後の整備候補路線として考えております。この区間の延長は約600mで、幅員は現在の事業区間と同じ16mで計画しております。整備時期としましては、現在の事業区間の整備完了が令和7年度末を予定しておりますことから、今後は事業化に向けた検討や調査を進めるとともに、庁内関係部門とも調整を進めていきたいと考えております。

なお、整備完了予定につきましては、現時点で未定ですが、事業期間としましては、住宅が密集する地域における用地買収となるため、その進捗状況にもよりますが、おおむね11年間ぐらいを想定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 計画は残っていて、まずは保健センターまでと、その次は11年間くらいのスピード感で次の区画。確かに本市の交通事情を鑑みますと、東西に抜ける道路を造ることは大切なことかなというふうに思います。ですが、ちょっと私としては、なぜこの区画が本市の都市計画道路の最優先路線なのか全く理解できません。これは、以前にも都市計画道路の質問の際に申し上げましたが、本当にこれは木下街道より、二俣高谷線より優先順位が高い路線なのでしょうか。改めまして、この都市計画道路が優先して整備される理由をお聞かせください。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 この路線を整備優先とした理由につきましては、外環道路の整備に合わせ、外環道路に接続する重要な道路ネットワークの構築と、早期の整備効果を発現する観点などからでございます。また、令和4年9月に策定した都市計画道路整備プログラムにおいて、費用便益比、都市構造上の位置づけ、防災機能等から検討した結果においても、優先度は高い評価となりました。

本路線の整備は、国道14号やニッケコルトンプラザ通りの渋滞緩和とともに、本八幡駅南口と市役所第2庁舎を結ぶバリアフリー経路や、大和田小学校の通学路となるなど高い整備効果が期待されていることから、引き続き実施に向けた調整を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 百歩譲って先に保健センターからコルトンプラザ通りまでの一方通行区間を相互通行が可能な幅員まで拡幅して東西に抜けることが可能になるならば、大変すばらしい取組なのかなというふうに思いますが、既に相互通行ができており、あまりにも危険な路線でもなかった行徳街道から外環道路までの区間は先にやる必要がありましたでしょうか。ならば、その北側、市川工業高校さんとか平田小学校の通りのほうがよっぽど幅員が狭く、抜け道として利用されており、無電柱化の必須区間に感じます。東西に渡るルートを増やすことよりも、南北に渡るルートを増やすべきで、答弁にもあったコルトンプラザ通りの渋滞も、南北に抜けるルートがあれば、車も減ります。もっとも木下街道が産業道路まで抜けることができれば南北に渡るルートも含め、今推し進めている3・6・32号市川鬼高線よりも優先度が高い気がしてなりません。既に進めてしまっている路線で、今の状態から中止してくださいとも言いませんが、ほかにも重要路線があります。そちらも同時進行で進められるよう、力強く要望させていただき、次の項目に移ります。

続きまして、小項目の4つ目、小栗原架道橋についてお伺いいたします。さきの議会でも別の議員が聞いておりましたが、今、小栗原架道橋が通行できないことによって、京葉道路を越える信篤地区への往来が非常に混雑してしまっております。もちろんよくするための工事ですので、我慢の時期なのでしょうが、現在の小栗原架道橋の進捗状況をお聞かせください。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

小栗原架道橋は船橋市との行政境に設置されており、船橋市が市道として管理している幅員6mの道路でございます。この架道橋の整備につきましては、車両の交通量が多いことから、歩行者の安全な歩行空間を確保するため、船橋市側に幅員2mの歩道を新たに拡幅整備する計画で、令和元年度に事業化されたものでございます。費用負担につきましては、両市民が利用する道路であることから、船橋市及び市川市の行政区域界に係る小栗原架道橋の建設に関する基本協定に基づき、それぞれ2分の1ずつを負担しております。整備費としましては、総額で約6億7,000万円を見込んでおり、本市の費用負担額としては、国庫補助金の交付額にもよりますが、約3億2,000万円を見込んでおります。

現在までの進捗状況としましては、令和元年度から3年度まで予備設計及び詳細設計を行い、令和4年度より橋の下部工工事に着手し、現在も施工中の状況でございます。この下部工工事負担金につきましては、令和4年度の負担金を今年度の一部繰越し対応しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 幅員を広げるための工事ということは理解しております。何度も夕方のニュースに危険な橋

として取り沙汰されておりましたので、必要な工事なのかなというふうに思います。

それでは、再質問させていただきますが、現在はどのような状況で、どのような工事を行っているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

現在施工中の下部工工事は、京葉道路横断部に歩道専用橋の土台を構築するための工事でございます。この下部工工事につきましては、当初、令和4年度中の完了予定としておりましたが、既存擁壁の構造が当初の想定と異なっていたことなどから、工法の見直しを行ったことにより、工期の延長が必要となったため、今年度に繰り越し、工事を継続している状況でございます。現在は歩道専用橋の橋台のコンクリート打設工事を行っているところであり、車両は通行止めで、歩行者のみが通行可能な状況となっております。このことから、小栗原架道橋の周辺道路には、交通規制や迂回路の案内板等の看板を複数箇所設置するとともに、市のホームページにも規制情報を掲載するなどの周知に努めているところでございます。下部工工事の工期は本年12月末までを予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 下部工工事が本年の12月まで、つまりあと3か月。では、小栗原架道橋の完成時期はいつになりますでしょうか、お伺いさせていただきます。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

今後の工程といたしましては、今年度は、現在施工中の下部工工事を進めるとともに、橋桁の設置を行う上部工工事にも着手する予定でございます。翌6年度は、橋の両端の地上部と擦りつく斜路部の擁壁と路面の改良工事を行い、令和6年度末の完成を予定しております。本市といたしましては、工事期間が長期にわたることから、周辺住民等への周知や安全対策などについて、船橋市と連携し、協力しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 令和6年度末、まだ少し先になるのかなというふうに思います。周辺の安全対策を進めてくれるとのございますので、何点か要望させていただきます。あそこを通過するのは地元の方が大多数です。その点で、小栗原架道橋の東西、アンダーパス部分とショップス横の橋が今大混雑しているのはさきに述べたとおりでございますが、大混雑したからこそ分かった問題点がございます。まず、アンダーパス側で言えば、原木駅方面から北側へ抜けたファミリーマート側、つまり西側の船橋市域になりますが、歩行者のためにブロックがあって安全対策になっているのは確かなのですが、出っ張り部分のせいで車の下部をぶつける方が相当数いるようでございます。あそこのブロックをよけて手前で待つ方ならいいんですけども、ブロック部分で信号待ちを行うと相互通行ができなくなります。交通量が少なければ目立たなかったことだと思いますが、ぜひ船橋側とも交渉していただき、東側へ道路の拡幅をしていただきますよう要望させていただきます。

また、ショップス側の橋に関しましても、南に渡り丁字路になります。オーケストアというスーパーができたことも相まみえ、交通量も多ければ、自転車の往来、歩行者の往来も増えました。既に自転車同士や自転車と車の軽微な事故も起きております。丁字路なんて言いながらも、南に抜ける細い道があります。ほぼ十字路のかなというふうに思います。丁字路の突きあたりは確かに会社の民有地になります。交通量を鑑みますと、カ

ーブミラーの設置は必要不可欠のかなというふうに思います。一時的に路面へ注意喚起の文字を記入していただきましたが、カーブミラーの設置も要望させていただきまして、完成まで再度質問させていただきたいというふうに思います。

以上で大項目の2つ目を終えさせていただき、大項目の3つ目、消防行政に移ります。

東京都医師会において新型コロナウイルスは第9波に入っていると9月12日に報道されました。ですが、5類に移行され、消防の出動件数もピーク時から随分減ったのかなと想像しております。そこで、コロナ禍にあった昨年と今年の出動状況と現状についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

コロナ禍にあった昨年1年間の救急出動件数は2万7,114件で、過去最多の件数を記録いたしました。今年は8月末までに1万9,247件の救急出動があり、昨年の同時期と比べて1,270件増加しております。続いて救急事故種別の内訳でございますが、急病が全体の約68%で、一般負傷が約15%、交通事故が約5%となっており、この傾向は、過去5年間同様な状況となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症に関わる救急出動の現状でございますが、5月以降、千葉県内のコロナ感染者数は増加傾向にありますが、市内のコロナ感染者の救急出動件数は、8月末までに677件で、昨年の同時期と比べますと546件減少し、減少率は45%と大幅に減少しております。このようにコロナ感染者の救急出動件数は減少していますが、市内の救急出動件数は過去最多の件数を記録した昨年よりも、さらに早いペースで増加しており、救急業務を圧迫している状況が続いております。

このような中、消防局では、市民の皆様が安定的かつ持続的に救急車を利用できるよう、引き続き救急車の適正利用について広報しているところでございます。また、逼迫する救急業務を担う救急隊員の勤務環境の改善を図るなど、救急業務を円滑に遂行できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 コロナの要因での出動件数は大幅に減ったということでございますが、ほかの件で出動件数が増加しているということ、正直びっくりいたしました。確かに今年の暑さは尋常ではなかったと思いますし、熱中症での出動も多かったのかなと思います。コロナ禍よりも出動件数が多いということに大変驚愕しております。熱中症で道の木陰で座り込んでいる方を一度介抱したことがあります。そういう部分でも出動件数が増えたのかなというふうに思います。

今申し上げた道の木陰で座り込み、休んでいる方もおります。次の質問になりますが、要救助者の発見、火災予防の観点から、消防局が行う巡回広報、つまりパトロールの現状と経路について、また消防団との連携についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

消防局の巡回広報の現状につきましては、空気が乾燥し、火災が発生しやすい12月から3月にかけて、また、災害現場から引き揚げる際など、様々な機会を通じて消防車両で市内を巡回し、火災予防などを呼びかける広報活動を実施しております。令和4年中は227回、延べ865名で実施しているところでございます。巡回広報の経路につきましては、人が多く集まる駅や大型マンションの周辺など、広報活動がより効果的になるように、日々変更して実施しているところでございます。

また、消防団との連携につきましては、年間を通してそれぞれの分団が管轄する区域において行っている地域

に密着した巡回広報に加え、毎年12月中旬から年末にかけて行われる歳末火災予防運動と併せて、歳末特別警戒において消防局と消防団が連携し、警備体制を強化するとともに、巡回広報を実施しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 たくさんの人員がたくさんの場所でパトロールを行っているということ、把握できました。

火災予防の観点から次の質問に移りますが、近隣の浦安市で5月3日から連続して放火と思われる火災が発生いたしました。これを受けて、本市の現在の不審火対策等、今後の取組についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

現在、消防局では不審火への対策として、消防車両で行う巡回広報のほか、市川市公式ウェブサイト、SNSを活用し、注意喚起を行っております。本市または隣接する地区で不審火が連続して発生した場合には、市の関係部署や警察と連携し、情報の共有を図りながら、巡回を強化して対応しております。

今後の取組につきましては、大型マンションや事業所が定期的に行う消防訓練など、市民に接する機会を活用して、不審火の発生した時間帯や、どのような場所で発生しているかなどの情報を提供し、敷地内の定期的な点検を促すなど、官民協力体制で不審火を防止するよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。何が言いたいかと申し上げますと、隣接市の浦安市で放火が起きました。本市で放火が起こってもおかしくありません。私の住む市境部分で市民からお話をお伺いしました。狭隘道路がたくさんあり、空き家もたくさんあり、家の前に消防パトロールが来ているのを見たことがない、市境だから来ないのか、浦安で放火が多発したから心配だとの声を聞きました。そういった火災が多発してしまう外部的な要因の時期や、乾燥などの季節のタイミングにおいて、もっと細かくパトロールを行ってほしいというのが要望でございます。

コロナ禍が明けて出動件数も減り、たくさんパトロールができるようになりましたよねとの観点で、この質問に至りましたが、出動件数が増えている状況を鑑みますと、なかなか人員を割くということは難しそうだなと感じました。

そこで消防団との連携になります。今回5月に近隣浦安で火災が多発した際にも、消防団は平常どおりの活動でした。局から、一大事です、一緒に予防警戒しましょうと声をかけられたら、共に巡回広報を増やしていたのかなというふうに思います。もちろん団のほうからパトロールを増やしたいと言われれば、局も喜んで対応していたと思いますが、この都市部、市川市において、消防団員は自分の仕事を差し置いて消防活動に協力できる方があまり多くないのかなというふうに感じております。局側から歩み寄っていただいて、予防警戒ができるシステムの構築をお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。消防行政の一端なので、今の流れとは全く別の話になりますが、防火管理講習の件になります。コロナ禍に開業した飲食店の方から、講習は回数も少なく、オープン準備で大変忙しい中、防火管理講習を受けるのはすごく大変だったとお伺いいたしました。そこで、防火管理講習の概要と受講者の要件などの現状はどうなっているのか、また、今後の防火管理講習の在り方についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

初めに、防火管理講習の概要についてでございます。防火管理制度とは、学校や病院、工場など多数の者が勤

務し、または出入りする建物において防火管理者を定め、火災の発生を防止し、万が一火災が発生した場合でも、被害を最小限度にとどめる消防法に定められた制度でございます。この制度の主体となる防火管理者は、必要な学識経験を有する者を除き、あらかじめ防火管理講習を受講しなければなりません。本市では、この講習を消防局で行っております。

次に、本市が行う防火管理講習の受講要件としましては、市内に居住し、または市内の事業所に勤務されている方で、防火管理業務を適切に遂行できる管理的、または監督的な地位にある方と限定しております。本市が行う講習は、甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習がございます。このうち受講希望者が最も多い甲種防火管理新規講習の実施状況につきましては、今年度は既に3回実施しており、次回は12月、さらに、来年の2月に開催を予定しております。会場は消防局で、定員は1回当たり130名としております。

今後につきましては、引き続き市民の皆様が受講しやすい講習となるように、開催方法や開催回数、実施日など考慮して開催してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 国松議員。

○国松ひろき議員 御答弁ありがとうございました。もろもろ私自身でも調べたら、コロナ禍は講習回数を減らしていて、今年4回というのがオーソドックスということ、理解できました。ですが、別の方からも要望いただいております。開催回数を増やせないか、開催日によって時間をずらすことはできないか、講習を科目化して分割して受講できないかなど様々なお声をいただいております。私なんかよりも消防局自体がたくさん要望をいただいていると思います。ぜひ市民が利用しやすいよう、たくさんの方が火災予防のためにも受講できるように、要件の緩和や制度の改革などを要望させていただき、私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 門田直人議員。

○門田直人議員 おはようございます。会派れいわ新選組の門田直人でございます。通告に従いまして、初回より一問一答形式で一般質問いたします。

最初の質問といたしまして、大項目1つ目の旧市立リハビリテーション病院について伺いたいと思います。

話は一転、昨日は敬老の日でありましたが、市川市内の高齢化率も20%を超えて、2040年には30%近くになる予想が立てられております。そういう高齢化に関連しまして、市川市内にある病院について質問いたしたいと思っております。

この病院は柏井町4丁目にある病院で、皆さん御存じだとは思いますが、現在、タムス市川リハビリテーション病院と呼ばれております。この病院について、複数の市民の方々から、民営化し、今年度末に売却予定とは知らなかったというお声をたくさんいただきました。今までの過去の議事録を調べましたところ、この病院開設や運営、民営化については、何十回も市議会などで議論されてはおりますが、しかしながら、市民に対しては、民営化や売却について周知する努力が非常に足りなかったと。当市が周知する努力が足りなかったという気がしてなりません。この病院について2つの主な視点、疑問点から今後質問していきたいと思っております。

1つは、病院の民営化、売却について、市民への周知徹底が不足していたのではないかという視点ですね。2つ目は、先ほど総工費が140億円から150億円かかったと言われております。そういう市立病院、そういう病院が、今年度末には14億200万円で売却されると。そういう理由についてお聞きしたいと思っております。それが私の2つの疑問点でございます。

質問に入ります。(1)令和5年、これは2023年ですが、今年ですね。今年度末に売却が予定されているこの病

院を開設した経緯についてなんですが、当病院を含む保健医療福祉センター、これは総称の名前なんですが、平成10年、1998年に開設されたと聞いております。設立当初からリハビリテーション病院、老人保健施設、デイサービスセンターなど、高齢者を対象にした施設で構成されていますが、なぜこのような高齢者を対象とした施設を平成10年に設置したのか、その経緯を伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

リハビリテーション病院、介護老人保健施設、デイサービスセンターの3施設で構成される保健医療福祉センターは、平成10年9月に開設されました。その建設については、昭和59年に設置されました市川市医療施設等対策審議会において審議がされております。その結果、新たな市立病院の設置については、高齢化社会を迎えるに当たり、老人のための保健医療、さらには福祉との関わりを持つ多目的医療施設が必要であるとの答申が昭和62年2月に示されたところでございます。その後も同審議会において保健、医療、福祉の複合的な機能を備えた施設の設置が具体的に検討され、市川市に寝たきりの老人をつくらないという理念の下、保健医療福祉センターの建設に至ったものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。1987年、昭和62年に当該施設が必要という答申があったそうでございますが、これはバブル時代ですね。1986年から1991年にかけてバブル時代が始まった時期に不動産価格や株価が急上昇し、社会全体が今までにない好景気を実感した時期でしたが、今から考えますと、この病院計画はバブルに乗った形で進んでいった感じがいたします。しかし、病院設置はバブルがはじけた後に建設がされたと、設置されたと。何か非常に違和感を感じております。設置時の状況認識、財政計画が甘かったと考えるのは私だけでしょうか。

再質問いたします。リハビリテーション病院は、統計上、利益が出にくいと言われている病院にもかかわらず——これは一般的にそう言われているんですが、バブルが完全にはじけている1998年、平成10年にこの病院を開設した。そのような状況で、なぜ当市は不採算部門と言われる病院を140億円という巨額の総工費、つまり市民の血税を使って建築したのか。地元や、あるいは政治家から何か要望があったんでしょうか。再質問でございます。よろしく申し上げます。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、保健医療福祉センターの設置に当たりましては、昭和50年代から市川市医療施設等対策審議会において議論をしております。その議論を踏まえ、土地の買収や設計、工事、職員の採用、組織づくりなどを段階的に進めており、平成元年頃から土地の買収と設計業務を進めております。これらの状況により、費用面を含めて計画は妥当であると判断された上で事業が進められたものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。まとめたいと思います。御答弁にありましたが、しかしながら、もう少し具体的な当時の議論や状況判断についての答弁をいただけるかと思いましたが、残念でございます。1980年代の頃のお話なので、答弁に関する資料、データが非常に見つけづらかったのかもしれないけれども、非常に残念でございます。

次の質問に移ります。(2)医師が確保できないなどの理由で、設立から僅か約20年で民営化されたことについて

てでございます。リハビリテーション病院は2019年、平成31年4月1日に民営化されましたが、どのような理由で民営化されたのか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

保健医療福祉センターに設置されたリハビリテーション病院や介護老人保健施設につきましては、利用者数は多かったものの、人件費比率が高く、赤字が続いている状況でございました。また、民間のリハビリテーション病院や介護老人保健施設の設置が進んできたこともあり、平成25年に保健医療福祉センターの在り方について、庁内での検討が行われたところでございます。その検討の結果といたしましては、介護老人保健施設については、市内に民間の施設が多数設置されていることや、一般会計からの多額の繰入れが必要であることを踏まえ、民営化することが望ましいとされたことから、同施設につきましては、平成28年4月に民営化されたところでございます。

また、リハビリテーション病院については、独立採算制を強化し、経営の自由度を上げ、経営改善を行う手法を取ることで直営を維持するとの結論に至りました。しかしながら、医師を派遣していた大学病院医学部の意向により、平成29年4月以降は医師の派遣が継続されないこととなりました。そのため、市において医師確保を試みたところではありますが、確保できず、直営による病院継続が困難になりましたことから、病院事業の継続のため、民間法人へ経営移譲を行い、民間のノウハウを活用した運営ができるのではないかと考えの下、民営化したものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。当時の議事録などを見ますと、赤字になり、一般会計からの資金投入は開設してから間もなくあったようでございます。当時の民営化ブームに便乗し、民営化ありきの対応で民営化が進んでいったのではないかと推測しております。

再質問させていただきます。リハビリテーション病院や介護老人保健施設の民営化のプロセスはどのようなものだったのか。また、赤字はいつからだったのか。病院の民営化のきっかけとなった医局の引揚げ、これは医師の引揚げですね。医師の引揚げの理由は何なのか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

まず、病院と介護老人保健施設の赤字につきましては、開設当初からとなっております。

次に、介護老人保健施設の議決についてですが、平成27年9月定例会で介護老人保健施設の廃止について議決されており、平成28年4月から民営化されております。また、リハビリテーション病院の議決についてですが、平成30年2月定例会で病院の廃止について議決されており、平成31年4月から民営化されております。

次に、リハビリテーション病院の大学医局の医師引揚げ理由についてであります。医局からは明確な理由の提示はありませんでしたが、民間病院の医師派遣希望の増加、給与や研究環境面の民間病院との差異などが背景にあったと伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。まとめたいと思います。介護老人保健施設は当初から赤字だったそうですが、開設当初から赤字になることを想定できたのに、なぜ20年もたって民営化したというのは、あまりにも計画性がないと思います。







○稲葉健二議長 門田議員に申し上げますが、先ほど来数回、400億という発言をされています。400億は訂正されますか。

○門田直人議員 ごめんなさい。間違えました。14億200万円です。

○稲葉健二議長 14億、140億ではないんですか。どこの部分を……。

○門田直人議員 要するに総工費が140億円、売却が14億ということです。

○稲葉健二議長 そうなんですけど、何回か400億という言葉が使われていたんですけど。

○門田直人議員 ちょっとその箇所を言うていただければ訂正します。

○稲葉健二議長 それに合うような形の訂正をするということではよろしいでしょうか。

○門田直人議員 そうですね。はい。

○稲葉健二議長 じゃあ、議長のほうで後刻、その部分は相談して訂正をしていただきます。

○門田直人議員 分かりました。失礼いたしました。

○稲葉健二議長 どうぞ、続けてください。

○門田直人議員 次に、大項目2つ目についてなんですが、これも医療関係のお話でございます。3次救命救急という、そういう言葉がございますが、3次救命救急機関の設立の必要性について伺います。

私は今、60代後半になりまして、市川市北西部に40年以上住んでおりますが、もし真夜中に生命の危険性が高いと言われる疾患、例えば心筋梗塞とか脳卒中などになった場合、救急車をお呼びして、どこの病院に搬送されるかということを考えるときがあります。その理由は、3次救急医療機関が市川市北部にはないからでございます。基本的な話で恐縮ですが、1次、2次、2.5次、3次までの救急医療体制についてちょっとお話ししたいと思います。これはホームページなどを見るとよく分かる話なんですが、1次救急医療機関といいますと、かかりつけのお医者さんとか主治医の方のところに行って病気やけがの初期治療を受けるという機関でございます。2次救急医療機関というのは、精密検査や入院、手術が必要な患者が対象でございます。2.5次というのがあるんですね。2.5次救急医療機関というのは、例えば市川総合病院なんかはその部類に入ると思います。これは2次医療機関で対応できない高度な医療が必要な患者が対象でございます。しかしながら、市川市には3次救急医療機関があるとは言い切れません。9月1日に東京ベイにございます病院が——皆様御存じの、正確に申し上げますと東京ベイ・浦安市川医療センターですか、これが9月1日から3次救急医療機関になりましたけども、これは熊谷市長も今年の5月に訪問されて、そういうことも調べられたんだと思いますが、そういうことで……。

○稲葉健二議長 門田議員、熊谷市長でなく……。

○門田直人議員 熊谷県知事でございます。失礼いたしました。

話を進めますと、市内には2.5次医療機関というものが市内外に5つあります。でも、市内には2.5次というのは3つしかございません。これは国立国際医療研究センター国府台病院と、あと、さっき言いました東京歯科大学市川総合病院、それと行徳総合病院でございます。これが2.5次ですね。

最後に、3次救急医療機関についてお話しいたします。これがメインの話でございます。これは先ほど言いましたように、生命の危険性の高い疾患に24時間365日体制で対応します。繰り返しになりますが、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷などの重篤な症状の患者が対象でございます。県内では15の医療機関がございます。これは長くなりますので全ては申し上げません。15ありますね。市川市は東葛南部という医療圏に属しております。東葛北部というのは松戸市とか柏市とか、そういうところでございますが、東葛南部には、これは市川周辺という意味ですが、東京ベイ・浦安市川医療センター、2つ目は順天堂大学医学部附属浦安病院、3つ目は船橋市立医療センターですね。それと東京女子医大八千代医療センターがございます。東葛北部には松戸市立総合医療センター、6つ目には東京慈恵会医科大学附属柏病院でございます。

前口上が長くなりましたが、それでは質問に入らせていただきます。

(1) 3次救命救急センターは、近隣市の船橋、松戸、浦安、柏、八千代などに設立されています。しかし、50万人近くになっている都市の市川市北部にはございません。東京ベイというのは、半分市川市という声もありますが、敷地的に市川市に半分、浦安市に半分かかっているから、あれは市川市、昔の葛南病院の影響で、やっぱり市川市のものだと考える人もいらっしゃるかもしれませんが、私は基本的には市川市には、行徳以北にはないと思っております。3次救命救急センターの本市設立に関する本市の今後の対応について伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

救急医療などの医療体制の整備につきましては、千葉県が策定する保健医療計画に基づいて行われております。救命救急センターをはじめとする救急医療につきましても、この保健医療計画に基づき整備がなされているところでございます。保健医療計画では、多種多様な医療の整備を行うため、千葉県内9つの保健医療圏を設定しており、本市は浦安市、船橋市など6市が含まれる東葛南部保健医療圏に属しております。この保健医療圏内において、9月1日に東京ベイ・浦安市川医療センターが新たに救命救急センターの指定を受けたことにより、当該医療圏内4か所目となる救命救急センターが整備されたこととなりました。また、同日に順天堂大学医学部附属浦安病院が広範囲熱傷など特殊な患者への対応を行う県内2か所目となる高度救命救急センターの指定を受けており、本市の救急医療体制につきましても、さらに強化されたものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。しかしながら、県の方針などを御答弁されているだけで、市川市の自治体としての御意見に適切にお答えいただいていると思いません。市川市の立場や意見をもっと御答弁していただきたかったと思えます。

まとめたいと思います。県の策定による保健医療計画でありますので、市消防局からの御答弁ではなくて、消防局からいただいたデータを基にお話ししたいと思います。9月1日から、先ほど申し上げました東京ベイ・浦安市川医療センターが、県から3次救命救急センターの指定を受けました。それによって行徳地区は非常に安心できる状況になったと言えると思えます。しかしながら、行徳地区より北部の市川市に関しては、私は救命救急の意味で充足している状況にはないんじゃないかと思っております。3次救命救急的な役割を市内の2.5次病院、市川総合病院や国府台病院などが補完している形になっていると。消防局のほうで頂いたデータから、それがうかがえます。そのデータによりますと、これは医療機関別搬送状況というデータを消防局から頂いたんですが、それを調べますと、表面的には充足しているように見えます。その理由として、1、船橋市や松戸市、東京ベイ・浦安市川医療センターにはあるドクターカーが市川市にはない。特に北部にはないということですね。2、大災害時の救命救急体制、これは2次とか2.5次救命救急病院に関してですが、大災害時の救命救急体制への対応などについて不安を感じている市民も少なくないというような問題がありますね。昔いろんな大震災が起きて、トリアージという言葉がありました。トリアージがどうなるのかとか、そういう問題でございます。市民に対して、市北部に3次救命救急センターがなくても不安になる必要がないならば、そのことについて市民に周知徹底することを本市にお願いしたいと思います。

次の質問、(2)に移ります。東葛南部という言葉在先ほど申し上げましたが、県の保健医療圏における3次救命救急の在り方に対する本市の認識についてお伺いしたいんですが、県は保健医療圏単位で病院の整備を進めて、東葛南部に属しているから、東京ベイにあれば北部のほうには救命救急センターはなくてもよいというような御答弁になるかもしれませんが、市が自ら3次救命救急センター整備を県に対して要請、要望していくという

必要もあるのではないかと思いますので、3次救急に関して、在り方に対する本市の認識を伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

救急医療が必要な傷病者が出た場合は、その症状の程度に応じて適切な医療を受けられるよう体系的な医療体制が整備されております。具体的には、高度な医療に対応する救命救急センター、入院や手術が必要な場合に対応する比較的規模の大きな救急告示病院、入院などが不要な初期診療に対応するかかりつけ医や急病診療所と、機能ごとにそれぞれ整備がされているところでございます。本市の場合は、医師会や各医療機関の協力の下、市内外の救命救急センターや救急病院で傷病者を受け入れる体制を構築しており、十分な機能を果たしているものと考えております。

また、救命救急センターに指定された東京ベイ・浦安市川医療センターは、かつては市民病院として運営されておりました。そのため、土地は両市の共有であり、民営化による建て替えの際にも、両市が補助を行っていることや、運営についても病院と両市が連携をしながら進めていることなど、引き続き本市の地域医療において重要な役割を果たしているものと考えております。

このような状況や県の計画を踏まえますと、新たに救急医療を目的とした市立病院の整備は難しいと考えますが、今後も市民に対して必要な医療提供が行われるよう、県や関係機関等と引き続き連携を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 門田議員。

○門田直人議員 御答弁ありがとうございます。この問題は、千葉県だけではなくて厚生労働省も関わったお話だと思いますので、非常に複雑な問題でありますので、一概に市に対して要望して問題が解決するわけではございません。

そういう意味で、最後にまとめたいと思います。3次救急医療センターの東京ベイ・浦安市川医療センターへの指定によって、先ほど申し上げましたが、市川市でも行徳地区は非常に安堵されている住民の方々が増えていくと思います。その一方で、さっきも言いましたように、市川市北部では、果たして救命救急体制に不安はないのだろうかという疑問が湧いてきます。消防局に5年分データを頂いたんですが、昨年度の市外への3次医療機関搬送人員については、順天堂大学医学部附属浦安病院に133人が搬入されて、松戸市立総合大医療センターには27人、船橋市立医療センターには9人、千葉県救急医療センターには9人などと計186人でございました。このデータの的に考えますと、市川市は3次救命救急に関しては、一見充足しているような感じがいたしました。しかしながら、市民病院の設置を市民が望む声があるのは否定できません。これは3次救命救急を含むという意味でございますが、保健部によりますと、現状では、新たに救急医療を目的とした市立病院の整備はできないとおっしゃっておられますが、もし必要な場合は、東葛南部とか東葛北部というような県が決めた保健医療圏に対して異議を唱えることも必要ではないかと考えます。これは本当に市民的な感覚なんですけど、議会人としてではなくて、政治家としてではなくて思うんですが、近隣市の松戸市、船橋市、浦安市、八千代市、柏市にもある3次救命救急機関が、なぜ市川市という50万都市にはないのか、設置できないのかという思いを1人の市民として強く感じております。

最後に、ドクターカーが市川市にないということについてお話し申し上げたいと思います。先ほど申し上げましたが、近隣市にはドクターカーでラピッドカーというのもございますね。ラピッドカーは、これは順天堂大学医学部附属浦安病院でございますが、これはドクターカー的な寝台のない、要するに寝るところのないドクターカーでございます。それが行徳以北の病院にはございません。市川市には3次救急医療機関も必要ですが、ドクターカーの導入もぜひお願いしたいと思います。

具体的に言いますと、船橋市立医療センターにはドクターカーがあります。東京ベイ・浦安市川医療センターにはドクターカーがあります。これは旧葛南病院ですね。順天堂大学医学部附属浦安病院、先ほど言いましたが、これは患者を搬送する寝台がないラピッドカーがあるということです。市川総合病院、国府台病院にはない。松戸市立総合医療センターにはドクターカーが3台あります。これは電話して調べましたけれども、やっぱり近隣の市と比べて市川市の医療体制のちょっと物足りなさを感じたところでもございました。

長々と話しましたが、門田直人の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○稲葉健二議長 門田議員に申し上げますが、議場における発言に当たっては、先刻、慎重を期し、正確さを欠くことのないように、先ほど議長から注意をいたしました。今回の質問に対して、先ほどの400億も含め、議長において後刻調査の上、まとめた形で訂正をさせていただきますので、その旨、よろしく願いいたします。

○門田直人議員 はい。分かりました。失礼しました。よろしく願います。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2一般質問を継続いたします。

ほどだゆうな議員。

〔ほどだゆうな議員登壇〕

○ほどだゆうな議員 皆さん、こんにちは。創生市川のほどだゆうなです。早速ではございますが、通告に従いまして、初回総括2回目以降一問一答の形式にて一般質問をさせていただきたいと思っております。

市川市を魅力ある自治体に、これは全ての市議会議員や理事者にとっての共通の目標だと思います。将来のよりよい市川を考える市川市総合計画I&Iプラン21は「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまちいちかわ」を将来都市像として定める基本構想を最上位に、基本計画及び実施計画から構成されています。今後の施策を考えるに当たって非常に有意義で、とても丁寧につくり上げられているものなのですが、市民目線で考えると、身近なことに落とし込みにくく、いまいちぴんとこないかもしれません。主役である市川市民が誇りを持てるコンテンツを、もっと分かりやすく提示することが必要なのではないかと考えます。

そこで、市川市民が分かりやすく、市川を推せるブランドの構築が求められていく、市川市民が誇りを持つことができるよう、より深く検討していただきたいことのうち、今回の質問では、教育、北千葉道路と市川の梨、文教都市、子どもの安全の4つの項目につきまして質問させていただきたいと思っております。

大項目1、初めに、市川市内唯一の義務教育学校である塩浜学園についてお伺いします。

我が国の人口は2008年をピークにして減少傾向にあり、少子・高齢化の進展が進み、子どもの数が減少することが予測されています。本市においても、市内の小中学校の在籍人数は減少傾向にあり、少子化など社会情勢の変化に応じた教育の在り方を常に検討し続ける必要があると考えます。塩浜学園は小中一貫教育を行っている学校です。県下初めての義務教育学校としたこと、革新的な取組として大変評価をしておりますが、塩浜学園は小中一貫教育における構想から10年、小中一貫校となって8年、新校舎が完成して3年がたちます。ここまでの塩浜学園での小中一貫校としての状況や成果等の評価を行い、今後の本市の教育の方針について検討をするよい時期なのではないでしょうか。いま一度原点に立ち返り、改めて塩浜学園の意義を考察し、今後の本市の教育の在り方について考えたいと思っております。

そこで3点お伺いします。

(1)塩浜学園の開校の目的と経緯について、ここまでの確認のために改めて聞かせていただければと思います。

次に、(2)義務教育学校としての概要と特色ある取組についてお教えてください。

そして、(3)としてお伺いします。モデル校として革新的、かつ一定の成果が見られるという判断なのであれば、それをフィードバックして、市内ほかの小中学校へ広げていくことが次の一手であるように考えます。本市として塩浜学園のこれまでの状況を踏まえて、今後どのように教育を展開していこうとお考えなのかお教えてください。

次に、2つ目の大項目、北千葉道路と市内北部のまちづくりについて質問いたします。

北千葉道路とは、外環道と成田空港を最短で結ぶ計画延長約43kmの幹線道路です。外環自動車道を市川北インターチェンジを越えて松戸方面に走ると、松戸インターチェンジの手前、堀之内2丁目辺りに新たな分岐のようなものが造られていることが確認できます。県のウェブサイトによると、これは仮称北千葉ジャンクションといい、外環自動車道と北千葉道路を結ぶ完全地下構造のジャンクションとなっているとのことです。北千葉道路の事業自体は県の事業となりますが、市川市民、とりわけ地元住民の方々にとっては、生活が大きく変わる可能性のある事業です。よりよい変化となるよう、本市においても周知や地元住民の理解を得るための活動をされていることと思いますが、私からは、以下の3点につきまして質問をさせていただきます。

まず、(1)改めて北千葉道路の計画と現在の状況についてお伺いします。

また、(2)本市を通る予定の北千葉道路は、大町地区にて梨の生産を行っている農家にとって大きな影響があると考えます。どのような影響が考えられるのか。また、現在の計画では、農地面積はどの程度減少するのか伺います。

北千葉道路が開通するに当たって、市内北部地域の様相は大きく変化するものと考えます。今後、北千葉道路の整備により、周辺のまちづくりが進むものと期待されますが、(3)として、北部地域の都市計画をどのように考えていらっしゃるのか伺います。

以上3点につきまして、後ほど御答弁願います。

続いて、大項目の3つ目、市立図書館についてお伺いします。

市川市は古くから住宅地、文教地区として発展してきた町であり、日本画家東山魁夷、小説家永井荷風、詩人北原白秋など数多くの文化人が好んで暮らした場所です。田中市長も令和4年の所信表明において、「インテリジェンスあふれる自然豊かな文教都市の魅力をさらに高めるために」、全力で取り組んでまいりたいとおっしゃっています。図書館は社会を取り巻く様々な課題や個人の生き方について、市民一人一人が自由に学び、必要な知識を得て、考え、意見をつくり上げるための資料と学習の場を提供する生涯学習機関です。市民が情報を得て学ぶことができ、住みよい地域社会の形成に貢献することによって、本市の基本目標の一つである「真の豊かさを感じるまち」の実現をかなえる一助となつていただくことを願います。

来る2024年には中央図書館の開館30周年を迎えます。節目を迎える前に、よりよい市民サービスの向上のため、そして市内の図書館文化をより一層深めるため、幾つか確認したいことがあり、以下3点につきまして質問をさせていただきます。

(1)新型コロナウイルス感染症の拡大により、図書館の利用状況はどのように変化したのでしょうか。過去5年間の利用者数とリクエスト数の推移についてお伺いします。

(2)次に、今年から市民提案型イベント・企画の実施がスタートしたことを知りました。ウェブサイトで調べてみると、とても面白そうな企画に興味を持ちました。この取組の実施について、その目的や概要についてお伺

いします。

(3)「インテリジェンスあふれる自然豊かな文教都市」を目指すに当たり、図書館の持つ役割は大きいものと考えておりますが、本市は文教都市をアピールする取組として、どのようなことを行っているのでしょうか。今回はそのうち図書館の取組に絞ってお伺いをいたします。

最後に、大項目の4つ目として、大柏小学校の通学路である市道3138号についてお伺いします。

大柏小学校は市川大野駅の近くながら、自然豊かな高台にあるすてきな小学校です。また、市道3138号は市川大野駅のほうから大柏小学校に向かう比較的急な坂で、子どもたちはランドセルを背負いながら、一生懸命この坂を上っています。この坂は頑張り坂と呼ばれていて、住民の方々に愛されている生活道路です。この頑張り坂で、現在、歩道部分が通行止めとなっており、三角コーンとロープから成る仮歩道が設営されているという状況です。2023年6月2日の豪雨を覚えていらっしゃいますでしょうか。市内至るところで浸水が起り、交通が一時ストップした箇所もありました。歩道通行止めと仮歩道の設置は、この豪雨の被害への対応との認識をしておりますが、この対応とこの道路について、子どもの安全という観点から、2つ質問させていただきます。

まず、(1)2023年6月2日の豪雨による被害状況についてお聞かせください。また、被害を受けて、これまで本市として行った対応について詳しく教えてください。

そして(2)として、市道3138号の今後の補修計画について教えてください。

初回の質問は以上です。各部署の皆様におかれましては、御答弁くださいますようお願い申し上げます。

○つちや正順副議長 答弁を求めます。

藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目の1番目、塩浜学園についてお答えいたします。

初めに、(1)開校の目的と経緯についてです。塩浜学園の前身である塩浜小学校と塩浜中学校では、児童生徒数の減少が課題となっておりました。このため、小規模校ならではの特色や小学校と中学校の敷地が隣接している利点を生かし、新しい教育活動を工夫、展開していくため、平成24年度に小中連携の在り方の研究校として指定し、平成27年度からは両校合わせて小中一貫校塩浜学園といたしました。平成28年度からは、国の制度化に伴い県内初の義務教育学校となっております。また、令和2年8月には一体型の新校舎が完成し、それまで2つの校舎に分かれていたものが1つとなったことから、取組が進めやすくなり、より連携が深まったものと認識しております。

続いて、(2)概要と特色ある取組についてです。義務教育学校は、小中一貫教育の実施を目的とする学校です。修業年限は9年で、中学1年生から3年生が7年生から9年生となります。9年間を4年、3年、2年のように、学年段階の区切りを柔軟に設定し、発達段階に合わせた指導や活動を行うことができます。また、教育課程の特例を市の判断で定めることや、小学校段階からの教科担任制の継続的な実施が可能となるなどの特徴がございます。塩浜学園の取組としましては、5年生から一部の教科における教科担任制の導入や乗り入れ授業、部活動への参加、1年生からの外国語指導員による英語の授業などを行っております。また、教育課程の特例として、塩浜ふるさと防災科を実施し、3年生から9年生までの系統立てた学習活動を行っております。さらに、学年間の交流を目的に、合同の運動会、体育祭や合唱祭、文化祭、月1回の清掃活動などの縦割り活動を行っております。

続いて、(3)今後の展開についてです。塩浜学園は市内の小中一貫教育のモデル校としての役割を担っております。塩浜学園で得られた成果に基づき、現在、曾谷小学校、稲越小学校、東国分中学校から成る東国分爽風学園と、信篤小学校、二俣小学校、高谷中学校から成る信篤三つ葉学園を、学校同士が離れた環境で小中一貫教育を行う小中一貫型小学校・中学校としております。これらの学園につきましても、今後、成果と課題の整理など

を行い、将来的に施設一体型の義務教育学校とすべきか、具体的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 私からは大項目、北千葉道路と北部地域のまちづくりについての(1)と大項目、大柏小学校の通学路である市道3138号についてお答えいたします。

初めに、北千葉道路と北部地域のまちづくりについての(1)北千葉道路の計画と現状についてです。北千葉道路は、首都圏の国際競争力の強化に資するとともに、災害時における緊急輸送道路として機能する重要な道路です。全体延長約43kmのうち、鎌ヶ谷市初富から成田市押畑までの約30kmが開通しております。残る未開通区間は、千葉県で事業を進めている成田市押畑から同市大山までの約3.7kmの区間と、市川市から鎌ヶ谷市初富までの約9kmの区間となっております。未事業化区間を含む市川市から船橋市までの区間については、平成30年1月から千葉県により事業化に向けた都市計画の変更と環境アセスメントの手続が開始されました。都市計画の変更は令和3年1月に完了し、環境アセスメントの手続は同年2月に完了されています。その後、令和3年度に市川市堀之内から大町までの一般部3.5km及び専用部1.9kmの区間が、北千葉道路(市川・松戸)として、国の直轄権限代行業により事業着手され、同年12月から測量作業、令和4年9月から地質調査が実施され、現在は用地取得に向けた道路設計が進められております。全体的なスケジュールについて、国からは、現時点において示せる段階ではなく未定とのことでございます。

続きまして、大柏小学校の通学路である市道3138号の(1)2023年6月2日の豪雨による被害状況についてです。市道3138号は、大柏小学校前から市川大野駅方向へ下る坂道までの区間で、幅員は約6mで構成し、大柏小学校の通学路に指定されております。被害状況でございますが、令和5年6月2日に降った大雨の影響により、この道路の坂道の区間の一部で歩道と車道との間に約2cmの亀裂が生じました。このため、翌日の6月3日には、応急措置としてアスファルトで亀裂を埋めるなど補修を行っております。その後、6月23日の現場では、この亀裂が約5cmに広がるとともに、延長約20mにわたって約7cmの段差が生じたことを確認しました。そこで、直ちに児童等の安全な通行について、大柏小学校の関係者と調整し、児童をはじめとした歩行者には、歩道の反対側を通行していただくような対応とすることにいたしました。これを受け、6月24日には、既設歩道の反対側をカラーコーンを設置した仮設の歩道とし、既設歩道部分については通行止めとする応急措置を行いました。

その後も継続的に現地を確認しており、台風13号通過後の9月13日には、歩道の斜面側の側溝と既設土留めの間が一部沈下するなどの状況変化が見られたことから、現在はブルーシートにて養生を行っております。これらの被害原因としましては、坂道区間の西側が本市が管理する大野第2緑地であり、樹木が茂った斜面の一部において地肌が露出した状態となっていることから、今回の大雨の影響で、老朽化したアスファルトや側溝等の隙間から道路の内部に雨水が浸入したことにより、斜面側の土砂等が流出したものと考えております。

次に、(2)今後の補修計画についてでございます。現在の被害状況からは、このまま放置した場合には、今後の台風や豪雨等により道路の安全性が損なわれるおそれがあるため、斜面側には新たに道路を支えるための擁壁の設置が必要と判断しました。また、早急に実施する必要があることから、既に予備費を充用し、現在は道路擁壁等の設計作業を行っているところでございます。この設計が終わり次第、速やかに工事に着手し、来年度早期の完了を目指しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 私からは北千葉道路と北部地域のまちづくりについてのうち(2)考えられる市川の梨への影響についてお答えします。

本市を通る予定の北千葉道路付近は、大町地区にて国道464号、通称梨街道と呼ばれ、千葉県内でもトップクラスの梨の一大産地となっております。北千葉道路が予定されている北側部分の農地については、横断可能な道路が2か所程度と少なくなり、梨畑への移動に時間を要してしまい作業効率が悪くなることや、道路が部分的に高架となることから、隣接する梨畑では、日照不足等により梨の生育や生産量に影響を与える可能性があると考えられます。また、大町地区の北千葉道路整備予定地域内の農地面積は9.6haであり、梨畑の面積が減少する予定となっております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長 私からは北千葉道路と北部地域のまちづくりの(3)についてお答えいたします。

大町地区は千葉県が昭和45年に行った都市計画区域の区域区分、いわゆる当初線引きから市街化を抑制する市街化調整区域であります。また、昭和48年には総合的に農業の振興を図るため、農業振興地域に指定しております。平成16年3月に策定した本市のまちづくりの指針となる市川市都市計画マスタープランにおいて、当該地区は大町公園などの緑を拠点に、良好な自然環境や農業環境の維持を図り、これらを活用したレクリエーション機能を有するゾーンとなっております。現在、この都市計画マスタープランは、令和7年度改定に向けて作業に着手しております。大町地区はブランド梨の産地として多くの農家が営農しており、梨畑など優良農地や樹林地が広がり、本市における貴重な緑の空間であります。一方、松飛台駅の周辺は、昭和40年代に建設された市営住宅大町団地や大町小学校があり、平成3年には北総鉄道駅開業に伴う土地区画整理事業により、一部の地域を市街化区域に編入しております。今後のまちづくりにつきましては、広域交通網である北総鉄道や北千葉道路の整備状況などを含め、地域特性を生かしたまちづくりを適切に誘導することが重要と考えております。都市計画マスタープランの改定におきましては、これらを踏まえ、農家や地域住民の方々などの御意見を伺いながら進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長 私からは市立図書館についてお答えいたします。

初めに、(1)利用者の現状についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まる前の平成30年度から令和4年度までの過去5年間における利用者数とリクエスト数の推移についてお答えいたします。まず利用者数についてですが、利用者数とは、中央図書館や行徳図書館といった各図書館のほか、公民館図書室等の関連施設も含め、図書館に所蔵されている図書等の貸出しを受けた利用者の延べ人数を表しております。この利用者数の推移については、平成30年度は約77万4,000人でありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、約4か月に及ぶ臨時休館を余儀なくされた影響により、約51万6,000人まで減少いたしました。しかし、その後、令和4年度の利用者数は約79万7,000人となっており、コロナ禍以前の水準にまで回復しています。

次に、リクエスト数についてですが、一般的にリクエストとは、図書館に所蔵していない図書等について、その購入等を依頼することを指しますが、本市の図書館では、それに加え、既に所蔵している図書等をインターネットなどにより貸出し予約することも含め、リクエストと定義しております。このリクエスト数の推移につきましては、平成30年度は約51万件、その後、令和2年度は59万7,000件、令和4年度は約67万件に達しており、コロナ禍の中でも増加傾向が続いている状況にあります。

次に、(2)市民提案型イベントについてです。この市民提案型イベントにつきましては、本年3月より図書館において募集を開始し、今年度からイベントを実施している取組となっております。取組の目的といたしましては、従来の図書館の自主イベントにとどまらず、市内で活動する市民団体等との協働によりイベントを実施する

ことで地域に開かれた図書館を推進し、図書館の利用の促進を図ることでございます。市民団体等から御提案いただく企画の応募要件といたしましては、本を題材としたイベントや展示企画であること、図書館の利用促進につながるが見込まれるものであること、営利を目的としないことなどとしており、実施が決定された提案に対して、図書館は施設の一時的な使用、対外的な周知、職員の派遣や応援など様々な協力を行い、提案者とともに企画を実現していくものであります。

現在までに実施された提案は5件あり、そのうち市民団体によるものが3件、個人によるものが2件となっております。実施された提案の例としては、本のフリーマーケット、いわゆる一箱古本市等を開催し、市民交流を図るいちかわのほほん古本市や、地元で店舗を営む店主のお薦め本を月替わりで紹介する店主の本棚などとなっております。いずれの企画も多くの利用客が訪れる、申込みが満員となる、展示された本がすぐに貸し出しされるといった反響が見られたところでございます。

今年度から実施している取組ではありますが、これまでに多くの市民団体等から提案がなされ、また、現在も複数の相談が寄せられておりますことから、この取組に対する市民の関心の高さがうかがえます。本市としましては、今後も提案の募集を続け、より多くの企画の実現に向け、支援を行うことで、図書館への来館のきっかけを創出し、利用の拡大につなげてまいりたいと考えております。

最後に、(3)文教都市としての図書館の在り方についてです。図書館は地域における情報、文化の拠点としての役割を有する生涯学習施設であります。そのため、市民が気軽に本に親しみ、地元について知り、そして学びを深めていける図書館づくりを行うことが、文教都市市川の推進にとって大変重要であると認識しております。そこで、御質問の文教都市をアピールするための取組ですが、本市が文教都市と呼ばれる要因の一つとして、本市には過去から現在に至るまで著名な作家や芸術家が居住してきたことが挙げられます。こうした本市ゆかりの文人等を広く紹介するため、中央図書館では、日本文学者の永井荷風氏、日本画家の東山魁夷氏、写真家の星野道夫氏、哲学者の渡邊二郎氏の4名について、館内に特別コレクションのコーナーを設置し、その著作や作品、論文等を幅広く収集し、展示しております。この4名のほかにも幸田露伴氏、北原白秋氏、井上ひさし氏など本市にゆかりのある文人の作品から市民による自費出版の小説や詩集に至るまで、様々な作品を市民文庫のコーナーで紹介しております。この市民文庫に収録されている作家は、現在837名に上っており、この中から新たな著名作家が輩出されることも期待しているところでございます。

本市では、市民の皆様にも本市にゆかりのある文人等を、より一層身近に感じてもらうとともに、新たな創作活動を後押しすることを通じて、文教都市にふさわしい図書館づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 答弁が終わりました。

ほどだ議員。

〇ほどだゆうな議員 4つの項目につきまして御答弁をいただきました。この後は、1つ目の項目より一問一答形式にて確認をしてみたいと思います。

まず、大項目の1つ目、塩浜学園について。開校の目的と経緯について理解いたしました。塩浜学園はもともと小規模校へのご入校として9年間の義務教育学校にしたという経緯がありました。そこに至るまで、関係者の方々におかれまして、たくさんの御苦労と御尽力があったことと存じます。目的、経緯につきまして改めて確認できましたので、この項目についての再質問はございません。

(2)の特色ある取組について教えてください、ありがとうございます。小学生、中学生の枠にとらわれないカリキュラムは非常に魅力的に感じます。先ほどの御答弁にありましたふるさと防災科について、再度質問いたします。もう少し具体的に、どのようなことをやっていらっしゃるのかお教えてください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

塩浜ふるさと防災科は、教育課程の特例として認められている新たな教科で、平成27年度の学校設置当初に創設したものです。地域と防災を柱としているのは、地域の中で実社会とつながる学習を通して、豊かなコミュニケーションを取る力や探求的な見方、考え方を働かせ、問題を解決する力、兄弟愛を持ち、他を思いやる豊かな心を育むとともに、防災という地域の課題に学校が一体となって取り組むことで、地域と力を合わせて活動できる自助、共助の力を育成するためです。

これらの実現のため、義務教育学校の学びの連続性を生かし、学年段階ごとに目標を定め、地域の方々と関わりを持ちながら、地域の自然や歴史などについて理解を深めるとともに、防災に対する総合力を高める学習活動を行っております。

また、塩浜ふるさと防災科は、創設からおよそ10年がたちますので、学習内容などにつきまして、今後改めて検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 この取組は、地域や地域の人々への愛着を育てるすばらしい取組だと思います。ほかに、理数教育の強化、少人数学習、習熟度別学習、ティームティーチングなどの多様な学習形態の推進は、子どもたち一人一人の個性やよいところを引き出すことができる大きな魅力であると考えます。ぜひ市内ほかの小中学校にも広げていってほしい取組です。先生方の声を聞くと、生徒、児童側のデメリットはほとんどないが、教職員から多忙感、負担感の増加になるとの意見も出ているとのこと。子どもたちにとってメリットが大きい取組である反面、現場の先生方の裁量と判断が多くなり、負担が大きくなってしまいがちです。本市としては、そのような認識はありますでしょうか。また、本市の教育委員会が教員の負担をなくすためにやっていることなどありましたら、お伺いします。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

令和2年8月に一体型校舎となったことにより、授業や会議の際の教職員の移動のときの負担は解消されました。しかしながら、乗り入れ授業や縦割り活動などにおいては、特に後期課程の教職員の負担となっている部分があるものと認識しております。また、前例の少ない義務教育学校としての取組を進めることで、今後新たに負担となることが生じることも想定されます。教育委員会といたしましても、必要に応じて学校現場をサポートする体制を整え、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 現場の先生方の負担感なく、現場の知見を基に、よりよい取組をたくさんしていただきたいところです。教育委員会におかれましては、現場の声を大切にしながら、カリキュラム策定や取組等のサポートをお願いしたいです。

続いて、(3)の今後の展開について。先ほどの御答弁で、塩浜学園で得られた成果を基に、現在、東国分中ブロックを東国分爽風学園、高谷中ブロックを信篤三つ葉学園として小中一貫型小学校・中学校としているとのことですが、なぜこれらの小中学校を選んだのか、教えていただけますでしょうか。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

本市では、塩浜学園の成果などを踏まえて、令和元年度に義務教育学校の設置に関する方針を策定いたしました。方針では、小中一貫教育の推進を図るため、条件の整ったところから義務教育学校を設置し、その牽引の下で市内の小中一貫教育の定着を図ることとしております。また、学校規模の適正化が必要な小規模校への対応として、優先的に義務教育学校の設置を検討することとし、学校や地域の実情に合わせて小中一貫教育を行う体制を整えることとしております。この方針に基づき、学校規模や通学区域といった条件が整っていた東国分中学校ブロックと高谷中学校ブロックで義務教育学校の設置を検討し、まずは小中一貫型小学校・中学校として小中一貫教育を進めることとしたものです。

以上でございます。

○つちや正順副議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 再度質問いたします。市内の小学校の中では、大町小学校が在校生の数が最も少なく、小規模な学校となっています。小規模校の学校へのでこ入れとして塩浜学園が成り立ち、一定以上の成果が現れている経緯を鑑みると、大町小を含む第五中学校ブロックで小中一貫教育を実施することも検討いただけないかと思いますが、本市のお考えをお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

大町小学校は市内の小学校で最も児童数が少ない小規模校となっております。大町小学校が含まれる第五中学校ブロックは、大柏小学校、柏井小学校と合わせて3つの小学校があり、学区が広く、小中一貫教育の実施に当たっては、教職員や児童生徒の移動の際の負担や安全面での課題が多いことが懸念されます。このため、現在、小中一貫型小学校・中学校として実施しております東国分爽風学園と信篤三つ葉学園の成果と課題の整理結果を参考に、第五中学校ブロックにおける小中一貫教育の在り方について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 五中ブロックにつきましては、学区域が非常に広く、通学に時間がかかる児童生徒がたくさんいます。徒歩50分近い子もいます。市営バスで通学している五中生もいます。時代の変化に伴って、スクールバスの利用も含めた校舎の整備を考えることも必要になってくるかもしれません。五中ブロックにつきましても、義務教育学校の設定も含め、多面的に検討を進めていただくことを要望いたします。

少し私のほうで調べたところ、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条に、義務教育学校の新築または増築に要する経費の2分の1について、施設費国庫負担の対象になるとありました。市内の小中学校は、宮田小が築63年など、校舎の老朽化が進んでいます。築60年が建て替えの目安となっておりますが、予算の確保が問題となっており、先送りされている状況です。今後も市内で小中一貫型の教育を推進する方向なのであれば、義務教育学校の認定を受けることで国からの補助金が見込め、予算の確保問題も打破できるかもしれません。

義務教育学校の推進は、市川市の教育は革新的であるということを市内外にアピールすることができるだけでなく、人口減少に伴う小規模校の増加の問題や校舎の老朽化の問題など、多くの問題を多面的に解決できるような可能性を秘めているのではと考えます。子どもたちのことを第一に考え、あらゆる角度から、よりよい教育の在り方を模索していただきたいと願いまして、この項目の質問を終わりにいたします。

大項目2つ目の北千葉道路について、各部署に御答弁をいただきました。

まず、(1)について、概要について御説明をいただきました。大町までの区間については事業化がなされ、今後は工事計画の提示、工事施工、完成とステップを踏んでいくものと考えられますが、大町から先、鎌ヶ谷まで

の区間については事業化がされていないということでした。事業着手されないことには要望を出すこともできず、実際に議論のテーブルに着くこともままなりません。事業化されるために具体的に動いていることなどありますでしょうか。本市として北千葉道路の未事業化区間の状況についてお聞かせください。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

本市大町から鎌ヶ谷市初富までの未事業化区間については、千葉県と沿線7市などから構成される一般国道464号北千葉道路建設促進期成同盟会等において、国による早期事業化を要望しております。今年度も8月に財務省と国土交通省、千葉県選出の国会議員に要望しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 分かりました。事業化されていないとなると、道路が大町を通るということは決まっているけれども、詳しいことは伝えることができないという状況なのかなと思うのですが、インターネット等で検索をすると、実際に道路が通る想定の方が詳しく明示されています。恐らく事業着手を待たずしても、市内では様々な準備が進んでいるのではないかと推測されます。本市として事業化が認められるとの想定の上で、何か動いていらっしゃることがありましたら教えていただきたいです。北千葉道路の未事業化区間の市の考え方について伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

本市としましては、早期事業化に向け、引き続き広報活動や国、県への資料提供等の協力を行うとともに、用地取得を円滑に進めるため、土地の境界を明らかにする地籍調査など、できる限りの協力をしていく考えであります。なお、地籍調査につきましては、松戸市、鎌ヶ谷市と連携し、実施へ向けて準備を進めております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 広報活動についてなのですが、大町の方々は今現在、北千葉道路が通るらしいということ以上に知らない方がほとんどでした。このほかに、今までに実施された住民説明会があれば教えてください。また、今後住民に向けた説明会等は実施される予定があるのか教えてください。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

現在までに本市で行われた説明会は、千葉県により、平成30年8月に環境影響評価方法書についての説明会と、令和元年7月に都市計画の原案説明会が開催されております。このほか、地元住民に対しては、県や市の職員がパネル展示等による計画説明を平成29年度から3回実施し、さらに自治会単位でも3回実施するなど、地元への丁寧な説明に努めたところでございます。なお、国や県からは、今後の説明会等の予定は何っておりません。

以上でございます。

○つちや正順副議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 パネル展示等の機会を持たれたとのことですが、まだまだ住民への周知が進んでいるようには思えません。外環自動車道ができる際も、工事の方針が決まった段階で、近隣住民の皆さんから反対意見が多数上がり、着工が遅れるという経緯があったことを記憶しています。大町地区には3,700人の市民が住んでおり、約60軒の梨農家さんがいらっしゃいます。梨の生産地であり、多くの農家さんを守ってきた地区です。いざ

事業化がなされた時点で反対意見が出るということのないよう、事前の説明会や近隣住民の意見を伺う機会を十分に持たれることを望みまして、この質問を終わります。

次に、(2)の考えられる市川の梨への影響について御答弁いただきました。道路にかかってしまい、なくなってしまう農地が9.6haあるということが分かりました。ですが、実際には道路開通に伴って、分断や梨の生育への影響を踏まえた上で、農業をやめざるを得ない農家さんもいらっしゃる、そう伺っています。御答弁いただいた梨農家さんへの影響を鑑みると、営農が困難になった農家さんの選択肢を増やせるようにすることも必要だと思います。現在の法律において、大町地区は農業振興地域に設定されていて、農地以外の利用はできません。土地を売りたいのに売れないとの声は、これまでも多く上がっており、農地の農用地区域解除を求める声も出ることが考えられます。今回、北千葉道路開通に伴って、営農が困難になった方が利用しなくなった農地の土地利用用途を転用することはできるのでしょうか。また、できない場合の対応について、どのように市は考えていらっしゃるのでしょうか。

○つちや正順副議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

大町地区につきましては、昭和48年に千葉県が農業振興地域として指定し、市が農地上の利用を図る土地として農用地区域を設定しております。農用地区域に設定されている場合、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農地以外への転用は原則禁止となっております。このため、市では千葉県に対して、令和5年2月に北千葉道路整備に伴う農業振興地域内農用地区域の見直しについての要望書を提出いたしました。千葉県からは、当該区間の道路整備が事業化された後に、農業振興地域の見直しに関する協議を行うことが可能になると考えているとの回答をいただいております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 こちらも事業化された後に審議可能となるということが分かりました。事業化された暁には、早急に協議に入っていただくことを望みます。もちろん私の中では、農家の皆さんには梨の生産を続けてほしいという思いは強いのですが、大きな変化であることゆえ、大きな影響があるのではとも思います。近隣の梨畑への影響として、梨の生育状況や生産量、味や品質について、北千葉道路ができてみないと分からない、できてから梨を育ててみないと分からないなど、不確定要素が多いものと考えられます。

そこで再質問いたします。本市は北千葉道路が農地や営農に係る影響について、農家さんたちにどのように関わっていく予定なのかお教えてください。

○つちや正順副議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 今後、北千葉道路整備に係る大町地区の農家の方々の農業振興地域の見直しに対する意向調査を行い、千葉県へ要望していくほか、農業従事者が安心して営農できるよう、農家に寄り添った支援対策を関係機関と連携しながら推進をまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 北千葉道路が通る前、工事中、開通後、その後と長期に渡って不安に思われる農家さんもたくさんいらっしゃるかもしれません。構想の段階である今から、実際に営農される農家さんに寄り添って、多くの選択肢を提示できるようにしていただきますよう要望いたしまして、(2)の質問を終わります。

次に、(3)北部の今後のまちづくりについて御答弁いただきました。都市計画マスタープランの改定に着手している旨、理解いたしました。都市計画マスタープランの改定をどのようにされていて、どのように変わるのか

気になるところではありますが、北千葉道路が事業化されていないと明言できない事情もあるのかもしれませんが。大町は北総線の駅もあり、都内に出るのもスムーズです。子どもを育てるに当たって、大町は大きなポテンシャルを秘めた可能性のある町だと思います。改定中の都市計画マスタープランが市川の未来につながる、今より、よりよいものにしていただきたいと強く要望いたしまして、(3)の再質問はありません。

北千葉道路開通に際して、本市として検討しなければならないことがたくさんあります。仕事やレジャーで車を利用する人にとっては、北千葉道路は大変魅力のある便利な道路になるでしょう。また、有料道路の出口が大町地区にできるとすれば、市川の梨や自然の多いレクリエーション施設等、市川の魅力と観光を結びつけて地域活性化を促すこともできます。流山市は、「都心から一番近い森のまち」とPRしています。市川市は、都心からより近い自然のまちとPRしていただきたいところです。しかし、一方、失われる農地は9.6ha、また、不便さから営農をやめてしまう農家さんもいらっしゃるかもしれません。そうすると、市川の梨のブランドも心配です。生産量も減少してしまうでしょう。市川の梨は市川市民の誇りの一つと言っても過言ではありません。農家さんに寄り添った支援を考えるとのことですが、市川のブランドの一つ、梨を守るためには、市は頑張らなければならないと思います。県から下りてきた取組だから仕方がないというのではなく、市川のブランドを守るために全力で在り方を模索することが必須であると思います。北千葉道路開通に向けて、近隣住民の方々に十分な説明と意見の吸い上げを行い、市民の皆さんの納得が得られるよう御尽力ください。

そして、開通によって市川市がさらに盛り上がり、経済効果がもたらされることを祈り、大項目の2つ目、北千葉道路に関する質問を終わります。

大項目の3つ目、図書館につきまして御答弁くださり、ありがとうございます。(1)につきまして、利用者数、リクエスト数ともにコロナ前よりも増加しているとのこと。一方、市民の方から、読みたい本が図書館にないとの声を聞くこともあります。新刊本については、予約をしたら700人待ちだったとのこと非常に驚きました。以前は新刊本であってもそんなに待つことはなかったそうです。本が足りていないのでしょうか。新しく本を増やすための予算は足りていますでしょうか。

そこで再質問いたします。ここ数年の図書館等の図書の購入に充てる予算の金額について教えてください。

〇つちや正順副議長 板垣生涯学習部長。

〇板垣道佳生涯学習部長 お答えします。

図書館においては、図書や視聴覚資料の購入のほか、新聞、雑誌の購読に要する経費を資料費と総称しております。この資料費における平成31年度から令和5年度までの各年度の当初予算額は、平成31年度及び令和2年度については約8,600万円、令和3年度、4年度、そして今年度については約6,800万円となっております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 ほどだ議員。

〇ほどだゆうな議員 ありがとうございます。つまり、令和2年度までは8,600万円の予算が確保されていたけれども、令和3年以降については6,800万円と、以前に比べると1,800万円の予算の削減がなされているということですね。図書館の利用者数はコロナ禍前の水準に戻り、さらに増加傾向にある。だけれども、新しい本などを購入するための資料費は削減されたままであるということです。市民のニーズは高まっています。次年度以降の予算案の作成におかれましては、現在の図書館を取り巻くこのような状況を踏まえた上で、どうか予算を戻していただきたいと強く要望いたします。

(1)の質問は以上です。

次に、(2)についても御答弁くださりまして、ありがとうございます。市民提案型イベントは、通称推し活企画と言われ、市民に親しみ出されているとのこと。多くの利用者が訪れたり、申込み枠が満員になったり、

展示された本がすぐに貸し出されるなど、事業開始年度にもかかわらず大きな反響が出ていると言えます。図書館をもっと身近に感じてもらえるすてきな企画だと思います。図書館に対する応援の気持ちが、この推し活企画に表れているように感じました。学習交流施設市本が突然閉鎖されたことを驚き、残念に思う市民も多かったと思いますが、この推し活企画を通じて、本を通じた市民活動が一層花開くことを期待いたします。

次に、(3)についても御答弁ありがとうございました。多様な学びを提供するだけでなく、新たな創作活動を後押しするなど、文教都市にふさわしい図書館づくりをされているのだと感心いたしました。文教都市にふさわしい図書館として、市立図書館に求められているものは大きいかもしれません。市民に市川市を誇りに思ってもらえるよう、市民に自分たちの町のすばらしいところを1つでも多く知っていただきたいです。特別企画や展示等、各種イベントなどでどんどん取り上げていただきたいです。(3)に対する再質問もありません。

以上で大項目の3つ目、市立図書館についての質問を終わります。

大項目の4つ目、大柏小学校の通学路である市道3138号について、御答弁ありがとうございました。市民からの通報に迅速に対応いただいておりますこと、感謝いたします。被害状況について理解いたしましたので、(1)に関する再質問はございません。

次に、(2)の今後の補修計画についても理解いたしました。7月、8月、9月と現地を視察に行っています。現地の現在の状況ですが、カラーコーンが幾つか置いてあり、ロープがつながっているのですが、ところどころロープが緩んで地面に着いている状況です。さらに、8月に見に行ったときは、そこに落ち葉がたまり、非常に歩きにくい状況でした。仮設とはいえ、歩道としてはとても心細いものになっています。ランドセルを背負った子たちが毎日通る通学路です。この仮設道路の安全性の確保について伺います。

〇つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

〇岩井忠良道路交通部長 お答えします。

現地に設置したカラーコーンは応急的な措置として設置したものでございます。現在、大柏小学校及び市川警察と協議を行い、より安全性の高いものとするため、擁壁工事が完成するまでの間、坂下から坂上の丁字路までは、カラーコーンの代わりに夜間でも視認性の高いゴム製のポストコーンを設置し、大柏小学校の正門へ既設の歩道を通して歩けるよう、動線の変更について検討しております。さらに車道部においては、車の擦れ違いが容易にできるよう、退避場所の確保や通行する車線を変更するため、既設の赤白ガードパイプを撤去し、外側線を引き直すなど、車両と歩行者の安全確保についても検討しております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 ほどだ議員。

〇ほどだゆうな議員 現状よりも安全性の高い仮設歩道、仮設車両通行道路となる旨、安心いたしました。一日でも早い完成をお願いいたします。

今御説明いただいたのは仮設の工事についてです。実際にこの頑張り坂に擁壁を設置する本工事に関しまして、着工は大きな工事になるものと見込まれます。

そこで再質問いたします。着工してから完成までどれぐらいの工期を想定されているのでしょうか。また、その期間中、歩行者や車両はこの市道3138号、頑張り坂を通行することができるのでしょうか、お伺いします。

〇つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

〇岩井忠良道路交通部長 お答えします。

現在、設計作業を行っている道路擁壁の施工手順は、既設の転落防止柵と横断防止柵を撤去し、支障となる樹木を伐採した後、道路擁壁を設置していくもので、工期は工事着工後、5か月程度を想定しております。工事施工中は重機が入っての作業となるため、車両は通行止めとなりますが、歩行者は通行できるようスペースを確保

する予定でございます。作業後は道路の斜面側にバリケードを設置し、車両と歩行者が通行できるよう措置を行います。

以上でございます。

○つちや正順副議長 ほどだ議員。

○ほどだゆうな議員 ありがとうございます。着工後、実際の工事中、5か月間通行止めになってしまう旨、理解いたしました。今後、末永く安全で安心な道路であってほしいと思いますので、大規模な工事となってしまうこと、一時的に通行止めになってしまいますこと、仕方がないことなのだと思います。近隣住民の方には、工事に関する事前の周知を徹底してくださるようお願いいたします。

朝の通勤のタイミング等で突然の通行止めが分かり、電車の時間や出社の時間に間に合わないなど支障が出ないよう、くれぐれもお願いいたします。また、この道路は通学路ですので、工事をしているすぐ脇を子どもたちが徒歩で通行します。心配する親御さんもいらっしゃると思います。小中学生の保護者に向けて、工事の告知を行っていただきたいです。

大柏小学校へ続くこの頑張り坂、緑が生い茂り、風情漂うすてきな坂です。私も含め、地元の皆さんが愛する頑張り坂が一日も早く復旧することをお願いいたしまして、大項目4つ目の質問を終わります。

各部署の皆さんにおかれましては、要望、お願いなどたくさん出してしまいました。市川がよりよくなるために、どうか一つ一つ丁寧に御対応くださいますようお願いいたします。

以上で私、ほどだゆうなの一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

**○つちや正順副議長** 青山ひろかず議員。

**○青山ひろかず議員** こんにちは。清風いちかわの青山ひろかずでございます。通告に従いまして一問一答にて質問させていただきます。

まず初めに、祖父母手帳についてでございますが、三つ子の魂百までということわざがありますように、幼児の教育は大変重要であります。昨今いろんな殺伐とした事件、あおり運転等が発生しております。そういう観点から、ちょっと祖父母手帳というのは何かなと思って聞いたんですけども、母子手帳じゃなくて、祖父母手帳があるということで、その件につきまして、本市の認識について質問いたします。

昨今は共稼ぎ世帯が増加しているため、祖父母が子育てに協力してくれることは大変心強いということですが、しかしながら、抱き癖、うつ伏せ寝、水分補給のよしあしなど、子育ての常識は以前と大分変わってきており、祖父母世代と親世代の間で考え方が違うという世代間ギャップに悩んでいる親も多いと思われます。

こうした状況の中で、祖父母と親が良好な関係を築くためには、祖父母手帳は有効なツールと考えますが、本市は祖父母手帳についてどのように考えているのか、本市の認識をお伺いいたします。

**○つちや正順副議長** 鷺沼こども部長。

**○鷺沼 隆こども部長** お答えいたします。

近年の子育てをめぐる状況といたしましては、核家族化の進行や共働き世帯の増加により、夫婦のみで仕事と育児を両立している世帯が多くなっております。こうした状況の中での祖父母の子育てへの関わりにつきましては、例えば出産後に市に提出する出生連絡票によれば、約4割の市民の方が里帰り出産をしており、多くの祖父母が子育て世帯を支援していることがうかがえます。また、里帰りや同居はしていなくても、近所に住み日常的に孫と交流している祖父母の存在も育児を支えていると考えられます。このように、子育てに祖父母が協力することは、親にとっては不安や負担感を軽減するとともに、祖父母にとっては、孫と接することが生きがいになるというよい面がございます。一方、昔と今とでは、望ましいとされる子育ての方法は変化しており、世代間の意

見の食い違いに悩む親や祖父母も少なくないと言われております。

そういった親と祖父母の悩みを解消する手段の一つとして、最新の育児情報などを掲載した祖父母手帳は、親と祖父母の相互理解を促し、良好な関係づくりに役に立つものと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 青山議員。

**〇青山ひろかず議員** ありがとうございます。今聞くところによると、里帰り出産している割合が約4割。里帰りでお産している親たちがかなり多いということが確認できました。そこで、祖父母手帳は子育て世代における世代間ギャップを解消するのに役立つことから、他の自治体でも作成している例があると聞いています。他市では、祖父母手帳をどのように導入しているか、市が把握している事例について伺います。あわせて、本市では祖父母手帳の導入についてどう考えているのか伺います。

**〇つちや正順副議長** 鷺沼子ども部長。

**〇鷺沼 隆子ども部長** お答えいたします。

初めに、祖父母手帳に関する他市の取組についてでございますが、県内では、流山市や習志野市で冊子を作成している例がございます。流山市では、現在の子育てへの理解を深め、祖父母の知識や経験を子育てへのサポートに生かすために、「ながれやま孫育てガイドブック」を作成し、市役所のほか、公民館や児童館、地域子育て支援センターなどで配布しております。また、習志野市では、祖父母と親世代の良好なコミュニケーションづくりに役立てるため、「ならしの孫育てハンドブック」を作成し、母子健康手帳を交付する際や、子育て相談窓口や公民館などで配布していると聞いております。

続きまして、本市の導入についてでございますが、祖父母手帳に類する冊子として、「みんなで子育てサポートガイド」を平成31年2月に作成いたしました。これは、祖父母に加えて子育てを手助けしたい地域の人たちに役立ててもらうことを目的としたものでございます。その内容としましては、現在の子育ての考え方や月齢別で起きやすい乳幼児の事故などの子どもとの関わり方、遊び場や地域の子育て支援の紹介などをまとめております。現在も市公式ウェブサイトに掲載し、誰もが広く閲覧できるようにしております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 青山議員。

**〇青山ひろかず議員** 本市が祖父母手帳に代わるものとして「みんなで子育てサポートガイド」を作成しているということは理解しました。結構いいものを作っているんだから、これをもっと周知する手段を考えたらいいのかなと思うんですけども、しかし、この「みんなで子育てサポートガイド」はあまり知られていないように思われますが、今後どのように周知していくのかお伺いします。

**〇つちや正順副議長** 鷺沼子ども部長。

**〇鷺沼 隆子ども部長** お答えいたします。

本市の「みんなで子育てサポートガイド」は発行から4年以上経過していることから、まずは掲載内容の見直しが必要だと考えております。その上で周知方法につきましても、SNSやメールマガジンの活用、子育て相談に関わる窓口でのPRなどを検討してまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 青山議員。

**〇青山ひろかず議員** ありがとうございます。本市が祖父母手帳に代わるものとして「みんなで子育てサポートガイド」を作成していることを理解しました。しかし、この「みんなで子育てサポートガイド」はあまり知られていないように思われますが、（発言する者あり）ダブっちゃっている。本当。ダブっちゃっているみたい。

よく知られていないということなので、これから見直しが必要だということでお伺いしました。これをもっと周知していくために、「みんなで子育てサポートガイド」を広く知ってもらうためには、ネーミングも重要ではないかと思います。このガイドブックは、どのような考え方でこの名称につながったのかについてお伺いします。

**○つちや正順副議長** 鷺沼こども部長。

**○鷺沼 隆こども部長** お答えいたします。

核家族の多い本市においては、祖父母が近くに住んでおらず、子育てのサポートを受けることが難しい家庭も多いと思われまます。夫や祖父母などの家族に限らず、地域の方々にも子育てを手伝っていただき、地域全体で子どもたちを育む機運を醸成したいという思いを込めて「みんなで子育てサポートガイド」という名称にいたしました。今後も本市に暮らす全ての子どもたちが健やかに成長できるよう、社会全体で支える地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 青山議員。

**○青山ひろかず議員** ダブっちゃって、どうもすみません。

「みんなで子育てサポートガイド」、いい祖父母手帳に代わるものがあるということは理解しました。これをもっと周知してもらうためには、ネーミングを考えたらということで、先ほど冒頭に言いましたように、最近世間を騒がす大きな事件が頻発しています。こうした事件を起こす中には、子どものときに愛情不足を経験していることもあると思われまます。子どもは親をはじめ、祖父母や地域の人々に愛情を注がれて育つことが大事です。現在は核家族が進み、地域のつながりも薄れ、近所の方が一緒になって子育てをすることが少ないかもしれないが、少子・高齢化が進む中、子どもたちに関わりたいたいと考えている高齢者も多いと思われまます。そこで、祖父母手帳は祖父母だけでなく、そういった近所の人たちが子育てに関わるきっかけづくりにも発展するものと考えまます。子育て支援は、妊娠期から出産、子育ての一連の流れを切れ目なく対応していくことが重要です。本市が作成した「みんなで子育てサポートガイド」の配布についても、他市の事例を参考にしながら、部署をまたいだ横断的な取組をしてほしいと思ひまます。例えば自治会等で配布するとか、子ども会、保育園、幼稚園、学校教育委員会ですういったものを配布してもらひ、みんながこの祖父母手帳、「みんなで子育てサポートガイド」を使って、子どもたちの教育というものに役立っていつてもらえればありがたいなというふうと思ひまます。ありがとうございました。

続きまして、次に移りまます。コミュニティバスについてであります。

コミュニティバス南部ルートのはん証実験については、昨年のはん月定例会にて質問させていたひまましたが、その際の答弁で、今年度の秋頃のはん行開始を目標に進めていくとのことでありまました。そこで質問させていたひまますが、現在の進捗状況と今後の予定についてお伺ひまます。

**○つちや正順副議長** 岩井道路交通部長。

**○岩井忠良道路交通部長** お答えしまます。

南部ルートでは、利便性と採算率のさらなる向上を目的として、本格はん行基準の採算率を上回る現在のルートは変更せず、別途、東京メトロ東西線の駅や医療機関、公共施設などと公共交通の利用が不便な地域を考慮し、これらを経由する2ルートを設定し、まずは1年間としてはん証実験はん行を行うこととしていまます。

現在の進捗状況としまましては、本年5月に学識経験者、公共交通の利用者、公共交通事業者などから構成される市川市公共交通協議会においてはん証状況を報告し、意見等を伺ってまいりました。また、7月にはん行ルートとバス停留所の位置について、交通管理者である行徳警察署及び道路管理者との現地立会いを実施し、決定してきまました。8月には、地域住民の代表者とはん行事業者、本市で構成される市川市コミュニティバス南部ルート実行

委員会において、検証実験の実施を検討し、ルートや便数、料金設定について実施計画がまとめられました。

今後については、10月に開催を予定している市川市公共交通協議会での承認が必要となるため、関係者との協議、調整の準備を進めており、これらが整い次第、国への認可申請を進めることとなります。運行開始については、当初、本年秋頃の開始を予定していましたが、運行車両としている小型バスを製造する日野自動車が、エンジン認証の不正問題により令和4年8月から製造が停止となりました。この影響により、納車予定が本年12月中旬となったことから、運行開始の延期を余儀なくされたものでございます。

さらに、納車後には、乗合バスとして運賃箱の装備を設置するなどの改造に要する期間等が必要となることから、令和6年2月の運行開始を目標に、引き続き必要な手続を進めてまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 青山議員。

**〇青山ひろかず議員** ありがとうございます。日野自動車の不正問題については、私も心配しておりましたが、やはり運行開始の出遅れ、生産が間に合わないということで、これはやむを得ないかと考えておりますが、これ以上の遅れが生じないようにしっかりと必要な手続を進めていただきたいと思います。

次、コミュニティバスについては、私も議会ごとに何回か質問してまいりました。いつもこのときに市民から言われるのは、運賃設定について考えてもらいたいということであります。現在の南部ルートの運賃は、中学生以上が160円、交通系ICカードで153円、小学生は現金、交通系ICカードともに100円の均一料金となっております。これを以前の運賃である100円に戻してほしいという市民の声が多く聞かれます。利用しやすい運賃にすることで、高齢者が外出する機会が増えることにより、健康寿命日本一の町に資することになるのではないのでしょうか。この運賃の見直しについても、昨年の12月定例会で質問させていただきましたが、その際に、市長の答弁で、検討していきたいというふうなことでありました。

そこで質問させていただきます。現在の検討状況についてお伺いします。

**〇つちや正順副議長** 岩井道路交通部長。

**〇岩井忠良道路交通部長** お答えします。

既存ルートの運賃見直し要望については、本年1月に開催された本市とバス事業者、道路管理者で構成される市川市公共交通協議会バス分科会において報告しております。この分科会で委員からは、コミュニティバスは地域公共交通網を補完するものであり、路線バスへの影響を最小限とすることとし、路線バスの運賃と比べて割安となり、他の公共交通の利用者が減少することがないように配慮を求める意見がございました。本年4月に開催された市川市コミュニティバス南部ルート実行委員会においても、運賃に対する意見はありましたが、コミュニティバスに利用者が流れ、既存の路線バスの減便等、運営に影響が出ることは避けるべきとのことでありました。

また、本年5月に開催された本市と学識経験者、公共交通事業者、国土交通省関東運輸局、公安委員会、公共交通の利用者等で構成される市川市公共交通協議会においても運賃について報告し、同様の意見が出ております。こうした意見を踏まえ、現在運行しているルートの運賃は変更しないこととしたものでございます。

また、新たな検証実験ルートについては、既存の路線バスのルートと重複する区間が多く、路線バスと共用するバス停留所が12か所あるため、既存の路線バスの10月1日以降の初乗り運賃である190円より高い料金設定となる200円とする方向でまとめたものでございます。一方、本定例会において、福祉部から補正予算として提案させていただきましたゴールドシニア事業のバス・タクシーチケットの交付については、先日皆様の御承認をいただいたところでございます。この事業の実施によりまして、12月からコミュニティバスは、枚数に制限はございますが、チケット1枚と100円で乗車が可能となります。コミュニティバスについては、高齢者の外出支援にも有効な交通手段となりますことから、今後とも、福祉部門と十分に連携を図りながら進めてまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 青山議員。

**〇青山ひろかず議員** ありがとうございます。100円に戻してほしいというのは、もう何回も言っているんですけども、あまり言うのも心苦しいんですけども、行徳はすぐ隣が浦安なもので、どうしても浦安のおさんぽバスと比較されて、何で100円にできないのと。浦安はもう10年以上やっていますけれども、ずっと100円で、今、5ルート走っていますよね。時刻表も2分に1本というふうに、短い期間で本数も増便しております。そういった観点から、やはり100円に、市長、戻してほしいと。これは戻すとダブっちゃうという意見ですけども、下げたほうが利用者が増えて収益が上がると思うんですよ。そうすることによって市からの補助金も減るんじゃないかというふうに考えます。そういった考えから、ひとつ100円に戻すように、ゴールドシニア事業として利用しやすい100円で乗車できるということですが、これは了解いたしました。これも枚数に制限があるということで、ふんだんに全部100円、100円が出るんじゃないので、これもひとつ検討していただきたいと。今までよりもコミュニティバスのルートも2ルート増えて、医療機関等に行くルートがあるということで大変喜ばしいというふうに思っております。ありがとうございます。

続きまして、次に移ります。次は、行徳地域における水防についてであります。

行徳における水防について2点伺います。去る7月中旬、梅雨前線に伴う集中豪雨の影響により、秋田県秋田市を中心に河川が氾濫。土砂崩れ等の被害が多数発生しました。また、8月中旬の台風7号に伴う集中豪雨の影響により、鳥取県鳥取市を中心に河川が氾濫。橋の崩落等の被害が多数発生していました。最近の集中豪雨の発生状況は、以前よりかなり頻発していると感じられ、他地域で起きていることとはいえ、他人事とは思えません。

そこで、1点目の質問は、旧江戸川の護岸改修についてです。旧江戸川の護岸は昭和40年代に整備されたもので、現在既に50年近く経過しており、亀裂や陥没の発生箇所も多く、老朽化が進んでおります。現在、千葉県において改修工事が行われていると伺っておりますが、今後想定している東京湾北部地震により、万が一護岸が破損し、台風等の大雨が重なると決壊につながります。護岸が決壊すると、行徳地域に甚大な浸水被害が予想されるため、護岸改修は非常に重要であると考えます。改修工事は行徳地域の市民の生命と財産を守るために最も必要不可欠で、一刻も早い整備が必要ではないかと考えます。

そこで伺います。護岸改修の進捗状況はどのようになっているのか伺います。

**〇つちや正順副議長** 藤田下水道部長。

**〇藤田泰博下水道部長** お答えします。

本市域内の旧江戸川護岸は、河原地区の江戸川放水路との分岐点から島尻地区までの延長約5kmでございます。この護岸は河川管理者である千葉県が昭和40年代に高潮対策として整備に着手したもので、当時から既に50年以上が経過しており、老朽化による耐久性の低下が心配されるところでございます。護岸の設計は平成7年に発生しました阪神・淡路大震災を契機とし、その後において耐震設計の考え方が見直されております。このようなことから、旧江戸川の護岸は耐震性の強化が必要な状況となっており、現行の設計基準に基づき安全性が確保されるよう、整備を進めているところであります。

現在の護岸改修の進捗状況でございますが、護岸延長約5kmに対し、常夜灯公園前の約300m、広尾防災公園付近の約360m、浦安市境である島尻付近の約180mの合計840m区間の改修が昨年度末までに完成していると、事業者である県に確認をいたしました。

また、本年6月の県議会におきましては、新たに工事着手が可能な箇所を選定して複数箇所工事するなど様々な方策を検討し、事業の推進を図りたいとの答弁がなされたところであります。今年度においては、広尾防

災公園付近の約20m区間と島尻付近の約40m区間の2か所において、護岸改修工事を発注済みであると同っております。本市といたしましては、旧江戸川の護岸改修は、これまでも千葉県市長会等を通じて、県に対して早期整備を要望してまいりました。県では、旧江戸川の護岸改修を低地対策河川事業として位置づけ、整備を進めているところでございますが、改修スピードを速め、市内全区間の早期完了に向け、今後も県に対して要望、働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 青山議員。

**○青山ひろかず議員** そうですよ。本当に県に早く進めてもらうように要望してもらいたいです。これは田中市長も多分、熊谷県知事に要望していると思うんですよ。やはり行徳が、もし仮にあの堤防が決壊したら、全面もう水浸しですからね。ということは、行徳のそういう生命、財産が失われると。市川市にとっても大変重要な地区なんで、今後とも市長、よろしく働きかけをお願いします。順番にいくんじゃなくて、どこから早くやったら工事が進むかということも要望してもらいたいです。

御答弁ありがとうございました。現在の進捗状況については、部長からの答弁にて理解いたしました。令和3年6月に質問したときには、市内の整備箇所が約700mだったと記憶しておりますが、本年度の整備延長を含めると約900mとなり、事業が着実に進んでいることが確認できましたので安心しました。

また、今後についても県が検討していることが分かりましたが、これからも千葉県に対して護岸の改修工事を急ピッチに進めてもらうことを強く要望してもらいたいです。市長、よろしくをお願いします。

続きまして、行徳地域における内水氾濫についてお伺いします。最近では、ゲリラ豪雨による内水氾濫が多数発生しております。行徳地域は区画整理事業で多くの排水路が整備されておりますが、全体的に地盤が低いため、降った雨が自然に川や海に排出できず、ポンプ場のポンプにより強制的に排出されております。令和3年3月の集中豪雨により、行徳地域では押切地区、相之川地区、香取地区、妙典地区において冠水が発生してしまいました。これに伴う対策を実施すると伺っておりますが、進捗状況についてお伺いします。

**○つちや正順副議長** 藤田下水道部長。

**○藤田泰博下水道部長** お答えします。

令和3年3月の集中豪雨におきましては、行徳地域で時間50mmを超える雨量を観測し、既存の排水施設の能力を上回る大雨であったことから、各所で道路冠水が発生いたしました。行徳地域は低地のため、強制的に雨水を排水するポンプ施設の役割が重要であることから、ポンプ場の整備を中心に、浸水被害が軽減するよう対策を検討し、実施しているところでございます。

また、行徳地域のポンプ場は供用からかなりの期間が経過し、施設の老朽化、劣化等の状況も進んでいることから、計画的に施設改修を行っております。

そこで、御質問の4地区の対応状況でございますが、初めに押切地区の対応につきましては、押切ポンプ場は供用から約40年経過した排水施設であることから、令和4年度から老朽化したポンプの交換工事を行っており、令和7年2月に完成する見込みでございます。

次に、相之川地区の対応につきましても、相之川第1ポンプ場におきまして、老朽化したポンプの改修計画等を検討しているところでございます。また、冠水常襲地区である相之川1丁目、旧行徳街道の相之川バス停付近交差点につきましては、今後の対策として、新たにマンホールポンプを設置し、改善を図るべく、具体の検討を進めております。

このマンホールポンプとは、水のたまりやすい場所にマンホールを設置し、その中に排水ポンプを組み込み、マンホールに入ってきた水を管渠を通して強制的に近くの河川などに圧送し、排水するものであります。

続きまして、香取地区の対応につきましては、香取1丁目地先にある源心寺南側の道路周辺が冠水常襲地区であり、冠水規模も大きかったことから、道路に隣接する香取公園内に新たにポンプを2基備えたマンホールポンプの整備を令和4年度より開始し、本年の4月に完了いたしました。本年6月の集中豪雨では市内各所で道路冠水が見受けられましたが、当該地区に設置した水位計では際立った冠水が記録されていなかったことを確認しております。このことから、対策の効果が表れていると認識をしております。

最後に、妙典地区の対応についてであります。この地区の排水を担っている妙典ポンプ場におきましては、不足している排水能力を確保するために、口径1,200mmのポンプの増設整備を令和4年度より行っており、令和6年8月に完了する見込みでございます。これにより、現在供用しているポンプ4基と合わせ5基となることにより、妙典ポンプ場の排水能力は計画どおり確保されることとなります。

このように、行徳地域の内水氾濫に対しては、ポンプ設備を現場状況に合わせ効果的に活用することや、老朽化した施設の早期改修、また、計画排水量の確保等が浸水解消につながる有効的な対策であることから、今後も計画的に排水施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 青山議員。

**〇青山ひろかず議員** 今言ったように香取の源心寺の裏の冠水、このマンホールポンプはかなり性能がよくて、今回の雨でも冠水しなかったということで喜んでもらいました。ちょっとスイッチが入るときにカチャンと音がうるさいというのを聞きましたけど、音ぐらいで冠水が解消されるならばいいのかなと思います。こういうマンホールポンプを、これから相之川の旧行徳街道の丁字路、あの辺も冠水はもう常襲的に雨が降るとなりますので、このマンホールポンプを積極的に活用してってもらいたいというふうに思います。そのためには、市長が行徳に予算確保してもらわないといけないので、その辺はよろしく願いいたします。本当に行徳は内水氾濫が一番心配であります。これからも集中豪雨は多分起こると思うんですよ。この温暖化現象で、これからまた台風のシーズンになると思われます。そういった意味を踏まえて、ぜひともマンホールポンプの活用をよろしく願いいたします。

続きまして、次に移ります。次の質問はウオーターフロント市川行徳、塩浜2丁目護岸干潟整備についてとなります。

初めにありますが、この質問は昨年9月の本会議でも取り上げました。そのときには、塩浜2丁目の塩浜三番瀬公園の前の海域については安全面に課題があり、安心、安全な海岸線にしていきたいという要望をいたしました。ここは海岸線から見える沖は浅いのに、護岸のすぐ先は深いという不自然な海底の状況であり、大変危険な状態のため、改善する必要があると思うからでした。この階段式護岸は、波が打ち寄せる汀線に平行して柵が重なっておりますが、簡単に乗り越えられるものであり、安全とは言えない状況であります。また、干潮になると70m先の箇所には波の間に浅いところが見えるので、浅瀬が広がっているものと誤解する人もいるでしょう。そのようなことから、この場所の安心、安全への改善を求めたものであります。

その後、1年を経て、先般8月22日に田中市長は記者会見において、おおむね次の点を発表されました。1点目は、塩浜2丁目階段式護岸前面海域に幅100m、奥行き50mの範囲に漁港のしゅんせつにより発生する砂を覆砂し、その効果を検証するに当たり、周辺海域の環境を把握するモニタリング調査に係る費用2,400万円を計上すると。2点目は、市民が海に直接触れ合える憩いの場を創出し、水辺での遊びや生物の観察により、子どもたちをはじめ多くの市民に環境意識の醸成を図る。3点目は、干潟を利用して水産物の販売のイベントを実施することで地元漁業者への関心の向上につなげていきたいとのことでありました。これらの会見を受け、市長の見解について、私の昨年9月の意見に合致するものでありますので、ここからは賛意を表明する次第であります。



これらを踏まえて幾つかお尋ねいたします。今回の覆砂の活用による干潟整備について、いま一度その意義についてお聞かせください。

また、幅100m、奥行き50mの範囲における覆砂ということですが、干潟を再生し、市民が海に親しんでもらうには、さらに大規模に覆砂してもよいのではないかと思います。事業規模についてどのようなお考えなのかお聞かせください。

また、漁業者の意見なども届いておりましたら、併せてお聞かせください。

○つちや正順副議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

初めに、干潟整備の意義についてであります。覆砂とは、海底や湖底などを砂等で覆うことで、今回の干潟の整備に当たりましては、他の地域で産出された山砂等を用いるのではなく、同じ三番瀬の海域の中で航路しゅんせつ工事により発生した砂等を覆砂することにより、干潟整備箇所周辺の環境に最大限の配慮をするものであります。干潟を整備することにより、子どもやその家族をはじめ多くの市民の皆様が干潟に下りて海辺に親しむことや、魚やカニなどの三番瀬の生き物を発見したり、触れ合ったり、また、海辺の生き物や生態系に詳しい学芸員等による自然観察会の開催や、小学校の校外学習の場としての利用により環境意識の醸成が図られ、干潟を大切にしよう、自然環境を守っていこうという意識が市民の間に広まり、そして、次の世代にも引き継がれていけば、干潟の整備は大きな意義を持つものになると思っております。また、干潟を活用した市川の漁業への関心を高めるイベントの開催等により、本市の漁業振興につながるものと考えております。

次に、干潟の規模についてであります。現在の階段式護岸の幅と安全、安心に利用できる範囲を考え、幅100m、奥行き50m、5,000㎡としております。また、航路しゅんせつ工事による事前覆砂の量は約1万㎡を予定していることから、まずはこの規模で整備を行いたいと考えております。

なお、干潟の拡大につきましては、利用状況や市民、関係団体の意見等を伺うなど、その必要性をしっかりと検証した上で、将来的な課題として研究、検討してまいりたいと考えております。

最後に、漁業従事者の意見についてであります。市川市漁業協同組合の方々に伺ったところ、干潟ができれば多くの生き物が住み着くと思う、市民が干潟で遊んでもらうことで海や漁業への関心を持つきっかけになるのではないかという声や、事業に協力していきたいという御意見もいただいております。

以上であります。

○つちや正順副議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございました。それでは、今後の進め方についてですが、塩浜2丁目護岸前面に広がる三番瀬の海域は、市川の漁業組合が実施しているノリの養殖が盛んに行われております。代表質問でもありましたが、ノリの養殖期間である9月から翌年3月までは、この海域での工事はできないこととされているとのことでありましたが、現在検討している事業スケジュールはどのようになっているのか、お聞かせください。

○つちや正順副議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

今後のスケジュールとしましては、まずモニタリング調査を開始いたします。本定例会におきまして、海域環境調査委託料をお認めいただきましたので、モニタリング調査を令和5年度の秋冬期に、そして6年度の春夏期に計2回実施し、併せて海域の深さを調べるため、深淺測量を行います。

なお、この調査は工事完了の翌年まで毎年実施を予定しております。その後、令和7年度には事前覆砂を実施し、砂のつき具合を検証した後に、8年度に砂止め用の蛇籠の設置を含めた干潟整備の実設計、9年度、10年

度に整備工事を行う予定であります。そして11年度にモニタリング調査を行った後、干潟の利用が開始できるものと考えております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 青山議員。

**○青山ひろかず議員** 答弁ありがとうございます。干潟が完成するまでには少し時間を要するようですが、市民が海に親しめるということとはとてもすばらしい取組だと思います。この事業が遅れることのないよう、しっかりと進めていただきたいと思います。

そこで、最後に干潟再生に関する市長の思いを聞かせてください。

**○つちや正順副議長** 田中市長。

**○田中 甲市長** 市長といたしましては、市川市内の東西南北、中央部と、それぞれの自然環境の課題に対応していかなければならないという思いであります。南北地域について申し上げるならば、自然環境というものを守っていくために、人が最低限必要な手を加えることによって、言うならば里山をつくると同じように里海をつくり上げることを目指していきたいと、そのように考えております。必要なことは青山議員をはじめとする関心を持っている議員の皆様方や漁業関係者の皆さんの御意見をしっかりと聞いて進めていきたいと、そのように考えております。

**○つちや正順副議長** 青山議員。

**○青山ひろかず議員** どうも市長、ありがとうございます。大事なことなので、慎重に進めていただきたいと思います。

では、次に移ります。次は新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

5月8日に新型コロナウイルス感染症が、これまでの2類感染症相当から5類感染症に移行してから3か月が経過しましたが、今では町にマスクを外し歩く人の姿が多く見られ、夏休みに旅行する人が増えるなど、コロナ流行前の人の往来が回復してきたように感じます。事実、コロナ流行の2019年に比べ、国内旅行は同じ水準になり、来日される外国人の旅行者数も8割近くまで回復していると報じられています。一方で、感染者が増加しているとの報道も耳にします。全国的にも感染者数が増えている状況にあると思っておりますが、まず現状の把握と、本市における新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題についてお伺いします。

**○つちや正順副議長** 川島保健部長。

**○川島俊介保健部長** お答えいたします。

本市では、新型コロナウイルスの感染状況を市川保健所管内18か所の医療機関からの週に1度の定点報告で把握しております。5月初旬の5類感染症移行当初では、1定点当たりの感染者が3.3人でありましたが、8月28日からの週の定点報告では20.2人と感染が拡大しております。国全体では、1定点当たり20.5人、千葉県全体では28.7人と徐々に増加が見られるところでございます。本市の感染状況は、国や県の状況と比べると若干低い水準ではあるものの、今後、冬にかけて感染の拡大が見込まれますことが課題と考えております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 青山議員。

**○青山ひろかず議員** ありがとうございます。現在、本市や国全体の感染状況については理解しました。一般的にインフルエンザの感染症は冬に流行することが多く、答弁の課題としてありましたように、冬に向けての感染が拡大することが考えられます。現在は第9波とされていますが、これまでも第6波や第8波で冬に感染者数が多い時期があり、今後新たな波に――波が来るか分かりませんが、感染症は増えるときには一気に増えてしまうことから、警戒が特に必要ではないでしょうか。

そこで、次の質問になりますが、この状況に対し、本市では今後どのような対応を考えているのかお伺いします。

また、あわせて、全国的に報道されております秋から開始されるワクチン接種についてもお聞かせください。

**〇つちや正順副議長** 川島保健部長。

**〇川島俊介保健部長** お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策は、県が主体となって実施しておりますが、本市においても感染拡大の兆候が見られた7月以降において、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、SNS等を活用し、新型コロナウイルス感染症の予防に有効である小まめな換気や手洗い、消毒を市民に対し周知しております。また、新型コロナウイルスに感染された際への案内としまして、受診できる市内の外来対応医療機関リストを市公式ウェブサイトに掲載しております。加えて、市役所内に設置しております新型コロナウイルス対策コールセンターにおきましても、感染症に関する問合せに対応しております。

次に、市が中心的に担っている感染症に対する対策はワクチン接種になりますが、オミクロン株の一つであるXBB系統に対応した新しいワクチンを用いた秋開始接種を明日9月20日以降、生後6か月以上の全市民を対象に実施いたします。このワクチンでは、主に重症化予防効果や発症予防効果が期待されます。ワクチン接種は、希望される方に対して行うものであり、強制ではございませんが、接種をすることで感染症が流行する冬にかけて、新型コロナウイルスの感染対策につながるものと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 青山議員。

**〇青山ひろかず議員** ありがとうございます。ワクチン接種はもちろん、様々な手段で市としてできる限りの周知や感染された方の問合せに対応していることが分かりました。

さて、感染が拡大している中、私の住んでいる行徳地区では、特に子どもの感染が増えているように感じています。コロナが陽性かどうかは抗原検査やPCR検査などによって判明するものですが、5類に移行後、無料のPCR検査会場などがなくなり、医療機関でも検査しても一定の負担が生じるなど、検査費用の負担も小さくありません。

そこで、再質問しますが、PCR検査などに対して市独自の補助を行うことができないのか伺います。

**〇つちや正順副議長** 川島保健部長。

**〇川島俊介保健部長** お答えいたします。

県では、高齢者施設における感染症防止のため、施設従事者及び新規入所者に対し9月末まで、検査用として抗原検査キットを配付しております。一方で、近隣市が独自に実施していたPCR検査や抗原検査キットの配付は5類感染症になった現在終了しております。法律に基づき、行政が様々な要請や関与をする仕組みから5類感染症になり、個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとした対応へと新型コロナウイルス感染症に対する基本的な考えが変わった現在においては、本市が独自に検査費用を助成するなどの対応は難しいものと考えております。今後の県の感染症対策への対応や感染状況を踏まえ、検討してまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 青山議員。

**〇青山ひろかず議員** ありがとうございます。感染が拡大している中、風邪やインフルエンザなどが流行する冬に向け、子どもや高齢者をはじめとした多くの方々が高齢者に感染することを非常に心配しています。答弁にもありました広報や市公式ウェブサイトなどを活用することはもちろんのこと、防災無線などいろいろな手段で、換気や手洗い等の感染対策を積極的に周知、啓発していただくようお願いいたします。市民の健康

や安全を守るのは県や国ではなく、市民に一番身近な市ではないでしょうか。重症化予防や発症予防の効果が期待される新しいワクチンの接種もあり、あわせ、市民の皆さんが健康なままこの冬を乗り切れるよう、ぜひお願いさせていただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後3時20分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、道路交通部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 貴重なお時間をいただき申し訳ございませんが、発言の訂正をお願いいたします。

午前中の国松ひろき議員の一般質問中、路線バスの最終便を遅い時刻に変更できないかの質問に対する答弁におきまして、「現在の最終便の時刻を繰り上げるもので」と申し上げましたが、正しくは「繰り下げるもので」でありますので、訂正をお願いいたします。

○稲葉健二議長 ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

日程第2一般質問を継続いたします。

太田丈之議員。

○太田丈之議員 参政党、太田丈之です。通告に従いまして一問一答にて質問させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

大項目1、コロナウイルスワクチン接種記録の保管について質問いたします。

コロナウイルスワクチンの接種記録は、接種による何らかの健康被害が生じた場合、救済制度申請において重要な証拠となるものです。このことを踏まえ、本市では、保管しているコロナワクチンの接種記録の保管はいつまでとしているのか、また、今後どうしていくのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

市が予防接種法に基づき実施したワクチンの接種記録につきましては、新型コロナワクチンを含め、予防接種法施行令に基づき5年間の保存義務がございます。ワクチン接種後の予診票は、接種の内容などが記載されており、接種記録を示す代表的な書類となりますので、接種後に医療機関から提出され、市で保存しております。この予診票につきましては、市では将来的に健康被害が発生するような事態に備え、臨時接種として実施した新型コロナワクチンに関する予診票を30年間の長期保存としているところです。30年経過後の保存につきましても、必要に応じて再度、長期の保存も可能となりますことから、状況を踏まえ、取扱いを検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 答弁ありがとうございます。本来5年間であるものが、既に30年の長期保存の体制になっているということで、とても安心いたしました。すばらしい対応だと思います。ありがとうございます。明日9月20日より、本市でもコロナワクチンの秋接種が始まります。こちらはXBB対応の1価ワクチンが使用されます。事コロナワクチンにつきましては、様々な意見があることは重々承知しております。その上で、1、XBB対応

ワクチンはマウスでしか実験をしておらず、これを特例承認として人へ投与するのは、世界中で日本が初めてであること。今現在、人へ接種した際どうなるか、データはございません。2つ、現時点で接種を予定しているのは日本とアメリカのみであり、ほかの国は既に接種を中止しており、感染も収束していることという事実を、いま一度確認しておきます。また、ワクチン接種を重ねるたびに、人間に本来備わっている免疫機能が低下することが分かってきております。さらに、抗原原罪とって、同じワクチンを複数回接種することにより免疫の固定化が起これ、変異種に対して最適な防御ができなくなることがあります。この抗原原罪ですが、インフルエンザワクチンが効かない理由の一つとしても、よくテーマにされています。実際、厚生労働省発表のデータにおいても、マウスの実験では、今回のXBBワクチンを投与しても、既に存在しない武漢型オミクロンBA.4、BA.5の抗体はできるが、本来期待されているXBB抗体は僅かしかできないということが分かっています。さらに、現在既にコロナ感染の主流は、XBB株から次の変異株EG.5に移行しています。そもそもXBBには効果なし、そして、現在の主流は既にXBBではなく新しい変異株EG.5ということです。要するに、このワクチンを打っても効かないということで、では、何のために追加接種なのかと疑問が湧きますが、本市においても秋接種は予定どおり明日20日より接種が開始されます。おのおのが御自身の責任において、しっかり情報を取った上で判断されるよう、お願いしたいと思います。

また、本日付の日本経済新聞においても、ワクチン秋接種は熟慮の上として、ワクチンのメリットとデメリットをよく考え、接種するかどうか一人一人が判断したいとの主張が社説として掲載されております。これ以上ワクチン接種による健康被害に遭われる方が増えることがないよう、心からお祈りいたしますし、今後も注意深く推移を確認していきたいと思っております。

それと、私から1点、提案があります。健康被害に遭われた方の接種記録には何らかの共通点があることが結構あるようです。例えば同じ症状、被害に遭われた方が同じ日に接種をされているとか、同じ場所で接種をされているとかという事象が発生しています。こちらにつきましては、市にデータがあるものだと思いますので、一度確認いただくよう、よろしく願いいたします。再質問はございません。

次に移ります。大項目2、HPVワクチン接種への取組について質問いたします。

(1)HPVワクチンの接種勧奨再開後の接種回数と副反応の発生状況についてお伺いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

子宮頸がんの原因となる感染症を予防するHPVワクチン接種は、平成25年4月に定期接種化されましたが、接種後に身体の広範囲で痛みが続くなどの症状が報告されたため、同年6月からワクチン接種の積極的勧奨が差し控えとなりました。その後、国の専門家会議により、安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、令和3年に積極的勧奨が再開され、本市では令和4年度から全額公費で接種できる予診票を送付しております。本市の積極的接種勧奨再開後の対象者は2万5,648人であり、令和4年度の接種回数は3,839回、令和5年度は6月末現在、1,792回の接種が行われております。

次に、接種勧奨再開後、副反応の発生状況につきましては、医療機関より国、県を介して報告される予防接種後副反応疑いは、現在本市には報告されておられません。加えて、予防接種後に発生した副反応による健康被害に関しましても、御本人、御家族からの本市に対する相談もございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 答弁ありがとうございます。前回、平成25年、接種2か月で積極的勧奨を中止したワクチン

を、今回そのまま使用して副反応がゼロ件というのは、大変意外に感じます。令和4年度本市における再開後の接種率は、回数から推測すると、最大でも15%以下となっており、積極的勧奨の成果としてはあまり芳しくないように思いますが、今後、市としてはワクチン接種を推進していくのかどうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

国では積極的勧奨の再開に際し、安全性について最新の知見を踏まえ、改めて特段の懸念がないとしております。また、HPVワクチン接種は子宮頸がんの罹患を防ぐ効果が期待されております。このため、本市といたしましては、厚生労働省の方針に沿って、正確な情報を周知し、ワクチン接種への関心を高めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。市としては、今後も積極的勧奨を進めていくということで理解しました。

HPVワクチン接種は子宮頸がんの罹患を防ぐ効果が期待されているとのことで、どの程度の期待値があるか調べてみました。厚生労働省のデータでは、2価・4価ワクチンで子宮頸がんの原因の50%から70%、9価ワクチンで80%から90%を防ぎますとなっています。海外の状況を確認すると、カナダ、イギリス、オーストラリアの接種率は既に80%以上となっており、それと比較すると2013年から9年間、積極勧奨を見合わせていた日本の接種率は2%前後となっていて、世界的には完全に周回遅れの状況とされており、また、正常な免疫状態の女性で、HPV感染症から子宮頸がんに進行するには、数年から数十年かかると言われていて、実際にワクチンの効果が確認できるまでには、それだけのタイムラグがあるということが分かっています。

このワクチンの先進国であるオーストラリアでは、既に16年前、2007年から接種が開始されており、そして5年前、2018年には、2028年には子宮頸がんを撲滅できるとの推計が出ています。しかし、オーストラリアの政府機関であるオーストラリア健康福祉研究所の裁定によると、発表があった2018年から現在までのところ、子宮頸がん罹患率が減っていない。それどころか、むしろ増加しているという状況で、本当に50%から90%の予防効果があるのか、私はかなり心配をしております。これから想定どおりの効果が出て罹患率が激減するのかもしれませんが。このワクチンのメリットについても、今後も慎重に経緯を確認していきたいと思っております。

片やデメリットとして、ワクチンには必ず副反応の発生があります。頭痛、疼痛、脱力、不随意運動、体が勝手に動いてしまう症状とあります。歩行障がい、睡眠障がい、月経障がい、記憶障がい、学習障がいなど、多様な症状が1人の患者に重層的に表れることが確認されております。そしてその副反応への対処方法、治療法もいまだ確立していません。国が全国に設けた協力医療機関も十分に機能していない状況です。問題は、その発生頻度で、2価・4価ワクチンで1万人に対して5.2人、9価ワクチン、1万人に対して6.9人、ほかの定期接種12種類の平均値に比べ約9倍、重篤な副反応の報告が上がっております。2013年の定期接種開始の際、副反応が頻発して、2か月で積極勧奨が中止になりました。2021年から接種が始まったコロナワクチンも同じように副反応は出ましたが、中止にはなりませんでした。10年前の厚生労働省は、至ってまともな対応をされたんだと感じます。

この副反応の対処方法については、いまだ分かっておりませんが、この子宮頸がんについては、定期検診での早期発見がほかのがんに比べても大変効果的であることが既に明らかになっておりますので、ワクチン接種につきましては、副反応の治療法が確立するまで見合わせとし、20歳になったら2年に1度きちんと検診を受けるということも選択肢の一つだと思われます。市民の皆さんにおかれましても、各自御自身で情報を入手し、メリット・デメリットを十分考慮の上、慎重な対応をお願いしたいと思っております。

日本の子宮頸がん検診受診率は約42%と欧米先進国の半分程度です。本市におかれましても、ワクチン接種の勧奨をされる際には、検診の重要性についてもいま一度しっかり周知いただくよう、よろしく願いいたします。

次に、(2)HPVワクチンの男性への接種に対する国の動向はどのような状況か。また、接種費用助成について、市はどのように考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

男性に対するHPVワクチンの接種につきましては、肛門がんや性感染症などの予防効果について、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において適用拡大することが2年半ほど前より承認されております。今後は厚生科学審議会において、男性に対するHPVワクチン定期接種化に向けて検討することとなっている状況でございます。

御質問の本市におきますHPVワクチンの男性接種の費用助成につきましては、定期接種化に向けた厚生科学審議会の動向並びに先行して男性接種の費用助成を実施している他市の状況も注視しながら、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 答弁ありがとうございます。HPVウイルスは男性もかかる病気、肛門がんや陰茎がん、中咽頭がん、尖圭コンジローマなどの原因になると言われておりますが、ワクチンの効果がどの程度かは、私調べではありますが、現時点では全く明確になっていないものと思います。そしてHPVウイルスについては、感染しても免疫力があれば、ほとんどの場合、自然に消失するのが分かっています。というか、HPVウイルスについても、今流行している帯状疱疹ウイルスについても、そもそもどこにでもいるありふれたウイルスです。そのウイルスに負けてしまう免疫力の低下こそが本来問題なんであって、免疫力が高ければ、ワクチンなんて不要なものとは私と考えています。免疫力を上げるためには、適度な運動、休息、体に負担のない食事が必要です。健康寿命日本一を目指す市川市としては、免疫力の向上を図る施策についても、今まで以上に力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

HPVワクチンの男性接種への費用助成につきましては、副反応のリスクも十分考慮いただき、ワクチンの効果がどの程度のものかしっかり見極めた上で、今後の対応を検討いただければと思います。

次の質問に移ります。大項目3、食糧備蓄について質問いたします。

災害が発生したときに備え、市はどの程度の食糧備蓄を行っているかお伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

国の中央防災会議が策定する防災基本計画では、住民に対し災害時の食糧などについて、最低3日分、推奨1週間分の備蓄を呼びかけております。この防災基本計画を踏まえ、本市の地域防災計画では、地震災害として、マグニチュード7.3の東京湾北部地震を想定地震とし、家屋の倒壊などにより避難所へ避難が想定される約4万7,000人の1日分の食糧を備蓄しております。数量としては、アルファ米やビスケットなど約18万5,000食分を避難所となる市立の各小中学校や、14か所の防災倉庫などに分散して備蓄しております。このほかに、災害時支援協定を締結している事業者や自治体などから食糧支援を受けることを想定しております。

引き続き自助として大切な備えである食糧備蓄については、様々な方法で周知啓発を図るとともに、流通在庫を円滑に提供していただけるよう、協定先と連携強化を図るなど、災害時の食糧確保に向け、しっかり取り組ん

でまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。災害への備えについては、自助、共助、公助があります。市としましては、約4万7,000人の1日分の食糧を備蓄しているということで、災害時の公助としては相応のボリュームなのかなと思うとともに、大災害を想定すると公助では間に合わず、自助としての備蓄がとても重要になってくるということ、理解しました。

そこで、この自助としての備蓄について、市民の認知度、実践度について、どの程度把握されているかお伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

市では食糧備蓄をはじめ、防災、減災に関する様々な啓発を市公式ウェブサイトや広報紙などで行っており、その認知度や実践度などを調査しております。本年3月にはe-モニター制度を活用し、災害時における日頃の備えに関するアンケートを実施しました。有効回答数は約1,100人で、食糧備蓄に関する回答では、1日分を備蓄している方が約15%、3日分が約60%、1週間分が約15%となっており、備蓄をしていないと回答した方が約10%いることが分かりました。今回のアンケート結果を踏まえ、今後も地域の防災訓練や講演会などを通じて自助の備えの重要性を訴えていくことで、最低3日分、できれば1週間分の食糧備蓄の実践につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。想像していたものよりも結構高い数字でした。今までの啓発活動による成果だと言えると思います。ただ、本市のe-モニターは登録制のアンケート制度で、回答者はそもそも市政に関心があり、防災などへの関心の高い方でいらっしゃるのではないかという気もいたします。今後も自助の備えの重要性についての啓発を、よろしく願いいたします。

あと1点、再質問です。自助、共助、公助のほか、災害時支援協定先からの食糧支援を想定されているとのことでしたが、災害発生時、備蓄食糧に不足が生じた場合など、協定による食糧の調達はどの程度機能すると想定されているか、お伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

令和元年の台風の際には、複数の協定事業者から弁当やパンなどの提供をいただいております。災害時においても実効性が確保されていると考えております。しかしながら、大規模地震など、本市を含めて広範囲に被害が発生した場合には、協定事業者や近隣自治体も被災してしまうため、予定どおりに協定が機能しない可能性が考えられます。本市では、このような場合を想定し、支援を受けられる可能性を広げるため、多くの災害時支援協定を締結しております。今後も協定の実効性を高めるために、定期的な意見交換などを通じ、協定先と顔の見える関係をつくり、迅速な災害対応につなげてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 ありがとうございます。備えあれば憂いなしといいますが、災害については、特に自然災害については予測不能な要素が多く、これで十分というゴールがない中で、いろいろと対応いただいております。本当に

ありがとうございます。今後ともぜひよろしくお願いいたします。

片や災害のもう一方、人的災害のリスクについても、今後考慮せざるを得ないと私は考えています。ロシア・ウクライナの戦争は長期化して、いまだ終わりが見えない状況です。北朝鮮からは毎月ミサイルが飛んできます。そのほか、中国と台湾の関係、いわゆる台湾有事の問題など、近隣諸国がこのような状態で、いつ日本が戦争に巻き込まれてもおかしくないとの思いもあり、戦争に巻き込まれた際、どのように食料確保をしていくか、とても危惧しています。現在、日本の食料自給率はカロリーベースで38%ですが、野菜の種は90%以上が海外からの輸入。家畜の飼料についても大半を輸入に頼っており、実際の自給率は十数%程度という試算もあります。市川市民の暮らしと命を守るという観点において、今後、市として食料自給率の改善においても、ぜひ視野に入れていただき、一次産業への一層の支援、国内産食料の消費促進、県内各自治体との連携及び国への働きかけなど、市のできる施策について検討いただきたいと思います。

現在、農業就業人口は減る一方です。しかし、若年層の就労者は逆に増加傾向にあるというデータがあります。例えば、千葉県内の各自治体の農家さんと市川市が契約を結んで、若い方を中心に安全なお米をもっと作ってもらい、そのお米を市川市でどんどん消費するということが実現すると、農業就労人口減少へ歯止めがかかり、耕作放棄地も減少する1つのきっかけになります。そして、市川市民は安全でおいしいお米がたくさん食べられます。ぜひ市川市民の食料確保という観点で、今後このような施策の検討につきましても、よろしくお願いいたします。

以上で本質問を終了して、次の質問に移ります。

大項目4、健康寿命日本一に向けた取組について質問いたします。

健康寿命日本一に向けた取組の現状及び今後の取組についてお伺いします。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

本市では、子どもから高齢者まで、全ての方がお互いに支え合いながら、誰もが健やかで心豊かに生活することができる健康寿命日本一の町を目指しております。平成28年には、健康寿命の延伸を基本目標とする市川市健康増進計画健康いちかわ21を策定しており、市民自らが健康づくりや生活習慣の改善に取り組むことのできるよう、栄養、食生活、運動、歯、口腔、心の健康、飲酒、喫煙、健診、がん検診など、分野別に市民が取り組むことのできる行動目標を設定しております。また、それらの行動目標を推進するため、各所管では様々な事業を展開しているところでございます。具体的な取組の例を挙げますと、市民がスポーツに積極的に参加することで健康維持の促進を目的に開催する健康スポーツ教室や、乳幼児から成人、高齢者を対象とし、健康や食生活、歯科に関する心配がある方に電話や面接により助言指導を行う健康相談事業、高齢者のフレイルや介護予防を目的としたはつらつシニア応援講座などがございます。そして、令和4年度からは健康講演会、令和5年度からは健康ポイント事業A r u c oを開始しております。このように様々な部門でライフステージに応じた健康寿命の延伸に向けた事業を展開しているところでございます。

また、これらの分野別に実施している具体的な取組を連携して進めるため、保健部、福祉部、スポーツ部や企画部など、庁内の関係部署が集まり会議を開催しており、施策の現状や事業の進め方についての情報共有、進捗管理を行っているところでございます。今後は、各事業の連携や新たな施策の検討についても取り上げていく予定としております。全ての世代で健やかな生活習慣が形成できるよう、引き続きスピード感を持って庁内関係部署が連携し、健康寿命日本一に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 太田議員。

○**太田丈之議員** ありがとうございます。大変広範囲にわたって取り組まれていること、理解いたしました。

それでは次に、その健康寿命日本一に向けた取組の効果ををはかるためには、何かしらの指標が必要と考えるが、現状どのような指標があるのかお伺いします。

○**稲葉健二議長** 小川企画部長。

○**小川広行企画部長** お答えします。

国では国民への健康施策を進めていくための指標として、健康寿命や平均寿命を公表しております。厚生労働省が定義する健康寿命は、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、いわゆる病気などにかかることなく健康で自立した生活を送ることのできる期間の平均となっております。一方、平均寿命はゼロ歳における平均余命、つまりゼロ歳の時点から生きられる期間の平均となっております。長く健やかな生活を送るためには、平均寿命を上回る健康寿命の延伸、すなわち平均寿命と健康寿命の差を縮め、不健康な期間を短くし、生活の質を高めることが重要であるとの認識が高まり、健康寿命が着目されております。この健康寿命については、国が公表しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均と、自分が健康であると自覚している期間の平均が指標として定義されており、3年ごとに実施される国民生活基礎調査を基に算出されております。現在公表されている最新の健康寿命は令和元年のもので、全国で男性が72.68年、女性が75.38年、千葉県は男性が72.61年、これは全国の26位となっております。女性が75.71年、こちらは全国で21位となっております。しかしながら、現在、市町村単位での公表はされておられません。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 太田議員。

○**太田丈之議員** ありがとうございます。健康寿命の最新の指標は令和元年のものであり、3年ごとの公表であるとのことだが、それでは施策についての効果確認が4年後、5年後となってしまう、施策が有効だったのかどうかの確認、修正がそれだけ遅れてしまいます。そこで、本市の健康寿命日本一に向けた施策を評価していくための指標として、もっとタイムリーに捉えられるものが考えられないか、見解をお伺いします。

○**稲葉健二議長** 小川企画部長。

○**小川広行企画部長** お答えします。

健康寿命は3年ごとに実施される調査から算出となるため、長期的な比較には適しているものの、速報性のあるものではないことが課題であると認識しております。また、数値の経年変化も緩やかであることや、健康寿命延伸に向けた施策が幅広く、どの施策がどのように影響しているか明確な評価が難しいことから、施策の評価指標に設定するには課題があるとの厚生労働省の研究結果がございます。このため、健康寿命延伸に係る施策の効果や進捗を評価していくためには、健康寿命の年齢そのものを指標とするよりも、健康寿命に影響を与えると考えられる個々の要因について、個別に指標を設定することが望ましいと考えております。

具体的には、国の健康日本21、千葉県の健康ちば21、それぞれの計画の中で分野別の目標値が示されております。例えば身体活動・運動の分野では、日常生活における歩数の増加や運動習慣者の増加、栄養・食生活の分野では、適正体重の維持などといった指標の目標値を参考にしていきたいと考えております。これらの数値をタイムリーに捉えていくことで、健康寿命延伸の取組を着実に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○**稲葉健二議長** 太田議員。

○**太田丈之議員** 答弁ありがとうございます。そもそも健康寿命日本一を目指す市川市は、2023年現在、果たして何位なのかを知りたかったのですが、なかなか難しいとのこと、理解しました。食生活、生活習慣の改善等、個々の取組については、現状把握、目標設定、効果確認をしっかりとお願いしたいと思います。

そしてさらに、今何が起きているかという視点も今後加えていただけるよう提案したいと思います。例えば本市の救急車の出動回数は、午前中の国松議員への答弁のとおり、令和4年、2万7,114件、前年比プラス4,149件、約2割の増。本年、令和5年、先週、2023年9月14日時点で2万447件、前年比プラス1,416件。このままいくと令和5年は2万9,000件くらいのペースになります。高齢化の影響もあると思われますし、もちろんコロナの影響もあると思いますが、それを考慮しても、さらに上を行くすさまじい件数になっていると感じます。

同じく午前中に門田議員の質問の中で、2040年まで高齢化が進むというコメントがありましたが、確かに現在の厚生労働省の想定はそのとおりなのですが、実は高齢化には今、急ブレーキがかかっています。理由は、65歳以上の方が想定以上に亡くなっているからで、既に東京都では、昨年2022年、65歳以上の人口が減少に転じています。今後、健康寿命日本一に向けての各施策についても前提条件の見直しが必要になるかもしれません。

また、厚生労働省の資料を見ますと、日本人の平均寿命が2021年、2022年と短縮していて、2022年は男性が0.42歳短縮、女性が0.47歳短縮となっております。資料上、昭和40年以降ずっと伸びてきたものが、昨年は東日本大震災があった年、2011年並みに寿命が短縮しています。そのうちコロナの影響は男性が0.12歳、女性が0.13歳短縮であり、平均寿命は0.5歳短縮して、そのうちコロナの影響は0.1歳だそうです。また、老衰で亡くなる方の比率が近年多くなっておりありますが、2022年は老衰で亡くなる方の寿命が短くなってきています。おかしいですよ。平均寿命は過去順調に伸びてきておりましたが、ここに来て急ブレーキがかかり、さらに老衰で亡くなる方の寿命が短くなっている。何かおかしいことが起きているようです。

救急車の出動台数についても、平均寿命の短縮についても、私は明らかに異常な値だと思っております。ただ、実際何が原因なのか、因果関係を突き詰めるにはかなりの時間がかかるものであるということも理解いたしました。そこで、健康寿命日本一を目指す本市としては、まずは今何が起きているのかについて、市民の皆さんへ速やかに情報提供をいただきたいと思います。健康づくりの主役は市民です。市民それぞれが自ら考え、行動できるよう、市川市として速やかな情報提供という形でしっかりサポートいただくよう、今後ともよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。大項目5、LGBT理解増進法への取組について。

本年6月16日、通称LGBT法案が可決されました。既に他自治体においては条例の制定を進めるなど、新たに施策を計画するといった動きが見られます。本法が定める『ジェンダーアイデンティティ』とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。」とあり、こちらは言い換えると、ジェンダーアイデンティティーは自分自身が認識している性別であり、主観的で曖昧な概念ということもできると思います。しかし、本法のとおりジェンダーアイデンティティーの多様性を尊重し、どんなことでも受け入れてしまうと、女性や女の子がこれから先、女性専用空間を安心して利用できる権利が損なわれる可能性があります。加えて、今までトラブルにならないよう配慮して生活してきたLGBT当事者の方への偏見も、逆に広まりかねないと危惧をしています。LGBTまでは特に問題ないんですが、T、トランスジェンダーに関しては体と心が一致しない。例えば体が男です。心が女です。だから私は女です。その人が女子だけが入れる場所に入っているんですか、体は男のままなんですという問題が起こります。

何が問題かということ、本当にトランスジェンダーで苦しんでいる方なのか、実は心も体も男で、女性が大好きで、女性だけが入るところに入りたくてしょうがなくて、それで、私は心が女だから女なんですとうそをついて入ってくる性犯罪者を見分けることが不可能という部分です。その人が男か女かというのは、肉体的にはすぐ分かります。しかし、その人の心が男か女かというのは見ても分かりませんので、本人が言うそれを信じるしかないわけです。犯罪者というのは基本的に何でもします。自分の欲望をかなえるために、うそだって平気でつきまします。たちが悪いのは、犯罪というのは起こった後でしか対処ができず、起こってしまった時点で既に被害者が出

ているということです。考え過ぎとの意見もありますが、性自認を認めるということは、すなわち、うそもまかり通るといことで、海外では既にそういう事例が頻発して大問題になっています。公共のトイレ、更衣室、シャワー室、浴場、女性専用車両などは、見ず知らずの第三者同士が同時に利用することを想定してつくられており、必要があるからこそ生物学的な性別で分けられていた専用空間です。女性と書かれたトイレを利用しているときに、自分の性は女性ですという生物学的には男性の人が入ってこられたら、多くの女性は恐怖心や違和感を感じると思います。今後、新たな条例を制定する際など、本法の運用につきましては、そのような事態も十分想定の上、慎重な対応が求められると考えます。

以上を踏まえ、本市ではLGBTに関する条例などを新たに制定する予定はあるか、現状及び今後について伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

まず、本市の現状といたしましては、これまで議員立法により市川市男女共同参画社会基本条例が平成18年12月に制定され、翌年4月から施行されました。この条例の目的は、ジェンダーギャップだけに限らず、LGBTQ+に対する差別をなくしていくことも含まれているとされており。本市では、国がLGBT理解増進法を施行する以前より、当該条例に基づいて、令和元年6月に市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針を策定し、その指針に沿ってLGBTQ+に対する理解促進のための各種施策を進めてきているところであります。

先順位者で御答弁したとおり、国のLGBT理解増進法は理念法でありまして、自治体が進めている取組を阻害するものではないとのことで、これまで本市で進めてきたLGBTQ+に対する各施策等に大きな影響を及ぼすものではないと捉えております。したがって、現状では、これまでどおり条例や指針に基づいて各施策を進めていく予定であります。なお、国が今後、LGBT理解増進法に基づいて基本計画、施策を示した場合には、その内容等々の整合を図りつつ並びに他の自治体の状況も踏まえ、LGBTQ+の理解促進に努めてまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長 太田議員。

○太田丈之議員 答弁ありがとうございます。本年8月9日、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の初会合が開かれ、6月に施行された理解増進法に基づく基本計画や指針の策定に向け、議論が始まりました。次回の開催は未定とのことですか、いずれ本法の基本計画が策定されます。政府は毎年1回、施策実施状況を公表することとなっておりますので、本市におきましても、今後、何らかの取組が必要になってくるものと思います。

私は、この法律を読んで、本法については、生物学的な男女がおの役割と責任を果たすという当たり前の部分について思慮が不足しているように感じています。本法の目的とされている性的指向及び性自認の多様性を広い心を持って受け入れることと、生物学的な男女がおの役割と責任を果たすことについては、共に尊重されるべき概念です。日本という国は、歴史的に見ても人種差別なども存在せず、そもそもLGBT当事者に寛容な文化を持ち合わせてきた民族です。両親や祖父母、先人の方々が生物学的な性の役割を果たしてきたからこそ、私たちは存在しています。男性が男性らしく、女性が女性らしく生きてきたことによって、人類誕生以降、現代まで私たちは命をつないできました。人はそれぞれ持っている個性、思考、価値観は違うものですし、お互いを理解し、認め合うことはとても大切なことです。本市におかれましても、LGBT当事者の方と、よりよい関係性を維持、向上させつつ、生殖を担う男女の尊厳についてもしっかりと守られるよう配慮いただきたいと思

ます。

また、本法では、国、地方公共団体に対して施策の策定、実施が求められ、事業主及び学校においては、その施策に協力することが求められています。学校教育の現場において、性的少数者の尊厳を大切にすあまり、幼いうちから性的指向、性自認の多様性を教えてしまいますと、自分自身の生物学的な性別の理解について混乱が生じ、生物学的な男女の役割と責任を果たすことについて、将来支障が生じる危険性があります。男の子は男らしく、女の子は女らしく、男女の役割分担についての教育を否定することなく、その上で自分らしく生きられるよう、子どもたちにはぜひそのように教えてもらいたい、そのように考えます。市川市の子どもたちが自分自身の生物学的な性別を大切に思えなくなることは、その後の成長に大きな影響があると思います。いま一度、性的指向及び性自認の多様性を広い心を持って受け入れることと、生物学的な男女がおのおの役割と責任を果たすことについては、共に尊重されるべき概念であるということに十分留意いただき、その背後にある女性や女兒への及ぼす危険性及び子どもたちへの性教育への影響を忘れないでいただきたいと思います。本法については細心の注意を払い、慎重にお取扱いいただくよう切にお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時7分散会

第 6 日

令和5年9月20日（水曜日）

令和5年9月市川市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年9月20日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問 つかこしたかのり議員、小山田なおと議員、宮本 均議員、川畑いつこ議員、中町けい議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

|   |   |   |       |
|---|---|---|-------|
| 門 | 田 | 直 | 人     |
| 野 | 口 | じ | ゆん    |
| 丸 | 金 | ゆ | きこ    |
| 富 | 家 |   | 薫     |
| 沢 | 田 | あ | きひと   |
| 太 | 田 | 丈 | 之     |
| 小 | 山 | な | おと    |
| 川 | 畑 | い | つこ    |
| ほ | と | だ | ゆうな   |
| 国 | 松 | ひ | ろき    |
| や | な | ぎ | みちこ   |
| と | く | た | けい    |
| 中 | 町 | け | い     |
| つ | ち | や | まさ    |
| つ | か | こ | したかのり |
| 加 | 藤 | 圭 | 一     |
| 浅 | 野 | さ | ち     |
| 久 | 保 | 川 | 隆志    |
| 西 | 村 |   | 敦     |
| 中 | 村 | よ | しお    |
| 大 | 久 | 保 | たかし   |
| 石 | 原 | た | かゆき   |
| 清 | 水 | み | な子    |
| 廣 | 田 | 徳 | 子     |
| に | し | む | たけ    |
| 石 | 崎 | ひ | でゆき   |
| 堀 | 内 | し | んご    |
| 細 | 田 | 伸 | 一     |
| 青 | 山 | ひ | ろかず   |
| 石 | 原 | み | さ子    |

|   |   |    |   |
|---|---|----|---|
| 宮 | 本 |    | 均 |
| 大 | 場 |    | 諭 |
| 稲 | 葉 | 健  | 二 |
| 小 | 泉 | 文  | 人 |
| 石 | 原 | よし | の |
| 増 | 田 | 好  | 秀 |
| 越 | 川 | 雅  | 史 |
| 中 | 山 | 幸  | 紀 |
| 松 | 永 | 鉄  | 兵 |
| 竹 | 内 | 清  | 海 |
| 加 | 藤 | 武  | 央 |
| 岩 | 井 | 清  | 郎 |

欠 席 議 員            な し

説明のため出席した者の職氏名

|         |         |   |   |     |   |
|---------|---------|---|---|-----|---|
| 市       | 長       | 田 | 中 |     | 甲 |
| 副       | 市       | 松 | 丸 | 多   | 一 |
| 副       | 市       | 本 | 間 | 和   | 義 |
| 代 表     | 監 査 委 員 | 植 | 草 | 耕   | 一 |
| 教       | 育 長     | 田 | 中 | 庸   | 惠 |
| 危 機     | 管 理 監   | 本 | 住 |     | 敏 |
| 市 長     | 公 室 長   | 麻 | 生 | 文   | 喜 |
| 総 務     | 部 長     | 蛸 | 島 | 和   | 紀 |
| 企 画     | 部 長     | 小 | 川 | 広   | 行 |
| 財 政     | 部 長     | 田 | 中 | 雅   | 之 |
| 管 財     | 部 長     | 稲 | 葉 | 清   | 孝 |
| 情 報     | 管 理 部 長 | 小 | 林 | 茂   | 雄 |
| 文 化     | 国 際 部 長 | 森 | 田 | 敏   | 裕 |
| ス ポ ー ツ | 部 長     | 立 | 場 | 久 美 | 子 |
| 市 民     | 部 長     | 佐 | 藤 | 敏   | 和 |
| 経 済     | 観 光 部 長 | 根 | 本 | 泰   | 雄 |
| こ ど も   | 部 長     | 鷲 | 沼 |     | 隆 |
| 福 祉     | 部 長     | 菊 | 田 | 滋   | 也 |
| 保 健     | 部 長     | 川 | 島 | 俊   | 介 |
| 環 境     | 部 長     | 二 | 宮 | 賢   | 司 |
| 街 づ く り | 部 長     | 小 | 塚 | 眞   | 康 |
| 道 路 交 通 | 部 長     | 岩 | 井 | 忠   | 良 |
| 下 水 道   | 部 長     | 藤 | 田 | 泰   | 博 |



|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 行 徳 支 所 長         | 秋 本 賢 一   |
| 消 防 局 長           | 角 田 誠 司   |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 岩 井 滴     |
| 事 務 局 長           |           |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 藤 城 久 保   |
| 会 計 管 理 者         | 六 郷 真 紀 子 |
| 教 育 次 長           | 小 倉 貴 志   |
| 生 涯 学 習 部 長       | 板 垣 道 佳   |
| 学 校 教 育 部 長       | 藤 井 義 康   |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 之 |
| 事 務 局 次 長 | 町 田 茂 幸 |
| 議 事 課 長   | 米 津 孝 成 |
| (議事担当)    |         |
| 主 幹       | 宮 嶋 茂   |
| 主 査       | 尾 本 悠   |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 介 |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一 |
| 主 任 書 記   | 三 澤 啓 成 |
| (調査担当)    |         |
| 主 幹       | 渡 辺 孝 文 |
| 主 査       | 前 田 悠   |
| 主 査       | 岡 澤 英 康 |
| 主 任       | 関 口 舞   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴 |
| 書 記       | 福 井 寿 明 |

---

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 この際、御報告申し上げます。議会改革特別委員会において正副委員長の互選の結果、委員長に岩井清郎議員が、副委員長に松永鉄兵議員がそれぞれ選任されましたので、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

つかこしたかのり議員。

○つかこしたかのり議員 会派市川維新の会、つかこしたかのりです。通告に従いまして、初回から一問一答にて質問させていただきます。

まずは、LGBT理解増進法の制定による本市への影響及び対応について、(1)公共施設の運営についてです。

2023年6月23日に施行されたLGBT理解増進法の制定による本市への影響及び対応について、先順位者の御答弁では、LGBT理解増進法の施行によって、本市の施策などに大きな影響を及ぼすものではないとのことですが、私としては、この御答弁に疑問を感じます。LGBT理解増進法の施行に伴い、本市の施策についても大きな影響を及ぼすもの、検討すべき事項はあるのではないのでしょうか。

そこで、先順位者の御答弁を踏まえた上で、庁舎管理や公共施設運営といった具体的な事業においても、その影響はないのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

御質問にありました庁舎管理や公共施設の運営といった具体的な事業につきましても、現段階では本市の施策と同様に、LGBT理解増進法の施行による影響はないものと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 庁舎管理や公共施設運営といった具体的な事業においても同様に影響はないものと御認識との御答弁ですが、本当にこの影響はないのでしょうか。トイレについては、東京都内の複合施設に性別を問わないジェンダーレストイレという名前のトイレが不特定多数の利用者に向けて設置されていましたが、施設開業から約4か月たった本年8月には、多くの批判を受けて男女別のトイレとして使われるようになったとのことです。LGBT理解増進法の制定により、社会として認知度や理解度が向上されたことに伴い、これまでカミングアウトされてこなかった方々がLGBTQ+当事者であることを告げられることによって、庁舎管理や公共施設運営においても、これまでなかった個別具体的な対応が求められるのではないかと私は考えます。

そこで、より具体的な事案として、本市職員や市民の方々が使用する公共施設のトイレの管理、このことに影響はないのか。また、本市は今後どのように対応するのかも併せて伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

まず、現在のところLGBTQ+当事者への対応といたしまして、本市の庁舎や公共施設のトイレ使用に関しまして、運用管理についての基準等といったものは策定はしておりません。また、これまでのところ、質問者が

懸念されているようなトイレ使用に関するLGBTQ+当事者からの申出や関連したトラブル等の発生は確認しておりません。しかしながら、トラブル等の発生を未然に防ぐという意味では、職員に対しましてはLGBTQ+当事者への対応の例といたしまして、バリアフリートイレ、いわゆる多目的トイレの利用を含めた選択肢を示すことが有効である旨を職員向けのガイドブックの中で周知しているところでもあります。今後もLGBTQ+への理解促進を進めつつ、国や他の自治体、民間などでの動向を見ながら各種の対応を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　御答弁ありがとうございます。LGBTQ+当事者に関わるトイレの使用について、今後も国やほかの自治体、民間での動向を見ながら対応について研究されるとの御答弁ですが、それでは私は少し遅いのではないかと考えてしまいます。本市は他市に先駆け、2022年2月1日より、全ての人々の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現するためパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を設けており、2023年8月25日現在、パートナーシップの届出件数が54件、ファミリーシップの届出件数が3件の実績があり、LGBT理解増進法の制定に伴い、この実績はさらに増えるものと考えます。

加えて2023年7月には、経済産業省に勤めるトランスジェンダーの職員の方が職場の女性用トイレの使用を制限されているのは不当だとして国を訴えた裁判で、最高裁判所は、トイレの使用制限を認めた国の対応は違法だとする判決を言い渡しました。5人の裁判官全員一致の結論で、判決を受け、経済産業省もトイレの使用制限の見直しを迫られることとなります。また、裁判長は補足意見として、トイレを含め不特定多数または多数の人々の使用が想定される公共施設の使用の在り方は機会を改めて論議されるべきだと述べられており、不特定多数の人が使う公衆トイレなどの使用について裁判で争われた場合は異なる判断が示される可能性も示しています。この判例からも本市職員がトイレを使用する基準、また、不特定多数の市民の方がトイレを使用する基準もそれぞれ分けて策定する必要があるのではないのでしょうか。御答弁では、本市のLGBTQ+当事者への対応について、指針や基準といったものを策定されていないとのことですが、本当にこれでよいのでしょうか。

また、多目的トイレの利用を含めた選択肢を示す対応が有効である旨を職員向けガイドブックに周知されているとの御答弁もありましたが、通常のトイレとは異なり、多目的トイレは時間を要する方々の使用が多いと考えます。私自身、息子と娘を連れてトイレを利用する際は、見守りの観点から子どもと一緒に多目的トイレを使用させていただくことも多いです。その経験から申し上げれば、多目的トイレを使用する時間は通常のトイレと比べて長くなる場合が多いのではないのでしょうか。このような理由から、多目的トイレが使用中のときに身体的性と性自認が異なるトランスジェンダーの方より、緊急を要するトイレの使用が求められたとき、トイレを使用する指針や基準が策定されていない現状において、本市職員の方々は統一された対応をすることができるのでしょうか。そもそも多目的トイレが設置されていない公共施設もあります。このような施設については、御答弁させていただいた内容によって対応できるのか、私は疑問です。

また、トランスジェンダーという自己申告に対して、その確認方法はどのようなのでしょうか。そして先順位者も述べられていましたが、トランスジェンダーであると偽り、性犯罪を計画している者から、トイレを使用する指針や基準を策定しないで善良な市民を守ることができるのでしょうか。現状では、私が懸念しているLGBTQ+当事者に関わるトイレの使用に関するトラブルの発生は確認されていないとのことですが、これまで発生していないからこれからは発生しないとは言えません。本市トイレの使用についてはLGBTQ+の方々だけでなく、そうでない方々も、職員の方々、市民の方々それぞれの立場から明確な指針や基準を早急に策定されること

を要望しまして、本項目の質問は終わります。

次に、(2)学校教育についてです。

LGBT理解増進法が制定され、学校はどのような影響を受けているのか。また、学校現場での現状と対応について伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

各小中学校等におきましては、令和5年6月にLGBT理解増進法が制定される前から性的マイノリティの児童生徒に対する対応や取組を行っております。まず、令和3年5月に立ち上がった市川市多様性社会推進協議会より同12月に提出された「市川市における多様性社会の推進について」の提言書を受けて、教育委員会としましても、性的マイノリティである児童生徒への対応について取り組み始めました。具体的な取組としましては、令和5年2月に児童生徒名簿を男女混合名簿とすることを教育委員会より通知し、同年3月、学校教育部指導課にて、一人一人の自分らしさを大切にする児童生徒の支援の手引を作成し、名簿や教室環境、男女別の活動について見直しを図るよう学校へ周知しました。そして同年6月、学校における多様性教育の推進状況調査を実施いたしました。現在は市内小中学校等において性的マイノリティの理解を深めるために教職員を対象とした研修会を行いつつ、対応につきましては各学校にて検討しているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 現在は性的マイノリティの理解を深めるために教職員を対象とした研修会を行いつつ、対応は各学校にて検討しているとの御答弁ですが、それでは、当該児童生徒がLGBTQ+であることをカミングアウトした場合、また、これによって、ほかの生徒児童が理解することは難しいことも考えます。

そこで、LGBTQ+の当該児童への対応及び例えば自分が男らしくありたい、女性らしくありたいと考えるほかの生徒児童に対する理解についてもどのように図るのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

LGBTQ+に関する対応につきまして、当該児童生徒や保護者からの申出があった場合には学校生活での困り感や思いや願いなどを十分に把握し、過ごしやすい学校となるよう、各学校で対応を検討してまいります。カミングアウトにつきましては、当該児童生徒の意思を尊重しつつ支援体制を整えるために専門家等の助言をいただきながら対応してまいります。当該児童生徒から学校へのカミングアウトがあった際は、教職員におけるアウトティングには十分注意いたします。また、当該児童生徒の同意なくアウトティングが行われることや不利益が生じることがないように、十分に配慮することが必要となります。ほかの児童生徒につきましても、慎重に丁寧に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 カミングアウトについても、本人と保護者の意思を尊重しつつ慎重に進めていくこと、また、本人や保護者からの申出があった場合には、本人が過ごしやすい学校となるよう検討していくとの御答弁でした。そうであるならば、学校の制服やトイレの使用などについて、本人や保護者の希望は学校に反映されるのか伺います。

また、学校では、LGBTQ+であることでいじめの対象になってしまうこともあるようです。ホモなどの差別的な発言、当人の許可を得ずにLGBTQ+であることをばらすアウトティング、無視など、いじめの形態は

様々です。宝塚大学の日高教授が2016年に行った調査では、全ての世代の性的マイノリティーの過半数に近い人々が小中高校時代に何らかのいじめの被害に遭ったことが分かっています。児童生徒同士のいじめのほかにも、教職員から心ない言葉をかけられた、性自認とは異なる制服着用や役割を求められたなど、大人の対応から傷つく場合もあるようです。

このような環境でLGBTQ+であることの理解を求め、カミングアウトしたことで傷つくかもしれない。逆にカミングアウトできなくて苦しんでいるかもしれない。このようにして追い詰められたとき、ひょっとしたらですが、なぜつらいのに生きていかなくてはいけないのかと、生きていくことに当該児童が疑問を持つことも十分に考えられるのではないのでしょうか。そのようなとき、学校としては当該児童とどのように向き合い、対応するのかも併せてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

制服につきましては、市内市立中学校において、生徒自身が希望するデザインを選択できるようになってきております。また、トイレの使用につきましても、多目的トイレや職員トイレを使用できるようにするなど、個別に対応するようにしております。学校生活に対する要望につきましては、当該児童生徒と保護者の意思を尊重しつつ慎重に進め、思いや考えなどを丁寧に聞き、学校でできることを確認し、対応してまいります。

児童生徒が追い詰められた心境になった際の対応ですが、LGBTQ+に限らず、一人一人の児童生徒の悩みや思いを受け止め、寄り添い、希望を持って学校生活を送れるよう対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 LGBTQ+への理解を深めることを通じて、私たちが死んではいけない理由、生きる意味についても学校生活を通じて学び、全ての児童生徒に自他を思いやる心を育んでほしいと私も考えています。既に人権教育や道徳教育を柱とした学校教育全体を通じて、全ての児童生徒が自分や相手を大切にすることができるよう指導されていることは理解しておりますが、頭で考えるだけでなく、時として心と体で感じるような学習方法、例えばですが、武道や座禅などを学校教育に取り込むことを御検討いただければと思います。

私個人の感想ですが、子どもの頃、警察官で厳格だった父から強制的に空手、武道を習わされていましたが、夏休みの家族旅行では海や山にも行きましたが、よく神社、仏閣にも巡り、時にはお寺で座禅することもありました。子どもの頃は武道を習うことも座禅することも理解できませんでしたが、大人になり、生きる中で嫌なことにも向き合わなくてはいけないときに、それでも一歩前に進めたのは子どもの頃に父から受けた、こういった教育にあったのではないかと今では考えています。座禅は学校教育とはなじまないと考えられてしまうかもしれませんが、アメリカ、アップル社の創業者スティーブ・ジョブズ氏が座禅を行っていたこともあり、アメリカのIT業界には座禅の文化が浸透したり、社員のメンタルヘルスのために禅室を設けている会社も少なくないようです。このような子どもたちのメンタルヘルスの観点からも、こういった実践的な教育も御検討いただければと思います。

学校教育では、短期的に結果を求められることも多いとは思いますが、生徒児童が大人になったとき、心の支えとなるような長期的なカリキュラムを検討いただきたく、LGBTQ+の児童生徒も、そうでない児童生徒も男らしく女性らしくありたいという気持ちも尊重され、全ての児童生徒が自分を大切に相手も思いやる学校教育の実現を要望して、この項目の質問は終わります。

次は、防犯パトロール活動の現状と今後についてです。

市内で日常のジョギングや犬の散歩など、個人でちょっとした外出や通勤時間などの際にオレンジ色のパトロ

ール帽子と登録番号札を着用し、地域のパトロールに御協力くださっている方々の活動を見かけます。このちょっとした時間でも活動できる、いわゆるボランティアパトロールは地域の犯罪に対する抑止効果を高めるだけでなく、自主防犯意識の向上や良好な地域コミュニケーションの醸成を図ることにも貢献しており、令和4年度末時点で2,501名の方が登録をされ、パトロールする姿を見せることで犯罪抑止に御貢献いただいていることを確認しています。令和5年4月1日から道路交通法の一部改正により、自転車使用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されましたが、現在もオレンジ色のパトロール帽子と登録番号札を着用し、自転車でパトロールを実施していただいている方々の姿も見かけます。その一方で、本市は自転車用ヘルメットの着用を積極的に推奨しており、購入費用として2,000円を補助するなど積極的な推進をしている中で、将来的には、このヘルメットの着用が努力義務から義務になることも現在では想定されています。

そこで伺いますが、本市としては、自転車を使用したボランティアパトロールについて、引き続き帽子を着用したパトロール活動を促すのか。それとも、パトロール帽子よりも自転車用ヘルメット着用を優先して、自転車を使用したボランティアパトロールはその活動を控えるのか。どちらをより推奨していくのかお伺いします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

いちかわボランティアパトロールは、犯罪抑止、防犯意識向上、地域コミュニケーションの醸成を目的としたものです。具体的には、御協力いただく市民の御負担とならないよう、習慣化された散歩やジョギングのほか、毎日の買い出しなど日常生活で外出される際、オレンジ色の帽子を着用いただくだけで気軽にパトロールを兼ねるものとし、徒歩や自転車など、パトロール手段を限定したものではございません。しかしながら、本年4月の道路交通法の改正により、自転車乗車時にはヘルメットの着用が努力義務となったことから、利用者の安全を優先した法改正の趣旨に鑑み、パトロールを徒歩に制限する前提で議論を重ねてまいりました。今後予定しておりますいちかわボランティアパトロールに御登録いただいている約2,500名の方へのアンケートなども参考にしながら活動内容の見直しを進めることとしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 ボランティアパトロール活動に御協力いただいている御自身の安全を確保していただくため、その活動は徒歩に限定したほうがいいのではないかと御答弁ですが、確かに御自身の安全確保を優先されることについては私も賛成です。しかし、自転車を使用したパトロールは私は有効であると考えており、この活動が縮小されることで市民の体感治安が低下することを懸念しています。

そこで、本市としても、自転車を使用したボランティアパトロールを実施できるアイテム、例えばオレンジ色のボランティアパトロール自転車用ヘルメットや、自転車を使用しながらもパトロールが実施できる、パトロール中であることを周知できるステッカーなどを製作して貸与するなど、新たな方策を検討すべきではないかと思いますが、このことに対する御見解をお伺いいたします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

御指摘のとおり、自転車でのパトロールは行動範囲も広がり、移動速度も速くパトロール効果は高まりますが、同時に事故の危険度も高まります。いちかわボランティアパトロールは安全性が確保されることで気軽な参加が可能となるため、パトロールの手段として自転車を利用することには、御登録いただいている市民の意見が重要であるため、アンケート実施後に判断したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 御答弁ありがとうございます。ぜひアンケートの結果によっては前向きな御検討をお願いしたいと思います。個人で登録、活動されているボランティアパトロールについては理解しました。

次に、団体が実施している防犯パトロールについては、自治会などが実施する自主防犯パトロールと民間団体やPTAなどが実施されている青色防犯パトロールの2種類があります。このうち、民間団体やPTAなどが実施する青色防犯パトロールは、青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールを実施することで市民が安全で安心して暮らすことができる町の実現に貢献しており、令和4年度は民間団体や各小学校のPTAなど32団体が青色防犯パトロールに御協力いただいていることを確認しています。

このような団体に対して、本市は青色回転灯をはじめとしたパトロール物品の貸与を行うほか、初回の登録時に警察や陸運局への申請を市が代行するパトロール実施者を対象とした講習会を警察と共同で行うなど、いろいろな支援を行っていただいていることも確認しています。その上で、本市の青色防犯パトロールは自動車を活用したパトロールですが、佐賀県鹿島市では、バイク店を営む元交通指導員の男性がバイクの機動力を生かした防犯パトロール活動も実施しているようです。また、江戸川区では、区内の7信用金庫49店舗が江戸川区から提供されたステッカーを営業のバイクなどに付け、地域の安心安全パトロールを実施しているようです。

そこで、本市についても自動車だけでなく、バイクを活用した自主防犯パトロールの推進を検討できないのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

オートバイを活用した青色防犯パトロールは細い路地などの通行も可能となり、車と違った効果が期待できまことから、今後におきましては、他市の状況や運用実績など情報収集に努めるほか、調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 今後、他市の状況などを調査、研究してくださるとのことなので、私としても引き続き本件の動向を注視していきたいと思っております。

現在、バイクは若者に人気があり、日本自動車工業会が2022年10月26日に開催した二輪車委員会メディアミーティングでは、バイクが好調な理由として、1つは駐車場増設など利用環境が改善されたこと、2つ目は若年層ライダーの増加が挙げられ、国内二輪販売台数は前年よりも13.7%も増加し、41万6,000台になっているとのことでした。このことから、若者に人気のバイクを通じて防犯パトロールはもとより、各地で地域ボランティア活動に若者が積極的に参加してもらえるような施策の検討を要望しまして、本項目の質問は終わります。

次は、クリーンセンターの建て替えについて、(1)目指している方向性及び予算です。

これはある自治体の話になりますが、屋上庭園やランニングコースなどがあるごみ処理施設の建設が進んでいます。この自治体の新たなごみ処理施設はにぎわいをつくり、憩いの場にするをテーマにしており、近隣地に一体整備する公園や余熱利用施設との調和を図ることを目指した建設が進められており、計画そのものは世界一楽しいごみ処理施設と言われているデンマークの首都コペンハーゲンにあるごみ処理施設を連想させる、近年のトレンドを取り入れた整備計画だと考えます。しかし、他の自治体の同規模施設と比べて整備費が高額になったことに加え、公共施設のトイレの故障や学校の雨漏りなど、公共施設で老朽化に伴うトラブルが相次いで起きたこともあり、ごみ処理場は豪華でお金をかけているのに学校の雨漏りを直さないのはおかしいなどの批判が続き、議会においても新たなごみ処理施設の建設に対する議論がされたようです。このような他市の状況を踏まえ

た上で、本市においても次期クリーンセンターの整備計画は慎重に進める必要があると考えます。

このことについて、私は2023年2月定例会において、次期クリーンセンターの整備運営事業は、東京オリンピック・パラリンピックなどの影響による建設費高騰を考慮し、2018年11月に事業を一旦延期しましたが、近年の社会経済情勢から、現在は当時より物価や人件費の高騰によって、さらに建設費が増えてしまったことを述べ、それでも例えば焼却炉から出る二酸化炭素を分解、回収して資源に活用する技術の実証実験を開始するような、延期を決めた時点にはない先進技術を取り入れるなど、次の世代によりよい環境を残すことを申し上げ、当時の定例会においても、次期クリーンセンターは本市に最適な規模、配置とし、市民にとって最もよいものになるよう考えていくとの御答弁がされました。それから約半年ほど経過し、当時より次期クリーンセンターの建て替えに関する整備計画は進んでいるものと考えます。

そこで、本市の次期クリーンセンターは、例えば二酸化炭素を出さないような環境に配慮する、発電などエネルギーに特化する、先進技術を取り入れないかわりに低コストを重視するなど、どのような施設の方向性を目指しているのか伺います。

また、目指す方向性が定まれば、それに伴って予算も明確になってきます。

そこで、本市は、この整備費の予算についてどのように算出しているのか。そして、概算でもよいので予算額を示すことができるのか、併せてお伺いします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 本市では、ごみ処理基本計画としていちかわじゅんかんプラン21を策定しています。この計画では、持続可能な社会づくりに貢献する環境への負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築を目指すこととしています。これを踏まえ次期クリーンセンター施設整備基本構想では、効率的に熱エネルギーを回収する施設、安全性、安定性に優れた施設、災害に対して強靱な施設、市民への情報発信の拠点となる施設、経済性に優れた施設の5つを基本方針と定め、これに基づいた施設整備を目指しています。さらに、この基本方針を実現することを前提に施設の設計と施工、その後の運営と維持管理を一括して発注するDBO方式で行うことにより民間のノウハウを生かし、財政支出を可能な限り低減していきます。整備費については、国が示している積算方法に基づき算出するため、現在、他市の状況や実績及び入札結果などを調査しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 国が示している積算方法に基づいて算出するため、他市の状況や実績などを調査している。つまり現状では、予算額の算出までは至っていないとの御答弁ですが、私としては早急な予算額の算出が必要と考えます。なぜなら、国内建設資材や人件費は高騰していることに加え、世界的に物価なども高騰している現状において、次期クリーンセンターの建て替えは時間をかければかけるほど建設費が増えてしまうと考えからです。先ほど次期クリーンセンターの整備計画は慎重に進める必要があると述べましたが、慎重に進めることと時間をかけることは異なります。

そこで、予算の算出に向け、ほかの自治体の実績等を調査していることは理解しましたが、それが把握できれば予算化できるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 ほかの自治体の実績などを把握した上で、建設費やエネルギー価格の高騰といった今後の社会経済情勢の動向を見ながら進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。



**○つかこしたかのり議員** 今後の社会経済情勢の動向を見ながら進めてまいりたいとの御答弁ですが、クリーンセンターの建て替えについては多くの税金を投入する一大プロジェクトです。御答弁されましたように、5つの基本方針を実現することを前提に建設の設計と施工が定まっていることに加え、現クリーンセンターは約30年が経過して老朽化が顕著であり、建て替えが必要であること、ごみを処理するクリーンセンターは本市になくてはならない施設であること、時間をかければかけるほど建設費が高騰することを考えれば、2018年に事業を一旦延期したこととは逆に、整備計画を前倒ししてでも進めていく必要もあるのではないのでしょうか。

また、本件については、2022年12月28日から2024年9月30日まで約3,700万円をかけ、民間会社と次期クリーンセンター整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託を締結しております。この民間会社のノウハウもさらに活用していただき、市民にとって、よりよい整備計画の全容を一日も早くお示しいただくことを要望しまして、本項目の質問は終わります。

次に、クリーンセンターの建て替えについての(2)緊急一時避難施設としての活用についてです。

防衛省は今日13日正午前、北朝鮮から弾道ミサイル2発が発射され、いずれも日本の排他的経済水域の外側に落下したと見られるとの発表がありました。このことによる被害はないようですが、我が国は日々、弾道ミサイルの攻撃を受けるかもしれない、このような脅威にさらされています。このことに関して、国民保護法に基づく避難施設の中で、ミサイル攻撃時の爆風などから直接の被害を軽減できるコンクリート造りの施設や地下施設を緊急一時避難施設としています。建て替えられたクリーンセンターは国民保護法に基づく避難施設として利用できるのではないかと考えますが、まずは現在の緊急一時避難施設の状況についてお伺いします。

**○稲葉健二議長** 本住危機管理監。

**○本住 敏危機管理監** お答えします。

緊急一時避難施設は都道府県が指定するもので、市が施設の状況などを県に情報提供し、これを受け、県が緊急一時避難施設として活用できるかを判断して、市の同意を得た上で指定しております。現在、本市では、コンクリート造りの小中学校などの市の施設や県立高校、都営新宿線本八幡駅、また北総線北国分駅など、96か所が緊急一時避難施設として指定されております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 現在の緊急一時避難施設の状況については理解しました。

その上で、クリーンセンターが建て替わった際には強固で頑丈なコンクリート造りの建物になると考えます。

そこで、新たなクリーンセンターを緊急一時避難施設に指定するよう、千葉県に上申する考えはないのかお伺いします。

**○稲葉健二議長** 本住危機管理監。

**○本住 敏危機管理監** お答えします。

クリーンセンターは堅牢な建築物であり、建物だけを見れば緊急一時避難施設として適していると考えられます。一方でごみ処理等に起因する危険要素があり、市民の立入りが制限される場所が多い施設でもあります。地震や水害などの発生時には施設の安全を確認し、準備を整えた上でペット同伴避難者を受け入れることとしておりますが、即時の避難が必要なミサイル飛来時には受入れ前の安全確認が取れず、万が一被弾した際には危険要素が拡大してしまうことを否定することができません。このようなことから、緊急一時避難施設の指定については、建て替え後に県とも十分調整しながら慎重に判断してまいります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 新たなクリーンセンターにつきまして、緊急一時避難施設に指定できるかどうか、ぜひ御検討いただきたいと思います。

また、場合によっては、弾道ミサイルなどの攻撃を想定した防災備蓄倉庫の設置など、何より市民の方々の命を守るということにも貢献できるような、そんなクリーンセンターの建て替えを要望して本項目の質問を終えます。

次は、学校体育館をはじめとする避難所に指定されている公共施設の修繕についてです。

前項目の質問にて、ある自治体の例を挙げ、老朽化に伴うトラブルが相次いでいることを申し上げました。本市においても、同様に公共施設の老朽化に伴うトラブルがないか、念のため確認させていただきたいと思います。

そこで、公共施設の中でも、災害時には避難所として使用する学校の体育館や公民館、スポーツセンターなどの施設修繕がまずは優先的に、そして計画どおりに行われているのかお伺いします。

**○稲葉健二議長** 板垣生涯学習部長。

**○板垣道佳生涯学習部長** お答えいたします。

学校体育館をはじめ公民館、そのほかの避難所に指定されている公共施設の修繕につきましては、不具合等が生じた場合には緊急度や必要性に応じ適宜対応しております。

なお、学校体育館につきましては、計画された修繕はございませんが、現在、施設改修として、トイレの和式便器から洋式便器への変更、温水洗浄便座の設置や手すりの設置などを計画的に行っております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 施設の修繕については、不具合などが生じた場合、緊急度や必要性に応じ適宜対応していただいているとの御答弁ですが、避難所としても利用されている小中学校の体育館が老朽化が進み、先順位者の中には当然施設についていろいろ御答弁いただいている方もおりますが、私には、その中でも床が傷んでいるとお話も伺っております。

そこでまずは、どのようにして修繕の要望を聞き取り、対応を行っているのかお伺いいたします。

**○稲葉健二議長** 藤井学校教育部長。

**○藤井義康学校教育部長** お答えいたします。

各学校の体育館につきましては、毎月1回以上、教職員による施設点検を行っており、床などで傷んでいるところがあれば学校から保健体育課に要望が上げられます。また、年に1回、保健体育課職員が各校の体育館を巡回し施設の点検を行っており、修繕が必要な箇所を業者に依頼して適宜対応しております。今年度も10月から11月にかけて各学校を巡回する予定となっております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 教職員による施設点検など、いろいろな方法で修繕が必要な箇所を調べていただいていることは理解しました。

その上で市民の方から具体的な指摘として、宮久保小学校と第三中学校の床にささくれができていているという声を聞きます。避難所施設としても使われる体育館ですから、こういった声について本市はどのように対応しているのかお伺いします。

**○稲葉健二議長** 藤井学校教育部長。

**○藤井義康学校教育部長** お答えいたします。

宮久保小学校につきましては、令和4年度に学校からの修繕の要望があり、経年劣化で割れた体育館の床の欠損補修を3か所行いました。また、第三中学校につきましても、床が老朽化していることは認識しており、今後も学校の要望や施設点検の結果を踏まえて可能な対応を適宜行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 ありがとうございます。今回はあくまで私に届いている声として宮久保小学校や第三中学校の体育館について質問しましたが、そのほかにも市川市内にはたくさんの小中学校があります。全ての小中学校の体育館などの施設によって、引き続き定期的な点検結果を踏まえて可能な修繕を適宜行ってくださることを要望して4項目めの質問は終わります。

最後は、宮久保・下貝塚地区の排水対策についてです。

本年6月2日から3日にかけての大雨では、市内の春木川排水機場において総雨量230ミリ、10分間の最大雨量で約20ミリの降水量が記録され、市内約30か所で道路冠水が確認されました。宮久保・下貝塚地区においても排水路の排水能力を超える強い雨が降り、道路冠水やコンクリート蓋が外れたことを確認しています。その具体的な箇所として宮久保5丁目21番から26番地先が挙げられます。この地域は下貝塚南排水区の下流部に位置し、道路側溝が整備されている区間がある一方で、農地などに面した箇所では幅が約1mから約2mの土水路となっている区間があります。ここにおいては、排水としては、下流となる派川大柏川手前の土水路では冠水していないにもかかわらず、上流の土水路や側溝で雨水があふれ、道路が冠水していました。また、下貝塚3丁目4番地先は下貝塚排水区の間中部に位置し、雨水が排水路を通じて下流の千葉県が管理する一級河川派川大柏川に流れ込んでいる地区があります。この箇所の排水路の状況としては、幅が約1.2m、深さが約1mの柵渠が敷設されており、上部はコンクリート蓋がかぶせられた歩道となっているところがあります。この柵渠には上流部の下貝塚1・2丁目方面からの雨水が流入するほか、周辺の住宅や道路に降った雨が道路側溝を通じて流れており、6月2日から3日にかけての大雨では、道路が冠水したほかに排水路のコンクリート製の蓋が水圧によって浮き上がり外れてしまいました。このコンクリート製の蓋が外れてしまったことで子どもも利用する歩道には幅約1.2mの大穴ができ、さらに大穴の中には深さ約1mの排水路を雨水がすごい勢いで流れ、小学校低学年ほどの児童であれば簡単に流されてしまうような危険な状態となっていました。

そこで、本市はこのような被害があったことを踏まえ、今後の大雨に備えてどのような排水対策を宮久保・下貝塚地区で進めているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 宮久保5丁目21番から26番地先及び下貝塚3丁目4番地先の両地区周辺は、一部を除き、その土地利用の大半が農地等に利用されている市街化調整区域となっております。これらの地区における道路冠水の状況につきましては、台風や集中豪雨の際に道路が冠水する、水路の蓋が外れている、土水路の排水がよくない等の情報がタウンミーティングや自治会等を通じて寄せられており、本年6月の大雨の際には道路の冠水や柵渠のコンクリート蓋が外れたことを把握しております。

このような状況を踏まえて、初めに、これまでに本市が行った排水対策を説明させていただきますと、宮久保5丁目25番地先においては、昨年度から引き続き土水路の水の流れを確保するため草刈りやごみの撤去を行うとともに、両脇のり面の土砂が崩れて排水の流れを阻害することを防ぐため、両側のり面に簡易土留め鋼板を設置する工事をいたしました。また、宮久保5丁目21番から22番地先においては、6月中旬までに土水路の草刈りと土砂の堆積が見られた部分のしゅんせつを実施しております。下貝塚3丁目4番地先の柵渠については、大雨で排水路が満水になった際に水圧で蓋が外れることを防ぐため、コンクリート蓋の一部をグレーチング蓋に交換し

たほか、6月中旬には金具を用いてコンクリート蓋を連結させ、一体化する修繕工事を実施いたしました。

次に、今後の排水対策でございますが、宮久保5丁目の土水路につきましては、引き続き簡易土留め鋼板の設置による水路断面の確保を下流より計画的に進めるとともに、必要に応じて土砂のしゅんせつや掘削を実施してまいります。また、下貝塚3丁目の柵渠につきましては、水流の障害となる土砂等の堆積物がないか調査を行い、必要に応じて堆積物の撤去等を行ってまいります。

なお、両箇所下流の派川大柏川では、千葉県事業により河川を拡幅する改修が計画されていることから、早期改修について引き続き千葉県へ要望するとともに、今後の進捗状況を踏まえて、そこに接続する本市の排水路の改修を計画してまいります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 本市が行ったこれまでの対策に加え、今後の対策として、宮久保5丁目の土水路については、簡易土留め鋼板の設置による水路断面の確保を下流より計画的に進めてくださること、下貝塚3丁目の柵渠については、水流の障害となる土砂等を調査し、必要に応じてしゅんせつを行ってくださること、さらに両箇所下流の派川大柏川を管理している千葉県に対し、河川拡幅の改修工事が早期に着手されるよう要望し、この進捗状況を踏まえ、本市が管理する排水路の改修計画を検討してくださるとのことですので、この改修計画の早期実現に向けて引き続き御尽力いただきますことを要望いたします。

地域の冠水被害ですが、要望したような対策を継続していただくことももちろん大切ですが、同様に、下水道を普及させることも浸水被害を減らす有効な手段であると私は考えます。下水道整備というと、家庭や工場などから排出される汚水を処理するための汚水処理を下水道で行う普及率に注目が集まってしまっているように私は感じますが、雨水を処理する下水道雨水管の整備につきましても、浸水被害を減らす観点からは重要です。雨水管もしくは汚水と雨水をまとめている合流管の整備につきましても、しっかりと進めていただき、計画的に浸水被害を減らし、いつかは本市から大雨による浸水被害がなくなることを要望して私の一般質問を終えます。御答弁ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 公明党の小山田なおとでございます。通告に従いまして初回から一問一答で質問をさせていただきます。大きく3点取り上げさせていただきます。

まず初めに、子どもの貧困対策についてお伺いをいたします。

日本の子どもの貧困率はOECD加盟国の中でも最悪の水準にあり、今日では実に7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされております。平成26年に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律が、令和元年6月の一部改正により、子どもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が記載されました。これを受けて、2021年6月定例会にて本市における子どもの貧困対策計画の策定を要望させていただきました。本市として、これまで計画策定に向けて様々な取組を行ってこられたというふうに思います。

そこで、(1)本市のこれまでの取組内容及び経緯についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 鷲沼こども部長。

○鷲沼 隆こども部長 お答えいたします。

子どもの貧困対策につきましては、令和元年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正により、市町村において計画の策定が努力義務とされたところでございます。本市は、これまで千葉県が策定した子どもの貧

困対策推進計画に基づき、庁内の関係部署がそれぞれの取組について情報共有や連携を行う子どもの貧困対策会議を開催し、組織横断的に連携しながら貧困対策に係る事業に取り組んでまいりました。しかしながら、近年は新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰などの影響により子育て世帯を取り巻く環境が急激に変化したことから、改めて地域の実情と課題を踏まえた施策を総合的に進めるため、本市におきましても子どもの貧困対策計画を策定することといたしました。

そこで、計画策定に向けて本市の実態を把握するため、昨年度、子育て世帯の経済状況や生活状況を調べる子どもの生活状況に関する実態調査を実施したところでございます。現在、この実態調査の結果については、概要版を市公式ウェブサイトに掲載しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。子どもの貧困対策の本市の計画策定に向けまして実態を把握するために、昨年度、子育て世帯の経済状況や生活状況を調べる子どもの生活状況に関する実態調査を実施されたとのことでございます。

そこで(2)に進んでまいりたいと思います。(2)本市の子どもの生活状況に関する実態調査の内容及び調査結果についてでございます。

昨年実施された子どもの生活状況に関する実態調査の回答状況や質問内容、また調査結果についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

この実態調査は、市内の小学5年生と中学2年生及びその保護者を対象に、学校を經由してアンケートを配布、回収した調査でございます。回答状況につきましては、小学5年生は調査対象人数約1,300人のうち回答人数は約1,200人、中学2年生は調査対象人数約1,500人のうち回答人数は約1,300人、保護者は調査対象人数約2,800人のうち回答人数は約2,400人であり、いずれも有効回答率はおおむね9割でございました。

質問内容につきましては、内閣府が示す事例や全国共通で調査することが望ましいとされている項目を参考に本市独自の質問も追加して作成いたしました。子どもに対しては、学習環境や進学先に関する事、日々の食事の状況や睡眠などの生活習慣、こども館や子ども食堂などの認知度や利用状況などについて尋ね、保護者に対しては家族構成、就労状況や世帯収入、子育て世帯が重要だと思ふ市の支援などについて質問しております。また、併せて各小中学校に配置されているライフカウンセラーや子ども食堂など、子どもや子育て家庭への支援を行っている関係者に対しても調査を実施しております。

本調査の結果といたしましては、例えば勉強や進学に関する事について、中学生は県や全国の調査結果と比べると学習時間が少なく、大学またはそれ以上の進学を希望しない割合が高いといったことが明らかになりました。また、進学の希望理由についても、希望する学校や職業があるからという回答は少なく、自分の成績から考えて、親がそう言っているからという割合が全国調査より高い結果でございました。これらの結果から、学習時間の少なさや進学希望の低さに対しては要因と考えられる経済困窮への支援が必要であるとともに、子どもが進路に対して幅広い選択肢を持てる環境が重要であることも見えてきたところでございます。

また、食事に関する事につきましては、小学生の1割以上、中学生の2割以上が朝食を食べない日がある、小学生の約3割、中学生の約4割が家族と一緒に夕食を取らない日があるという結果が得られました。このことから、生活習慣の乱れや家族と一緒に食事を取らない、いわゆる孤食などの課題があることが明らかになっております。さらに、本来大人が行うべき家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーについては、市独自

の質問項目を追加して調査を行ったところ、家族のお世話を日常的にしていると答えた割合が全国や県の調査と比べて高い結果となりました。この結果については、さらに精査する必要があると考えております。そのほかに保護者に対するアンケート調査では、子ども家庭支援センターや子ども食堂などの子育て支援に関係する施設や事業に対して、生活困窮世帯ほど、その認知度が低いことが判明しております。このことから、支援が必要な人への的確にどう情報を伝えていくか、改めて重要な課題であると認識したところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 大変丁寧な御答弁ありがとうございました。

まず、調査対象につきましては、小学校5年生、中学校2年生及びその保護者を対象として行われ、9割に当たる約4,900名から回答があったということでございました。結果につきましては、特に気になる点として3点挙げられておりまして、1点目は、全国調査と比較すると中学生の学習時間が少ない、大学またはそれ以上の進学を希望しない割合が高いということでございます。2点目としましては、食事に関して小学生の1割以上、中学生の2割以上が朝食を食べていない日があり、小学生の約3割、中学生の約4割が家族と一緒に夕食を食べていない日があるということでございます。3点目としては、家族の世話を日常的にしていると答えた割合が全国や県と比較しても高く、精査は必要であるが、本市においてもヤングケアラーが増えている可能性が指摘をされております。

そこで進学、学習時間について、2点目、食事の摂取状況について、3点目、ヤングケアラーについて、それぞれ伺っていききたいというふうに思います。

まず、進学、学習時間についてですが、全国や県と比較して学習時間が少なく、進学を希望しない割合が高い結果となりましたが、このような調査結果を本市としてはどのように分析をされているのでしょうか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

勉強や進学に関する具体的な家庭の状況といたしましては、保護者からの自由記載による回答には、学習したい気持ちがあるようだが、塾に行かせることができず子どもたちに申し訳ない気持ち、学校と家以外の場所を用意しようとしても本人が希望せず、このまま見守っていいのか悩む、家事、仕事に追われて必要な家庭学習のフォローができないなど、切実な声が寄せられております。こうした声から、家庭の経済状況により塾や習い事などの学校外の活動に格差が生じていること、保護者の就労状況に対応できる放課後の過ごし方や学習の支援が求められていることなどを推測しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 学習塾に行かせたいが経済的理由から行かせてあげることができない、家事や仕事に追われて家庭学習のフォローができない、学校と家庭以外の場所をそもそも本人が希望しないなどの声が寄せられており、経済的理由による塾や習い事などの格差、保護者の就労状況に対応した放課後の居場所や学習支援が必要であるということでございました。内閣府、子ども貧困対策に有識者としても参画されております日本大学の末富教授は「子どもの貧困対策と教育支援」の中で、義務教育段階では、学校外の教育機会に対する支援については、生活困窮者を対象とした学習支援だけではなく、学習塾等の割引制度の普及や放課後活動へのバウチャー等を含め、より層の厚い支援制度の充実が重要であると述べられております。経済的理由や生活環境による格差をなくしていくために幅広く層の厚い支援制度の検討をお願いしたい、このように思います。

続いて、2点目の食事についてでございます。先ほど朝食を取らない欠食や1人で食事をする孤食の割合が高いということでございます。特に朝食を取っていない子どもが多いことは成長段階において大変問題であり、例えば大阪の泉佐野市では、学校で朝食を提供することも朝食堂を実施し、大変好評なため対象校を拡大しているそうです。朝食の欠食や孤食に対する本市の見解を伺いたいというふうに思います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本調査結果によりますと、朝食を取らない子どもの割合は、小学校5年生と中学2年生を比較すると中学生のほうが高くなっております。食事を家族と一緒に取らない孤食の状況も、学年が上がるにつれ高い傾向にあります。こうした傾向が経済的要因によるものであるのか、親の就労状況や生活習慣など、ほかの要因との関連もあるのか、この調査だけで判断することは困難でございますが、どのような環境の家庭においても、子どもの健やかな成長と親子の健康維持のために栄養豊かな食事を楽しく食べることは重要な課題であると認識しております。また、子どもに無料または低価格で食事を提供する子ども食堂については、生活困窮世帯で認知度が低いものの今後利用したいと答える割合は高くなっており、子ども食堂の支援をはじめとする、本市のこれまで進めてきた子どもの食の環境を守る取組を今後も強く推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 朝食の欠食や孤食は、小学生と中学生を比較すると中学生のほうが高い傾向にあるが、要因については経済的状况なのか、両親の就労状況や生活習慣によるものなのか、分からないということでございます。また、子ども食堂についても今後利用したいとの回答が高いとのことでしたが、生活困窮世帯への認知度が低いということでございます。今後、子ども食堂への支援や広く周知を行っていただきたいと、このようにも思います。

さきの日本大学の末富教授は、朝食を食べない子どもほどテストスコアが低いことは毎年の全国学力・学習状況調査の中で指摘されており、2014年の内閣府、子どもの貧困対策に関する検討会においても政策化を主張されております。イギリスでは、ブレイクファスト・クラブという朝食支援が公立学校を中心に行われております。本市においても朝食支援、孤食対策の検討をお願いしたい、このように思います。

最後に3点目、ヤングケアラーについてでございます。家族のお世話を日常的にしていると答えた子どもが多かったとのことですが、本市としてどのような認識をしているのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本調査で家族のお世話を日常的にしていると答えた割合は全国や県の調査と比べて高い結果でございましたが、お世話の内容が家事が多く、頻度は少ない傾向も見られました。こうしたことから、お世話が子どもの生活に及ぼす影響がどの程度なのかは慎重に見極める必要があると考えております。子どもがヤングケアラーになってしまう要因は、経済困窮以外にも核家族化やひとり親家庭の増加など家族の問題、地域の関わりの希薄化など社会の問題などが複合的に関与していることから、貧困対策の枠にとらわれず、福祉、介護、教育などの各分野で連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 日常のお世話の内容として家事が一番多いということでございます。どのような家事をどのくらい行っているのか、今後しっかり調査していただきたいなというふうに思いますけれども、神戸市では

週に1回、希望する家庭に家族の人数分の冷凍食品を提供したところ、大変好評であったということでもございます。また、港区でも本年8月から1日1回、週7回お弁当を届けるほか、兄弟や家族の世話、家事を支援するヘルパーの派遣がなされるようになったそうです。また、ヤングケアラーは声を非常に上げにくい傾向にもあります。いかにキャッチしていくのか、重要な課題であるというふうに思います。これについては学校や福祉・介護部門、しっかり連携を強化していただいで具体的支援につなげていただくようお願いをしたいというふうに思います。

続いて、(3)本市の子どもの貧困対策計画の今後についてでございます。

これまで本市の調査結果について確認をさせていただきましたが、本結果を踏まえて、今後どのように子どもの貧困対策計画を作成されていくのかについてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本調査の結果を今後策定する貧困対策計画に反映することにつきましては、まず、調査結果から明らかになった子どもの状況に対し必要な支援策を検討してまいります。例えば食事に関しては、欠食や孤食などへの対策として、飲食店が来店者の寄附で子どもに無料で食事を提供するフードリボンプロジェクトや子ども食堂への支援などの事業が考えられます。こうした各部署が実施している支援策を計画で定める施策体系に位置づけてまいります。

また、本調査の結果は学識経験者、子ども・子育て支援事業の従事者や子どもの保護者などから構成される市の附属機関である市川市子ども・子育て会議で提示し御意見をお聞きしたところ、困窮世帯を含めたあらゆる市民に対する情報発信が重要であるなどの御意見をいただいたところでございます。今後も計画案についてパブリックコメントを実施し、市民の方々からも広く意見を聞くなどした上で本年度中の計画策定を目指してまいります。本計画を策定、実行していくことで、全ての子どもが親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで、家庭環境に左右されることなく健やかに育ち、未来に希望を持てる、そのような社会をさらに目指してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 今後、具体的な施策について検討し、計画に反映していかれるとのことで、特に食事に関しては、フードリボンや子ども食堂を計画に定める施策体系に位置づけていかれるということでございます。しっかり計画に基づいて体系的に進めていっていただきたいなというふうに思います。

一方で、これらフードリボンや子ども食堂にまだまだアクセスできない子どもたちも多いため、その対策についても検討いただきたい、このように思います。

また、子どもの貧困対策計画の対象範囲につきましても、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までとされるということでございます。今回の実態調査では小学生と中学生が対象となっておりますが、子どもの貧困は乳幼児期における対策が大変重要であり、既に先進国ではその重要性が理解をされております。白百合女子大学の菅原ますみ教授は、就学前期での貧困低所得が短期的にも長期的にも人間発達に影響を及ぼし得るものであること、中でも継続する慢性的な貧困が深刻な影響性を持っていること。一方、発達最初期、ゼロ歳から3歳に貧困であっても、幼児期後半以降に回復すれば影響はより小さく、心配ないレベルにとどまる可能性も示唆されていると述べられております。より早い段階での気づき、支援が行える体制をお願いしたいというふうに思います。

さて、今後、具体的な支援を検討されていくことというふうに思いますけれども、そのためには、支援の対象となる具体的なケースについても幾つか想定をしてみたほうがよいのではないかと考えます。本市の見解を伺

います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

今回の調査では、貧困状況の把握のため相対的貧困率を用いて分析しております。具体的には、厚生労働省国民生活基礎調査で相対的貧困の基準として算出された所得127万円と今回の調査で回答いただいた世帯年収を既定の計算式に当てはめて算出した額とを比較し、127万円未満の世帯は生活困窮世帯、127万円から254万円未満の世帯は周辺層、254万円以上の世帯は一般層と分類し、分析をいたしました。生活困窮者に多く見られる両親の状況としては、学歴は中学卒業や高校卒業の割合が高く、就労については正社員、正規職員、会社役員という回答項目の割合が低く、自分の病気や障がいのために働いていないとする母親が多い結果となっております。また、PTA活動や保護者会などの社会参加が少ない傾向も見られます。こうした結果から、支援を必要としている家庭の状況を想定し、ターゲットを絞った方策を検討することは重要だと認識しております。

一方で、子どもの貧困は外から見えにくく、子どもや保護者の様子や行動から保育園や学校などが気づき、支援につながる例が多くございます。また、子ども食堂や食品を無料配布するフードパントリーなども気づきの拠点となっております。こうしたことから、支援を必要とする子どもや家庭の状況を把握するための方策についても、さらに検討してまいりたいと考えております。

他方で、生活困窮層のみを対象とするサービスや制度は偏見や差別を生みやすく、子どもたちにサービスなどを利用することへのためらいや後ろめたさを抱かせてしまうことがございます。このようなことがないよう、今後も細やかな配慮や工夫を重ね、必要な子どもに必要な支援を届けることができるよう情報発信を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。先ほど来述べさせていただいておりますが、子どもの貧困は自ら手を挙げ難いことが多く、行政がいかにつづいていけるかがポイントであると思います。さらに重要なことは、困っていることに対して具体的な支援ができるかどうかであるというふうに思います。さきの末富教授は、全ての子どもを大切にするという発想がとても重要であり、貧困世帯の子どもだけを対象とした支援策は選別主義であるために、貧困の当事者も利用をためらったり、支援をする実践者たちも葛藤を抱えることになると言われております。

大阪の箕面市では、子どもの貧困対策について、貧困の連鎖を断ち切るためには最低限の手当をしてあげるだけでは不十分であり、むしろ普通より高いレベルで子どもの能力や自信を育て、社会的成功に導くことを子どもの貧困対策の政策目標として掲げております。課題を抱える子どもは低所得かどうかにかかわらず支援するという基本姿勢の下、自分を大切に自分らしい選択を保障していく、実質的な平等や高学力や高学歴を単純なゴールとしない、多様な自己実現や社会的成功を重視する施策が行われております。どうか本市においても、全ての子どもを大切にするという発想の下、貧困対策の計画策定を実施されることをお願いして本質問を終わりたいというふうに思います。

続きまして2つ目、熱中症対策についてでございます。

今年の夏は35度を超えるいわゆる猛暑日が、昨年は6日であったのに対して今年は11日と多く、大変暑い夏でございました。気象庁の船橋における2023年の平均気温は7月が28.1度、8月が29度であり、5年前と比較しても7月でプラス0.4度、8月ではプラス1.4度と急速に温暖化が進んでおります。その結果、本市においても熱中症になられた方が多くいらっしゃったと聞いております。

そこで、(1)本市の今夏における熱中症患者の状況について伺ってまいります。

熱中症による救急搬送された方の推移、年齢、救急要請の時間帯、発生場所、救急搬送困難事案について本市の状況を伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

初めに、熱中症による救急搬送者数の推移についてでございます。令和3年が121人、昨年は173人で、今年9月15日現在で既に203人が救急搬送され、熱中症による救急搬送者数は3年連続で増加しております。

次に、今年9月15日までの熱中症事案を年齢別、時間別、発生場所別で見ますと、年齢別では65歳以上の高齢者が104人で51%と半数を占めており、20歳以上65歳未満が80人で39%、20歳未満は19人で10%となっております。時間別では午後3時から4時までの1時間が最も多く、24人が搬送されております。

次に、発生場所でございますが、屋内が56%と半数以上を占め、次に路上が25%となっております。また、年齢別に発生場所を見てみますと、65歳以上の高齢者では半数以上が住宅内で発生し、20歳以上65歳未満では就労中が多く、20歳未満は運動中や運動後の発生が多く見られました。

最後に、熱中症に係る救急搬送困難事案についてでございます。救急搬送困難とは、総務省消防庁の調査基準で、医療機関への受入れ交渉回数が4回以上で、かつ現場滞在時間が30分以上要した事案をいいます。今年9月15日までに発生した熱中症に係る救急搬送困難事案は17件で、熱中症搬送件数全体の約8%となっております。熱中症による救急搬送件数は年々増加していることから、消防局では、春先から夏場にかけて行われる救命講習会のほか、各種広報媒体を活用してエアコン等の積極的な利用や水分補給の重要性を呼びかけるなど、熱中症対策の普及啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。本市における熱中症による救急搬送件数は年々増加しており、9月15日時点で203名の方が救急搬送されたということでございます。特に65歳以上の高齢者が約半数を占めており、午後3時から4時にかけての室内での発生が多いということでございます。一方で、20歳未満は運動中や運動後に発生が多いということであり、また、現場滞在時間が30分以上となる救急困難事案については17件発生しているということでございます。来年以降も気温が上昇していくことを考えますと、本市としてもしっかりと対策をしていかないといけないというふうに思いますけれども、国では、近年の気温上昇に伴う熱中症対策として、令和5年4月に気候変動適応法の一部を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す熱中症対策実行計画や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す特別警戒情報を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における暑熱から避難するための施設、クーリングシェルターの開放措置など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じております。

そこで、(2)改正気候変動適応法に基づく熱中症対策実行計画及び気候変動適応計画の一部変更への本市の対応について、本市では今後どのように対策を進めていくのか伺ってまいります。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 気候変動適応法は、気候変動の影響による被害を防止、軽減することを目的としています。この気候変動適応法は令和5年4月に改正され、新たに熱中症対策の推進が加わり、政府、地方公共団体の役割が示されました。その内容は政府が実施することとして、熱中症対策実行計画を策定すること、これまでの熱中症警戒アラートに替わり熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報を規定すること、また、地方公共団体が実施することとして、熱中症特別警戒情報を発表時に開放する指定暑熱避難施設を指定することなどが追加されまし

た。この気候変動適応法で定められた政府が策定する熱中症対策実行計画は令和5年5月に閣議決定され、国、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの役割や熱中症対策の具体的な施策が示されました。この熱中症対策実行計画では、命と健康を守るための普及啓発及び情報提供、高齢者、子どもなどの熱中症弱者のための対策、管理者がいる場所などにおける対策、地方公共団体及び地域の関係主体における対策など、8つの施策が示されています。国は改正気候変動適応法の全面施行に向け、熱中症警戒情報や指定暑熱避難施設などについての基準を令和6年春頃までに示す予定です。今後は国の動向に合わせ本市気候変動適応計画を策定し、庁内体制を整備していきます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。

まず、改正気候変動適応計画の一部変更に記載されている指定暑熱避難施設、クーリングシェルターについてですけれども、海外においては、極端な高温時への対策として活用が進められております。今回の法改正により、市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設、いわゆる公民館、図書館等の公共施設や民間のショッピングセンターなどを指定することができますようになります。しかしながら、現時点では詳細な基準が示されていないため、令和6年春頃までにその詳細が示されるということでありましたので、特に公共施設については指定がしやすいというふうに思いますので、準備を進めていただきたいなというふうに思います。

また、政府の熱中症対策実行計画ですけれども、市民への普及啓発や情報提供、学校など管理者がいる場合への対策、高齢者等への対策が具体的に示されております。

そこで、この3点について、それぞれ各部門に伺ってまいりたいというふうに思います。

まず、1点目の市民への普及啓発についてですが、本市ではどのように行われているのでしょうか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

本市では、「広報いちかわ」において熱中症に対する注意喚起を行っており、また市公式ウェブサイトでは、厚生労働省の熱中症予防のための情報資料サイトを御案内するとともに、同サイトに掲載している普及啓発用リーフレットを自宅や事業所など身近に掲示することで、熱中症の予防を意識していただけるようにしております。また、気象庁と環境省は熱中症の危険性が極めて高くなることが予測された場合、熱中症警戒アラートが発表され、これを受けて本市では防災無線やSNS等を用いて、市民に外出を避け、涼しい環境で過ごすように周知を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 市民への熱中症に対する普及啓発は保健部で行っているということでございます。本市ウェブサイトの案内、リーフレットの掲示、熱中症警戒アラートを防災無線やSNSなどで発信されているということでございます。この熱中症アラート、今年の夏は本当にしつこいぐらい発表されておりましたけれども、その意味がまだ市民の皆様によく理解されていないのではないかとこのふうにも感じます。アラートが発表された際は具体的にどのような行動を取るべきか等、市民の皆様へ普及活動をさらに推進いただきたいと、このように思います。

2点目の学校など管理者がいる場合の対策についてですが、特に学校における具体的な熱中症対策について伺ってまいります。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

改正気候変動適応法の概要につきましては、千葉県教育委員会からの通知を受け、令和5年7月に市内各校へ文書で周知しております。各学校では、職員会議や打合せ等において、全職員で熱中症予防強化について情報を共有しております。教育委員会といたしましては、熱中症事故の報道等を受けて、適宜、登下校中の熱中症予防や体育の授業及び部活動における児童生徒の体調管理について文書で通知し、各校では実態に応じて適切に対応しております。また、環境省から熱中症警戒アラートが発令された際には、教育委員会から市内各学校へメールにて注意喚起を促しております。暑さ指数計は市内全校で常備しており、校庭や体育館等で活動する際は適宜計測しております。暑さ指数が31以上になった場合は原則運動を中止し、涼しい場所に誘導するなどの熱中症予防対策について通知しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 各学校におかれましては、熱中症指数計が配備をされていて、暑さ指数が31以上であれば活動を中止しているということでございます。一方、体育館におきましては、まだ熱中症指数計が常設されていないところもあると聞いておりますので、ぜひ整備をお願いできればなというふうにも思います。

また、他市で発生した熱中症事故を受けて、登下校中の熱中症予防や運動前後における体調管理についても文書で通知し、各学校で適時対応されているということでございます。これまででは想定をしなかったケースでの事故も発生しており、あらゆることを想定した対策を講じていっていただきたいなというふうに思います。一方で、万が一熱中症の患者が発生した場合、学校においてはどのような初動対応が行われるのでしょうか、再度お伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

市内各学校では熱中症対応マニュアルを作成し、熱中症の児童生徒が発生した際にはすぐに対応できるように準備しております。熱中症が疑われる児童生徒が発生した際には、まず症状や意識の有無を確認し、意識がない、あるいは症状が重く、すぐに回復が見込まれない場合には学校長の判断の下、速やかに救急搬送を要請することとしております。一方で、症状が軽い場合は氷や経口補水液等を常備している保健室で体の冷却や水分補給を行って安静にさせるなど、養護教諭が中心となり、注意深く見守る対応を行っております。併せて保護者への連絡を取り、下校時の付き添いの依頼や医療機関への受診を促しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 万が一学校で熱中症となってしまった場合には、氷や経口補水液等が常備されているため、養護教諭が中心となって対応されているということでございます。子どもの体調は急激に変化することがありますので、1人にしたりすることがないようにぜひお願いしたいなというふうに思います。

最後に、3点目となります。高齢者等への対応についてでございます。

本市としてはどのような対策が行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 高齢者は体内の水分が不足しやすい、暑さを感じにくい、また体に熱がたまりやすいなどの特徴があり、特に熱中症に注意が必要であると言われております。高齢者サポートセンターでは、熱中症の危険性が高まる夏を迎える前の5月から6月頃に家族介護教室や高齢者と接する機会の多い民生委員の会議等におい

て、適切な水分補給の量やタイミングについて、例えば起床時や寝る前には水分補給をすること、日中は喉の渇きを感じなくてもコップ一杯の水を飲むことなどのポイントを紹介して注意を促しています。また、ケアマネジャーなどの支援者が高齢者宅を訪問する際には生活の状況を確認しながら、エアコンは適切に使っているか、小まめに水分を取っているかなど、適宜声かけをしています。また、いきいきセンターにおいては、施設利用者に対し活動中の小まめな水分補給や適切なエアコンの使用を呼びかけるなど、高齢者の方々の熱中症予防に努めています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 高齢者の対策として、ケアマネジャーなどの支援者が高齢者宅を訪問する際にはエアコンが使用されているのか、小まめに水分が取れているかなど、声かけが行われているということでございます。一方で、エアコンがあまり好きでなかったり、御高齢になると暑さがあまり感じにくくなっていくということで、知らず知らずのうちに熱中症になってしまうケースも多くあるものと思います。エアコンを使用する目安を気温や湿度などでしっかりと伝えていただき、場合によってはアラーム付きの温湿度計を配布していただくなど、熱中症を未然に防ぐ取組を強化していただきたい、このように思います。

続いて、(3)本市におけるエアコンの購入費助成についてでございます。

熱中症患者の多くが室内で発生していると、消防局からの答弁もございましたけれども、本市における生活保護世帯や生活困窮者がエアコンを購入する際の助成制度について伺ってまいります。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 生活保護制度では、平成30年度の制度改正により、保護開始時にエアコンを所有していない場合や転居時に新旧住居での設備の相違により設置する場合など、一定の条件を満たす場合についてエアコン購入費用を支給することが可能となりました。今年度の購入費用の上限は6万2,000円で、別途設置費用を支給することも可能となるため、対象世帯に対し制度を案内し、今年度は13世帯に支給をいたしました。生活保護受給世帯に対しては、生命を守るという観点からケースワーカーが随時エアコンの設置状況を確認しておりますが、設置自体を希望しない世帯や長期の入院、入所のために未設置という世帯もあり、現在6.8%の世帯が未設置となっています。また、支給の対象とならない生活保護受給世帯や生活保護受給世帯以外の生活困窮者に対しては必要に応じて、国の制度であり、社会福祉協議会を窓口として低金利あるいは無利子で貸付けを受けることができる生活福祉資金貸付制度を案内しています。生活困窮者に対するエアコン購入費の助成制度は近隣において導入している自治体は少なく、対象世帯の範囲や助成金額というのも様々です。生活困窮世帯を助成対象とする場合は対象となる世帯、例えば収入要件や資産要件の設定などの課題もあることから、今後も国や県の動向を注視しながら調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 生活保護世帯については、一定の条件下において上限6万2,000円のエアコン購入費用が支給されるということでございます。一方で、生活保護とはならない生活困窮世帯については、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度を利用するしかないということでございます。エアコンの必要性を感じていても、お金を借りてまで購入に至らないケースがあるのではないかとというふうに思います。近隣の自治体では収入要件や資産要件はあるものの、江戸川区では最大5.4万円の補助を行っております。また、環境省ではサブスクリプションを活用したエアコン普及促進モデル事業を令和5年2月まで実施し、近隣では埼玉県戸田市が活用しており、報告では高齢者世帯で17台、子育て世代で97台が導入されたとのことでございます。初期費用なしで毎月2,000

円から3,700円のみ負担でエアコンが導入できる仕組みのため、導入が進んだようです。熱中症はしっかりと事前に対策を行えば防ぐことができます。どうか本市としても前向きにエアコンの導入を含めた熱中症対策を進めていただくようお願いして、本質問を終わります。

最後となります。道路冠水についてでございます。

気候変動の影響により、これまでの想定を超える雨量が本市でも継続されるようになってまいります。時間50mmの雨は今や想定しなければならない雨量であり、最近では10分間で20mmといった局地的豪雨も発生しております。

そこで、(1)市道0124号菅野通り、市道0125号アーデル通り及び国道298号副道における道路冠水の現状と対策についてです。

当該箇所は、令和3年3月の大雨をはじめ、昨今のゲリラ豪雨と言われる局地的豪雨によって頻繁に道路冠水が発生しております。本市の現状認識と対策状況についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 御質問の箇所は公共下水道菅野処理区に位置している箇所であります。菅野処理区は、昭和33年の豪雨、狩野川台風を契機に、浸水対策と合わせて雨水と汚水を同時に整備する合流式下水道区域として昭和36年から事業を開始いたしました。この区域が当時から本市の中心的な住宅地であったことから、市内のほかの区域に先行して整備を行い、事業の開始から現在まで62年の長い期間が経過しているところであります。

この区域で近年発生している浸水被害の原因の一つといたしましては、この期間における都市化の進展に伴う土地利用状況の変化が考えられます。例えば地表面が土であったところがアスファルトやコンクリートに変わったことにより、これまで地下に浸透していた雨水が排水施設の取り込み口に一気に集中し、この結果、排水施設の能力を上回る雨水が流入することとなり、道路冠水などが発生していると考えております。また、ほかの原因といたしましては、昨今頻繁に発生する豪雨等、気象状況の変化等も挙げられます。令和3年3月の豪雨での雨量は市内で時間当たり50mmを超えたことから、一時的に施設の排水能力を上回る状況でございました。

御質問の市道0124号の菅野通りと市道0125号のアーデル通りの交差点付近及び菅野通りと国道298号の副道の交差点付近は周辺と比較して地盤が低く、雨水が集まりやすい箇所であり、大雨時には道路冠水が発生している状況を把握しております。そこで市といたしましては、地盤の低い箇所にたまった雨水を強制的に河川に排水するマンホールポンプの施設を整備し、対応に努めてまいりました。また、アーデル通りにおいては、雨水が地下に浸透する機能を持つ透水性側溝を約320m設置し、この区域の排水施設の負担を軽減するよう対策も講じております。併せて御質問の当該箇所においては、大雨が見込まれる台風などの際には対策施設の機能が確実に発揮されるよう、雨水の取り込み口に堆積した草やごみの状況を確認するなど、詰まりの原因を取り除く清掃や点検、維持管理を重点的に行っております。市といたしましては、当該箇所を含めた菅野処理区の浸水に対し、原因の追及とさらなる具体の対策も検討するため、大雨時における浸水状況のシミュレーション調査を実施しているところでございます。当該箇所におきましては、正確な状況把握に努め、浸水の解消に向け具体の対策を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。マンホールポンプの設置や雨水が地下に浸透する側溝を整備するなど様々な対策をしておりますけれども、現在でも発生しているということでもあります。具体策の検討のために今後シミュレーション調査を行っていただけるということでもございました。本地域は外郭環状道路、国道298号線に隣接しており、この開通に伴って雨水の排水がよくなると期待していた住民の方が非常に多いところでござ

います。むしろ実際は開通後から道路冠水がひどくなったのではないかという声が聞こえてきております。

そこで、近年の道路冠水に関して、東京外郭環状道路の建設の影響についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 御指摘の箇所雨水排水は、この地区を南北に通る外環道路建設前から既存の道路にある排水施設を経て地区北側の菅野通りに埋設されている合流式の下水道管渠へ放流されており、これは現在も同様でございます。また、外環道路建設後におけるこの地区の外環道路本体の雨水排水につきましては、同道路からの雨水の流出抑制を図るため、地上の副道部分に降った雨は外環道路区域内にある地上部の貯留施設、また地上より低い国道部分に降った雨は地下貯留施設へそれぞれ集められ一旦貯留されます。この貯留された雨水は、建設時における本市との協議により、外環道路本体からの流出量が建設前の市街地からの流出量よりも増えないよう排水量を抑制しながら排水ポンプでくみ上げられ、建設前と同様に菅野通りに埋設されている下水道管渠へ放流されております。これらのことから、菅野3丁目、国道298号副道付近において道路冠水が発生していることにつきましては、外環道路の建設による影響ではないと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 国道部分に降った雨水は地下貯留施設へ、副道部分については地上の貯留施設に一旦貯留されてから、排水量を調整しながら下水道管渠へ放流されているため、外環道建設の影響はないということでございます。引き続きちょっと調査もお願いしたいなというふうに思います。

これまでの議論で浸水被害が発生する要因の一つとして地表面のアスファルト化、コンクリート化が挙げられております。

そこで、いわゆる歩道や道路の浸透機能を高めたり、各家庭での雨水を庭から浸透させたりするグリーンインフラ、この取組は非常に大事だと思っておりますけれども、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 グリーンインフラの考え方に基づいて雨水の貯留浸透を促進し、流出抑制を図ることは、本市における道路冠水対策を進める上でも有効であると認識しております。現在、本市では市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例において、雨水の貯留施設や浸透施設の整備について事業者と協議を行い、それら施設の整備を促進しております。また、既存の住宅等に対しましても、雨どいに雨水タンクを取り付けたり、不要となった浄化槽を活用する雨水小型貯留槽及び浸透ますや浸透トレンチといった雨水浸透施設の宅地内への設置費用を助成しております。これらの取組につきましては、今後も継続的に行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。今後の対策としてグリーンインフラの考え方を進めていただき、各家庭への支援も積極的に強化をしていただきたいと思いますというふうに思います。

横浜市ではグリーンインフラを進めておまして、浸水被害対策区域を設定して、国が民間事業者へ雨水貯留施設等の整備に対して補助することで浸水対策を進めているそうです。東京では、グリーンインフラではありませんが、大規模な地下貯留施設などの建設も進めております。本市においても将来的なことを考えて、市道等の地下における貯留施設の建設についても検討を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、本地域は冠水センサーが設置されております。道路冠水時に早急に通行止めを行っていただくとともに、その情報について迅速に発信をしていただきたいと思います。

続いて、(2)市道2019号稲越小学校付近における道路冠水の現状と対策についてです。

本道路は稲越小学校に隣接する道路でございますが、新たな住宅地の建設により道路冠水が度々発生しております。本道路における現状と対策についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市道2019号は稲越小学校南側の幅員約6mの道路です。稲越1丁目から2丁目の地区に降った雨水は、この道路の側溝を通り、下流の柵渠から春木川に排水されています。この道路の排水としては、幅45cm、深さ45cmの容量の大きな側溝が片側に敷設されていましたが、近年増加しているゲリラ豪雨等の短時間で降る大雨によって、側溝の許容量を超えた場合等で道路冠水が発生しておりました。このため、令和4年度には雨水排水対策の強化を目的として、新たに幅30cm、深さ40cmの側溝を道路の南側に増設し、下流の柵渠に接続する工事を行いました。しかしながら、本年6月の大雨において道路冠水が生じたとの指摘を受けたことから、今後はここから流れた水が集まる下流の柵渠につきまして、管路の調査等を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。令和4年度に新たな側溝整備を行っていただいたんですけども、残念ながら道路冠水が発生しているということでございます。新たな側溝から春木川までしっかり流れてない、こういったことでないかなというふうに思うんですけども、しっかりと調査をしていただいて引き続き対策をお願いしたいというふうに思います。

続いて、最後となります。(3)市道1049号北国分1丁目、国府台6丁目における道路冠水の現状と対策についてです。

本道路は、矢切駅や国際医療福祉大学市川病院方面に向かわれる市民の方が使用される道路というふうになります。地形的に雨水がたまりやすく、度々ここも道路冠水をしております。残念ながら近くに迂回路がないため、近隣にお住まいの方より改善を要望されております。

そこで、本道路における道路冠水の現状と対策についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市道1049号は国府台6丁目の国際医療福祉大学市川病院の北側に位置し、松戸市境から中国分2丁目の千葉商科大学附属高等学校前の交差点まで続く幅員4mから5mの道路でございます。北国分1丁目や松戸市境の一部の地区に降った雨水は本道路の側溝や雨水管渠を通り、国分川に排水されております。本道路のうち、国際医療福祉大学市川病院の北側の交差点付近はすり鉢状に一番低くなっているため、大雨時には道路冠水が発生していることを確認しております。道路冠水対策としましては、この交差点付近には、現状、幅30cm、深さ50cmの容量の大きな側溝が敷設されており、その側溝から内径45cmの雨水管渠に接続し、排水されております。昨年度、この周辺の管路調査を行ったところ、この側溝と雨水管渠を接続するコンクリート管が内径25cmと管径が小さく、ボトルネックになっていることが判明いたしました。そこで今年度はボトルネックを解消するため、内径25cmのコンクリート管を内径40cmのものに交換する改良工事を行う予定でございます。さらに、工事施工後には、集水ます等の定期的な清掃や管渠の点検を行い、排水能力を維持できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 小山田議員。

○小山田なおと議員 ありがとうございます。調査いただいた結果、内径25cmのコンクリート管がボトルネックとなっているということで、内径40cmのコンクリート管に取り替えていただけるということでございます。

大きな効果があることを期待しております。

今回質問させていただいた3か所以外にも、市内にはまだまだたくさんの道路冠水地域がございます。地理的状況等により改善が難しい箇所が多いかと思っておりますけれども、台風だけではなくて局地的豪雨や線状降水帯の発生などのリスクが年々増加しております。本市にとっても、内水対策は市民の財産や命を守る大変重要なテーマかと思っておりますので、引き続きの対応をお願いしたい、このように思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1一般質問を継続いたします。

宮本均議員。

○宮本 均議員 公明党、宮本均です。一問一答で一般質問を始めます。

まず、市川市民納涼花火大会の評価、改善策についてでございます。

コロナ禍で中止が相次いだ花火大会でございますが、様々な規制が緩和され、今年こそ開催をと花火大会の事務局では準備が進められ、無事に花火大会を終えたところであります。市川市以外の様子を見ますと、相次いで中止となったところもございます。新聞記事によりますと、東京板橋区、荒川河川敷ではいたばし花火大会が開催されましたが、午後8時10分ごろ、枯れ草が燃えていると119番がございました。警視庁志村署や東京消防庁によりますと、約2,000㎡を焼き、火は1時間前後でほぼ消し止められたとあります。出火当時、大ナイアガラが披露されておりました。火が燃え移ったと見られる場所は観客がいる場所から離れており、けが人はおりませんでした。大会側は安全の継続が困難になったとして途中で中止をされております。このほか、松戸市の花火大会では強風のために途中で中止、埼玉県朝霞市では設営の不具合を理由に開始直前に中止となっております。改めて市川市では事故がなく無事花火大会を終え、本当によかったと思います。

まず最初の質問ですが、市川市が計画しました観客の誘導、警備体制、トイレ、ごみ回収など、実際行ってどうだったのか、評価についてお伺いをいたします。

○つちや正順副議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えいたします。

第39回市川市民納涼花火大会は新型コロナウイルス感染症の影響で3年間中止となっており、4年ぶりの開催となりました。大会規模は、前回大会である令和元年度第35回大会と同等の打ち上げ総数1万4,000発でございました。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行後、初めての大型イベントとなることから相応の人出を見込み、人員の体制を整えました。大会当日は市職員244名、消防局職員130名、消防団員76名、民間警備員406名による運営としたほか、多数の警察官が配置され、安全確保に努めたところでございます。

当日の混雑解消対策としては、JR市川駅前で会場への案内チラシの配布や警備員による誘導を行い、大会会場となる江戸川河川敷への円滑な人流に努めたほか、大会終了後、観覧者がJR市川駅に集中しないよう立て看板を設置し、また誘導用のボードを職員が掲示し、JR本八幡駅方面への誘導を行いました。花火打ち上げ終了後には携帯電話のライトなどを利用して花火師及び関係者への感謝の意を表す光のメッセージを江戸川区に提案し、江戸川の両岸で同時に実施いたしました。結果として、観覧者が会場を離れる時間に差が生じ、帰路の分

散につながりました。観覧者用のトイレについては、会場となる江戸川河川敷及び会場周辺のコンビニエンスストアやJR市川駅から会場への動線に当たる公園などに222基の仮設トイレを設置いたしました。また、花火大会におけるごみ対策については、仮設のごみ集積所を67か所設置したほか、従事した職員が担当場所に落ちているごみを各自拾い集め集積所に集めるなど、散乱の防止に努めたところであります。さらに、花火大会の翌日には地元のボランティアの皆様による清掃を実施していただき、朝の早い時間帯にごみの回収、仮設ごみ集積所の撤去作業を実施いたしました。

今大会も約49万人の方々には花火を楽しんでいただき、無事故で大会を終了することができました。関係機関等からの重大な指摘や市民等からの苦情も大変少なく円滑な事業運営がなされましたが、当日は南寄りの風による花火がらが想定より広範囲に飛散していることを確認しており、対応を検討する必要があるものと考えています。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 宮本議員。

**〇宮本 均議員** ありがとうございます。今、答弁の中で紹介がありました、いわゆる光のメッセージでございませうか。こちらのほうは実際花火大会に参加しなかった方も、後でこういった粋な計らいといいますか、行ったことを皆さん大変喜んでおりました。私もこういった演出といいますか、これは大変に素晴らしい内容かと思えます。これは次回の花火大会から継続してやってほしいと思っております。

今おっしゃったように、本当に素晴らしい花火大会であったと思うんですが、それがゆえにちょっと残念に思うことが2点ほどございます。

まず、ごみ置場の設置場所ですが、幾つかは建物の通路付近に設置をされており、翌日の朝、ごみの多さに建物の通路が塞がれた状況の箇所が何か所かございました。今までは土手の斜面、平らな部分を利用して設置されていたものですが、今回は通路に設置をされておりました。この点はいま一度検討をしていただきたいと思います。

もう1点、一般席のほうですが、土手の草が伸び放題、これ、見た目、有料席との違いがあまりにもございませうので、一般席の除草も行ってほしかった。

この2点が主な残念に思うということで私のほうに連絡があったものです。今まであったほかの苦情というのは今回ほとんどなかったと思えます。その理由の一つは、答弁でもありましたが、職員が花火大会の開催中、花火を背にしながらいち懸命ごみを拾った姿を多くの方が見かけている。そういったいち懸命な姿に、今回の花火大会はよかったという声のほうは圧倒的に多かったと思えます。

(2)の質問でございますが、次回の花火大会に向けて改善すべき点、どのようにお考えでしょうか。

**〇つちや正順副議長** 根本経済観光部長。

**〇根本泰雄経済観光部長** お答えいたします。

今回の花火大会におけるごみ対策については、ごみ箱の設置場所や数量を見直すなどの対応をしてみたいと考えております。また、一般席エリア部分となる河川敷の草刈りにつきましては、所管する国土交通省と実施時期などについて協議をしてみたいと思います。4年ぶりの開催ではありましたが、大会終了後にも各所より好評をいただいた花火大会であったものと認識をしておりますが、今回のよい部分は継続し、また、御指摘のあった部分は改善していく必要があるものと考えております。大会の検証作業として、大会当日に従事した職員へのアンケート調査を行ったほか、この後、関係者会議及び実行委員会を開催し、その中で改善点などを洗い出し次回大会につなげたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。いろんなところで事故もあった花火大会の今年の模様ですけども、市川市がうまくいった理由の一つには、目的がはっきりしておりましたから、職員の方がそこではっきりと自分のやるべきことを認識した上で、末端にまでその目的がしっかり伝わったこと。これ、常々私が言っているんですが、部を超えた協力体制というのは、今までにないほどしっかり一体感を持って事に当たった、その結果かと思っております。改めて花火大会開催に関わった市職員の方をはじめ関係者の皆様に無事終了したことへの感謝を申し上げます。

この質問は以上です。

(2)の質問でございます。SDGsの取組についてお伺いをいたします。

SDGsの情報発信、普及、その状況、推進体制、産官学の連携。これ、SDGsの取組について必ず通らなければならないことなんですけど、現状はどうなのか。やっちはいるんですけど、いまいち分かりにくい。この点について、まず企画部、その次に教育委員会にそれぞれお伺いをいたします。

○つちや正順副議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

本市ではSDGsの認知度向上につなげるため、幅広い世代を対象に様々な方法で情報発信、普及啓発を行っております。まず、「広報いちかわ」では、令和4年5月、令和5年2月にそれぞれ特集号を組み、SDGsについての周知啓発を行いました。令和5年2月の特集号では「日々の『食』とつながる私のSDGs」をテーマとして、日々の生活に欠かすことのできない食に関する様々なシーン、例えば買物や料理、片づけなど、それぞれの場面でSDGsにつながる取組について具体例を示し、分かりやすく紹介いたしました。令和4年10月にはSDGsに関連する講演会といたしまして、南極観測で調理担当となった経歴を持つ方を講師にお迎えし、環境に優しい食や食品ロスを減らす工夫など、日々の生活でSDGsに具体的に取り組むヒントについての講演を開催いたしました。また、中央図書館には、令和4年度よりSDGsに関連する本を約300冊そろえたブックコーナーを常設しまして、SDGsについて学ぶ機会を提供しております。さらに、いちかわ環境フェアや本八幡SDGs祭などの地域イベントに職員が出向き、親子で楽しみながらSDGsについて学ぶことのできるゲームを提供することで、遊びを通じてSDGsを考えるきっかけづくりなども行っております。

次に、庁内の推進体制といたしましては、まず2025年度を目標年次といたします第三次基本計画におきまして、全ての施策をSDGsの17の目標にひもづけて整理しており、施策を通じてそれぞれのゴールを目指すことを推進しております。また、令和3年度より新規採用職員を対象といたしました研修を実施し、SDGsについての理解を深めるとともに、職員個人での取組や各職場における所管事業、業務を通じて取り組むことのできるグループワークを実施し、意見交換する機会を設けております。

産官学の連携といたしましては、令和4年度に花王株式会社と協働した取組といたしまして手洗い教室などの講座を開催したほか、小学生とその保護者を対象に、エコを知り、体験する花王エコラボミュージアムのオンライン見学会を実施しております。また、千葉商科大学や和洋女子大学など、市内の5大学で構成される大学コンソーシアム市川と市川商工会議所、市川市で構成される大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム協議会におきまして、SDGsの目標達成に向けて、本市と周辺地域の社会問題や課題の関係性を整理、分析するため、市川市内事業所等のSDGs活動に関する実態調査と啓蒙について現在共同研究に取り組んでいるところでございます。

なお、本年度も和洋女子大との包括協定に基づく健康都市推進講座の1こまを使いまして講義も予定されております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは学校教育におけるSDGsの取組についてお答えいたします。

本市では、市内5校の公立小学校がユネスコスクールに認定され、SDGsの実現に向けた教育を行っております。2010年に3校、2011年に1校、2018年に1校がユネスコスクールに認定されております。ユネスコスクールとは、ユネスコの理念や目的を学校のあらゆる面に位置づけ、児童生徒の心の中に平和のとりでを築くことを目指して1953年に設置されました。日本では、文部科学省がESD、いわゆる持続可能な開発のための教育の推進拠点として活動する学校として位置づけています。

以上でございます。

○つちや正順副議長 宮本議員。

○宮本 均議員 まず、企画部のほうから現状の答弁がございました。こちらについて、私も幾つかは拾ってはいたんですけども、1点残念なことを言えば、中央図書館のブックフェアというんですかね。ちょうど時期が選挙直前でして行けなかったんです。ちょっと時期をずらして行きやすい時期に設置してほしかったなと思うんですけども、現状はよく分かりました。

教育委員会のほうですが、いわゆるユネスコスクール、こちらの認定を行っているというのはちょっと私も知りませんでした。

再度お伺いいたします。ユネスコスクールの活動状況についてお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

取組の例といたしましては、身の回りの自然に触れたり、自分たちが住む地域に目を向け、そのよさや歴史などを感じたり学んだりする環境教育が挙げられます。そのほかには、SDGsの17の目標の中から海の豊かさを守ろうなど、子ども自身が興味を持ったものについて調べ、自分たちが考えたことを国語科の学習を通して伝え合ったり、外国語を用いて下級生に伝えたりするなど、総合的な学習の時間と他教科を関連させながら子どもたち自身がSDGsについて考える実践もございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。

それでは、(2)の質問に移ります。現在、SDGs推進で課題となっている点、幾つかあると思います。こちらは企画部にお伺いをいたします。

○つちや正順副議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

国連で採択されましたSDGsの目標年次は2030年であることから、目標達成に向けた取組のスピードを速めるとともに、本市の施策を通じた取組の規模も拡大していく必要がございます。また、これらの目標を達成するためにはSDGsの理解を深めることだけではなく、それを具体的な行動に移すことが重要であると考えております。しかしながら、産官学連携において実施いたしました市内事業所への実態調査では、SDGsという言葉は知っているが具体的なことは分からない、関心はあるが具体的な取組ができていないといった声も上げられております。SDGsのおおの目標は幅広い分野に分かれていることや、何を示しているのか分かりづらい面もございまして、一人一人が実際何をすればよいのか、また具体的な行動に移すことが難しいと感じる人が多いことにつきましては、今後、取組を進めていく上での課題であると認識しております。SDGsを推進する

ためには行政の取組だけでは困難であることから、企業や大学など産官学が協力して、それぞれが持つ知識や技術、資源を相互に有効活用し、効率的かつ効果的にSDGsを推進していく体制づくりにも取り組まなければならないことも課題であると考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 宮本議員。

**〇宮本 均議員** 今、課題についてお伺いをいたしました。当然といえば当然なんですけども、企画部としては可能な限り手を打っているんですが、いわゆる笛吹けど踊らずみたいな状況がまだ続いているのではないかと思います。課題については了解いたしました。

(3)今後の取組についてお伺いをいたします。

今の答弁で課題が明らかになったと思いますが、SDGsのゴール、これは2030年と定められております。目標達成に向けて、例えば健康寿命日本一、再生可能エネルギーの導入、二酸化炭素排出削減などの市の施策の目標値というのは設定しているのでしょうか。今後の取組についてお伺いをいたします。こちらは企画部にお伺いをいたします。

教育委員会のところですが、実は北九州市へ視察に行っていました。こちらではSDGs推進として、小中高の学校でそれぞれSDGsの教育として推進校の設置を行っております。かつて市川市では学校版環境ISOの認定プログラム、これを推進していたと思います。私も認定式においては可能な限り出席をさせていただきました。また、その場で生徒の発表、それも直接聞いたり、本当に感動する認定式だったと思うんですが、そういった取組、今度はSDGs推進校の設置というのが考えられると思いますが、教育委員会の見解についてお伺いをいたします。

**〇つちや正順副議長** 小川企画部長。

**〇小川広行企画部長** お答えします。

本市ではSDGsで掲げられている17の目標に対しまして、それぞれの数値目標は定めてはおりませんが、SDGsの目標達成につなげるため、例えば環境の分野におきましては、第二次市川市地球温暖化対策実行計画や市川市地域エネルギー計画などを策定し、二酸化炭素の排出量の削減及び再生可能エネルギーの導入率について個別に目標値を設定しております。また、SDGsの各目標は市川市総合計画の第三次基本計画にひもづけており、この計画に基づく具体的な事業を定めた実施計画において、事業の進捗管理や各部門で立てられている計画の進捗管理を行っているところでございます。今後も各計画に掲げたSDGsの目標の達成に寄与できるよう、全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

**〇藤井義康学校教育部長** 私からはSDGsの推進校の考えについてお答えいたします。

SDGsの推進校につきましては、世界的な基準で認定されるユネスコスクールを推進校として捉えております。今後も持続可能な社会の実現に向けて、これらの学校の実践を市内の学校に周知し、新たな学校がユネスコスクールとして認定されるよう指導助言してまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 宮本議員。

**〇宮本 均議員** それぞれありがとうございました。企画部、教育委員会の質問を繰り返したわけですが、ここでちょっと紹介をさせていただきます。SDGsに関する生活者調査、これ、国内の業者が調査を行ったんですが、今年の調査結果では、SDGsの認知率、内容まで知っている、91.6%でございました。さらに掘り下げて

みますと、10代の男女ともに認知率が他の世代よりも一番高い結果となっております。若い世代ほど認知率が高いということです。また、企業側もSDGsの取組の影響としまして、企業イメージの向上、信頼度が増す、そういった効果があるとしております。それらを考えますと、これからの就活、市川市で言えば職員の募集においても、SDGsの取組が必要になってくる時代をこれから迎えるのではないかと思います。これからやるべきこと、たくさんございますが、現状は分かっているけど思うように進まない。まずは、この理解度を上げる工夫が必要かと思っております。ぜひとも市長のリーダーシップで市川市をSDGs先進都市に押し上げていただきたいと強く思います。

この取組については以上です。

では、次の質問に移ります。アナログ規制緩和についてお伺いをいたします。

この通告をしたときにアナログ規制緩和とは何か、何人かの方から聞かれました。アナログ規制緩和とは、法令にある目視、対面による確認、書面提出などのアナログ的な規制のことです。現在、政府主導でデジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し、デジタル原則に基づくアナログ規制の点検、見直しを進めているところです。さきに行われました規制緩和には、申請、届出時に行われていた原則押印の廃止、これが私たちが一番実感できるものではないでしょうか。アナログ規制緩和では、目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪閲覧縦覧に係るアナログ規制について、ドローン、センサー、オンライン会議システムなど、デジタル技術を活用した規制対応も可能とする横断的な点検、見直しを図るものです。

まず最初に市川市の取組、今後の展開についてお伺いいたします。

**〇つちや正順副議長** 小川企画部長。

**〇小川広行企画部長** お答えします。

アナログ規制緩和の背景といたしましては、高度化したデジタル技術の利活用による生産性の向上や少子・高齢化により人手の代替を実現させることが不可欠となってくる一方、行政や社会産業の基本的な法制度、ルールの多くがデジタル技術登場以前に確立され、書面や対面といったアナログ的な手法を前提としていることが挙げられます。そこでデジタル庁では、令和4年11月に地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアルを策定し、国の法令や通知、通達等に規定されるアナログ規制の点検、見直しを行っているところであります。これに合わせまして、具体的に見直すべき条例等を整理していくことを目的に、今年度、全国から15団体をモデル自治体として選定し、条例、規則等の点検、見直し、課題の調査を行っている状況でございます。年内をめどにモデル自治体の見直し結果をまとめ、マニュアルを改訂し、調査結果を反映する予定としております。

また、令和5年1月には、総務省が公表しました自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書の中では、業務プロセスを見直し最適化するBPRの取組の徹底といたしまして、書面規制、押印、対面規制の見直しに取り組むよう要請している状況でございます。本市におきましては、市川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例におきまして、他の条例、規則の規定により書面等で行うものとされる手続について、包括的に電子的な手続ができるよう整備済みでございます。また、令和2年度からは各種申請書や請求書に関する押印の原則廃止など、文書の取扱いについても全庁的に見直ししたほか、新型コロナウイルスの流行時には対面を原則としていた手続の多くを非接触型に変更してきたことなど、アナログ規制緩和に向けた取組を行っております。

加えまして、道路や公園遊具などの損傷について、LINEや市公式ウェブサイト写真に添付して投稿を受け付けているほか、市内の一部に豪雨に伴う道路の冠水や崖地の異常を遠隔地からリアルタイムに検知、通知できるセンサーを設置するなど、デジタル技術を活用し対応の迅速化を進めております。まずは市内の現状を把握するために、本年7月、各課で行っている約1,200の手続につきまして調査を行ったところでございます。引き

続き国の動向を注視し整合を図りつつ、この調査結果を踏まえ、書面、対面を基本としている手続につきましても、デジタル化により市民の利便性向上や業務効率化が可能なものから順次対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 宮本議員。

**○宮本 均議員** ありがとうございます。今、答弁の中で1,200ほどの手続を今見直しているということですが、アナログ規制の見直し、点検、デジタル技術活用による代替手段の構築ということになるんですが、そういった場合、既存の規制運用基準を担保またはそれ以上の成果を上回ることが求められている、この点は間違いがないことかと思えます。そのために必要なのは、まず、デジタル技術で何が可能か理解していなければやりようがない、そういった難しさがあると思えます。当然、それに必要な人材の確保もあると思うんですが、再度お伺いいたします。

この点について、市川市ではどういう体制を組んでいくのかお伺いいたします。

**○つちや正順副議長** 小川企画部長。

**○小川広行企画部長** お答えします。

アナログ規制緩和を進めるに当たりまして、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革で取り組んでいくものと考えております。まずデジタル改革では、情報管理部において、国からの具体的な通知や仕様を共有し、所管部署への技術的な支援や全庁における行政手続及び行政事務のデジタル化を進めております。行政改革では、企画部におきまして、例えばRPAの導入に当たり業務フローの見直しと合わせた支援をするなど、DXの取組を推進しております。また、規制改革では、総務部において押印廃止を含めた文書の取扱いや法令の規定に関しまして各課との調整など、庁内の取りまとめを行っているところでございます。今後、アナログ規制緩和は、国と地方公共団体が一体となってデジタルシフトへの組織文化の醸成と具体的な対応を進めていく必要がございます。本市におきましても、アナログからデジタル化に伴うシステム予算の確保や人材育成などが必要であること、また、実際に運用する規定や業務手法を見直すのは実務を担う所管部署であることなどから、総務、企画、情報といった限られた部署だけではなく、全庁を挙げて取り組んでいく必要があると認識しております。

以上でございます。

**○つちや正順副議長** 宮本議員。

**○宮本 均議員** ありがとうございます。私、今回、行革としての質問で通告をしておりますが、冒頭述べたとおり行革またはDXの推進、規制改革、この三位一体の取組となっているというのは今の答弁でも再度確認をさせていただきました。

そして肝腎なところですが、規定の見直し、最後、これをやらなければアナログ規制緩和にはならないわけですが、部を横断する連携、ここが今まで行政を見てきた中でも一番ハードルが高いところかと思えます。決して企画部が孤軍奮闘ということがないようにしっかり進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後の質問に移ります。職員を取り巻く現状と課題、対策についてです。

現在、地方分権の推進——推進と言っていると思います。事務権限の移譲、市民ニーズの多様化、市が実施しなければならない業務量というのは間違いなく増えている現状がございます。また、市川市では歳出の削減、歳入の増加、事務事業の見直し、人材育成、外部民間委託、組織見直し、積極的に行財政改革に取り組んでいるところです。

職員の定数管理では、総務省によりますと、市区町村の総職員数、これはちょっと古いデータなんですけど、平成24年時点で16年連続して減少しております。その一方で、臨時非常勤職員というのは増加の傾向にございま

す。

まず最初の質問ですが、市川市の職員総数の推移、職員不足は起きていないのか。今後の採用についてどのような考えなのか。また、職員の育成、これは研修も含みます。昇任、市川市では特に問題となる点はないのか、この点についてお伺いをいたします。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 初めに、職員総数の推移、現在の職員数に対する認識及び今後の採用についてです。本市の常勤職員の総数は、事務の増加や組織の拡大等により、平成10年度に4,073名でピークを迎えましたが、定員適正化計画の実行や総務省からの集中改革プランに合わせた人件費の抑制、さらには各公共施設の民営化等によって職員数は減少に転じまして、令和5年4月1日現在では3,110名となっております。この職員数に対する本市の認識といたしましては、毎年総務省が行っています地方公共団体定員管理調査におきまして、人口ベースからの類似団体との比較、さらには近隣市との比較におきましても、本市の職員数はほぼ同水準となっており、特に不足しているとの認識はしておりません。今後におきましても、これまでと同様に適正な定員管理の下、各所管部署での事業や職場の状況、退職者の見込み等を踏まえ、毎年度策定されます採用計画に基づき適宜適切に必要な人材の採用に努めてまいります。

続いて、職員の研修と昇任についてです。本市では、職位ごとにそれぞれの役割を認識してもらうこと、必要とされる能力向上を目的とした指定研修や法務能力の向上を目的とした法令研修をこれまで適切な時期に実施してきております。この指定研修や法令研修を管理職、非管理職それぞれに準備し、公務員として必要なスキルについて多様な角度から学べる仕組みを整えていると考えており、現状で特に問題があるとは認識しておりません。

次に、職員の任用方法の一つであります昇任です。昇任は日頃の勤務態度や所属長からの評価に加え、ただいま申し上げました指定研修などの履修実績等も踏まえ総合的に判断をしております。このように、それぞれの職位への昇任に際しましては、個々の経験や能力など、求められるスキルを客観的、総合的に判断し任用しているものであり、現在の任用方法について特段の問題があるとも考えておりません。

以上でございます。

○つちや正順副議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。ただいまの答弁、特に近隣市と比較しても問題ないということなのですが、近隣市もほぼほぼ同じ基準で採用していれば、どこを取って比べても遜色がないという結果にしかならないかと思えます。そもそも今の基準が現状に見合っていないのではないかという疑問は残ります。特にこれは市川市に限ったことではございませんが、専門職、これはどの自治体でも採用確保に苦勞をしております。市川市も同様の状態にあるのではないかと思います。再度お伺いをいたします。

ここで再度お伺いする点、6項目ございます。

まず1点目、専門職の採用確保についてどう行っているのか。この点について。

次の点ですが、採用認定となっても、いわゆる100%採用が保証されていない現状がございます。一方で就職先に安定を望む傾向は強く、公務員の人気は非常に高まっております。市川市でも受験者数そのものは非常に多い状態でございます。

現状から思う幾つかの疑問点2点目ですが、入庁後、実際の仕事の内容を理解しないまま入庁、その後、ギャップを感じている人など、いるのではないのでしょうかという点。

3点目、職員の育成ですが、研修、昇任、これらが人事評価に結びついているのか。

4点目、研修の効果はどのように測定をしているのか。



5点目です。仕事の責任と処遇が一致していないなどで昇任を望まない職員がいるのではないかと。

6点目、異動の仕組みが本人の適性、志向と連動していないため、仕事にやりがいを感じられないのではないかと、そういった疑問がございます。

市川市の職場環境、今言った6点についてどのような評価をしているのでしょうか、再度お伺いいたします。

**○つちや正順副議長** 蛸島総務部長。

**○蛸島和紀総務部長** 採用と研修、職員のモチベーションに関する幾つかの御質問にお答えいたします。

まず初めに、専門職の採用確保についてです。御質問にありましたとおり、専門職の採用確保につきましては、本市におきましても毎年度苦慮しているところであります。そのため、昨年度、民間企業において、社会人経験のある方をターゲットとしました職員採用PR動画を作成したほか、技術士、一級建築士など、高度な資格を有する方には筆記試験を免除するなど、公務員試験に対する心理的なハードルを下げるよう工夫をしたことにより一定の成果を上げております。

次に、入庁後のギャップについてです。御質問にあります新規採用職員が感じるギャップとは、入庁前の期待と入庁後の現実とのずれによるものと考えられますが、現状で特に把握するための調査等はしておりません。しかしながら、これまでも配属された部署において新規採用職員の伴走者となるジョブトレーナーを選任し、1年間職場の基礎的知識や心構えを教えるとともに、職務上の疑問や悩みなどにも対応するようにしております。また、心身面のフォローを目的として、おおむね12月頃、保健師職員が対面での健康相談を行い、その結果を基に産業カウンセラーによる面接を実施するなど、新規採用職員がギャップ等での悩みや不安を感じないよう組織として取り組んでおります。

次に、研修に関する御質問についてです。御質問にありました職員の育成のための研修の履修実績を昇任や人事評価に反映させているかという点につきましては、先ほど答弁で申し上げましたとおり、昇任の際には研修の履修実績も要因の一つとして掲げ、これまで任用制度を適正に運用してきております。さらに研修で得た知識等を発揮し、担当業務において実績を上げた場合には、当然、人事評価にも反映されており、職員の育成と各制度とは連動した活用が図られていると考えております。また、研修の効果の測定につきましては、先ほど答弁申し上げました法令研修におきまして、研修実施後に効果測定を行い、理解度をはかっているところでありますが、それぞれの職位において実施する指定研修に際しましては、特に研修に関する効果の測定はしておりません。これは、職位での指定研修では必要とされる心構えや能力向上の必要性等について学ぶ場であると捉え、意識の醸成に力を入れているためであります。しかしながら、5級以上の上級職に昇任する際には自治体法務検定を受験させることにより、それまで受講してきた研修内容等が職員に身につけているかをはかるようにしております。

続きまして、昇任制度についてです。現在、管理職昇任選考試験の受験者は減少傾向にあります。受験を希望しない理由の多くは、自身に適性がない、介護や子育てなど家族の理由、健康上の理由、管理職に魅力がないなど、様々な理由となっております。御質問にありました責任と処遇の不一致につきましては、例えば管理職に魅力がないとの意見が近いと考えますが、改めて当該意見についてももう少し分析等をするようにしたいと思います。今後も管理職登用制度に際しましては、試行錯誤しながら、よりよい制度となるよう努めてまいります。

最後に、人事異動と仕事のやりがいについてです。人事異動は毎年度、全職員から自己申告書の提出を求め、職員個々の職務に関する意識や本人の意向等を把握しながら適材適所に職員を配置しているものと認識しております。また、職員の仕事に対するやりがいにつきましては、2年に一度、正規職員を対象に実施しております仕事、職場などに関する意識調査の結果で申し上げますと、昨年度におきましては、仕事にやりがいを感じている、市川市職員として満足していると答えた職員がどちらも約7割程度となっており、職員のモチベーションや満足度としては、おおむね高い水準にあると捉えております。今後におきましても、この結果に甘んじることな

く、業務量に対する適正な定員管理、職員の要望等を踏まえた柔軟な職場環境の改善など、職員が仕事や職場にやりがいを持って臨める組織体制の構築に努めてまいります。

以上であります。

**〇つちや正順副議長** 宮本議員。

**〇宮本 均議員** 6点ほどお伺いをいたしました。

まず専門職の採用ですが、ここにきて一定の成果を上げたということでした。できましたら、ここでその成果についてちょっとお話をいただければと思います。

2番目のジョブトレーナーの件、こちらはさすがに私、議員ですから、中に入って見るわけにはいかないの、対応はしているということですが、今後、必要に応じてさらにしっかりとフォローをしていただきたいと思います。

3番と4番については了解いたしました。

5点目の質問ですが、これが今後の人事の要かと思っております。改善策についてはぜひ前向きに取り組んでいただきたいんですが、たしか昨日の一般質問、太田議員の質問で総務部長のほうから、男女共同参画社会基本条例についても、早い時期から市川市は取り組んでおりますという答弁がございましたが、実は私と対面している理事者の方、議長を除いて35名ですかね。大体それぐらいの人数になります。その中で女性の方は2名です。これ、比率でいいますと0.57%なんですね。率先して取り組んできた目に見える結果が今言った数字なわけです。この点、なかなか進んでいない。理由は様々あるでしょうが、やはり管理職に魅力を感じないというのは一つ、私、市川市の職場環境として考えた場合、大きな問題ではないかと思えます。

なおかつ6番の答弁、約7割の方が現状満足している。満足はしていても、なおかつ管理職に魅力を感じないという一定の方もいらっしゃいます。7割満足ということは3割が不満ということなんです。そういうことを考えますと、今後の職員の方々、特に管理職に近づいてくると、この意識の違いというのがどんどん大きくなってきているのかなと思います。

6番目に関しては再度お伺いいたします。職員の離職率についてお伺いいたします。

**〇つちや正順副議長** 蛸島総務部長。

**〇蛸島和紀総務部長** 2点の御質問にお答えいたします。

まず、採用試験の工夫による具体的な成果であります。土木職におきまして、社会人経験を積んだ方からの応募が令和3年度は2名の応募でありましたことに対しまして、令和4年度は30名の応募と15倍に上がりました。さらに、このような応募者数の倍増は、職員採用PR動画による情報発信など新たな手法が効果的に作用した結果であり、より優秀な職員を選考するための幅が広がったという意味において大変有意義であったと捉えております。

次に、本市の離職率についてです。定年を迎える前に自己都合等により自ら退職する、いわゆる普通退職者は、ここ最近の話で申し上げますと、平成30年度から令和3年度まで各年度で約20から40名弱で推移しており、昨年度におきましては37名となっております。

なお、昨年度での普通退職者による離職率は職員全体のおおむね1%程度となっております。また、昨年度の普通退職者を年代別で見ますと、40代、50代が約3割、20代、30代が約7割という内訳でした。このような状況に関しまして、近年の社会情勢といたしまして若手の転職が当たり前の時代とも言われており、実際に本市における若手職員の退職理由につきましても、把握している限りにおきましては、スキルアップを求めて民間企業等に転職するなど、前向きで未来志向の理由が多かったものと認識しております。

以上であります。

○つちや正順副議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。

まず、専門職の採用については、今回ユーチューブの動画は見ました。多く採用できたらいいなと思って、いい結果が出て、この点は本当によかったと思います。

6番目の離職率、数字を聞くとこんなものかなという感じはあるんですけども、やはり5番目と6番目に質問したところが今後解決しなきゃいけない問題かと思います。

最後にお伺いいたします。今までの質問、答弁の中で、市川市の抱える職場としての課題が見えてきたと思います。市川市が考える職場環境、どういう職場環境が望ましいのか。そういったお考え、これはぜひ私は市長にお伺いしたいところではあるんですが、いかがでしょうか。また、副市長でも、どちらでも。

○つちや正順副議長 松丸副市長。

○松丸多一副市長 宮本議員から職員の採用、研修、昇任、それから人事評価ということで、人事制度全般にわたり広く御質問いただきました。その上で職場環境についての考えということでございます。

行政のスリム化ということで、大変厳しい人員の中で複雑化、多様化する市民ニーズに対応していくということで、職場環境というものが非常に厳しくなっております。また、一方で職員の価値観も多様化しております。そういう中で職員が職場で活動していく中では、やはり勤務条件であったり、職場環境について悩み事を抱えたり、また、その不満も出てくるでしょうし、そういうものがあって当然かと思っております。ただ、そういう悩み事、あるいは不満について、職場において迅速かつ適切に対処ができるのであれば職員の士気も高まるでしょうし、勤労意欲というものが高まっていくということで、これは強いて言えば、また市民に対するサービスの向上、あるいは市民福祉の向上、市民満足度の向上へとつながっていくものと思います。そういう意味では、職場環境を良好に維持するということが非常に重要なことだと思っております。

総務部長の答弁の中で専門職の確保であったり、それから昇任制度ということ、女性の登用という問題も含めまして、特に女性の登用に関しましては市長ともしっかりと相談させていただいて進めていきたいなと思っております。

それぞれ見えてきた現状と本来あるべき姿とギャップについて、やっぱり問題が浮き彫りになってくるわけですので、そういうギャップを埋めるための取組についてしっかり課題認識をして良好な職場環境の維持、それから促進というものを市長、本間副市長も含めて、しっかりと職員をリードしていい職場環境をつくって市民サービスの向上につなげていきたいと考えております。(田中 甲市長「いい御質問いただきました」と呼ぶ) 大変いい質問をいただきましてありがとうございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。市長からお褒めの言葉をいただいて本当に緊張しております。ただ、今、市長が目指している住みよい市川の一環として、やはり働きがいのある市川市役所というのが普通の市民の方からも言われるようになれば本当の意味で住みよい市川が実現に一歩近づくとと思います。今後ともよろしくお願いたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 川畑いつこ議員。

○川畑いつこ議員 公明党の川畑いつこでございます。通告に従いまして、初回より一問一答で一般質問を行います。質問は大きく3点です。

初めの質問は、大項目、高度救命救急センターについてです。

本年9月1日付で、浦安市の順天堂大学医学部附属浦安病院が高度救命救急センターに、東京ベイ・浦安市川医療センターが救命救急センターになりました。先順位者も高度救命救急センターの質問をされていましたが、堀越元議員が何度か議会質問で市川市に高度救命救急センターの開設を要望してきたことで、また、市民が切望していた医療機関が誕生したことは皆さんが大変に喜んでいらっしゃいます。

そこで、1、東京ベイ・浦安市川医療センターが救命救急センターになった経緯について問う、です。

2.5次医療機関である一般救急病院は、本市には国府台病院、市川総合病院、行徳総合病院と3つあり、今まで住所は浦安市にありますが、東京ベイ・浦安市川医療センターが入っていました。8月までは2.5次医療機関は4つあった中で、なぜ東京ベイ・浦安市川医療センターが救命救急センターになったのか、経緯をお聞かせください。

〇つちや正順副議長 川島保健部長。

〇川島俊介保健部長 お答えします。

東京ベイ・浦安市川医療センターは、かつて浦安市、市川市が市民病院として運営しており、地域の救急医療においても重要な役割を果たしておりました。こうした経緯を踏まえ、平成21年の民営化の際には近隣などの医療機関と連携し、重度な患者の受入れについて対応に努めることを両市から後継法人に求めております。千葉県保健医療計画では、重度な患者の受入れにつきましては、高度な医療を24時間提供する医療機関を救命救急センターとして、また、これを補完する相当程度に対応可能な医療機関を救急基幹センターとして県内に配置しておりますが、同病院はこれらの指定を受けるべく設備や人材の充実に努めてきたところです。その結果といたしまして、平成29年に救急基幹センターとしての指定を受け、さらに救命救急センターにつきましても、本年6月に申請を行い、8月の千葉県救急・災害医療審議会での承認を経て9月1日に指定を受けたものです。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 川畑議員。

〇川畑いつこ議員 民営化から救急基幹センターになり、千葉県に対して救命救急センターの申請をして9月1日から救命救急センターになったことが分かりました。

次に、2、北部地域から搬送される際にかかる時間について問う、です。

救急車の出動時間が多いのは9時から17時と聞きました。そこで、日中の時間帯1時に救急センターに遠い北部地域の下貝塚1丁目と大野町1丁目から近隣の救急センターまで車移動の所要時間をグーグルマップで調べてみると、東京ベイ・浦安市川医療センターに下貝塚1丁目から約30分、大野町1丁目からは約35分、松戸市立総合医療センターには下貝塚1丁目からは約28分、大野町1丁目からは約25分、そして順天堂大学浦安病院には下貝塚1丁目から約25分、大野町1丁目からは約30分でした。救急車で搬送されると時間は短縮されると思いますが、重篤患者の搬送は時間との勝負だと思います。

そこで、北部地域から3か所の病院へ救急車で搬送時間はどれくらいかかるか、お聞かせください。

〇つちや正順副議長 角田消防局長。

〇角田誠司消防局長 お答えいたします。

市川市に隣接する地域には、本年9月1日に救命救急センターに指定されました東京ベイ・浦安市川医療センターを含めて4つの救命センターがございます。このうち、本市の南部地域に隣接する東京ベイ・浦安市川医療センターと順天堂大学医学部附属浦安病院の2つの医療機関と北部地域に隣接する松戸市立総合医療センターへの搬送時間について、北部地域と北部以外の地域と比較した時間を答弁させていただきます。

東京ベイ・浦安市川医療センターへの搬送時間は北部地域から平均約20分で、北部以外の地域からの平均搬送

時間9分に比べて約11分の差がございます。また、順天堂大学医学部附属浦安病院への搬送時間は、北部地域からは平均約22分、北部以外からの平均搬送時間は12分となり、その差は約10分となっております。次に、松戸市立総合医療センターへは北部地域からの平均搬送時間は約18分で、北部以外の地域からの平均搬送時間の約23分と比べますと約5分早く到着しております。一刻を争う救命事案に対しまして、救急隊は傷病者の状態や医療機関の受入れ体制、さらに搬送時間や搬送距離などを総合的に判断して搬送先を選定しております。また、医師が救急現場に出動するドクターヘリコプターやラピッドレスポンスカーと連携し、救命事案に対していち早く医療が提供できる体制を整えているところでございます。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 川畑議員。

〇川畑いつこ議員 本市は、救急車が到着して病院に向かうまでの所要時間は平均して30分程度と聞いています。病院に向かうまでの間に応急処置や医療機関を選定し、移動に約20分前後かかるとのことで、合計約50分前後で搬送することになるということが分かりました。総務省消防庁が「令和4年度版救急・救助の現況」の中で、救急車の平均到着時間は9.4分、病院収容までの平均所要時間は約42.8分、心肺停止から1分ごとに救命率は7から10%下がりますと書かれていました。あくまでも全国平均で、地域によっての特徴もあるため、本市が搬送に時間がかかっているとは明言できませんが、全国平均と比べると、病院等搬送までの収容時間には約7.2分の差があることが分かりました。

そこで、3、本市に高度救命救急センターの開設が必要と考えているかを問う、です。

今回の指定で東京ベイ・浦安市川医療センターが救命救急センターに指定され、順天堂大学医学部附属浦安病院が高度救命救急センターになりました。高度救命救急センター、救命救急センター、一般の救急病院の違いを教えてください。

〇つちや正順副議長 川島保健部長。

〇川島俊介保健部長 お答えします。

救急医療は、患者の病気の種類や症状によって担当する医療機関を振り分け、特定の医療機関に集中しない仕組みが取られております。具体的には、入院や手術が必要な救急患者は一般の救急病院で対応し、市川市内では主に8か所の医療機関が対応することとなります。救急病院での対応が難しい心臓病や脳血管疾患など重篤な救急患者は、救命救急センターに指定されている医療機関が対応することとなります。救命救急センターは専用の集中治療室ICUなどを備え、高度な救急医療を24時間体制で提供しており、千葉県内に15か所設置されております。さらに、広範囲のやけど、指などの切断、急性薬物中毒などの患者は、救命救急センターのうち、特に高度な診療機能を持つ高度救命救急センターで対応することとなっております。高度救命救急センターは、県内ではこれまで千葉県救急医療センター1か所のみが指定されておりましたが、本年9月1日に順天堂大学医学部附属浦安病院が県内2か所目の指定を受けたところでございます。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 川畑議員。

〇川畑いつこ議員 患者の症状によって医療機関が集中しないような仕組みになっていることが分かりました。

その上で再質問します。救命救急センターも重篤患者の受入れをするすばらしい病院ではありますが、特殊患者の状態を考えると、たった1分でその後の生活が大きく変わることになります。本市に必要な病院と考えますが、見解はいかがでしょうか。

〇つちや正順副議長 川島保健部長。

〇川島俊介保健部長 お答えします。

病院の機能や必要な病床数など医療に関する計画につきましては、法律に基づき千葉県が策定することとなっており、県内を9つの医療圏に分け、必要な医療資源を分析して病院の整備をしております。さらに、救命救急センターや高度救命救急センターにつきましては、千葉県全体の状況を踏まえた広域的な観点より整備が行われております。

本市に高度救命救急センターを設置することについてであります。本年9月1日に救命救急センターと高度救命救急センターが本市周辺に新たに設置されたことを踏まえ、市内に新たな救命救急センターなどが設置されることは難しいものと考えております。一方で、これらの病院は浦安市にあり、市北部からの搬送時間がかかります。また、北部の医療機関への救急搬送件数が東京歯科大学市川総合病院1か所に集中していることは現在の状況として認識しております。これらのことより、本市全体の救急医療体制の整備は引き続き必要であると考えられますので、千葉県の保健医療計画改定時などの機会を捉え、本市の救急医療体制の充実について千葉県へ要望していきたくと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 9月1日に本市周辺に高度救命救急センターと救命救急センターが誕生したことで、これ以上は本市に高度救命救急センターを開設することは難しいとのこと。救命救急センターが誕生したことは貴い命を守るためにも喜ばしいことですが、さきの答弁で、高度救命救急センターは救命救急センターに収容される患者のうち、特に広範囲熱傷、手指切断、急性中毒等の特殊患者を受け入れる病院とのことでした。北部地域からの搬送時間が約50分ほどかかってしまうこともあります。市民で大切な御家族が搬送中に亡くなられた方々が涙ながらに高度救命救急センターの開設を切望され、また、北部地域にお住まいの御高齢の方で、御主人が松戸市立総合医療センターに搬送され、奥様が御主人の病院に行く際、往復1万円を使ってタクシー移動をされていました。今後、災害時の対応を考えると、北部地域にも高度救命救急センター開設の検討を要望して、高度救命救急センターについての質問を終わります。ありがとうございました。

次に、大項目、デマンド交通についてです。

厚生労働省が平成14年に患者調査の概況をまとめた中で、病院の外来受診率が最も高いのが75歳から79歳でした。また、国土交通省が平成27年に高齢者の外出の実態と特性を調査し、まとめたものによると、利用交通手段ではバスの分担率が最も高いとあり、また外出目的で一番多いのは買物で、次に娯楽、その次が病院でした。現在、医師の高齢化もあり、閉院する病院が増えてきています。そのような背景がある中で、市内では市川駅や本八幡駅に市民の求めるものが集中しているように思えます。そして、高齢者が運転免許証返納や自転車での移動をやめる方が増えていたり、乳幼児を育てている方はベビーカーや抱っこでの移動をされたりします。南部地域では道路整備が進み、きれいな道が増える中、北部地域では坂道が多く徒歩移動が大変な中、買物をする場所が少なく、病院の閉院も増えていきます。また、交通手段として考えられるのがバス、タクシー、自転車、自家用車、電車、徒歩ですが、現在、北部地域でバスが通っているのは道幅の関係上、メイン道路のみのように見受けられます。

平成28年の内閣府が行った世論調査では、高齢者が自宅から駅やバス停まで休息なしで移動できる許容距離を時間としてまとめた中で、高齢者で最も多かったのが5分から10分未満で、高齢者の歩行速度で計算すると300mから3,000mくらいとのことでした。坂道の多い地域ではもっと短くなると考えられます。また、高齢者だけではなく、病院に行かれる方は年齢に関係なく、坂道や階段の歩行は困難で、交通不便地域の多くの方がデマンド交通導入を切望されています。これまででもデマンド交通の質問がされてきていますが、いまだに実現していません。

そこで、1、交通不便地域のデマンド交通導入への課題点を問う、です。

市民が切望しているデマンド交通ですが、本市が導入するに当たり、課題点をお聞かせください。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

デマンド交通は路線バスのような定時定路線型の公共交通とは異なり、利用者が事前に予約することにより運行する乗合型の公共交通であり、運行方式、運行ダイヤ、発着地の組合せにより様々な運行形態が存在しております。運営主体としましては自治体や民間企業などがあり、運行方式としては、自宅等から目的地間を運行するドア・ツー・ドア方式や自宅等から乗降場所までの区間を運行する方式、乗降場所から乗降場所の区間を運行する方式などがあります。車両は利用者に応じてワンボックス型やセダン型の車両などが選定されており、道路の幅員が狭い公共交通網の利用が不便な地域についても運行が可能となっております。運賃については、無料で運行しているものや、1乗車当たりの定額料金、目的、区域別料金など、運営主体や地域の特性により様々な料金設定がされております。運行経費については、ほとんどの事例で自治体が負担しております。令和4年度末時点における県内の運行状況は、柏市や東金市などの23市町の33区域で運行されており、路線バスの不採算路線の廃止が進んだことにより導入が広がったものであります。

本市で導入する際の課題としましては、これまでの検討から、既存の公共交通との役割分担等が成り立つかが挙げられております。デマンド交通は路線バスやコミュニティバス、タクシーなど、他の交通手段と合わせた地域の公共交通ネットワークを形成するものであり、これらとは競合しない路線や区域での設定が必要となります。ここ数年の動きとして、タクシーはスマートフォンアプリを活用した予約システムの導入が進められており、今後はこの利便性の高まりとともに予約の需要が多くなることも見込まれております。デマンド交通も同様の利用形態となるため、タクシー利用者に影響を与える可能性があるなど、導入検討に当たってはタクシー事業者の経営を圧迫することで撤退や減車等の業務縮小につながらないように、これまで以上に考慮する必要があると認識しております。また、市が費用を支出することに当たり、公共性や税負担の公平性等も十分配慮することが必要となります。こうしたことから、現時点においても具体的な導入検討には至っていないのが実情となっております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 その公共交通との役割分担が成り立つのか、競合しない路線や区域を設定する必要性、タクシー利用者に影響を与え、タクシー事業者の経営圧迫の懸念、そして税負担の公平性が課題点ということで分かりました。

そこで再質問です。タクシー事業者の経営圧迫の懸念とのことでしたが、具体的にどのようなことかお聞かせください。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

デマンド交通は、利用者が事前に予約をして運行する乗合型の公共交通であり、タクシーほどの自在性はないものの、路線や区域、料金の設定次第ではタクシーと競合し、顧客を奪う可能性もあるなど、タクシー事業者にとっては売上げの減少につながるものが考えられております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 料金の設定次第では顧客を奪う可能性があり、売上げの減少が懸念されるとのこと。会派4

名で7月、福岡県古賀市にオンデマンド交通の視察に行き、古賀市役所の方から説明を聞き、A I オンデマンド交通、のるーとに乗車してきました。そこでは、古賀市内のタクシー事業者2社に運行委託をし、ワンボックスカーで乗客は8人、平日の運行は2台で7時から20時、導入経緯として高齢化率が高く、坂道の多いエリアで地域協議会を重ねた末に運行を決定し、市内のタクシー事業者から需要を奪うのではないかとの意見があり、運行エリアや乗降ポイントの決定は難航したものの、運行開始後は事業者にとっても安定した収入が見込めることで杞憂に終わったことの説明を受け、逆に毎月2台で10万円の決まった額が収入としてあることから喜ばれているとおっしゃっていました。

それを踏まえ、次に、2、デマンド交通導入は必要と考えるが、本市の見解を問う、です。

今までに複数の議員が導入に対しての質問や要望をしていますが、いまだにデマンド交通が導入されていないのが現状です。本市としまして、市民の要望がある中、デマンド交通の必要性をどのようにお考えかお聞かせください。

〇つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

〇岩井忠良道路交通部長 お答えします。

本市のコミュニティバス運行指針で定義している公共交通の利用が不便な地域は、鉄道駅や路線バスのバス停留所から300m以上離れた地域であり、市内に点在しております。このような地域の利便性向上を図るため、現在はコミュニティバスを運行しており、公共交通の利用が不便な地域は縮小しております。また、コミュニティバスについては路線バスとして運行しているため、公共交通の利用が不便な地域の利用者にとどまらず多くの方に利用いただくなど、本市の公共交通網の一つとして機能しているところでもあります。

一方、最近の動向としましては、コミュニティバスやデマンド交通に代わる新たな移動手段としてタクシー助成制度を導入する自治体も見られております。この制度は、タクシー利用券の使用や利用者証を乗務員に提示することにより利用者の負担額を減ずるものであります。また、ドア・ツー・ドアサービスのため、利用者の身体的負担は他の公共交通手段と比べて極めて小さいのが特徴となっております。

これらを踏まえ今後のデマンド交通導入の考えですが、本市から近い柏市沼南地域の事例を見ても、運行区域の人口規模が約4万3,000人、東金市の事例では約5万7,000人であるなど、本市で検討する際にもカバーする適正なエリア設定等について、さらなる研究が必要と考えております。今後も公共交通の利用が不便な地域において、自治会等から公共交通手段の導入要望等があった際には、地域課題の解決に向け、導入を必要としている方の属性や移動目的、必要な範囲などについて自治会等と意見交換等をしてまいります。また、調査に当たってはデマンド交通のほか、新たな仕組み等の動向にも注視し、有効な方法を研究してまいります。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 川畑議員。

〇川畑いつこ議員 交通不便地域は点在していることや、交通不便地域の研究が必要なが分かりました。これからはゴールドシニアに対してチケット75も行われるので、利用者負担に対して、市としても市民のためにと努力をされているのが感じられます。御答弁の中に、市内には交通不便地域と言われる地域が点在しているとありました。

そこで再質問です。交通不便地域は市内全体でどれぐらいあるのかお聞かせください。

〇つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

〇岩井忠良道路交通部長 お答えします。

公共交通の利用が不便な地域につきましては、本市の面積のうち、割合としては約27%でありましたが、平成17年度から運行しているコミュニティバスにより約20%に縮小しております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 川畑議員。

〇川畑いつこ議員 交通不便地域は市内全体で20%とのこと、理解しました。20%の地域に住んでいる方々が困っているということに対して手を打つことが税の不公平性を生んでしまうというのには疑問が残ります。

また、さきの質問で、本市では具体的な導入検討はしていない旨の理由を伺いました。しかし、自治会等から公共交通手段導入の要望があった際には、自治会等と意見交換をしながら調査を行うとのことでしたので、自治会等から要望が上がった際にはぜひとも前向きな検討をお願いしまして、デマンド交通についての質問を終わります。ありがとうございました。

次に、大項目、教育行政支援についてです。

6月定例会で質問した際に、文部科学省の調査で小中学生の8.8%が学習や行動に困難のある発達障がいの可能性があるとされていることをお伝えしました。支援が必要で発達障がいの可能性があるグレーゾーンと言われる子どもたちがクラスに3人ぐらい在籍していることになります。それを踏まえ、8月18日付の読売オンラインの記事で福島県立医科大学の子どものこころ専門医、鈴木雄一医師は、グレーゾーンの子どもの社会生活で支援が必要な子として捉えるべきだとして、学校や地域が協力して支援する必要性を強調とりました。本市でも、学校現場では教諭の皆さんが探求している姿、また、保護者が子どもの学校生活に不安を抱える姿を見てまいりました。

そこで、支援が必要な子どもの学校生活についてお伺いします。

1、市立学校の空き教室の現状についてです。

文部科学省は空き教室を余裕教室といい、今後5年間以内に普通教室として使用されることがない教室と定義し、令和3年5月時点で全国の公立小中学校等の空き教室は7万3,247室あり、そのうち98.7%が活用されているとありました。原因としては、少子化に伴う児童生徒数の減少等により生じていて、余裕教室は地域の実情やニーズに応じて様々な用途で活用することが可能で、余裕教室活用事例集の作成や余裕教室を転用等する際に必要となる財産処分手続を簡素化するなどの取組により余裕教室の有効活用を推進していますとありました。

そこで、ア、市立学校において、空き教室が平均どれぐらいあるのかを問う、です。

余裕教室、いわゆる空き教室があるのは地域差があり、子どもが増えた際のためにストックしておかなければならないとも思います。しかし、文部科学省の定義に照らした際に、本市ではどのぐらいの空き教室があるのかをお聞かせください。

〇つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

〇藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校には普通教室のほか、音楽室、図工室、理科室など教科用の教室があります。文部科学省の基準に照らし合わせた本市の余裕教室ですが、35人学級の段階的運用や住宅の増加による児童生徒の増加、また、よりよい学校運営のための学年配置など、年度ごとに各学校の状況が異なっており、数値として出すことが難しい状況です。ふだん児童生徒が生活をしていない教室につきましては、児童生徒のよりよい学習環境を整えるため、目的や活動によって活動している状況でございます。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 川畑議員。

〇川畑いつこ議員 学校の状況が異なるため、どのぐらいあるか表せないとのこと、理解しました。

では、空き教室のある学校についてお聞かせください。

イ、空き教室がどのように活用されているのかを問う、です。

放課後子ども教室が代表的かと思いますが、ほかにも活用しているのかをお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

教室の活用状況ですが、ふだん児童生徒が生活をしていない教室はグループ学習、学年集会などで活用している多目的教室や学習のための少人数学習室、児童生徒の居場所づくりのためのゆとり相談室などがあり、学校教育の充実を図っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 学習やゆとり教室で使用し、学校教育の充実を図っていることが分かりました。

次に、2、通常級における支援についてです。

通常級に3人ぐらいのグレーゾーンと言われる支援の必要な子どもがいると言われる中でそれぞれの特徴があり、個別対応するのに担当教諭が試行錯誤しながら接していると思います。私が関わった小学校教諭で、通常学級の担当クラスでの児童が授業中に立ち歩きや他児童への話しかけが多い子どもがいましたが、対象児童に寄り添い、何が一番いいのかを考え、保護者や療育施設の職員と相談をしながら座席の位置や気持ちの切替えの方法を幾つも試し、対象児童が落ち着くようになった際にうれしそうに経過報告をしてくださる教諭がたくさんいました。

そこで、ア、グレーゾーンと言われている子どもたちや発達障がい等を持つ子どもが過ごす通常級でのお困り事はどのようなことか。また、対処はどのようにしているのかを問う、です。

通常級で過ごす中でグレーゾーンと言われる支援の必要な子どもたちは授業時間に立ち歩くことや独り言等、あるかと思われます。

そこで、教室内の様子をお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

文部科学省の調査では、公立小中学校の通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は8.8%に当たると報告がありました。10年前の調査に比べ増加した理由としましては、文部科学省は教員と保護者の理解が進んだことも要因の一つであると分析しております。昨年度実施しました本市の調査では、公立小中学校の通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合が9.3%であり、全国とほぼ同じ状況であることが分かりました。実際の教室では、思ったことをすぐに話してしまう、周りの目が気になり落ち着かなくなる、大きな声を出す、椅子に座ってられないなどの姿が見られます。要因といたしましては、聞く、話す、読む、書く、計算するなど学習面での困難さを感じている、不注意や多動性、衝動性の強さにより落ち着いて過ごせない、こだわりの強さや対人関係の苦手さから友達と関わるのがうまくできないなどが考えられます。

対応といたしましては、各学校では、通常学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、個別の教育支援計画を作成し、児童生徒一人一人に適切な支援を提供するよう支援体制を整えております。また、各校からの要請を受け、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや市川市巡回指導職員等が具体的な支援方法について指導助言も行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 支援の必要な子どもが本市も全国と同じ状況であり、学習面での困難さや対人関係の苦手さ

等があり、市川スマイルプランなどで個別の教育支援計画を立て、子ども一人一人に適切な支援をし、教諭に対しては特別支援教育コーディネーターや市川市巡回指導員等が巡回しての指導助言を行っているのが分かりました。

次に、イ、クールダウンをどのようにしているのかを問う、です。

対象の子どもたちはパニック等になった際、場面を切り替えたり、やりたいことを一通りやったり、1人になるとクールダウンができ、その後集中できることがあります、学校ではどのようにしているのかお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

クールダウンの方法としましては、当該児童生徒が落ち着きがないとき、パニックを起こしたときなどにその場を離れて落ち着かせることは有効な手だてであり、児童生徒の特性を踏まえ個々に対応しております。具体的には、大声を出させる、音楽を聴かせる、折り紙や塗り絵など好きな活動をさせる、ジャンプするなど体を動かさせる、毛布にくるまるなど安心する場を提供するなどの対応が実際に行われております。パニックを起こした場合は、離れたところで無理にいらしているのを抑えるのではなく、別のことをして気をそらしたり紛らわしたりすることが大切です。いずれの対応につきましても、事前に対応方法を本人や保護者と確認をし、対応する職員や関わり方などについて学校全体で支援体制を整えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 子ども一人一人に合った対処法を行い、学校全体で支援体制を取っているとのことで大変にすばらしいことだと思います。

最後に、ウ、クールダウンのできる場所は必要と考えるが、本市の見解を問う、です。

先ほどの質問にあるよう対象となる子どもはパニックになることがあり、クールダウンが必要なときがあります。現在、空き教室がないとのことでしたが、工夫をしてクールダウンの場所として教室の確保ができないかお聞かせください。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

安心して学校生活を送るために落ち着かせる場所や対応する職員が必要だと考えております。特別教室等の一時的な活用やパーティションを活用した省スペースの確保など、学校の実情や児童生徒に応じて今後も検討し、対応してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 川畑議員。

○川畑いつこ議員 場所、職員が必要で、特別教室の一時的な活用やパーティション等を使つての省スペースづくり等を今後も検討していただけるとのこと。

先日、お子さんが特別支援学級に通われている保護者から、IQは1学年ぐらい下で情緒が実年齢よりも低く、支援級に通っている。将来を考えると中学校は通常級を視野に入れているが、クールダウンができるスペースがないとの相談がありました。理想は、校舎の各階に一、二教室開室できるといいかと思いますが、様々な学校の状況等もあるかと思えます。ぜひとも子どもたちが安心して過ごせるスペースづくりをお願いし、教育行政支援についての質問を終わります。

御答弁いただきました皆様、ありがとうございました。以上で一般質問を終わります。

~~~~~

○つちや正順副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時 33 分休憩

---

午後 3 時 5 分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 一般質問を継続いたします。

中町けい議員。

○中町けい議員 会派市民クラブの中町けいでございます。これより一問一答にて一般質問を行わせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まずは大項目、大柏小学校裏手の市道3138号についてです。

この道路の問題は、先順位者のほどだ議員の質問でもおおむね経緯は把握をしましたが、一歩間違えると大変危険な状態のため、別の視点から質問をさせていただきます。

1 番、現状の安全性についてです。

現在、歩道側の亀裂の表面はブルーシートと土のうで覆われていまして、これまで私も注視をしてきましたが、時間の経過とともに悪化している様子です。今後の台風や大雨時に雨水がさらに浸入することも想定できます。その際にどこまでの耐久性があるのか、地盤が崩れる可能性はないのか、道路としての安全性が非常に心配です。仮に道路を通行止めにした場合に近隣の方々への影響は大きいと思いますが、状況次第では、重大事故が発生する前に人命優先で道路を通行止めにする判断も必要であると考えます。

そこで、現況の道路としての安全性をどのように確認していくのか。また、通行止めにする場合はどのようにするのか、併せてお尋ねします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市道3138号につきましては、現在、被害のあった道路の修復と安全性を高めるために道路擁壁の設計業務を行っております。この業務において、道路下の地盤の安定性につきまして、過去に行われたボーリング調査の地質データや地盤強度試験の結果から検証を行っているところでございます。今回の亀裂の主な原因としましては、アスファルトや側溝などの隙間から道路の内部に雨水が浸入し、土砂等が流出したためと考えております。そこで当面の対策としましては、道路の内部に雨水が浸入しないよう、亀裂などをアスファルトや土のうで塞ぎ、ブルーシートで養生しているところでございます。また、道路の安全性の確認としましては、定期的なパトロールのほか、大雨等の際には直ちに現場調査を行っております。万が一異常が見つかった場合にはすぐ通行止めの措置が行えるよう警察と連携を図るなど、準備を整えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 道路としての耐久性については現在調査中ということで、特に緊急時には速やかな対応をお願いします。

続けて再質問させていただきます。市道3138号はもともと幅員が狭く、勾配もかなり急な坂道で、現況は車が1台しか通行できないために、下る側は相当気を使って下りないといけません。また、臨時の仮歩道側はコーンしか置いていない状況ですので、通行人も危険な状況となります。

そこで、工事完成までしばらく時間も要すると思いますので、現況で何か注意喚起を含む安全対策ができない

のかお尋ねします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

今回の亀裂が生じた区間は、現在、既設の歩道部分を通行止めとし、反対側に仮設の歩道を設置しているため車道の幅員が減少し、車のすれ違いができない状況となっております。この改善策として、亀裂が生じた区間の手前に既設の横断防止柵を撤去して車の退避スペースを確保することといたしました。さらに、車のすれ違いができませんという内容の電柱幕や注意喚起板を設置し、通行に支障が出ないよう対応する予定であります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 速やかな現況の安全対策をお願いいたしまして、次に進みます。

次に、今後の改良計画についてです。今後の見直しについては先順位の質問でおおむね理解しましたが、改良計画についても別の視点でお尋ねします。

先ほども申し上げたとおり、そもそもの幅員が狭く、歩道は大柏小学校の通学路となっているために、構造上、道路の拡幅は可能なのかお尋ねします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

この道路の構造は、山側は間知ブロック積みで斜面側は柵板土留めで道路を支えており、柵板土留めの先は斜面緑地となっております。このため、道路擁壁を斜面緑地部分に移動させることにより道路の拡幅は構造上可能となります。しかしながら、現況幅員は約6mで、歩道部を除いた車道幅員は約5mと車両のすれ違いが可能となっていることや、斜面側は都市緑地である大野第2緑地となっていることなどから、現時点で道路の拡幅までは考えておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 構造上は可能であります。地形の問題など、総合的に判断して拡幅しないという結論ということで分かりました。

続けて再質問で2点伺います。

双方向道路として幅員が狭く、坂の傾斜もあることから、まごころ道路を対象とした整備の予定はないのか。また、現況は崖側の土留めの部分に樹木が埋まっており、歩道や道路側にかなり越境しております。倒木の危険性も合わせて、安全上、樹木の扱いについてどのように考えられているのかお伺いをします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

まごころゾーンは自動車がすれ違うことができない建築基準法上の道路で、幅員が4mに満たない狭隘な道路に退避スペースを設置するものでございます。この道路は現況で車道幅員が約5mと対象とはならないことから、現在のところ、まごころゾーンの導入予定はございません。

次に、この道路に設置する道路擁壁は斜面に設置するため、支障となる樹木については撤去を行う必要がございます。このため、歩道側に張り出す樹木は減ると考えており、また、通行に支障がある枝については剪定を行って歩行者の安全性を確保してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 まごころ道路の整備は対象外ということで理解をしました。また、倒木の危険性がある樹木については対応されるということで理解しましたので、次に進みます。

3番、今後の道路状況及び改良計画の周知についてです。

周辺の皆様にはまだ説明されていないと思いますので、これまでの経緯や状況、そして今後について、早期にしっかり説明をされたほうがよいと思いますが、周知の時期と周知方法についてどのように考えられているのかお尋ねいたします。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

周辺への周知につきましては、現在の状況や今後の予定を説明する看板を現地に設置しております。また、大柏小学校にも周知を行い、児童や父兄にお知らせしているところでございます。

また、工事着手のお知らせについては、請負業者決定後、速やかに工事をお知らせするビラを配布するなどを予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 住民の皆様には今後不便をかけることもあると思いますし、状況が悪化していることも一番近くで分かっていると思いますので、しっかり丁寧な説明と周知をお願いいたします。

今回、先順位者に続いて市道3138号についてお尋ねしましたが、子どもたちの通学路をはじめ、市民の命を守るために何かあってからでは遅いので、確認を含め質問で取り上げさせていただきました。これから9月、10月は特に秋の台風シーズンにも入りますので、引き続き注視しながら早期の対応をお願いいたしまして、この項目の質問は終了いたします。

次に、大項目、レスパイト支援についてになります。

御存じの方もいらっしゃると思いますが、レスパイトとは、在宅での介護や医療的ケアを支える家族をケアするためのサービスです。一時的に介護や医療的ケアから離れる時間を提供し、心と体を休めてリフレッシュすることを目的としています。

そこでまず1番、在宅介護におけるレスパイトのためのショートステイの現状と今後の支援についてです。

在宅介護を行う家族は日々の介護で身体的な疲れだけではなく、精神的にも疲労がたまっていきます。この疲れをそのままにしておくと介護者の疲労が限界に達し体調を崩してしまうなど、在宅介護を続けることが困難になってしまいます。そうならないために、在宅介護を行う家族は介護から一時的に離れ、自分自身の体と心を休める時間を持つことが大切になってきます。

そこで、在宅介護におけるレスパイトのためのショートステイの概要、利用対象者、支援内容、利用状況についてお伺いします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 介護保険制度における短期入所生活介護及び短期入所療養介護、いわゆるショートステイは、要支援または要介護認定を受けた方が可能な限り自宅等において、その体の状態に応じて自立した生活ができるよう、施設に短期間入所し、自身の心身の機能維持を図るとともに、その御家族の身体的、精神的負担の軽減を図るサービスで、施設において入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援及び機能訓練を受けることができます。その利用方法としては、例えば1か月のうち1週間はショートステイを利用し、残りの3週間はホームヘルプサービスやデイサービスを組み合わせる方法や、また週末だけショートステイを利用するなど、様々です。直近で実績の確認できる本年5月の利用日数は延べ8,512日でありました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 ショートステイの概要についてはおおむね理解しましたが、再質問させていただきます。日常的にデイサービスを利用している方は、通っている施設にそのままショートステイできれば、慣れた環境とスタッフによるサービスを受けることができ、一番よいと思いますが、デイサービスを利用してない方がショートステイを利用したい場合、受入れ体制やサービスを受けるまでの流れはどのようになっているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 ショートステイはデイサービスに通ってない方でも利用することができます。ショートステイを利用するためには、デイサービスの利用の有無にかかわらず、まずは担当のケアマネジャーが御本人とその御家族の体調、介護の状況、また利用者の希望などを聞き取りまして、利用期間、事業所の空き状況を調整した上でケアプランを作成します。これに合わせて利用する方が介護サービス事業所と契約を結ぶことでサービスを受けることができます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 ショートステイ利用までの流れについては理解をしました。引き続き再質問させていただきます。

今後、少子・高齢化が進み、介護需要が増えていくと同時にレスパイトケアの需要が高まっていくと考えられます。今後の需要拡大を踏まえてレスパイトケアの受皿をどのように考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 市内でショートステイを行っている事業所は特別養護老人ホームなどが22事業所、介護老人保健施設などが10事業所、合わせて32の事業所があり、受け入れできるベッド数は340床となっています。このベッド数340床を1か月に換算しますと延べ1万540床となり、これが現在、ショートステイ用に確保されている1か月当たりのベッド数となります。このベッド数に、先ほど申し上げた直近の月当たりの実績値であります延べ利用日数8,512日を利用率に換算すると約80%となります。このほかにも、特別養護老人ホームなどでは教室が空いているときはショートステイとして利用することも可能でありますので、現時点において、ショートステイはレスパイトケアの受皿として充足しているものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 レスパイトケアの受皿としてのショートステイが充足していることは確認しました。

この項目最後の再質問になります。責任感が強い介護者の場合、レスパイトケアという言葉や制度を知らない方もいらっしゃるのではないかと思います。そのような方への支援をどのように考えられているのか。そして、どうつなげていくのかお伺いします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 要介護認定を受けている方に対しましては、ケアマネジャーが毎月の訪問において各家庭の状況変化を確認するため不安や困り事を聞き取り、十分に話し合いをすることで適切な介護サービスの利用につながるものと認識しております。また、要介護認定を受けていない方に対しましては、高齢者サポートセンターに御相談をいただくことで、要介護認定を経て、ショートステイをはじめとする介護サービスを利用いただくことが可能となります。介護をされている方の中には、おっしゃるとおり、その責任感から、御自身の休息の目的でショートステイを利用してはいけないと思っている方がいらっしゃる可能性もあります。在宅で介護を続けて

いくためには、介護をしている方の負担軽減を図りながら各家庭の状況に合った適切な介護サービスを利用していただくことが重要でありますので、ショートステイはその一つとして大変有効なサービスだと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 在宅介護におけるレスパイトの状況を把握させていただきました。少子・高齢化が進んでいる社会の中で、介護者のためのレスパイトケアが大変重要になってくると思われれます。引き続きの御支援をお願いしまして、次の項目に進みます。

次に2番、指定難病患者及び高度管理医療機器を日常的に使用されている方に対する現状と今後の支援についてお尋ねをします。

現在、千葉県が行っている在宅難病患者一時入院等事業において、レスパイトできる16の病院が掲載されております。しかし、この中には市川市の病院はございません。指定難病患者及び高度管理医療機器を日常的に使用されているケースでは、どうしても医療施設での入院が必要になると思います。

そこで、本市での利用対象者、利用状況、支援状況についてお尋ねします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

発症の理由が不明で治療方法が確立しておらず、長期間にわたって療養が必要となる疾病を国は難病と指定しております。また、難病に罹患された場合は、患者やその家族の経済的、身体・精神的な負担が大きいため、千葉県が患者に対して医療費の助成など支援を行っております。そこで医療費助成の事務を行っております市川保健所に確認したところ、令和4年度の指定難病患者医療費助成受給者件数は、千葉県内は政令市である千葉市を除き4万177件、本市では3,344件となっております。このうち、千葉県が行っております在宅難病患者一時入院等事業の対象となる神経筋疾患の難病の指定件数は、千葉県全体では1万3,058件で、本市は875件となっております。この事業の目的は、一時入院等により在宅難病患者の健康管理や家族の介護疲れの軽減を図るもので、人工呼吸器装着や胃瘻の造設など常時医学的な管理下に置く必要のある方が対象で、令和4年度の実績は県全体で延べ19件、本市は1件と伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 今、御答弁いただいた県内のレスパイト対象者が1万3,058人に対して、実際の利用者が県全体で19件、本市は875人の対象者に対して利用者が1件のみということで、この事業の認知度がまだ少ないのか、また市川市内で利用できる医療施設がないので、市内の方は東京や県内の指定外の医療施設を使用している可能性が高いと思います。

先進事例として大阪府寝屋川市の事例ですが、2022年4月から、難病患者のうち高度医療機器を使用している患者に対しレスパイト入院の費用助成を開始したそうです。この制度は入院にかかる個室代や移動のための介護タクシー代等を助成するもので、患者本人及び家族の負担軽減を図るとともに、災害時の病院側のスムーズな避難患者の受入れにも寄与することを目指すものだそうです。

そこで、本市でも同様の制度を創設することができないか、再質問でお尋ねします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

本市では日常生活用具の給付や難病患者等福祉手当の支給など、指定難病患者への支援は行っておりますが、



難病患者全ての方の把握は行っておりません。また、在宅難病患者一時入院等事業や保健所が行う医療費の助成や患者への各種相談、指導助言等については県の施策として実施していることから、引き続き県が主体となって推進するものと考えておりますが、議員御指摘の課題も含め他市の動向等を注視し、本市独自で何らかの対応が考えられるか、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 先ほどの寝屋川市の制度は家族の休息だけではなく、災害対策も見据えたものであるそうです。特に災害発生時には、緊急避難先として後方支援病院が必要となる可能性が高くなります。そこで、難病患者に平常時に前もって入院を経験してもらうことで、災害発生時における病院へのスムーズな避難を促進し、患者本人及び家族の負担軽減を図るとともに、病院側へのスムーズな避難患者の受入れにも寄与することを目指すものだと思います。

私はこの記事を見たとき、なるほどと納得をしました。レスパイトケアと災害時の対応として、ここまで想定をして平時からできる支援を行っていくことは、災害時でも誰一人取り残さないで市民の命を守るという視点において、とても重要だと思います。実際に2019年の台風15号、19号の際に、市原市のように電力が何日間もストップをしたら、人工呼吸器など、日常的に電力を必要とする方にとっては死活問題であります。難病患者への支援については県が中心になって行うということは理解しましたが、市としても、レスパイト入院者への補助制度の創設について御検討いただきたいということを要望しまして次に進みます。

3番、次に、医療的ケア児における現状と今後の支援についてになります。

実は私自身、ゼロ歳の子どもが障がいの影響で喉を気管切開の手術をしまして、喉に人工呼吸器をつけている医療的ケア児であります。24時間体制で妻と交代でケアしている当事者でもありまして、実際、医療的ケア児を抱えている御家庭はたんの吸引や人工呼吸器の管理、喉の筋力が未発達で口からミルクを飲めないケースだと、鼻から管を入れ、胃に直接ミルクを入れるための経管栄養の補助など、多岐のサポートが欠かせません。そのため、慢性的に睡眠不足の生活を強いられてしまいがちです。また、兄弟がいる場合、同一行動ができないために兄弟それぞれの対応が必要となり、両親のどちらかが体調を崩してしまうと負担が偏ってしまう傾向も考えられます。

そこで、本市の小児慢性特定疾患児の対象者、小児のレスパイトの利用状況、現状の支援内容についてお尋ねをします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 医療的ケア児は、疾病により人工呼吸器、たん吸引、経管栄養などの医療的なケアが日常的に必要な児童で、今年1日現在、市内の医療的ケア児は45人となっています。また、小児慢性特定疾患につきましても、慢性に経過して長期間にわたり生命を脅かし、生活の質を低下させ、高額な医療費の負担が生じる疾病を指し、現在788疾病が対象となっております。千葉県によりますと、昨年度の小児慢性特定疾病医療費助成制度の市内の受給者数は358件と伺っています。

次に、一時預かりサービスの支援内容と利用状況につきましては、障がいのある児童が利用できる障がい福祉サービスとして短期入所があり、これは介護する方の疾病等を理由に、福祉サービス事業所において、障がいのある児童を預かり、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービスであり、昨年度の利用者数は実人数で117人、利用件数は124件であります。現在、医療的ケア児が利用できる市内の短期入所事業所はありません。また、同様のサービスを提供する障がい福祉サービスとして、県が所管する医療型障害児入所施設があり、県内6か所において短期入所サービスを利用することができます。昨年度における医療的ケア児の利用者数は実人数

で20人、利用件数は21件となっています。また、本市の単独事業としてレスパイトサービス事業があり、短期入所と同様の支援を受けることができます。昨年度実績として医療的ケア児を受け入れた事業所が1か所ありました。

次に、医療的ケア児に対する移動サービスとしては2つの事業があり、まず、福祉タクシー事業は一定の所得制限はありますが、身体障害者手帳1、2級等の方を対象に1回の乗車につきタクシー料金の半額を助成するサービスで、1回1,200円を上限として助成しております。また、重度身体障害者等移送費助成事業は、通院等の移動の際にストレッチャーを利用する方を対象に寝台つきタクシー料金の9割、1万5,000円を上限に助成しております。引き続き医療的ケア児の支援として事業を継続してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 医療的ケア児のショートステイのレスパイトは、病院や病院と提携している医療型の施設しか原則受け入れできず、受入れ可能な病院や施設の絶対数が少ない課題があります。私も実際に何か所か問合せの連絡をしましたが、レスパイトまでの流れとして、まず事前に診察を受け、それから1泊2日のお試し入院をしてからレスパイトというふうな流れになりますが、お試し入院だけでも2年待ちという状況でした。また、子どもも成長に従って動きが出てきますので、例えば先ほどもお話ししました経管栄養の管を簡単に外してしまうために、1日5回のミルクのうち、3回も4回も家族が管を胃まで入れ直さなくてはなりません。

参考までに、今日、議長の許可をいただいて、実際私が使っている経管栄養の管があるんですけども、この先がミルクの点滴のようなところにこうやってつなげるんですけども、こういった管を約26cm、鼻からこうやって入れていくわけですが、嫌がる子どもを妻と押さえながら管を1日3回、4回入れるというような、そういう状況であります。子どもを生きていかせるためには、やっぱり家族がそれをやるしかない状況であります。このような実情を少しでも御理解していただいて、この問題に直面している御家庭へ後押しとなるよう、方策をぜひ御検討いただきますようお願いいたします。

今回、レスパイトのことで様々な部分の御答弁をいただきました。私が一番危惧するのは、支える家族の余裕がなくなり、虐待や事件などに発展するような事例をいかに発生させないようにするかということです。当事者を支えるのはその御家族が中心ですが、その御家族を、行政がどのような後方支援の仕組みを構築できるかが重要だと考えています。今後とも引き続きこの分野での支援の拡充をお願いいたしまして、次に進みます。

次に、大項目、障がい者の自立及び就労支援についてです。

ノーマライゼーションという言葉があります。その言葉の意味は、障がいがある人もない人も同じように生活できる、権利も義務も同じように持って生活できるということです。

そこで、私は1冊の著書と出会いました。それは2003年に出版された、クロネコヤマト宅急便の生みの親である小倉昌男さんの「福祉を変える経営」という著書です。小倉昌男さんはヤマト運輸の経営を退任した後にヤマト福祉財団を設立し、障がい者の賃金向上のために尽力されました。著書の中で、障がい者に必要なのは、社会に出て健常者と肩を並べて仕事をし、自立できるだけの給料を取る仕組みをつくることではないかと思えますと記載されており、私もそうした社会の実現は切実に必要であると思えますし、そのための諸課題を乗り越えていかなくてはならないと感じます。

そこで、障がい者の雇用及び就労支援について順番にお尋ねをいたします。

1番、障がい者の雇用及び就労支援の現状と今後についてになります。

令和6年4月1日より、地方自治体の障がい者雇用率が現行の2.6%から経過措置として2.8%に、そして令和8年7月より3.0%に引き上げられます。また、障害者雇用促進法第6条では、国や地方自治体の責務として次

のことが規定されています。自ら率先して障がい者を雇用すること、障がい者の雇用について事業主その他国民の一般の理解を高めること、障がい者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障がい者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進することとされております。つまり国や地方自治体は、障がい者雇用について模範的な取組をしなくてはならないとされております。

そこで、本市での雇用状況、就労支援体制についてお尋ねをいたします。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

初めに、障がいのある方を市職員として直接採用いたします雇用についてです。本市では、これまで障がい者の雇用の確保と促進のため毎年度採用試験を実施し、正規職員として採用するほか、会計年度任用職員としても適宜雇用してきております。雇用の状況につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律により、毎年6月1日を基準日とし国に報告することとされております。令和5年6月1日の本市の雇用状況といたしましては、正規職員と会計年度任用職員を合わせまして、市長部局におきましては62名、教育委員会においては21名、合わせまして83名の方が勤務をしております。この結果、本市の障がい者の雇用率は、法定雇用率2.6%に対しまして、市長部局では2.7%、教育委員会では3.6%となっており、両部局ともに法定雇用率を満たしている状況にあります。

次に、就労支援についてです。この就労支援の取組は、障がいにより就職することが困難な状況にある方を一時的に採用し、企業等への雇用につなげるものであります。具体的に申し上げますと、現在、市内3か所にチャレンジドオフィスいちかわを設置し、働く意欲はありながらも、なかなか就労に結びつかない障がいのある方を会計年度任用職員として一定期間採用し、その職務経験を生かして一般企業等への就労につなげる支援に取り組んでおります。このチャレンジドオフィスいちかわでは、オフィスのスタッフに対し、社会で働く上で必要な心構えやマナーなどを中心とした指導を行うとともに、特定非営利活動法人が運営する市川市障がい者就労支援センター、アクセスに対しまして、スタッフ一人一人の業務への取組状況等を共有しながら一般企業等の実習の受入先の確保や面接の支援など、実際の就職活動等について業務委託をしております。今後、障がい者の職業の安定を図ることを目的といたしまして、御質問にありますとおり、令和6年と令和8年、それぞれ法定雇用率の引上げが予定されております。法定雇用率の維持はもちろん、これからもさらなる障がい者雇用の促進が求められることから、毎年度の正規職員、会計年度任用職員の採用について積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、チャレンジドオフィスいちかわのスタッフに対する就労支援につきましても、引き続きアクセスと連携を図り、一般企業等への就労に結びつくように努めてまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 繰り返しになりますが、行政が積極的な採用と模範的な取組をし、民間企業にも波及するような流れをつくっていく必要があると思います。また、障がいを持っていても気持ちよく働いていける環境の整備も欠かせません。

そこで1点再質問させていただきますが、障がい者が働く上で職場環境の整備について、これまでどのような改善や取組を行ってきたのかお尋ねをいたします。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 正規職員に関します職場環境の整備につきましては、障がいのある職員の要望等を踏まえて、例えば視覚に障がいのある職員に対しましてはパソコン、PC画面拡大用モニターの貸与、腕に障がいのある職員に対しましては電話対応のためのワイヤレスイヤホンの貸与などを行い、それぞれ障がいの特性に合

わせました職場環境を整備するように努めております。また、会計年度任用職員につきましては、現在のところ要望等がないことから特段対応はしてきておりませんが、要望等があった場合には適切に対応してまいりたいと考えております。今後におきましても、障がいのある職員が支障を感じることなく、快適に働ける職場の環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 これからも引き続き障がいを持っていても働きやすい職場環境の整備や改善をよろしく願いいたします。

次に進みます。2番、民間企業への就労支援の現状と今後についてです。

障害者雇用促進法において、民間企業の法定雇用率の引上げが強化され、これまで2.3%ですが、来年度に2.5%に引き上げられ、対象事業主の範囲も、従業員をこれまで43.5人以上雇用している事業主は障がい者を1人以上雇用しなければなりませんでしたが、こちらも40人以上に引き上げられ、再来年も段階的に引き上げされる計画となっています。また、障害者雇用納付金制度として、常時雇用している障がい者数が100人を超える事業主で障がい者雇用率を未達成の場合は、法定雇用障がい者数に不足する障がい者数に応じて、1人につき月額5万円の障害者雇用納付金を納付する義務が発生します。

そこで、今後、民間企業の中でも、今まで以上に障がい者を積極的に雇用しなければならないとする国の方針もある中で、本市の民間企業の就労支援の実績と課題についてお尋ねをいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 障害者雇用促進法に基づく令和4年度の民間企業の法定雇用率は2.3%ですが、市川・浦安地区の令和4年度の民間企業の実績は2.3%で基準を達成しております。御質問の本市における就労支援の現状としましては、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスとして、一般企業などで働くことを希望する方に対して一定期間、事業所内での作業や企業に出向いて実習を行うなど、その方の適性に合った職場探し等の就職のサポートをする就労移行支援があります。令和4年度の利用者数は206人、そのうち就職に結びついた方は97人です。また、就労移行支援を利用した方のうち就労に結びつかなかった方などに対して、雇用契約により働く場を提供し、一般就労への必要な訓練を行う就労継続支援A型では、令和4年度の利用者数は60人、うち就職した方は14人でした。また、就労経験がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難な方などに対して、雇用契約によらない就労や生産活動の機会を提供する就労継続支援B型では、令和4年度の利用者数は65人、うち就職した方は5人でした。このように、令和4年度実績において障がい福祉サービスを利用して一般企業に就労した方の合計人数は116名でございます。

次に、就労支援の課題についてです。障がいがある方の就労については職場定着の低さが課題となっており、ハローワークにおいては転職希望の相談が増加傾向にあると伺っております。障害者雇用促進法では、個々の事情を有する障がいのある方と企業との相互理解の中で合理的な配慮が提供されるべきとしておりますけれども、現状では雇用する側の障がい特性等についての理解不足から、本人への必要な配慮がない状況で業務が遂行されるなど、合理的配慮に関する相談も多くあると聞いております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 実績と課題について理解をしました。御答弁でもありましたが、せっかく就職ができて、民間企業における離職率が高いことが課題であると私も考えます。就職後も一定の期間の支援が必要であると思っておりますので、この点にもぜひ注視していただきたいと思います。今後も障がい者雇用の理解の普及や啓発活動をはじ

め、例えばですけども、障がい者を積極的に雇用する企業に対する社会的評価を付与する表彰制度など、もっと民間企業を巻き込んで障がい者の雇用促進に当たっていただきますようお願いをしまして、次に進みます。

3番、市内就労継続支援事業所等への支援についてです。

就労継続支援とは、先ほどの御答弁でもありましたが、一般企業で働くことは難しいものの、一定の支援があれば働くことができる方に就職までのステップアップとして就労場所を提供している福祉サービスの一環です。A型とB型の2種類あり、A型では、一般雇用と同じように個人の能力に応じて様々な業務が割り当てられ、最低賃金以上の時給が保障されております。令和3年厚生労働省の調査によりますと、全国1万8,403事業所の平均時給は926円、月の平均給料は8万1,645円だそうです。次にB型では、雇用契約に基づく就労が難しい方を対象とし雇用契約を結ばない労働であるため、法律で定められている最低賃金を下回り、工賃として平均月額1万6,507円、時給に換算すると233円というのが現実です。特に課題だと感じていることは、長年にわたり障がい者の福祉的就労における工賃の低さです。月給1万円台で自立した生活を維持することは不可能です。事業者も利用者のために賃金を上げてあげたいという思いと現実との間で多くのジレンマを抱えながら日々奮闘していらっしゃると思います。

そこで、本市の就労継続支援事業所への支援についてお尋ねをします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 障害者総合支援法に基づく法定サービスにおける就労継続支援事業は、今年の8月1日現在、就労継続支援A型は11事業所、就労継続支援B型は30事業所、合わせて市内41事業所において支援が実施されています。本市におけるこれらの事業所への支援としては、事業所の開設時に必要となる備品購入費や運営費の一部について補助金を交付しております。具体的には、備品購入費としては初年度に限り200万円を限度として交付するほか、運営費として事業実施のための土地建物の賃借料について、初年度は20万円を限度として、その後、2年目、3年目はその半額を交付しています。昨年度実績は12事業所に対し総額2,242万円でした。また、昨年度は原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰による障がい福祉サービス事業所等の経済的な負担を軽減することを目的として支援金を交付しており、就労継続事業の運営者に対しては1事業所当たり15万円を給付しており、今年度においても同事業を継続して実施しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 現状の支援については理解しましたが、1点再質問させていただきます。平成25年4月より障害者優先調達推進法が施行されたことにより、国や地方公共団体等は、障がい者就労支援等から優先的に物品等を調達するよう努めることとされております。直接的な支援として、随意契約の範囲で行政機関からより多くの事業所に対し安定的に作業が発注されることが必要だと考えますし、間接的な支援として、販売機会の提供として、例えばこちらの本庁舎7階の休憩所での出店など、障がい者がもっと活躍できる機会をつくれませんか。また、事業所における設備投資の支援についてお尋ねをいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 本市においては、障害者優先調達推進法に基づきまして、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針を定め、庁内各課に周知するとともに、予算執行に際し、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により障がい者就労支援施設等から調達を行っています。昨年度の実績は25件、約732万7,000円で、その内訳は清掃施設管理12件、小物雑貨購入6件、食料品購入4件、印刷物発注1件などとなっています。また、対外的には民間による発注の促進、円滑化を図るため、各事業所において販売、受注可能な物品や役務に関する情報を収集しまして、市のウェブサイトにおいて掲載し周知を図って

います。また、設備投資への支援につきましては、市川市指定障害福祉サービス事業所家賃等補助金におきまして、事業所の開設時における備品購入費について、200万円を限度として補助金を交付しております。引き続き就労継続支援事業所への支援について研究してまいります。

また、販売機会の提供については、福祉の店の出店について、第1庁舎と大柏出張所において定期的な販売の機会を確保するとともに、不定期ですけれども、道の駅いちかわにおいて福祉の店を出店し、販売の機会を確保しております。出店希望事業者の販売機会につきましては、公共施設に限らず、民間商業施設とも協働して引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 先日、市内のB型事業所を運営されている社会福祉法人さんに行きまして話を聞きましたが、こんなことをおっしゃってました。利用者の社会性を考えると、できるだけ外に出て人と接して働ける機会が欲しいと。具体的には五、六人単位で作業に向いていることとして、特に行徳周辺にはお寺が多くありますので、お寺に相談して霊園の掃除をさせていただいたり、または農家さんに相談して、市の特産品である梨に少しでも関わる仕事をして、梨の木の剪定を回収するなどの仕事を御相談しているようであったり、もっと外に出て活躍できる場が欲しいとおっしゃってました。本市では広大な市営霊園がありますし、公園や公衆トイレなどもたくさんありますので、美化活動をはじめ外で働いていれば、おのずと人と接する機会もあるでしょうし、ぜひもっと事業者の現場の声を聞いていただき、障がい者の活躍の場について、今日こちらにいらっしゃる理事者の皆様方全員にもぜひ御検討いただきますようお願いいたします。

また、事業所を開設してからも継続して利用者の工賃を上げるためにも、新しいことにもチャレンジするためには設備投資も欠かせません。障がいの子を持つ親御さんは、子どもの将来について切実な思いを抱えていらっしゃると思います。これからもぜひ御尽力いただきますようお願いをしまして、この項目の質問は終了いたします。

次に、大項目最後の質問になります。山下清画伯についてであります。

生誕100年を迎え、山下清展100年目の大改装が全国で行われており、私も8月に新宿のSOMPO美術館にて拝見してきました。そこには老若男女問わず多くの方が長蛇の列で並び、改めて作品が再評価されているそうです。私自身も、その存在の大きさに改めて感銘を受けましたので、今回質問で取り上げさせていただきます。

1番、本市との関わりについてです。

御存じの方も多いと思いますが、山下清画伯は、本市にある昭和3年に創設されました障害児入所施設八幡学園に12歳から在園され、貼り絵と出会い、その才能を開花させ、八幡学園から放浪の旅に出ては御自宅や学園に戻り、旅の記憶を基に作品を創作していた天才的な才能の持ち主として有名です。私は、かねてから山下清画伯がこの市川の地でどのような思いで過ごし、また当時の町の方々はどのように捉えていたのか、その背景に大変興味がありました。

そこで、本市ともゆかりの深い山下清画伯について、当時のどのような記録が残っているのか。また、本市とどのような関わりがあったのかお尋ねをいたします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

初めに、山下清画伯についてであります。山下画伯は1922年（大正11年）、東京浅草に生まれ、12歳のときに八幡学園に入園されました。八幡学園では、学園の教育の一環であったちぎり絵に出会い、これにより一気に画才が開花し、独自の技法による貼り絵を制作するようになりました。都内で八幡学園児童の貼り絵の展覧会が開

催されると山下画伯の作品は注目を集め、やがて画伯の作品を中心とした作品展が催されるようになり、それに伴い、多くの画家や文学者、ジャーナリストからも論じられるようになりました。昭和15年、山下画伯は突然八幡学園から姿を消し、千葉県各地を放浪しました。これが、この後、断続的に続く放浪の始まりであったと言われております。その後、山下画伯は次第に有名となり、気ままな放浪の旅ができなくなると、30代半ばから49歳で他界するまで母親や弟たち家族と都内で暮らしました。

なお、画伯が生涯に制作した作品の多くは、現在、遺族が運営する山下清作品管理事務所によって管理されております。

次に、山下画伯の記録及び本市との関わりについてであります。画伯が八幡学園で暮らしていた当時の記録や写真などは、現在も八幡学園で大切に保管されております。当時の八幡学園は東京都との関わりが深く、画伯をはじめ入園者は都民の方たちであり、本市が直接的に関わる機会はありませんでした。このことから、本市では画伯の作品や愛用品などの資料は収蔵しておりませんが、画集を含む出版物や図録などの資料の収集に努め、生涯学習センター内の文学ミュージアム及び中央図書館において閲覧に供しております。本市は、これまで本市ゆかりの文化人及びその業績について展覧会などで紹介してきており、平成26年度には山下画伯とも深い関わりのあった名誉市民の式場隆三郎氏を紹介する企画展を開催し、翌平成27年度にはその関連企画として、「山下清とその仲間たちの作品展」と題した企画展を文学ミュージアムで開催しているところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 今いただいた御答弁では、学園の設立の経緯もあり、なかなか市川市と直接関わる機会がなく、記録というものがあまり残っていらっしゃらないということでした。少し残念でございますけれども、先日、八幡学園さんに御挨拶に行き、記念室にも御案内いただきました。設立当初の写真などはじめ貴重な品々がありまして、それはあくまで八幡学園の関係者の皆様がこれまで大切に管理されている品々であり、何かあったらお借りすればいいなどの安易な考えではなく、本市の文化芸術の発展のためにも、後世に残していくためにも、当時のことを知る方々や関係者などが今後少なくなってしまう前に関係各所と協力し、しっかり記録として形に残しておいたほうがよいのではないかと指摘をさせていただきまして、次の項目に移ります。

2番、2015年に開催された「山下清とその仲間たちの作品展」の開催の経緯、反響及び成果についてお尋ねします。

ここで少し八幡学園さんの御紹介をさせていただきますが、八幡学園を運営する社会福祉法人春濤会さんのホームページには、創設者、故久保寺保久氏が残した標語「踏むな、育てよ、水そそげ」の理念の下、昭和3年（1928年）、福祉という言葉もない時代に、当時、社会に住むことの困難な子ども9人を引き取り、全国8番目の知的障害児施設として開園されたと記載されております。福祉という言葉がなかった当時、相当御苦労されたであろうことは容易に想像つきます。

さらに、私が個人的に興味深いのは、当時の町の方々が共に生活をしていく中で徐々に福祉に理解を示し、山下清画伯が放浪に行っても寛大な心で迎えていたのではないかという、当時の町の人々の気質やルーツが背景にあるのではないかという部分です。

そこで、約8年前の2015年に開催されました「山下清とその仲間たちの作品展」の開催の経緯、反響及び成果についてお尋ねをいたします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

平成26年度の式場隆三郎氏の企画展では、同氏のゴッホ研究を中心に多種多様な業績を紹介いたしました。展

示物には、八幡学園の顧問医を務める式場氏が山下画伯を知り、陶器やテキスタイルなどの制作を指導助言し、各地での展覧会開催に関わった際の資料や、画伯が書いた式場氏の肖像画や写真、自身の「山下清放浪日記」と題する文芸作品もありました。そして翌平成27年度（2015年）、この山下画伯の作品や資料等に市民をはじめ、より多くの方々に触れていただくため、「山下清とその仲間たちの作品展」を開催いたしました。同作品展は、本市と八幡学園山下清展事業委員会が主催し、八幡学園を運営する社会福祉法人春濤会の協力の下、開催いたしました。

展示の内容は、画伯の作品、日記のほか、八幡学園の生徒の作品も含め展示総数は約100点でございました。また、関連イベントとして、春濤会理事で八幡学園山下清展事業委員会代表の松岡一衛氏による講演会や、名誉市民の水木洋子氏脚本による映画「裸の大将」の上映のほか、貼り絵ワークショップや千葉商科大学の学生によるちぎり絵制作のイベントを実施いたしました。企画展では画伯の作品のほか、八幡学園の紹介なども展示し、多くの方々に当時の学園での生活環境と作品が生まれた背景などに触れていただくとともに、子どもたちの魅力あふれる作品を知っていただくことができました。期間中は9,000人を超える方々に御来場いただき、アンケートではよかったと回答された方が約98%と大部分を占め、文学ミュージアムで開催した企画展の中でも大変好評をいただいたものであると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 2015年に開催された当時は、私はまだ議員になる前でしたので、貴重な御答弁ありがとうございます。2か月半で9,000人を超える方が訪れたということは大変に反響があったものだと思います。再質問はありませんので、次に移ります。

最後の質問です。作品展を再開する考えについてです。

冒頭でも話したとおり、生誕100年を迎え改めて再評価され、今でも多くの方に愛されています。また、山下画伯は本市にとって貴重な文化芸術の歴史であり、町の方にとっても誇りだと考えます。

そこで、本市と山下清画伯とのゆかりを市内外の多くの方に知っていただき、「山下清とその仲間たち」に関連するイベントや貼り絵のすばらしさを広める催しを開催できないものか、お尋ねをします。

○稲葉健二議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

本市ゆかりの文化人や芸術家の業績を継続的に顕彰していくことや、市民が芸術や文化に親しみ、触れる機会を拡充していくことは重要なことと認識しております。展覧会を開催し図録を作成することができれば、それもその後の重要かつ貴重な資料の一つになります。しかしながら、山下画伯の作品は人気が高いこともあり、展覧会を開催するための調整や展示作品を集めることが難しいという側面があるなど、幾つかの課題もございます。そのため、作品展示に限らずイベントや他の手法も含めながら、山下画伯の画業だけでなく、ゆかりの深い式場氏や八幡学園、そして画伯と同時期を過ごした仲間たちとの関係に触れるなど、本市でなければできない企画内容で開催ができないか、適切な開催時期や開催場所も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 中町議員。

○中町けい議員 山下清画伯の人気が高いことやライセンスなどの諸課題があることも分かりました。先日、八幡学園の理事長とお話した中でも、委員会の皆様が御健在のうちに市川市でまた展示会を開催できればというようなお話もありました。文化芸術だけにとどまらず、福祉の観点からも、障がいを持ち、つらく厳しい環境の中でも唯一無二の才能をこの町で開花された山下清画伯はとても大きな存在だと思います。芸術文化、歴史、福



社と様々な観点からも早期開催に向けて御尽力をお願いいたしまして、私の質問は終了いたします。御答弁ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時4分散会

第 7 日

令和5年9月21日（木曜日）

令和5年9月市川市議会定例会議事日程（第7号）

令和5年9月21日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問 加藤圭一議員、沢田あきひと議員、とくたけ純平議員、清水みな子議員、久保川隆志議員

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 42名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
小	山	な	おと
川	畑	いつこ	
ほ	と	ゆうな	
国	松	ひろき	
や	なぎ	美智子	
と	く	純平	
中	町	けい	い
つ	ち	正	順
つ	か	たか	のり
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	川	隆志
西	村		敦
中	村	よし	お
大	久	たか	し
石	原	たか	ゆき
清	水	みな	子
廣	田	徳	子
に	し		勲
石	崎	ひで	ゆき
堀	内	しん	ご
細	田	伸	一
青	山	ひろ	かず
石	原	み	さ子

宮大稲小石増越中松竹加岩	本場葉泉原田山川山永内藤井	健文よし好雅幸鉄清武清	均諭二人り秀史紀兵海央郎
--------------	---------------	-------------	--------------

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	一
副市長	本間	義
代表監査委員	植草	一
教育長	田中	惠
危機管理監	本住	敏
市長公室長	麻生	喜
総務部長	蛸島	紀
企画部長	小川	行
財政部長	田中	之
管財部長	稲葉	孝
情報管理部長	小森	雄
文化国際部長	立	裕
スポーツ部長	佐場	美子
市民部長	佐藤	和
経済観光部長	根本	雄
こども部長	鷲沼	隆
福祉部長	菊田	也
保健部長	川島	介
環境部長	二宮	司
街づくり部長	小塚	康
道路交通部長	岩井	良
下水道部長	藤田	博

行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一
消 防 局 長	角 田 誠 司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井 滴
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 城 久 保
会 計 管 理 者	六 郷 真 紀 子
教 育 次 長	小 倉 貴 志
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	町 田 茂 幸
議 事 課 長	米 津 孝 成
(議事担当)	
主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成
(調査担当)	
主 幹	渡 辺 孝 文
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任	関 口 舞
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 この際、つかこしたかのり議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○つかこしたかのり議員 貴重な時間をお借りして申し訳ありませんが、発言の訂正をお願いいたします。

昨日の私の一般質問中、LGBT理解増進法の制定による本市への影響及び対応についてに関する質問において、「トランジェスター」と発言いたしましたが、正しくは、「トランスジェンダー」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくをお願いいたします。

○稲葉健二議長 ただいまの申出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

○稲葉健二議長 日程第1一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 おはようございます。会派自由民主の会の加藤圭一でございます。通告に従いまして、初回より一問一答形式による質問を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、大項目1つ目、起業家支援についてでございます。

本市で起業される方をサポートするという事は、企業が地域に根差し、経済活性化が期待できます。起業家の皆さんから選ばれる町、そして投資される町を目指していきたいものです。産業振興施策をしっかり議論し、実行するという事は重要でありまして、政治の役割であるとも考えます。ただ、2023年9月3日付読売新聞の記事によりますと、スタートアップ企業の資金集めは厳しいという内容の記事がございました。これは米欧での金利上昇を背景に、金利差があるがゆえに日本の企業になかなか資金が集まらないという状況が指摘されております。

さて、話を本市の状況に戻します。質問項目(1)起業家支援施策の全体像、それから成果及び課題がございましたらば、お伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

まず、現在本市が実施しております主な起業家支援についてです。

市では、起業する上での注意点、会社設立後の事業経営等のアドバイスを行う専門家を配置しております。この専門家と起業予定者などが個別に相談する、企業・経営相談窓口を月に6回から8回程度実施しており、起業の促進と事業の成長を支援しております。また、身近なアイデアやニーズを起業という形にしたい女性を対象に、起業に関する疑問を解消しながら、実践的なカリキュラムでビジネスプランを作成するIchikawaワタシの夢起業塾を開催しております。そのほかにも、Ichikawa起業応援セミナーを年1回開催しており、創業支援等の事業者による講演を通して、支援情報の提供やパネルディスカッションなどを実施するほか、40名の参加者と講師の交流会を行い、起業家の支援を実施しております。

融資制度につきましては、市川市中小企業融資制度のうち、市内で新たに開業される方や事業開始から5年未満の個人、会社の支援として、事業の開始や継続に必要な資金を融資するベンチャービジネス等支援資金事業を実施しております。この事業は、融資を受けた方に対して、融資実行日から最大5年間利子補給金の支給を行

い、また、融資実行時に必要となる信用保証料につきまして、補助率2分の1、上限12万8,000円を市が補助するものでございます。

起業家支援事業の主な実績としましては、起業・経営相談窓口では、相談件数が令和2年度は258件、令和3年度は270件、令和4年度は305件と増加傾向にあり、令和5年度はさらに前年度を上回る見込みでございます。また、相談後起業に至った方は、令和3年度が12人、令和4年度が21人と継続的に出ております。I c h i k a w a ワタシの夢起業塾では、今年度は募集から3週間程度で定員の20名に達しており、女性の起業に対するニーズの高さがうかがえることから、今後も女性が起業しやすく、また経営の安定化を図ることができる環境づくりを推進してまいります。

一方、起業を志す方には明確な動機があり、何かを成し遂げたい、続けていきたいという熱意をお持ちの方がたくさんいらっしゃいますが、いざ起業となると、どこに相談して、どのような手続を行えばいいかなど、必要な情報を届けることができていないことが課題であると認識しております。そこで、起業しやすい環境を整備して、起業への関心をより高めていただくことで、起業される方を増やしていけるよう努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。起業・経営相談、それから起業応援セミナーなど、本市の起業家支援に対する取組が理解できました。気軽に相談したり、実際に起業した方のお話を聞けるというのは大変有意義だと思います。また、起業資金の確保というのは悩ましい問題かと思えます。信用保証制度を活用した融資制度というものは、大変心強いと思えます。私も本質問に先立ち融資のしおり、これを拝見しました。たくさんの融資制度、種類がございます。ニーズに合わせているものだと思います。また、利率も低く抑えられているという印象であります。この点を申しますと、本市の融資制度について、さらなるPRができればいいのではないかと考えております。

そこで、再質問をいたしますと、答弁中に出てきました女性向けのI c h i k a w a ワタシの夢起業塾、こちらにつきまして開催に至った経緯を伺いたしたいと思います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 国は女性の力を我が国最大の潜在力と捉え、その力の発揮を持続的な経済成長のためにも不可欠なものとして、全ての女性が輝く社会づくりを最重要課題の一つとしました。本市でも、平成26年度の施政方針におきまして、女性が働きやすい環境を整えるとともに、女性の様々な知識や能力を地域や社会において発揮できるよう支援していくとしたことから、起業・創業分野での女性への支援が多く検討され、I c h i k a w a ワタシの夢起業塾や女性起業相談、I c h i k a w a 女性のための起業セミナーなどといった事業が開始されました。女性起業相談やI c h i k a w a 女性のための起業セミナーなどは、女性に限定せず既存の事業へ統合することで、性別を問わない支援として継続する形を取っておりますが、町が発展し続けるためには、女性のさらなる活躍が欠かせないことから、I c h i k a w a ワタシの夢起業塾は現在も実施をしているものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。国からの要請といたしますか、それから、本市における施政方針というものもございますので、このような起業塾の開催に至ったものと理解いたしました。女性は出産を経験される場合、またその後、育児も担う場合がございます。そういった視点、経験も生かして、こういった女性のための

起業塾というものが開催され、後には男女問わない支援を継続する形式を取っているということでありますけれども、さらに発展的に、この起業塾を後々に引き継いでいただけたらいいと思います。

続いて、(2)に移ります。施策実施に当たっての透明性確保についてであります。

このような質問項目を設定した背景として、令和元年、本市において、村越前市長の下、いちかわ未来創造会議というものがあり、その中での社会実証実験認定者として、コオロギの粉末の経口摂取による腸内環境改善効果の実証というものがございました。腸内環境改善効果の実証ですね。このプロジェクトには、賞賜金50万円が税金で支給されておりまして、当該問題については、越川雅史議員、やなぎ美智子議員などが取り上げられていました。結局このプロジェクトは、期間内でコオロギの経口摂取には至らず、令和3年3月31日で終了となったと報告されております。村越前市長落選と同時に、このいちかわ未来創造会議自体も令和4年4月21日をもって解散をしております。一体何だったんでしょうかということになります。

昆虫食には賛否両論があり、コオロギを食べる食べないというのは個人の判断であります。そのコオロギ粉末を市川市として食べるとよいと、また、すばらしい事業としてお墨つきを与え、公金を支出してしまったということもございました。コオロギといいますと、今日は昆虫図鑑でも持ってこようかと思ったぐらいでありますけれども、本筋から外れますから、それはなしにいたしましても、この事例というのは、起業家支援策とは次元は異なりますけれども、市民の皆さんから理解が得られない妥当性を欠いた企業向けの支出でございます。このように、過去に不透明な事業提案に対して、賞賜金と称して報奨金が支払われているものと認識しています。

現在、市が行っているこの創業支援や融資制度の審査基準というものはどうなっているのか、そして、妥当性や透明性が担保されているのかということをお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

本市では、産業競争力強化法に基づき地域での創業を促進させるため、関係機関と連携を図り、市内創業支援の強化として認定創業支援等事業計画を策定し、特定創業支援等事業などを実施しております。特定創業支援等事業は、起業・経営相談窓口やI c h i k a w a ワタシの夢起業塾など、国の認定を受けた起業、経営に関する講座などを受講し、経営、財務、人材育成及び販路開拓の4つの分野の知識を習得したと認められる者に対して、市から証明書を交付するものです。この証明書により、市内で会社を設立する際の登記に係る登録免許税が軽減されるなどの特例を受けることができます。また、市川市中小企業融資制度におきましては、資金種別ごとに融資対象者及び要件を設定し、利用を希望する方には、市内の取扱い金融機関に相談の上、市に対して融資の申込みを行います。

なお、融資を受ける要件といたしまして、保証協会の保証を受けることがあり、融資や事業計画の妥当性につきましては、千葉県信用保証協会における決定を基に市が融資の可否を決定しております。このように、本市では、先ほどお答えいたしました特定創業支援等事業を含め、新たに開業する事業者等に向けた支援を行っておりますが、支援に当たっては、国の認定を受けることや関係機関との連携によって審査等を受けるなどして、妥当性や透明性の確保に努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。融資を受ける要件、保証協会の決定を受けるということが条件であることを理解いたしました。第三者のチェックを受けるというのは、これはある種当然かと存じます。市川市の信用問題にも関わってきますので、しっかり透明性を確保するべきではないかと考えます。特定の企業への利益誘導や妥当性を欠いた恣意的な運用にならないようにしていただければいいと思います。

続いて、(3)支援策としてオフィスの賃貸料の補助を行う考えについてでありますけれども、特にこれから起業をしようと思っていられる方々は、初期投資費用ですとか、その後かかってくるかもしれないオフィスやテナントの賃料など、固定費の支払いに頭を悩ませている方もいるかもしれません。

そこで質問でございますが、オフィス賃貸料補助についてお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

オフィスの賃貸料の補助につきまして、本市では、起業家が安価に事務所スペースを借りることができるインキュベーションルームやレンタルオフィス等が民間事業者により設置されてきていること、そして、開業支援の調達には、市川市中小企業融資制度のベンチャービジネス等支援資金事業などで利子補給を行い、広く市内事業者の支援を行っていること、また、起業・経営相談窓口では、日本政策金融公庫の融資なども進め、金融機関と連携して支援を行っていることなどから、現在オフィスの賃貸料の補助は行っていません。本市の起業・経営相談窓口でも、融資、資金調達が一番多い状況となっており、起業時の資金繰りが重要であることは認識しております。起業しやすい環境の推進に向け、既存の融資制度や補助制度のほか、人脈の形成、情報交換の機会を提供するなど効果的な支援について引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。融資、資金調達についてが一番多い相談だといたしましても、事業開始後コンスタントにかかってくるこういったテナントの賃料でありますとか、そういったものをずっと負担すれば、企業の自立性というところにも関わってまいりますので難しいかなど。また、御答弁にもございましたように起業家の方が安価に事務スペースを借りることができる、そういったインキュベーションルームですとか、レンタルオフィスですとか、こういったものがあるということで安心いたしました。とはいっても、起業しやすい環境整備というところにはぜひ御配慮いただければと思います。市川市の起業家支援策につきまして、このたびは融資制度などを中心に伺いました。これを武器に戦略的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、(4)今後の取組について伺いたいと思います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行となり4か月経過いたしました。本市を取り巻く経済状況は目まぐるしく変化しております。今後も、国や県の動向を注視しながら、市内で開業しようとする事業者が安心して使いやすい支援制度となるよう、今後も調査研究をしてまいります。あわせて、本市では地域での創業を促進させるため、市川商工会議所や日本政策金融公庫など各支援機関と連携し、市内の創業支援に取り組んでおりますことから、引き続き資金と経営の両面で起業家を支える継続的な支援を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。御答弁の中に、資金と経営の両面で起業家支援策の利用者を支えるということございました。経営という言葉でありますけれども、その後、企業さんが規模の拡大、あるいは企業の成長のためにも設備投資というものをお願いいたしまして、生産規模の拡大などを図っていただく、その際のサポートが望ましいと思います。

そこで、再質問であります。この設備投資に対する経済支援についてお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 本市では、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画を策定しております。先端設備等導入計画は、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画であり、この計画を中小企業者が本市へ提出し、年平均の投資利益率が5%以上になると見込まれる場合には、それをもって、固定資産税償却資産が取得後3年間、2分の1に軽減となります。なお、従業員に対する賃上げ方針の表明が計画内に記載されている場合には、最長5年間、3分の1に軽減する特例措置を講じ、設備取得に関する負担軽減を図るなど、税制措置等の支援措置を行っております。そのほか、国、県の補助支援制度につきましても情報提供を行い、事業者支援に努めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。固定資産税軽減も企業の経営を助けるものとして有益かと存じます。同時に従業員の賃上げ、これを行おうとすれば、さらに減税幅を拡大すると。企業にとっても利益が出れば、さらに自治体にとってもありがたいと思います。またこれに加えまして、さらに従業員の働き方改革で労働時間の短縮や有給の取得促進で、さらに減税幅というものを拡大するですとか、いろいろ施策は今後も展開し得るものかと思えます。企業の経営者の方からすると、理想的な経営環境というものがだんだんと整ってくるのかなという印象でございます。

さて、この起業家支援につきまして他市に目を向けますと、スタートアップ都市推進協議会というものが結成されておりまして、福岡市、つくば市、千葉県では千葉市が参加をしております。その協議会設立の趣旨についてこの場で御紹介しますと、起業や新たな事業などのスタートアップは、経済成長を実現し、大きな雇用創出効果をもたらすとともに、暮らしの中に新たな価値を創造するものであり、日本の再興には不可欠なものです。日本再興への期待が高まりつつある今、スタートアップ都市づくりに先進的に取り組む自治体が地域の個性を生かしたロールモデルとなり、経済関係団体とも連携し、日本全体をチャレンジが評価される国に変えていくことを目指して協議会を設立しましたとございます。本市においても、この起業家支援につきましては、ぜひ市長のリーダーシップもお願いをいたしまして、大項目1つ目を終わりたいと思います。

続いて、大項目の2つ目に移ります。教育委員会の人員配置についてでございます。

学校教育を取り巻く環境は日々変化しており、教員の皆さんに求められるスキルも多いことと思えます。言うまでもなく、学校の先生は、ただ授業で教えていけばいいという問題ではなく、授業準備、それには教材の研究も含まれると思えます。そのほか生徒のケア、生徒指導、保護者対応、それから校内の役割分担であります校務分掌というものもあろうかと思えますが、例えば生徒指導担当の先生とかいらっしやると思えます。ほかにも研修が多いとも聞いておりまして、学校内外での業務は多岐に及びます。学校の先生方に求められるスキル等が多いのが実情であります。志高くして教職に就かれましても、時間に追われる現実に直面するかと思えます。そこで教員の皆さんも自身の方向性を見失う可能性もあるかもしれません。長い教員人生を有意義なものとするためにも、キャリアプランの形成は重要でございます。

それぞれ教育委員会でも策定されていると思えますが、キャリア形成の一環で、学校現場にいらした教員の方が教育委員会といった行政側に異動される場合がございます。業務内容も異なり、適応するまでには大変ではないかと推察いたします。もちろん、必要に応じての人事異動であります。これは民間企業でも当然のことながら人事異動がございます。ただ、現場の教員から例えば指導主事に異動されることがあれば、行政経験がない中で不安は大きいかと思います。

そこで、本市の状況についてでございますが、(1)教員のキャリアアップの観点から、人事異動に際して、どのようなことに配慮しているのか伺いたいと思えます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会事務局に指導主事や事務職員等を置くものとされ、特に指導主事は、公立学校の教員をもって充てることができるとされています。本市におきましては、教育委員会事務局職員の3分の1程度に学校現場の教職員を配置しております。学校現場から市教委への人事異動につきましては、教育委員会内の組織の活性化を図るとともに、教職員一人一人が行政に関する業務の遂行を通じて指導力、調整力、対応力等を身につけられるような人材配置に努めております。行政へ異動する際の配慮ですが、教職員の特徴、専門性から教育行政で勤務することが適しているかを見極めながら任用しております。

任用及び配属先につきましては、各部署における職務上の特性等を鑑み、任用する教職員が職務に適應できるかを見極めるとともに、職員個々の特性及び能力を生かすことができるのかを考慮しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。行政への異動について、各部署の職務上の特性、あとは先生方の適性など考慮されるものと思います。異動される際の不安を軽減していただければと思います。また、教育委員会の職員の方、およそ3分の1が現場からの配置という具体的な比率についても知ることができました。

2019年に東海学園大学副学長で名古屋市教育委員会委員もお務めになっている西淵茂男先生が、愛知教育大学教職キャリアセンター紀要に書かれた「教員のキャリア形成に関する一考察」という論文で、各都道府県における教育委員会のキャリア形成について書かれておりますが、例えば同僚、家庭、地域とつながる力、コミュニケーション力などを挙げている自治体、マネジメント力を挙げている自治体などがございました。各教委がこういったことをまとめる背景には、平成28年に教育公務員特例法が一部改正されたという背景もございます。また、鳥取県教育委員会が策定した教員のキャリアデザインの手引きというのは、これは分かりやすいものでございまして、御紹介しますと、教員の皆さんの育成・向上期では、学級経営、教科指導の力をつける、また、同僚とのコミュニケーションや丁寧な保護者対応など、学校の組織的な取組に貢献をするということです。そして、やがて勤務歴が長くなりますと充実期と位置づけられておまして、学校の運営への参画、マネジメント力の向上、教育実践における指導力、専門性というものがうたわれております。

組織の一員から、今度は組織の中核としての自覚を持つようにというふうにも書かれておまして、後輩の育成も含め、教員の皆さんも勤務歴が長くなればなるほどリーダーシップが求められていくものだと思います。教員のキャリア形成につきましては、画一的な押しつけというのは慎むべきでありまして、多様な価値観があるということは重々承知でございます。ただ、私自身は、学校の先生方には、行く行くは校長先生など管理職を念頭に置いてほしいという思いはございます。

ただ、管理職を敬遠するという向きもございます。その背景には、管理職になりますと業務が多忙化、さらに責任を押しつけるんじゃないか、こういった教員の皆さんの声を聞いたことがあります。現場の先生方はもちろん、管理職の先生方の労働環境の改善も必要でありまして、これは学校内部だけで解決することが難しいと思われるので、対外的な学校行事の運営にどんどん地域住民の方なんか巻き込んでいきまして、少しでもこの業務量を軽減し、管理職を目指す現場の教員の方が増えることを切望いたしまして、(1)を終わります。

続いて、(2)でございます。教育行政に特化した専任の職員を配置する考えであります。

先述いたしましたとおり、教育現場から教育委員会に配属をされ、また異動して教育現場に戻ってこられるとすると、行政経験のある人材が教育委員会内に定着しなくなってしまうのではないかと危惧しております。各学校現場から教育委員会に対して、例えば学校内のいじめや保護者対応上の問題につきまして、または学校運営

上の相談などが多数寄せられるかと思いますが、教育行政に精通した職員が対応するということが望ましいと思います。

そうでない場合、教育委員会の職員の方が、ほかの部局と調整、協力する際、円滑に事が運ばれないのではないかと指摘もごございます。そこで、1つ提案ですけれども、教育行政に特化した専任職員を、これは市長部局から異動していただくなどして配置する考えについてはいかがでしょうか。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

特に行政経験のない職員を配置する場合は、教職員の専門性や、これまでの経験から可能な限り配属先を考慮するとともに、前任者との引き継ぎ、各部署内での研修を徹底し、業務内容の理解や必要な知識を習得できるようにしております。教育行政の組織強化のためには、学校現場に詳しい教職員と市の行政に詳しい市の職員との連携が重要と考えております。どうしても行政職員としての経験が浅くなりがちな教職員に関しましては、教育委員会各課で連携を取り、行政経験の浅い職員の勤務状況をしっかりと把握し、職員の能力に応じて育成する体制を整えておりますので、配置当初から、学校現場の教職員を専任という形で長期間配置することは考えておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。教育行政に異動されても、その業務に対してのサポートがあれば職員の方も安心されると思います。様々な業務を経験することによって得られる知識、経験もあるでしょうから、教育行政に配置する当初から学校現場の教員の方を専任で固定するということはないということですね。教育行政の経験を学校現場でも必要とされているわけですから、逆に教員のキャリアアップにはつながらない可能性すらあると思います。ただ、市長部局からの異動については検討の余地があるのではないかと思います。

念のため再質問いたしますけれども、教育行政専任の職員を配置すること自体は、これは特に法的な縛りですかそういったものはないものと考えますけれども、いかがでしょうか。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

教育委員会事務局の人員配置につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会の事務局には、指導主事や技術職員など、専門的な職員を配置し、円滑な業務の遂行に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。今御答弁の中にございました地教行法は、教育委員会の設置や組織について規定したものと承知しています。その内部組織についても規則があると承知しています。仮にこの教育行政に特化した専任職員を配置するにしても、法律上の縛りは特段ないということで理解いたしました。いづれにいたしましても、教育行政は学校現場から頼りにされていると思います。教員の皆さんだけではなく、私のような民間企業にこれまで在籍してきた者でありますけれども、こういう教育の外側にいる者としても、やはり教育委員会というのはまさに教育のプロ集団と認識を持っております。教育行政に特化した専任職員の配置はぜひ考えていただきまして、差し当たっては、教育行政の経験をきちんと生かせる体制を整えていただきたいと思います。そのことを要望いたしまして、大項目の2つ目については終わります。

続いて大項目の3つ目、防災対策についてでございます。

(1)本市の防災対策の全体像及びハザードマップの作成状況についてであります。1923年、大正12年9月1

日の午前11時58分に発生しました関東大震災から、今年は100年の節目の年となります。都市を襲った大震災によって、死者、行方不明者が10万人を超える未曾有の大災害となりました。首都圏などが現在の震度7や6強に相当する激しい揺れに襲われ、住宅の倒壊、火災、土砂災害が相次いで、沿岸部には津波も押し寄せました。これは本県も含めて、千葉県も含めてでありますけれども、東京、神奈川を中心としまして11万棟の住宅が全壊、火災による焼失建物は21万2,000棟を上回りました。

明治以降の日本では最大の災害となったと言えます。多くの死者が出た背景として、住宅密集地で火災が発生し、避難経路や避難場所が整備されていなかったとの可能性も指摘できます。まさに関東大震災、日本の防災対策の礎と言えますし、今後起こり得る首都直下型地震の被害、その対策を考える上でも重要でありまして、議会で取り上げるということも大変有意義かと思えます。そこで、まずは本市の防災対策の全体像について伺います。

市は地震や水害など、様々な災害に備え、様々な対策を講じているとは思いますが、市が想定している災害というものはどのようなもので、そして、その対応のために重点的に行う準備というものは何でしょうか。また、このハザードマップにつきましても、これは自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものでありますけれども、本市におけるマップ類の作成経緯、掲載情報、更新状況また入手方法についても伺いたしたいと思います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

災害に関する総合的な計画である市川市地域防災計画では、災害への様々な対策を定めております。中でも、発生した際に面的に大規模な被害が見込まれる地震や水害については、それぞれ被害想定を実施し、その災害に対する対策を決めております。

想定する被害としては、地震では東京湾北部地域を震源域とするマグニチュード7.3の地震が発生した場合の液状化や建物被害をはじめ、人的被害、火災による被害、ライフライン被害について想定しております。また、水害では、国土交通省が公表している江戸川の堤防決壊による浸水や、千葉県が公表している真間川の越水や溢水による床下や床上浸水の建物数や被災者数などを想定しております。これらの被害想定を基に、その災害に対する対策を決めており、それぞれ事前の備えを定める予防計画、発災時における活動体制や対応行動などを定める応急対策計画、被災からの円滑な復興を定める復興計画として整理しております。

中でも事前の備えを定める予防計画では、災害に強いまちづくり、市民、事業者、行政の協力体制の確立、災害に強い市民の育成などを基本的な目標としております。中でも、災害に強い市民の育成の実現に向けては、災害に対する正しい知識を身につけていただくため、地震と水害について、減災マップと水害ハザードマップを作成し、周知啓発を図っております。減災マップは、本市の地震被害想定を基に、震度分布図、地盤の液状化や建物被害の想定図などを掲載しております。水害ハザードマップは、水防法で作成が規定されており、河川の氾濫や内水氾濫などが発生した場合の浸水想定区域などを掲載しております。

いずれのマップにも、避難場所や避難所、備蓄品リストや緊急情報の入手手段なども併せて掲載しており、避難所の追加や新たな情報発信手段などの変更点を毎年更新しております。これらのマップについては、各公民館や第1庁舎、行徳支所などで配布するとともに、本市に転入された方については、手続の際に他の防災情報と併せて御案内をしております。また、市の公式ウェブサイトでも、最新のマップを確認できるようにしており、広報紙や啓発用のチラシなどに二次元コードを掲載し、周知に努めているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。市川市地域防災計画を実際に見ますと、冒頭挙げました関東大震災、これは特に火災の被害が大きかったと申しますけれども、この本計画を見ますと、水害に対する備えも手厚いものと認識しております。四方を河川と海に囲まれております行徳に住む者としては大変心強いというものでございます。

さて、御答弁の中に出てまいりました言葉について再質問いたします。予防計画では、市民、事業者、行政の協力体制の確立や、災害に強い市民の育成などを基本的な目標としているようでございますが、この民間事業者との連携、市民育成の具体的な取組を伺いたいと思います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

民間事業者との主な連携としては、災害時支援協定があり、本市はこれまで205の事業者や団体との協定を締結しております。例えば、食料品や飲料水の提供を受ける物資供給に関するもの、支援物資の搬送に関するもの、建築業者や土木業者を中心とした災害復旧に関するものなど、その内容は多岐にわたります。災害に強い市民の育成のための具体的な取組としては、地域での防災訓練の実施をはじめ、自治町会を中心とした自主防災組織に対する防災資機材の購入費用の補助制度などがございます。ほかにも、防災・減災知識を分かりやすく啓発するために、講演会や講習会を開催しており、今月は自治会連合協議会と共催で、災害時のトイレ対策について学ぶ防災講演会を開催しました。さらに、11月には、千葉商科大学との包括協定に基づき、災害時に自分の身を守る災害危機管理講座の開催を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。自治会を中心とした自主防災組織による活動は重要でございます。日頃挨拶を交わすような、顔が見えるという間柄で防災意識の向上を図ることが必要なんだろうと思います。避難場所の確認、それから防災資機材がどこに保管されているのかなど、日頃の備えが重要だと思います。今後も行政と市民、民間事業者との緊密な連携で地域の防災力強化に努めていただけたらと思います。

続いて、(2)に移ります。公園の防災機能強化でございます。

冒頭挙げましたけれども、関東大震災の教訓から避難場所が確保されるようになりました。都内においては隅田公園など、こういった災害時の避難、防火の役割を担う公園も整備されております。本市でも大洲防災公園、広尾防災公園が整備され、そのほか、小中学校もそうですね。公園も避難場所に指定されております。

そこで、公園の防災力について伺います。先に挙げました関東大震災でありますけれども、火災に対する備えというのが必要でございます。また、この関東大震災においては、東京においては、地震発生後、3日間も延焼して、町が焼け野原になってしまったということでございます。関東大震災当時と今では基準が異なりますけれども、また防火設備等もできておりますけれども、ここで一つ、公園を災害復興の拠点と位置づけるべく、幾つか活用方法について御提案をいたしたいと思います。

1つ目、項目、アでございます。公園敷地、下に地下水脈がある場合、それをくみ上げて消防水利として活用するという考えはいかがでしょうか。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

現在、消防水利として活用できる貯水槽は市内に1,774か所あり、うち公園内には166か所設置されており、十分な貯水量が確保されていると考えております。現在のところ、地下水を活用した消防水利の設置については検討しておりませんが、既存のものが使用できない場合に備え、有効性などについて研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。

次に、イ、避難者を想定した地面の緑地化について。地表丸出しの公園も多いかと思いますが、座りやすいよう芝生で緑化する考えについて伺いたいと思います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

本市では19か所の公園を避難場所として指定しており、そのうち、大洲防災公園と広尾防災公園は、通常の公園機能に併せて、地域の防災機能向上を目的に整備しております。現在のところ、災害時の対応としての芝生などによる緑化は進めておりませんが、今後避難してきた方に必要な設備などについては、他市の状況を調査研究し、関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 現在はなかなか考えられないですけども、今後協議をしていただければと思います。

続いて、ウでございます。貯水槽の耐震性についてでございます。

先ほど、アの項目で貯水槽の話も出てまいりましたが、避難場所における貯水設備というのは重要でありまして、大洲防災公園や、それから広尾防災公園に耐震性貯水槽が設置されていると伺いましたけれども、その機能についてお伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

大洲と広尾の防災公園に設置している耐震性貯水槽は、水道管の一部を太くした形状で、ふだんは水道管として利用しているため、常にきれいな水が流れております。震災等で水道管が破損した場合には、緊急遮断弁が作動して貯水槽内の水を飲料水として確保できる構造となっております。貯水量は、大洲防災公園が100m³、広尾防災公園が120m³となっており、水の必要量の目安である1人1日3ℓで換算すると、両方で約7万3,000人の1日分を確保していることとなります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。私が危惧していますのは、震災で断水してしまう場合でございます。緊急遮断弁が作動して、飲料水として御利用いただけるというのは安心でございますね。前述した耐震性貯水槽の性能は理解いたしました。重要な設備だと考えますけれども、再質問として、この貯水槽の材質、耐用年数、それから点検の頻度についてお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

耐震性貯水槽は、普通の鉄の数倍の強度があり、自動車部品などにも多く使用されている、ダクタイル鉄を原材料としております。これは、力を加えたときに亀裂などが生じにくい性質があり、法定耐用年数は40年となっております。また、耐震性貯水槽の保守点検については、千葉県水道局との協定により実施しており、その頻度と内容は、年2回実施する目視による点検のほか、3年ごとの緊急遮断弁の保守点検、6年ごとの水槽内の保守点検となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。ダクタイル鋳鉄、名前は聞いたことがございます。強度や延性を改良した鋳鉄であるとの認識でございます。法令に基づいて適宜点検をお願いいたしまして、いざというときに、避難された住民の皆さんに安心な水を提供できるよう要望いたします。

最後、エです。災害時に使用可能なトイレの設置についてでございます。

災害時には停電、断水が発生し得ることから、水洗トイレが使えない事態を想定しなくてはなりません。言うまでもありませんが、私たちはトイレなしには生きていけないわけであります。しかも、既存のトイレだけではなく、災害時に多くの方が公園に避難してくることを想定し、トイレの増設が望まれますけれども、非常用トイレを設置することについて、市の考えをお伺いします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

災害時に、水道、下水道、電気など、ライフラインに被害が発生した場合には、水洗トイレが使えなくなることが想定されます。本市では、このような場合に備え、くみ取り式の組立てトイレや下水道管に直結して使用するマンホールトイレを整備するとともに、袋と凝固剤がセットになった携帯トイレなどを併せて備蓄しております。このほか、不足する分については、民間事業者と災害時支援協定を締結し、仮設トイレの提供を受ける体制となっております。しかしながら、大規模地震などでは、本市だけではなく、近隣市や事業所自体にも被害の発生が想定されることから、仮設トイレの供給が間に合わず、不足が生じる可能性もあります。阪神・淡路大震災や東日本大震災などでも明らかなように、トイレの不足は、健康面や衛生面で問題があり、災害時に使えるトイレを増やすことは大事なことと考えております。インフラが復旧するまでの間、公園のトイレは在宅での避難生活を送る方にとっても大切なものとなりますので、災害時も使える公園のトイレについて、今後関係部署と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 加藤圭一議員。

○加藤圭一議員 ありがとうございます。御答弁のとおり、民間事業者と災害時支援協定を締結しているとしても、仮設トイレの供給が間に合わないということも想定しなくてはなりません。また、ただトイレを設置すればよいという問題ではなく、衛生面や快適性も重要かと思えます。公園トイレの美化に取り組んでいらっしゃる堀内議員の思い、これは私も共感いたします。非常用トイレにおきましても、男女を分ける、それから車椅子用トイレを設置するとか、配慮をお願いしたいと思えます。

また、非常用トイレというその名称のとおり、ふだんは使われないものでございます。災害時に使い方が分からないという事態は避けなくてはなりません。マンホールトイレが出てまいりましたけれども、国土交通省水管理・国土保全局下水道部がマンホールトイレの整備・運用チェックリストを作成しており、配置や空間、設備、運用についてチェック項目を設けております。ぜひこういったものもしっかり活用していただければと思います。

それに加えまして、御自宅のトイレが使用可能か否かというのも、ぜひこれも住民の皆さんに広報、周知していただけたらと思います。下水道が機能していないのに各戸でトイレが使われたら大変なことになります。自宅トイレが使用できない場合には、その旨を周知していただきまして、きちんと避難施設、今回は公園を主に取り上げましたけれども、公園に限らず避難施設全体に言えることであります。避難施設のトイレを利用いただくように案内が必要だろうと思えます。

防災対策、今回は公園という場所、それから消防水利の確保ですとか、貯水槽の耐震性、そして最後、非常用

トイレについて取り上げましたけれども、防災対策全体で見れば、今回取り上げたテーマはごく僅かだと思いません。今後も想定される災害をしっかりと把握し、その対処方法、それから備蓄品、また非常用に転用する物品などにつきましても、ぜひ別の項目、角度からも議論して、理事者の皆さんと一緒に議論し、そして、市民の皆さんに安心していただけるように、ぜひこの防災対策しっかりと取り組んでまいりましょう。

最後に、この非常用トイレに限らず、災害時には市の職員の皆さんにはフル稼働していただき、復興に当たられるかと思えます。このたび議会での質問という性質上、どうしてもお願いすることばかりになってしまいましたけれども、災害復興の際は、議員こそ率先して動かなくてはいけないと思っております。ぜひ仕事を振っていただければと思います。それでは、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 沢田あきひと議員。

○沢田あきひと議員 市川維新の会、沢田あきひとでございます。本日、初回から一問一答で、通告どおり質問させていただきます。

まず初めに、大項目、江戸川放水路について質問させていただきます。

初めに、河口の安全についてお聞きいたします。江戸川の放水路、下流河口から海にかけて、船着場が存在する場所に多くの方が川に入り込んで危険な状態となっております。この場所は航路となっているために、船が出た際に人に当たって事故が起こる可能性もあり、人命に関わる状況です。パトロールのほかに警告立て看板を増やすこと、監視カメラの設置、さらに危ないので柵を作るなどの対策などが本市として必要と思われれます。

そして、魚介類の採取に関してですが、大半は自分が消費する適量捕獲を行っている一方、中には販売目的でないかと思われる事例も少なくないようです。これら過剰漁業や破壊的な漁業慣行を危険を冒しつつ行っていると疑義が生じており、市川における貴重な漁業資源が脅かされているのです。そもそも河口に漁業権はないものの、法的整備がなされなくても、社会通念上、乱獲は許されるべき行為ではないでしょう。さらに、問題は乱獲にとどまりません。その場で貝を剥いて殻を大量に捨てていくなど、汚いごみが放置される問題も生じております。

本市では、貝殻等の条例を4月から開始し、本年10月から過料を科す予定となっておりますが、これは重要な施策と考えております。世界的に見てもずさんな海洋管理、魚、貝、魚介類など、乱獲によって漁業部門の経済的利益の損失は年間約5兆5,000億円にも上るそうですが、本市でも確固たる統計はないながら、少なからず損失が発生しているものと推定されます。一方、川の地形を知らない方が勝手に川に入り込むことで事故の危険性も増大しており、これについても考えなければなりません。

ここでお聞きします。江戸川河口における、(1)現状の安全性と課題、今後の対応について御答弁を求めます。

○稲葉健二議長 小塚街づくり部長。

○小塚真康街づくり部長 お答えいたします。

江戸川放水路は、行徳可動堰から首都高速湾岸線までの河川区域で、季節に応じてハゼ釣りや潮干狩り、河川敷でのバーベキューなど、多くの市民が水辺に親しむことのできる貴重な空間であります。この放水路のよりよい水辺環境の形成と河川利用の秩序の保持を目的として、平成10年に河川区域を管理する国土交通省が主催し、千葉県、市川市、漁業協同組合、地元自治会、自然保護団体等で構成される江戸川放水路面等利用者協議会を設立しております。

この協議会において、平成17年に放水路における水面利用と河川敷利用のルールも策定しております。水面利用のルールは、漁船などの船舶は速力を減じて航行すること、河川中央部の事前に決められた通行路を通航する

こと、河川敷利用のルールは、ごみや貝殻は必ず持ち帰ること、他の利用者や近隣住民の迷惑になるような騒音を出さないことなどです。なお、これらの内容は、現地に看板を設置し、河川利用者などに周知を図っております。

しかしながら、近年、一部の利用者によるカキ殻等の投棄が多く見受けられるようになり、投棄されたカキ殻で他の利用者がけがをするなど、利用者の安全確保が課題でありました。

そこで、本市では、このカキ殻等の投棄を禁止する条例を本年4月1日から施行し、現在、この条例の周知と併せて、注意喚起のパトロールを行っております。河川は原則、誰もが自由に利用できる場所であることを踏まえ、今後どのような対応ができるかなど、協議会で相談していきたいと考えております。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 沢田議員。

**○沢田あきひと議員** ということですが、人命にも関わるので、早急な御対応をお願いいたします。採取についても、御家庭で食べる分はよいにしても、漁業者でない一般の人が大量に貝を販売目的で捕獲するなどの行為は、漁業関係者の生活を脅かすことにつながるでしょう。大量の貝を元締めらしき人物が回収に来る姿を多くの市民が目撃している状況です。

そこで、漁業の権利を守るために、行き過ぎた捕獲に対し、漁業従事者の権利を守る制定を目指し、県へ働きかけ、協議を行う必要があると思われまふ。本市は、江戸川河口における漁業関係者の権利をどう考えているのか疑義が生じるところでございます。お聞きします。

(2)漁業権を設定するよう県へ要望する考えがあるかどうかお答えください。

**○稲葉健二議長** 秋本行徳支所長。

**○秋本賢一行徳支所長** お答えいたします。

漁業権とは、主に漁業協同組合などが都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利のことです。現在、市川漁業協同組合が取得している漁業権は、ノリ養殖における区画漁業権と魚介類を採取する共同漁業権で、合わせて約500haが設定されております。江戸川放水路への漁業権の設定につきましては、令和3年度に千葉県が市川市漁業協同組合に対して、漁業権の見直し等に関するヒアリングを実施しており、その際に、漁業協同組合が江戸川放水路に新たな漁業権の設置を要望したところ、県からは、この場所はハゼ釣りなどレジャーとしての利用が定着しており、漁業権を設定した場合、釣りを楽しむ市民を排除してしまうことになり、公共的な観点から望ましくないとの回答があったところであります。

本市といたしましても、江戸川放水路は以前から多くの市民が水辺のレジャーを楽しむ貴重な空間であると認識をしております。加えて、漁業権の設定につきましては、漁業協同組合が県知事に申請するものでもあります。このようなことから、本市が漁業権の設定を県に要望することは考えていないところであります。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 沢田議員。

**○沢田あきひと議員** 生活している者にとって生活が脅かされることは、本市市民である関係者にとっても行き場のない思いがあると思われまふ。ぜひ、県と交渉を持っていただきたいと考える次第ですし、要望いたします。

次に、大項目、市内漁業について質問させていただきます。

市川には海があるのかと尋ねられることがしばしばあります。市川に海があることを知らない人が少なくありません。千葉県には浦安市、市川市、船橋市、習志野市にわたる三番瀬という干潟があり、アサリなど海洋資源に恵まれています。その市川の海には市川漁港があり、面積は沖合約200m、横約1,000m、総面積約20万㎡に及

び市川市漁業組合が横約950m、沖合3kmにわたって共同漁業権を有し、底引き、刺し網、さよりなどの手法を用いて漁業を行っています。江戸川の河口や沿岸部には係留場も存在します。市川漁業組合の有する総漁船数は約259隻、主な船は10tクラスの底引き船約27隻、2tクラスの網まき船約50隻、ノリ関係漁船大小合わせて30隻、刺し網漁船約20隻も含まれ、クロダイ、メバル、スズキ、ヒラメ、タチウオ、カレイ、ノリ、アサリ、ホンビノス貝、カキなど多くの海産物を捕獲している現状があります。

ここでお聞きします。(1)漁業従事者の数及び漁獲量の推移については、先順位者の質問で理解いたしましたが、人材の育成の支援についてどのようになっているのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

人材育成支援につきましては、市川市漁業協同組合において、新たに漁業を始めたいという方のうち、漁業が未経験または経験の浅い方に対して、組合内のベテラン漁業者が漁を行う船に同乗させて、網の使い方や漁場の船の操縦など、実際の漁を通じて技術的な指導をしております。その後、漁業協同組合へ加入を希望する方は、組合員資格審査委員会により審査を経た後に組合員となり、漁業者として事業を営むこととなります。加入後しばらくの間は、漁を行う際にベテランの漁業者が加入者の船に寄り添って漁場へ行き、漁のルールなどについて指導をしております。また、1人で漁に出るようになった後も、気づいた点があれば、その都度アドバイスをしているとのことであります。漁業協同組合では、漁業に関心のある方が技術を習得し、漁業者として活躍できるよう、後進の育成に積極的に取り組んでいると伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 御回答により、市川では漁業が重要であることを皆様は再認識されたと思います。しかし近年では、市川の漁業に影響を与える事象が次々と発生しております。まず、数年に一度、江戸川の河口にある水門を開放した際や、旧江戸川などから一部の生活ごみなどが海に流出しております。この生活ごみが網に入ることがあるようです。次に、我々の使う洗剤、農薬、肥料が海に流出することで海が富栄養化し、植物プランクトンの増殖により赤潮が頻繁に発生します。さらに続けてプランクトンの死骸が海に沈み、バクテリアが有機物を分解するために大量の酸素を消費するため酸素不足になった海水、つまり、青潮が発生します。この赤潮や青潮で魚や貝が大量死しているのが現状です。

今年クラゲの大量発生の問題もありました。クラゲの発生理由は、人間活動の活発化に基づく海域の温暖化、富栄養化、魚類の乱獲などの複合要因が起因しているものと思われまます。これらの被害に加え、燃料費の高騰に見舞われ、漁業関係者の方々の生活を取り巻く環境は大変厳しくなっております。

そこで、市川漁業をより盛り上げるために、本市の漁業、(2)補助制度についてお聞きします。

まず、ア、水産業振興補助制度の現状についてどうか、お答えください。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

本市の補助制度は、市川市水産業振興対策事業補助金交付要綱に基づき、本市の水産物の普及及び水産業の振興を図る市内水産業団体の活動に対して補助金を交付しております。令和4年度につきましては、市川市漁業協同組合が実施した4点の事業に対して、補助金として1,500万円を交付しております。対象となった事業の内容を申し上げますと、1点目として、漁業資源となる稚魚、稚貝を放流する事業、2点目として、船舶に対してノリ養殖海域を知らせるための灯浮標設置事業、3点目として、クロダイによるノリの食害を防止するためのノリ養殖用防除ネット設置事業、4点目として、漁船から漁港に水揚げするためのベルトコンベア設置事業でありま

す。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 ということですが、他市では漁業関係の多彩な制度があるようですが、近隣の船橋市でもノリの養殖や魚介類の採取など漁業活動が行われており、船橋市漁業組合でも様々な補助制度があると聞いています。市川市の補助制度と比較して違いがあるのか、違いがあるとしたらそれはどのような違いで、本市はどのように考えているのか、イ、他市の事例について本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

本市と船橋市の主な補助対象事業を比較したところ、両市ともほぼ同様の内容となっております。その中で、船橋市独自の補助対象事業を申し上げますと、漁業の生産性を向上させるため、ノリやアサリなどの研究をする組合内のグループに活動費を助成する漁業団体補助事業、水産物ブランド推進に要する経費を助成する生産基盤整備事業、漁業後継者や新規漁業者の設備購入などに要する経費を助成する漁業後継者対策事業、以上3つの事業がございますが、市川市漁業協同組合ではこれらの事業は行われていないことから、本市の補助対象とはしておりません。

なお、本市の補助内容につきましては、毎年、漁業協同組合の要望を踏まえて決定しており、現時点での本市の補助対象事業は、市川市漁業協同組合の抱えている課題の解決に向けたものであると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 理解いたしました。再質問させていただきます。

災害等によって漁場が被害を受けて、それを漁業組合が復旧したり、個人が所有する船が破損して修繕をする際などの場合、市としてしっかりと支援する体制が整っているのか伺います。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

災害に対する本市の支援につきましては2点ございます。

まず1点目は、市川市漁場整備資金利子補給制度であります。この制度は、例えば船の事故等で漁業権の設定されている海域に油が流出したことにより漁場が被害を受け、復旧または整備をするため、漁業協同組合が金融機関から借入れを行った場合、利子の一部を補給するものであります。

2点目は、市川市農漁業経営安定化資金利子補給制度であります。この制度は、漁業者が災害による被害を受けた際、もしくは社会的または経済的環境の変化等により経営状況が悪化した際に、経営を維持するために、漁業者個人が金融機関から借入れを行った場合、利子の一部を補給するものであります。

本市としましては、これらの事案が発生した際には、速やかに支援できるよう対応をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 次に、ウ、今後の制度拡充についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長 お答えいたします。

市川市漁業協同組合と本市は、漁業活動に必要な補助事業について話し合いを継続的に行っており、今後も効率かつ安定して漁業活動ができるよう、漁業協同組合の要望を聞きながら支援してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 まだまだ十分でない部分もあると思われますので、さらに御検討をお願いいたします。  
続きまして、大項目、防災についてお聞きいたします。

2023年は関東大震災より100年、2011年の東日本大震災からは、暦の上では干支が一巡した年に当たります。関東大震災より100年に当たる去る9月1日には、各地で防災意識を高めるイベントが開催され、本市でも「広報いちかわ」8月19日号で震災に関する特集が組まれました。災害はいつやってくるか分かりません。ふだんから備えておくのは重要というのは言うまでもないでしょう。

関東大震災は、都市型災害として代表的なものと言えますが、とりわけ被害を甚大にしたものが火災でした。住宅密集地がある市川市においては火災への対応は重要です。関東大震災と並ぶ都市型災害の例としては、町の中心部が焦土と化した阪神・淡路大震災が記憶に新しいところですが、これを思い起こしても防火対策を十分行う必要があるでしょう。首都直下型地震が起きた場合、それをきっかけとする火災で心配されるのが、関東大震災で多数の焼死者を出す原因となった住宅密集地における火災旋風と呼ばれる現象です。これは、強風と火災による熱によって竜巻のような急激な上昇気流が発生するもの、関東大震災では、避難場所だった本所被服廠跡の広大な空き地で火災旋風が発生し、およそ4万人が焼死しました。

巨大地震が発生して大規模火災が起きた際、防災公園など広場に逃げ込んでも火災旋風が発生したら——そう考えただけでも恐ろしくなります。火災旋風に関しては、十分に研究が進んでいないという現実もありますが、だからといって多くの命を守るためにも手をこまねいてはならないと思います。首都直下型地震が発生した場合、住宅密集地や道路狭隘地区での火災の対応について、事前の調査や研究、また計画整備しているのか、消防団との連携はどうか。

(1)住宅密集地における防火対策の現状はどうか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

大規模な地震が発生した場合、火災や救助などの災害が同時多発的に発生することが予想されます。特に住宅密集地や道路狭隘地区で火災が発生した場合は、他の建物へ延焼拡大する危険度が高く、また、住民の避難が困難になる可能性があることから、事前の調査や対策が重要であると考えております。

そこで、消防局では、市内の住宅密集地や道路狭隘地区の実態を把握し、その地区ごとに火災が発生した場合の消防車両の停車位置や火災発生場所までの距離、消火活動の方法などについて事前に検討し、警防計画として整備しております。

次に、消防団との連携につきましては、大規模な地震が発生した場合、消防団員は、市川市消防計画に基づき、消防局及び消防署に設置される警備本部や各分団詰所に参集し、火災救出活動や地域住民の避難誘導などに当たります。各警備本部において、消防局と消防団との情報共有を図り、各警備本部において発災後の初動から連携して活動する体制を整えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 そして、火災旋風への対応を考える必要があると思われます。関東大震災では火災旋風が発生し、短時間に多くの命が奪われたと記録されています。

(2)火災旋風に対する本市の認識及び対策について、本市の考えはどうか、お答えください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

大規模な市街地火災では、旋風と呼ばれる竜巻状の渦が発生し、大きな被害をもたらすことがあります。大正12年の関東大震災では、この火災旋風によって多くの犠牲者が出たことが記録されております。地震発生当時の状況が、昼食の準備で火を使用していた時間帯であったことや、台風から変わった低気圧によって強風が吹いていたことなど、様々な要因が重なった結果、大規模な火災につながったと考えられております。中でも、現在の墨田区にあった陸軍被服廠跡地では、避難者ですし詰めの状態となっていたところに旋風が襲い、飛び散った火の粉が避難者の持ち込んだ家財道具や衣服に燃え移り、約3万8,000人が命を落としたと記録されております。

火災旋風の発生条件やメカニズムはいまだ解明されておらず、本市でも火災旋風への対応は想定していないのが現状です。そのため、もし本市で火災旋風が発生した場合は、延焼火災に対応した避難誘導に準じて行うこととなります。そこで地震が発生した場合には、まず落下物や転倒物などの危険がない屋外の広い場所へ避難し、その場所に火災の危険が迫った場合には、市内5か所に指定している広域避難場所に誘導します。そのほか、市内2か所に設置した大洲と広尾の両防災公園には、隣接地からの延焼を防ぐための防火樹林を配置し、避難者の安全確保に努めております。発災時の風向きや時間帯などによっても、適切な避難場所や避難方法が変わるため、適宜、防災行政無線をはじめ、メール情報やSNSなど、あらゆる手段を活用して情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 再質問させていただきます。大洲と広尾の防災公園には防火樹林が配置されているようですが、どのような樹木が植栽されているのか、またどういった効果が期待できるのか伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

防火樹林として有効な防火力が高い樹木としては、例えば、シラカシやタブノキなどの常緑広葉樹が適していると言われております。本市の防災公園内の防火樹林帯に植栽している樹木も、これらの常緑広葉樹を多く選定しております。また、防火力の高い樹木があることで延焼を防ぐ効果があるほか、輻射熱を防ぐ効果もあると言われております。関東大震災のときには、浅草観音周辺や靖国神社では、これらの樹木によって多くの市民が救われたと記録されております。風向きや風速などの関係にもよりますが、防火樹林には、このように一定の効果があるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 防災に関しては以上でございます。

次に大項目、最後でございます。清掃行政についてお聞きいたします。

環境省の発表によると、令和3年度日本のごみ排出量は4,095万t、1日1人当たり890gであり、日本国民1人当たりに換算すると1日約900gのごみを排出していることとなります。一方、市川市じゅんかん白書によると、本市では、令和3年度は市民の皆様の御協力により1人につき1日770gとなっております。人が資源を大事に使うためのキーワードとして4Rがあります。この4Rは、リデュース、使わないで減らす、リユース、捨てずに繰り返し使う、リサイクル、資源を再利用して新たな製品を作る、リフューズ、不要なものを拒否してごみを減らすですが、市川市民の皆様はこれを実行していると感じさせるような調査結果です。

しかしながら、ごみを完全になくすことはできません。そして、ごみを捨てるために必要なのがごみ袋。本市をはじめ、多くの自治体でごみ袋に入れて、ごみの日に出すわけですが、最近では物価の高騰のあおりを受け

て、ごみ袋の値段も上がって家計に負担をかけています。毎日のごみは出るので、節約するなどの負担軽減をするのが難しい分野と言えるでしょう。

ここで聞きします。(1)ごみ袋について、ア、まず現在市川市用として一般に販売されているごみ袋の種類及び素材、価格について、現状を伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 本市の指定ごみ袋は、ポリエチレン製で、用途別では、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装類、瓶・缶の5種類です。大きさ別では、15、20、30、45ℓの4種類があります。また、指定ごみ袋の価格については、本市が認定した事業者がごみ袋の製造を行っていますが、販売価格については、本市では指定しておりませんので、それぞれの事業者が決定しているものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 了解いたしました。

再質問させていただきます。以前と比べてごみ袋が高騰していると思われませんが、本市ではどのようなことが原因と考えていらっしゃるのか、お答えください。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 指定ごみ袋を製造している事業者からは、令和3年に比べ、卸売価格を約10%から30%程度上げたと聞いています。要因としては、ポリエチレンの原料である原油の上昇や運送費用の上昇、製造過程における電力などの費用高騰などが、指定ごみ袋の販売価格にも影響しているものと思われます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 生活に必要で、ごみ袋を買うことによって実質的にはごみを捨てること自体が有料と言えるので、高騰が続くようであれば、市としても手助けすべきだと思います。何かしらの対応をお願いいたします。ということですが、私は現在独身でございますが、日々の生活で不便を感じております。例えば、夕食にお刺身を買って帰り、余った刺身のつまをごみ袋に捨てますと、夏場は臭いが発生し、臭いに誘われコバエが集まります。ごみ袋があまり大き過ぎますと、ごみをためてから出さねばならずよくありません。また、少子・高齢化が進む中、いわゆる独居老人も年々増加しており、2015年に625万人だった独居老人は、2040年には896万人まで増加すると予想されます。これは65歳以上世帯主家庭の40%を占める割合になり、多くの方が独居老人となる可能性のある中、特に女性であれば、とても1人で重いごみ袋は出せない方も増えると思われませんが、本市には、燃やすごみ5ℓのごみ袋は存在しません。

そこでお伺いたします。イ、他市が導入している5ℓごみ袋を本市においても導入する考えについて伺います。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 昨年度、指定ごみ袋の製造事業者の15者に対し、5ℓなどの小さなごみ袋の製造について意見を聞いたところ、8者が対応不可能という回答でした。対応不可能と回答した事業者の理由としては、製造数に対して販売数が少ないなど、需要が少ないことによる事業者の負担が想定されるものでした。

一方、対応可能と回答のあった事業者についても、製造は可能であるが、大容量の袋と価格差が小さく、市場での販売数が見込めないとの理由で製造には消極的でした。このことから、本市としては、15ℓや20ℓの燃やすごみ用指定袋を活用していただきたいと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 困っている方もいるので提案させていただきました。今後、目を向けていただきたいと思  
います。

次に、質問はおむつに関連したもので、本市から流出の激しい子育て世帯の支援と増えていく高齢者への支援  
を同時に考えていこうという趣旨のものです。子育てに必要なものはおむつである一方、介護が必要なお年寄り  
にとってもおむつは必需品。ですから、こうした社会的弱者に対して経済的支援、負担軽減という形で、本市の  
現物給付という形でおむつ専用ごみ袋を無料配布してはどうか、質問を前に提案させていただきます。

例えば、東京都町田市では10年ほど前から、200のおむつ専用ごみ袋30枚を世帯主の名前と住所を書いただけ  
で配布しております。町田市の一部の出張所では、土曜日、日曜日にも袋を配布しております。この点、お休み  
の日にしか取りに来られない人にもとても配慮が行き届いております。子育て世帯の方も受け取りやすく、高齢  
者の方々にも利便性よく、恥ずかしくなく受け取ることが可能になります。これがお借りしたごみ袋です。議長  
から本日許可を受けておりますので提示させていただきます。収集担当者の方は、ごみ収集の際におむつ以外が  
入っているものは回収しないそうです。もちろんペットシートも回収しません。

先ほど、本市のごみ袋の素材はポリエチレンとお伺いいたしましたが、現在SDGsの下、気候変動及びその  
影響を軽減するために、国では、温室効果ガスを2013年レベルから2030年までに46%削減することを目指して  
おります。私の子どもの頃から大好きな本市の特産品である梨の栽培にも気候変動が影響を及ぼすことから、ゼ  
ロカーボンシティを目指すには、おむつ専用ごみ袋の素材も大事であると考えます。バイオマスプラスチックを利  
用することにより、二酸化炭素の削減にもつながってまいります。バイオマスプラスチックを、特性カーボンニ  
ュートラルがあるため、導入することにより、燃焼時に発生するCO<sub>2</sub>を削減できると考えます。

ここでお願いします。ウ、他市が導入しているおむつ専用ごみ袋を本市についても導入する考えについてお答  
えください。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 おむつ専用ごみ袋の配布は、町田市、八王子市、稲城市など一部の自治体で行われていま  
す。配布している自治体は、ごみの減量を目的として、家庭ごみの有料化制度を導入しております。ごみの処理  
手数料をごみ袋の代金に含めて販売しています。乳幼児のいる子育て世帯や介護が必要な高齢者がいる世帯で  
は、紙おむつの使用により、一般の家庭よりも多くのごみ袋が必要となることが想定されます。そのため、家庭  
ごみの有料化制度を実施している自治体では、ごみの処理手数料を軽減するため、おむつ専用ごみ袋を無償で配  
布しています。

現在、本市では、家庭ごみの有料化制度を導入していないことから、おむつ専用ごみ袋の配布は実施しており  
ません。今後は、他市の事例や導入状況を注視し、研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 子育てをしていて、保育園などから使用おむつを家に持ち帰る際や、外出した際、また高  
齢者の年金暮らしで介護をしている世帯には、おむつ専用ごみ袋1枚でも助かるものです。広く多くの方が助か  
るものですから、ぜひ市川モデルとして御検討をお願いいたします。

次の項目に移ります。本市における大きなごみ問題の一つにペットボトルの処理方法がございます。周知のと  
おり、ごみ処理方法は各自治体ごとに異なり、本市は本市自体の責任で行わなくてははいけません。特に課題の多  
いペットボトルについてお聞きいたします。

現在本市におけるペットボトルの回収はプラスチック製容器包装用の指定ごみ袋にトレーや発泡スチロール、



ポリ袋とまとめて回収、処理されております。このため、キャップとラベルを外さず出されているものが多少見られます。ペットボトルはキャップとラベルを取り、ペットボトルだけで回収すれば、より効果的に有効な資源として活用することができます。ペットボトルの処理方法に関して、これを改めることが必要だと思います。

ペットボトルはポリエチレンテレフタレートという単一の素材からできており、フレークやペレットなどの再生原料に戻せば同じペットボトルに生まれ変わることができます。また、食品トレー、衣類、バッグなど、様々な製品に生まれ変わることができます。エコ活動が求められる昨今、他の自治体では既にペットボトル単独での収集、処理が行われ、日本におけるペットボトルリサイクル率は88.5%を達成しております。お隣の東京都ではペットボトルのみの回収は当然のことです。

次に、ペットボトルのリサイクルのためにペットボトルをきれいな形で分別収集することが必要になります。そこで、市民の皆様には、ペットボトルのキャップを取り、ラベルを剥がし、ペットボトルの中を水ですすいでいただくことも必要になります。当然このような手間をかけられる市民の皆様の中に面倒さを感じることもあると思いますが、しかし、このことを当たり前にするのが、大きく言えば地球環境を守ることにつながるのです。

ここにおいて、私はもう一つ提案させていただきます。ペットボトルを捨てる際に外すキャップを小さな缶などに集め、リサイクルすることも可能ではないでしょうか。ペットボトルのキャップも重要な材料となり、ペットボトルのキャップに生まれ変わることができるのです。

ここでお聞きします。(2)ペットボトル本体及びキャップ単体での分別についてお聞きいたします。

**○稲葉健二議長** 二宮環境部長。

**○二宮賢司環境部長** 現在本市では、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装類をまとめて収集しています。収集後、中間処理施設でペットボトルと、その他プラスチック製容器包装類に分別し、それぞれ資源化しています。その際、ペットボトルにキャップなどの不要物が残っていると、ペットボトルの資源としての価値が下がることから、中間処理施設で残っているキャップは取り外し、外したキャップは、その他プラスチック製容器包装類と同様に資源化処理しています。そのほか、市内のスーパーマーケットなどにおいて、ペットボトル本体とともに、キャップ単体の回収を行っているところもあります。

今後は、市内の公共施設などで実施している資源物の拠点回収場所にキャップ専用の回収ボックスを設置するなど、回収場所を増やすよう検討していきます。

以上でございます。

**○稲葉健二議長** 沢田議員。

**○沢田あきひと議員** ぜひさらに進めていただけますようお願いいたします。

私は今回、中間処理施設の委託業者に見学に行ったのですが、聞いたところによると、本市は年間約1,000 tのペットボトル本体を処理しており、ペットボトルを潰し固めたものをベールと言うのですが、年間約5万4,000個を容器包装リサイクル協会に引き渡しているとのこと。そこでベールの品質に応じて協会から市町村へ抛出金という形で配分、簡単に言えば買い取っていただく形になりますが、そこではどういったものが高く買い取られるかという、当然のことながら品質のよいものとなるそうです。

ところが、市川市から出たペットボトル1 t当たりの価格を見て、その事実に私は驚きました。何と市川市の価格は、近隣の他の市と比較して低い事実がございます。協会によると、千葉市や柏市、船橋市に比べて1万円から2万円低く、年間では1,000万円ほどの差が生じるのです。この差はペットボトルの販売ベールの状態によるものということでした。市川市のペットボトルのベールの状態は、キャップがついたままで、ラベルもそのまま、内容物もほぼ洗われていないものがまだ一部混ざっているようです。ベールの状態がよくなることで市へ

の分配金が増えることにもつながります。これらは分別を徹底していけば、最終的に本市の歳入が上がることになる利点がございます。他市にできて市川市にできないはずがありません。損害が生じているわけではないものの、みすみす財政のプラス材料を捨てていると言ってもいいでしょう。本市では現在、様々な啓発がなされているようですが、それを徹底させる必要があるのではないのでしょうか。

ここで聞きします。(3)ペットボトルリサイクルの啓発活動の現状と今後について御見解をお聞かせください。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 本市では、分別の徹底を進めていくため、市民には「広報いちかわ」による周知をはじめ、自治会を通じ分別ガイドブックや収集カレンダーを配布し、市庁舎や公民館などの公共施設でも配布しています。あわせて、自治会には「じゅんかんニュース」の回覧もお願いし、周知をしているところです。また、市公式ウェブサイトやスマートフォン向け分別アプリでは、分別方法の詳細や収集日に加え、リサイクルの流れなど、より分かりやすく確認できるようにしています。さらに、小学校などでの出前授業や自治会に対して説明会なども実施しています。

今後は、市民まつりや環境フェアなど、ペットボトルやキャップなどをリサイクルした商品を紹介するなど、市民がより興味を持ち、分別が進むよう啓発してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 少し奇抜な発想かもしれませんが、例えばペットボトルのキャップを利用したうちわなどを作り、環境課のイベントで配布してみるのも面白いでしょう。ということでございますが、広く市民の皆様に御理解いただくことで、啓発活動を推進し、ペットボトルのリサイクルがよりよい品質になるよう、御検討をお願いいたします。

最後の最後の質問になりますが、私たちが一番気をつけなければならないことは、ごみの量を減らすことでございます。そのためには、ペットボトルのリサイクルの問題の前段階として、ペットボトルを使わないようにすることも重要でございます。マイボトルを御持参の市民の方へ、市の施設においてマイボトル専用給水器を設置する、さらには市の飲食店と提携し、マイボトルを御持参いただいた市民への飲料の割引や、市内の飲食店で食事をした際には、水などを供給していただけるサービスなどがあればよいのではないかと考えます。

(4)、質問いたします。マイボトルの持参運動について、本市のお考えをお聞きいたします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 本市では、計画的な廃棄物の推進を図るための基本的な方針を定めた市川市一般廃棄物処理基本計画である、いちかわじゅんかんプラン21において、ごみの発生抑制、排出抑制の市民の取組として、マイボトルなどの持参、使用を掲げています。また、県では、個人の水筒や飲料ボトルなどのマイボトルを持参した方に、水やお茶などの無料提供や特典付与などを行っている協力店舗を紹介しています。

本市といたしましても、さらにごみ減量の意識を持ってもらえるよう、市民まつりや環境フェアなどのイベントや「広報いちかわ」などを通じて、より丁寧に呼びかけてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 沢田議員。

○沢田あきひと議員 いろいろ質問いたしましたが、いずれにしても啓発、宣伝、周知活動が重要でございます。ごみ問題は私たちの生活に直接関わる重要な課題であります。持続可能な社会を実現するために、行政と市民、そして企業、団体が一体となって改善できるよう、私も考えていきたいと思っております。

以上でございます。市川維新の会、沢田あきひとでございました。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

とくたけ純平議員。

○とくたけ純平議員 日本共産党のとくたけ純平です。通告に従い、一問一答にて一般質問をさせていただきます。

大項目の1つ目、地域猫活動についてです。

まず、(1)のア、地域猫活動に関する考え方について、定義、効果及び課題をどのように捉えているのか伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 地域猫活動は、地域の住民と飼い主のいない猫との共生を目指し、不妊・去勢手術を行うことや、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。活動の効果としては、地域住民が地域に合ったルールをつくり、活動することで、猫の被害で困っている方の理解を得やすいこと、適切な管理を行うことで、鳴き声やふん尿など、猫の被害を減らすことができることなどが挙げられます。課題としては、地域猫活動に対する市民の理解が深まっていないこと、活動する住民の高齢化などがあります。本市では、これらの課題に対して、市民への活動の周知やボランティアの育成などの支援を行っています。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 飼い主のいない猫や被害を減らす効果があるというのは重要な点だと思います。

続きまして、イ、公園で地域猫活動を行うことについて伺います。なぜ公園での活動が禁止されているのでしょうか、お答えください。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 公園は、地域住民だけでなく、不特定多数の市民が安心、安全、快適に利用するための施設です。公園内で猫に餌を与えると、カラスなど、ほかの動物が集まることや、放置された餌の腐敗など、衛生面に問題があるため、餌やり行為を禁止しています。このことから、公園での地域猫活動は、市民の公園利用に支障を及ぼす可能性があることから認めておりません。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 地域猫活動は、置き餌をしないことがルールですので、考え方を少し改めていただきたいと思います。

再質問ですが、公園での地域猫活動を許可する場合のメリット、デメリットをどのように考えているのか伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 公園での地域猫活動を許可する場合のメリットとしては、餌やりやふん尿の始末、不妊手術などをルール化することで、飼い主のいない猫による被害が減り、公園の美観が向上することなどが考えられます。デメリットとしては、猫が嫌いな方、アレルギーを持った方などがいらっしゃいますが、公園を利用する誰もが、安心、安全に利用できなくなる可能性があること、飼えなくなった猫を公園に捨てる方が増える可能性があることなどが予想されます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 飼えなくなった猫を公園に捨てる可能性というのはあるかもしれませんが、しかし、管理する人がいてくれる分、さらなる繁殖を防げる面もあると思います。また、猫が管理されるため、猫が嫌いな方やアレルギーをお持ちの方にも有益であるというふうには私は考えます。松戸市や船橋市では、市が地域猫活動を許可している公園がありますが、近隣市の動きについて調査をしているのか伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 船橋市では、地域猫団体からの相談があり、令和5年1月から1か所で試行的に実施しています。試行開始後は、定期的に市と団体で打合せを行い、現状や課題などを確認しているとのこと。松戸市では、船橋市と同様に地域猫団体からの相談を受け、関係部署による協議を行い、近隣の自治会などの了承を得ることや活動を明示することなど、地域猫活動における許可条件などを整理した上で、令和元年度より実施しています。松戸市では、現在公園3か所、緑地1か所の合計4か所について活動を許可しているとのこと。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 環境省は、大阪市が行っている公園猫適正管理推進サポーター制度という公園における地域猫活動を取組事例として紹介しております。不妊手術を施すこと、置き餌をしないこと、ふんを始末することなど、ルールにのっとって行う活動に対しては、本市でも利用を許可する制度をつくるべきだと考えますが、御見解を伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 公園での地域猫活動については、ほかの利用者や近隣住民の理解が得られるよう活動に伴う課題の整理、許可条件の精査が必要と考えます。近隣市や他市の事例の調査とともに、関係者や市民の意見を聞くなどし、研究してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 ルールを守ることを条件とした登録制度であれば、環境美化、動物愛護、野良猫トラブルの軽減など、あらゆる面でメリットが大きいですので、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、ウ、餌やりを禁止する旨の掲示物について伺います。

本市の町なかで、無責任な餌やり禁止という文言の張り紙を見かけることがあります。これはどのような経緯と考への下で設置をしているのか伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 市民から、飼い主のいない猫による被害があり、近所での餌やりをやめさせたいとの相談を受けた場合は、注意喚起のために、無責任な餌やりは控えてくださいという表記をした掲示物を作成し、公共施設のフェンスや自治会掲示板などに掲示し、周知をしています。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 この無責任なという表現は、全ての餌やりを禁止しているように誤解されてしまい、トラブルのもとになっているのではないかと思います。私が知る範囲でも、葛飾区や練馬区、綾瀬市、船橋市などでは、餌やりにはルールがあること、餌を与える場合、トイレの設置、掃除、餌の片づけ、不妊手術をすることといった文言の掲示をつくっている例がございます。こういった餌やりや地域猫活動のルールを明記する張り紙のほうが建設的で、住民間の分断も軽減されると思いますが、本市の考えを伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 掲示物には、単に餌やり行為をやめさせる内容だけでなく、飼い主のいない猫に対する注意事項やルールなども記載しています。今後は地域猫活動を推進するような内容も加えて作成してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 ぜひ御対応をお願いしたいと思います。

加えて伺います。市民が自身の所有する外壁などに餌やり禁止という張り紙を貼るケースがございますが、さきに申し上げたとおり効力は限定的です。本市があらかじめ、餌やり禁止という趣旨ではなく、正しい餌やりのルールを記載した素材をつくり、市のホームページに掲載して自由に印刷できるようにすれば、市民の利便性向上や地域猫活動の周知にも役立つと思いますが、御見解を伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 より多くの市民に猫に関する啓発をするため、地域猫活動の周知や不妊・去勢手術の推奨などに関する掲示物の素材を市公式ウェブサイトから利用できるようにしてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 ぜひ、地域猫活動を推進、支援する立場に立ってお願いをいたします。

関連して、エ、地域猫活動を行う市民への暴言、暴力をどう防ぐ考えかについて伺います。

餌やり禁止という文言が独り歩きをしていることもあり、ルールを守って、猫のふんだけでなく人が捨てたごみまで掃除をするような活動をしていても、地域猫ボランティアは、猫に餌をあげているという1点で周囲から白い目で見られたり、罵声を浴びせられたり、時には身体的な暴力を受けるということが起こっています。環境美化のための慈善活動をおびえながら行わなければならない事態は問題だと思っておりますが、本市の認識を伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 本市では、地域猫活動を広く周知し、活動実態を明確にすることで、周辺の住民に地域猫活動に理解と協力が得られると考え、平成28年3月に地域猫活動の団体登録制度を設けました。活動団体に対しては、活動員であることを示す活動ベストの貸与や缶バッジを配付しています。また、活動団体の一覧を市公式ウェブサイトに掲載し、市民の認知向上を図っています。さらに、地域猫活動について、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、自治会への配布物などにより周知を行っています。今後も、地域猫活動について市民の理解が得られるよう、引き続き周知、啓発を図ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 地域猫活動が猫嫌いの方やアレルギーをお持ちの方にも有効であることを踏まえ、ボランティアが堂々と胸を張って活動できるように支援体制を強めていただくことを強く要望したいと思います。

次に、(2)個人で活動している市民向けの市川市飼い主のいない猫不妊等手術費等の助成制度が8月31日で受付終了となったことによる影響についてです。

今年度は僅か5か月で終了となっており、個人で活動する方からは落胆の声が聞かれます。市川市から殺処分を減らしていく上で、本制度が半年もたずに終了したことの影響をどのように考えているか、当初から予想していたことなのか、助成金を設けた理由も併せて伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 初めに、助成金を始めた理由です。

市川市飼い主のいない猫不妊等手術費及び捕獲搬送費等助成金については、これまで地域猫団体を助成対象としていたところを、令和4年8月より市民個人も対象に追加しました。追加した理由は、地域猫団体の活動がない場所でも、猫の不妊手術を実施することで、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐためです。

次に、5か月で終了となった個人への助成金についてです。

助成金は、地域猫団体向けと個人向けがあります。個人向けの助成金については、当初の想定を超えた申請数であったため、早期に受付を終了することになりました。予想が困難な理由は、市内における個人の活動状況が把握できないためです。地域猫活動団体向けの助成は引き続き受け付けていることから、市内の飼い主のいない猫が急激に増加するなどの影響は少ないと考えています。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 団体向けのこの助成金は、登録された地域でしか利用ができないということがございますし、そして、個人の申請数は予想しづらいとのことですが、昨年度は夏から冬にかけての4か月間で上限に達しています。今年度は春から夏にかけての5か月間で、これも上限に達しているわけですから、年間を通して予算が倍くらい必要だということは明らかであると私は思います。1頭の雌猫は、可能性として半年の間で2回出産、合計10頭前後の子猫を産むことがあります。その子猫も半年後にはまた子猫を生むかもしれません。今年度の制度が早くも終了したことで、飼い主のいない猫の増加を促すことが危惧されると私は思いますが、改めて本市の見解を伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 飼い主のいない猫の総数は不明のため、どの程度助成金を用意すれば飼い主のいない猫がなくなるのかを予測することは困難です。これまでの地域猫団体への助成状況を見ると、団体が管理する猫の不妊手術の未実施率は減少傾向であり、現在の予算規模でも一定の効果が得られていると考えています。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 一定の効果と言われますが、猫は不妊手術をしなければ当然増えていきますから、本年度前半で飼い主のいない猫を減らす取組がせっかく進んだ分を、年度の後半に逆戻りをさせてしまうということになってしまいます。これでは前半にかけた予算ももったいないという気がします。ぜひ来年度は、個人用の制度につきましても、年度末までもつように予算を拡大するよう強く要望をいたします。

続きまして、大項目の2つ目、LGBTQ+への支援と差別解消に向けた取組について伺います。

(1) LGBTQ+への支援体制についての、ア、パートナーシップ・ファミリーシップ制度について伺っています。

制度ができたことは喜ばしく思いますが、しかし、当事者からは本制度に対する不満の声が聞かれます。市のホームページを見てみると、受けられる行政サービスが、たった4つしか載っていません。これでは、当事者の

方は何だか軽く扱われているような気持ちになるのではないかと想像をします。例えば世田谷区では、34項目ものリストが載っています。細かなことであっても、すくい上げて、たくさん載せる、その行政の姿勢に多様性社会の推進、マイノリティーの権利の擁護に本気かどうか表れてくると私は思います。

制度の拡充について具体的に伺ってまいります。市川市霊園の使用及び承継を認めることはできないのでしょうか、お答えください。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

初めに、墓地の使用許可を受けられる方の主な資格についてです。

市川市霊園の設置及び管理に関する条例では、世帯主または戸籍の筆頭者、もしくはその配偶者であること、遺骨の祭祀を主宰する方であること、また、同条例施行規則では、使用許可を受ける方と埋蔵予定者との関係は、配偶者または2親等以内の血族または姻族などを要件としております。そのため、パートナーシップ関係にある方は、現行制度での要件の範囲外であることから使用許可を受けることはできません。

次に、墓地を承継できる要件につきましては、現使用者に代わって祭祀を主宰する方であることが明らかであれば、家族や親族以外の方も承継者になることができます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 本制度を利用している方が、市川市霊園を使用することが可能となるよう要件を見直す考えはありませんか、お伺いします。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

これまでパートナーシップ関係にある方からの相談や問合せ等はございませんが、性自認、性的指向などにより困難を抱えている方への支援は必要であるものと認識しております。今後につきましては、届出制度の利用者が、当該御遺骨の祭祀の主宰者として、市川市霊園の使用許可を受けられることができるよう、規定の見直しを図ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 当事者からの相談があるかどうかを基準とするのではなくて、全ての人に同じ権利を保障できているかどうかという観点で、行政は考えていただきたいと思います。ぜひ早急な対応をお願いいたします。

生涯をともにする関係であっても、同性であることで医療機関において、面会、付添い、病状等の説明、みとりを拒まれるということが起きているのが、残念ながら今の社会です。本当に悲痛なことだと思います。こういった場面で本制度が利用できる自治体もありますが、本市の状況を伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

本制度開始以降、本市医師会や市内医療機関に対しまして、制度の紹介や制度活用機会の拡大に関する協力依頼などを行ってまいりました。現状では本制度に法的な根拠がないことから、市のできる範囲は医療機関に対する協力の依頼にとどまり、協力が得られるかどうかは各医療機関の判断次第となります。引き続き、医療機関等の御理解がいただけますよう、他市の情報を取り入れながら、周知及び協力依頼を行っていきたくと考えております。

以上であります。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 この協力依頼、ぜひ熱意を持って取り組んでいただきたいと思います。

最近、住居の賃貸契約を断られたのは、同性パートナーであるからだと思うという当事者からの声を聞きました。不動産業者へのこの制度への協力はどのような状況か伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 不動産業界におきましては、これまで千葉県宅地建物取引業協会市川支部に対し、本制度の説明と会員への協力の呼びかけを依頼しております。本制度に対して好意的に受け止めている事業者もあり、その中には、本市が作成したチラシを用いて制度の紹介とともに、LGBTQ+当事者が安心して相談ができる旨をPRしている事例もございます。

以上であります。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 差別を受ける可能性がある場所に飛び込んでいくというのは、本当に恐ろしいことですから、制度をPRしている業者があると知っているのでしたら、そういった情報を積極的に当事者に届けてほしいと思います。医療機関で言えば、協定を結んでいる6市の中、千葉市や習志野市では協力を得られた病院をリスト化して、市のホームページに掲載をしています。本市では、協力を得られた病院や不動産事業者をウェブサイトに掲載することはできないのでしょうか伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

リストを掲載することについてでございますが、制度活用機会拡大に対する協力は、医療機関や事業者があくまでも任意で行うものであります。そのことから、御質問にあるように、制度への協力や約束等を条件に、本市の公式ウェブサイトへ社名等を掲載することは難しいものと考えております。まずは、制度の周知や協力依頼を行い、協力してくれる医療機関や事業者が増えるよう、引き続き関係団体等に協力依頼を行うことに努めてまいります。

以上であります。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 近隣市ではできているところもあるわけですから、ぜひ当事者に情報が届けられるよう、お願いをしたいと思います。

続いて、制度に登録した方の高齢者施設の2人部屋への申込みについて、施設に制度への協力などを求めているのか伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

現時点で、本市から市内にある福祉施設への制度活用機会拡大に関する協力依頼は行っておりません。今後、御質問にあるようなケースやニーズ等があれば、福祉施設への周知等の対応を図ることも必要となる可能性もあります。今後、近隣市等の状況を踏まえ調査研究してまいります。

以上であります。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 LGBTQ+の方は、人口比で1割ほどいらっしゃるというふうにも言われておりますから、一定のニーズがあると考えべきだと思います。特に高齢者の場合は、まだ社会の理解が進んでいない中、

泣く泣く言えずにいるという方も多いのではないかと思います。だからこそ、高齢者施設においても積極的に協力依頼やPRを行ってほしいと要望いたします。

続きまして、制度に登録していなくても受けられる行政サービスはあるのでしょうか、お伺いします。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

本市が行っている様々な事業の中には、住民票上同一世帯であることや同居の居住実態があることを条件として代理での申請ができるなど、本制度の届出の有無にかかわらず、受けられるサービス等が幾つかございます。

以上であります。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 それらもホームページに掲載したらいかがかと思いますが、御見解を伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

市公式ウェブサイトへ掲載することにつきましては、各種行政サービスの利用要件等につきまして、それぞれの法令に基づいた手続の一つであり、誤解を生むことがないように掲載をしなければなりません。そのため、LGBTQ+当事者の方々のニーズの多寡など、各種要因等を踏まえながら調査研究してまいります。

以上であります。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 同性カップルの方々が事実いらしやるわけですから、あらゆる人が住みやすい町を目指す上で、ぜひ対応するべきものと考えます。当事者の立場に立って御対応をいただきたいと思います。

続きまして、イ、相談窓口体制について伺ってまいります。

NPO法人グッド・エイジング・エールズによれば、生まれた体と心の性が一致しているシスジェンダーで、かつ、異性愛者の方に比べ、LGBの方の自殺未遂率は約6倍、トランスジェンダーの方は約10倍となるそうです。LGBTQ+の方々が安心して相談できる場所が必要だと考えますが、本市には専用の相談窓口はあるのでしょうか、お答えください。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

現状といたしましては、本市にはLGBTQ+を専門とした相談窓口を設置しておりません。しかしながら、性自認が女性の方を含めた女性からの相談の場合は、男女共同参画センターで実施しております、女性のためのあらゆる相談窓口で対応いたします。本窓口はLGBTQ+の専門的な窓口ではございませんので、LGBTQ+に特化した相談であった場合には、県の弁護士会が開設している法律相談や厚生労働省の補助金事業として一般社団法人が開設しております性別の違和や同性愛などに関わる相談窓口などを紹介し、対応しているところであります。

以上であります。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 例えば、月に2日程度だけでも専用の窓口、電話やネットなども含め、市で設置を検討できないものか御見解を伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 まず、LGBTQ+に関する相談実績ですが、男女共同参画センターで実施しております同相談窓口におきまして、確認できる中では、これまで直接LGBTQ+に関わる相談はなく、相談の中でLGB

B T Q+当事者であることが分かったというもののみで、その件数は現状で年一、二件程度にとどまっております。このことから、まずは現状での相談体制を維持しつつ相談件数の推移や他の自治体の状況等を注視し、外部の相談機関を活用しながら対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

〇つちや正順副議長 とくたけ議員。

〇とくたけ純平議員 マイノリティーの方は、たとえ相手に悪意がなくても、無理解によって死を考えるほど傷つけられるということがあります。これまで相談があまりないというのは、専用窓口でないから相談ができなかったという可能性も考えられるのではないのでしょうか。当事者だけでなく、家族、友人、職場の方、支援者なども、どうしたら当事者にとって居心地がよいかなど、相談する場所を探している方もいると思います。市が独自の相談室を置くことで、L G B T Q+の方々がふだんのような悩みを抱えているのか、どのような課題が本市にあるのかをじかに知ることもできますから、本市の多様性社会推進に向けても必要なものだと思います。ぜひ御検討をお願いいたします。

続きまして、(2)通称L G B T理解増進法の施行に関する本市の対応について伺います。

同法については、当事者から差別増進法であるという指摘もされており、地方自治体の取組や教育現場を後退させるのではないかと懸念が寄せられています。

そこで幾つか具体的にお伺いしてまいります。本法は、国会での議論の中で、当初の法案にあった差別は許されないとされていた条文が、不当な差別はあってはならないとされました。あたかも、不当ではない、やむを得ない差別でも存在するというふうに取れる表現になっていることに批判が起こっています。そこで、本市としては、不当ではない差別というものを何か想定しているのかお伺いします。

〇つちや正順副議長 蛸島総務部長。

〇蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

いわゆるL G B T理解増進法の第3条の条文にあります、不当な差別という文言につきましては、国会の審議におけます法案提出者の説明の中では、差別という用語に意味的に含まれていた「不当な」を付すことによりまして、客観的に見ても差別と言えるようなものを指しているとの趣旨を確認、強調することとしたものと述べられております。本市といたしまして、強いて申し上げるのであれば、国会審議の中での説明のとおり、「不当な」という文言は差別という言葉は強調したものと考えております。

以上であります。

〇つちや正順副議長 とくたけ議員。

〇とくたけ純平議員 確認させていただきますが、要するに、差別とは全て不当なものであるということをおっしゃっていただいたという理解でよろしいのでしょうか、お伺いします。

〇つちや正順副議長 蛸島総務部長。

〇蛸島和紀総務部長 繰り返しの答弁になりますが、強いて申し上げるならば、「不当な」という文言は、国会審議の中での説明のとおり、差別という言葉は強調したものであると考えております。

以上であります。

〇つちや正順副議長 とくたけ議員。

〇とくたけ純平議員 差別というものの不当さを強調しているものであるということで、逆に言えば本市としては、不当ではない差別というものは想定をしていないということを明言されたというふうに思います。

次に、教育現場について伺います。

まず、小中学校でL G B T Q+の理解促進のために、現在どのような教育が行われているのかお伺いをしま

す。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

各小中学校等では、人権教育や道徳教育の中で、相手に対する理解を深める学習をする教材を基に、各学校におきまして指導をしております。昨年度、LGBTQ+に係る事業や研修会に外部講師を招いて行った学校は、小学校6校、中学校9校でした。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 以前は、当事者の方からお伺いした話なのですが、学校でこのようなことを教わる機会がなくて、テレビの教育番組で初めて自分がLGBTであるということを知る機会があったということで、その方は今40歳ぐらいなのですが、学校でそういったことを知る機会があればよかったというふうにおっしゃっていました。今そういった教育が進んでいるということ、評価をしたいというふうに思います。

本法には、学校での取組において、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつという条文があり、もし協力が得られないとなれば、教育が後退してしまうのではないかという不安が寄せられています。この条文によって、一部の家庭や地域住民の顔色をうかがうことで、LGBTQ+の理解促進に関する本市の教育が萎縮することが起こらないのか、御見解を伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度のある市川市において、また、多様性社会を生きる児童生徒にとって、LGBTQ+の理解を促進するための教育は不可欠であると考えます。そのため、実際の授業等で一部の家庭や地域住民から反対の意見が上がった際には、それぞれの意見を踏まえ、専門家に相談しながら慎重に対応しつつ、LGBTQ+の理解を促進するための教育を進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 今後も教育を推進していくという方向性をはっきりと御答弁いただきました。ぜひ、全ての人権を擁護する構えで、毅然と教育を深めていただきたいと思います。

本法の最大の懸念点とされるのが、第12条の中で、「この法律に定める措置の実施等に当たっては、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。」と書かれている点です。多数派が認める範囲内でしかマイノリティーの人権、尊厳が認められない事態が危惧をされており、理解促進のための地方自治体の事業も縮小されてしまうのではないかという懸念があります。

本市の取組について、市民からLGBTQ+の権利が保障されると安心して生活できないというような意見が寄せられた場合、どう対応するのか伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

先順位者への答弁と同様になりますが、同法の制定につきましては、これまで本市で進めてきた施策等に大きな影響を及ぼすものではないと認識しております。今後、国から基本計画等が示された場合には、施策の整合性を図るなど適切に対応してまいります。現状ではこれまでの施策を引き続き実施し、LGBTQ+の理解促進に努めてまいります。

以上であります。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 国からの基本計画や指針が示されていない現在のところ、これまでの取組、今後の方針を変えることはないということです、人権を守る立場を貫き、差別を許さない姿勢で施策を実行していただきたいと思います。

続けて伺います。本法では、審議の過程で性自認という言葉がジェンダーアイデンティティという言葉に置き換わりました。辞書的には同じ意味合いの2つの言葉ですが、政治の世界ではやや違いがあり、性自認という言葉のほうが、より当事者の権利を擁護しているという考えがあります。現在、本市は性自認という言葉を使用していますが、これを変更する流れになっていくのかどうか伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 同法第2条第2項で定義されておりますジェンダーアイデンティティという用語につきましては、国会の審議におけます法案提出者の説明の中で、性自認、性同一性はもともと、いずれも英語で言うジェンダーアイデンティティの訳語であり、法制的な意味合いは同じであると述べられております。このことから本市としましては、同法でジェンダーアイデンティティという用語を用いておりましても、本市の指針等で用いている用語に影響するものではないと捉え、現状では性自認という用語を改正する予定はございません。

以上であります。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 変更予定がない旨、お伺いをいたしました。

次に、別の視点からの質問になります。本法によって、男性が自認する性を偽り、女性トイレや女性更衣室等の女性スペースに侵入することができてしまう、あるいは女性スペースに入った性加害者が、心は女だと言えば免罪されてしまうという言説が一部で振りまかれています。女性の性犯罪被害への恐怖心を利用する形で、トランスジェンダーへの憎悪を扇動する危険で許されないものと考えますが、本法の施行によって、本市の施設でそのようなことが起こり得るのか伺います。

○つちや正順副議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

本市の庁舎や公共施設において、男性が自認する性を偽り、女性専用スペースに侵入することは、同法の施行の有無にかかわらず、あってはならない、許されない行為であると認識しております。先順位者への答弁と同様、特に法によって本市の施設等の現状を変更する予定はなく、現時点では同様の行為が起こることはないと考えております。

以上であります。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 当然なことだと思います。本法をめぐっては、一部でシス女性とトランスジェンダー女性との間の分断を煽るような言説が起こっていますが、その共通の敵は性犯罪、性加害であるということを申し上げたいと思います。問題なのは、女性が性被害に遭うことを恐れる気持ちでもなければ、トランスジェンダーの存在でもありません。性犯罪をなくしていくことが、全ての市民が安心して生活でき、なおかつ、LGBTQ+の権利が保障される社会の礎になるものと考えます。今後機会を見て、性犯罪を撲滅していく本市の施策、その一つの糸口になる性教育などについても取り上げてまいりたいと思います。

続きまして、大項目3番、10月から予定されている消費税のインボイス方式導入について伺ってまいります。

まず、(1)シルバー人材センターについて伺います。

昨年の9月定例会において、本市はセンターの会員が課税事業者になることは難しく、かといってセンターが

新たな税負担を負う余裕がないことを認め、適切な対応を検討していくと答弁をしています。その後、どのような方針に決まったのか、センターの民間事業者への対応も踏まえて伺いをします。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 請負や委託の形態で就業します市川市シルバー人材センターの会員は、年間課税売上高が1,000万円以下の個人事業主であり、消費税の納税義務が免除される免税事業者となるため、会員が自ら税務署長に申請して課税事業者にならない限り、インボイスを交付することができません。シルバー人材センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公益性、公共性を有する団体であり、高齢者の生きがいの充実や生活の安定を図るため、高齢者に働く機会を提供し、健康の維持増進及び経済的な生活の安定に寄与しております。市川市シルバー人材センターとしては、就業を通じて地域社会に貢献しようと努力している会員のやる気や生きがいの低下につながるため、配分金に含まれる消費税額分の引下げは行わないとしております。

また、同法においては、市の責務として、実情に応じた必要な援助を行うとともに、雇用の機会の確保等を図るための必要な施策を推進するよう努めるものとされており、インボイス制度施行後の本市と市川市シルバー人材センターとの契約においては、両者の申合せにより、物価高騰等の社会情勢も考慮に入れて事務比率を引き上げることといたしました。また、民間事業所分につきましては、昨今の経済状況及び社会情勢や物価の高騰を踏まえた上で、引き続き安定した事業運営を確保していくため、今年4月に事務費を引上げ、また、受注量の増加や経費の節減、削除を図るなどでも対応していくと伺っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 本市に関しては、事務費率を引き上げることでセンターを支援するというを確認いたしました。経過措置期間の6年間が過ぎれば、市の負担は従来の事務費の1割に上る可能性もあるということだと思います。調べによれば、令和4年度の市川市シルバー人材センターへの本市の発注額は3億6,700万円ほどのことですので、それで考えると3,670万円ほどの負担が出てくるということになります。決して少ない額ではないと思います。インボイス制度が一部の事業者だけでなく、そのほかの市民にもこうして関わってくる問題であるということが、ここでも分かるというふうに思います。

続きまして、(2)免税事業者と取引実態について伺います。

一般会計につきましては、インボイスの提出を求める必要はないという答弁が以前されておりますので、ここでは特別会計と公営企業会計について伺ってまいります。まず、国民健康保険特別会計について、現在免税事業者との取引はあるのでしょうか、お伺いします。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

国民健康保険特別会計において、消費税が課税される歳入として直営診療施設がある場合には、自由診療による診療収入や差額ベッド代など、また、保健施設がある場合には施設利用料収入が当たり、このほかでは物品売払いによる収入が該当します。本市は、直営診療施設や保健施設を持たないため、令和5年度は物品売払いによる広告料収入のみが該当しておりますが、広告料収入の取引相手は課税事業者であることから、現状、市川市国民健康保険特別会計として免税事業者との取引はございません。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 令和4年9月定例会においては、国民健康保険特別会計ではインボイス登録が必要との答弁がありましたが、今現在登録をしていないということです。その理由をほかにもあればお伺いします。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

国民健康保険特別会計では、歳入の増を図るため、被保険者の方に送付する封筒に掲載する広告を募集し、令和4年度は13万7,000円の広告料収入を得ていたことから、インボイスへの対応を予定しておりました。しかしながら、広告に代えて特定健康診査の受診勧奨など、保健事業の推進の案内を掲載することにより、県の補助金である保険者努力支援金において、150万円程度の歳入増が見込めることが確認できたことから、令和5年10月以降は広告募集を取りやめることとし、引き続き免税事業者であることを選択したところです。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 伺いました。制度登録を見送るような要因というのは、ほかにも何かあったのかお伺いします。

○つちや正順副議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

インボイス制度への対応には消費税の申告納税が必要となるため、会計システムの導入やメンテナンス費用、情報入力の人件費などのコストが見込まれ、費用対効果などについても検討を行い、最終的に免税事業者を維持することとしたものです。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 登録に際しては多額なコストが見込まれたということで、このインボイスに登録をすることが事業者にとっていかに厳しいことか、今の答弁からも明らかになったと思います。

次に、下水道事業会計についてですが、現在免税事業者との取引はどの程度あり、どのような業者なのか、また、仮に免税事業者との取引があった場合、インボイス制度に関する確認や説明などを行っているのかお伺いします。

○つちや正順副議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 免税事業者との取引につきましては、市で管理している情報では、取引先の事業者について課税、免税の区分をしていないことから、全体でどの程度あるかについては把握しておりません。免税事業者の可能性のある事業者との取引としましては、個人事業主などから事務用消耗品や施設の維持管理に必要な金物などの消耗品等の購入が想定されます。そこでそのような事業者6者の方々に対して聞き取りを行ったところ、全て課税事業者であり、適格請求書発行事業者として登録済みの事業者でございました。免税事業者に対しての個別の説明は行っておりませんが、市公式ウェブサイトインボイス制度開始についての案内を掲載することにより、周知を図っております。

なお、現時点では免税事業者からの御相談は受けておりません。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 ホームページを拝見いたしますと、免税事業者向けの取引案内が掲載されておりますが、インボイス制度が開始された後でも、免税事業者との取引は除外しないという理解でよろしいのでしょうか、お伺いします。

○つちや正順副議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 下水道事業は地方公営企業であることから、これまでどおり適切な消費税計算が求めら

れており、取引先の事業者にはインボイスの発行を求めてまいります。しかし、取引先が免税事業者の場合であっても、必要な取引は可能であり、排除するということではなく、説明や相談などを丁寧に行い、当該事業者がインボイス発行できるよう継続して求めていく考えでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 免税事業者を排除しないと言いながらも、やはりインボイス登録は求めていくということですから、免税事業者としては、取引をしづらくなっていくか、あるいは重い負担を承知の上で課税業者にならざるを得ないという厳しい事態が想定されます。国の制度ですので、本市としても難しい立場なのは承知しておりますが、地域経済が被る打撃を抑えていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、(3)個人タクシー事業者への影響と本市の対策について伺います。

まず、本市に登録されている個人タクシー事業者数を伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

本市に住所を有する個人タクシー事業者数を国土交通省千葉運輸支局に確認したところ、本年8月末時点において75者、個人の福祉タクシー事業者が15者とのことでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 他市では、免税のタクシー事業者を駅前のタクシープールから排除するという動きが起きて問題となった事例があります。本市でそのようなことが起こっていないのか、また、今後そのようなことがないと言えるのか、お伺いします。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

現在、売上げ1,000万円以下の個人タクシー事業者で、課税事業者への変更登録を行わないものは免税事業者と扱われますが、この免税事業者をタクシープールから排除する動きがあることは聞いておりません。また、千葉県タクシー協会京葉支部に確認したところでも聞いたことはないとのことであり、今後同様の動きがあれば、すぐにやめさせるとのことです。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 伺いました。タクシー業界の運転手不足は今でさえ深刻です。インボイス制度導入により、個人事業者を中心にタクシー業界も大きな打撃を受け、廃業される方が出てくるかもしれません。高齢化が進む中で、タクシーが持つ公共インフラとしての役割は大きいと考えますが、本市はどのように対策を考えているのか、お伺いします。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 タクシーの台数については、深刻な運転手不足から減少していることは把握しております。本市では、これまでも、法人、個人を問わず、タクシー事業者に対して原油価格の高騰に対する支援を行っているところです。

しかしながら、インボイス制度の導入については、現在も千葉県タクシー協会や個人タクシー協会、個人タクシー事業者から市に対して具体的な相談は来ておりません。今後、タクシー事業者が廃業に追い込まれる事態となれば、タクシーを含めた公共交通機能の維持にも影響が及ぶことが考えられるため、導入後の状況を注視して

いくとともに、タクシー事業者からの相談に対しては応じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 とくたけ議員。

〇とくたけ純平議員 一度廃業した業者が復活するというのは困難なことから、ぜひ早め早めの対応をお願いしたいと思います。

続きまして、(4)道の駅いちかわについて伺ってまいります。

道の駅いちかわには免税事業者も出品をしていると思われませんが、指定管理者から現状をどのように聞いているのか伺います。

〇つちや正順副議長 根本経済観光部長。

〇根本泰雄経済観光部長 お答えします。

道の駅いちかわの指定管理者は、インボイス制度の導入が近づいたことから、道の駅いちかわに出品している方などの取引事業者を対象に、市川税務署員を講師とした研修会を本年4月に開催し、制度の周知を図っております。道の駅の物販については、その多くで委託販売形式を取っているため、販売に係る売上げは出品している方に入ることとなり、指定管理者は販売に係る手数料収入のみとなっていることから、インボイス制度導入に際しての影響は少ないものと聞いております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 とくたけ議員。

〇とくたけ純平議員 多くは委託販売形式ということですが、買取り仕入れ形式で取引している相手に免税事業者はいるのでしょうか。いらっしゃる場合、指定管理者としては税負担が増えることになると思いますが、今後どうしていく考えか伺います。

〇つちや正順副議長 根本経済観光部長。

〇根本泰雄経済観光部長 指定管理者では、制度導入に際して、納入事業者に対して適格請求書発行事業者登録の意向調査を行っているところであり、免税事業者は全体の約1割に当たる20件程度が見込まれており、大半が市外の農産物の加工品を販売する事業者と聞いております。指定管理者からは、インボイス制度導入に際して、納入事業者の再選定を行うことなく、これまで同様の運営を行うことを確認しておりますが、一部の委託販売と市内商品を扱う納入事業者への対応については、制度の経過措置期間に影響を見極めて対応していくとのことであります。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 とくたけ議員。

〇とくたけ純平議員 道の駅に関しては指定管理者の権限が大きなところではありますが、所有者は本市でありますし、免税事業者、今、市外の方が多いということでありましたが、この免税事業者が排除されることのないよう注視をしていただきたいと思います。また同時に、道の駅を支えている農家さんもインボイス制度が導入されることによって打撃を受けることが考えられます。農家さんに対する支援策も併せて万全に行っていただくようお願いをいたします。

続きまして、(5)文教都市として、アーティストへの支援についてです。

市長は所信表明演説で、文教都市としての発展や新進アーティストの活動拠点も視野に入れるという旨、発言をされております。まず、インボイス制度導入による本市のアーティストへの影響をどのように考えているのか、お伺いします。

〇つちや正順副議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

インボイス制度の導入に伴うアーティストの方への影響につきましては、一般の個人事業主等と同様の影響があるものと考えております。アーティストの方が課税事業者となり、インボイスを発行できる適格請求書発行事業者になるかどうかの判断は、個々の取引状況等に応じて判断されるものと認識しております。この判断のタイミングといたしましては、制度が導入される本年10月だけでなく、取引先課税事業者側が免税事業者等からの仕入れ税額相当額の8割を控除できる経過措置期間が終了し、控除できる額が5割に変わる令和8年10月なども想定されるところであります。このことから、アーティストへのインボイス制度導入の影響につきましては、今後、これらの状況を見ていく必要があると考えております。

なお、アーティストが課税事業者となった場合、製造業などと異なり、事業に伴う仕入れが少なく、控除する仕入れ税額も少なくなり、納付する消費税が他の業種に比べて多くなる場合も考えられます。また、免税事業者にとどまる場合、他の業種では課税事業者から取引を断られるなどの懸念があるとされていますが、アーティストにつきましては、その方でなければできない内容の仕事もあり、取引に大きな影響が出ないことも考えられるところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 そのアーティストでなければできない仕事もある場合があつて、影響が出ないこともあるというふうにおっしゃいますが、アートの世界でそういった状況に行き着くまでには相当の時間がかかることが珍しくありません。インボイスはその猶予期間をなくしてしまうことで、結果的にアート業界を衰退させてしまうという懸念がございます。インボイス制度導入後、給付金制度などを本市で設けることは、この本市の文教都市としての発展とPRの面で意味が大きいと考えますが、見解をお伺いします。

○つちや正順副議長 森田文化国際部長。

○森田敏裕文化国際部長 お答えいたします。

インボイス制度につきましては、平成28年の税制改正により導入が決定し、一定の準備期間があつたほか、国により、様々な影響軽減措置や支援措置が講じられているところでございます。このことから、現時点では、インボイス制度の導入に際し、本市独自の給付金制度を設ける状況にはないものと認識しております。本市といたしましては、既存の文化施策活性化事業等によるアーティスト支援を継続しつつ、まずはインボイス制度導入後の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 とくたけ議員。

○とくたけ純平議員 一定の準備期間があつたといいますが、そうとはいっても制度開始を前にして、様々なアートの業界からも強い反対が示されているという事実がございます。アートは人の命を救う力を持つものです。指導者の方も含め、この業界にも十分に手当をしていただきたいと思います。

今回、インボイス制度の導入につきましては5項目でお伺いしましたが、それ以外の今回触れなかったところも含め、制度導入後の市民生活への影響をぜひ注視していただき、それぞれの業界への積極的な支援を求め、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 清水みな子議員。

○清水みな子議員 日本共産党の清水みな子です。日本共産党市議団は毎年、市民アンケートに取り組んでいます。それに寄せられた要望を基に、今回大きく3点質問をいたします。

まず、高齢者の介護予防についてです。

(1)介護予防いきいき健康教室が中止に至った経緯、そして今後についてです。

本市では、コロナ前まで介護予防いきいき健康教室を行っていました。参加者からは、本当に楽しい、楽しみにしている、そういう声が聞かれました。また、回数が減らされたり、抽選に漏れたりすると結構苦情もありました。しかし、令和2年にいきいき健康教室が終了したということです。コロナ禍の中での影響もあったと思いますが、中止に至った経緯と、今後の介護予防施策について伺います。

○**つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

○**菊田滋也福祉部長** いきいき健康教室は、平成8年度に60歳以上の方を対象に、高齢者のひきこもり予防として開始いたしました。平成17年に介護保険法の改正があり、介護予防をより重視する観点で地域支援事業が創設されたため、平成20年度からはいきいき健康教室をこれに位置づけ、対象者を65歳以上に変更しました。さらに、平成27年度の介護保険法の改正では、通いの場などの取組を推進する目的で一般介護予防事業が創設されたため、平成28年度から名称を介護予防いきいき健康教室と改め、一般介護予防事業の介護予防普及啓発事業に位置づけました。令和元年には、厚生労働省の一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会から住民主体の通いの場などをはじめとする高齢者の社会参加の拡大を全国で展開していくことなど、介護予防の取組の方向性が示されました。

この介護予防いきいき健康教室を終了した経緯ですけれども、参加者の多くが同じ方であり、年間を通じて同じ参加者に実施する事業は、先ほど申し上げた介護予防普及啓発事業に当てはまらないこと、また、参加者が徐々に減少してきたこと、またコロナ禍で令和2年度の開催が困難になったことから介護予防事業全体の見直しを行ったところからです。その後、令和3年度からは、介護予防への取組を強化するためフレイル予防教室の実施や、平成28年度に開始した住民主体の通いの場である市川みんなで体操の活動支援など、高齢者の社会参加の推進を図っているところです。

以上でございます。

○**つちや正順副議長** 清水議員。

○**清水みな子議員** 伺いました。国の介護保険法が改正されるたびに、いきいき健康教室もひきこもり予防から介護予防というふうにどんどん変わっていった様子が分かりました。いきいき健康教室には指導者がおり、健康相談を受ける看護師や保健師さんなども働いていました。その方たちに会うのを楽しみにしている参加者もいたのではないのでしょうか。残念ながら中止となりましたが、その後、答弁にありましたように、市が主体で行う健康教室ではなく、住民が主体となったみんなで体操、このように変わりました。高知市を発祥としたいいきいき体操ですが、今は生き生き百歳体操、このように呼ばれています。全国43都道府県、500以上の市町村、1万4,000か所に広がっているというふうには報道されています。

そこで、(2)市川みんなで体操の普及状況、登録団体数、今後について伺います。

○**つちや正順副議長** 菊田福祉部長。

○**菊田滋也福祉部長** 市川みんなで体操は、65歳以上の市民3人以上が定期的に身近な会場に集まって体操を行うものです。講師は不要でDVDを視聴しながら、ゆっくりと腕や足を上げたり下ろしたりする筋力トレーニングで、どこでも誰にでもできる体操です。今年8月1日現在の登録団体数は41団体で、登録人数は635名です。週1回以上活動するレギュラーコースと月1回以上活動するライトコースの2つのコースがあり、筋力の維持向上だけでなく、地域における仲間づくりや外出の機会ともなるため、住民主体の介護予防活動と考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 清水議員。

○清水みな子議員 生き生き100歳体操は、手首や足首におもりを装着し、筋力トレーニングを行っています。週に1回か2回、それ以上はやらなくていいというふうに言われています。

再質問です。市川みんなで体操の活動団体に対して、市はどのような支援を実施しているのか伺います。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 市川みんなで体操の普及啓発のため、市民を対象とした体験講座を年2回開催しており、今年度は11月と1月の開催を予定しております。また、新規に始めたいという相談があった場合は、保健師等の専門職が団体の活動場所に向いて出張体験会を実施しており、この体験会後にDVDを貸し出すとともに、希望に応じて3か月間、重さで手足に負荷をかけるウエートバンドを貸し出しております。出張体験会後も、初期支援として3回程度市の職員が伺って、体操を行う環境や効果的な体操の方法や注意点などについて具体的な助言を行っております。その後、団体からの活動開始の申請団体登録後は、活動の継続を支援するため、活動開始から3か月後及び9か月後にも職員が活動場所に伺い、必要な助言などを行っております。また、希望する団体にはより効果的に体操を行えるよう、活動開始の6か月後と12か月後、1年後に技術的な助言を行うリハビリ専門職を派遣しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。市川みんなで体操をされている自治会長さんのところに、次のような文書が届いたということです。ちょっと自治会長さんは憤慨されておりました。体操はおもりを使用しなくても十分な効果が得られること、そして、新規登録団体が増えているので、おもりの貸与は最長3か月間として、使用していないおもりやバンドは返却してほしいというものでした。発祥の地、高知市高齢者支援課の方がいきいき100歳体操の取り組みという冊子を出して、今全国に普及しています。これを見ますと、この体操は高知市の理学療養士が開発し、運動のメインは、筋力運動、日常活動、物を持つ、立つ、歩く、けがや痛みの予防改善と必要とされる動作、それらに必要な筋力をアップさせること、1本220g、最大2.2kgまで負荷を増やすことができるおもりを手首、足首につけて運動を行うことにより、筋力とバランス能力を高めることができると、このように冊子に書いてあります。

本市でいうおもりを使用しなくても十分な効果が得られるとはどういうことでしょうか。この点について伺います。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 市川みんなで体操は、高齢者の筋力の維持向上を図るため、当初はウエートバンドを使用する体操として事業を開始し、全ての団体に当初はウエートバンドを貸出し、その期限も設けておりませんでした。現在は、新たに登録を検討している団体が貸出しを希望された場合にのみ、手足にかかる負荷を体験する目的で3か月間を上限として貸出しをしています。貸出しの運用を変更した経緯といたしましては、これまで事業を進める中でウエートバンドの装着が困難な方が多いという課題がありまして、用具を使わない運動効果についても調査を行ってきたところ、筑波大学などが行った複数の研究結果から、用具を使わない運動は高齢者にとって安全性が高いこと、また、高齢者が自分の腕や足の重さを利用する自重運動を行った場合でも、十分に運動効果が得られることが確認できました。そこで、ウエートバンドなどの用具を使わずにできる自重運動は、誰でも、どこでも、いつでもできる、より手軽な体操として普及が期待できると考え、ウエートバンドを使用する体操から自重運動を中心とする体操に移行していくこととしたものでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長 清水議員。

○清水みな子議員 全国的にはウエートバンドを使用した体操がまだ広く使用されています。先日、新聞に袖ヶ浦市で広がる百歳体操として、手足に負荷ゆっくり動作で体軽くという記事が載っていました。日常動作が楽になったと評判も上々で、雑談が何よりも楽しみと憩いの場づくりにも一役を買っているという、そういう記事です。袖ヶ浦市では、2014年10月から市が中心となり普及し、当初参加団体は7団体でしたが、今年9月時点で56団体まで増えてきているということでした。

市川みんなで体操をはじめ、本市の介護予防施策、今後どのように展開をしていくのか伺います。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 市川みんなで体操は、手軽な体操で筋力維持向上効果が期待できるほか、社会参加となる通いの場でもあります。引き続き実施団体が増えていくよう、体験講座の開催や啓発用チラシの配布などにより周知するとともに、活動の支援を継続してまいります。また、趣味や学習などに関するほかの様々な講座への参加についても、高齢者の社会参加となる通いの場であると考えております。

市では、高齢者の社会参加の促進を目的として、いきいきセンターのサークル、地域ケアシステムのサロン、また市川みんなで体操などの通いの場の情報を集約しました「きょういくところ」というリーフレットを令和3年度から作成しております。今年度からは、公民館で行っているシニア向けのサークル情報が分かる二次元コードも一緒に掲載をしました。このリーフレット、「きょういくところ」は市の各窓口、市内15か所の高齢者サポートセンター及び地域ケアシステムの拠点のほか、御協力いただける医療機関等に配架しております。

今後も高齢者の誰もが参加できる介護予防活動の展開を目指し、介護予防につながる住民主体の通いの場の活動について、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。市川みんなで体操は住民主体ということですが、住民任せではないというふうに思います。時々体操している会場を回っていただいて状況を把握したり、相談に乗ってほしいと、このように思います。以前は半年ごとにあった健康測定もなくなったというふうに聞きました。やはり、もっと寄り添った対策を要望いたします。

次に、熱中症対策について伺います。

(1) 公共施設を暑さ対策の一時避難場所として活用することについてです。

以前、各家庭の節電等を目的として、暑さが高まる日中に公共施設等への外出を促すキャンペーンを行ったことがあります。10年前でした。節電避暑地キャンペーンとして、当時は30度を超える暑さの中、涼しい空間をみんなでも共有し、みんなで快適に過ごしましょうというキャンペーンでした。当時の「広報いちかわ」を見つけました。商業施設、商店街などが21か所、そして、公民館、こども館、いきいきセンターや公園など公共施設が52か所、「広報いちかわ」に書いておまして、そこに行きましょうというふうに書いてあります。

10年たった今は35度を超える酷暑となっています。消防局に10年前と今、熱中症の救急搬送について伺いました。10年前の平成24年9月12日時点で救急搬送の数は121人でした。今年9月12日までに201人と80人ほど増えています。国では、気候変動適応法の改正を行い、厳しい暑さによる熱中症対策を強化するという体制です。この頃、熱中症警戒アラートがよく鳴るなというふうにも、よく発令するなというふうにも思っていたんですけども、こういう国の制度の改正だということです。さらに深刻な健康被害が予想される場合には、熱中症特別警戒アラートというのが発令されます。自治体には、事前に公共施設や民間施設を対象に、冷房の効いた部屋をクーリングシェルターと指定し、アラートが発令された場合には、施設を開放することが求められています。暑さをしの

ぐ場所として公共施設を活用することについて、本市の認識を伺います。

○つちや正順副議長 稲葉管財部長。

○稲葉清孝管財部長 お答えいたします。

近年、夏場の気温上昇は著しく、特に今夏は各地で猛暑日が過去最高となるなど、文字どおり記録的な夏となり、私たちの生命を脅かす極めて深刻な状況と捉えております。そこで、公共施設を熱中症などへの対策場所として活用することについてですが、庁舎を例に申し上げますと、第1庁舎は行政サービスにおいて申請書の提出や証明書の受領、各種相談業務などのために訪れる場所にとどまらず、快適で居心地のよい空間を提供する場所として整備をいたしました。中でも、1階の市民交流スペースや2階のカフェ前スペース、7階の休憩スペースなどは、様々な目的で御利用いただけるよう、フリーWi-Fiなどを完備しております。市民交流スペースでは、各種広報関連紙に加え、一般図書なども配置しており、本市の取組などに触れながら快適にお過ごしいただける空間となっております。また、カフェ前スペースや休憩スペースでは飲食が可能で、こちらのスペースも夏場の暑さ対策には最適な空間と考えております。なお、その他の公共施設については、各施設の事情にもよりますが、共用スペースなどでの休憩や水分補給は熱中症予防につながるものと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。第1庁舎での熱中症対策については理解しましたが、近い方はよいですが、遠くからわざわざ第1庁舎まで来る前に参ってしまいます。ですから、身近な施設、これが必要でないかと思えます。身近な施設でなければクーリングシェルターにはなりません。東京の世田谷区では、公共施設のほかに、民間の薬局、銭湯、接骨院など250か所の避難施設を開放しています。熱中症予防おやすみ処という黄色いのぼりが目印で、今年の6月15日から開放されているということです。誰でも利用でき、ペットボトルの飲料水も区が無料で提供しているということです。

そこで、(2)として、身近な商業施設を暑さ対策の一時休憩場所として市民が気軽に利用できるよう、申入れをする考えについて伺います。新型コロナウイルスの分類も5類になり、施設への往来も緩和されたことから、熱中症対策として事業者と協力し、身近な商業施設を一時的な休憩場所として提供してもらうことはできないか、これについて伺います。

○つちや正順副議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 千葉県では熱中症警戒アラートの発令が、令和3年は8回、令和4年は12回、令和5年は9月19日現在で34回と年々増えています。また、国は気候変動適応法を改正し、熱中症警戒アラートの発信方法を変更するなど、熱中症の予防や対策を強化しています。本市におきましても、関係部署と連携を図りながら、外出中の方が気軽に涼める場所、例えば民間商業施設などの確保を含め、熱中症対策を進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 清水議員。

○清水みな子議員 環境省によりますと、全国で今125の自治体で、この熱中症対策の取組が進められているということです。習志野市でも今年7月からクールステーションとして、大型店舗などで涼める場所として開放しているということです。先ほど世田谷区の例を出しましたが、世田谷区保健所の健康企画課の課長さんが、熱中症のリスクが高いのは高齢者なので、高齢者が日常生活で比較的多く利用する施設に協力をしてもらっていると話しています。ですから、薬局や銭湯、接骨院などが協力施設になっているんだなというふうに感心しました。市川市もこれから、来年に向けて熱中症対策を進めていきますけれども、ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。そして、この熱中症対策をつくる際には、1つの部署ではなく、全庁的に知恵を集めて取り組んでいただく

ということをぜひ要望いたします。

次に、(3)の生活保護受給世帯への夏季加算を創設するように国に要望する考えについてです。

夏の猛暑は本当に年々厳しさを増していますし、また、電気代などの高騰の中でクーラーをつけないで我慢をしているという高齢者もいます。昨年9月の定例会において、やなぎ議員が代表質問を行い、夏季加算の創設を要望していくというふうに市の答弁がありましたが、その後の経過はどうなっているのか伺います。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 全国的に熱中症による救急搬送者数は年々増加しており、その発生場所は住居が最も多くなっております。住居における熱中症対策では、エアコンによる温度調節が大切であります。電気料金の増大を避けて使用を控える生活保護受給世帯が見受けられます。こうした背景から、本年5月生活保護法の運用指針である保護の実施要領等の改正に当たり、従来からある冬季加算と併せて夏季加算を創設することについて、千葉県を通じ国に対して意見を提出したところです。現状の対応としては、電気・ガス・食料品等価格高騰の影響を特に受ける低所得世帯を対象とした低所得世帯に対する重点支援給付金など、生活保護受給世帯も支給対象となる制度を活用いただいております。夏の猛暑は来年以降も続くとの予想もあることから、健康被害を発生させないために今後も引き続き国に対して要望してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 清水議員。

○清水みな子議員 国に意見書を提出しているということ伺いました。熱中症の救急搬送の方、室内で熱中症の搬送を受けるという方が半数を超えているということです。平成30年4月から保護開始時にエアコンを所有していない場合などは、その要件の下、生活保護受給者に対してエアコン購入費用が支給されることとなりました。しかし、この要件に合致しないエアコンの買い換え、また、平成30年3月以前に生活保護受給を開始した世帯については、この制度が受けられませんので、エアコン購入費用を支給できるように、国に対してさらに要望していただきたいと思いますけれども、その考えについて伺います。

○つちや正順副議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 現在支給の対象とならない世帯に対しては、国の事業として社会福祉協議会が実施しています生活福祉資金貸付制度を案内しているところです。しかしながら、返済を要する貸付制度であるため、これを活用しない世帯もあることから、先ほど申し上げた夏季加算の創設と併せ、エアコン購入費用の支給要件の拡大についても、保護の実施要領等の改正に関する意見を提出する機会に千葉県を通じて国に要望してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 清水議員。

○清水みな子議員 全国のニュースで高齢者の御夫婦が熱中症で亡くなる、エアコンがついていませでしたというような本当に悲しいニュースはなくしていきたいです。ぜひとも、夏季加算の創設、エアコン購入費用の支給要件の拡大、これについては国への要望を強くしてください。本当に生活保護世帯には死活問題となっていると思います。市長さんにも、ぜひ近隣市の市長さんたちとお話する機会があれば、生活保護の冬季加算はありますので、やはりこの夏の夏季加算、これを国に要望するようにお願いいたします。

次に、通学路の安全対策について伺います。

堀之内1丁目24番地先から中国分小学校に至る通学路の安全対策、この状況と今後の取組について伺います。

ここは外環道路の側道の関係で、これまで通っていた道路が塞がれ、塀で囲まれてしまいました。ですから、その周りをぐるっと回って横断歩道を渡らなければなりません。要望は、その横断歩道を十字路のほうに少し変

更できないかというものでした。7月13日、朝7時25分から30分間、通学路ルートでどのぐらいの車、また児童生徒が通うのか、地元の方が調査してくれました。この30分間に、車は128台、そして児童生徒は148人と、ほぼ同数程度の車の往来があったということです。ここは国道298号の迂回路としても車がたくさん通ります。堀之内1丁目24番地先から中国分小学校に至る通学路のルート、このルートにおける安全対策の状況と今後の取組について、まず伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

堀之内1丁目24番地先から中国分小学校までの通学路は、堀之内から向かっていくと、初めに外環道路区域内の国が管理する道路を通り、途中、外環道路の副道を横断し、外環道路と市道0130号との交差点に向かうルートとなっております。外環道路の横断は、市道0130号との交差点、中国分小学校前交差点付近にあるなかこくにここに歩道橋が利用されており、横断後は市道1197号を通り、学校南側の校門に至るルートとなっております。安全対策の状況としましては、外環道路の副道につながる堀之内1丁目24番地先の通学路は、国の管理地であることから、国によりガードレールが設置され、歩車分離による歩行空間が確保されております。このほかにも国では、外環道路の副道を通行する車両への注意喚起の対策として、「横断者注意」の標識や「児童飛び出し注意」等の看板の設置、さらに、路面には、横断歩道手前に減速を促すカラー舗装や減速マークを設置しております。

一方、本市の対策としては、外環道路の副道につながる市道1028号において、「通学路スピードをおとせ」という注意喚起看板の設置や、通学路であることを示す路面標示を行っております。

今後の取組でございますが、本市では、外環道路の副道につながる市道1028号を通行する車両に対して、注意喚起に係る追加対策を検討しております。また今年度は、外環道路西側の副道から中国分小学校校門に至る区間を含む市道1197号において、路肩部のカラー舗装を予定しております。このほか、外環道路の副道については国の管理となりますことから、横断歩道以外を横断する歩行者に対して注意喚起等を行うための安全対策を要望してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 清水議員。

○清水みな子議員 私も先週、早朝の通学路の様子を調査してきました。先ほどの答弁で、ガードレールにより歩車分離を図り、歩行空間を確保しているというふうにありましたけれども、実際はガードレールの内側を歩いているのは小学生だけです。中学生は全員ガードレールの外、つまり車道側を歩き、そのまま横断歩道ではなく、車の往来を見ながら十字路を渡っています。そのほうが真っすぐ行ける場所で近いですから、しかし事故が起きないか本当に心配です。小学生にも聞いてみましたが、やはりぐるっと回るのは遠いというふうにおっしゃっていました。中学生には通学路はないということですが、事故が起こってからでは遅いですから、車の往来が激しい地点、学校での安全教育について教育委員会の見解を伺います。

○つちや正順副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

教育委員会として、御指摘の箇所につきましては、見通しが悪く、朝の時間帯には交通量が多いことは認識しております。今後も同地点の状況や交通ルールを守ることの大切さ等を含めた安全教育について、改めて関係する学校に周知してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 清水議員。

○清水みな子議員 ぜひ、各学校での安全教育をお願いいたします。地元の方が立ちました7月13日は、7時45

分頃から保護者の方が2人、見守りに立っておられたそうですが、私が行ったときには誰もいませんでした。見守りに保護者が朝立つというのも大変だということです。ですから、例えばその近くの自治会の皆さんで見守りのお手伝いなどをお願いできたら、ぜひそうしていただきたいと思います。

それから、横断歩道を十字路のほうに少し移動することはできないかと、あの一帯は国交省が土地、道路なども取得しているそうなので、窓口は首都国道事務所となると思いますけれども、ぜひよく相談をしていただき、安全な通学路の確保、これをぜひお願いしたいと思います。私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後3時5分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

久保川隆志議員。

○久保川隆志議員 公明党の久保川隆志でございます。通告に従いまして一問一答で一般質問を行わせていただきます。

ではまず初めに、障がい者支援からです。

(1) 要支援者の災害時の避難対策について、先ほども述べられておりましたが、関東大震災から100年を迎えましたので、震災の教訓を忘れることなく、いつ起きてもおかしくない災害に備えた命を守る対策をテーマに伺ってまいります。

近年、大規模の震災や水害、風害が頻発しており、水害においては、台風や線状降水帯の発生等により想定を超える甚大な災害となっており、高齢者や障がい者などの災害弱者が逃げ遅れ、犠牲になるケースが後を絶たないことから、平成29年6月19日に改正水防法が施行され、要配慮者利用施設等に避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化されました。また、令和3年6月定例会で質問した答弁では47%の作成率とのことで、行政と施設との連携の下、作成率の向上を要望しておりましたが、その後の進捗状況を伺います。

さらに、改正災害対策基本法が令和3年5月20日に施行され、災害弱者と言われる高齢者や要介護者、障がい者等が災害時にどのような避難行動を取ればよいかについて、個別避難計画の策定が市町村の努力義務となりました。本市の取組内容と実施状況について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 障がいのある方を含む要配慮者の円滑な避難のためには、計画の作成や訓練の実施、また支援をしてくれる方や地域との関わりなど様々な取組をつなげることが必要です。中でも、安全で確実な避難のためには、計画を作成することが大変重要であると考えております。障がいのある方の避難に関する計画としては、大きく2種類が法律で定められています。一つは、水防法や土砂災害防止法に規定される施設として利用者の避難対策を定める避難確保計画、もう一つは、災害対策基本法に規定される要配慮者一人一人に対して、どのような避難行動を取るかを定める個別避難計画です。

まず、避難確保計画の作成状況ですが、令和3年6月定例会での答弁時において計画を作成していた施設は637施設中301施設で、作成率は約47%でありました。現在は728施設のうち580施設で計画を作成しており、作成率は約80%と大きく増加している状況です。また、訓練の実施報告済みの施設についても、144施設から245施設

と大きく増えております。これは新たに開設した施設や計画が未作成の施設に対する依頼文書の送付、また私立保育施設への説明など、継続的な取組が増加につながっているものと考えております。

しかしながら、避難確保計画の作成や訓練の実施は件数を増やすことが目的ではなく、内容が実態に即していることが大切であるため、引き続き施設側からの相談に応じるなど可能な限り施設に対する支援を行ってまいります。

次に、個別避難計画は令和3年5月の災害対策基本法の改正により、各自治体がおおむね5年程度で取り組むことが努力義務とされた計画です。災害対策基本法では、要支援者ごとに氏名、生年月日、住所のほか、避難支援を必要とする理由、避難場所や避難経路等の事項を記載するものと定められております。個別避難計画の作成状況は、この9月1日現在10名です。このうち1名は本年4月にモデル地区を選定し、1つの自治会において、本人やその御家族、避難支援等関係者に当たる自治会と民生委員、また、市職員が顔を合わせ、避難時に配慮を必要とする事項について情報を共有し、避難場所の確認や支援方法の検討を行い、個別避難計画を作成いたしました。また、うち9名につきましては、避難行動要支援者名簿登録申請書の裏面の個別支援シートに、法律で定められた避難場所や避難支援者などの必須事項全てが記入されていることから、今年の1月に市川市避難行動要支援者支援プランを改定し、これを個別避難計画としております。

この9名の方以外にも、多くの方から個別支援シートを提出いただいておりますけれども、必須事項である避難支援者や避難経路などが未記入の場合が多く、改めて御本人や関係者等との確認、調整を必要とするため、全てを個別避難計画に位置づけることはできない状況であります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 伺いました。2年前の議会質問の中で47%だった避難確保計画、これは8割まで上がってきたということでありまして。様々な工夫の下で上げていただいておりますが、まだ残り148施設が仕上がっていないということでありまして、この部分に関しては、しっかりまた継続して寄り添っていただきながら、御支援、また作成に向けて動いていただければと思います。また、訓練に関しては245施設ということ、かなりの施設が訓練をされているということでありまして、作成済みが580施設ということでありまして、その中で245施設、この計画をつくってくださいという部分と併せて避難訓練というものも義務づけられておりますので、これがマッチングしていないというか、なので、この差に関してもしっかりと同時でできるような体制づくりをお願いできればと思います。その辺の寄り添った——訓練をされることによって、様々浮き上がってくる課題や問題点がありますので、そういったものもしっかり検証していただいておりますので、お願いしたいと思います。

災害が起きると、福祉を必要とする人ほど不利な状況に追い込まれかねません。逃げ遅れることのないような避難方法などを事前に決めておく個別避難計画は、平時から支援が必要な人が把握され、災害時に切れ目のない支援につながっていくためにも極めて大事になってまいります。そのためにも、ハザードマップ上で危険な地域の方を最優先してでも策定できるよう取組を加速すべきではないかと考えますが、本市では、今後どのように個別避難計画の作成を進めていくのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 個別避難計画は、国の指針において、市町村の限られた体制の中でできるだけ早期に優先度の高い対象者から計画を作成することが適当であると示されております。このため本市では、市内における崖地等のハザードの状況と障がいの程度などの心身の状況を考慮して、優先度が高い対象者から計画を作成する方針としています。今年度は4月にモデル実施を行った自治会のほかに、2か所程度の自治会と連携し、本人や関係者等と話し合いをしながら、個別避難計画を作成していくことで現在調整しております。今後につきましては、

今年度の検証を踏まえつつ、避難支援等関係者の協力を得ながら、優先的に取り組む対象地区を広げ、個別具体的な個別避難計画を作成してまいりたいと考えております。

また、御本人から提出されました個別支援シートの未記入部分の調整につきましても、御本人や御家族、避難支援等関係者等と連携を図りながら、実現性のある個別避難計画となるよう同時に進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。内閣府での策定事例では、要支援者の状況を把握しているケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職が参画して策定を行う取組が紹介されていますが、福祉と防災の縦割りを取り払い、本人や家族、地域住民、行政等が連携をして作成できる体制を整えるべきだと思いますので、優先順位の高い方や危険な地域に対しては、様々な協力体制の下、加速的に作成が進むよう要望させていただきます。

また、個別避難計画の作成と併せて大事なのが訓練です。実際に行動をし、経験することで課題も出てきますので、策定した計画を基に、当事者を含めた関係者が参加しての避難訓練を実施すべきではないかと思いますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

個別避難計画の実効性を確保するために、訓練の実施は非常に有効だと認識しております。本市では、小学校区ごとに避難所を開設、運営する訓練を実施しており、そこに地域の方々と一緒に要支援者の方も避難者として参加していただくことで、避難の経路や時間など、実際に避難するときの留意点を確認することができ、これにより計画の実効性を高めることにつながるものと考えます。今後は、地域の方々の御協力をいただきながら、より多くの方に参加していただけるよう呼びかけを行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 障がいの内容や程度など、障がい者個人で必要とする支援が違うため、個別の避難計画を考えていく必要があり、避難誘導には施設職員の力だけでは限界があり、地域住民らの協力も欠かせないと考えております。別府市では、インクルーシブ防災事業と題しまして、市民活動者と協働で障がい者当事者が参加する避難訓練等に取り組まれています。地域住民と顔の見える機会をつくり、意識を共有しながら、幾度となく訓練を重ねることが重要だと思います。災害時には、ふだんの生活と異なる環境の変化に適応ができず混乱を起す方も想定され、障がい特性によって支援の度合いも必要となってまいります。また、いつも利用している施設に避難したいという声も聞いており、福祉避難所の設置についても必要と感じています。課題は山積しているかもしれませんが、これからも命と暮らしを守る仕組みづくりに取り組んでいただくことをお願いしまして、この項目の質問は以上となります。

続いて、(2)日常生活用具の給付の現状と課題について伺います。

障害者総合支援法の事業の一つに、身体上の障がいを補うための補装具や用具を購入、修理する際に要する費用を助成する地域生活支援事業があります。補装具費の支給は都道府県地域生活支援事業で、また、日常生活用具の給付は市町村地域生活支援事業となり、利用者負担額や負担上限月額が設定をされております。本市は、指定都市また中核市ではありませんので補装具についてはお聞きはしませんが、市の地域生活支援事業である日常生活用具の給付について、現在の実施状況と解決すべき課題について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 日常生活用具給付事業は地域生活支援事業の一つであり、市町村が実施主体となっていくる必須事業とされており、日常生活用具の範囲等について厚生労働省告示により定義が示されています。対象者は主に在宅の障がいのある方、または難病等の方で、世帯の課税状況に応じて負担上限月額が設定されています。生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税世帯については負担はありませんが、市民税所得割課税世帯は原則として1割負担で3万7,200円の負担上限月額が設けられています。昨年度における給付実績は7,769件です。内訳としましては、介護・訓練支援用具31件、自立生活支援用具51件、在宅療養等支援用具35件、情報・意思疎通支援用具等83件、排せつ管理支援用具——これはストーマや紙おむつなど継続的な給付が必要なものでありますが、こちらが7,564件、居宅生活動作補助用具が5件となっています。基準額を超える日常生活用具を購入する場合には差額は自己負担となりますが、公費で負担すべき事業であることから必要な機能を確保した上で、適正な基準額の把握が求められています。日常生活用具の種類及び基準額は、市川市地域生活支援事業等実施規則により定められておりますが、必要な方に適正な用具が給付できるよう適宜見直しを行っており、これまでも対象品目の範囲を拡大するなど、必要に応じて規則の一部改正を行ってきているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。費用負担額に関して原則1割負担となっておりますが、種目別に基準額と耐用年数が設定されており、見直し等は市町村の判断によって決定できるとされています。1例でいうと、視覚障がい者用拡大読書器は19万8,000円の基準額で8年の耐用年数となっておりますが、近年の機器は画面の小さい携帯型は別として、20万円で購入できる製品はほぼなく、A I音声視覚支援機器のような最新のより便利な機器に買い換えをしたくても、8年間は再申請ができないのが現状です。

対象品目の拡大等で規則の見直しは行っているとの答弁でありましたが、高多機能化が進み、基準額で収まらないものが増えてきており、物価高騰も相まって利用者負担が生じています。早急な見直しが必要と考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 日常生活用具の一つであります視覚障がい者用拡大読書器につきまして、近隣市の基準額を申し上げますと、船橋市、松戸市、浦安市、柏市、江戸川区におきまして基準額19万8,000円、耐用年数8年で、現在は本市と同様となっています。

次に、昨年度の本市における給付実績としては18件ありまして、そのうち見積額が基準額を上回ったものは4件、22.2%となります。見積額で一番高かった額は26万7,920円、一番低かった額は3万9,800円、平均額は19万5,784円でした。視覚障がい者用拡大読書器は、おっしゃるとおり従来の拡大機能だけではなく、音声読み上げ機能、A I利用タイプなど多機能化が進んでおりまして、また据置型、携帯型と種類も多様となっております。この視覚障がい者用拡大読書器を含めた日常生活用具の基準の見直しについては、障がいの程度に応じて必要な機能が異なるため、それぞれに応じた基準額を導入している他市の先進事例を参考にしながら研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 日常生活用具の基準額から超える額、これに関しては自己負担額となります。生活保護の方にしてみれば、また低所得者の方にしてみれば、その基準額以内であれば負担額は生じませんが、先ほど申しました仮に19万8,000円、25万円だった場合は、その差額は生活保護の方等に関しても自己負担になってまいります。そうすると、仮に生活保護の方にしてみれば、その基準額以下で抑える製品を買うしかない。でも、その製

品が買える状況ではない。その現状をまた知っていただきながらも、先ほどの答弁では周辺も含めて見直し、改善していくというような内容でもありましたので、しっかりこのことを要望させていただきながら、次に進めていきたいと思えます。

次の(3)デジタル化への取組状況と環境整備についてです。

障害者手帳がデジタル化されることで、障害者手帳を忘れてしまい割引サービスを受けられないとか、水没等でぼろぼろになってしまった、障害者手帳を見せることで周りの目が気になるといった解消がされてまいりません。令和4年6月定例会にて、ミライロIDを一例に障害者手帳用のアプリについて質問をしましたが、導入への検討状況とサービス利用への環境整備について伺います。

また、6月の改正関連法の成立で、2024年秋にはマイナ保険証に切り替えられ、併せて社会保障と税、災害対策に限られるマイナンバーの利用範囲の拡大がされ、デジタル社会の基盤が構築されようとしておりますが、障がい者にとって、市川市に足を運ぶのが一苦勞の方もおり、人混み等の環境に順応できない方もいます。申請や更新等での様々な行政手続がある中、市役所に行かなくても手続できると時間的にも、また気持ち的にも安心感が違う方がたくさんいらっしゃいます。先ほどの日常生活用具の給付金申請もそうですが、デジタル化できる手続を増やせないものなのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 株式会社ミライロが提供しておりますスマートフォン用のデジタル障害者手帳アプリ、ミライロIDにつきましては、マイナポータルとのシステム間連携が可能であり、一定の信頼性を有していると認められるため、市のウェブサイト上でサービス内容を周知しております。また、庁内の関係各課との調整を行い、ミライロIDの提示により使用料等が割引、または免除となる市内公共施設の一覧を作成してウェブサイト上に掲載しております。デジタル障害者手帳機能以外の法人向け有料サービスには、ミライロチケット、また、ミライロクーポン、またミライロマップ、お知らせ配信などがあります。これらの有料サービスの地方自治体における導入実績は、全国でまだ5市区となっており、県内ではまだ実績がありません。本市におきましては、これらのサービスを有効活用できるデジタル環境の整備を進めながら、他の自治体の動向や導入事例を調査して、今後も研究を重ねてまいります。

次に、デジタル化への取組についてです。

市の窓口で行う手続の大部分を占める障害者手帳に関する各種申請及び自立支援医療の精神通院医療に関する申請は、市を経由しますが、事業の実施主体が県であるため、市独自の判断で手続をオンライン化することは現在難しい状況です。国が運営するオンラインサービスであるマイナポータルでは、本人の同意があれば障害者手帳に関する情報をシステム間で連携することが可能となっており、手続のオンライン化に伴い、障害者手帳の確認省略による簡略化が進む見込みであるため、今後の障がい者支援分野における国と県との情報連携の進捗状況を注視してまいります。

市としましては、市の単独事業等でオンライン化による電子申請が可能なものの洗い出しを行って、利用者が窓口に来庁しなくても申請手続が可能となるよう、オンライン化推進に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 デジタル障害者手帳については、市公式ウェブサイト上に周知をしていただいているということで、ありがとうございます。また、ミライロIDの有料サービスについては、調査研究を今後も重ねていくということでしたので、進捗を見守ってまいりたいと思えます。また、手続のデジタル化についてもマイナポータルの機能を使うということになりますが、システム改修も当然必要になってまいります、国と県との情報連

携を注視しつつ、本市のワンズオンリーに向けたDXの取組が進むことを期待して、この質問は終わります。

次に、大項目、スポーツ環境の整備について伺ってまいります。

(1) スポーツ施設の老朽化及び機能不足への対応についてです。

本市の公共施設は、昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備しております。施政方針で、多様な方が文化活動やスポーツに参加できる環境の整備を進めることで健康で健全な社会の実現を目指してまいりますと述べられているように、市民ニーズを踏まえ、スポーツ施設の新設や再整備を計画的に進めていただきたいと思います。スポーツ施設の老朽化対策はどのように取り組まれ、整備されているのか、また、スポーツ施設の現状及び東京オリンピック以降でスポーツも多様化する中、機能不足への対応は喫緊の課題かと思いますが、現状を踏まえての今後の整備計画について伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 市内の主要なスポーツ施設としては、国府台市民体育館、国府台陸上競技場、市川市市民プール、塩浜市民体育館などが挙げられます。これらの施設は、建設後35年から50年を経過しており、特に国府台公園内に位置するスポーツ施設は全て築40年を超えていることなどから、平成30年に国府台公園再整備基本計画を策定いたしました。現在、この再整備基本計画に基づき、国府台公園野球場の再整備を進めているところであり、令和7年春の開場を予定しております。

なお、野球場の再整備後は順次、陸上競技場や体育館、公園内の広場などを再整備する予定としております。国府台公園内の施設をはじめとして、市内のスポーツ施設の多くについては老朽化の課題を持っており、計画的に対応を進めることとしております。また、スポーツに親しむ環境など施設の不足も課題であると認識しております。そのため、本市のスポーツ振興における最上位計画となる第2期市川市スポーツ推進計画では、拠点の拡充を重点施策と定め、公園や公民館、民間施設等の活用のほか、スポーツ施設の新設、再整備などを掲げております。本計画の策定に当たり、市民アンケートや関係団体への意見聴取等を実施し、市内のスポーツ施設の状況のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢や、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催後の市民ニーズの変化等を確認することができました。このことから、重点施策である拠点の拡充に関しましては、市内を広く俯瞰した上で、適正な施設配置を踏まえながら、必要とされるスポーツ施設の整備や既存施設の再整備等の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 オリンピックのパリ大会開催まで1年を切り、先日、男子バスケットボール、今月頭でしたが、48年ぶりにオリンピック出場となるなど、世界選手権真っ盛りでスポーツへの関心が一層高まってきております。先日、国府台陸上競技場ではブルーサンダースの試合を観戦させていただきました。ハーフタイムでは田中市長も挨拶に立たれまして、アメフトの競技場の整備についても言及されていたかと思いますが、そういった意味でも御認識のことと思いますが、市民ニーズを捉えながら、必要な施設の新設、再整備の検討と実施をお願いいたします。

次に移りますが、(2)市民プールの老朽化への対策及び建て替え計画についてです。

市民プールは昭和57年に開設をされ、41年となりました。新型コロナの影響で2か年は開場を中止し、昨年はい場数に上限を設定して開場し、今年はコロナ前同様の営業をされました。更衣室や階段、プールサイドなど、老朽化した現状に抜本的に補修しているとは思えません。市民プールの老朽化の現状認識と今後の対策について伺います。

さらに、市民プールの質問はこれまで何度となく取り上げてまいりましたが、令和4年6月定例会では、市川

市スポーツ振興基本計画の見直しに併せて整備に係る条件を整理し、具体的な検討を進めるとの答弁でしたが、いまだに再整備計画の策定すらできていない状況にあります。今後の建て替え計画の見直しについても、併せて伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

市民プールは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年度、3年度は閉場し、令和4年度は入場制限を行った上で開場しておりました。そして、令和5年度は4年ぶりに入場制限を設定せずに開場したところでございます。令和4年度の利用再開に当たりましては、プール設備を維持するためのろ過装置や合併浄化槽のほか、更衣室やトイレ、子ども用プールの階段等の修繕を行いました。また、令和5年度につきましては、50mプール排水バルブ交換のほか、プールサイド床修繕等を行い、プールを開場しております。

既存のスポーツ施設に対する修繕費用につきましては、様々な捉え方があると考えております。本市におきましては、市民プールの位置する地域を対象に含む市川市北東部スポーツタウン基本構想を平成26年度に策定し、その中で再整備の構想を定めております。そのため、現在は安全かつ快適に利用いただくために、必要最低限の修繕を施し、対応しているところでございます。

なお、この基本構想に関しましては、第2期市川市スポーツ推進計画の策定を受け、一部見直しを行っておりますことから、今後は、この基本構想を基に具体的な施設整備に係る検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。今、具体的な施設整備に係る検討を進めるということでございますが、市民プールの再整備はいつ完了するのか伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 一部見直しを行った基本構想に基づき、具体的な検討を進める予定でございます。施設整備につきましては、通常この後、基本計画、基本設計及び実施設計といった検討を進めた上で、その後、工事施工となります。また、公共施設の整備に当たっては、民間事業者のノウハウや創意工夫の活用を十分に検討する必要のあることから、基本計画に併せ、整備手法も検討してまいりたいと考えております。いわゆるPPPと言われる官民連携の手法も多岐にわたるため、それらの調査研究を行う予定であり、整備期間、コスト、竣工後の運用方法など多角的な検討を進め、より効果的な手法により整備を進めたいと考えております。整備期間等につきましては、選択する手法により異なるため、決定した段階でお示ししてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 整備手法をどうしていくかという部分では、整備期間、また費用も大きく違ってくるかと思いますが、その検討はしっかりしていただきながらも、近隣の方は健康増進が図られる施設整備を待ち望んでおりますので、一刻でも早く基本計画に着手をしていただき、再整備が完了することを強く要望させていただきます。

ところで、施設整備に当たっては、大会に来る大型車が出入りしやすい道路整備も欠かせません。道路交通部や街づくり部など多岐にわたりますので、速やかに検討に入っていただくべきと思いますが、見解を伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 基本構想に基づく基本計画を策定するに当たりましては、施設への入り口となる周辺道路の整備なども併せて、関係部署等と連携して検討を進める予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 新しく施設整備が完成されるまで数年がかかり、修繕を繰り返して運営していくものと思いますが、今年度実施した修繕では取り壊しまでもたないのではないかと心配もしておりますが、修繕の今後の予定について伺います。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

市民プールにつきましては、毎年度、開場する前に点検を行った上で修繕箇所を確定しております。今後も安全に利用できるよう、必要な対応を実施してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 安全に利用できる維持管理に努めていただいて、老朽化と機能不足解消のためにも、建て替え計画が早急に進むことを強く要望しまして、スポーツ環境の整備については以上となります。

次の大項目、市立学校への不審者の侵入に対する防犯強化についてです。

学校への不審者侵入事案が相次いでおります。今年3月には、埼玉県戸田市の公立中学校に刃物を持った不審者が侵入をし、教員が切りつけられる事件が発生をし、7月6日には宮城県栗原市の小学校において、無施錠の通用口から学校敷地内に侵入をし、児童に軽トラックを衝突させる事件が、また同月26日には、大阪府富田林市の中学校に不審者が侵入する事件が発生をしております。

そこでまず、(1)不審者の学校侵入防止対策について、本市でも類似事案が起り得ることのないよう、再点検をしながら防犯対策の強化が必要と考えます。不審者侵入を防止する対策として、防犯カメラ付インターホン、防犯ブザー等が考えられますが、本市の市立小中学校における防犯対策の取組状況及び有事の際に身を守る防御用品の配備状況についてお聞きをいたします。

さらには、不審者侵入への対応となる危機管理マニュアルを作成し、教員などへの実演等での訓練を開催するなど、平時から備えた取組状況についても伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

本市では、18年前に校舎と正門の距離や校門前の人通りの状況など、防犯の観点から中山小学校及び大和田小学校の校門に電子錠を設置いたしました。利用者は校門にあるインターホンを押して、校内にいる職員が解除ボタンを押すことで、校門が開錠される仕組みになっております。また、さすまたを各小中学校等に3本程度、ネットランチャーや防犯スプレー等の防犯対策用品を配備しております。

一方、教職員や児童生徒の防犯意識の醸成も重要と捉え、各学校では、不審者対応マニュアルに基づいた不審者対応訓練を実施し、令和4年度の実施率は、小学校では90%、中学校では約50%となっております。さらに、不審者侵入抑止として、保護者や来校者に門扉を開けた際には必ず閉めていただくよう依頼したり、全ての教職員で日常から見慣れない来校者にも挨拶など、声かけを積極的にしたりするよう努めております。

最後に、学校への不審者侵入対応に対する庁内組織として、令和4年度から学校防犯対策検討会を立ち上げ、現状の把握や今後の防犯対策について調査、検討を進めております。その結果、本年度は富美浜小学校の校門2か所で、門の修繕に約380万円、2か所の電子錠に約190万円支出しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 侵入されても、さすまたを使うことはまれだとは思いますが、いざというときに使い方が分からない、使えないということのないようにお願いをいたします。市民の方から、インターホンの画素が悪く、確認できないようでは安全性に問題があるとお声を受けております。先ほど2校に設置を18年前ですかね、されたということで答弁がありました。私も昨日、中山小学校を見させていただきました。本当に霧がかかったような画面の中で、全く誰なのかも分からない、そのようなモニターの状況でありました。そういった鮮明の低い状態でありましたので、2校に設置のインターホンに関しても改修の必要性があるのではないかと思います。

文部科学省では、防犯カメラやオートロックシステム、非常通報装置等の整備に令和5年度から7年度までの間、補助割合を3分の1から2分の1にかさ上げされるなど、集中的な支援が実施をされております。このような交付金も活用しながら、防犯対策の強化のために、電子錠等の必要な整備を積極的に行うべきだと考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

学校の防犯対策整備についての補助金は、文部科学省の学校施設環境改善交付金における特別防犯対策施設整備工事業業があります。この補助金の対象となる工事内容は、校門等と管理諸室をつなぐインターホン設備やオートロック等の設備に伴う工事と、防犯監視システムや通報装置の設備に要する経費及びその関連工事となっております。本年度に電子錠を設置した富美浜小学校につきましては、令和4年度末に校門が故障し、早急に取り替える必要が生じたもので、これに合わせて電子錠を設置することとしたことから、当該年度の補助金申請時期を過ぎており活用ができませんでした。しかしながら、この補助金は令和7年度まで算定割合が2分の1に引き上げられていることから、不審者の学校侵入防犯対策につきましては、補助金の活用を含め検討し、関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。国の補助が令和7年度までということで、先ほどの補助金に関しては、仮に来年申請を出したとしたら、令和7年度に工事ができる、そのような内容だと思います。そういった国の補助を使って、3分の1が2分の1になるような国の補助を使う、それも一つでしょうし、また学校の状況によっては、現状を把握していただいて不審者侵入を防止する喫緊の課題があると捉える学校においては、来年度でもその予算をしっかりとつけていただいて侵入防止に対して対応していくべきではないかと思いますので、その辺に関しては要望とさせていただきます。

次に、(2)になりますが、守衛の配置等による防犯体制強化の必要性についてです。

不審者侵入抑止として、日常から見慣れない来校者にも挨拶など声かけを積極的にしているとの先ほどの答弁もありましたが、その答弁のとおり、犯罪抑止の効果策として、商業施設やオフィスビル、私立学校等で目にする警備員を学校に配置することで、不審者侵入から児童生徒が守られてまいります。守衛の配置についての本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

守衛につきましては、現在のところ市内公立学校への配置はございません。浦安市では、各小学校に守衛1名を長期の休みを除いた児童の登校日に、午前7時半から午後4時半まで配置しております。人件費、ボックスレンタル代、携帯電話代など年間1校350万円ほど必要とのこと。守衛の配置につきましては、不審者侵入に対して抑止力はあると思いますが、複数ある門に対しても配置は1か所のみとなっており、全ての門に対応しているわ

けではないことが課題の一つとなっていると考えております。令和4年度に実施しました全ての市内公立学校からの防犯に関するアンケートでは、55校中9校から守衛配置要望が出ている一方で、複数の校門を利用できる利便性が損なわれるなどの教育活動への弊害を懸念する声も上がっております。

今後は、事務室等から校門付近や来校者を確認できない学校や防犯対策への要望がある学校への聞き取り及び現場状況を調査し、課題を明らかにしていく必要があると考えます。教育委員会では、不審者を校内に入れさせないための効果的な取組について、学校防犯対策検討会で他市の状況や必要性を見極めながら、各対策の優先度合いについて調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 アンケートでは、9校から警備員の配置要望が出ているとのことで、要望校に対しては、早急に現状の聞き取りと現地確認をしていただきながら、先ほどの令和7年度までとなる国の集中的な整備補助も活用できるところは活用していただき、また警備員、浦安の例で言えば年間350万円ということでもありますけれども、警備員を配置することで安全が確保されるのであれば設置場所等、現場の意見を考慮しながら配置をしていくなど、学校ごとに違う課題があるかと思しますので、何よりも大事なのは安心、安全な体制強化を前へ進めていただくことをお願いいたしまして、この質問は以上となります。

最後の大項目、建物火災について伺ってまいります。

気候変動の悪化に伴い、高温と乾燥、落雷等が重なり、自然発火での大規模な山火事が増えてきております。ハワイ、マウイ島では、アメリカで起きた山火事としては過去100年で最悪の被害となり、強風も影響して延焼が広範囲にわたり、115人の亡くなられる方が出る甚大な被害となりました。100年前の関東大震災では、午前中にもお話も出ましたが、地震直後発生した火災から強風による延焼火災が広範囲に発生をし、史上最大規模の被害となり、また、7年前の糸魚川市での大型コンロの消し忘れによる火災も、突風により大規模に延焼をしました。建物から出火すると、天候次第で大きな被害にもなり、消防隊の皆様には緊張感を持って日頃から訓練を繰り返しながらも、市民の生命、財産を守っていただき、そのことに対して、この場をもって敬意を表します。本当にありがとうございます。

では初めに、(1)火災の発生状況及び消火や救助の対応と課題について伺います。

令和4年度中に発生した火災のうち、建物火災の件数と焼失程度の内訳及び火災が発生して出動から鎮火までの消火や救助活動の方法について伺います。さらには、発災後、避難されている罹災された方への対応状況についても伺います。

○稲葉健二議長 角田消防局長。

○角田誠司消防局長 お答えいたします。

初めに、令和4年中に発生した火災のうち、建物火災の件数と焼損程度の内訳についてでございます。令和4年中の火災件数は72件で、このうち、建物火災は50件となっております。類焼した建物を含めた焼損棟数は60棟となっております。焼損程度の内訳につきましては、全焼が11棟、半焼が3棟、部分焼が10棟で、焼損面積1㎡未満となるぼや火災が36棟となっております。

次に、出動から鎮火までの消火・救助活動についてでございます。119番通報などにより火災を覚知いたしますと、火災出動計画に基づき、建物火災の場合は、消防ポンプ車が5台、救助工作車、救急車、指揮車が各1台、合計8台が出動いたします。出動途上に通報内容や延焼の状況から消防力を増強する必要があると判断した場合には、必要に応じて追加で消防車を要請することとしております。火災現場での活動は、現場の最高責任者である大隊長の指揮の下、行われ、人命救助を最優先とし、火災の拡大を阻止することを主眼に活動いたしま

す。火災現場に到着いたしますと、逃げ遅れはないか、他に燃え広がる危険はないかなど情報収集を行い、救助隊は状況に応じて建物内に侵入するなど、速やかに救助活動を行います。同時に、ポンプ隊は放水体制を整え、消火活動を行い、併せて放水による階下への2次被害を考慮した対策を取り、各部隊がそれぞれの任務に基づいて、大隊長が鎮火を確認するまで、統率した火災防御活動を行っております。

続いて、罹災された方への対応につきましては、消火活動を継続しながら、安全の確保を行っております。課題といたしましては、消火活動を継続しながらの対応となるため、きめ細やかな対応が困難であることが挙げられます。罹災者の不安な気持ちを軽減するため、速やかに支援を担当する部署へ引き継げるよう、関係者と連携を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。火災の中でも建物火災が7割弱ということで、大変多いことが分かりました。市内には高層マンションもあり、アパートや戸建てでも防火構造や耐火構造等の延焼を防ぐ建物もあれば、古い木造住宅もあり、また、袋小路の狭い地域もあり、環境は千差万別ですが、万全の体制をしいて、逃げ遅れがあれば敷地内に侵入をし、人命救助を最優先とされ、延焼の阻止を主眼に、鎮火を確認するまで活動されているということがよく分かりました。罹災者への対応に関しては、市長部局の職員が到着するまで消防隊が消火活動をしながらか対応しているということで、消火活動に専念できるような体制を整えるべきと考えます。

ではその部分で、(2)被災者への応急的な対応及び支援状況と課題についてに移ります。

私が実際火災現場に立ち会った際に感じたこととなりますが、火災が起き、着のみ着のまま離れたところに避難しながら消火を見守っていましたが、突然の出来事に不安を抱かれ、その家に住める状態でないことが分かると移動していいものなのか、移動先がない場合は住まいの確保についてどうなるのか、寄り添った支援の必要性を感じました。

そこで、火災現場における被災者への対応について、消防局と連携をして行っているとのことでしたが、その対応と課題について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 建物火災が発生した際、まず消防局職員が被災者の状況を確認し、被災者の生活再建の一助となるよう、生活支援課で作成しました「火災に遭われた方へ」というパンフレットを渡しております。その後、当日の行く宛てがないなど福祉的な対応が必要と判断した場合には、消防局からの連絡を受けた生活支援課の職員が現場に出向き、改めて被災者の状況を確認した上で、毛布等の支援物資を支給するなど、必要に応じた支援を行っております。課題としましては、近隣に頼れる親類や友人がいないなど、その日の宿泊先の確保が困難な場合の対応と捉えております。今後も引き続き消防局など関係部署と連携し、より一層被災者に寄り添った支援ができるよう対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 福祉的な対応が必要と判断された場合は、生活支援課に連絡が入り、「火災に遭われた方へ」というパンフレットを渡し、毛布等、必要に応じた支援物資を支給するなど対応しているということでした。私も頂いておりますけれども、令和3年1月に改定された「火災に遭われた方へ」という、このようなパンフレットを6ページにわたって作っていただいて、これは公明党の大場議員の要望で作っていただいたかと認識しておりますけれども、本当に分かりやすいパンフレットになっております。宿泊先の情報が古いという部分は、この中で見ながら確認はさせていただいておりますが、今後デジタル化の普及に合わせて、この改定の際は

QRコードの掲載も併用されるという、そういった部分を入れながら、更新をお願いできればと思います。

では最後、(3)緊急的な居住支援の現状と課題についてです。身寄りなどがなく、宿泊先がない方は、自身でホテル等に連絡をして確保しなければなりません。時間帯によっては、そのときもそうでしたけれども、当日予約を断るホテルもあり、心を落ち着かせたい状況の中、スムーズに宿泊先を確保できるような体制づくりはできないものなのか伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 被災された方が、緊急的な居住の対応として宿泊施設を希望された場合は、パンフレットに掲載しています民間の宿泊施設を案内しております。しかしながら、御質問者がおっしゃるとおり、予約のない状況で、また特に夜間においては宿泊施設を確保することが困難な場合があると認識しております。今後は、そのような場合においても、より御協力いただける宿泊施設を確保するため、宿泊施設に対しパンフレットに掲載している趣旨を改めて丁寧に説明するなど、理解と協力を求めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。私も前職がホテルでしたので、当日予約というのは断るケースも当然あります。また、夜間であればあるほど、そのおそれがあるので断るケースもありますが、ここで大事なことは、その当日の予約が入ったときに、実は火災に遭いましたと。そのような連絡を一言あるだけでも、市川市とはそういう協定を結んでいますという一言があるだけで、ホテル側としては、その宿泊を受け入れる場合も当然あります。そういったいろんな根回し、また場合によっては災害協定、そういったものの必要性もありますけれども、しかし、そういった部分もしっかり必要な段取りを踏んでいただいて、いざ火事って滅多にあるものではないので、もしあった場合でも安心して夜を過ごせるような環境づくり、そういった整備に関しても行っていただきたいと思います。

誰一人残さない御支援を御検討いただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。御答弁ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時2分散会

第 8 日

令和5年9月22日（金曜日）

令和5年9月市川市議会定例会議事日程（第8号）

令和5年9月22日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問 浅野さち議員、西村 敦議員、石原よしのり議員、野口じゅん議員、丸金ゆきこ議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

|   |   |      |     |
|---|---|------|-----|
| 門 | 田 | 直    | 人   |
| 野 | 口 | じゅん  |     |
| 丸 | 金 | ゆきこ  |     |
| 富 | 家 |      | 薫   |
| 沢 | 田 | あきひと |     |
| 太 | 田 | 丈    | 之   |
| 小 | 山 | 田    | なおと |
| 川 | 畑 | い    | つこ  |
| ほ | と | だ    | ゆうな |
| 国 | 松 | ひろ   | き   |
| や | な | ぎ    | 美智子 |
| と | く | た    | け   |
| 中 | 町 | け    | い   |
| つ | ち | や    | 正順  |
| つ | か | こ    | し   |
| 加 | 藤 | 圭    | 一   |
| 浅 | 野 | さ    | ち   |
| 久 | 保 | 川    | 隆志  |
| 西 | 村 |      | 敦   |
| 中 | 村 | よ    | しお  |
| 大 | 久 | 保    | たかし |
| 石 | 原 | た    | かゆき |
| 清 | 水 | み    | な子  |
| 廣 | 田 | 徳    | 子   |
| に | し | む    | た   |
| 石 | 崎 | ひ    | でゆき |
| 堀 | 内 | し    | んご  |
| 細 | 田 | 伸    | 一   |
| 青 | 山 | ひろ   | かず  |
| 石 | 原 | み    | さ子  |

|   |   |    |   |
|---|---|----|---|
| 宮 | 本 |    | 均 |
| 大 | 場 |    | 諭 |
| 稲 | 葉 | 健  | 二 |
| 小 | 泉 | 文  | 人 |
| 石 | 原 | よし | の |
| 増 | 田 | 好  | 秀 |
| 越 | 川 | 雅  | 史 |
| 中 | 山 | 幸  | 紀 |
| 松 | 永 | 鉄  | 兵 |
| 竹 | 内 | 清  | 海 |
| 加 | 藤 | 武  | 央 |
| 岩 | 井 | 清  | 郎 |

欠 席 議 員            な し

説明のため出席した者の職氏名

|             |   |   |   |     |   |
|-------------|---|---|---|-----|---|
| 市           | 長 | 田 | 中 |     | 甲 |
| 副           | 市 | 松 | 丸 | 多   | 一 |
| 副           | 市 | 本 | 間 | 和   | 義 |
| 代 表 監 査 委 員 |   | 植 | 草 | 耕   | 一 |
| 教 育 長       |   | 田 | 中 | 庸   | 惠 |
| 危 機 管 理 監   |   | 本 | 住 |     | 敏 |
| 市 長 公 室 長   |   | 麻 | 生 | 文   | 喜 |
| 総 務 部 長     |   | 蛸 | 島 | 和   | 紀 |
| 企 画 部 長     |   | 小 | 川 | 広   | 行 |
| 財 政 部 長     |   | 田 | 中 | 雅   | 之 |
| 管 財 部 長     |   | 稲 | 葉 | 清   | 孝 |
| 情 報 管 理 部 長 |   | 小 | 林 | 茂   | 雄 |
| 文 化 国 際 部 長 |   | 森 | 田 | 敏   | 裕 |
| ス ポ ー ツ 部 長 |   | 立 | 場 | 久 美 | 子 |
| 市 民 部 長     |   | 佐 | 藤 | 敏   | 和 |
| 経 済 観 光 部 長 |   | 根 | 本 | 泰   | 雄 |
| こ ど も 部 長   |   | 鷲 | 沼 |     | 隆 |
| 福 祉 部 長     |   | 菊 | 田 | 滋   | 也 |
| 保 健 部 長     |   | 川 | 島 | 俊   | 介 |
| 環 境 部 長     |   | 二 | 宮 | 賢   | 司 |
| 街 づ く り 部 長 |   | 小 | 塚 | 眞   | 康 |
| 道 路 交 通 部 長 |   | 岩 | 井 | 忠   | 良 |
| 下 水 道 部 長   |   | 藤 | 田 | 泰   | 博 |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 行 徳 支 所 長         | 秋 本 賢 一   |
| 消 防 局 長           | 角 田 誠 司   |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 岩 井 滴     |
| 事 務 局 長           |           |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 藤 城 久 保   |
| 会 計 管 理 者         | 六 郷 真 紀 子 |
| 教 育 次 長           | 小 倉 貴 志   |
| 生 涯 学 習 部 長       | 板 垣 道 佳   |
| 学 校 教 育 部 長       | 藤 井 義 康   |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 之 |
| 事 務 局 次 長 | 町 田 茂 幸 |
| 議 事 課 長   | 米 津 孝 成 |
| (議事担当)    |         |
| 主 幹       | 宮 嶋 茂   |
| 主 査       | 尾 本 悠   |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 介 |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一 |
| 主 任 書 記   | 三 澤 啓 成 |
| (調査担当)    |         |
| 主 幹       | 渡 辺 孝 文 |
| 主 査       | 前 田 悠   |
| 主 査       | 岡 澤 英 康 |
| 主 任       | 関 口 舞   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴 |
| 書 記       | 福 井 寿 明 |

---





初めに、妊娠期から産後、育児まで切れ目ない支援について。

(1)産後家庭ホームヘルプサービス事業について伺います。

産後は、ホルモンのバランスの変化による心身の変調、特に産後鬱になりやすいと言われている状況の中、近年核家族化が進み、近くに祖父母がいらしても働いていることも多く、支援は受けにくいと言われております。また、高齢出産の場合、子育てと親の介護が一緒になるダブルケアに陥ったりと、多様化した課題が出てきています。そのような中で、本市が平成23年から開始している産後家庭ホームヘルプサービス事業に対し、私は大変評価しております。母親が使いやすい支援になるために何度か質問し、様々拡充していただきました。

そこで質問いたします。ア、サービスの活用状況について。まずは、今まで拡充した内容を伺います。また、多胎児を含めた活用世帯の推移と、30時間まで使用できますが、利用した時間数の傾向はいかがか。また、支援内容の中でどのようなニーズが多かったか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

産後家庭ホームヘルプサービス事業は、家事や育児について、祖父母などの家族の援助が受けられない出産直後の家庭に対し、希望によりホームヘルパーを派遣して育児や家事の支援を行うものでございます。利用料は、生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は1時間500円、その他の世帯は1時間800円となっており、利用時間は1回2時間まで、1日につき2回まで利用できます。本事業は、産後家庭の負担を軽減し、安定した子育て環境を確保するために大きな役割を果たしております。加えて、本事業は事業開始以降、利用者の要望を反映させながらサービスの拡充を図ってまいりました。拡充内容といたしましては、令和2年度には双子以上の子ども、いわゆる多胎児の育児負担を軽減するため、利用期間を出産後56日以内から出産後1年以内に、利用時間の上限を30時間から60時間へと拡大いたしました。また、派遣可能なホームヘルパーに産前産後の女性を支える専門的な知識や技術を持つ産後ドゥーラの資格保持者を加えました。令和3年度には、育児を担う父親も対象者に追加したほか、自営業やテレワークなど、仕事をしている父親が在宅している場合も利用可能といたしました。さらに、今年度は利用できる期間を生後56日から生後90日までに延長し、子どもの首が据わって、おんぶや抱っこがしやすくなる時期まで支援を受けられるようにいたしました。

このサービスを利用した世帯数につきましては、令和2年度は73世帯、令和3年度は140世帯、令和4年度は124世帯となっております。この数年の不規則な増減は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。利用した時間数の傾向といたしましては、上限30時間に対し、令和4年度は10から20時間の利用が44世帯で最も多くなっており、4割を超える世帯が利用上限までは使い切っていない状況でございます。よく利用されている支援内容は、食事の準備及び片づけが最も多く、次いで部屋などの清掃、沐浴介助の順となっており、この傾向に変化は見られておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。母親のニーズを酌み取り、様々拡充していただきありがとうございます。特に、今年度から利用できる期間を56日から90日まで拡充し、産後の母親にとって大変心強い内容になってきました。また、利用時間や支援内容も伺いました。

そこで再質問いたしますが、現在1回の支援時間が2時間で、1日2回まで活用できるようです。特に、多胎児を抱える御家族からは、公園に出かけるなどの外出支援の場合、2時間では短い、1回を4時間まで活用できないのかとの声を伺います。そのとおりでと思います。希望者にとって条件緩和を行っていただきたいが、考えを伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

多胎児の保護者や外出などの支援のためには、2時間では時間が不足することもあるのは認識をしております。2回連続して4時間の支援を可能とすることについては、利用者のニーズやサービスを提供している事業者の状況などを確認しながら今後検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。多胎児の場合は、特に2時間では不足しているということを認識しているということです。今後検討していただけるということでしたので、ぜひよろしく申し上げます。母親の心身の疲労を支えるためにも、今後、利用者のニーズによっては2時間から4時間を選択できるよう、ぜひこの点もよろしく願います。

次に、イの項目ですが、ホームヘルパー派遣事業所の現状と課題について伺います。ヘルパー派遣は、事業者の委託により実施されていますが、以前質問した際は、事業所が減少し、利用したいが受けられないという課題がありました。現在どのような事業者が請け負っており、その現状と課題を伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

現在、介護保険法上の指定を受けて在宅介護サービスを行う事業者や、産後ドゥーラなど13事業者に委託をしております。これまでベビーシッター派遣会社や、子育て支援の実績を持つ地域のNPO法人の参入など事業者の確保に努めてまいりましたが、利用者が希望する日時にいつでも利用できるようにするためには、事業者数は十分とは言えない状況でございます。さらに、近年は介護サービスにおけるヘルパー人材不足のため、対応できる地区を限る事業所も出てきております。産後ドゥーラにおいても同様のことが起きており、サービスを地域差なく安定的に提供することが今後の課題となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 サービスを地域差なく安定的に提供することが課題と言われておりますが、どちらの方面が手薄になっているのか、人員不足や地域差の解消に対し、今後どのように対応していくのか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

現在、サービス提供の不足は、市内北東部に多く発生しております。また、派遣先が駅から遠いなど交通の便の悪い場所であると、ヘルパーが見つからないこともございます。人員不足や地域差を解消するために、令和3年度に介護保険の居宅サービスの身体介助の訪問介護費を参考に委託単価を増額し、介護サービス事業所の参入促進を図りました。しかしながら、ヘルパー人材不足の状況下では、これ以上介護サービス事業所の参入を増やすことは困難であり、家事代行業者など他業種の事業所が活用できないか、委託単価や支援内容を再検討する必要があると考えております。今後は、利用者のニーズに合った事業となるよう、改善に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。ヘルパー人材の不足から、家事代行業者などほかの事業者が活用できないか、また、委託単価や支援内容を再検討する点伺いました。私は、今回産後ドゥーラさんから様々お声を伺

いました。幾つか御紹介いたします。現在、利用者が希望日を直接事業者に問合せや申込みをしているが、予約状況を事前に知るシステムがないために、予約がいっぱいで幾つかの事業者にも断られるケースがあります。また、事業者側も対応に追われるなどコーディネーターの配置が必要ではないか、制度の周知がさらに必要である、交通費込みの委託単価のため地域が限られるなど、様々お聞きしました。このように、現場の声が大変重要です。今後ぜひ意見交換会を開いていただき、そこから課題解決のヒントになると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、ウ、産後ドゥーラの資格を取るための支援制度の創設について伺います。産後ドゥーラは、産後の母子ケアに高い専門性を持ち、この事業に大きな役割を果たしています。家事や育児、そしてお母さんの情緒面を含め、産後の母親に寄り添ったサービスを提供する方です。ドゥーラは、ギリシャ語でほかの女性を支える経験豊かな女性という意味で、既に職業として認められております。東京を中心に、行政の中で産前産後サポートとして活躍しており、議会で取り上げ、本市においても産後ドゥーラは必要ではないかと強く要望し、令和2年度より事業者として現在7人の産後ドゥーラの方が活躍していただいております。先ほど安定的なサービス提供が課題とおっしゃってました。人材の拡充が急務と考えます。品川区や港区、中野区、そして今年度から埼玉県三芳町などでは、産後ドゥーラ資格取得費用を一部助成する制度を設けています。こうした産後ドゥーラの資格を取るための支援制度の創設について、市の考えを伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

産後ドゥーラの資格取得を支援する制度は、品川区や港区、中野区や大田区など、東京都区内で幾つか実施例がございます。その多くは、資格取得にかかる費用のおよそ2分の1となる20万円程度を助成する代わりに、資格取得後は1年から3年程度の一定期間、助成した自治体が行う子育て支援事業に携わることを条件としております。本市においてもヘルパー人材の確保は喫緊の課題であることから、こうした制度がサービスの安定供給につながるのか、先行する自治体の実績や、本市で導入した場合の効果を検証した上で検討をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。今後、様々な条件を含め、検証し検討するということです。産後ドゥーラの専門性を考えると、例えば、児童虐待などに移行しないように養育支援家庭に入っていただくなど、今後、専門性の高い人材、産後ドゥーラ資格の支援制度が必要ではないか。この支援制度によって、市川市在住の方が資格を取得して活躍していただければ、先ほどの課題である市内北東部や、派遣先が駅から遠いなどの課題解決になるのではないのでしょうか。また、不安を抱える母親に寄り添う支援はさらに拡充していきます。ぜひとも産後ドゥーラの資格を取るための支援制度の創設を強く要望いたします。

次に、(2)妊婦と保育サービスを利用していない2歳未満の子どもがいる家庭への家事・育児支援事業の創設について伺います。妊娠中や入園前のお子さんを抱える家庭は、家事や育児に対して不安や負担感を抱えることが多いと言われています。こうした家庭を支援するために、松戸市では子育て世帯訪問支援事業としてまつドリ b a b y ヘルパーを8月から開始されています。このような事業の創設について、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

御質問の事業は、国が改正児童福祉法により市区町村における子育て家庭への支援の充実を定め、家庭訪問による生活支援を行うものとして新設した子育て世帯訪問支援事業であり、幾つかの自治体でモデル事業として実施されております。この事業は、児童相談所の児童虐待相談対応件数が全国で20万件を超えるなど、子育てに困

難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化している状況を踏まえ、保護者に育児の不安や、負担感の強い家庭への支援を強化することで、虐待のリスクを下げることを目的としております。

こうした状況に対し、本市では、国の事業以前より産後家庭ホームヘルプサービス事業を実施し、産後の子育て世帯の家事・育児負担の軽減を図ってまいりました。また、同様に産後の母子を支援する事業として、医療機関や助産師などが育児支援や授乳指導などを行う産後ケア事業を行っております。妊娠中及び保育サービスを利用していない2歳未満までの家庭は孤立した状況に陥りやすく、不安や負担を抱えやすい状況にあることから、今後は家庭での育児や保育サービス利用の有無を問わず、切れ目のない支援ができるよう、既存のサービスを制度全体から見直した上で、新規事業の創設についても検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 本市では、産後ケアや産後ホームヘルプサービス事業の支援がある、産後に限られているということは私もよく分かっています。しかし、妊婦や、また保育サービスを利用していない2歳未満の子どもがいる家庭に対しての支援は不足しております。改正児童福祉法による子育て世帯訪問支援事業は、国の補助金を使用できる事業であれば活用して、本市においてもモデル事業を開始できないか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

この子育て世帯訪問支援事業においては、家庭を訪問して支援を行う者の要件として、犯罪歴などの欠格事項がないことが定められておりますが、本市の現在の体制では、ヘルパー全員の前歴確認は困難であり、補助金の活用は見送らざるを得ない状況でございました。一方、児童虐待の観点からは、子どもの安全な養育のために支援が必要と市が判断した家庭については、利用者負担なくヘルパーを派遣する国の事業でありますけれども、療育支援訪問事業を現在も実施しており、妊婦や2歳未満の子どもがいる家庭も対象となっております。なお、国はこの事業を今後子育て世帯訪問支援事業に一部統合することを予定しております。

また、子育て世帯訪問支援事業につきましては、令和6年度の改正児童福祉法の施行に向けて、現在運営基準やガイドラインを国が検討していることから、その動向を注視し、対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 補助金の活用には様々な条件があるということ伺いました。千葉市は、エンゼルヘルパー派遣事業を妊娠中、また出産1年未満を対象に行っています。横浜市は、産前産後ヘルパー派遣事業を行っています。まずは、妊娠中の支援として、産後家庭ホームヘルプサービス事業を保健部と連携し、産前産後ホームヘルプサービス事業に拡充していく考えを伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

現在妊娠中の家庭へは、電話や窓口、訪問により、保健師が健康相談や生活面での助言を行っております。そうした中で、支援の必要があると判断された場合には、療育支援訪問事業によりヘルパー派遣が可能となっております。産後家庭ホームヘルプサービス事業の産前への拡大につきましては、ヘルパーの人材不足など課題も多くございますが、今後、妊娠中を含めた子育て支援におけるホームヘルプサービスの全体的な制度設計において、改めて検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 分かりました。養育支援訪問事業と子育て世帯訪問支援事業との分けや統合を、国もいろいろ考えているということで、妊娠中を含めた子育て支援を検討するという事です。ぜひ発展的にホームヘルプサービス事業に拡充していただいて、妊娠、出産、子育ての支援の切れ目ない包括的な支援をお願いしたいと思います。国はそういう方向にはなっていますので、ぜひ妊婦さん、特にそういう方大変なところには、今も養育支援訪問事業では行っていますけれども、それ以外のところもぜひ拡充していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、大項目の障がい者による情報取得について伺います。

(1)障がい者に向けた本市の情報発信の現状及び課題について。2022年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、あらゆる分野の活動に参加するためには、障がい者による情報の取得利用、意思疎通に関わる施策を総合的に推進すること、障がいの有無によって分け隔てなく共生する社会の実現に資することを目的として制定されました。情報を正しく取得でき、日常生活や社会参加をしていくことは大変大事です。

そこで、現在、本市はどのように情報発信しているのか、現状と課題を伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 令和4年5月、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が施行され、全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要であるとし、これらに係る施策を総合的に推進する旨が規定されました。このうち、地方公共団体においては推進するための施策を策定し実施する責務を有することとされております。本市におきましては、同法の趣旨を踏まえ、令和6年度から8年度の3年間を計画期間とする第5次いちかわハートフルプランにおいて、情報保障の支援を推進する方針で現在策定を進めております。

御質問の本市の情報発信の現状につきまして、具体的に情報取得や意思疎通が特に困難とされる聴覚障がいと視覚障がいのある方を対象とした支援内容について申し上げますと、まず、聴覚障がいのある方への支援として、補聴器や人工内耳など日常生活を送る上で必要不可欠な補助器具の給付を行っているほか、社会参加促進の観点から、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を実施しております。次に、視覚障がいのある方への支援として、点字広報や、CDに声を吹き込んだ声の広報の無料郵送のほか、市からのお知らせなどの送付の際には、件名や課名の点字シールを封筒に貼り、郵便物の内容がスムーズに分かるようにしています。また、本市のホームページ上での情報提供としましては、アクセシビリティ対応のツールを常に画面右上に掲載し、様々な障がいの症状別にページが自動で最適化される機能としており、お手持ちのスマートフォンやパソコンの画面読み上げ機能にスムーズに対応できるようにしています。

最後に、課題としましては、音声コードについて活用が図れていない状況であり、点字資料の活用についても一部の発送物に限られておりますので、いずれも今後早急に取り組まなければいけない課題であると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 聴覚・視覚障がい者の情報発信の現状を伺いました。また、課題として、特に視覚障がい者の場合、点字シールによる周知についても一部発送物のみということで、まだまだ情報が行き渡らないという点、伺いました。

そこで、(2)の視覚障がい者のための音声コードの利用について伺います。世田谷区では、投票入場券・整理券の封書に音声コードを貼り付け、視覚障がい者の方にとって情報取得できる環境をつくっています。QRコー

ドと同様の二次元コードで、スマートフォンやタブレット端末によってコードを読み取ると、必要な情報が約800文字から1,000文字の内容をアナウンスするコードとなっています。また、ほかの行政では、がん検診や国民健康保険証送付の封書などに活用しています。

そこで、この音声コードに対する認識と、今後本市においても導入していただきたいが、考えを伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 一般的に音声コードと呼ばれているものにはSPコードとユニボイスコードの2種類があり、どちらも文字情報を音声で聞くことができる二次元コードです。その利用においては、二次元コードを読み取る方法に違いがあり、SPコードは対応する活字文書読み上げ装置が必要となる一方、ユニボイスコードは専用の読み取り装置を必要とせず、スマートフォンやタブレット端末などを利用して読み取ることが可能で、より多くの方が利用できるツールです。また、ユニボイスコードは、その作成に際しワード文書から簡単に音声コード化できるため、機能的なものとなっています。ユニボイスコードの活用につきましては、視覚障がいのある方が多くの場面でより円滑な情報取得の手段として有益であり、準備を含め、なるべく早い時期に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。ユニボイスコードの活用について、なるべく早くということですが、それでも、そこで、このユニボイスコードに係る経費やその活用方法、今後の取組について伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 ユニボイスコードは、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律に基づきまして、障がいのある方のアクセシビリティ向上のための活動として、日本視覚障がい情報普及支援協会とUni-Voice事業企画株式会社が連携して、コード作成のためのアプリケーションソフトを開発したものです。御質問のユニボイスコードの活用に要する経費につきまして開発元に確認したところ、視覚障がいのある方のアクセシビリティ向上の普及啓発の一環として、公共性の高い情報を取扱う国や地方公共団体等に対しては、アプリケーションソフトを無償で提供する旨の回答をいただいております。これにより、職員が作成ソフトを利用して音声コードを容易に作成することが可能となります。

今後の取組としましては、障がい者施策の推進を所管する福祉部が先行して導入し、その後、順次他部署へ広げてまいりたいと考えております。視覚障がいのある方の情報取得の環境がより向上するよう、鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 分かりました。経費は無償ということで、ぜひ速やかに導入していただいて、他部署の公的通知書にも活用できるように拡充をよろしくお願いいたします。私も、そこをスマートフォンでやってみましたけれども、もちろん音声できちっと読めますので、もちろん視覚障がいのある方だけじゃなくて、誰でもできますし、また、その通知もその人だけでなく全員にできるということもあります。様々活用できるかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、次の項目ですけれども、田尻5丁目地先高谷川に架かる無名橋の今後について伺います。

こちらの橋は、高谷川に架かる幅約1.8m、橋の長さは約6.5mで、人が通る橋です。以前は田尻地域の方をはじめ、多くの方がこちらの無名橋を使い、江戸川堤防沿いを散歩やジョギングなどで楽しまれ、健康増進に励んでいました。ところが、平成28年10月に国交省が行った江戸川堤防の高潮対策工事に伴い、一時的に通行止めの

柵が立てられ、工事完了後も住民に何の説明もなく、老朽化により安全性が確保できないとの理由から現在まで封鎖されたままです。市民から通行再開はできないのかなど様々な声をいただき、幾度か担当課にお伝えし、通行を再開できるよう要望してまいりました。今までの経緯と市川市の対応を伺います。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 高谷川は千葉県の管理する河川でございますが、この川の田尻5丁目地先に架かるこの橋は、いつ頃誰が設置したのか分かっておらず、現在も管理者が不明となっております。これまでの経緯につきましては、平成28年度に国土交通省が江戸川の高潮対策として堤防のかさ上げ工事を行った際、現場の安全性を確保するために国交省及び県において通行止めといたしました。しかし、かさ上げ工事完了後においても、橋自体の安全性が確認できないとの理由から、依然として通行止めが続いている状況であります。その後、平成29年9月に地元自治会から通行止め解除の要望書が本市へ提出されたことから、市では、同要望書を国交省と県へ進達いたしました。さらに、同年12月には、改めて本市から県へ橋の原状復旧の要望書を提出しております。また、その後におきましても、この橋を放置したまま地震や洪水等が発生した場合には、橋が崩落し事故につながることも懸念されることから、平成31年4月に本市から県に橋の早期撤去と周辺護岸の改修を行うよう要望書を提出しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 平成29年に地元自治会から、そして平成31年には本市から要望書を提出し対応した点、伺いました。しかし、7年も経過し、いまだ通行止めのままです。以前は布団が捨てられており、先日見に行きましたら、空き缶やゴミ袋が散乱しています。衛生的によくはないし、何より地域住民は、老朽化と言っているが橋はそのままで一体どういうことなのか、通行できるようにしてほしいとの強い要望の声を伺っています。今後の対応をどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 藤田下水道部長。

○藤田泰博下水道部長 今後の対応につきまして千葉県に確認しましたところ、県は、この橋は直ちに崩落して治水上支障となる状況ではないが、高欄や橋げた等の破損状況から人を通せるような状態ではないとの認識でありましたが、対応についての具体的な見解は示されませんでした。本市といたしましては、今後の対応について改めて県と協議をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 河川管理者の県は、現状はすぐに崩落するような橋ではない、しかし人は通せないとの認識。市としては、協議を改めて進めていきたいということです。放置され、方向性が決まっていないということが分かりました。すぐに崩壊するような橋でなければ、補強して通行再開できるのか、撤去して新たな橋を造っていただけるのか、ほかに何かあるのか、何らかの対策を講じていただき、住民は通行を再開できることを希望しています。市は、県にその思いをしっかりと伝えていただき、進展するようにぜひよろしくお願いいたします。引き続き注視してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、次の項目ですけれども、市立学校における学校遊具の安全点検の現状と課題について伺います。

現在、小学校、中学校、支援学校において、どのような学校遊具が設置され、その安全点検はどのように行っているのか。専門業者の入る外部委託を行っているのか、現状と課題を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

現在、学校遊具は主に小学校に多く設置されており、鉄棒や登り棒、ブランコや滑り台、雲梯等があります。学校施設の安全点検は、学校保健安全法施行規則に毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならないと定められております。そこで、市立学校におきましては、毎月1回以上、業者委託ではなく、主に教職員が遊具を含めた学校の施設、設備の安全点検を実施しております。特に、遊具の安全状況につきましては、毎学期1回保健体育課に報告を行うこととしており、状況に応じて修繕等の安全対策を実施しております。さらに、年に1回、保健体育課の職員が市立学校を巡回し、直接遊具の安全点検を行っております。

課題といたしましては、安全点検を行う主体が教職員であるため、目視等で確認できない遊具の劣化について専門的に判断することが難しいことが挙げられます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 現在、専門業者には委託していない、教職員が各学期ごとに目視で行っていること、そして教育委員会の担当課が年に1回点検していることを伺いました。また、課題として、目で見えない劣化については判断しづらいということです。

そこで伺います。昨年、ほかの市ではこのような事故があったそうです。ブランコの接合部のさびが進み、遊んでいた児童が転倒し、手首を骨折したとの事例です。本市において、過去、事故があったのかなかったのか、状況を伺います。

また、成田市の教育委員会のホームページには、このように記載されています。近年、遊具については、公園や学校等で老朽化や遊具の構造的な不具合等による事故が目立つようになってきました。成田市教育委員会では、事故を未然に防ぎ、安全、安心な施設を提供するため、各学校による定期的な安全点検のほかに、日本公園施設業協会の基準に沿った専門業者による点検を行っていると明記されています。

そこで、近隣市の状況はどのようになっているのか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

過去5年間を調べましたところ、本市において、遊具の破損により子どもがけがをした事故は起きておりません。近隣市の状況ですが、葛南地区の他市を調べましたところ、市川市を除く4市のうち2市が外部業者を交えた安全点検を実施していることが分かりました。また、松戸市や鎌ヶ谷市でも同様に安全点検を外部業者に委託して実施しておりました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 他市の状況は、ほとんどが外部業者に委託していることが分かりました。また、事故がなかったとのこと、大変よかったです。しかし、事故が起きてからでは遅いですので、本市においても、専門業者にしっかり点検していただき、児童生徒の安全を確保することは大変重要ではないかと思えます。本市においても、年1回は専門業者に外部委託する考えを伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

各学校の遊具につきましては、設置されてから長く年数が経過しているものが多くなってきており、劣化が進んでいることも考えられます。児童生徒の安全、安心につきましては最優先すべきことから、業者による、より専門的な見地から安全対策を行うことについて、今後、他市等の先事例について研究していきたいと考えてお



ります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 今後、先行事例について研究していきたいということです。

そこで、最後に田中教育長さんにお伺いいたします。専門業者に委託することによって、児童生徒の安全確保はもとより、教職員の負担軽減にもなります。私は必要性があると強く考えますが、田中教育長さんのお考えを伺います。

○稲葉健二議長 田中教育長。

○田中庸恵教育長 それでは、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、今話題となりました子どもの安全、安心については、もうこれは第一義に考えていかなければならないことだというふうに思っておりますし、今後の本市における教育活動におきましても、安全、安心を第一に考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、質疑応答の中で成田市の事例も御紹介いただきました。また、それに関わって近隣市の安全点検を業者に委託して行っている、こういう近隣他市の情報等についても共有することができました。そういう点では非常にありがたく受け止めているところでございます。

それで、今後でございますけれども、今後、今御質問者からの点を踏まえまして、そして本市の内部の関係する他部署ですね、それと連携、協議をし、また意見交換をしながら、併せまして他市の状況分析と、それから実践的取組をしっかりと集める中で、さらにこの案件を深掘りしてまいりたいと、かように考えている次第でございますので、どうぞ御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 田中教育長さん、ありがとうございます。もうぜひ、近隣市はかなりやっていますし、保護者の方もそうやって成田市のように、ホームページに業者がきちんと点検しているとなれば、かなり安心です。そのためにはやっぱり予算が必要かなと思いますので、ぜひ財政部の方、ぜひ学校教育のほうに予算を考えていただければありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、保健事業について伺います。

(1)骨粗鬆症検診の導入について伺います。昨年の12月定例会にて質問させていただき、その際、骨量の減少は骨粗鬆症を招き、特に高齢者は転倒などの骨折を要因として要介護になりやすいため、本市においても骨粗鬆症検診の導入を強く要望いたしました。部長答弁として、国は、健康増進事業の実施要領を見直す検討を始めたことから、国の動向を注視していくとのことでした。公明党女性委員会は、5月に政府に提言した全ての女性のためのトータルプランの中で、女性の生涯にわたる健康を支援する観点から、骨粗鬆症検診の対策強化に言及いたしました。国は、健康寿命の延伸に向け対策を強化する点から、第3次健康日本21の基本計画の中に女性に関する項目を新設し、骨粗鬆症の検診受診率を15%まで向上させると明記され、5月に発表いたしました。詳しくはどのような内容なのか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

国では、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の改正を本年5月に公表し、第3次健康日本21を令和6年度より開始いたします。健康日本21は、国民全体の様々な健康課題に対して目標を定め、生活習慣の改善及び健康づくりに必要な環境整備を進めることで、国民の健康寿命の延伸、健康格差の縮小を図るも

のでございます。その中で、現在5%程度で推移している骨粗鬆症検診の受診率を15%とする目標値が新たに設定されております。これは、ライフステージごとに女性ホルモンが劇的に変化するという特性等を踏まえ、これまで少なかった性別に着目した健康増進の取組を強化することで、女性の健康を支援するものです。また、国は計画を推進するため、地方公共団体の取組に資するよう、具体的なアクションプラン等の策定に取り組むとしており、来年度以降に示される予定になっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 骨粗鬆症の患者さんは、軽い転倒やくしゃみなどでも骨折しやすくなると言われています。特に、女性は閉経後の女性ホルモンの影響は大きく、患者数はかなり多いと言われております。本市においては、診療報酬明細書であるレセプトデータから骨粗鬆症の患者数を把握できれば、その数を伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

本市で把握可能な国民健康保険加入者のレセプトデータより申し上げますと、本年6月分で、男性72件、女性1,089件と、女性は男性の約15倍の受診件数となっております。また、過去5年間も同様の傾向で推移しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。本市においては、驚くことに女性は男性の15倍の受診件数となっていることが分かりました。現在受診されていなくても、潜在的に骨粗鬆症の方は多いのではと推測します。検診は絶対必要と考えます。今回、国が計画を見直すことで、特に健康寿命延伸や女性の健康を支援する観点から、市は検診の導入をどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

健康日本21のアクションプランが来年度以降に国から示される予定でございます。加えて、国は骨粗鬆症検診の実施要領を見直す検討を始めたと昨年新聞報道がございました。本市といたしましては、国の動きを注視しながら、検診の導入に向けた具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。検診導入までの期間につきましても、健康寿命日本一に向け、女性が自らの骨量を知ることの重要性により、市民まつりでの骨量測定、健康相談など、これまでの取組に加え、市内の商業施設といった人の集まる場所での骨量測定会や、健康相談の実施に向け検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 検診の導入に向けて、具体的な検討を進めたいという前向きな答弁をいただきましたので、ぜひよろしくお願いいたします。骨折予防は骨密度をアップする運動や栄養ですけれども、そのためには、まず検診によって自分の骨密度を知ることが一番大事です。また、できるだけ若いときから食事や運動に気を配ることで、骨密度の減少を抑えるとも言われています。今後、年齢対象も含め、医師会との協力も必要になると思いますので、検診を受けやすい環境づくりをお願いいたします。大変期待しますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、(2)糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨について伺います。過去に、平成26年、28年、29年の定例会にて、先進事例を挙げて糖尿病性腎症重症化による透析予防の取組について質問いたしました。特に、透析は本人の身体的負担が大きく、市としても医療費の増大を招くことから、重症化を防ぐための受診勧奨が必要と

強くお訴えいたしました。また、特定健康診査の検査項目に腎機能が分かる血清クレアチニンや尿酸の項目が入っていなかったため要望し、平成28年からこの項目も入れていただき、レセプトデータを活用したデータヘルス計画に基づいて、医療機関未受診者や治療中断者について受診勧奨を進めていると認識しています。現在は第2期データヘルス計画に入っていますが、今までの取組状況を伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

本市では、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を実施しております。この特定健康診査の結果から、糖尿病性腎症の重症化によって透析を必要とする危険性が高い方に対し、市川市国民健康保険第2期データヘルス計画に基づき、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施しております。取組状況といたしましては、現時点で実績が確定している令和3年度の状況で申し上げますと、特定健康診査の受診者約2万5,000人のデータから、血糖値を示すヘモグロビンA1Cが7%以上である重症化リスクの高い方約1,200名を抽出いたしました。さらに、この中からレセプトデータ等を活用して、治療中断者を含む医療機関未受診者180名を抽出し、受診勧奨の対象としております。本市では、この180名全員に対して医療機関へ受診するようイラスト入りの書面で通知に加えて、電話による受診勧奨も行い、9割を超える165名の方々に受診をしていただいております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 受診勧奨を行って、多くの方が医療につながり成果が上がっていることはよく分かりました。今後も継続が大事です。例えば、1度受診したからといって再度中断する場合もあると思います。できれば過去5年間のレセプトデータを活用し、継続的な支援が必要だと思います。その点を踏まえ、どのような対応をしているのか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

議員御指摘のとおり、糖尿病性腎症の重症化予防には、継続した支援が必要であると考えます。そこで、本市では、受診勧奨を行った方が翌年度に再度特定健康診査を受診しているのか、また数値が改善しているのかを確認しております。令和3年度で受診勧奨の対象となった180名から、国民健康保険の資格を喪失した方を除いた169名の調査をしたところ、143名の方が令和4年度に再び特定健康診査を受診しており、このうち6割以上の方に数値の改善が見られております。一方で、受診のなかった方には電話により再度受診勧奨を行っており、透析の予防に努めているところでございます。また、過去5年間の継続的な支援につきましては、毎年特定健康診査を受診していただければ数値の把握が可能となりますので、まずは特定健康診査の受診勧奨に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 令和3年度に受診勧奨した方が、4年度で6割の方の数値が改善された、重症化を防ぎ透析予防に努めたということは分かりました。荒川区や大分市など他市では、受診勧奨などの業務を外部委託し、保健指導、栄養指導まで一括で行っています。本市は、お聞きしたところ、現在、疾病予防課の保健師、管理栄養士、事務の方で行っています。レセプトデータからの抽出作業や未受診の方の受診勧奨を书面通知と電話で行い、様々な指導は各病院で行っているという現状の中で、保健師、管理栄養士には本来の保健指導業務や栄養指導を行っていただきたいが、総合的な費用対効果を考えると外部委託することも必要ではないかと思うが、その

考えを伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えいたします。

糖尿病性腎症に対する保健指導は医療分野と重なる部分が多くありますことから、外部委託については、本市医師会とも協議しながら検討を行う必要があるものと認識しております。議員御指摘のとおり、職員への負担や費用対効果などもよく見極めて判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。保健師や管理栄養士の専門的なマンパワーをより効果的に活用し、保健指導は専門職で、例えば、レセプトデータからの抽出や書面通知は外部委託ということも考えられます。どちらにしても、より市民にとって効果的なことが重要です。今後、令和6年から第3期データヘルス計画に移行するわけですが、糖尿病性腎症重症化の予防をさらに推進していただくよう、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 西村敦議員。

○西村 敦議員 おはようございます。公明党の西村敦でございます。引き続きよろしく願いいたします。通告に従いまして、一問一答にて一般質問を行います。

最初の質問は、保健行政についてとなります。

(1)として、子宮頸がん撲滅への取組と、HPVワクチンのキャッチアップ接種対象者が全額公費負担で接種可能な最終期限に向けた市の対応についてです。HPVワクチンについては、このところ続けて議会質問をさせていただいております。2月定例会では、今年4月から2価と4価のワクチンに加え9価ワクチンも定期接種化されることから、積極的な周知をお願いし、3月には9価ワクチンが無料で接種できることなどの内容を全ての対象者に通知し接種勧奨をしていただきました。また、6月定例会では、他市で始まっている男性がHPVワクチンを接種する際の費用についての市としての一部助成ができないか提案をさせていただきました。そこで、今回はキャッチアップ対象者への定期接種期限が迫っていることから、さらなる周知と接種勧奨について取り上げさせていただきます。

令和4年度にHPVワクチンの積極的勧奨が再開され、それに伴い、約9年間の勧奨差し控えの影響を受けた対象者も、3年間の期間限定で定期接種と同条件で接種ができるキャッチアップ接種の制度が設けられました。日本では、25歳から40歳の女性のがんによる死亡の第2位は、子宮頸がんによるものです。国は、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るとして勧奨を再開しましたが、対象者に正しくまだ伝わっていない可能性があり、専門家はこのままでは子宮頸がんを減らせないと警鐘を鳴らしています。

そこで質問ですが、本市では、子宮頸がん撲滅に向けてどのような取組を行っているのか。

また、昨年度から始まったHPVワクチンのキャッチアップ接種対象者への接種については、来年度末までで接種期間終了となるが、本市のキャッチアップ接種対象人数と接種回数、これがどのようになっているのか、まず現状をお聞きいたします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

子宮頸がんは、HPVワクチンの接種により、がんの罹患を防ぐ効果が期待でき、また、定期的な検診を受けることで、早期発見、早期治療により負担の少ない治療につなげることができます。このため、本市ではHPV

ワクチンの接種勧奨と子宮頸がんの検診の促進に努めております。また、HPVワクチンは定期接種となった後、積極的な接種勧奨の差し控えがあったため、この期間に定期接種の機会を逃した方が公費で接種できるよう、令和4年4月1日から令和7年3月末までキャッチアップ接種が行われております。本市のキャッチアップ接種の対象者は約1万9,000人であり、令和4年度の接種回数は1,955回、令和5年度は6月末現在で1,269回となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 ありがとうございます。本市の対象者が1万9,000人ということで、この方に対して令和4年度1,955回接種したということと、今年度は6月末で1,269回ですから、数が増えているということは非常によく分かります。勧奨の効果が出ているのかなというふうに思いますが、まだちょっと少ないのかなという印象です。

これまでキャッチアップ接種対象者には、令和4年に予診票を送付、令和5年4月から9価ワクチンが定期接種の対象となることから、周知に合わせて令和5年3月に接種勧奨通知を送っています。2回送付したということで、市のこれまでの対応については感謝申し上げます。しかしながら、まだまだ対象者への接種が進んでいないと感じています。この公費負担で接種できなければ、その後は自己負担での接種ということになります。そうすると約10万円ぐらいかかってしまうというふうにされていますので、そうすると、なかなか接種する人がいなくなるんだろうなというふうに思います。その前に、期限までに接種できるよう本市として最大の努力をする必要があるというふうに考えます。

そこで質問です。キャッチアップ接種対象者が全額公費で接種できる期間の終了が迫っている中で、では、キャッチアップ対象者はいつまでに最初の1回目のHPVワクチンを接種すれば、最終期限の令和7年3月末までに接種を終えることができるのか、この時期の経過についてお聞きをいたします。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

キャッチアップ接種対象者は、HPVワクチンを3回接種する必要があります。標準的な接種間隔で3回接種するためには、令和6年9月までに1回目のHPVワクチンを接種する必要があります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 ありがとうございます。最初、1回目の接種がもう来年の9月までにしないと間に合わないということですので、あまり時間がないということです。来年の今頃には接種を開始するとすると、情報が伝わって、それから接種を考える、そして準備をするということを考えていくと、時間的には限られているのかなというふうに思います。そういった人たちのために、最終期限がありますよという、最終の勧奨通知は、私はやっぱり必要だというふうに考えています。

また、再質問ですけれども、キャッチアップ接種対象者への接種期間が迫っている中、今後キャッチアップ接種対象者への接種件数を増やしていくために、市としてどのような接種勧奨また推進を行っていくのか伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

現在、市公式ウェブサイトではキャッチアップ接種の対象となる要件や接種期間を周知しておりますが、今後はキャッチアップ接種の終了時期を見据えて、「広報いちかわ」やSNS等で接種期間内に接種できるよう、積極

的な情報提供を行ってまいります。また、市内のイベントや市内の高校、大学などキャッチアップ接種対象者が多く集まる場所にポスターが掲示できるよう関係機関に依頼していくとともに、再度個別通知により接種勧奨することを検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 ありがとうございます。高校とか大学にポスター掲示というのは有効だと思いますね。そのポスターを見て友達同士で話題になれば、非常に効果が高まるかなというふうに思います。それとプラス、やはり個別通知が必要かと思しますので、その辺の推進もお願いしたいと思います。

聞いたところによると、市として対象者の3割以上、できれば4割ぐらいまで接種率を上げたいという、そういった担当の方の思いもお聞きしておりますので、思いとしては私も同じでございます。子宮頸がんは、ワクチン接種を進めることで撲滅できると言われているがんでございます。最終個別通知の発送を来年度に入りましたら、ぜひすぐに発送していただきたいと思っております。主に郵送料中心になると思っておりますので、それほどの費用はかからないかなというふうに思います。ぜひ今から予算化の検討をお願いしておきます。

キャッチアップ接種対象者は、当時の過剰な報道と、それによる政策決定により、接種の差し控えというような時期がありましたので、ちょうど適齢期というか接種最適年齢に接種ができなかった、進められなかった、いわゆる被害者でもあります。積極的勧奨差し控えの影響を最小限にして、将来の子宮頸がんの増加を食い止めるためにも、この1年間の取組が大変重要かと思っておりますので、本市のがん対策をさらに前に進めていただくよう重ねてお願いを申し上げまして、次に移りたいと思います。

次に、(2)のほうに移ります。AEDのコンビニエンスストア設置を推進する市の考えについての質問となります。AEDについては、平成25年9月定例会で取り上げさせていただきました。その中で、市内鉄道各駅に全数設置ができていなかったことから、早急に設置を働きかけるよう市にお願ひし、対策を進めてきました。その後、未設置駅であったJRの下総中山、市川大野、市川塩浜などに設置が進んでいったということでございます。また、隣の船橋市では、コンビニエンスストアと提携してAED設置を進めている、そういった事例を紹介させていただき、コンビニエンスストア等、民間でのAED普及促進についてお願ひし、市としても研究を進めるということで、その後、見守ってきた経緯があります。今年6月定例会にて改めてコンビニエンスストア設置への議論があったことから大変気になりましたので、今回取り上げさせていただきました。

当時は、社会的にAEDの認知が非常に進む時期でした。ニュース報道とかもありました。その中で、スポーツ団体などが積極的に取り入れていったという歴史があります。私も少年野球チームに属していましたので、チームとしてAEDを購入したという、そういった記憶もございます。また、様々なスポーツ大会で、その大会中にAEDをスポーツ部で貸し出してくださっていたということも覚えております。その後、他市では既にコンビニなど設置が進んできています。

そこで、本市で整備の検討を進めた場合、全体でどのような規模になるのか。また、設置店舗数はどのように決めていくのか、現在の状況と市の考え方を伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

市内のコンビニエンスストアは、駅構内や病院など施設内で営業している店舗を除くと、約180の店舗がございます。現在、市内の公共施設に設置しているAEDは約200台ですので、コンビニエンスストアへの設置を新たに進めると、これまでの2倍近くの台数を新たに市が整備することとなります。

次に、設置の対象とする店舗についてですが、コンビニエンスストアには、フランチャイズ契約をしたオーナ

ーが運営する店舗と、フランチャイズ本部が直接運営をする店舗がございます。AEDの設置につきましては、フランチャイズ本部の意向だけではなく、各店舗オーナーとの合意と協力も必要となりますことから、店舗ごとにAED設置が可能かどうかの意向を伺い、設置店舗を決めていくこととなります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。180ぐらいコンビニがあって、公共施設が200ですから、本当に倍増するという、そういった規模になるかなというふうに思います。実は、10年前もこの意向の確認ということはしているんですね。それで、私も懇意にしているコンビニのオーナーがいますから、意見なんかを聞いたんですけども、夜間を含めて全ての従業員がこの取扱いをするというのは非常に難しいだろうということと、市としては置かせてもらうだけでいいんだと、使うのは当事者が使うからということで説得したんですけども、そういうわけにはやっぱりコンビニとしていかないよと、何かあったらというようなことで、その当時もそういった議論があったのを覚えております。

改めて設置を進めていくとした場合、懸念される点、また課題、問題点、市としてどのようなものがあると考えているのか、それについて伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

コンビニエンスストアにAEDが設置されますと、日常管理も含めた実際の運用について、店舗のオーナーや従業員の方々に対応していただくこととなります。従業員の方々には、AEDの使用方法が分からない、日常管理はどのようにするのか、などの不安を覚える方もいるものと思われまます。今後設置を進めていくに当たりましては、こうした不安感の解消が課題になるものと認識しておりますので、使用方法が分かりやすく、メンテナンスの容易なAEDの導入に加え、従業員などを対象とした救命講習の実施なども必要であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 そうですね、よくその辺の意思疎通を図っていただいて、方針として進めていただきたいというふうに思います。私も救命講習を受けていまして、修了証を持っております。この救命講習など、以前質問した際にも同じような課題があったなということで、コンビニエンスストアは24時間営業という一番大きなメリットがあるんですね。やっぱり公共の場所ですと、どうしても夜間閉鎖してしまいますので使い勝手が悪いということで、いざ夜間、早朝に救急事態が発生した場合には、このコンビニエンスストアのAEDというのは非常に有効かなというふうに思います。現状の課題も理解しておりますが、対象店舗数も多く、市の懸念している事項も分かりますけれども、課題を丁寧に解消して、一部だけとかではなく、より多くの店舗で同時期に始められる、これが望ましいと思います。ここに行ったらあるけれどもここに行ったらないよというのは、なるべくちょっと避けていただきたいなというふうに思います。

その上で、具体的な設置に向けての市の考え方を改めて伺います。

○稲葉健二議長 川島保健部長。

○川島俊介保健部長 お答えします。

AEDを設置している店舗と非設置の店舗が混在することは、AEDを必要とする切迫した状況下では混乱を招くおそれがございます。このことを踏まえ、AED設置に当たりましては、その意義や目的を御理解いただいた上で、より多くの店舗に設置していただくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 ありがとうございます。やっぱり24時間対応可能なコンビニというのは、いろんな意味で市民の重要な拠点という意味では言えているというふうに思います。時代も変わってきてまして、コンビニ側にも地域に根差した社会貢献とかという、そういったコンセプトも出てきているというふうに思いますので、ぜひ丁寧に納得のいくような形で進めていただきまして、ぜひ早急に設置が進むように、市としても前向きな考えだということをお聞きしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。何よりも大事なものは、市民の命を守る仕組みの構築だというふうに考えますので、ぜひ積極的な取組と事業の早期展開を要望しまして、次の質問に移りたいというふうに思います。

次に、こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）についてです。

ヤングケアラーの実態調査と支援体制の構築を、これまで何回も議会で取り上げさせていただきました。少しずつ社会的な認知度も向上してきましたし、意識改革も図られてきているというふうに思います。しかしながら、まだまだ本市は先進他市には追いついていないなというふうにも感じています。今回、神戸市に視察に行つて勉強してまいりました。神戸市は、ヤングケアラーと呼ばずにこども・若者ケアラーと呼んでいます。一般的にヤングケアラーの定義は18歳以下とされていますので、20代の若者も、実は同様の悩みを抱え、同じように支援を待っているということと、どこに相談していいか分からない、そういった若い方々もいますよということで、その点も配慮しまして、今回の質問はこども・若者ケアラーとさせていただきます。

まずは、その後の本市の現状についてお聞きをいたします。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 昨年度、千葉県において県内の小学校6年生、中学校2年生、高校2年生を対象に、ヤングケアラーの実態調査が行われました。調査結果では、お世話をしている人がいると回答した割合は、小学6年生が14.6%、中学2年生が13.6%、高校2年生が10.5%で、そのうち、お世話の頻度がほぼ毎日と回答した割合は、小学6年生が19%、中学2年生が17.3%、高校2年生が21%でした。県では、この調査結果を踏まえ、昨年度より実施しているヤングケアラー関係機関職員研修事業の拡充や、今年度新規事業として県内で福祉相談支援事業の実績のある事業所へのヤングケアラーに関わる相談を総合的に受け付けるヤングケアラーコーディネーターの配置や、ヤングケアラー同士で気軽に悩みや不安を共有できるピアサポートオンラインサロンの設置、またヤングケアラーに関する広報啓発を実施しています。

本市におきましても、国や県の調査結果から潜在的に一定数のヤングケアラーがいることが想定されますことから、その支援にはヤングケアラーである子どもを早期に発見することが重要であると考えています。特に、学校の教職員は児童生徒と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、早期発見及び福祉等の適切な支援につなぐことが期待されております。しかしながら、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であり表面化しにくく、さらに子ども自身やその家族にヤングケアラーについての認識が浅いことなどが早期発見や支援につながらない一因とされております。学校教育部では、学校に対しヤングケアラーの支援における学校の役割や、具体的な取組などについて理解を深めるため、県の主催する研修会への参加や、国や県の作成する支援ツールや発見、把握に向けたチェックリスト、対応例の活用、相談窓口などについて情報提供を行い、相談支援につなげるための活用を進めております。また、本年7月より県の実施するヤングケアラーの支援に関する指導及び助言を行うヤングケアラー支援に関するアドバイザー派遣事業を積極的に活用するよう周知を図ったところであります。また、福祉部においては、地域共生社会の実現を図るため、ヤングケアラーなど制度のはざまや複雑化、複合化した問題に対応する包括的な支援体制である重層的支援体制整備事業として、市川市よりそい支援事

業をこの7月より開始しています。今後、本事業において関係機関との調整を密に図り、円滑な連携の下でヤングケアラーの支援につなげてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 ありがとうございます。千葉県の調査でいくと、小学校6年生でやっぱり14.6、中学校2年生で13.6、高校生で10.5ということで、全国的な調査とほぼほぼニアリーな感じかなというふうに思っています。県事業として、ヤングケアラー関係機関の職員研修事業があるよということと、ヤングケアラーコーディネーターを配置する、またサロンを設置するという、主立った事業は県のほうで始まってきているということで、市としては、やはり早期発見が重要ということですので、学校への期待が大きいということかというふうに思います。

また、連携した福祉では重層的支援体制整備事業、市川市よりそい支援事業ですね。ここでスタートしましたので、そこでの対応を強化するというようなことでした。

また、先ほど千葉県の調査がありましたが、本市も子どもの貧困対策計画策定のための生活状況実態調査というのを行ったということで、先順位の答弁もありました。その中で、ヤングケアラーに関する部分の調査結果がどうであったのか、改めてその詳細を教えてくださいたいと思います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

調査の中で、家族のお世話を日常的にしていると回答した割合は、小学5年生で28.5%、中学2年生で22%を占めており、全国や県の調査と比較すると高い結果となりました。しかしながら、お世話の内容や頻度などを分析すると、支援を要するヤングケアラーの割合を正しく示しているものなのか、さらに精査する必要があると考えております。この調査の結果を、子どもの貧困対策計画策定のためだけではなく、福祉や教育など関係部署で共有し、今後の施策に生かしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。数字的には小学5年生で28.5%、中学2年生で22%と倍までは行かないにしても、倍近い数字が出ているという。これは聞き方の問題もあると思うんですよね。家族のお世話を日常的にしているかどうかということなので、いい意味で捉えると、していますというふうに答えたいという部分もあると思いますし、お世話の範囲、これがちょっと不明なところは条件としてはあると思います。お手伝いとの違い、お世話の違い、定義が曖昧なところもあります。そもそもそういった意味で、今回支援の必要性を感じないという、そういった根が深い意識もあるというふうに思います。

先ほども紹介した神戸市で担当の方の話を聞く中で、興味深い話がありました。この方が本当にケアラーかどうかの線引きという話なんです。親から言われたお手伝いが毎日続くのか、毎日毎日続くのかどうかという観点だと言うんですね。これは毎日続けば間違いなくケアラーですと。それとも、今日はお手伝いお願いねと、明日は大丈夫だからというふうになればケアラーではないということなんですね。また、お手伝いをお願いされたことに対して、本人が嫌だと反抗するというか反対するという選択肢があるのかどうか、これがケアラーかどうかの分かれ目だというふうにおっしゃっていました。非常に興味深い話でなるほどなというふうに思いましたので、参考で紹介をさせていただきます。

また、その神戸市では、ケアラーに取り組むきっかけとなったことがあります。令和元年に市内で20代の若者ケアラーが祖母を殺害するという事件が発生し、ヤングケアラーに対する支援の在り方が浮き彫りになって、市

長のもと、全庁を挙げて対策に乗り出したという経緯があります。20代の若者ケアラーですけれども、大学進学や就職、また仕事と介護の両立、また結婚、子育てというライフステージの変化がある中で、こういったことが課題になって、実はヤングケアラーであったお子さんは将来的にも友人関係を築きにくいというふうに言われていて、要するに孤立をしてしまって、そのままケアラー状態が続くということなので、その辺も考慮しての話だというふうに思います。

そこで、本市としても若者にも範囲を、スポットを当てた形で支援の対象とするべきと私も考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 ヤングケアラーの法律上の定義はありませんけれども、こども家庭庁によりますと、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもと位置づけられています。また、若者ケアラーとは、一般社団法人日本ケアラー連盟によりますと、18歳からおおむね30歳代までのケアラーとしています。若者ケアラーは、子どもから大人への成長の過程でケアを担うことにより、進学や就職等のキャリアの選択、恋愛、結婚など、その後の人生を左右することに影響が出ることに加え、その存在が知られていないため支援が行き届いていないことが想定されます。

本市におきましては、先ほど申し上げたよりそい支援事業の中で、18歳以上の若者ケアラーを含め、制度のはざまや複雑化、複合化した悩みを抱える全ての方を対象として対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。若者も含めて支援の対象とする、その中で市川市よりそい支援事業を開設しましたので、全ての方をそこに対象に持っていくということで、それはそれで分かります。しかしながら、いろいろ紹介して、他市ではヤングケアラーに対してやはり積極的な支援策を自治体として打ち出しています。紹介している神戸市のほか、お隣の船橋市でも支援事業がスタートしました。相談事業であったり、支援事業を進めているということです。これはニュースというか新聞報道もされております。何か市川市だけがそういった意味でちょっと取り残されている感覚が私はしてしまうんですね。

そこで、他市の状況を踏まえて、市川市として相談体制や家事、食事などの支援事業をどのように今後推進していくのかについて伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 相談支援事業の取組として、近隣では船橋市がこの7月から従来の電話相談に加えてLINE相談窓口を開設し、社会福祉士や教員OBなどで構成するヤングケアラーコーディネーターがこの対応に当たるとともに、今月1日からは家事援助と配食支援を開始しています。また、神戸市では令和3年度から、10代だけではなく20代の若者へも支援を行う全国で初となるこども・若者ケアラー相談・支援窓口を設置し、相談員4名で相談支援を行っています。神戸市によりますと、身近にいる関係者がこども・若者ケアラーに気づくことを認識することで、少しでも多くのこども・若者ケアラーを発見、支援することが可能になるとしております。

本市では、相談支援事業をさらに推進する上で、先進自治体の取組からも早期発見の仕組みと相談支援窓口の充実が重要になると考えており、早期発見につなげるためには、会議の場などで既存の相談支援窓口や関係機関などに、ヤングケアラーに気づくことを意識した相談の受け止めが大切であることを浸透させる必要があります。また、相談支援の充実には、学校やこども部との連携、協力も重要であり、学校などでヤングケアラーを把握した際には、まずはよりそい支援事業につなげてもらい、そこで問題の解きほぐしを進めるとともに、相談者の状況に応じた支援方法を検討する個別の支援会議などで、学校やこども部と情報を共有しつつ支援方法を決定

するなど、福祉部が中心となって相談支援体制の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 お話を伺いました。他市事例も参考にしながら協力体制を組んでやっていくということで、船橋の事例でもありましたけれども、社会福祉士や教員OBなどで構成するヤングケアラーコーディネーター、これが相談の対応に当たるといことで、こういった専門の部署というか人員配置ができるということが、やはり大事かなというふうに思います。

また、気づきも含めて、市川市よりそい支援事業で問題を解きほぐすというような話もありました。このよりそい支援事業ですが、スタートしたばかりなので、これから力を入れていくという市の考え方は分かります。ですが、このよりそい支援事業は実際にどうなのかということで、これまで期間は短いですが、これまでどのような相談が何件あったのか、またその中にヤングケアラーの相談があったのかどうかについて伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 よりそい支援事業の相談窓口におきましては、窓口を設置した7月18日から8月末までに61件の相談がありました。電話での相談が37件、窓口での相談が24件で、相談内容別では、1件で複数の事由に該当する場合もあるため、相談内容は85件となり、そのうちひきこもりが7件、孤独、孤立が6件、8050問題が2件で、ヤングケアラーの相談はありませんでした。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 現状、まだスタートしたばかりですが、聞きました。これは何となく分かるんですけども、ひきこもりや8050問題というのは、親側が心配で助けを求めるとい、そういったことで非常に表面化はしやすいと思うんですね。しかし、ヤングケアラーの場合は、親側が今度援助を受けている形になりますので、なかなか隠したがって表面化しないと、ここが一番の違いかなというふうに思います。そういう意味では、ちょっとヤングケアラーがイコールよりそいにつながるかどうかというのが、ちょっとまだ私がぴんときていない点なので、そのことをちょっと紹介させていただきます。

そこで、私が希望しているのは、ヤングケアラーという、やっぱり名前、冠が必要なのではないかなということなんです。社会的に誰もが問題として認識できるころまで、このヤングケアラーという名前を引き上げることがとても重要だと考えていて、そこで初めて、ああ、そうだなということで周りの人たちが気づいていく、注目していく、そして手を差し伸べていくということが、この流れができていくんじゃないかなというふうに思っております。その点も踏まえて、ヤングケアラーを早期に発見し、支援するための専門の部署が必要かと考えております。これについて市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 菊田福祉部長。

○菊田滋也福祉部長 学校では、ヤングケアラーを早期発見できるよう、日頃より児童生徒の状況の変化を気にかけています。把握の方法としては、定期的な生活アンケートや日常の会話、面談を通して早期発見に努めています。学校に対しては、ヤングケアラーを発見した後の支援体制としてよりそい支援事業があることを周知し、さらに学校と連携した支援が行えるよう体制の強化を図ってまいります。また、ヤングケアラー支援には、地域住民や関係機関等による発見も不可欠であり、発見したらすぐに相談につながるよう、よりそい支援事業について、引き続き市のウェブサイトや広報、SNSなどを通じて広く周知してまいります。

また、御質問のヤングケアラーを支援する専門の部署の設置については、この7月からよりそい支援事業を開始したところでありますので、今後の相談状況を踏まえ、改めて考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。よりそいがスタートしたばかりですので、取りあえずは当面は見守っていききたいというふうに思います。

神戸市では、このヤングケアラーの問題を各部署に振りませんでした。市長をトップとする専任者が指揮を執って総合的に動いています。神戸市の視察でやっぱり一番強く感じたことは、本気でこの問題を解決しようというふうにする人がいたということです。他部署との連携ではなく、ことケアラーについては他部署を統括するような仕組み、いわゆる組織体制が必要かなというふうに感じました。ぜひ近い将来、こども・若者ケアラー対策担当室みたいなものを設置していただければというふうに考えている次第です。ことヤングケアラーについては、教育委員会やこども部の中のことまでしっかりと調整ができるように、動きやすいようにしていくことが大事だと思いますので、ぜひ検討をよろしく願いいたします。お隣の船橋市がスタートしたわけですから、市川市もぜひ進めたいというふうをお願いいたしまして、次に移っていきます。

次が防災についての質問です。

今月、千葉県では台風の影響による線状降水帯が発生し、県内各地で被害が発生してしまいました。また、今週水曜日には柏、我孫子で豪雨があり、浸水被害が出ました。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。今後も気候変動の影響による台風の大型化やゲリラ豪雨の頻発など、水害の危険性は年ごとに高まってきていると感じます。本市においても、河川改修やポンプ場の整備、近年では水害常襲地域へのマンホールポンプの設置など、ハード面での治水対策を講じていることは理解をしています。しかしながら、それだけで浸水対策を軽減するのは困難であります。

そこで、市民が自己防衛のために簡単にできる浸水対策である土のうステーションがあります。私は、2017年9月定例会において、地域型小規模土のうステーションの質問をさせていただきました。当時は設置を始めたところで、当初7地区15か所でのスタートだったかと思います。行徳地域の設置が進んでいないことから増設を求めたところです。

そこでお聞きします。その後、本市が行っている地域型小規模土のうステーションの現状はどうなっているのか。また、現在の課題について伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

地域型小規模土のうステーションは、大雨や洪水などによる家屋への浸水被害を防止するために、市民が必要に応じて土のうを取り出すことができるよう設置しております。設置場所につきましては、浸水発生のおそれがある地区や、過去に土のうの要請が多い地区を選定しており、現在では、公園内や公共施設前など8地区20か所に設置しております。この地域型小規模土のうステーションには、基本的に収納用の金網ボックス1基を設置し、その中に50袋の土のうを保管しております。また、ボックス内には、初めて利用する方にも分かりやすいよう、土のうの取り出しルールや使い方などの掲示をしております。本年3月に実施したアンケート調査では、地域型小規模土のうステーションの認知度は約53%にとどまっており、さらなる周知が必要であると認識しているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。現在は8区20か所に増えているということです。アンケート結果ですけれども、私も確認させていただきました。この地域型小規模土のうステーションを知っていますかとの問いに、「知

っている」が53%、「知らない」が47%と、認知度が思ったよりも低いなという感じと、これに続くアンケートでは、水害時、自分の住む地域に避難情報が発令されたときどのような行動をするのかの問いに対して、「市が開設する避難所へ避難する」が33%、「自宅は浸水しないので自宅にとどまる」という方が49%と半数いたということですね。災害時の情報発信は様々な媒体で発信しているが、これまでに利用したことがあるかの問いに対して、「市公式ウェブ」が49%、「メール情報配信サービス」が46%ということで、大体この半数、半数、半数になっているのが、知っている、知らないに最終的にいつているのかなというふうに感じました。

そういったことの中で、この小規模土のうステーションはまだまだ大事な防災対策だと思いますけれども、市としてどのような周知をしてきたのか、これについて伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

地域型小規模土のうステーションの周知については、市公式ウェブサイトをはじめ、広報紙や水害ハザードマップで周知するとともに、自治町会などが主催する防災訓練や講演会など、様々な場面で伝えております。具体的には、広報紙で出水期前の特集記事や、年間を通じて防災、減災の取組をお知らせする自助、共助、公助の3つの助をイメージした「防災三助」のコーナーでも掲載しております。このほか、台風の接近に伴い大型土のうステーションが開設される際には、メール情報配信サービスやLINE、SNSなどで、併せて地域型小規模土のうステーションについても御案内しております。今後も、あらゆる機会を捉えて積極的な情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。やはり周知が大事なかなというふうに思います。地域によっては水害の危険が低いところも実際にあります。しかし、今回の県内の被害のように、一瞬で、あっという間に水が上がってきたというふうな報道もありました。一人一人の意識向上とともに、さらなる周知の徹底、また情報提供をお願いして、次の質問に移ります。

防災行政無線です。いざ災害時になると、携帯電話が繋がらない、またインターネットが繋がらないという状況をよく聞きます。情報入手ルートが限られてしまった場合、頼りになるのはやはり防災行政無線かとも思います。先ほどのアンケートで、情報入手手段として防災行政無線と回答した方が21%という結果も出ております。今年の夏、市民から相談があり、今年は猛暑が続き、熱中症警戒の防災行政無線も多く流れましたが、もう少し具体的な内容を放送したほうが市民は意識が高まるのではないかとということでした。防災情報のほかにも現在様々な情報が無線を通じて流れていますが、そもそも防災行政無線はどのような場合に放送するのか。また、今年の夏は熱中症警戒アラートが発表されたことを毎日のように伝えておりましたが、その際に、現在の気温や湿度、臨場感のある情報を内容にするなど、市民目線で必要な情報を必要なときに流すなど工夫した発信を心がけてはどうかと思いますが、この点について伺います。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

防災行政無線の放送には、緊急放送と通常放送の2つがございます。緊急放送は、災害発生時や発生のおそれがある場合の避難指示などをはじめ、大規模事故や緊急事態発生時に行うものです。一方、通常放送は、光化学スモッグ注意報などをお知らせする普通放送のほか、時報に連動するチャイムや音楽、またJアラートなどの動作確認のための試験放送などとなります。防災行政無線で放送する内容は長過ぎると伝わりにくいため、分かりやすさを第1に、簡潔で明瞭になるよう作成しており、また、放送の内容が正しく伝わり適切な行動を促すこと

が放送の目的でもあることから、市民が必要とする情報は可能な限り取り入れたいと考えております。しかしながら、放送内容によっては担当部署が替わることから、発信する内容や表現については、それぞれ関係部署と協議し、的確な情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。そういった放送ですから簡潔明瞭だということが前提として、必要情報は可能な限り取り入れるということでしたので、ぜひ関係部署と協議して、一度検討していただきたいなというふうに思います。

防災行政無線の、あと、聞き取りやすさの件なんですけれども、地域を回ると、まだ防災行政無線が聞き取りづらいんですという話も出ます。一方、音量がもううるさくて、すぐ横にあるので、何とかならないかという、いろんな様々な意見があります。また8年前、9年前ですか、防災行政無線の整備を1度行っていると思うんですが、その後はその話をあまり聞いておりません。防災行政無線にも老朽化といった課題があると感じていますが、また機器の性能もさらに高度化しているということも考えられます。今後の建て替えの計画や再整備についてどうなっているのか、再質問いたします。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

本市は、平成26、27の両年で防災行政無線の再整備を行い、現在207か所の放送設備で運用しております。再整備の際にデジタル化に移行するとともに、132か所のパンザマストという支柱の延命化工事を実施いたしました。しかしながら、機器や支柱は常に風雨にさらされ、特に南部地区は潮風の影響もあり、延命化したものも含め、順次建て替えや機器の再整備が必要となっております。今年度は緊急性の高い5か所の建て替えを予定しておりますが、今後は機器の老朽化を踏まえ、再整備計画の策定が必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。再整備検討中だということですので、特に災害時には防災行政無線は市民にとってやっぱり欠かせない情報入手の必要なツールかというふうに思いますので、ぜひ早期の再整備計画の策定をお願いしまして、この質問は終わります。

最後の質問です。最後に交通行政ということで、ホームドアについての質問です。

多くの人々が利用する公共交通機関は、誰もが安心して使えることが求められます。今年6月のG7交通相会合では、バリアフリー化の推進が初めて主な議題の一つに取り上げられました。公明党は2000年の交通バリアフリー法や、2006年の新バリアフリー法、2018年の改正バリアフリー法の制定などを主導し、駅のホームドアや点字ブロックの設置なども推進してきました。私も、過去に2016年の9月定例会、2018年6月定例会でこの点について議会質問をさせていただきました。特に、鉄道各駅のホームドア設置は関心が高く、注目してきました。地下鉄東西線など乗りますと、もうすぐ工事が始まりそうだなという感覚を受ける駅も見受けられます。また、設置について行政の関わり方が実は変化してきているというふうにも聞いています。

そこで質問ですが、市内鉄道各駅のホームドア設置の現状及び今後の予定と本市のホームドア設置に対する取組について伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

ホームドアは、鉄道駅のホームにおいて、視覚障がい者を含む全ての利用者にとって安全性の向上に資する施

設であり、転落や接触事故、それに伴う列車遅延を減少させる効果を有するとともに、利用者の安心感の向上にも寄与するものでございます。市内にある16駅での設置状況としましては、平成30年度に都営新宿線本八幡駅で整備が完了しております。未整備となっている駅の整備予定については、JR線の市内5駅であります市川駅、本八幡駅、市川大野駅、市川塩浜駅、二俣新町駅について、JR東日本の発表によりますと、令和13年度末までの整備を目指しているとのことでございます。東京メトロの市内3駅、妙典駅、行徳駅、南行徳駅について、東京地下鉄では令和7年度末までの整備を目指しているとのことでもあります。また、京成本線の市内5駅のうち、鬼越駅、市川真間駅、国府台駅の3駅について、京成電鉄は令和17年度末までの整備を目指すことを本年9月15日に発表したところであります。一方、北総線については、今のところ整備時期が未定となっております。

次に、本市の取組についてでございますが、本市では、平成15年に鉄道駅及び地下鉄の駅においてバリアフリー化の促進を図るため、市川市鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金交付要綱を制定し、ホームドアを含むバリアフリー設備を補助対象施設として整備の促進を図ってまいりました。補助金を活用したホームドアの実績については、都営新宿線本八幡駅での整備がございます。現在の状況でございますが、令和3年12月、国において、鉄道駅のバリアフリー化をこれまで以上に推進することを目的に、鉄道駅バリアフリー料金制度が創設されました。この制度は、鉄道駅のバリアフリー化によって受益する全ての利用者に薄く広くバリアフリー化に伴う費用を負担していただくもので、料金額については事業者がそれぞれ設定することとなります。なお、設定に当たっては、利用者に過度の負担感を与えないものとし、通学定期料金については免除することとされております。また、国においては、この制度を活用した整備を補助金の対象から除外することとしたことから、本市においても整備費用は、市民を含む駅の利用者が薄く負担するものと解釈し、令和4年7月5日に、補助金交付要綱を改正し、補助金の対象外にすることといたしました。

JR東日本と東京地下鉄については、本年3月18日からこの制度を活用して、普通旅客運賃等に1回乗車当たり10円以内の範囲で料金が加算される改定がなされております。また、京成電鉄は来年春より改定することを発表したところであります。

今後につきましては、補助金の対象であります北総鉄道よりホームドアの整備に関する相談等があった場合には、早期の整備促進を図るため積極的に協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 ありがとうございます。元々このホームドアについては、国と自治体と鉄道事業者で3分の1ずつ負担するという制度だったんですね。ところが、そのバリアフリー料金制度が創設されたことで、全額料金上乗せの分を鉄道業者がホームドア設置等の費用に使うということが許されたということで、ちょっと大きく変わりましたね、当時とね。市川駅とJRですけれども、本八幡駅はまだ設置されておりませんが、先の下総中山駅がついちゃったりして、これも不思議だなというふうな感じはしておりますけれども、そういったことでなかなか情報が入らなくなったということですが、東京メトロの東西線、市内は3駅ありますけれども、令和7年度末というふうに発表されているということですが、この具体的な妙典、行徳、南行徳、この3駅について、具体的な時期について市はどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

東京メトロ東西線は、東京都域の中野駅から船橋市域の西船橋駅を23駅で結んでおります。ホームドアが未整備の駅が11駅あり、千葉県内の未整備駅は、本市域の南行徳駅、行徳駅、妙典駅と、市外の浦安駅、原木中山駅、西船橋駅の6駅となっております。具体的な整備予定について、東京地下鉄では、令和7年度までの全線整

備を予定していますが、未整備駅の情報については公開可能な情報がないとのことでございました。なお、東京地下鉄の報道発表によりますと、各駅の使用開始日等については、対象となる駅にポスターを掲出してお知らせするとのことでございます。

そこで、市内3駅の現在の整備状況について、本市職員が目視調査をしたところでは、車両の定位置停止検知と、車両ドアとホームドアの開閉制御を行う車両情報伝送装置が設置されていることを確認しております。今後については、引き続き東京地下鉄に対し情報提供を求めてまいります。工事としては、電気通信設備の整備やホームの改良、ホームドア本体の整備工事の順に進んでいくものと思われま。

以上でございます。

○稲葉健二議長 西村議員。

○西村 敦議員 確認していったくれたということでありありがとうございます。3駅とも、車両情報伝送装置は設置済みということで、工事が進んでいるんだなというふうには思います。今後の進捗については、私も注意して確認をしていきます。

市内各駅に一日でも早くホームドアが設置され、安全が確保されることにより鉄道事故がなくなるということをお願い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時開議

○つちや正順副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 会派市民の力の石原よしのりです。早速、通告に従い、一問一答で伺ってまいります。

まず、県道1号、通称松戸街道の交通量についてです。

この道路は、国道14号の市川広小路交差点から、北に向かって京成国府台駅、和洋女子大前、国府台病院前、矢切駅前を通過して松戸に向かう幹線道路です。以前は、地元の住民だけではなく、北関東と千葉方面を結ぶ主要道路として大変多くの車が通っていました。平成30年6月、今から5年前に、外環道路の高速道路と国道298号が開通したことから大型トラックなどの交通量が大幅に減少して、交通渋滞の緩和と交通事故リスクが減ったのは幸いでした。ところが、地元住民の皆様から、最近大型トラックの通行が増え、振動、騒音がひどく、そしてびゅんびゅん飛ばしてくるトラックに怖い思いをしているという声を多く聞くようになりました。私も、この松戸街道沿いに住んでいますので、同じように感じています。

そこで質問します。外環道路開通後、現在までの松戸街道の交通量の状況について、市の認識を伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

県道市川松戸線、通称松戸街道は、国道14号と交差する市川広小路交差点を起点とし国道6号と交差する、松戸二中前交差点を終点とする延長約4.6kmの千葉県が管理する道路でございます。この松戸街道の交通規制状況として所轄警察に確認したところ、外環道路開通前は、通学時間帯となる午前7時から9時までの間で大型車通行禁止の規制がかかっておりました。その後、平成30年6月の外環道路の開通に伴い、この道路を含めた一般道路における交通量の減少が見込まれたことから、同年11月に大型車通行禁止の規制は解除し現在に至っていると



のことでございます。実際の交通量につきましては、令和5年6月末に国が公表した東京外かく環状道路（千葉区間）開通5年後の整備効果によりますと、外環道路に並行する当該道路や、市川柏線、通称八幡中央通り、松戸原木線、通称市川松戸道路の3路線を合計した交通量は、開通4年後の昨年9月の時点で約2割減少しているとの結果が出ております。松戸街道だけで比較しますと、市川広小路交差点での交通量は、外環道路開通前の平均は1日2万6,300台でありましたが、開通約1年後までの複数回による調査の平均値では1日1万7,800台と、約32%減少しております。しかしながら、直近の昨年9月の調査では1日1万9,300台と、開通約1年後までの結果よりは微増しており、開通前との比較では約27%の減少という結果となっております。なお、直近の調査では、1回の調査結果でありますことから、詳細な検証には複数回の調査が必要であると認識しております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石原よしのり議員。

**〇石原よしのり議員** 松戸街道の交通量は、外環道開通直後、通過交通がこぞって新しく開通した高速道路や片側2車線の国道298号を通るようになったために、1日2万6,300台から1万7,800台へと大きく減少したとのこと。ところが、開通後4年ほどで1万9,300台と、再び増加に転じているとの調査結果が出ているわけです。1,500台、約8%の増加です。地元住民は、大型車の交通量が特に増加していると感じています。発表された結果のうち、大型車の交通量の推移はどのようになっているのかお尋ねします。

**〇つちや正順副議長** 岩井道路交通部長。

**〇岩井忠良道路交通部長** お答えします。

公表された交通量調査結果のうち、大型車の交通量について国へ確認したところ、車両区別に計数はしているが公表はしていないとのことでございました。国としては、直近の調査結果では開通約1年後より微増していることは確認しておりますが、基本的に開通後は全体の交通量も、大型車の交通量も減少しているとの認識でございました。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石原よしのり議員。

**〇石原よしのり議員** 国の認識が、外環道路開通で一旦減った交通量が再び増加していることは分かっているんですが、開通前に比べて大きく減っているんだからいいじゃないかというような認識なんだと思います。松戸街道を走っている車の内訳としては、沿線住民や沿線に用のある業務用のいわゆる地元関係の車と、通過交通とに分けられます。外環道路開通直後、通過交通はこぞって新しい道路に回ったと考えると、開通直後の交通量はほとんど地元関係の車だったと推測されます。この地元関係の車の交通量は、最近四、五年で大きく変わるわけではないので、この増えたのは通過交通だと思われれます。ということは、ほとんどなくなっていた通過交通が1,500台増加したと考えるのが妥当です。私が観察していても、最近では栃木、群馬、埼玉北部、あるいは千葉県南部などのナンバーをつけた大型トラック、トレーラー、ダンプなどが走っています。交通量を調査した国に交通量の内訳を問い合わせても、教えてくれないから分からないというのはどういうことでしょうか。実態を客観的なデータで把握できないのでは対応のしようもありませんし、また、県に要請や対応を迫ることもできないではありませんか。それなら、いっそ市川市で独自に交通量調査をするつもりがあるのでしょうか、お尋ねします。

**〇つちや正順副議長** 岩井道路交通部長。

**〇岩井忠良道路交通部長** お答えします。

本市としましても、現状の把握は必要であると考えていることから、調査方法や、その結果による対策等について、道路管理者である千葉県と協議しながら検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 県と協議しながら交通量調査についても検討するとの御答弁でした。大型車の通行が特に増加し、騒音振動に悩まされている、また事故の危険を感じるという地域住民の声が高まる中、それでは本市として環境対策や交通安全対策をどのように進めていくのか、本市の考えを伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

騒音や振動等の環境数値につきましては、国へ確認しましたが、外環道路の事業区域以外の箇所については調査を行っていないとのことでした。当該道路を管理する千葉県においても調査を行っていないとのことでした。また、交通量や騒音、振動等に関する沿線住民等からの対策要望や問合せの状況についても、国、県ともに現在のところ把握していないとのことでした。

本市においても、御指摘の大型車等の交通量については把握しておりませんが、騒音、振動等につきましては調査を行っており、市川市環境白書に結果を示しております。これによりますと、県道市川松戸線の数箇所における調査結果では、外環開通前と開通後の年度を比較すると、ほぼ同じ数値となっております。なお、この数値については直接交通量の増減を示すものではないと考えております。

当該道路については、地域住民から交通量の増加による住環境への影響等、懸念の声があることから、本市としましても交通量等の数値を把握することは必要と考えており、交通量データの提供について国へ働きかけてまいります。また、今後の協議の中で数値を把握できれば、その交通状況に応じた交通規制や、騒音、振動を抑えるための対策を図ってもらうよう、道路管理者である千葉県に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 先ほどちょっと騒音、振動の調査で、開通前から大きく交通量が減っているのに振動、騒音のレベルが変わってないというのも不思議なデータだと私は思っているのですが、しっかりここは今後検討が必要だと思います。

私の質問の冒頭で、松戸街道は、外環道路開通前には朝の学童の通学時間帯は大型車通行禁止の規制がされていたが、外環道路開通後、交通量の減少が見込まれたために、半年後の平成30年11月に規制が解除されたとの答弁がありました。しかし、この通行禁止解除について、市川市は県から正式な連絡も相談も受けていません。もちろん、市民や沿線住民も全く知らされていませんでした。私も、あるいは道路交通部の担当者も、今回の質問で、その準備のために県警に問い合わせるまでその事実すら知りませんでした。国が外環道路を造り、県が県道である松戸街道を管理しているとはいえ、この道路があるのは市川市であり、沿線で影響を受けるのは市川市民です。県の姿勢に大きな疑問を感じます。どうして市民の安全対策あるいは環境問題について、本市が国や県に物が言えないのか、どこか間違っているのではないのでしょうか。

先ほど部長が実態把握や対策のために、市独自の交通量調査でもしなければならぬのではないかという御答弁がありました。考えてみてください。既に国が5年前と昨年に交通量調査をやっていて、データも持っているんです。国が詳細を市民に公表しないのは勝手ですが、市が交通安全対策や環境対策に必要なと言っているのに、行政同士の間でそのデータの共有ができないというのは、とてもおかしいことではありませんか。もし、本当に市が別途独自に交通量調査をすれば、100万円単位の金がかまた二重にかかるんです。税金の無駄遣い以外の何物でもありません。元国の官僚でもあり地方自治体での経験もある本間副市長、どうしてこのようなおかしいことが起こっていて、どうして国が持つデータを地方自治体が共有、活用できないのか。また、どうすれば共有、活用ができるようになるのか、御見解があればお尋ねしたいと思います。

○つちや正順副議長 本間副市長。

○本間和義副市長 お答えをいたします。

この統計に限らず、国または行政機関については、様々な行政目的の達成のため、行政効果を検証するというものはありましようし、また、これから行う行政のための様々な検討の材料にしたいというような形でいろいろと調査をいたしております。その結果をどのように公表していく、発表していくということについても、それはそれぞれの統計の性格によって異なってくるんだらうというふうに思います。今回、議員御指摘いただきました交通量の調査につきましても、国のほうはこの外環道の整備効果の検証ということで調査をしたということでございますので、その結果を公表という形で、一定の事実を集計して行っているということで、それ以外の部分のデータについての公表については慎重になっているんだらうということは拝察できます。

ただ、この公表していくというもののレベルとは別に、同じような行政機関同士が似た行政目的の達成のためにそのデータを使うことが有用であるというような場合においては、必要に応じましてそのデータを共有することによって、それぞれの行政目的のために連携しながら対応していくことでいい効果が生じるということであれば、これもまた公表というレベルとはまた別に交渉していくということがあり得るんだらうというふうに私は思います。そういった観点も踏まえまして、しっかりと市としても国にどういう目的で、どういう形でこのデータを使いたいのかというようなことをしっかりとお話をさせていただいた上で、あとはいろいろな国の考え方もあるでしょうから、しっかりと国とどういう協力ができるかどうかということを相談していくということだと思っております。

○つちや正順副議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 本間副市長、ありがとうございます。まさにそういうところだと私も思います。今、幸い市長も国会議員の経験もあり、そして副市長も今のような御経験がある。今まで我々市川市当局がなかなか国や県に言えなかったこと、共にできなかったこと、ぜひこれから進めていけるように、そして先ほど言った大型車の通行規制、こんなことについてもきちんと市川市が関与していけるように、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。ありがとうございます。ぜひお進めください。ありがとうございます。

さて、2つ目の項目に移ります。宗教2世問題です。この質問は、今年2月定例会で私に取り上げ、本市の認識や実態、そして今後の対応について御答弁をいただいたテーマです。残念ながら、当日は市長が御欠席されていたことから、議長の間でお聞きいただけなかったこと、議会の改選で議員の顔ぶれが変わったこと、そして今般新たに本間副市長が就任されたことでもあり、再度取り上げさせていただきました。

昨年7月に安倍元総理が銃撃され、死亡した事件の被告が旧統一教会の宗教2世でした。この事件をきっかけに、今までほとんど表に出てこなかった宗教2世の問題がマスコミでも盛んに取り上げられ、また、苦しんでいた宗教2世が次々と声を上げ始めたことから、深刻な人権問題、社会問題であると認識されるようになりました。個人がどんな宗教を信じ、活動することも自由です。しかし、宗教2世の子どもたちは、本人の意思とは関係なく、生まれたときから、あるいは幼いときからその宗教の教義に基づくしつけ、教育、また生活様式のもとで育ちます。教団の教えや親の考え方にもよりますが、お祈りや勤行などの日課や、宗教行事への参加の強制、交友関係や行動の自由の制限、進学や就職の制限や強制、何々すれば地獄に落ちるといった精神的な圧迫、体罰などの身体的虐待などに悩んだり苦しんだりする子どもも少なくないそうです。学校に行くようになると、周りの子どもたちから奇異の目で見られ、いじめや差別の対象になることもあるかもしれません。成長してからも、その宗教に違和感を感じて悩む、宗教を抜け出したいのにどうしていいか分からない、やっとな宗教から離れても、親や親しい人たちとの関係が断絶して苦しむ、生い立ちや身についた価値観から社会との関係づくりができない、異性関係に恐怖を感じたり、一般の人が楽しむ娯楽に罪悪感を感じたりして生きづらい、何かの拍子でフ

ラッシュバックが起こりパニックになる、ひきこもりになる、自殺を考えるなどといった悩みや苦しみを持つ人たちが多くいることが分かってきました。そして、2世が置かれている状況の理不尽さと、2世の悩みや苦しみを誰にも分かってもらえないということで、また苦しんでいるのです。こういった問題が宗教2世問題です。

宗教2世の悩みに対して、これまで行政の相談窓口や学校ではきちんと対応できていませんでした。悩みを相談されても、宗教については家庭の問題なので家族で相談してくださいなどと対応してもらえなかったり、学校の先生も見ても見ぬふりをしたりといったことも珍しくなく、よしんば対応しようとしても、宗教2世問題のことをよく分かっていないためにどう対応していいのか分からない、あるいは、あえて対応しても間違った対応でより状況を悪くしてしまったなどというのが実態でした。私が今年の2月定例会で宗教2世問題を取り上げ、本市の認識と対応状況を伺い、今後は苦しんでいる宗教2世に積極的に支援の手を差し伸べていくように、そして宗教2世問題の理解のために、関係職員の研修などを実施していただきたいと要望しました。その後、どのような検討や対応がなされたのか伺います。

**〇つちや正順副議長** 蛸島総務部長。

**〇蛸島和紀総務部長** お答えいたします。

さきの令和5年2月定例会で答弁いたしましたとおり、現在、本市におきまして宗教2世問題に特化した相談窓口は設けておりません。しかしながら、仮に宗教2世問題に関わる相談があった場合には、その相談内容に応じまして、所管となる課、または複数の課が連携を図りながら対応することとしております。

そこで、御質問の2月定例会以降の進捗状況についてであります。学校教育部では、学校において宗教の信仰等を背景とする児童虐待へ対応できるよう、こども家庭庁が作成しましたQ&Aや、そのQ&Aの解説動画があることにつきまして各学校に周知を行うとともに、法務省が作成しました靈感商法等対応ダイヤルを紹介するチラシの配布を行っております。また、宗教2世の問題を受けて事業を開始したものではありませんが、福祉部において、高齢、障がい、子どもなどの属性を問わない福祉に関する相談を受け止める市川市よりそい支援事業を本年7月より開始いたしました。この市川市よりそい支援事業では、宗教2世を起因とするか否かにかかわらず、虐待や生活困窮など制度のはざまや、複雑化、複合化した相談を受け止め、断ることなく関係機関と連携を図りながら対応しているところであります。

以上であります。

**〇つちや正順副議長** 石原よしのり議員。

**〇石原よしのり議員** 今年7月に福祉よりそい相談窓口が設置され、宗教2世問題を含め、複雑化し、また複合化した課題に対応する体制を整えたとのことでした。また、教育委員会は、各学校に宗教を背景とする虐待に対応できるように、国の作成したQ&A集の配布や解説動画の紹介を行ったとのことでした。それはそれでいろいろと御対応いただいたようで、第一歩としては朗報だと思います。

それでは再質問ですが、学校への通知、周知を行った後、学校現場では具体的にどのような対応が行われたのか伺いたいと思います。

**〇つちや正順副議長** 藤井学校教育部長。

**〇藤井義康学校教育部長** お答えいたします。

先ほどから言われています2月に通知されたQ&Aにつきましては、市内市立学校55校中44校が既に校内で周知しており、その周知方法としましては、校内研修が2校、会議の中が8校、職員打合せで22校、管理職、担当職員での共有が7校、回覧等その他の方法が5校でした。残りの11校につきましても、年内までには周知する予定であるとのことでした。5月に公表、通知された同解説動画につきましては55校中33校が視聴しており、視聴方法としましては、会議の中が1校、職員打合せの中が2校、管理職、担当職員で視聴したが15校、学年

で視聴が1校、職員ごとに視聴した学校が14校でした。残りの22校につきましても、9月までに5校、12月までに12校、3月までに5校が視聴する予定でございます。

教育委員会といたしましては、今後も職員が適切な対応について理解するよう周知に努めてまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石原よしのり議員。

**〇石原よしのり議員** はい、分かりました。進捗はあるようですね。私もそのQ&A集、あるいはその紹介ビデオを全部見させていただきました。もちろん役立つ部分がございます。また、いろいろと新たな資料もいろんなところから出ています。ぜひ周知、あるいは今後いろんな対応をしていっていただきたい。そして、必要に応じていろいろな講習や研修を受けていただきたいと思います。

私は、この春に「宗教2世問題と地域社会」というテーマで講演会を主催しました。講師には、御本人も宗教2世で苦しんだ経験を持ち、以前から宗教2世問題を取り上げた作品を連載し、テレビなどに出演されている漫画家の菊池真理子さんをお呼びしました。多くの市民に参加していただきました。2月定例会で私が宗教2世問題を取り上げたときの担当だった当時の学校教育部次長や、多様性社会推進課長も参加してくれました。参加者からは、今まで知らなかった、大変な問題だとよく分かった、理解が深まった、こういう機会がなければ分からない、何とかしなければいけないなどといったお声をお聞きしました。メディアで紹介されるようになり何となく分かったような気になっていても、実際にこういった講演を聞くと理解が全く違います。行政として、人権問題、社会問題であるこの宗教2世問題に真剣に対処していくことが重要で、そのためには、こういった講演会、講習会で宗教2世問題の実態を知り、正しい理解と認識を持つことがまずは重要だと思います。市の幹部や担当部署の職員に向けて講習会を行うことが必要で、あるいは望ましいと考えますが、本市の考えを伺います。

**〇つちや正順副議長** 蛸島総務部長。

**〇蛸島和紀総務部長** 現状におきましては、相談の背景に宗教2世問題があると思われる相談実績といたしまして、福祉部において数年前に1件の相談がございましたが、多くの窓口を持つ市民部、子ども部などにおいては、把握している限りでは相談はございませんでした。そのため、本市では宗教2世問題に関する所管部署を設置せず、各所管部署が相談内容に応じて適切に対応しているのが現状であります。

今後は、御質問にありましたとおり、宗教2世問題につきまして知見を広める必要性は十分あるかとは思いますが、まず、それぞれの相談窓口において実態や相談ニーズの把握に努め、幹部職員、統括する管理職をはじめ職員個々への研修の必要性や実施方法などにつきましても研究してまいりたいと思います。

以上であります。

**〇つちや正順副議長** 石原よしのり議員。

**〇石原よしのり議員** 総務部長の答弁、私にはちょっと消極的に聞こえます。これまで宗教絡みの相談は1件しかなかったと言いますが、当たり前でしょう。苦しみ、葛藤している宗教2世は市内に何千人もいるのではないかと推測しますが、相談しても分かってもらえないと思っているところに相談なんて来ません。宗教2世の正しい理解を市の職員が共有することから始めていただきたいと思います。

宗教2世の問題に取り組む支援団体やNPOが、続々と情報発信や悩みを受け止める相談窓口や自助グループの運営など体制を整えてきています。そういった専門ノウハウを持った機関とも連携していくのも有効です。宗教社会学者の上越教育大学の塚田穂高教授は、社会全体でこの問題への理解が必要だと指摘しています。傷つき、葛藤の中にいる宗教2世をどう社会が守っていけるのかが問われているんです。DV、ドメスティックバイオレンスやいじめ、LGBTQなども、従来独立して取り扱われてこなかった悩みや苦しみが、近年、社会の理解が進んで有効な対策が取られるようになってきました。午前中に公明党の西村議員が取り上げたヤングケアラ

一問題も、やっと目が向けられ始めた同様の問題です。まだ本市の窓口相談件数がないと答えていましたが、一ヤングケアラーの場合ですね、これも宗教2世問題と同じです。悩んでいる当事者が自ら言ってこないんです。社会が、行政が問題についての理解を深めて、そして周囲が気がついて手を差し伸べていく必要があるんです。また、西村議員も御指摘になっていましたが、本気でやろうという姿勢がないと救われません。全く同感です。残念ながら、本市の職員への講習会開催については、なかなかすぐというわけにはいきそうにありませんでした。もし市長以下、市の幹部がそろって宗教2世問題の理解のために専門の講師をお呼びして講習を受けたとなれば、マスコミも取り上げ、本市の先進性が話題になって、本市の評価のアップにもつながると考えます。最後に、市長の一言をいただければと思います。

○つちや正順副議長 本間副市長。

○本間和義副市長 お答えいたします。

議員の御質問の中にもありましたように、この宗教2世の問題につきましては、様々な形で最近になって取り上げられるということで、いろいろな対応が必要になってきているという問題であろうということは認識しております。国におきましても、この問題については宗教担当の文化庁、文部科学省だけではなくて、様々な課題を抱えているということから、虐待とかDVという問題であれば、厚生労働省や子ども家庭庁、そして人権の関係であれば法務省、そしてほかにも様々な消費者庁、警察庁、総務省その他様々な省庁が関係してくるということで、政府一体となってこの問題に対してそれぞれの所管の省庁において全力を尽くすようにということで、国としても一体的に推進をしているというところでございます。

そういう中で、当市におきましても、先ほど総務部長からも答弁ありましたように、それぞれの窓口において相談に来られた方に対しての親身な、適切な対応をさせていただくということを心がけているという中で、また、一番大事なのはどんな窓口に行かれても、そこでほうっておかれない、きちんと必要な対応をしていただける、また、必要に応じて最も適した部署にきちんと連携を取っていくというようなことが大事なんだろうというふうに思います。

宗教2世という原因は1つであっても、それぞれの皆さんが抱えている状況は様々だと思いますので、それぞれに対して適切な対応をしていくということを重点的に考えまして、関係部署でしっかりと対応していくというようなことを市として徹底してまいりたいというふうに考えております。

○つちや正順副議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 ありがとうございます。個々の部門の、要するに最終的に現れた生活貧困だったり、あるいはDVだったりというところの対話はもちろんやっているんですよ。ところが、根っこというのがあって、それを持っていろんなところに引きずって、一生心に傷を負う問題ということをしっかり分かっていないと対応がちゃんとできない。だから、相談にも来ないということになっているということをご理解ください。

この件にかかわらず、今本間副市長は国の対応に従ってというようなことなただけけれども、我々地方自治体というのは、国が重い腰を上げられないことを先進的な施策や取組をやることによって、国や広域が動くということがあるわけです。例えば、我々がやった給食費の全面無償化、これはやっぱり地方自治体の中から出てきたことです。それから、大規模自治体としては我々市川市が初めてやった。今これがどんどん、葛飾区でもどこへでも広がり始めたわけです。間もなく国は対応します。ということは、地方自治体の役割、そして地方自治体ができることというものもあるんですから、我々はぜひ先進性を表していただきたい。最後にこれだけ申し上げて、次のテーマに移ります。ありがとうございます。

さて、次は農地についての問題です。

農地は、農作物の生産の場所であると同時に、生物多様性保全、地球温暖化対策、豊かな生活環境や景観の提

供、水害防止などの多面的な効用を持っていること、あるいは提供していることが広く知られるようになってきました。ところが、都市化が進む本市では、宅地開発などで農地がどんどんなくなっていると感じます。農業従事者の減少と高齢化も問題になっています。

そこで、本市の農地面積と遊休農地の現状と、近年の推移を伺います。また、本市のような都市農業にはどのような課題があるのか伺います。

○つちや正順副議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

5年に1度、国が発表している農業センサスによりますと、市内の経営耕地面積は、果樹園、畑、田の合計が平成27年度352haに対し、令和2年度は304haと減少傾向となっております。遊休農地につきましては、農業委員会の調査によりますと、平成28年度12.2haに対し、令和2年度では14.3haと増加傾向となっております。

次に、本市の都市農業課題については、1つ目として、農業従事者の高齢化が進み後継者が不足してきていることから担い手の確保、2つ目として、生産緑地法の改正により、都市農地がいずれ宅地化するべきものから都市にあるべきものへ大きく方向転換されたことや、防災、環境、学習の場などの多様な機能が発揮できるようにするため農地の保全、3つ目として、都市農業の特異性である農地と住宅地が隣接している現状から都市農業に対する地域住民の理解の醸成が考えられます。そこで、令和5年3月に第2次市川都市農業振興プランを策定し、本市の特徴を生かした都市農業の持続的な成長を目指して様々な施策を推進しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 生産緑地法などの法令の改正、計画の考え方がだんだん変わってきたということで、農地の重要性は高まっているんですね。ところが、農地は平成27年度から令和2年度までの5年間で48ha、14%も減少しています。今は令和5年ですから、その後3年間このペースなら30haぐらいはさらに減少しているのではないのでしょうか。深刻な状況ですよ。様々な理由で農業を続けられなくなったときに、農家が先祖代々の田畑を、今後も農地として維持できればと思いながらそのままになっている場合が遊休農地です。この遊休農地の活用について、本市の考え方と、活用に向けてどのような取組をしてきたのか伺います。

○つちや正順副議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 農業従事者の高齢化や後継者不足などが原因で増加傾向にある遊休農地の活用につきましては、体験農園や市民農園、農地の貸借を推進することで、農地の利用促進や遊休農地対策に有効であると考えております。そこで、遊休農地の有効活用に向けて、地権者が自ら開設する民設市民農園の開設相談や提案などの実施をはじめ、様々な理由で農地を貸したい地権者と、農地を借りたい個人や法人をマッチングさせ、関係法令に基づき利用権設定を実施しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 体験農園や市民農園として活用するとともに、農地を借りたい個人や法人とのマッチングを行ってきたとの答弁でした。農業への新規参入希望者は多いと聞いています。マッチングを通じて実際に新規参入に至ったケースはどのくらいあるのでしょうか。そして、新規就農への課題についても伺います。

○つちや正順副議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 様々な取組の中、近年、本市で実際に新規就農に至った方は、令和元年度2名、令和3年度2名、令和4年度1名と推移をしており、現在も市内において営農を継続しておられます。新規就農の課題として、実際に就農する際、農業分野での多くの専門的な知識や技能を事前に習得した上で、農業経営の安定

化に向けた実現可能な就農計画を策定する必要があります。また、参入地域の特色や栽培品目に対する知識や技能の習得に時間がかかること、計画実現に向けた作付量や、農業所得の向上を図るための農地の確保、さらにはビニールハウスなどの栽培施設や耕運機などの農業用機材を準備するための農業資金など、多くの課題が考えられます。新規就農者の確保については、遊休農地の増加や農業従事者の減少を食い止める方策として有効であるため、引き続き対策を進めてまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石原よしのり議員。

**〇石原よしのり議員** ありがとうございます。過去5年で5名の新規就農があったとのことでした。その方々にも、今後ともいろんな課題を乗り越えてぜひ頑張っていっていただきたいと思います。市の支援もよろしく願います。

最近、法令の改正により、法人や株式会社も農業への新規参入が可能となりましたが、まだ本市では法人の参入事例はないようです。法人の農業への新規参入に対する本市の考え方及び課題についての認識を伺います。

**〇つちや正順副議長** 根本経済観光部長。

**〇根本泰雄経済観光部長** 法令等が改正され、法人においても農業へ参入することが可能となりました。このため、法人が就農計画に基づいた一定の広さの農地を確保することが最も大きな課題と考えております。市では、近年増加傾向にある遊休農地を減少させる方法の一つとして、法人への農地の貸借は有効であると考えております。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石原よしのり議員。

**〇石原よしのり議員** 大変有効な策だと考えているということでした。私も全くそう思っています。ある程度の規模で経営を引き継いでくれるということだと思います。特に、会社などの法人が真剣に本市で農業を営み、さらに、企業ならではの事業を展開してくれるとなると、農地の維持継続だけではなく、市内経済的にも大変なメリットがあります。付加価値の高い農産物の生産、積極的な販路開拓、関連事業への展開などは、市川市という都市農業地だからこその特徴を生かせるメリットでしょう。

そこで、こういった法人、会社の農地確保、農業参入を本市としてどう支援していけるのか、どんな協力をする考えがあるのかを伺います。

**〇つちや正順副議長** 根本経済観光部長。

**〇根本泰雄経済観光部長** 令和5年度からは、各市町村の遊休農地の情報を千葉県農地中間管理機構が集約し、貸手と借手の個別マッチングを行う取組が開始され、県内や近隣市町村などの多くの情報を集約することが期待できます。そのため、参入する法人の就農計画に見合った農地についても、現在より確保しやすくなるものと考えております。本市においても、そのような情報提供や貸借手続などを関係機関と協力しながら支援をしてまいります。今後も、遊休農地の有効活用に向け、より一層の周知などを図りながら、関係機関と協力し、個人、法人を問わず農地を確保することができるよう進めてまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石原よしのり議員。

**〇石原よしのり議員** 1つには、千葉県農地中間管理機構などというのができて、情報集約があつて、これを活用するとさらにマッチングがうまくいくんじゃないかということだと思います。ぜひそういうのも含めてやってください。これまでも市独自で情報を集約してやってきたんだと思いますから、積極的にやっていただくことが重要だと思います。



また、法人というか株式会社だったりすると、貸手のほうも、やっぱり今まで隣でやっている農家の息子が規模を広げたいから貸してくれというのと、外から入ってくる会社に貸すのでは、また意味も違うわけですね。ここは特に心理的に問題があるのだったら、やっぱりそこを解いてあげるのは、僕は市役所の役目だと思います。そういったところも含めて、しっかりと御対応いただければと思います。

本市の農地の減少は、昨今驚くばかりのペースで進んでいます。また、本市では法人や株式会社の参入の実績はありませんが、引き合いや事業相談を受けているとも伺っています。なかなか適地のマッチングが難しいことは分かりますが、これは1つの突破口であり、成功の前例ができれば新しい流れが生まれて、本市の農地減少の食い止めに光明となるのではないのでしょうかね。ぜひ経済観光部として知恵を絞って、手を尽くして、成功事例をつくっていただきますよう強く要望します。

次の項目に移ります。4個目は、ヘリサインについてです。

このヘリサインについては、平成27年と平成30年に議会で質問させていただきました。ヘリサインとは、大地震や津波、水害などの大災害のときに、救援の要請に応じて全国各地から飛来した自衛隊、消防、警察などのヘリコプターが救援活動を行う際に、地上の目印になるように、目ぼしい建物の屋上や屋根などに、見やすく大きく書かれた建物名の表示のことを言います。GPSなどの機器が発達しているにしても、倒壊で大きく姿を変え、炎や煙が立ち上る被災地で、遠方から来た地理不案内なパイロットがスムーズに航行し活動するために非常に役立つものです。東日本大震災の際にその効果が高く評価され、その後、全国で整備が進んだ防災対策の一つです。

本市において、私が平成27年に議会で取り上げ整備を求めたのに対し、早速市内7校の小学校屋上に導入していただきました。しかし、その後はなぜか設置が進んでいないと認識しています。ヘリサイン整備の経緯と、本市の考え方について伺います。

**〇つちや正順副議長** 本住危機管理監。

**〇本住 敏危機管理監** お答えします。

本市では、平成27年9月定例会での御質問者からの御提案を踏まえ、その有効性を認識した上で、平成28年度にヘリサインの整備を行いました。具体的には、災害時に実際にヘリコプターを使って活動する陸上自衛隊などにヒアリング調査を行い、大野小学校や国分小学校など7つの小学校を選定し、ヘリサインを設置したところです。一方で、本市の場合、河川、鉄道駅、高速道路など、目標物が多いという地域特性があることから、当該7校の整備をもって目印としてのヘリサインは充足しているものとの認識から、前回の御質問以降、状況に大きな変化がないこともあり、新たな設置はしておりません。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石原よしのり議員。

**〇石原よしのり議員** ありがとうございます。本市は地理的に分かりやすく、目印になる川や鉄道や高速道路などがあるから、ヘリサインの設置箇所が少なくても事が足りるという見解を示されたのだと思います。それでも、今後についてですが、公共施設にさらにヘリサインを整備していく考えについては、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

**〇つちや正順副議長** 本住危機管理監。

**〇本住 敏危機管理監** お答えします。

今後の整備方針につきましては、目印としてのヘリサインは充足しているものの、本市がどのような被災をするか予測が困難な面もございます。そこで、整備促進を掲げる9都県市の動向や、近隣市の整備状況、学校を含む公共施設の改修計画などを勘案しながら、追加整備の必要について検討してまいります。本年5月時点の近隣

市におけるヘリサイン設置状況としては、船橋市の32施設に対し、松戸市は2施設にとどまるなど、自治体によっても設置数は大きく異なっております。また、平成30年度以降の新規設置は、船橋市の2施設と浦安市の1施設のみとなっており、近隣市も一定程度整備が進んだことで、施設の新設や大規模修繕などの限られた機会を捉えて整備が行われている状況です。今後も、公共施設につきましても、災害対策に限らず、あらゆる角度からの活用を検討する必要があると考えておりますので、ヘリサインについても建て替えや改修と併せ、整備効果の観点から検討してまいります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石原よしのり議員。

**〇石原よしのり議員** まず、千葉県内近隣他市についても何個かずつというようなことで、ゆっくり進んでいるということで答弁されたんだと思います。ところが、都内のほうに目を向けましょう。江戸川を挟んで東京都内です。都内では、近年積極的にヘリサインの整備が進められているようです。元々足立区は、東日本大震災後、区長が選挙公約にヘリサインの整備を掲げ、いち早く整備を進めました。それを見て、私が8年前にヘリサインの整備を提言したわけです。現在、足立区は153か所に整備していると聞いています。では、本市と隣接する江戸川区や葛飾区など近隣の整備状況はどのようになっているのでしょうか。

また、もう一つ伺いますが、実際にヘリサインを整備するに当たっての1か所当たりの整備費用はどの程度なのか伺います。

**〇つちや正順副議長** 本住危機管理監。

**〇本住 敏危機管理監** お答えします。

東京都では、木造住宅密集地域における延焼火災や道路閉塞などへの対応が課題となる中、広域的な応急対応力の強化を図るため、ヘリサインの整備を地域防災計画に位置づけ、都を中心に区市町村と一体となって積極的に整備を進めていると伺っております。都内では、全ての都立学校のほか、都営住宅やその他公立小中学校、消防署、警察署、病院、河川敷、高速道路など、様々な施設に設置されております。隣接する江戸川区と葛飾区の整備状況ですが、江戸川区では130施設、葛飾区では84施設にヘリサインが設置されております。

また、整備費用につきましては、文字数や下地処理の有無、施工する施設数などによって費用は異なりますが、前回と同様の条件であれば、1か所あたりおおむね約50万円程度と見込んでおります。

以上でございます。

**〇つちや正順副議長** 石原よしのり議員。

**〇石原よしのり議員** 先ほど、そうですね。建て替えや改修と併せて検討していくとも言っていましたが、平成30年度以降に建った新しい建物、市役所第1庁舎、塩浜学園、大規模改修をした文化会館にもヘリサインは整備されませんでした。また、目印になるとは言いますが、先ほど言ったように、そのたった7か所の小学校の建物が、震災で焼失したり倒壊したらどうなるんでしょうね。防災というのは、まさかのときのために、できることは、たとえ何重になろうとも、念には念を入れて準備しておこうよというものだと思います。避難所となる体育館の冷暖房設備設置は数千万円、道路の無電柱化には億単位というお金がかかる防災対策です。それに比べて1か所50万円という安価で救援を受けやすくすることができる対策があるんです。近隣の葛飾区、江戸川区、足立区が100か所前後整備していることの意味を再び考えてみてください。何もすぐ100か所整備しろと申し上げているわけではありません。ヘリで何かを運んでもらう可能性が高い場所だとか、ここに表示があると市内の位置関係がもう少し分かりやすくなる箇所とか、効果を考えて、少しずつでも整備していったほしいと思います。

関東大震災からちょうど100年、防災を改めて考え直すときです。よろしく御検討ください。

それでは、私の一般質問は以上です。ありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 野口じゅん議員。

○野口じゅん議員 会派チームいちかわの野口じゅんでございます。通告に従いまして、初回から一問一答で質問いたします。

まず、大項目1つ目、市道の施策についてです。

(1)道路の愛称名についての本市の考え方について。日本における住所の表示方法が、ほかの多くの国と違っていることはよく知られたところですが、日本では、面としての街区に名前と番号を振っていく方式になっているのに対して、多くの国では線としての道路に名前をつけ、その道に沿って並ぶ建物に番号を振っていく方式が取られています。日本では、自分は真間何丁目に住んでいると説明するのに対し、例えば外国では、自分はシャンゼリゼ通り何番に住んでいると説明することになります。そのような文化的な背景もあり、日本には市道0233号といった管理のための番号は与えられていても、愛称名などの名前がついていない道路が多くあります。とはいえ、日本においても古くから何々街道など道に名前がつけられていることはあり、市川市内でも大門通り、行徳駅前通り、産業道路など、道路に名前がついているものは幾つかあります。名前がついている道にはその地域のストーリー、つまり歴史が刻まれていて、その名前を聞くだけで様々な情景が浮かんでくるものです。文学においては、有名なものとして「東海道中膝栗毛」がありますが、音楽の分野でも「雨の御堂筋」や「甲州街道はもう秋なのさ」など、数々の名曲のタイトルに道の名前が使われています。また、竹下通りといえは東京の若者の文化をイメージできるといったように、道の名称は、市道0233号といったような、単に識別、管理するための記号としてではなく、町を情緒豊かなものにするために重要な役割を果たしていると考えます。

そこで、市川市の市道において、道路愛称名をつける際の考え方や設定方法について伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市道の道路愛称名を設定する主な目的としましては、市民が道路に対して分かりやすく身近な道路として利用することで、道路に対する愛着や親近感を深めていただくことと、地域の活気と潤いのあるまちづくりに寄与することとでございます。これまで市が道路愛称を設定した路線は、市川真間通り、寺町通り、行徳駅前通りなど15路線ほどございます。これらの路線は、愛称名の設定時期も異なり、詳しい設定経緯などについては不明なものもございりますが、設定したきっかけとしましては、本市の道路整備などの公共事業の完成や、周年行事等に合わせて設定したもの、さらには地域の活性化等の市の事業に合わせて設定したものがございます。愛称設定の考え方につきましては、まず、対象路線としては利用者が多い1級、2級幹線道路を基本としております。次に、設定方法としましては主に2つの方法によるもので、1つ目は、市の事業や周年行事等の際に広報等で愛称名を一般公募し、その中で市が複数の候補を選考し、それらの中から市民の方々のメール等の投票により決定する方法でございます。2つ目は、ネーミングライツ事業で、これは対象市道の沿道に施設を有する法人に対し、道路愛称名に企業名等を冠する権利を買い取ってもらうことで、地元企業や地域住民と市の協力による地域の活性化を図るものでございます。対象路線は、既存の愛称名が設定されていない1級幹線道路10路線を対象に、契約期間を5年間、契約金額を20万円以上とし、毎年9月と12月に募集しております。これまでの実績としましては、1級幹線道路5路線にニッケコルトンプラザ通り、ガナーズ通り、アーデル通りの3つの愛称が設定されております。このほか、自治会や商店会からの地域要望を踏まえ、地域の活性化等を目的とした市の事業と連携したもので、地元で一定の合意形成がなされたものに関しては、その地域で親しまれている愛称名を設定するケースもございします。

以上でございます。

○つちや正順副議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。愛称名設定には大きく2つの方法があり、いずれの方法も分かりやすく身近な道路として愛着や理解と親近感を深めること、地域の活気と潤いのあるまちづくりに寄与することが目的であるとのことでした。ちょうど9月である現在、来年度のネーミングライツの募集を行っているということですが、ネーミングライツは財政上のメリットもあると思いますが、その名前の審査に際しては慎重を期していただき、市民に親しまれ、地域に根差したネーミングになっているのかの検証をしっかりとした上で設定していただきたいと思います。これについては再質問はありません。

続いて、(2)市道0233号の拡幅整備事業の周知について。市川と松戸を結ぶ松戸街道から、国府台病院の横を曲がってじゅん菜池に抜ける通りがこの市道0233号ですが、長期間行われていたこの市道0233号の拡幅整備工事が先日完了しました。この拡幅によりバス路線も変更となり、これまでバスが通行していた当該道路北側の市道1130号も併せて利便性や安全性が高まったとの声を聞いております。

一方で、そのような車両の通行形態が変わったことを知らない市民も多くいると思われれます。そこで、市民に対してはどのような周知を行ってきたのかを伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市道0233号は、県道市川松戸線との交差点を起点とし、外環道路の国道298号との交差点付近を終点とする延長約1.8kmの2級幹線道路でございます。このうち、国府台病院北側の県道との交差点から中国分交番までの延長約300mの区間は、平成30年度から歩行者や車両通行の安全の確保を目的とした道路拡幅整備を実施し、本年5月末に新たな通行形態での供用を開始いたしました。供用開始後は、車両は対面通行になるとともに、歩行者は両側にある歩道を通行するなど、道路利用者の利便性や安全性が向上し、また、路線バスの北国分駅方面に向かう運行ルートが当該道路に変更されたことから、北側を並行する市道1130号の安全性も向上したものと認識しております。

通行形態の変更に関する周知につきましては、沿道の住民には、変更時期が確定していない段階の令和5年3月下旬に直接案内文書を配布する形で周知を行っております。一般の道路利用者に対しましては、変更時期が決定した5月上旬に通行形態を変更する旨を記載した看板を現地に設置する方法で周知を行ってまいりました。なお、工事完了後に事業が完了したことについて、改めて文書や看板による周知は行っておりません。

以上でございます。

○つちや正順副議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。当該道路の沿線の皆さんが待ち望んだ、この拡幅工事が完了したわけですが、その地域の住民に限らず、国府台エリアと中国分エリアの間の行き来に利用するたくさんの市民にとっても、とても有意義な事業であったと考えます。ただ、工事の完了についての周知は特に行っていないとのことですが、通行形態の変更を知らない利用者にとっては、初めは通行する際に戸惑うことも考えられ、北側を走る市道1130号も併せて、通行の安全性を考えると広く周知する必要があると考えます。

そこで、(3)の質問です。この新しく拡幅整備された市道0233号に愛称名を設定することについてですが、(1)の質問でも話したとおり、道路愛称名をつけることは、その道路が地元だけでなく広く一般的に周知され、親しみやすくなり、それにより利用者のマナーや安全への意識も高まる効果があると考えます。そこで、市道0233号について、車両が対面通行になり利便性が増したことをもっと市民に知ってもらうための周知方法の一つとして、愛称名を設定することも有効であると考えますが、市の見解を伺います。

○つちや正順副議長 岩井道路交通部長。

○岩井忠良道路交通部長 お答えします。

市道0233号は、現在道路愛称名が設定されている区間はなく、2級幹線道路であることから、道路愛称を設定する路線としての条件は満たしております。また、愛称名を設定することで、拡幅整備したこの道路を広くPRでき、また、利用者には親しみが生まれることで、安全性への意識の高まりが期待できるなど、整備効果も高まるものと考えられます。

そこで、本路線の愛称名設定についてでございますが、今後は地域の御意見等を踏まえた中で、市の施策として単独で実施する場合や、周年事業等により複数の路線と併せて実施する場合なども含め、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長 野口議員。

○野口じゅん議員 ありがとうございます。愛称名設定の条件は満たしているという御答弁でした。この道路は、通行量の多い松戸街道から中国分方面に通じるとても利便性の高い道路で、地元の住民に限らず、たくさんの市民にとっても重要な、そして使用頻度の高い道路です。私の自宅からも近い道路ですが、ふだん私はこの道路をじゅん菜池の前の通りと呼んでいます。1つの仮定ではありますが、このじゅん菜池の前の通りが、もし仮にじゅん菜池通りであったなら、分かりやすく親しみが持て、そして市川市には素晴らしい自然に囲まれたじゅん菜池があるということを市内外にもアピールすることができるのではないかと考えます。また、じゅん菜池に限らず、市川市内にはたくさんの名所があります。それぞれのエリアに住む市民にとって、地元へ愛着の持てるような、そして市川市の名所を市外にも発信できるようなすてきなネーミングを道路につけていくというような地域活性化の方法もあるかと思えます。まず、この市道0233号について前向きに検討いただければと思います。これでこの項目は終わります。

続いての大項目、人に焦点を当てたまちづくりについてです。

まちづくりという言葉は、様々な文脈で使われる言葉であり、はっきりとその定義が示されることなく使われることもあります。その言葉からイメージされることは、時代とともに変わっているようにも思えます。以前は、まちづくりというと、行政主導で建物や公園などの場所を造ることを示すことが多く、建物や広場を造れば、そこに人が集まってきて地域が活性化されると考えられる節もありました。ハードのまちづくりです。現在、高度成長期が終わり、生産年齢人口が減少する現在、限りある資源と、既にある町の魅力を再認識して、地域が盛り上がる状況を民間の力でつくっていく民間主導によるソフトのまちづくりの重要性が増していると考えます。市川市には街づくり部がありますが、どちらかというハードのまちづくりを所管する部署だと思いません。現在では、ハードのまちづくりにおいても、例えば、再開発の共同住宅の建物が完成する前から、そこに地域コミュニティの拠点をづくり、様々なイベントを軸ににぎわいを生み出し、地域コミュニティを事前に育てていくという手法も見られたりします。今後、日本の人口が減少していく中で、市川市が選ばれる町になるためには、福祉サービスの充実やハード面の整備などももちろん重要であります。今後、人に焦点を当てたまちづくりが重要になっていくと考えます。また、人と人とのつながり、つまりソーシャルキャピタルをいかに醸成していくかが、愛着の持てるまちづくりには重要と考えます。

そこで、(1)市民活動への支援の現状と今後について。市民の皆さんが既に社会貢献のために、また自分自身の生きがいのために取り組んでいる活動について、それをより活発にするために、市はどのような支援を行っているのか伺います。

○つちや正順副議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

本市では、市内で活動する市民活動団体の自立の補助や、活動の幅を広げることなどを目的に、人、資金、場所の視点から支援を行っております。初めに、人につきましては、社会情勢などを背景に、必要な知識や技能を養う講座を開催しております。昨年度はスマートフォンを利用したSNS活用講座を2回実施し、8団体、延べ31名の方に御参加いただきました。次に、資金につきましては、社会貢献活動である事業に対して交付する市民活動団体事業補助金のほか、ふるさと納税の一部を積み立てる市民活動総合支援基金などがございます。この市民活動総合支援基金では、市民活動団体の活動を支援する機器の賃借などに活用し、昨年度は48万8,000円の寄附があり、現在の残高は1,360万円となっております。最後に、場所につきましては、市役所第1庁舎に市民活動支援センターを、また行徳支所に市民活動支援センター行徳を設置しており、どちらも利用には事前の団体登録が必要で、令和4年度の団体登録数は176団体、利用者数は市民活動支援センターが3,917人、市民活動支援センター行徳が1,403人でした。具体的な支援内容は、会議室や研修室、軽作業もできる部屋の貸出しのほか、特に市民活動支援センター行徳においては、市川市社会福祉協議会との協働によりボランティア活動に関する相談も受け付けております。今後も、引き続き市民活動団体の活動支援を継続してまいります。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 野口議員。

〇野口じゅん議員 ありがとうございます。市民活動に対して、人、資金、場所の視点から支援を行っているということでした。

それでは、資金での支援についての再質問をいたします。資金での支援として、市民活動団体事業補助金の制度を設けているということでしたが、これはボランティア・NPO課が取り組んでいるものと思います。そもそもNPOの活動とは、市民が主体となって社会課題の解決の仕組みをつくったり、社会に対して新しい価値を提供することと言われています。そこで、その補助金を給付するに当たり、その団体が社会課題の解決としての活動をしているかどうかの指標は持っているのでしょうか、お答えください。

〇つちや正順副議長 佐藤市民部長。

〇佐藤敏和市民部長 市民活動団体事業補助金につきましては、NPOに限らず主体的に活動を継続している市民団体であれば交付の対象となりますが、補助金交付に当たっては、市民活動団体事業補助金に関する事務取扱基準におきまして、市民が日頃の生活の中で抱えている課題や問題を自主的かつ自発的に解決、改善しようとしていることを補助要件として定めております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 野口議員。

〇野口じゅん議員 ありがとうございます。ぜひそのような指標も大切にしながら支援を行っていただきたいと思っております。

また、そのような活動を評価することは容易ではないと思いますが、その補助金の効果測定なども併せて取り組んで行っていただきたいと思っております。

次に、場所の支援についての再質問です。本庁舎の2階に設けられた市民活動支援センターと呼ばれるスペースは、団体登録すれば無料でミーティングスペースや作業スペースが借りられるとのことですが、同様に場所の貸出しを行っている施設として公民館があります。使用料の有無以外にどのような違いがあるのか、その特徴と目指す方向性について伺います。

〇つちや正順副議長 佐藤市民部長。

〇佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

初めに、市民活動支援センターの施設貸出し以外の事業につきまして御紹介いたしますと、市民活動団体の立

ち上げや、ボランティアに関する募集や参加の相談受付、パソコンやプロジェクターなどの備品の貸出しなど、そういったことも行っております。また、お尋ねの公民館との違いにつきましては、公民館は社会教育法に基づき地域住民の学習の場として教育、学術及び文化に関する各種事業を行うことにより、住民の教養の向上などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした社会教育施設であるのに対しまして、市民活動支援センターにつきましては、設置の根拠となる法令はございませんが、市民活動支援センター設置要領に基づきまして、地域活動を活性化させることで地域の課題解決力の向上と地域福祉の推進を図ることを目的とした市民活動施設となっております。

最後に、市民活動センターの今後につきましては、団体間の交流など、よりよい環境づくりのため、関係機関と協議研究を進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長 野口議員。

○野口じゅん議員 はい、分かりました。この市民活動支援センターは、様々な設備も整っていて、しかも登録すれば無料で利用できるということで、市民にとっても活動の幅が広がられる、とても可能性に満ちたスペースだと思います。ただ、私が前を通るときには誰も利用していないということも多く、まだまだ市民の皆さんにその存在が周知されていないようにも見受けられます。公民館の予約が難しいというような状況の中で、市民活動支援センターのような場所のニーズはもっとたくさんあると思われるので、周知をぜひしっかりと行っていただきたいと思います。逆に、周知が行き届いた際には、果たしてあの規模のスペースでそのニーズに応えられるのかという疑問も残る部分ではあります。

また、市民活動を活性化させるためには、単に場所を貸すだけでなく、御答弁にもあったような市内の団体同士の交流なども重要と考えます。この支援センターのリーフレットを拝見しましたが、「市民や市民活動団体のつながりを生む場を目指して」というキャッチコピーも書いてありましたので、ぜひそのようなソーシャルキャピタルの醸成に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、(2)起業家や事業者の発掘と支援の現状と今後についてです。市民活動の中でも、経済的な活動の活性化についてはどのような取組があるのか、人材の発掘と支援に焦点を当ててお聞きいたします。

○つちや正順副議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

本市では、現在、これから起業、創業をしたい方や、起業後間もない方などを対象に、国から認定を受けた認定創業支援等事業計画に基づき様々な支援を行っております。具体的には、相談者に対しまして専門家が個別にアドバイスする起業経営相談窓口や、女性向けのセミナーとして行われている I c h i k a w a ワタシの夢起業塾などを実施しております。目標とする年間の創業件数は、令和4年度の計画で延べ83件と定めておりますが、実績は45件となっております。そのほか、ビジネスプランコンテストなどの起業家支援といたしまして、千葉県が実施するちば起業家応援事業の一環で、ちば起業家交流会を本市と船橋市、浦安市の3市で合同開催しております。この事業は、起業家プレゼンターによるビジネスプレゼンテーションやパネルディスカッションなどを行っており、起業家同士の情報交換や人的ネットワークの形成を支援しております。過去には女性のためのビジネスプランコンテストを実施しておりましたが、受賞しても起業に至らないケースがあったことや、同時期に実施しておりましたちば起業家交流会が地域を超えて県全体でつながる交流の場となり、より起業しやすい環境が醸成されていることから、現在は一本化されております。

起業意欲を持つ多様な人々が交流する事業は、人脈の形成や新たな起業アイデアの創出となり、本市の地域課題の解決や発展につながると考えております。今後も、他市の事例などを参考に、既存事業の見直しを含め、市

独自の支援事業の検討を進め、地域での創業促進と起業家発掘に努めてまいります。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 野口議員。

〇野口じゅん議員 ありがとうございます。起業や経営についてのノウハウを学ぶことができる塾やセミナーの開催、またビジネスコンテストなどの活動やアイデアを評価する場や交流の場の提供を行っているということが理解できました。確かに、御答弁にあったちば起業家交流会のような市川市の枠を超えた近隣市の起業家の皆さんとの交流の場は、相互のビジネスの幅を広げるきっかけになると感じました。一方で、御答弁の中に、かつて市で主催していた女性のためのビジネスコンテストについて、受賞しても起業に至らなかったケースがあったとありました。また、令和4年度の認定創業支援等事業計画において、年間の創業目標件数が83件だったのに対し、実際は45件だったとのことでした。

そこで再質問します。経営や起業のノウハウを学んだ方々が起業に至らなかった要因は、どのようなことがあると市は認識しているか伺います。

〇つちや正順副議長 根本経済観光部長。

〇根本泰雄経済観光部長 起業に至らなかった要因につきましては、全てを把握できておりませんが、主なものといたしましては、資金面の問題や、起業に適した店舗など開業に適した場所の確保に至らなかったこと、御家庭の事情により起業を取りやめたことなどを認識しております。また、起業・経営相談窓口などにおきましても、改めて事業計画を見直したところ、採算が取れずに起業を断念された方や、起業に向けた準備が十分とは言えず、働きながら将来の起業に向けた準備をされる方もいらっしゃいます。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 野口議員。

〇野口じゅん議員 ありがとうございます。起業するに当たり、様々なビジネスのノウハウの提供があったとしても、資金面、場所の確保、継続性に課題があるのだと理解しました。起業するということは、なかなか大変だということを表しているのだと思います。

起業の支援に当たり市としてできることは、ビジネスのノウハウの提供や資金の支援以外にもあると考えます。逆に、市によってしかできない支援として、地域課題の解決のためのビジネス、つまりコミュニティービジネスへの多角的な支援があると考えます。地域課題を最も把握しているはずの市が、その課題を解決するために民間の力を借りるという視点で、その地域課題の共有や資金の支援、場所の提供などをしながら伴走して支援していく取組があってもいいと思います。

そこで再々質問として、地域課題解決のためのビジネスに特化した支援は行っているのか伺います。

〇つちや正順副議長 根本経済観光部長。

〇根本泰雄経済観光部長 さきに申し上げましたちば起業家交流会におきまして、県全体での交流の場を設け、地域の活性化へつなげる取組を実施しておりますが、地域課題解決のためのビジネスに特化した支援につきましては、現在本市では行っておりません。

一方、本市の支援事業を受け起業された方の中には、発達障がい、精神障がいをお持ちの方が、悩みがあっても地域の中で相談する場所が少ないといった地域課題がある中で、そのような方々を対象とした相談所兼作業所を開業された方がいらっしゃいます。ここでは、心のよりどころとなる居場所を提供していくことで、発達障がいや精神障がいをお持ちの方が地域で孤立することを防ぐ役割を担っており、作業所での活動を通して雇用の創出につなげていき、地域の課題解決に努めております。このように、今後も起業される方や起業して間もない方の支援となるよう取組を進めていく中で、地域課題解決につながる支援につきましても、関係部署と情報を共有

しながら連携をしてみたいです。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 野口議員。

〇野口じゅん議員 ありがとうございます。本市の支援事業を受けて起業された中には、結果的に地域課題の解決につながる事業をされているという方がいらっしゃるということです。どこでも誰でも活用できるビジネスのノウハウの提供だけでなく、市川市ならではの地域に根差したビジネスを育てていくには、地域課題の共有から市内の場所の提供まで、市川市のバックサポートが重要になると考えます。

お隣の浦安市では、チャレンジショップという取組があります。市の施設であるマーレという建物の1区画を、家賃や光熱費などを半額にして1年間使ってもらうことで、ビジネスが軌道に乗るまでを支援しているという例です。市川市でも、もし使われていない、もしくは活用できていないスペースなどがあれば、そのような支援も可能かもしれません。ぜひ検討していただきたいと思います。

次に移ります。(3)地域課題の解決のための人材育成の現状と今後について。これまで質問で繰り返し述べているような地域課題の解決をする人材の育成や、それを持続可能にするビジネスへの展開、それは民間主導のまちづくりをバックサポートする意味で重要と考えます。

そこで、地域人材を育成するために市として取り組んでいる事業があるかどうかを伺います。

〇つちや正順副議長 小川企画部長。

〇小川広行企画部長 お答えします。

本市では、地域課題を解決するため、地域におけるまちづくりのリーダーを養成することを目的とし、活動を支援するNPO法人いちかわライフネットワーククラブとの共催により、いちかわTMO講座を平成20年度より実施しております。この講座は、地域の人材や資源を活用し、ビジネスの手法を用いることで、創業や雇用、働きがい、生きがいを創出しながら地域課題の解決を図る、いわゆるコミュニティービジネスに必要な知識や技法の習得のほか、人と人をつなぐ場づくり、関係づくりを構築するための講座として開設されました。講座の内容といたしましては、受講者によるワークショップやディスカッションのほか、本市と包括協定を締結しております千葉商科大学、和洋女子大学、千葉工業大学の協力も得て、新たな課題設定による地域の価値創造に向けたマネジメント論や、情報処理技術を活用した課題発見方法など、多彩な講義が展開されております。また、本市からも職員が講師として参加し、起業家支援や防災、地域経済の活性化、健康づくりなど、市の具体的な取組に関する講義を行っております。

なお、今年度は、受講者が自分たちの住む地域の課題を知り、それを解決するために何ができるのかを考える上でヒントを得ることを目的に、市民と行政の共通の将来目標でございます市川市総合計画と、その中で重点課題として整理している子育て世代の定住促進と出生率向上をはじめとした8つの課題を共有したところでございます。また、この講座を修了された方の中で、さらに御自身のアイデアをブラッシュアップしたいと希望される方に対しましては、アドバンス講座といたしまして、市幹部職員や有識者が直接コミュニティービジネスにおける自立や継続していくための助言、意見交換を行っております。ほかにも市では、より多くの方々に講座を認知していただき、御参加いただけるよう、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトを通じまして、周知募集、また会場の提供を行うとともに、職員が修了発表会に参加するなど、官学一体となってサポートしております。

TMO講座では、開講以来、令和4年度の第15期までに約240名もの方々が講座を修了されております。本講座をきっかけに、様々な経歴や事業プラン、町の活性化に資するアイデアなどをお持ちの方々が出会い、共に学び、交流を深める中で、人的ネットワークが構築されているものと認識しております。講座終了後の活動事例といたしましては、市で実施している産後家庭ホームヘルプサービス事業の登録事業者として、出産後に家事や育

児の支援が必要な方に対しホームヘルパーを派遣することで、心と体の回復期に寄り添うパートナーとして活躍されている方、また、思い出の詰まった学生服などを次の必要な方へバトンタッチすることで人と人をつなげる学生服・学用品リユースショップを経営されている方など、就労者の多くは、それぞれの地域で様々な分野におきまして起業し、あるいは趣味を生かしてなりわいにするなど、まちづくりの担い手の中心として御活躍されております。

これら一つ一つの活動が地域で根を下ろし、人と人とを結びつけることで、地域のまちづくりを支えていただいているものと認識しております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 野口議員。

〇野口じゅん議員 丁寧な、そして詳細な御答弁ありがとうございます。地域課題解決のためのコミュニティービジネスの手法の習得や、人と人をつなぐ場づくり、関係づくりを目指したTMO講座を共催しているということ、そして、そのTMO講座によっていたくさんの受講生による人的ネットワークが構築されていて、その一つ一つの活動がまちづくりに貢献しているということが理解できました。これは共催をしているNPO法人いちかわライフネットワーククラブさんの御尽力もあってのことだと思います。

TMO講座は単年開催のようですが、せっかく生まれたそのような人材や人的ネットワークによる成果が持続可能となるために、市としては継続的なフォローが必要と考えます。具体的には、修了生の地域に根差した活動がビジネスにつながるために、ビジネスコンテストに参加する道筋をつくったり、活動場所の提供や活動団体同士の交流の場を設けたりすることなども継続的な支援として考えられると思いますが、市の見解を伺います。

〇つちや正順副議長 小川企画部長。

〇小川広行企画部長 お答えします。

地域課題を持続可能な形で解決していくためには、市と地域で活動されている方々が課題を共有し、解決に向けて共に進んでいくことが大切であると考えております。これまでTMO講座及びその修了生を対象としたアドバンス講座を通じまして、多くのまちづくりのリーダーが輩出され、行政とは異なる視点を持ちながら、地域課題の解決に向けた主体的な活動を様々な場面で続けていただいていると認識しております。今後もTMO講座を継続的に支援していくとともに、地域課題の解決に向けて活動されている方から市に相談があった際にも、主体的な取組を後押しするためにどのような支援ができるか、課題解決に向けてどのような方法が考えられるかなど、まずはお話を伺いまして、丁寧に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

〇つちや正順副議長 野口議員。

〇野口じゅん議員 ありがとうございます。ぜひそのような市内の人材を生かせるように、市も一緒にサポートするという形で一緒に取り組んでいてもらいたいと思います。

最後に、他市の事例を紹介してまとめに入りたいと思います。お隣の松戸市には、市民活動サポートセンターという施設があります。そこは、元々松戸市健康増進センターだった建物をリノベーションして、指定管理者制度によってNPOが管理運営しているサポートセンターです。このサポートセンターでは、地域課題の解決に取り組む市民活動を支援し、広く分野や領域を超えた参画と協働を推進する拠点とはっきりうたわれていて、活動の場の提供や活動情報の収集や提供、活動の各種相談、市民活動団体等の連携や交流、そして人材育成まで、市民活動を多角的、横断的に支援する取組を行っています。この大項目である人に焦点を当てたまちづくりについては、市民部、経済観光部、企画部に御答弁をいただきましたが、ぜひ市川でも全庁を挙げて多角的、横断的に人づくりによるまちづくりを進めていっていただきたいという要望をさせていただき、私の一般質問を終わ

ります。ありがとうございました。

~~~~~

○つちや正順副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時39分休憩

午後 3 時10分開議

○稲葉健二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 一般質問を継続いたします。

丸金ゆきこ議員。

○丸金ゆきこ議員 こんにちは。チームいちかわの丸金ゆきこです。通告に従いまして、初回から一問一答にて質問を始めさせていただきます。本日最後となりますが、よろしくお願いいたします。

大項目 1、学校教育に係る支出に充てる公費と私費の扱いについて。

憲法や教育基本法などの義務教育無償の精神に基づいて、国公立学校における義務教育では授業料の徴収は行われていません。そして、義務教育における教科書の購入費についても、国が負担し、各児童生徒に無償で給与する仕組みが取られています。そんな中、義務教育における隠れ教育費と言われる私費負担、いわゆる保護者負担が全国的にも問題視されており、文部科学省の令和 3 年度の調査によると、学校教育費として公立小学校に通う子どもを持つ保護者が 1 年間で負担したのは 6 万 5,974 円、公立中学校は 13 万 2,349 円でした。中学校は横ばい傾向ですが、小学校に関しては緩やかに上昇傾向にあります。こうした保護者の負担軽減を図るべく、本来公費で賄うべきものが私費で賄われてはいないか、負担区分の明確化に努めるよう学校徴収金等取扱いマニュアルなどを制定する自治体も増えております。

そこで、(1)学校教育に係る支出に充てる公費と私費の負担区分について、本市の現状についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

本市では、学校の管理運営や教育活動上必要となる経費を、その種類に応じて市の予算で負担する公費、または保護者が負担する私費と区分をし、適切な予算執行に努めております。公費で負担する経費といたしましては、学級、学年や学校単位で共用または備え付けとするものの経費、その他管理、指導のための経費など、極めて多岐にわたります。そこで、私費で負担する経費以外を公費で負担することとしております。

私費で負担する主な経費といたしましては、児童生徒個人の所有物に係る経費で、学校、家庭のいずれにおいても使用できるもの、あるいは通常家庭にあり学校に持参できるもの、学級、学年等特定の集団の全員が個人用教材、教具として使用するもの、特定の児童生徒の占有物とされるもの、衛生的見地から個人用とすべきものなどがございます。具体的には、習字用具一式、リコーダー、国語辞典や英和辞典、運動着や運動靴、学習ノート、鉛筆や消しゴムなどの文房具などが挙げられます。そのほか、児童生徒そのもの、またはその利益が還元される実質的な性格を持った経費で、具体的には技術家庭科などで使う実習材料、遠足、林間学校や修学旅行の費用、卒業記念アルバム、各教科のドリルの経費などがあります。学校への周知に関しましては、保護者負担の軽減や公平性の観点などからも、公費と私費の負担区分について適切に運用されるよう各学校に配付しております学校業務マニュアル集や、新任教頭を対象とした研修会などの機会を通じて周知しておりますが、マニュアルの見直しや管理職の指導を適宜行い、徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 御答弁ありがとうございました。本市でも、各学校に配付している学校業務マニュアル集や研修会などで、公費と私費の負担区分について周知しているとのこと。これを機に、改めて学校側もしっかりと公費と私費の負担区分の再確認を行っていただきたいと思います。教育委員会から学校側に周知している内容は保護者側からは見えない部分でもありますので、何らかの形で保護者側にも共有いただけるとよいのかなと思います。そして、こうあるべきという固定概念を拭い去り、現在私費で購入されているものでも、本当に必要なか、もっとシンプルな安価なものにできないか、公費で購入可能ではないかを再度検討のほど、よろしく願いいたします。

それで、保護者の方から、学校で壊れてしまった物品などがなかなかすぐに購入してもらえない、十分な予算が学校に配分されていないのではないかと、学校運営に当たって公費予算の使い勝手がよくないため、やむを得ず私費で対応してきたということに問題があるのではないかなどのお声をいただいております。

そこで、(2)公費で購入した物品の取扱いについて、公費で購入した、例えば物品などが壊れて使えなくなった場合の対応についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校の運営や指導用として必要な備品など、公費で購入する物品等の経費は、毎年各学校から購入要望を受けた上で積算しております。また、予算の執行に当たりましては、年度当初に学校において購入計画を立て、計画的に整備していきます。計画作成の段階では、物品の使用年数、老朽化の状況や必要度など、各学校現場の実情に応じて学校内で慎重に検討した上で決めております。しかし、学校には多くの物品が存在しているため、日々の教育活動において想定外の故障や破損などにより使用できた物品が突然使用できなくなることもあります。そのような場合、学校において、その物品の重要性などを考慮した上で、物品を緊急的に修理したり、使用年数や老朽化の状況によっては費用対効果を考慮した上で新規購入したりしております。各学校で使うことができる予算には限りがあるため、学校で対応が困難な場合は、教育委員会に相談や要望をいただき、協議した上で、緊急性や安全面などを考慮し、できる限りの対応をしているところで。

今後も、教育活動に影響が出ないように、しっかりと対応をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございました。確かに想定外の破損などで、年度の後半などは学校で対応困難な場合もあるでしょう。そんなケースも、教育委員会としてできる限りの対応をいただけること、理解いたしました。学校側から依頼があった際の事務手続などもできる限り簡略化を進め、教育活動に影響が出ないようにしっかりと対応いただきますようお願いし、こちらの質問を終わります。

次に、大項目2、市立学校における救命教育及び救命講習について。

6月定例会のチームいちかわの代表質問でも取り上げましたAEDの設置推進、けさの西村議員の質問にもありましたが、AED設置ももちろん大事なんですが、AEDが設置されていても使われないと意味がありません。日本AED財団の公式ウェブページによりますと、日本では1年間に約8.2万人、1日に約200人、7分に1人が心臓突然死で亡くなっています。突然の心停止は、持病のある方や大人だけでなく、いつでも、どこでも、誰にでも、健康に見える子どもたちにも起こり得るのです。学校管理下における児童生徒の心臓突然死は毎年10名前後、実は学校での死亡原因の1位は突然死なのです。年間約50名が実際に心肺蘇生法及びAEDの使用を迫られる状況になります。日本にAEDは約65万台ありますが、心停止後のAED使用率はたったの約4%にとど

まっています。知識がないから使えないということになります。怖くて一步が踏み出せないのです。AEDの電気ショックが1分遅れるごとに救命率は10%ずつ低下すると言われていています。119番通報をしてから救急車が到着するまでの平均時間は約9.4分、救急車を待っていては、救える命も救うことができません。しかし、胸骨圧迫とAEDを使用することで、突然の心停止の約半数の人を救えます。これは、そばに居合わせた人がすぐに実施するからこそ得られる効果なのです。いざというときに勇気を持って一步踏み出すためには、小学校からの学校教育を基盤として、全国民が救命教育を受けられる環境をつくる必要があると考えます。

そこで、(1)市立学校の救命教育の現状についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

教科等における心肺蘇生法に関する教育の主なものとして、小学校では第5学年の保健領域にあるけがの防止という単元で、発展としてAEDの使い方について学習いたします。中学校では、第2学年の保健領域にある障がいの防止という単元で、心肺蘇生法の流れや手順について学習し、多くの学校では心肺蘇生訓練人形やAEDトレーナーを使用した実習を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。小学校は5年生、中学校は2年生の保健の授業で心肺蘇生法を学んでいることは理解しました。私も、夫や大切な友人を心臓突然死で亡くした経験から、いつ起こるか分からない緊急事態で迅速に行動するためには、日常から心肺蘇生講習を繰り返し受講することが大切だと痛感しています。いざというとき慌ててしまって、通報の電話で自宅の場所を伝えることすらスムーズにできなかった経験をしました。心肺蘇生講習は、いざというときに大切な人を救うためにも、毎年受講してもらうことが望ましいと考えます。

では、次に、(2)教職員に向けた救命講習の現状についてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

教職員の救命講習は、普通救命講習として、児童生徒による心肺停止等の事故が発生し、救急隊に引き継ぐまでの救命処置を習得することを目的に実施し、2年に1度、各学校で受講するよう計画しております。講習を受ける学校の教職員は、eラーニングにより胸骨圧迫や人工呼吸、AEDの使い方など心肺蘇生法の流れについて事前に講習し、後日、市川市消防局救急課職員を講師に迎え、実際に心肺蘇生法練習人形やAEDトレーナーを使用した実技講習を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。教職員の救命講習が2年に1度行われていることは理解しました。

ここで、さいたま市の事例をお話しさせてください。2011年9月、さいたま市の小学校で、6年生の明日香さんが駅伝の課外練習中に突然倒れ、死亡するという大変悲しい事故がありました。検証の結果、明日香さんが倒れた直後に、けいれんや死戦期呼吸と呼ばれるゆっくりとあえぐような呼吸があったために、教員らは心臓が止まっていると認識することができず、学校にAEDが備えられていたにもかかわらず、使用することができなかったことが明らかになりました。この事故の反省を踏まえ、さいたま市教育委員会は、御遺族とともに体育活動時等における事故対応テキストASUKAモデルというものを作成し、さいたま市教育委員会の公式ウェブペー

ジで公開しています。

これまでのマニュアルと決定的に違うのは、倒れた人の呼吸がふだんどおりなのか分からないときも、迷ったら心肺蘇生すると明記し行動を促したことです。そして、さいたま市では、小学校でも2013年から各区1校の研究モデル校、2014年からは全ての小学校に救命教育が導入されました。小学5年生から高校生までの一貫した救命教育を展開しています。明日香さんのお母様は、御遺族の立場から全国で講演を行い、救命教育の普及に携わられています。お母様とお会いする機会がありましたが、AEDは飾るものではなく使うものなのだという言葉が深く印象に残っています。事故当時の教育長は、新たな教職員マニュアルを一緒につくろうと御遺族に提案され、学校での突然死をゼロにしたいという願いは決して夢ではないと語っています。このように、さいたま市では救命教育がかなり進んでいます。やはり、事故が起こってから動くのではなく、ぜひ本市でもさいたま市に倣って、より一層教職員研修を充実させ、学校の安全度を高めていただくよう要望いたします。

そこで、(3)今後の救命教育及び救命講習の在り方についてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

教育委員会といたしましても、命に関する取組は最優先すべきことと捉えております。今後も、児童生徒の命を守る教育につきましては、体育課や保健体育課の学習だけではなく、あらゆる機会適切に指導を行うとともに、救命講習の内容につきましては、最新の情報を適時適切に各学校へ発信するなどを推進してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 命に関する取組は最優先すべきことと捉えていると、力強い御答弁をいただきました。ありがとうございました。私も夫が倒れたときに、死戦期呼吸というものを知らなかったのも、まさか心筋梗塞だとは考えも及ばず、講習を受けていなかったことを本当に悔やみました。そんな中、5年前になりますが、市川市PTA連絡協議会の事務局長を務めていたときに、会長会の場で、当時東京ベイ・浦安市川医療センターの救急集中治療科医長だった本間医師と知り合い、全国の医療関係者の皆さんが協力して進めているPUSHプロジェクトに出会いました。PUSHプロジェクトとは、学校での心臓突然死ゼロを目標に掲げ、それを目指すために学校へPUSHコースを普及させることを活動の柱の一つにしています。PUSHコースとは、心肺蘇生の中でも最も重要な胸骨圧迫とAEDの使い方や、誰かが倒れたときに声をかける勇気をできるだけ多くの人に伝えるために、短時間で効率よく勉強できるよう考えられたコースです。今回議長に許可をいただいておりますので、こちらを御覧ください。こちらがPUSHコースのトレーニングキットなのですが、この中にいろいろ収められております。こちらがトレーニング用の訓練用心臓です。こちらのシートを使って行います。こちらにトレーニング用の心臓を置いて、こういう机の上でもできるんですけども、的確に押せるとキュッキュッと音が出るようになっております。こちらはあっぱくんという訓練用の心臓なのですが、しっかりと押せると音が出るので、子どもにも分かりやすくなっております。この手のひらサイズのトレーニングキットを使用することで、胸骨圧迫とAEDの使い方を45分や60分のコースで効率よく学習することができます。

私は、こんなに簡単に大人数で受けられるこちらの講習、とても画期的だと感じました。しかも、かわいい犬のキャラクターが登場するDVDを使用して講習が進められるので、子どもたちにも取り入れやすいと感じます。現在こちらのPUSHコースは、市川市PTA連絡協議会を通じて、現在は千葉市立海浜病院の救急科統括部長の本間医師が代表を務める千葉PUSHことNPO法人ちば救命・AED普及研究会協力のもと、市内の小中学校でも児童生徒に対して開催実績がございます。教職員や保護者の皆さんがこちらのPUSHコースを指導する立場にもなれますので、自施設で持続性のある救命講習会を毎年確実に実施することが重要だと考えます。

さいたま市では、明日香さんの事故後に救命教育を取り入れてから、教育委員会が管理する学校や生涯学習施設のAED使用率が急増したそうです。本市の教育委員会も、ぜひ自分事と捉えていただき、救命教育の在り方を改めて真剣に考えていただくよう要望いたします。救命教育が小学生から繰り返し行われることで、救える命を救える安全な学校に、そして、安全な社会がつくられていくことを強く願いつつ、こちらの質問を終わります。

次に、最後の質問に移ります。大項目3、スポーツができる広場について。

私の3人の子どもたちも、小さい頃は毎週末のように市の広場で、サッカーやラグビーを伸び伸びプレーしていました。そこで、(1)概要について、広場の種類及び経緯、現状についてお伺いします。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

市川市内のスポーツなどのできる広場といたしましては、スポーツ広場と少年広場など市内に7か所ございます。スポーツ広場は、特定のスポーツを目的として利用できるよう十分な設備を備えており、少年広場などは、地域に根差した運用を基本として、スポーツの種目を限定せずに、自由に、また多目的に利用できるよう、最低限の整備を行っております。いずれの広場も宅地化の進行により子どもたちの遊び場の減少などを背景に、昭和52年頃から整備を進めてまいりました。これらの広場につきましては、市所有のもの以外に、子どもたちのために利用してもらいたいとの地権者の思いからお借りし整備しているものがあり、市民の皆様幅広く御利用いただいております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。広場の概要はあまり知らなかったのですが、子どもたちのために利用してもらいたいと貸してくださっている地権者の方がいらっしゃることを初めて知りました。子どもたちが伸び伸びとスポーツができる場が少ない中、とつてもありがたいことだと感謝いたします。

そこで再質問です。借地の施設について、借地料は幾らくらいかお伺いします。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

地権者の方から子どもたちのために有効活用してほしいとの御厚意により、全て無償で利用させていただいております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。無償なのは驚きました。本当にありがたいと思います。

それで再々質問ですが、最低限の施設整備は行っているとのことでしたが、最低限の整備とはどのような整備かお伺いします。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

施設の周囲の環境に応じ、敷地の制約なども考慮し整備を行っております。その主なものといたしましては、防球ネットやトイレ、広場の整地などとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございます。敷地の制約などがある中で、整備に努めてくださっていることが

よく分かりました。

それでは次に、(2)利用状況について。利用状況及び利用団体等について、どのようになっているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

スポーツなどができる広場の開放時間は9時から17時までとしており、例えば、平日の午前中はグラウンドゴルフなどで利用され、午後には子どもたちが自由に利用しております。また、土日、祝日にはあらかじめ申請されている少年野球団体等による利用もあります。このように、子どもから高齢者まで幅広い方々が利用している施設となっております。主な利用団体といたしましては、市内全体で少年野球は6団体、ラグビー3団体、サッカー1団体、グラウンドゴルフ5団体となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございました。空いている時間帯には、近所の子どもたちが自由に遊べるのはいいですね。子どもたちから御高齢者まで、様々なスポーツ団体の利用があることも分かりました。健康寿命日本一にもつながる場だと感じました。

そこで、(3)各広場の管理状況等について、使用料や維持費の状況と今後の整備についてお伺いします。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

各広場の管理状況等につきましては、福栄スポーツ広場と青葉少年スポーツ広場は実施できるスポーツに応じた設備を整備しているものの、それ以外の広場につきましては、多目的な利用を可能とするよう、特定の整備はしておりません。また、誰でも気軽に利用できるよう、使用料は無料となっております。

維持費といたしましては、令和4年度では市内全ての広場で約700万円となっております。その主な内容は、草刈り、トイレの維持管理、防球ネット等の修繕などです。また、住宅に近接している広場では、近隣住民の皆様からの御意見なども伺いながら管理運営を行ってきております。今後も、施設利用者等の御意見を参考にしながら、安全に御利用いただけるよう設備について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございました。多目的な利用が可能となるよう特定の整備はしていないとのことでしたが、1点だけ気になることがあります。

そこで再質問ですが、最も重要と思われる水道設備の整備状況はどうなっているのかお伺いします。

○稲葉健二議長 立場スポーツ部長。

○立場久美子スポーツ部長 お答えいたします。

水道設備の整備につきましては、千葉県の施設である福栄スポーツ広場以外では唯一、柏井少年広場におきまして、地権者に承認いただき井戸を整備しております。これ以外の5か所につきましては、水道設備はございません。借地の広場におきましては、地権者の皆様と協議を行い、今後は必要な場所に水道の整備を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 丸金議員。

○丸金ゆきこ議員 ありがとうございました。9月に入ってから連日残暑厳しい中、やはり水道が広場内に整



備されていないのは熱中症のリスクも高まり、とても危険なことだと思いますし、それに砂ぼこり対策にも水まきが有効だと聞いています。子どもたちや御高齢者の皆様が、安心して伸び伸びスポーツや遊びを楽しめるよう、水道の整備は最優先に進めていただくようお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時42分散会

第 9 日

令和5年9月25日（月曜日）

令和5年9月市川市議会定例会議事日程（第9号）

令和5年9月25日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問 増田好秀議員、越川雅史議員、にしむた 勲議員

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 41名

門	田	直	人
野	口	じゅん	
丸	金	ゆきこ	
富	家		薫
沢	田	あきひと	
太	田	丈	之
小	山	田	なおと
川	畑	いっこ	
ほ	と	だ	ゆうな
国	松	ひろ	き
や	な	ぎ	美智子
と	く	た	け
中	町	けい	い
つ	ち	や	正順
つ	か	こ	し
加	藤	圭	一
浅	野	さ	ち
久	保	川	隆志
西	村		敦
中	村	よし	お
大	久	保	たかし
石	原	たか	ゆき
清	水	みな	子
廣	田	徳	子
に	し	む	た
石	崎	ひで	ゆき
堀	内	しん	ご
細	田	伸	一
青	山	ひろ	かず
石	原	みさ	子

宮	本		均
大	場		諭
稲	葉	健	二
小	泉	文	人
石	原	よし	の
増	田	好	秀
越	川	雅	史
中	山	幸	紀
竹	内	清	海
加	藤	武	央
岩	井	清	郎

欠席議員 1名

松	永	鉄	兵
---	---	---	---

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中		甲
副	市	松	丸	多	一
副	市	本	間	和	義
代	表	植	草	耕	一
教	育	田	中	庸	惠
危	機	本	住		敏
市	長	麻	生	文	喜
総	務	蛸	島	和	紀
企	画	小	川	広	行
財	政	田	中	雅	之
管	財	稲	葉	清	孝
情	報	小	林	茂	雄
文	化	森	田	敏	裕
ス	ポ	立	場	久	美
市	民	佐	藤	敏	和
経	済	根	本	泰	雄
こ	ど	鷺	沼		隆
福	祉	菊	田	滋	也
保	健	川	島	俊	介
環	境	二	宮	賢	司
街	づ	小	塚	眞	康
道	路	岩	井	忠	良
下	水	藤	田	泰	博

行 徳 支 所 長	秋 本 賢 一
消 防 局 長	角 田 誠 司
選 挙 管 理 委 員 会 長	岩 井 滴
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 城 久 保
会 計 管 理 者	六 郷 真 紀 子
教 育 次 長	小 倉 貴 志
生 涯 学 習 部 長	板 垣 道 佳
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	町 田 茂 幸
議 事 課 長	米 津 孝 成
(議事担当)	
主 幹	宮 嶋 茂
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
主 任 書 記	三 澤 啓 成
(調査担当)	
主 幹	渡 辺 孝 文
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任	関 口 舞
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

午前10時開議

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

増田好秀議員。

○増田好秀議員 無所属の会、増田好秀です。一般質問を行います。

市川市電気自動車等導入費補助金について。

まず、現在までの交付状況について伺います。よろしくをお願いします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 電気自動車等導入費補助金は、二酸化炭素排出量の削減に寄与する電気自動車の普及を促進するため、電気自動車及び電気自動車充放電設備の購入費用の一部に対して補助するものです。この事業は令和3年度から実施しております。実績は、令和3年度、電気自動車19件、令和4年度及び令和5年度は電気自動車32件、電気自動車充放電設備1件の補助金を交付しました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 令和4、5年度と令和3年度で補助金の交付件数が異なりますが、令和3年度の補助金の交付件数、交付額が少ない理由を伺います。よろしくをお願いします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 令和3年度の補助金交付額が少ない理由は、事業初年度であったため事業の周知が行き届かず補助制度に対する認知が不十分であったことや、世界的な半導体不足が電気自動車にも影響し、納期が遅れていたことが要因として考えられます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 令和3年度から令和5年度まで、いずれの年度も予算は同額であるのか、確認のため伺います。よろしくをお願いします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 令和3年度から5年度まで同額の325万円の予算で実施いたしました。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。

次に移ります。電気自動車等導入費補助金を今後どのようにしていくのか伺います。よろしくをお願いします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 ガソリン車から電気自動車への転換を進めていくことにより二酸化炭素排出量の削減につながります。さらに、電気自動車に充電するための電力も太陽光発電などの再生可能エネルギーを使っていただくことで、さらなる二酸化炭素排出量の削減効果も期待できます。このことから、今後、電気自動車等導入費補助金だけでなく、太陽光発電設備を補助対象とする住宅向けのスマートハウス関連設備導入費補助金についても併せて進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 令和6年度においても当該補助を考えているのか伺います。よろしくお願いします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 電動型の二輪車、三輪車については、電気自動車と同様に既に各メーカーから市販されていますが、充電1回当たりの走行距離が短いことや二輪車、三輪車向けの充電設備が整っていないことなどが課題となっています。このように普及を後押しできる環境が十分でないことから、本市の補助制度においては対象外としています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 同じ質問を繰り返させていただきます。令和6年度においても当該補助を考えているのか。現在、電気自動車等導入費補助金を行っていると思いますけど、同様の事業を令和6年度に行うのかということをお答えいただきたいです。お願いいたします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 令和6年度につきましても実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。

次に移ります。市補助制度における電動型の二輪車、三輪車の扱いの考え方について伺います。よろしくお願いします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 国においては、電動型の二輪車、三輪車に対する補助制度が実施されており、近年の交付件数は年々増加傾向となっています。本市としては、二輪車、三輪車の市場の動向や環境整備の進展を注視し、補助制度における取扱いの判断をしたいと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 同じ質問を繰り返させていただきます。市補助制度における電動型の二輪車、三輪車の扱いの考え方を伺いたいです。

まず、現在、市川市では電動型の二輪車、三輪車のところは補助対象外というふうになっていると思いますけど、その理由を伺います。お願いします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 二輪車、三輪車向けの充電設備が整っていないこと、充電1回当たりの走行距離が短いことなどが課題となっています。このように普及を後押しできる環境が十分でないことから、本市の補助制度においては対象外としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。東京都では、電動型の二輪車、三輪車に関する補助制度を実施し、普及に努めています。市川市の補助制度において、電動型の二輪車、三輪車を補助対象として追加する考えはあるのか伺います。よろしくお願いします。

○稲葉健二議長 二宮環境部長。

○二宮賢司環境部長 今後、国の動向もしくは近隣市の動向を含め検討していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 市の考えは分かりました。

少し前後しますが、質問意図も含めて現状を3点共有させていただきます。

1点目、たればの話であると笑われてしまうかもしれませんが、国内排出ガス4次規制が2025年にガソリンを燃料とする排気量50cc以下の原付バイクに適用され、2025年には新車として市販されなくなると予想しています。

そして2点目、電気型二輪車は50cc原付バイクよりバッテリーと充電器の価格がちょうど電気自動車等導入費補助金の上限額と同じ10万円程度高いです。

そして3点目になります。どこの都市でも構わないのですが、例えば台湾では電動スクーターが広く普及しています。ポイントはバッテリー交換サービスのサブスクにあり、コンビニであったり、ガソリンスタンドの一角と、1,200か所以上にバッテリー交換所があります。自分のバイクの使用済みバッテリーをスロットに入れ、そして充電されているバッテリーと交換することで運用されています。

その上で市川市の考えを振り返ってみると、二酸化炭素排出量削減が大切だから電気自動車、そしてスマートハウス、そして答弁にはありませんでしたが、省エネ、創エネ設備の普及促進は行っています。反面、東京をはじめ、ほかの都市では行っている電動二輪車、三輪車の補助に対しては市場動向、環境整備を見てからのことですが、私は違う意見です。二酸化炭素排出量削減のための重要な位置づけになる電動スクーターの普及促進の肝は、民間主導によるインフラ整備です。そして、そのためには多かれ少なかれ地方自治体の協力が必要なのに、市川市は電動二輪車、三輪車の補助は行いませんと、はっきりホームページに明記されてしまうと普及されるものも普及しません。普及を後押しできる環境が十分でないから補助しないという考え方ではなく、普及を後押しして環境を充実させるために補助を行うという考え方の転換が必要です。

まずは、既存の補助のように上限額を決めてでも構いませんので、少額でも近所の買物理由で購入する方への補助金の支給を行うということから企業のインフラ整備への積極支援など、多少の温度差があっても構いません。まずは電動二輪車、三輪車の補助の様子見から一歩進めるようお願いします。それが環境整備への大きな一歩になっていきます。検討をよろしくお願いします。

次に移ります。出生届、婚姻届、離婚届、死亡届の住所の記入欄について。

まず、現状確認から行っていきます。出生届等の住所記入欄には番地、号の記載が右端に寄っており、アパート、マンション名の記入が困難です。届出する方から質問の電話等は来ないのか伺います。よろしく申し上げます。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

アパートやマンションなどの建物名を方書とありますが、この方書を住民登録された方は、出生、婚姻、離婚、死亡の戸籍に関する届出の際に記入していただく項目となります。そのため、住所欄が狭いなどの理由から部屋番号のみを記入する方も見受けられます。しかしながら、方書は戸籍法第29条に基づき正確に記入いただく項目であることから、届出の際に正しく記入されていない場合は正確な記入をお願いしております。こういったことから、どこに書いたらいいのかと御質問いただくこともございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。答弁に補足させていただくのであれば、部屋番号のみ記入の方には狭いスペースに書いたり、そのほか欄の項目に書いたりして対応している現状です。

再質問になります。電話等での質問も含めて質問頻度はどれぐらいあるのか伺います。よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お尋ねの4つの届出の1日の平均届出数は約50件ほどで、数も少ないことから質問頻度は小さいものとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。質問頻度は少ないということですが、今後も市民からの要望、質問項目の定量的な把握は行うようにお願いします。

話を届出書に戻して再質問3点になります。

1点目、これらの届け書は何を根拠に決められているのか。

2点目、届け書は全国共通のものなのか。

3点目、記載内容を変更するに当たり、市に裁量権はあるのか伺います。よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

出生、婚姻、離婚、死亡の届出書の様式は、戸籍法施行規則第59条に最低限必要な項目が法定様式として定められております。さらに、法務省では、その法定様式に記入誤り防止のため、注意事項のほか、氏名欄への読み仮名欄などを加えた全国共通の標準様式として活用するよう自治体に通達しているところです。この標準様式は、法定様式で定められた項目が満たされていれば各自治体による様式変更が可能である旨、昭和30年5月1日に法務省より通達されております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。少し自分の過去を思い返してみると、私は婚姻届を結婚情報誌「ゼクシィ」の付録のもので提出しました。

そこで、過去、市川市は標準様式から変更したことがあるのか伺います。よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

平成30年度に、これまでの婚姻届に加えて提出する2人の思い出に残るよう、本市のキャラクターであるクロロとバララをあしらった婚姻届を作成し、提出者の御希望に応じて通常の婚姻届と使い分けをしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。答弁に補足させていただくと、5年前のクロロとバララバージョンの婚姻届にはアパートやマンション名の記入欄がありませんでしたが、実は昨年度からのバージョンにはアパートとマンション名を記入する方書欄が追加されています。

これを踏まえて、従来の婚姻届についてはどのように考えているのか伺います。よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

婚姻届は2名分の住所を記入するため、住所欄が狭いことから方書欄を追加した婚姻届出書を作成しており、従来の様式がなくなり次第、切り替えていく予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 次年度以降切り替えていくと認識させていただきます。粛々と対応するようお願いいたします。

次に移ります。今後について。

婚姻届に続いて、そのほかの離婚、出生、死亡届の住所欄にアパートとマンション名の記入欄を追加したりする考えはないのか伺います。よろしくをお願いします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

婚姻届と同様に離婚届につきましても、2名分の住所を記入する必要があるため、方書欄を追加する予定でございます。このように分かりやすい書類づくりはサービス向上に重要な取組と考えますことから、他市の動向も確認しながら情報収集に努めるなど、研究を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 増田議員。

○増田好秀議員 婚姻届に続いて、離婚届も次年度以降切り替えていくと認識させていただきます。こちらも粛々と対応するようお願いいたします。

そして、出生届、死亡届は他市の動向も確認しながら情報収集に努めるなど研究を進めてまいりますということですので、研究をお願いします。というやり取りが恐らく過去65年以上、全国の至る年まで至る市議会議員が質問して、至る職員が答弁した上で全く変わっていないのだと思います。

少し前後しますが、改めて質問意図を共有させていただくと、そもそも65年以上前にフォーマットを作った人は、アパート名やマンション名で例えばスペイン語であったり、フランス語であったり、イタリア語が使われることを全く想定していません。例えばアルコイリス301号、アルカンシェル401号、アルコバレーノ501号。10文字、11文字のアパート、マンション部屋番号の記入は、現状のフォーマットでは困難です。そして、婚姻届、離婚届は次年度以降変更するけど、出生届、死亡届は変更しないという答弁も少し不可解です。

改めて出生届、死亡届を確認してみると、なるほど出生届には出生証明書の記入欄、そして死亡届には死亡診断書の記入欄があり、戸籍法とは別に厚生労働省も絡んでいるのが透けて見えます。こちらのフォーマットを変えるのは少しだけ厄介であり、このままでは変更できなさそうです。

そして、私たちの子どもの世代の議員が質問します。80年以上前のフォーマットを使っているのはおかしくないですか、変更できませんか。孫の世代の議員が質問します。100年以上前のフォーマットを使っているのはおかしくないですか、変更できませんか。そして、市川市も含めて全国各地で職員、市民の数万時間が無駄に消費されます。アパート名をどこに書けばよいですか。市川市の倍程度の100万人都市の職員に確認すると、1日に10件程度の質問が来るそうです。現在、代表質問では生成AIの質問が繰り返される現代において、もっと簡単に便利に変えられることをもっと着実にやっていただきたいです。

そのためにどうすればいいか。田中市長は、衆議院議員も含めて政治家として17年、そして経済人として20年のキャリアがあります。それが功を奏し、近隣市である船橋市、浦安市、松戸市、鎌ヶ谷市等の市長と面識があります。それぞれの市長と出生届、死亡届の住所記入欄の問題をしっかりと共有し、バインドして結束して国の

関係機関と討議し、アパート、マンション名の記入欄を追加するよう進めていただきたいと思います。たくさんの事業に取り組みされており、忙しくされているのは重々承知しております。それでもなお、変えなきゃいけないものはちゃんと変えられるという姿勢を市民に見せることが大切です。検討をお願いします。

今回はここまでしておきます。今回のやり取りが少しでも市川市の役に立てばと思います。

以上です。

~~~~~

○稲葉健二議長 越川雅史議員。

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。一般質問を行います。その前に一言申し述べます。

早いもので、私も初当選から13年目を迎え、今回が記念すべき50回目の定例会となりました。この間、多くの方々にお支えいただいたことで、微力ながらも私なりの活動を継続することができました。この場をお借りいたしまして、これまでお支えくださった全ての皆様方に厚く御礼を申し上げます。

ここは議場ですので、議会でのこの12年間で少し振り返ってみますと、私は無所属の議員でありながらも、他党派の複数の先輩議員より御指導いただいたことがその後の市議会議員人生の大きな糧となりました。議会というものは、よくも悪くも所属党派が全てと言っても過言ではないわけですから、他党派の先輩方からかわいがっていただけるといふ人はあんまりいないんじゃないかなと感じておりますが、今になって振り返ってみると、それは本当に貴重な経験であり、我ながら恵まれていたなと回想する次第です。

その中でも、市川駅南地域の正義の先輩と私は表現しておりますが、金子正さんの正しいという字と佐藤義一さんの義の字でお二人を正義の先輩と評しているわけですが、タイプの異なるお二人の地元先輩のお姿を間近に見られたことで、地域の方々とお付き合いの仕方や、その中で接した地元の声をいかにして議会に届け、どのように市政に反映していくのか、そのノウハウの一端を学ばせていただくことができました。また、その他の方々からも当選間もない頃から厳しい御指導をいただいたことで、1期生の頃は引っ込み思案で目立たない存在だった私も期を重ねるにつれ、少しはたくましくなれたような気もしています。

いずれにいたしましても、今回は50回目の定例会ですので、こうした諸先輩方に1回目よりは質問がましになったな、少しは成長したなと思っただけのような質問を展開できるよう願いを込めまして本題に入りたいと思いますが、その前に質問の順番の入替えをお願いいたします。5つ目の項目である宮田小学校建て替えを4つ目に繰り上げ、4つ目の項目である情報セキュリティを最後にしたいと思います。

その上で、最初の質問として実施する事業とその財源の組合せについて伺ってまいります。

財源の捻出方法については様々な考え方があるのだとは思いますが、今回は一般財源と地方創生臨時交付金の充て方について議論したく存じます。

まず一般財源についてですが、毎年継続的に実施する事業については経常的な一般財源を充てるべきだという点については、財政当局と私の考え方にそごはないものと認識しております。一方で、地方創生臨時交付金などは地方創生という冠が付されているわけですから、これは特定財源であって、かつ、その名のとおり臨時の交付金であるわけですから、毎年継続する安定的な財源として頼れるものではないと認識すべきかと思っております。

そこで本市の財源の充て方に目を向けてみますと、令和4年12月定例会に際してデジタル地域通貨推進事業の補正予算を計上した際には、これは毎年継続的に実施する事業ではなく、あくまでも実証実験という位置づけであったことから、地方創生臨時交付金を活用した経緯があったかと思っております。ただ、その後の令和5年度当初予算編成に際しては、同じ実証実験段階であったにもかかわらず、一般財源での予算措置が行われたことに少なからず違和感を覚えました。

また、本年6月定例会に際しては、認可保育施設に通う2歳以下の第2子保育料を無償にするための財源とし

て地方創生臨時交付金が充てられたわけですが、認可保育施設に通う2歳以下の第2子保育料を無償にするという政策は田中市政における重点政策の一つであって、一時的な対応ではないわけですから、しっかりと一般財源を充て、毎年継続的に実施するんだという姿勢を強く打ち出すべきだったのではないかと考えたところです。

お金に色はついていないと言われてしまえばそれまでかもしれませんが、例えば先輩から御飯をおごってもらうにしても、その先輩が自腹を切っているのか、あるいは領収書をもらって経費で落としているのかで後輩の受け止め方は異なるでしょうから、私としては財源の充て方にも信念や通すべき筋があつてしかるべきと考えます。

ということで、実施する事業とその財源について、本市はどのような基本原則を有しているのか、財政部長、御説明ください。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 お答えいたします。

地方公共団体が実施する事業の財源には、使い道が限定されている特定財源と使い道が自由な一般財源との2種類がございます。事業を実施する際のこれら財源の充て方に関する基本的な考え方といたしましては、まず、国や県からの支出金などの特定財源が見込まれる場合には、その特定財源を積極的に活用することとし、それ以外の財源は一般財源で賄うこととしております。この一般財源には、市税など毎年収入される経常的な収入と基金からの繰入金などの臨時的な収入がありますが、継続的に実施する事業の経費につきましては、御質問者がおっしゃられたとおり、原則として経常的な一般財源で賄うよう努めているところでございます。

御質問の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、地方公共団体が地域の実情に合わせ、感染症の拡大防止策や地域経済、市民生活への支援などが円滑に実施できるよう令和2年度に創設されたものでございます。この交付金は感染防止策などの通常分交付金に加え、昨年度には物価高騰の影響に対する支援に重点を置いた電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、いわゆる重点交付金の枠が新たに設けられるなど、その都度、社会経済情勢を踏まえた目的や限度額が示され、その目的の範囲内であれば、地方公共団体の裁量で実施する事業を自由に選択できるものとなっております。

そこで、さきの6月定例会に提案いたしました補正予算の財源として計上した地方創生臨時交付金につきましては、この重点交付金に当たり、物価高騰に直面している方々に対し速やかに追加の支援を行うことを目的として交付されることとなったため、本市では、この目的の趣旨を踏まえて対象事業を選定し、活用を図ったところでございます。

6月補正予算に計上した事業のうち第2子以降の保育料無償化につきましては、令和6年度以降も経常的な一般財源により実施することを検討した事業でございますが、長引く物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担をいち早く軽減するため、今後の財源確保に取り組みつつ、生活者支援の一つとして、この交付金を活用することにより前倒しして事業を実施することとしたものです。

一方でデジタル地域通貨の実証実験に係る経費につきましては、市内経済の再生と活性化等を目的として、既に令和5年度の当初予算において経常的な一般財源を充てて実施した事業であり、6月補正予算において、物価高騰への追加の支援を目的とした地方創生臨時交付金の趣旨には沿わないと判断し、充当しなかったものでございます。

このように実施する事業と財源の組合せにつきましては、まずは特定財源を積極的に活用していくことを原則としつつ、地方創生臨時交付金のような地方公共団体に裁量の余地がある財源につきましては、その交付目的や配分額を踏まえ、より効果的に活用できるよう事業を選定するなど、柔軟な運用を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 会計の世界においては、財務諸表は経営者の主張と呼ばれております。また、政治の世界においては、政府が提出する予算は内閣の主張と評されることもあります。どうか来る新年度予算編成においては、田中市政における重点政策の一つである認可保育園に通う2歳以下の第2子保育料無償についてはしっかりと一般財源を充て、毎年継続的に実施していくんだという力強いメッセージを発信して、子を持つ親たちを安心させていただきたいと思っております。

一方、デジタル地域通貨推進事業については、現状においては、あくまでも実証実験段階であることを踏まえて、地方創生臨時交付金による予算措置を講じられるよう要請をいたしまして、次に進みます。

本市は、本年8月18日に日清食品株式会社との間において、家庭での食糧備蓄、ローリングストックの必要性を市民に周知啓発するとともに、その定着に向けた課題の共有や実践に向けた方法を検証することを目的として、「家庭での食料備蓄の啓発に関する協定」を締結しております。本市では特にここ数年が顕著ですが、様々な企業、団体と次々と協定を締結しておりますが、どのような効果を狙った協定なのか判然としないものや、何ら成果が上がっていないものも散見されるばかりか、随意契約を正当化するためだけに協定締結が手段として用いられていると疑われるケースも存在するよう思われます。

これらの論点は次の質問で伺いますので、まずは、この日清食品株式会社との間において締結した協定の意義と期待する効果について御説明ください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

家庭での食糧備蓄は自助の備えとして大変重要なため、市では広報紙や市公式ウェブサイトなどを通じて継続的に周知啓発を行っております。しかしながら、最低3日分、推奨1週間分といった食糧備蓄に対する意識が市民の皆さん全体に定着するまでには、さらなる周知啓発が必要と感じておりました。そこで市では、家庭での食糧備蓄を推進するための有効な方法であるローリングストックという概念の普及、周知を強化することで食糧備蓄の定着につながると考えました。このローリングストック法とは、ふだん食べ慣れているものを少し多めに買い置きし、食べた分を買い足していくことで、常に一定量の食品が家庭に備蓄されている状態を保つ方法のことです。

今回協定を締結しました日清食品株式会社は、このローリングストックの普及に積極的に取り組んでおり、これまで即席麺を通じて多くの被災地支援なども行っていることから、本年1月より同社と協議を重ね、社会課題に関する認識の共有や協力の方向性で一致したことから、今回の協定締結に至ったものです。加えて、これまでの啓発方法ではなく、著名な企業との連携により市民の皆さんへの訴求力も高まると考えたところです。このように、自治体と食品会社が啓発を目的に協定を結ぶことは全国的にも珍しく、日清食品も初めての取組であることから、協定締結式にはテレビ局から取材の申込みもあり、当日午後にはネットニュースとして早速取り上げられるなど、情報の拡散という点においても一定の効果が見られたと考えております。

このほか、本年8月に行った防災イベントでは、災害協定を締結している他の事業者とともに、自社製品の展示などによるローリングストックの紹介を行い、来場者の関心を集めたところです。本市としましても、この協定による取組を通じてさらなる食糧備蓄の定着につなげたいと考えており、具体的には効果をはかる指標である市民のローリングストックの実践率が今年3月のアンケート調査では約45%だったので、この数字を来年3月に実施するアンケートで向上させたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 確かに家庭での食糧備蓄を推進する方法としてローリングストックが有効であることは私も同意いたしますし、本協定は全国的にも珍しい取組と注目され、ネットニュースで取り上げられたことは承知をしております。

ただ、この協定を締結しただけで市民のローリングストック実践率は向上するのでしょうか。協定締結を受け、ローリングストックの普及に向けて具体的にどのような取組を展開していくのか、お考えがあるならば御披露ください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

今回の協定締結を受け、日清食品株式会社から、自社で販売するローリングストックセットを市川市民向けに2割引きで購入できるクーポンを発行していただけると御提案がございました。また、協定締結式の翌日には、同社のウェブサイト内に「市川市民の皆様限定キャンペーン」と題した特設ページが開設され、9月30日までいつでもオンラインにて購入ができる環境が整えられるなど、迅速な対応をいただいております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 確かにこれまで本市が様々な企業、団体と締結した協定では、市民に直接メリットがあるようなものはありませんでしたので、市川市民だけが2割引きで購入できるクーポンというのは画期的な取組であると評価いたしますし、ローリングストックの普及に寄与するのではないかと期待するところです。

ところで、私は8月26日に開催された夏休み親子防災パークに足を運びましたが、そこでは、この日清食品の取組も紹介されておりました。具体的にはカップヌードルローリングストックの商品実物が展示されていたり、割引販売に関するチラシが置かれていることを確認いたしました。このほかにも特設ステージの開設などもあったようですが、気になるのはその費用の出どころです。市川市民だけが2割引きで購入できるクーポンなどといったところで、協定締結を理由にその費用を本市がこっそり負担していたりしたら、それは市民や本市にとってのメリットではなく、協定締結企業だけがもうかる仕組みになってしまうことを懸念する次第ですが、こうした費用はどちらが負担しているのでしょうか、御説明ください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

今回のイベント開催で展示に使用した物品については日清食品株式会社から無償で提供していただいたものであり、また、割引に関するチラシや特設ページの開設についても、本市からの費用負担はございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 本市からの費用負担はなく、相手方企業より無償提供を受けていることを確認いたしました。私は、何も本市がびた一文も出してはならないと言っているわけではありません。ローリングストックの普及促進というのは本市にとっても重要施策の一つであるわけですし、チラシの費用などは徹々たるものでしょうか、折半するなどして両方で協力し合いながら進めていってもらえればと思います。

最後に、食品会社というのは多々あるわけですが、なぜその中から日清食品を選定したのでしょうか。どのような考え方に基づいて提携相手としてふさわしいと判断されたのか、御説明ください。

○稲葉健二議長 本住危機管理監。

○本住 敏危機管理監 お答えします。

日清食品株式会社が展開するローリングストックは、子どもからお年寄りまで多くの方が一度は食べたことがある即席麺を活用したもので、市民にとって身近で安心感があり、非常食としての認知度も高い食品でもあります。また、災害時にも簡単に温かい食事が取れることなど、ローリングストックの啓発を進める上で同社との協定は備えておくべき食品へのイメージが湧きやすく、日常で消費しながら備蓄するというローリングストック実践の動機づけになるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 今月は防災月間ということで、私も9月1日以降、様々な即席麺やプロテインバー、スムージーなどを試しながら、災害時、どのようなものであればすぐにおいしく食べられるか、どれであれば飽きずに食べ続けられるかなど、研究を繰り返しております。最近ではアルファ化米というものに注目が集まっているようですが、熱湯で戻しても15分、お水で戻せば1時間と、意外と時間がかかるものであることが分かりました。私も今月に入るまでは即席麺というものはあんまり口にしないというか、極力避けた食生活を送ってまいりましたが、他の商品との比較で言えば、たった3分で温かいものが食べられるということの価値は見直されてよいものと再評価した次第です。

また、いろいろ調べてみましたところ、知らない間にこうした食品も大分進化を遂げていて、料理のレパートリーも多様化しているばかりか、栄養バランスに配慮したもの、高たんぱく低カロリーのものなど、機能面においても様々なニーズに対応していることも分かりました。ということで、本協定が締結されたことでローリングストックの実践がどのように進展していくのか、来年3月に予定されている実践率に関するアンケートがどのような結果を示すのか、興味深く見守りながら次に進みます。

[発言する者あり]

○稲葉健二議長 田中市長。

○田中 甲市長 越川議員からローリングストックの普及ということで御示唆をいただきまして、ぜひ市川市も進めていきたいと、そのように考えております。日清食品株式会社を御紹介いただきました越川議員に心から感謝申し上げます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 次に進んでおります。先ほどもちらっと触れましたが、本市では、特にここ数年間が顕著ですが、日清食品株式会社のみならず、様々な企業、団体と次々と協定を締結しております。しかしながら、どのような効果を狙った協定なのか判然としないものや、何ら成果が上がっていないものも散見されるばかりか、随意契約を正当化するためだけに協定締結が手段として用いられていると疑われるケースも存在するように思われます。

例えば平成30年に協定を締結したある企業は、その後にデジタルトランスフォーメーション関係で2度にわたり計4,000万円を超える契約をいずれも随意契約にて受注しております。また、翌31年に協定を締結した某企業はいちかわ未来創造事業関連で約3,000万円の随意契約を締結しております。さらに言えば、令和元年のケースでは、電子行政先進国であるエストニアの最新技術を応用し、データ活用による業務効率化や市民サービスの向上でICT先進都市を目指すなどと華々しい触れ込みで協定を締結したものの、その後の取組が一切行われていなかったものもあれば、令和4年のケースでも、市川市の遊休施設の活用や海外のアスリートやプロスポーツチームとの連携などを名目に協定が締結されたものの、何ら成果が上がっていないものもあつたと認識しております。

そこでまずは、本市はどのような考え方で企業、団体等と協定を締結しているのか御説明を求めます。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

本市では、これまで災害時の支援や地域の見守り、スポーツを通じた地域振興や地域貢献などの具体的な分野における個別協定のほか、幅広い分野で連携する包括協定など、様々な分野において民間企業や市内の大学、団体等と250を超える協定を締結してまいりました。連携内容が幅広い分野である場合は企画部企画課が、個別分野での連携の場合は当該分野を所管する部署が窓口となり、企業等からの提案を受け協議、締結を行っております。協定の締結に当たりましては、相手方と市がそれぞれの資源や特色を生かしながら緊密に連携し、協働することで公共サービスの向上や地域の活性化、行政課題の解決を図るなどの考えに基づき連携協定を進めてきたところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 各種協定の締結に際しては公共サービスの向上や地域の活性化、行政課題の解決を図るとの考えに基づいているとのことでしたが、先ほどのケースで言えば、令和元年から4年以上経過しておりますが、電子行政先進国であるエストニアの最新技術を応用し、データ活用による業務効率化や市民サービスの向上でICT先進都市を目指すという目標は実現に至ったのでしょうか。あるいは、実現のめどは立っているのか、もしくは実現へ向けた取組は着実に進展していると言えるのでしょうか。

いちかわ未来創造事業における社会実証実験が大失敗に終わった詳細はもうここで繰り返しません、行政運営というものには青年の主張でもなければセールストークコンテストでもないわけで、実現可能性の乏しい大言壮語、はったりをぶちまけて世間の耳目さえ集めていけばよいというものではありません。電子行政先進国であるエストニアの最新技術を応用し、データ活用による業務効率化や市民サービスの向上でICT先進都市を目指すとしたんかを切るのは結構ですが、本当にこれが実現可能であるのかどうか、協定締結に当たり相手方の実績や技術力、プロジェクト、工程表等についてどのような審査を行ってきたのでしょうか、御説明ください。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

相手方の実績や技術力、プロジェクトの工程表の確認については審査を行っておりませんでした。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 私は20年超にわたり、企業経営のコンサルタントとして仕事しておりますが、企業が他社と取引を開始するに際しては、データベース等に基づいて反社チェックを実施する、信用情報に基づく信用調査を行う、決算書に基づく経営状態の評価を行うなどが一般的であるかと思えます。一地方自治体とはいえ、行政機関が企業、団体と協定を締結すれば新聞等で報道されることもあるわけですから、相手方にとってはよい宣伝になるわけですし、公的、社会的な信用が供与されるわけですから、本市もどのような相手でも協定を締結してよいという話ではなく、一定の調査を実施することはもちろん、協定締結の可否については所管部署のみの判断に委ねられるのではなく、稟議を起案して全庁的かつ多角的な検討、評価が行われ、慎重の上にも慎重を期した判断がなされるべきであることは当然のことと考えます。

そこで確認いたしますが、協定締結に当たり、今述べたようなバックグラウンドチェックや信用調査、経営状態の評価といったことは実施していたのでしょうか。また、協定締結後における再評価や実績の検証などは行われているのでしょうか。

○稲葉健二議長 小川企画部長。



○小川広行企画部長 お答えします。

事前に反社会的勢力データベースを活用した信用情報調査や詳細に経営状況の評価を行うなどの審査は行っておりませんでした。また、協定締結後の再評価や実績の検証も行っておりませんでした。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 私からは、過去における協定締結に際しては相手方の実績や技術力、プロジェクトの工程表等について一切の審査が行われてこなかったこと、またバックグラウンドチェックや信用調査、経営状態の評価といったものも一切行われていない実情を指摘させていただきました。冒頭にも、どのような効果を狙った協定なのか判然としないものや、何ら成果が上がっていないものも散見されるばかりか、随意契約を正当化するためだけに協定締結が手段として用いられていると疑われるケースも存在すると指摘をし、その事例も幾つか御紹介したわけですが、企画部としては、これら企業、団体等と協定を締結することについての課題をどのように認識しているのでしょうか、御見解を伺います。

○稲葉健二議長 小川企画部長。

○小川広行企画部長 お答えします。

課題といたしましては、全体を取りまとめている部署がなかったこと、また双方申入れがない限り自動更新としていたこと、そして協定締結時や更新時における事業者等の要件や実績評価、効果の確認に関する基準がなかったことと認識しております。協定を締結することが相手方への公的な信用供与につながる一方で、それが本市のリスクにもなり得ることから、審査、評価の在り方を検討した上で、今後は適切な事前審査と協定締結後の定期的な再評価を実施することといたしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 今日は幾つかの指摘をいたしました。私は公共サービスの向上や地域の活性化、行政課題の解決を図るために企業、団体等と協定を締結することそのものに異を唱えているわけではありません。繰り返しますが、本市と協定を締結するということは、大方のケースにおいて、相手方にとっては新聞等で報道され、よい宣伝になるわけですし、公的、社会的な信用が供与されるわけですから、相手方にとって都合よく利用されるようなことだけはあってはならないという点を強調したいと思います。だからこそ、どのような相手でも協定を締結してよいという話ではなく、協定の相手方としてふさわしいのかどうか、一定の調査を実施することはもちろん、全庁的かつ多角的な検討、評価が行われ、慎重な判断がなされるべきだと切に申し上げている次第です。

先ほどある方の御紹介で締結された日清食品株式会社との協定では、ローリングストックの普及という行政課題の解決を図る目的があって、市民には、市川市民だけが2割引で購入できるクーポンが無条件で供与されるというメリットがあって、しかも本市からの費用負担はなく、相手方企業より無償提供を受けているということでしたので、これが今後における企業、団体等との協定締結の一つのスタンダード、ベンチマークになるのではないかと考えます。きっとそうした思いで御紹介者は御紹介されたのではないかと推察するところです。

いずれにいたしましても、まかり間違っても反社会的勢力やマネーロンダリング、詐欺事案などに本市の協定が悪用されることのないよう、今後の改善を強く要請して次に進みます。

続いての質問は、宮田小学校建て替えについてです。

宮田小学校の建て替えについて、私は2月定例会、6月定例会においても取り上げ、公共施設個別計画に示された、少なくとも3年間は先延ばしになる計画は決して容認できるものではなく、本件は取扱いを間違えると市政運営上の重大な問題にも発展しかねないと警鐘を鳴らし続けてまいりました。その上で、本件は個別計画とは

切り離して、それ単体として地域の皆様への説明と意見聴取を通じて御納得いただけるように対応すべきだと申し上げてまいりました。

ところで、夢もでかいが手もでかいというのは私のキャッチフレーズではありますが、自分でもそう言うぐらいですから、手がでかいということについてはそこそこの自信も実績もありますが、私の欠点としては、声が小さい、声がか細くて相手の耳にはなかなか届かないといったことがしばしば指摘されております。

そこで宮田小学校の建て替えについて、私がかねて主張を繰り返してまいりました、公共施設個別計画に示された少なくとも3年間は先延ばしになるという計画は決して容認できるものではない、本件は個別計画とは切り離して、それ単体として対応すべきという悲痛の叫び声が執行部の皆様方に届いているのかどうか、自信はございませんが、念のため現在の進捗状況について御説明を求めます。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

宮田小学校は公共施設個別計画に沿って建て替えを進める最初の学校であり、6月定例会以降、建て替え時期につきましては、市長部局と複数回にわたって協議を行っております。その際、御質問者から御心配いただいたことや地域からの複数回にわたって要望も強いことを踏まえ、適切な設計着手の時期について関連する諸条件の状況を詳細に検討いたしました。

まず、課題となっておりました用地の拡幅につきましては、用地の有効活用が図れるような方策を庁内で検討してまいりましたが、建設費用の削減につながるような活用は難しいことが分かりました。一方、災害時の避難誘導等のためには入り口付近の拡幅は必要と考えております。

次に、宮田小学校の建て替え工事期間中、学習などにおいて大洲小学校の校庭を利用する考えと、大洲小学校学区内での大規模マンション建設計画に伴う教室等の増設工事との兼ね合いにつきましては、スケジュールの調整やカリキュラムの工夫などにより対応できるよう調整が可能です。これらを踏まえまして、学校建て替えのスケジュールを前倒しすることは可能と考えております。つきましては、令和6年度当初から設計手続が始められるよう準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 御答弁を伺いました。私特有の蚊の鳴くようなか細い声であっても、聞く力がある執行部の皆様にはしっかりと届いており、宮田小学校の建て替えは個別計画とは切り離された形で、前倒しで実施されることとなったことを確認いたしました。

言うまでもなく、宮田小学校は市川駅南地域の玄関口に所在しているわけですが、市川駅南地域のお二人の正義の先輩に、よくやった、少しは成長したなと褒めてもらえそうな気がいたしました。

あと、これは一般的にはなかなか分かりにくいところと申しましょうか、細か過ぎて伝わらない論点かもしれませんが、御答弁にありました入り口付近の拡幅とスケジュールの前倒しという建て替えに際しての2つの難題について、どちらかを択一で選ぶのではなく、連立方程式を組み立てて両方一遍に解決を図るという思い切った御判断をされました。田中市長のこの御決断はさすがの一言に尽きるものであり、その手があったかと、今回ばかりは御英断に率直に敬意を表したいと思っております。

いずれにいたしましても、建て替えのスケジュールが前倒しになることが決まったわけですから、それならそれで新校舎推進会議や新田4丁目をはじめとする地元自治会などの皆様にも最新の状況を御説明し、地元の御理解と御協力を仰ぐべきかと考えますが、この点、御見解を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

これまで宮田小学校建て替えの基本構想、基本計画の検討を行ってきました自治会長などの地域の方々もメンバーに含めた新校舎推進会議において、スケジュールの見直しや入り口付近の拡幅範囲、配置計画案などについて、現時点では10月中にも報告及び協議をさせていただきたいと考えております。その結果を踏まえ保護者や地域へ情報提供するとともに、具体的な設計着手の時期が確定した際には会議の開催案内や保護者、地域への報告、周知など適宜行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 建て替えに際しては、ナイター照明の明るさや外トイレの防犯性、体育館の配置、プールの設置、相撲の土俵の維持、校庭の広さなど、様々な御意見や御要望、課題もあるかと思いますが、教育委員会としては、建て替えに関するこれらの課題、要望に対してはどのように御対応されるのでしょうか。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

御質問いただきました施設や設備の対応といたしましては、これまでも新校舎推進会議での議論や児童、保護者、教職員からも意見を聞いております。

まず、ナイター照明につきましては、放課後に校庭を施設開放団体が使用することから、近隣住民に配慮して設置する計画となっております。次に、外トイレは現在男女共用のトイレが設置されており、施設開放団体の使用時には鍵の管理や清掃などを安全、快適に使用できるように利用方法を定めております。建て替えに伴い、バリアフリーや男女別のほか、オールジェンダーへの対応、災害時の利用など利用者や状況に配慮し、設置について検討してまいります。体育館は現在4階に位置していますが、建て替え後は避難所としての利用を見据え低層階に設置するとともに、江戸川の氾濫による浸水被害に対応した計画としております。

なお、2階以上に設置する場合はエレベーターを設置するなど、バリアフリーにも配慮いたします。

次にプールですが、建て替え後はプール施設は設置せず、水泳授業は民間施設を利用することを想定しております。

なお、民間施設を利用することは授業の計画的な実施や教職員の施設管理、衛生管理の負担軽減、子どもたちの熱中症予防などの利点があると考えております。

次に土俵についてですが、利用頻度や校庭の広さを考慮した上で設置について検討してまいります。

最後に校庭につきましては、児童に対して行ったアンケートにおきましても、校庭を広くしてほしいとの要望が多数あったことから、必要な施設を確保した上で最大限広く確保できる計画としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 前回の質問の締めくくりの際に宮田小学校建て替えが先送りとなった場合、そのあおりを受けて市川小や八幡小、中山小までもが特段の合理的理由もなく、建て替え先送りになる事態に発展したら、きっとあの方々も黙っていないだろうなど指摘をさせていただきましたが、本日の御答弁を伺って、きっとあの方々もほっとしているだろうなど私も安堵した次第です。今後はすばらしい校舎の実現に向けて、地域と一体となった取組が順調に推移するよう祈念を申し上げまして、次に進みます。

最後は、本市の情報セキュリティ体制とその運用についてです。

情報化の進展に伴い、地方公共団体においても多くの業務が情報システムを介して行われるようになりました。特にマイナンバー制度の施行後においては、行政サービスは従前にも増して広範かつ多様化しており、行政

が取り扱い、保管する情報は、今後においても拡大の一途をたどっていくものと想定されます。

その一方で、サイバー攻撃の多様化、巧妙化に伴い、その被害は大規模かつ重篤となる可能性が高まっていることが指摘されています。2015年には年金機構における情報漏えい事案がございましたが、これを契機に各種行政機関や地方自治体における情報セキュリティ体制の抜本的な見直しと強化が求められたことは記憶に新しいところですが、本市が管理する情報は、個人情報のもとより、マイナンバーや住民基本台帳、病気や障がいなどのセンシティブ情報なども含まれていることから、情報セキュリティ体制は万全を期すべく、日々改善に努めていかなければならないことは言うまでもありません。

そこで、まずは本市の情報セキュリティ体制とその運用について御説明を求めます。

○稲葉健二議長 小林情報管理部長。

○小林茂雄情報管理部長 お答えします。

情報セキュリティ対策については、本市における最重要課題の一つであると認識しております。そこで本市においては、国が定める情報セキュリティガイドラインに従って市川市情報セキュリティポリシーを定め、運用を行っております。情報セキュリティポリシーでは、市が保有する情報資産について、認められた者だけが情報にアクセスできる状態を確保する機密性、情報が破壊、改ざんまたは消去されていない状態を確保する完全性、必要なときに中断されることなくアクセスできる状態を確保する可用性、この3つを維持することとしております。

また、その対策については大きく3つの観点から定めており、それぞれサーバー等の設置に関して必要な情報を講じるなどの物理的セキュリティ対策、正規職員や会計年度任用職員に情報セキュリティの遵守を求め、研修や訓練などを実施する人的セキュリティ対策、外部ネットワークとの接続制限、不正プログラム、不正アクセス対策などを講じる技術的セキュリティ対策があります。1つの業務やシステムに対して、いずれか1つの対策を行えばよいということではなく、これら3つの観点から複合的に検証し、強化していくものと考えております。さらに、地方自治体は市民の大切な個人情報を取り扱う立場でもあるため、常に情報セキュリティに対する職員の意識を維持向上させるための情報セキュリティ研修やサイバー訓練、監査等を実施することにより、その実行力を高めるべく日々改善に取り組んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 情報セキュリティ体制の概要と基本的な方針を確認させていただきました。

次はもう少し具体的な話に切り込んでまいりたいと思います。本庁舎1階フロアにおいては、いわゆるワンストップサービスが展開されておりますが、オープンスペースでの業務でもありますので、そこでの情報セキュリティの在り方が気になるところです。

そこで、本庁舎1階フロアにおけるワンストップサービスでは、具体的にどのような業務が行われ、どのような情報を取り扱っているのか、御説明を求めます。

○稲葉健二議長 小林情報管理部長。

○小林茂雄情報管理部長 お答えします。

本庁舎1階フロアでは、戸籍、転出入、印鑑登録、国民健康保険、国民年金、妊娠、子育て、介護保険、高齢者支援、障がい者支援に関する業務及び証明書の発行を行っております。また、現在は新型コロナワクチン接種の副反応等に関する相談の受付も行っております。それぞれの業務窓口では、転入時等に記載いただく異動届に記載される届出人の氏名、電話番号、住所をはじめ、移動される方全員の氏名、生年月日、性別、続柄などの個人情報を取り扱っております。さらに、異動届では市民課、国民健康保険課、国民年金課といった関係部署によ

り資格や手当の有無、各種番号などの情報が追加されます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 お聞きになりましたとおり、本庁舎1階フロアにおけるワンストップサービスでは非常に配慮を要する情報が取り扱われていることを確認させていただきました。このワンストップサービスの現場では、市民部や福祉部、保健部など複数の部署が入り混じって業務を展開しているわけですが、市民部には市民窓口サービス向上担当参事が設置されているわけですから、このワンストップサービスの総責任者としては、市民部長がその任に当たっているものと理解をしております。

そこで市民部長にお尋ねしますが、御就任以来、約半年が経過されたかと存じますが、この間、あなたはワンストップサービスの総責任者として、市民目線、現場主義を掲げる田中市長の方針を肝に銘じて1階フロアの状況をつぶさに見て回ってきた。他部署任せ、部下任せにすることなく、ワンストップサービスにおける情報セキュリティには万全を期してきたということでしょうか。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

確かに1階フロアというものは市民部の面積も広く人も多く、お客様も多いということから、私が管理しなければいけない部分が多いところは重々認識しております。そんな中で、日々必ずそれを私自身が行っていたかということには、できていたというふうには申し上げられないところではございますが、日々サービス担当参事、また市民課長からの報告は受けるようにはしていたところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 すみません、僕の基本認識は、部下の仕事というのは上司の責任だと思っています。例えば消防で消防車が事故を起こした。私は運転していませんとか、消防局長が言うのはおかしいわけで、事故を起こして何がしか専決処分になったりした場合には原因の究明等、再発防止に努めていくということが一般的な考え方かなと思うんですが、別に業務そのものをやるとか、やらないとか、歩いて書類を1個1個チェックするとか、毎日その現場にいるとか、そういうことを言っているんじゃないんですよね。市民窓口サービス向上担当参事を部下に持つ市民部長として、1階のフロアの状況というのは把握をされていると。部下任せ、他部署任せにしない、情報セキュリティには万全を期してきたという思いでよろしかったかどうか伺っております。もう一度御答弁をお願いします。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 繰り返しとなりますけれども、市民課長やサービス向上担当参事からの報告を受けて状況の確認はしていたところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 かみ合わないので、じゃ、ほかの方に伺います。総務部長にも同じ質問をさせていただきます。あなたも御就任以来、約半年が経過されたかと存じますが、あなたは総務部長の前は市民部長の任にあったものと記憶をしております。

そこで確認させていただきますが、あなたは個人情報保護法遵守の総責任者として、またワンストップサービスの現場を熟知する理事者の1人として、市民目線、現場主義を掲げる田中市長の方針を肝に銘じて、1階フロアの状況をつぶさに見て回ってきた、他部署任せ、部下任せにするのではなく、ワンストップにおける情報セキ

セキュリティには細心の注意を払ってきたということによろしかったでしょうか。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 御質問者のおっしゃるとおり、個人情報保護法に基づく安全管理措置の実施は総括責任者としての私の責任であります。改めまして総務部長の前、市民部長で担当させていただいているわけですが、すけれども、私の中ではセキュリティは守られているというようなことで運用してきたつもりであります。

以上であります。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 私が本質問を通告して以来、約4週間が経過しようとしておりますが、もし仮に私が市民目線、現場主義を掲げる田中市長の部下であったとしたら、総務部長や市民部長であったとしたら、真っ先に何をすべきだろうかと、この間、思案をめぐらせてまいりました。もし仮に私が総務部長や市民部長であったとしたら、田中市長は私に何を求めになるだろうかと逡巡を重ねてまいりました。

そこでその答えを探るべく、私は何度か1階フロアに足を運び、ワンストップサービスの現場における業務の状況を実際に見て回りました。さきの御答弁にもありましたように、ワンストップサービスの現場においては非常に配慮を要する情報も取り扱われているわけですから、個人情報の漏えいにもつながりかねない状況はあってはならない、まかり間違っても悪意ある者に重要情報を盗み取られるようなことがあってはならないという思いで繰り返し点検を実施いたしました。

すると、これは大変残念なことではありますが、去る9月15日の夕刻に業務運営上の不備、個人情報の漏えいにもつながりかねない業務の在り方を検出してしまいました。そこで、その場で直ちに情報管理部に報告し改善を求めた次第ですが、もちろん私のような行政経験のない部外者の素人がちよろちよろと点検をするよりも、ずっとずっと以前から市民部長も総務部長も現場の状況を十分に把握されていたわけですから、もしかしたら私の誤解、勘違いなのかもしれません。単なる杞憂にすぎない可能性も否定できません。

そこで念のため情報管理部長に確認させていただきますが、9月15日に私からの指摘を受けた後、あなたはこの指摘をどのように受け止めてどのように対応を行ったのでしょうか、御説明ください。

○稲葉健二議長 小林情報管理部長。

○小林茂雄情報管理部長 お答えします。

いただいた御指摘を確かめましたところ、個人情報の取扱いについて、情報漏えいを防止する観点からは是正が必要な事例であったことを確認しました。そこで、直ちに所管部署に対し業務の取扱いを改善するよう求めましたところ、9月19日より、当該事例の運用を変更する措置が講じられましたことを確認しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 越川議員。

○越川雅史議員 具体的に誰だと特定が難しいのですが、一部の理事者は非常に緊張感が欠けているように感じられてしまいます。確かに前市政においては、そうした、いわばサークル乗りのような軽い市政運営だったのかもしれませんが、もう市長は交代されており、それが許される状況ではないことをくれぐれも肝に銘じていただきたいと思います。

最後に一つ事案を紹介して、この質問を締めくくりたいと思います。2012年、神奈川県逗子市でデザイナーの女性がストーカーの男に刺殺された事件では、被害女性が県警に対して男には転居先を教えないように要請していたにもかかわらず、県警が元交際相手の男の面前で被害女性の住所を読み上げたことが手がかりとなって被害女性の住所が特定された可能性が指摘されております。また、この元交際相手の男は、被害女性の住所を割り出すために興信所に調査を依頼し、事件前日の2012年11月5日に興信所の男が被害女性の夫を装って逗子市役所に

電話をかけた結果、市役所の担当者が被害女性の住所情報を知らせてしまったことが判明しております。逗子市は社会的重大性を考慮し、市長と副市長を含む関係者の処分を行ったことは言うまでもありませんが、話がそれだけで済むはずはありません。被害女性の夫は、個人情報漏えいについて、住所を加害者の男に漏らした逗子市に対し、2016年10月25日に守秘義務違反、プライバシー侵害により1,000万円の損害賠償を求める訴訟を横浜地方裁判所横須賀支部に起こし、同支部は2018年1月15日に逗子市側の過失を認定し、110万円の支払いを命じる判決を言い渡したとのことであります。

いずれにいたしましても、行政機関が個人情報を漏えいしてしまったことがきっかけとなって、この惨事に至ったわけですが、後から幾ら情報セキュリティ体制の不備を悔やんだところで、私はそこまで把握しておりませんとか、私が全て責任を持つ立場にありませんなどと逃げの答弁を繰り返したところで、失われてしまった被害女性の命を取り戻すことはできません。まかり間違っても、このような事案が本市で発生するようなことはあってはなりません。どうか理事者の皆様方におかれましては、我々議会に対しても、日々の業務運営においても、くれぐれも適度な緊張感を持って臨んでいただきたいと思います。私の一般質問を終わります。

~~~~~

○稲葉健二議長 にしむた勲議員。

○にしむた 勲議員 にしむた勲です。一般質問最後の質問者になりますけれども、よろしく願いいたします。

まず、性的指向、ジェンダーアイデンティティーの多様性についてですけれども、この質問については先順位者への答弁で大分理解できたところもあるのですが、推進法は理念法なので、これまでの取組は変わることはないというような趣旨の御説明があったかと思いますが、本当にそうなのか、私は少しすっきりしないところがあります。

本年7月、最高裁判所は、トイレの使用制限を認めた国の対応は違法だとする判決を出しました。性的マイノリティーの人たちの職場環境に関する訴訟で最高裁が判断を示したのは初めてです。経済産業省に勤めるトランスジェンダーの職員が職場の女性用トイレの使用を制限されているのは不当だとして国を訴えた裁判で、人事院の判断は、ほかの職員への配慮を過度に重視し、職員の不利益を軽視したもので著しく妥当性を欠いているとして、トイレの使用制限を認めた人事院の対応は違法と判断し、2審の判定を覆しました。最高裁の判決は5人の裁判官全員一致の結論ですが、裁判官全員が内容を補足する意見を述べています。全員が個別に意見を述べるのは異例だということです。

私はこの判決文と意見を何度も読み、この問題について自分自身にも理解不足があったことを反省するとともに、人権尊重の最後のとりでである最高裁からのメッセージに感銘を受けました。性的マイノリティーの人たちの職場環境に関する訴訟で最高裁が判断を示したのは初めてで、ほかの公的機関や企業の対応などにも影響を与えられると見られています。市川市役所のトイレも同様の問題に対処する、すぐにでも検討する必要があると思います。このことを申し上げて、(1)の質問は答弁を求めません。

(2)に移ります。本市のパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について質問します。

この制度は、2015年に渋谷区が導入したのを皮切りに本年6月末時点で328の自治体が導入し、全国の人口カバー率約7割がこの仕組みの恩恵を受けることが可能とされています。同性婚が認められていないことについて、札幌地裁や名古屋地裁では違憲の判決が出ています。私は同性婚を認めるべきだと考える立場ですけれども、一方で、現在、法的には同性婚が認められていない中で、自治体がパートナーシップ制度を設けることについて課題がないわけではないと思っています。

そこで質問アですが、私は、この制度が本会議の議論を経て、この場で議論を重ねた上で条例として成立した

ものと思っていましたけれども、そうではないということで、本制度がどのような手続を経て成立し、スタートしたのか伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を制定するに当たりましては、令和3年5月にLGBTQ+の当事者、学識経験者など5名の委員から成ります市川市多様性社会推進協議会を立ち上げまして、同年11月までの7か月間に計5回の会議で議論いただきました。その中で制度の目的、対象者、制度の根拠を条例、要綱のいずれに置くのかといった制度の在り方や、申請制度にするのか届出制度にするのかなど、制度の手続に関する詳細な部分を含め議論を重ね、その後、同年12月に協議結果等を提言書として取りまとめ、提出いただいたところであります。

また、協議会と並行いたしまして、多様性社会推進課におきまして、協議会の意見を都度ごとに反映した同制度の骨格となる素案の作成を進め、同年10月から11月の間に素案に関するパブリックコメントを実施し、寄せられた御意見と、さらには協議会の提言書の内容を踏まえ市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱を制定し、令和4年2月1日から同制度を開始したものであります。

以上であります。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 本市の制度は要綱によってつくられたということです。全国のこの制度を見ると、要綱によるものと条例によるものがあるようですけども、要綱というのは、私自身もなじみが薄かったので少し調べてみましたけれども、通説及び判例によれば、行政内部での一般的基準、行政規則にすぎず、法的根拠ないし拘束力を有するものではないということです。あくまで理論的ではありますが、要綱型のパートナーシップ制度は自治体の判断によって改廃される可能性があります。実際に板橋区などでは、当事者の中に法的安定性を求めて条例化を望む声が出ています。

次に再質問ですが、民法では、養子縁組をした親子間では血縁関係がなくとも婚姻が禁止されており、養親子関係を解消した後でも婚姻が認められません。しかしながら、本市のパートナーシップ制度は養子縁組を行っている方でも申請が可能としている点について、市の考えを伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 婚姻につきましては、民法第734条から第736条の規定により、近親者間や直系姻族間、養親子等の間、いわゆる戸籍上の養子縁組では婚姻することができないとされております。本制度におきましては、多様性社会推進協議会の会議の中で、同性婚が認められていない状況において、同性カップルが法的な保護や経済的メリットを得るためにやむなく養子縁組をしている方たちがいるという実態があるといった趣旨の御意見がありましたことから、できる限り当事者の意向に沿った制度にすることが一番望ましい形であると考え、実質的にパートナーシップの関係にある養子縁組の方につきましても、制度の対象者といたしました。

なお、本制度の届出の際には、養親子間の同性パートナーの方を含めた全ての届出者に対し、2人がパートナーシップの関係にあることを自署にて届け出てもらうことで、その関係性についての確認を行っており、本制度が正しく利用されるようにしております。

以上であります。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 分かりました。婚姻ができないから仕方なく養子縁組をしておられるカップルがいるので、そういった方を救うためにこういう形を取っているということで、その趣旨は理解しました。ただ、同性婚が仮に認められるようになった場合、養子縁組の方は本来の婚姻ができなくなってしまうという問題はあるの

かなということは指摘しておきます。

それから、次の質問になりますけれども、先順位者への答弁で、本市の制度では異性間の届出も可能としているということが分かりました。他自治体では同性間に限っているところもあれば、本市のように異性間も認めているところもあります。異性間のカップルでも、結婚制度に縛られたくないとして事実婚を選ぶ方もいます。本市が異性間の届出を可能としている目的及び効果について伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、本制度の設計に当たりましては協議会の意見を可能な限り反映するように努めました。その中で対象者を同性の方のみとした場合、届出者イコールLGBTQ+当事者となりますため、届出をすることが意図せぬカミングアウトにつながりかねないといった趣旨の御意見をいただきました。同制度をより多くの方に利用してもらえるようにすることで、LGBTQ+の方の意図せぬカミングアウトとはならないように考えたところであります。そのため、戸籍上異性の方も対象とすることで、様々な事情により入籍をしていない、いわゆる事実婚の方にも利用ができるものであります。同制度はLGBTQ+の方の利用を中心に置きつつ、制度の対象者を広げることにより、いずれの方々についても、その関係性が認められることで、関係性を認められないことによる生きづらさの軽減につながるものであると考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 意図せぬカミングアウトを防ぐためにもこのような形にしたということは分かりましたけれども、異性間の方であれば正式な婚姻を結ぶことができるわけですから、どうしてパートナーシップを選ぶのかなというのが一つ分からないところでもあります。婚姻によって様々な権利もありますけれども、義務を生じます。例えば子どもに教育を受けさせる義務がありますけれども、パートナーシップの場合はもちろん法的な裏づけがないわけですから、こうした義務を課されることはない。このことによって、子どもの権利が侵害されるおそれがあると懸念しますけれども、ファミリーシップの子どもに教育を受けさせる義務について、市の考えを伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 民法第818条において、「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」と規定され、同じく第820条で、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」とされております。また、学校教育法第16条においても、「子に対して親権を行う者は、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。」とされております。本制度は法令等へ影響を与えるものではありません。そのため本制度の利用者につきましては、当然、自身に関わる法令が適用されることとなり、子の親権者となるいずれかの制度利用者は、民法等の規定によって、子への教育を受けさせる義務を負うこととなります。また、逆に親権者ではない制度利用者につきましては、法的な義務が発生しないことともなります。しかしながら、ファミリーシップ制度の趣旨は、法令で認められていない家族という単位を自らがのおの認め合い、成立する制度であることを前提とすれば、御質問にあるような法的な義務を逃れるために届出を行うという想定はしていないところであります。

以上であります。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 親の側がそういう意図を持って届けることは想定していないということですが、片方の親権を持っている親だけが民法の定める義務を負うと。したがって、パートナーシップとして子どもを育て

る場合、両親の一方しか責任を負うことはなく、親権を持たない側がどれほど経済的に裕福であっても、片方がどれほど経済的に苦しくても片方しか負わないということでもあります。子どもの側から見れば、婚姻関係にある親のもとで養子になった場合と比べ、ファミリーシップの子どもは教育を受ける権利の保障が弱いというふうに言えると思います。憲法14条の法の下での平等、同じく26条の教育を受ける権利、受けさせる義務の趣旨に反しないか。制度上、仕方がないということでは放置していいか、疑問が残るところです。

次に、イの質問に移りますけれども、同制度における関係解消手続について伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

本市にパートナーシップの関係に係る届出をし、受理されたパートナーが双方の意思によりその関係を解消した場合には、同要綱の規定に基づき、市川市パートナーシップ届出受理証明書等返還届出書に双方が署名し、証明書及びカードを添えて提出していただくこととなります。その際、返還に来所した届出者がパートナーのどちらか一方のみの場合は離婚時の手続と同様に、届出を受理した後、来所のなかったもう一方の方に対し返還届出書を受理したことを通知しております。

以上であります。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 再質問いたしますけれども、要綱では、届出書等の保存期間は30年間と規定されていますけれども、30年間の保存期間が終了した後は届出書は廃棄されるのか。また、その場合はパートナーシップやファミリーシップは解消となってしまうのか伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 市川市パートナーシップ届出書等の保存期間は30年となります。この保存期間を決定するに当たっては、可能な限り長期間に保存することが望ましいという協議会の委員からの意見を踏まえまして、市川市公文書の管理に関する規程で定められている保存期間の中で最長となる30年間としたものであります。御質問の保存期間である30年が経過した後の対応ですが、保存期間が経過したからといって、直ちにパートナーシップが解消されるものではないと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 直ちに解消されるものではないというお考えですけれども、要綱上、保存期間が30年とされていれば30年後廃棄される可能性も高いわけですから、要綱上の保存期間もパートナーシップが存続する限りと変更することが望ましいと考えますので、検討をお願いします。

次に、ウの質問に移ります。この制度は自治体独自の制度であるため法律に根拠がないとしても、極めて重要な婚姻家族制度に係ることは明らかなわけですから、婚姻制度との関係性において、法的安定性を乱すおそれがないとは言いきれないと懸念するところです。特に医療現場において、人間の生死にも関わる重大な場面において、この問題はより深刻だと言わざるを得ません。例えば終末期の治療において、措置の停止を受け入れる判断などが家族に委ねられる場合があります。その場に数十年寄り添ったパートナーシップで認定されたパートナーがいる場合、医師はそのパートナーの判断によって延命措置を断念することができるかどうか、悩むのではないのでしょうか。

民法415条では、患者の余命が限られていると診断した医師が患者本人にその旨を告知すべきでない判断した場合——がんの場合などですけれども、診療契約に付随する義務として、家族等に診断結果を説明する義務があるとされています。これをしなかった医師が債務不履行による損害賠償を命じられた判例があります。市が認定

したパートナーにこうした告知をすべきかどうか、また、それによって債務を履行したことになるかどうか、こうした問題は制度の趣旨を徹底することで解決することではありません。判断を医師に委ねるのは無理があると思います。パートナーシップ制度がなければ起こらなかった問題ですから、制度を創設した市が責任を持つべきだと思いますが、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長 お答えいたします。

本制度は法律による婚姻制度とは異なり、法律上の効力が生じるものではなく、市の権限が及ぶ範囲内でパートナーとしての関係性を認めるものであります。また、第三者に対して法的な権利や義務を生じさせるものでもございません。その点に対しましては、制度の実施に当たって誤解を与えないように、制度周知用のチラシや交付する届出受理証明書の裏面等に法律上の効力が生じるものではない旨を明記し、市民や事業者に制度の趣旨を御理解いただいた上で御協力いただけるようお願いしているところであります。しかしながら、本制度の利用者と民間の事業者との間で御質問にあるような不測のトラブルが発生する可能性については絶対的に否定できるものではありません。そのようなトラブルを未然に防ぐためにも、引き続き制度趣旨の周知徹底に努めていくことが市の責務の一つであると考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 制度趣旨の徹底をさせて解決できる問題ではないと思います。目の前に30年間連れ添ったパートナーしかいない場合に、この方に措置停止の判断を委ねるか、または、そういった方、家族、知り合いがない場合にパートナーの方のがんであることを告知すべきかどうか、こういったことについて医師が判断できることではないと思いますので、制度をつくった市が責任を持って、こういったことについても対応を示すべきだと思います。他自治体とも協議の上、対応の御検討をお願いしてこの質問は終わります。

次に、ふるさと納税に関して質問します。

先順位者への答弁で、本市はふるさと納税制度によって、いわゆる赤字額が令和3年度は16億5,000万円、令和4年度は21億5,000万円に及ぶことが分かりました。

それでは、他市へ寄附している方の人数、そして本市へ寄附していただいている人数はどれぐらいか伺います。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 お答えいたします。

ふるさと納税制度により、他の自治体へ寄附を行い、市民税の税額控除の適用を受けた人数につきましては、直近3か年分で申し上げますと、令和2年度は2万7,788人、令和3年度は3万7,524人、令和4年度は4万8,182人と、おおむね毎年1万人ずつ程度増えている状況となっております。一方、市外にお住まいの方でインターネットを活用して本市に寄附を行っていただいた人数を同様に直近3か年で申し上げますと、令和2年度は969人、令和3年度は1,568人、令和4年度は1,165人となっており、令和3年度より寄附の募集サイトを1社追加しておりますことから若干増えてはいるものの、ほぼ横ばいで推移しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ありがとうございます。令和4年度では、納税義務者のうち約17%がふるさと納税を活用しているということが分かりました。ふるさと納税制度では、住民税の減収額は75%が基準財政収入額に算入され、地方交付税の普通交付税として補填されます。要するに赤字額の75%は国から補填されることになっている

のですけれども、地方交付税制度にのっているため、本市のような不交付団体は、この補填を一切受けることができません。すなわち、ふるさと納税による住民税の減収は本市のような不交付団体こそ、より深刻な問題であることを再認識する必要があります。

「日経グローバル」という雑誌の昨年9月号に、交付税補填額を修正した後の赤字額が大きい自治体の一覧が掲載されていました。額の大きな自治体は財政規模が大きい横浜市、名古屋市、大阪市で、それぞれ227億円、135億円、120億円ですけれども、交付税補填後で見ると、それぞれ55億円、23億円、28億円となります。本市の21億5,000万円よりは大きいとはいうものの、財政規模と比較すればダメージは本市のほうが格段に大きいことは明らかです。そして、赤字額4位の自治体が川崎市で95億円ですけれども、川崎市は不交付団体のため補填後の赤字も95億円のままで、補填後の実質的な赤字では全国断トツのトップになっています。他の交付税補填後の赤字で上位の自治体は港区、大田区、江東区、杉並区など、東京の特別区の不交付団体がほとんどで、本市も補填後の数字で見ると、全国ワースト15位の赤字額が大きい自治体となります。もちろん千葉県ではトップです。20億円強の税収が減収したということは、すなわち20億円分の市民サービスが低下したということと同義なわけですから、私はもっと危機感を持ち、最大限の知恵を絞って対策を講じるべきだと思います。

もとより地域間の税収格差の是正は地方の財源を吸い上げ、業者への返礼品や手数料など無駄な税収を浪費させるのではなく、国の責任において地方交付税で調整すべきものと私は考えています。しかしながら、直近で20億円強の税収減があり、年々悪化している現実がある以上、対策を講じなければ必要な財政需要も満足できない状況に陥ります。全国では、これまで返礼品競争には加わらないとしていた自治体も税収流出に危機感を持ち、返礼品強化で受入額を増やすなど、流れが変わってきているように思います。京都市は市内料亭のおせちや旅行クーポンを返礼品に加えて92億円の寄附を集め、名古屋市も市内に本社がある高級シャワーヘッドなどを加え、受入額を2.9倍の62億円に増やしたそうです。

そこで提案ですが、地域通貨も返礼品に加えることが認められているというふうに聞きます。地域通貨であればスーパーでの買物にも飲食店の支払いにも使えるので、大きな人口を抱える我が市川市の近隣自治体の住民からも寄附が期待できます。地域通貨 I C H I C O を返礼品に加える考えについて、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長 お答えします。

ふるさと納税の返礼品として地域通貨を採用しているのは、世田谷区や渋谷区など幾つかの自治体がございます。返礼品となる地域通貨は、発行自治体内でサービスの提供を受けられる飲食店、理美容店や宿泊施設などで利用が可能で、一般的な商品の購入には利用できないものとなっております。また、ふるさと納税返礼品は、地方税法により、寄附を受ける自治体内の居住者には提供できないことから、各自自治体外の寄附者に対して提供されるものです。本市の地域通貨である I C H I C O は、現在、市川市民のみが利用できる実証実験を行っておりますが、検証を踏まえた今後の事業実施の状況によりましては、返礼品としての提供はあり得るものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ありがとうございます。ぜひ早期に実現していただくようにお願いします。

続いて、(2)の質問に移ります。(1)で伺った、他市に寄附している17%の本市の市民の方もその他83%の本市に全額納税している市民の方も、全く同じ本市の行政サービスを受けています。さらに言えば、ふるさと納税を活用している方は返礼品も受け取っています。これは国の制度を利用しているわけですから、何も問題はないわけですけれども、地方税の原則である応益課税の原則から逸脱するとの批判があります。特別区長会のウェブサ

イトには、全区民が減収による行政サービス低下の影響を受けざるを得ない一方、制度を利用する区民のみが返礼品などの恩恵を受けるといった不公平が生じると明記されています。本市でも現象としての不公平は生じていると考えますから、これを放置するのではなく、さらに踏み込んで何か是正を試みることを考えられないか提案いたします。例えば本市開催のイベント、花火大会などの優待券や割引券を全額本市に納付している方に交付することや、先ほどのICHICOのポイント還元などで、納税義務があつてふるさと納税を使った他市への寄附を行わず、全額本市へ納税している市民に対する優遇制度を設ける考えについて、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長 田中財政部長。

○田中雅之財政部長 お答えいたします。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとやお世話になった地域、さらには、これから応援したい地域などに貢献することができるようにと、税の使い道を自らの意思で決めることができる仕組みとして創設された制度であると認識をしております。しかしながら、多くの都市部の自治体におきましては、本来市民のために使われるはずの市税が他の自治体に流出しているといった傾向となっており、本市におきましても、市民税における寄附金税額控除額が年々増え、市民税の減収額が拡大している状況となっております。

そこで御質問の、他の自治体へ寄附をしていない市税納税者に対して何らかの優遇措置などを講ずることができないかということですが、税を負担していただく基本的な考え方として、地方税は、地方自治体が地域の実情に即した行政サービスを提供するために必要な経費を賄うものであり、地域の住民が負担し合うものという性格を持っております。そのような中、ふるさと納税を行っていないということだけを捉えて、この税制面におきましては、優遇措置を講じることは難しいものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 税制面では難しいということをおっしゃって、確かに奇策ではあるとは思いますが、このふるさと納税という税の制度において、現に不公平が生じている、地方自治の本旨に反するようなことが起こっているということがあるわけですから、ぜひ検討していただきたいと思います。

高齢者の免許返納者に対するICHICOポイントの還元などは、立法措置を伴わずとも可能なわけですから、できないことはないと思います。返礼品の強化と本市への全額納税者への優遇措置の組合せで税の流出を防ぐ対策の御検討をお願いして、次の質問に移ります。

次に、全国学力テストの結果についてですけれども、結果の分析、特にさいたま市の英語教育に対する本市の認識についてお伺いします。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

令和5年度全国学力・学習状況調査の中学校英語につきましては、全国平均正答率が45.6%、さいたま市は53%、市川市は48%となっております。現在は市独自で各教科の分析を行っており、分析が終わり次第、公表を行う予定でございます。また、英語教育に関しましては、文部科学省が毎年、英語教育実施状況調査を行っております。これはCEFR、A1以上という英語検定3級レベル相当の英語力を有する生徒の割合の調査で、国はこの割合の目標値を50%としており、全国の平均値は49.2%で、さいたま市は86.6%、市川市は59.5%の結果となっております。さいたま市は国の認可を得て、平成28年度より全ての市立小中学校で市独自の英語教育、グローバルスタディを推進しております。小学校1年生から中学校3年生まで9年間の一貫したカリキュラムを編成し、小学校は標準授業時数の約2倍、中学校は各学年標準より50時間程度多く英語教育を行っているとのことです。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 ありがとうございます。公立の小中学校で、しかも同じ首都圏にありながら、ただいま答弁にあった英語教育実施状況調査では、さいたま市は86.6%、本市は全国平均は上回っているとはいえ59.5%と、これほど大きな差がついていることに驚きました。文教都市という言葉に実績が伴っていないと感じるのは私だけではないでしょう。

実はこの調査の結果は、県と政令指定都市は公表していますがけれども、一般市の公表は任意となっており、本市の結果はこれまで公表されていませんでした。さいたま市は、市の公式ホームページでグローバルスタディのことや中学生の英語力が4年連続全国1位になったことを宣伝しています。大学受験など、将来にわたって重要な科目である英語の教育体制にこれだけの差があるということは、子ども・子育て世帯を呼び込むにも大変効果的なのではないでしょうか。本市では、こうした調査の結果を数年前から把握していながら、どのように対策を検討してきたのでしょうか。

そこで再質問ですけれども、これまでに総合教育会議で英語教育の時間配分が議題に上がったことがあったのか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

平成28年に行われました第2回市川市総合教育会議において、本市の英語教育について協議し、現行の学習指導要領の完全実施に向け、平成30年度より小学校3、4年生に外国語活動を先行実施することや、継続して外国語指導助手や小学校外国語活動指導員などの人材配置、中学校ブロックを中心とした英語教育の連携強化について話し合いました。この会議も含め、今までに英語教育の時間配分についての議題はございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 時間配分についての議論がなかったということは、さいたま市の事例が分かっている歴然とした成果を上げていることを知りながら、これについて、今まで全く議論すらされていなかったということでもあります。大変残念です。

(2)の質問に移ります。市立学校のカリキュラム編成の自由度について、本市の運用を伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

本市では、文部科学省が定める学習指導要領や千葉県教育委員会から示されている千葉県外国語推進計画に基づいて外国語教育を進めております。そのため学校教育法施行規則において、教科等及び学年で定められた標準授業時数で教育カリキュラムを編成しております。また、学習指導要領の改訂に伴い、英語教育の拡充を見据え、小学校3、4年生に外国語活動、小学校5、6年生にこれまでの外国語活動に替わり外国語が編成されたことを受けて、市川市では平成30年度より先行して実施しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 分かりました。本市では、文科省の学習指導要領や千葉県教育委員会の標準授業時間に従ってカリキュラムを組んでいるということです。さいたま市は、小学校で標準授業時間の約2倍、中学校で各学年約50時間程度多く英語教育を行っているので、市立中学でも時間配分の柔軟な変更は可能であるにもかかわらず、怠慢とは思いたくありません。また、文科省や千葉県教育委員会の意向に付度したとは思いたくありません

けれども、保護者の方々はどちらを望んでいるのか、議論すらされなかったのでしょうか。

続いて、(3)時間配分やカリキュラム編成に関する意思決定はどこが行っているのか伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学習指導要領に示されている範囲外または市全体に及ぶ教育の方針の決定につきましては、教育委員会会議にて決定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 分かりました。教育委員会会議で一元的に決定しているということですから、責任は極めて重いと言わざるを得ません。

それでは、教育委員会会議の委員構成について伺います。

○稲葉健二議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

教育委員会会議における教育委員は教育長及び5名の教育委員で、大学教授、医師、元学校長、弁護士、保護者でもあります大学准教授から構成されており、多岐にわたった様々な視点から議題について協議し決定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 文科省の教育指導要領の下でも、市立学校において、授業時間の配分をはじめとする教育カリキュラムの自由度がかなり認められているということが今回分かりました。

そこで本市教育の競争力、保護者が求める時間配分などについて、これまで緊張感を持って十分な議論ができる、場合によっては本市教育行政に厳しい意見ができるような委員構成になっているのかどうか、改めて検討していただきたいと思います。

また、教育行政を聖域化することなく、市民も含めた幅広い議論の必要性を訴えて、この質問を終わります。

次に、大項目4番目の闇バイト、特殊詐欺、空き巣の犯罪の本市の現状と検挙率に対する本市の認識について伺います。

○稲葉健二議長 佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

各犯罪における市川市内の発生件数でございますが、千葉県警察に確認したところ、特殊詐欺は令和4年が127件で、前年と比べ25件の増加となっております。空き巣は令和4年が60件で、前年と比べ8件の減少でございます。

なお、闇バイトに関わる犯罪の発生件数と各犯罪の検挙率につきましては、捜査に支障を来す可能性があることからお答えいただくことができませんでした。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 本市だけに限っても特殊詐欺が127件あり、また空き巣も60件あるということです。多くの方は気づいていると思いますけれども、本市の家には民間の警備会社のシールが貼ってあるところがたくさんあります。もしも空き巣がゼロ件になれば、こうした無駄な出費もしなくて済むのではないかというふうに思います。

そして、今の答弁では幾つかの基礎的なデータが、警察からの回答が得られなかったということで大変残念です。警察がその組織活動、運営に関する情報などを極度に秘密にして、その実態が市民に明らかにされることがなく、警察自らの自己抑制以外に適切な権限行使の担保がほとんどないという状況では、警察権限の乱用の危険すら危惧されるところです。警察が真に市民のための存在であるためには市民による一定の監視システムも必要であり、市民自らが行うべき課題ないし警察以外の一般行政がなすべき課題を安易に警察に依存してはいないか、警察が本来担うべき捜査は十分にされているのかなどという根本問題について、場合によっては広く市民的議論が行われることが必要だと思います。

特に闇バイトについてですけれども、これに関する事件はこれまでにない犯罪の対応であり、高校生や大学生なども含む若年層が実行犯の加害者となっているケースが増えています。割のいいバイト程度の軽い気持ちで申し込んだ結果、個人情報や握られ、家族への加害などの脅迫からやむなく実行犯として犯罪に加わり、僅かな報酬のために重い刑事罰を科されるなど、加害者にも悲惨な事例が少なくないことはNHKの報道番組でも取り上げられていました。スマホを誰でも保有する現代だから生まれたこうした犯罪に対処するには、警察による犯罪捜査だけでなく、教育現場や地域での情報共有、教育が欠かせません。

そこで(2)の質問ですけれども、こうした問題を市はどのように認識し、対応しているのか伺います。

○稲葉健二議長 にしむた議員に申し上げますが、駐車違反の部分においては質問しないということ……

○にしむた 勲議員 もう結構です。再質もないです。

○稲葉健二議長 それでは、2番の答弁をお願いします。

佐藤市民部長。

○佐藤敏和市民部長 お答えいたします。

初めに、課題についてです。闇バイトのように複雑な犯罪に対しましては、啓発活動が主体となる自治体には抑止効果を高める政策は非常に難しく、警察からの提供情報もないという状況にあつて、闇バイトに焦点を当てた啓発事業は現在実施しておりません。このため、闇バイトに特化した課題という認識はございませんが、一方、対策といたしまして、警察では市内の大学へポスターの掲示や外国人留学生に対してチラシを配布するなど抑止活動を行っておりますことから、警察の要請があれば積極的に協力していこうというふうに考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 警察からの情報開示がないので対応しようがないということ。今の答弁で、警察の要請があれば協力するという姿勢は残念でなりません。全ての少年を対象とする健全育成活動や高齢者対策、風俗環境の美化などは、本来、教育・福祉モラルの領域の問題です。そこでの問題解決のためには市民自らが行動し、一般行政にも適切な措置を求めていくべきものであると考えます。行政サービスを直接的な強制力を持つ権力機関に求めることは問題がある上、権力的な取締りや管理に依存することによって、市民社会の自治的機能の発展が阻害されるという点も看過できません。市民と行政機関と警察が連携し、三位一体となって地域の治安、社会秩序の維持が図られるものと考えます。もとより警察の捜査に市民の協力が不可欠なことは言うまでもありませんけれども、逆に警察からの一定の情報共有、協力は、市民社会そのものが効果的な対策を講じる上でも必要なことです。市民に開かれた警察として有益な情報は公開する姿勢を求めたいと思います。

このような市民の自立及び自治の強化を基本にし、一般行政の充実を求めることは、市民社会を真に活力あるものにし、回り道のように見えても、結果的には諸課題に対する最も効果的な解決方法なのだと考えます。地方自治法115条に、地方公共団体の事務に関し、調査または審査のため、必要があるときは意見を聞くことができ

ると定められている参考人としての招致について、市民生活に係る議論の場である本会議に警察関係の方の招致をお願いすることも含めて検討したいと思います。これで本大項目の質問は終わります。

最後の質問ですけれども、子どもの貧困について。

子どもの貧困で特に厳しい状況にあるのがひとり親世帯です。ひとり親世帯では、約半数の世帯が貧困状態にあるとされ、これは先進国の中でも最悪な水準です。日本特有の母子家庭における貧困状況の特徴が、無職者の貧困家庭よりも有業者の貧困家庭のほうが比率が高いということがあります。これは、日本では子育てと就労の両立が難しい社会環境にあり、子どもを育てながら就けるのはパートや臨時雇用などに限られるということが影響していると言われていています。また、内閣府によると、離婚後の養育費を払っていない父親は8割以上であるということが分かっています。ひとり親家庭の貧困の原因の一つです。

こうした現状に対し、本市は実態をどう把握しているのか。また、特に困窮している子育て世帯に対して、市はどのような施策を行っているか伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

子どもの貧困対策計画の策定のため、昨年度実施した子どもの生活状況に関する実態調査では、家族の暮らしの状況について、苦しい、または大変苦しいと答えた割合は約2割程度、ひとり親世帯では4割を超える結果となっております。また、全世帯の1割近くが、お金が足りず必要とする食料が買えないことがあったと回答されています。このような調査結果から、困窮する子育て世帯へのさらなる支援の必要性は高まっていることと認識しております。

本市の対応でございますが、平成27年度より貧困対策検討会議を開催し、様々な施策などを検討してまいりました。現在実施している主な施策といたしましては、例えばひとり親家庭等医療費等助成制度を本年4月から拡充しております。そのほか、生活を安定させるための経済的支援や就労支援など、各種実施しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 調査では、約2割の方が生活が苦しいと回答し、ひとり親世帯では4割を超える結果とのことです。約1割の方は、過去1年間にお金が足りなくて家族が必要とする食料を買えないことがあったと答えているとのことです。おいしいものや食べたいものが買えなかったではなく、家族が必要とする食料が買えなかったです。育ち盛りの子どもに十分な食事を与えたくても与えられない親御さんの気持ちは察するに余りありません。こうした家庭の子どもは、憲法25条で保障する健康で文化的な最低限度の生活を営んでいると言えるのでしょうか。生まれてきてまだ何も選択していない、努力する機会も与えられていない子どもたちの貧困は社会が解決すべき問題です。

私は、本来は国が解決すべきと考えていますけれども、少なくとも本市では子供の貧困を撲滅する努力をすべきです。先ほど申し上げたように、ひとり親の世帯ではパートや一時的な雇用に頼るしかない、非常に収入が安定しないという状況があります。したがって、子育て世帯の所得を補填するというのが貧困対策としては効果的だと思います。就労支援といっても就労する時間がない、研修する時間がないわけですから、こうした所得を補填する方策について、(2)の質問になります。貧困状態にある子育て世帯、特にひとり親家庭は市内にどれくらいいるのか。また、これらの世帯を対象に定期的な給付金の支給といった経済的支援について市が独自にできないか、考えを伺います。

○稲葉健二議長 鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 お答えいたします。

本市における貧困状態にあるひとり親の世帯は現在把握しておりませんが、一例として、ひとり親のうち、ある一定の収入以下の方に支給している国の児童扶養手当の受給者数は、本年8月末時点で約1,700世帯、子育て世帯全体の約4%に当たります。現在、ひとり親世帯に対する支援としては、国では児童扶養手当に加え、令和3年度、4年度、5年度と児童扶養手当受給世帯に子育て世帯生活支援特別給付金を支給しているところがございます。これらに加え、本市では、親が死亡した場合などに遺児手当の支給、ひとり親家庭医療費及び学校給食費の無償化、また国の制度を活用し、就職に有利な資格取得のため、専門学校などに通う間、生活費の補填となる給付金の支給などを行っております。

御質問の市独自の給付金については貧困対策の方策の一つと考えられますが、財源の確保が大きな課題となります。例えば東京都がひとり親家庭などに児童1人当たり月額1万3,500円を支給している児童育成手当と同額を支給した場合、年間約4億円を支出するものと見込んでおります。また、ひとり親への相談窓口として、本市では母子父子自立支援員を配置し、個々の事情に寄り添った相談支援に取り組んでおります。ひとり親家庭への支援は、経済的支援に加え相談支援などを総合的に行っていくことが重要であり、さらなる支援については国や県の動向、社会状況などを注視し、今後も調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長 にしむた議員。

○にしむた 勲議員 今、答弁にありました1,700世帯というのが先ほどの食料も買えない世帯とかなり重なっているんじゃないかなというふうに想像します。

先ほどの東京都の例で言えば、この1,700世帯に同額を配ったとして、市川市の場合は4億円程度の財源が必要になるということでもありますけれども、この4億円が高いと考えるのか、安いと考えるのか。給食費の無償化や第2子以降の保育無償化にかけたお金に比べれば、本当に必要とされている方々にしか届かないものだと考えれば、4億円が重い、大き過ぎるというふうには言えないんじゃないでしょうか。ぜひ御検討いただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○稲葉健二議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明9月26日の1日間休会することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって明9月26日の1日間休会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時7分散会

第 10 日

令和5年9月27日（水曜日）

## 令和5年9月市川市議会定例会議事日程（第10号）

令和5年9月27日（水曜日）午前10時開議

- 第1 認定第1号 令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について（委員長報告）
- 第2 発議第3号 消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書の提出について
- 第3 発議第4号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について
- 第4 発議第5号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について
- 第5 発議第6号 核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
- 第6 発議第7号 福島原発事故の汚染水（アルプス処理水）の海洋放出の中止を求める意見書の提出について
- 第7 発議第8号 健康保険証を存続するよう求める意見書の提出について
- 第8 発議第9号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書の提出について
- 第9 発議第10号 改正「出入国管理及び難民認定法」の廃止を求める意見書の提出について
- 第10 発議第11号 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨に鑑み、千葉県に対し、医療的ケア児の通学支援の実施を求める意見書の提出について
- 第11 委員会の閉会中継続審査の件
- 第12 委員会の閉会中継続調査の件

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 日程第2 発議第3号 消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書の提出について
- 日程第3 発議第4号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について
- 日程第4 発議第5号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について
- 日程第5 発議第6号 核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
- 日程第6 発議第7号 福島原発事故の汚染水（アルプス処理水）の海洋放出の中止を求める意見書の提出について
- 日程第7 発議第8号 健康保険証を存続するよう求める意見書の提出について
- 日程第8 発議第9号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書の提出について
- 日程第9 発議第10号 改正「出入国管理及び難民認定法」の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第10 発議第11号 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨に鑑み、千葉県に対し、医療的ケア児の通学支援の実施を求める意見書の提出について
- 日程第11 委員会の閉会中継続審査の件
- 日程第12 委員会の閉会中継続調査の件

---

出席議員 41名

|   |   |     |   |
|---|---|-----|---|
| 門 | 田 | 直   | 人 |
| 野 | 口 | じゅん |   |
| 丸 | 金 | ゆきこ |   |
| 富 | 家 |     | 薫 |

|   |   |    |     |
|---|---|----|-----|
| 沢 | 田 | あき | ひと  |
| 太 | 田 | 丈  | 之   |
| 小 | 山 | な  | おと  |
| 川 | 畑 | い  | つこ  |
| ほ | と | ゆ  | うな  |
| 国 | 松 | ひ  | ろき  |
| や | な | 美  | 智子  |
| と | く | 純  | 平   |
| 中 | た | け  | い   |
| つ | ち | 正  | 順   |
| つ | か | た  | かのり |
| 加 | こ | 圭  | 一   |
| 浅 | 藤 | さ  | ち   |
| 久 | 野 | 隆  | 志   |
| 西 | 川 |    | 敦   |
| 中 | 村 | よ  | しお  |
| 大 | 久 | た  | かし  |
| 石 | 原 | た  | かゆき |
| 清 | 水 | み  | な子  |
| 廣 | 田 | 徳  | 子   |
| に | し |    | 勲   |
| 石 | む | ひ  | でゆき |
| 堀 | 崎 | し  | んご  |
| 細 | 内 | 伸  | 一   |
| 青 | 田 | ひ  | ろか  |
| 石 | 山 | み  | さ子  |
| 宮 | 原 |    | 均   |
| 大 | 本 |    | 諭   |
| 稲 | 場 | 健  | 二   |
| 小 | 葉 | 文  | 人   |
| 石 | 泉 | よ  | しのり |
| 増 | 原 | 好  | 秀   |
| 越 | 田 | 雅  | 史   |
| 中 | 川 | 幸  | 紀   |
| 竹 | 山 | 清  | 海   |
| 加 | 内 | 武  | 央   |
| 岩 | 藤 | 清  | 郎   |
|   | 井 |    |     |

松 永 鉄 兵

説明のため出席した者の職氏名

|                   |         |   |
|-------------------|---------|---|
| 市 長               | 田 中     | 甲 |
| 副 市 長             | 松 丸 多   | 一 |
| 副 市 長             | 本 間 和   | 義 |
| 代 表 監 査 委 員       | 植 草 耕   | 一 |
| 教 育 長             | 田 中 庸   | 惠 |
| 危 機 管 理 監         | 本 住     | 敏 |
| 市 長 公 室 長         | 麻 生 文   | 喜 |
| 総 務 部 長           | 蛸 島 和   | 紀 |
| 企 画 部 長           | 小 川 広   | 行 |
| 財 政 部 長           | 田 中 雅   | 之 |
| 管 財 部 長           | 稲 葉 清   | 孝 |
| 情 報 管 理 部 長       | 小 林 茂   | 雄 |
| 文 化 国 際 部 長       | 森 田 敏   | 裕 |
| ス ポー ツ 部 長        | 立 場 久 美 | 子 |
| 市 民 部 長           | 佐 藤 敏   | 和 |
| 経 済 観 光 部 長       | 根 本 泰   | 雄 |
| こ ど も 部 長         | 鷲 沼     | 隆 |
| 福 祉 部 長           | 菊 田 滋   | 也 |
| 保 健 部 長           | 川 島 俊   | 介 |
| 環 境 部 長           | 二 宮 賢   | 司 |
| 街 づ く り 部 長       | 小 塚 眞   | 康 |
| 道 路 交 通 部 長       | 岩 井 忠   | 良 |
| 下 水 道 部 長         | 藤 田 泰   | 博 |
| 行 徳 支 所 長         | 秋 本 賢   | 一 |
| 消 防 局 長           | 角 田 誠   | 司 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 佐 々 木 和 | 夫 |
| 委 員 会 長           |         |   |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 藤 城 久   | 保 |
| 会 計 管 理 者         | 六 郷 眞 紀 | 子 |
| 教 育 次 長           | 小 倉 貴   | 志 |
| 生 涯 学 習 部 長       | 板 垣 道   | 佳 |
| 学 校 教 育 部 長       | 藤 井 義   | 康 |

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

|           |       |   |
|-----------|-------|---|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 | 之 |
| 事 務 局 次 長 | 町 田 茂 | 幸 |

議 事 課 長 米 津 孝 成  
(議事担当)

主 幹 宮 嶋 茂  
主 査 尾 本 悠  
主 任 書 記 北 川 陽 介  
主 任 書 記 高 柳 陽 一  
主 任 書 記 三 澤 啓 成

(調査担当)  
主 幹 渡 辺 孝 文  
主 査 前 田 悠  
主 査 岡 澤 英 康  
主 任 書 記 関 口 舞  
主 任 書 記 荒 木 智 貴  
書 記 福 井 寿 明

---

○稲葉健二議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長 この際、こども部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

鷺沼こども部長。

○鷺沼 隆こども部長 貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

9月25日のにしむた勲議員の一般質問中、大項目、子どもの貧困について、(1)本市の実態と施策についての質問に対する答弁におきまして、ひとり親家庭等医療費等助成制度を「本年4月から開始しております」と申し上げましたが、正しくは「本年4月から拡充しております」でありますので、訂正をお願いいたします。

○稲葉健二議長 ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○稲葉健二議長 日程第1 認定第1 号令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。

本決算に関し委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、竹内清海議員。

〔竹内清海決算審査特別委員長登壇〕

○竹内清海決算審査特別委員長 おはようございます。報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました認定第1 号令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について、決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

議会における決算審査は、議決した予算の目的に従って執行されているかどうか、さらに行政効果はどうであったかに主眼を置いて審査するものとされており、一方、監査委員の審査は、計算に間違いはないか、支出命令に符合しているか、収支は適法であるか等に特に重点を置いて検討すべきものと言われております。

本委員会といたしましては、このような点を十二分に踏まえ、委員会の冒頭、監査委員の出席を求め、収支の適法性について確認したところであります。

その審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「契約事務において、入札事務の誤りが多数発生したとのことであるが、これに対する再発防止策はどのようなになっているのか」との質疑に対し、「令和4年度において、入札事務の重大な誤りが8件発生したことを受けて、入札事務を統括する契約課において再発防止策を講じている。具体的には、事務誤りがあった部署に対し積極的に介入し指導していくこと、入札事務におけるチェックの項目や回数、体制の見直し、入札に関する実践的な研修の実施及びこれらに係る規則や要綱、マニュアルの改定などを行い、全庁への周知を図ったとのことである。これらの再発防止策が今年度以降、効果を発揮することを期待したい」との答弁がなされました。

まず、総務費について。

電子市役所基盤整備事業について、「不用額が生じた理由はどのようなものか。また、令和4年度のオンライン申請件数は501件とのことだが、この実績についてどのように評価しているのか」との質疑に対し、「本事業においては、市公式ウェブサイトの自動応答システム、チャットボットを他のシステムと統合することができ、システムの使用料が見込みより少なくなったことなどにより不用額が発生したものである。また、オンライン申請については、『広報いちかわ』に記載されたQRコードからスマートフォンで申請が可能であることなど利便性の向上を図った結果、市民に広く浸透してきていると認識している」との答弁がなされました。



次に、自治会コミュニティ活動支援補助金について、「本補助金については、申請件数が当初の見込みを下回ったため不用額が発生したとのことであるが、見込みを下回った理由について、どのように分析しているのか。また、令和4年度決算を踏まえ、補助の対象や補助率について見直す考えはないか」との質疑に対し、「本補助金については、当初60件の申請を見込んでいたところ10件の申請にとどまったものであるが、これについては、令和4年度も新型コロナウイルスの影響が残っていた中で、自治会等も工夫を凝らしながらイベント等を可能な範囲で実施したものと考えている。今後、補助の対象となる事業や経費の範囲について、自治会等の意見を聞きながら検討していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、人権啓発事業について、「LGBTQ+の当事者への理解の促進を図るため、市の職員、市民及び企業を対象に研修及び講座を実施したとのことだが、具体的な参加人数は何人か。また、本事業により、当事者への理解がどの程度促進できたのか」との質疑に対し、「研修及び講座への参加人数については、市の職員向けの研修において、7級職以上の職員が214名、6級職以下の職員が1,313名で、市民向けの講座が27名、企業向けの講座が8名となっている。また、参加者へのアンケートを行った結果、おおむねその内容については『理解した』、『満足した』旨の回答を得ており、当事者への理解は促進できたものと認識しているが、引き続き周知啓発に努めていきたい」との答弁がなされました。

さらに、「企業向けの講座の参加人数が少ないが、周知方法はどのようなものであったか」との質疑に対し、「企業向けの講座については、『広報いちかわ』への掲載や商工会議所の会報に掲載することなどにより周知を行ったが、実績として参加人数が8名にとどまったことを踏まえ、今後、周知方法について研究したいと考えている」との答弁がなされました。

次に、民生費について。

児童虐待対策事業について、「令和4年度の児童虐待の相談や通告の件数は令和3年度と比べ543件増加しているが、これに対応する相談体制はどのようになっているのか」との質疑に対し、「児童虐待の相談や通告に対応する相談員の数は、平成30年度が10名だったところ年々増員を図っており、令和3年度及び令和4年度は20人となっている。また、児童虐待防止対策システムを活用し業務効率化を図るなど、相談の初期対応において適切な体制が取れていると考えているが、より細やかな継続的支援を行うためには、さらなる体制の強化が必要であると考える」との答弁がなされました。

次に、私立保育園保育委託料について、「不用額が生じた理由はどのようなものか」との質疑に対し、「本委託料においては、主に市単独加算のうち、公定価格で定められた基準を超えて職員の配置を行う際に必要となる職員配置基準向上加算において、配置される職員の数が見込みを下回ったことにより不用額が生じたものである」との答弁がなされました。

次に、生活保護受給者訪問等自立支援事業委託料について、「本委託は、生活保護受給者のうち高齢者世帯及び傷病者世帯の一部を訪問し、生活課題の解消についてケースワーカーの補助を行うものであるが、その実施状況及び効果はどのようなものか」との質疑に対し、「本委託の対象としている世帯への通常の訪問回数は年に3回程程度であるが、本委託により最大で年12回の訪問が可能となり、令和4年度は1世帯当たり8.7回、延べ約3,300回の増となった。本委託の効果としては、訪問によって病気の早期発見、介護サービスの導入手続などの支援につながったこと、また年金受給の調査、手続の補助代行により、4年度においては77件の年金受給開始につながり、約1億4,000万円の扶助費が削減されたことなどにより生活保護制度の運用の充実が図られたと考えている」との答弁がなされました。

次に、衛生費について。

産後ケア事業について、「令和3年度と比較した本事業の利用件数はどのようなものか。また、どのような効

果があったか」との質疑に対し、「宿泊型の利用については、令和3年度の102件から122件に、デイサービス型の利用については、3年度の21件から36件にそれぞれ増えており、訪問型の利用は4年度より開始となったため3年度との比較はなく、11件である。また、本事業の利用者からは高い満足度の評価を受けており、利用者の不安解消につながっているものと考えている」との答弁がなされました。

次に、省エネ・創エネ設備等設置費補助金について、「本補助金の補助件数は見込みを下回り、10件とのことだが、この要因はどのようなものか。また、カーボンニュートラルの推進が本市の重要な施策の一つであることを踏まえると、制度の周知が足りていないのではないかと考えるが、今後の周知について、どのように考えているのか」との質疑に対し、「本補助金は市内中小事業者を対象としたものであるが、令和4年度は新型コロナウイルスの影響もあり、設備投資を行う事業者が少なかったことが申請が見込みを下回った要因の一つであると考えている。今後、制度の周知も含め取組を強化していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、商工費について。

事業者電気・ガス料金高騰対策支援金について、「本支援金は、予算現額に対して決算額がおよそ3分の1となっているが、この理由はどのようなものか」との質疑に対し、「本支援金については、支給要件の一つである1か月当たりの電気・ガス料金の合計額について、支給対象とならない4万円未満のニーズが多かったため、実施途中で給付要件を緩和するとともに申請期間を延長したが、申請件数が伸びず見込みを下回ったものである」との答弁がなされました。

次に、土木費について。

あんしん住宅補助金について、「本補助金の申請が取り下げられ、予算の執行ができなかった例があるとのことだが、申請取下げの理由はどのようなものか」との質疑に対し、「本補助金を交付予定であったマンションにおいて、施工業者と申請者であるマンション管理組合との調整がつかず、補助金の交付要件である年度内の工事完了が困難となったことから、申請者より申請の取下げがなされたものである」との答弁がなされました。

次に、教育費について。

学校諸問題対応対策事業について、「本事業において、弁護士に相談した事例としてどのようなものがあるのか」との質疑に対し、「保護者からの過度な要求などに対して、学校において作成する文書について、専門的、法的な立場からのアドバイスをいただき、事案の解決の糸口を見つけることができた」との答弁がなされました。

次に、子どもの居場所づくり事業について、「放課後子ども教室は、令和4年度において新規に8か所開室し31校で実施しているとのことだが、1校当たりの参加児童数はどの程度か。また、保護者からはどのような評価を受けているのか」との質疑に対し、「放課後子ども教室の1校当たりの参加児童数は学校や地域によって多少の差があり、多いところで30名から40名程度、少ないところで10名程度となっている。保護者からは、事前に登録をすれば、いつでも誰でも利用できるという点で好評を得ている」との答弁がなされました。

次に、歳入について。

地方交付税について、「地方交付税のうち、普通交付税で捕捉されない災害、冷害等の特別な財政需要などについて算定される特別交付税が交付されているが、その内訳はどのようなものか」との質疑に対し、「特別交付税約1億1,736万円の内訳としては、降ひょう被害に関わる分として約1,359万円、避難所の環境整備など震災関連の分として約2,557万円、その他新型コロナウイルス感染症への対応などの特別な財政需要の分として約7,820万円がそれぞれ算定され、交付されたものである」との答弁がなされました。

次に、介護保険特別会計について。

認知症地域支援推進員業務委託料について、「令和4年度においては、市内の高齢者サポートセンターのう

ち、7地区に認知症地域支援推進員を1人ずつ配置しているとのことだが、今後、全ての地域に配置する予定はあるのか」との質疑に対し、「令和5年度において、新たに2地区に認知症地域支援推進員を配置したところであり、今後、各地区にも順次配置していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、下水道事業会計について。

公共下水道整備雨水事業について、「令和4年度の雨水管渠の布設は延長156mとのことだが、この実績についてどのように評価しているのか」との質疑に対し、「本事業については、現在、最下流部に位置するポンプ場に流入する幹線管渠の整備をしているが、これが非常に大がかりな工事であり、令和4年度の実績については少しずつ着実に工事を進めた結果と認識している」との答弁がなされました。

以上申し述べましたほかに、本特別委員会の審査の過程において、各委員の指摘、意見等を十分に踏まえ、令和6年度の予算編成に当たられるよう要望いたしました。

本特別委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

**○稲葉健二議長** これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

清水みな子議員。

[清水みな子議員登壇]

**○清水みな子議員** 日本共産党の清水みな子です。会派を代表いたしまして、ただいま議題となっています認定第1号令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

令和4年度もコロナ禍にありました。田中市長に替わり子育て支援が充実し、県内の大都市部では初めて令和5年1月から中学校への学校給食の無償化が始まるなど、とてもいい施策が進められました。また、自然災害であるひょうの被害については、1件当たり5万円の被災農業者災害見舞金を183件に支給しました。この災害見舞金については、日本共産党は千葉県にも要望いたしましたが、全く応じてくれませんでした。

このように施策は充実してきましたが、決算審査意見書で、具体的な執行の場面で契約事務において入札事務の誤りが多く発生した、さらに、軽微なものも含め全庁的に毎年度一定数発生しているのが現状であるとありました。また、契約事務のほか、債権管理、財産管理、文書管理など、毎年事務誤りが生じている事務を総括する各部署においては、内部統制の充実、強化を図り、事務誤りの未然防止に努められたいとしています。契約課は、所管部署とともに実効性ある再発防止策を講じることに努めている。防止策をお聞きしましたが、前日のダブルチェック、チェックシートを作成、実践的な研修を行うなど、どれも、えっと思うようなことばかりで、今までやってないんでしょかと思いました。これは契約に精通している職員がいれば、簡単な事務の誤りはなくなるのではないのでしょうか。

前市長の最後の年度、令和4年度の人事がありました。各部署の次長がほとんど入れ替わり、驚いたことを覚えています。職員には得意分野があり、建築士や看護師、保健師など、たくさんの資格を持っている方がおられます。同じような分野で異動するのであればよいのですが、全く違う分野に異動するのはプレッシャーではないかと想像します。もちろん、様々な分野に異動しても力を発揮する職員はいると思います。

例えば児童虐待対策チームはどうでしょうか。年々増加している児童虐待は、本市でも1年間で500件以上増えています。しかし、対応する人数は増えていません。ということは、一人一人の職員の作業時間が増えている

のではないかと心配しています。対応する相手は定時ではありません。夜討ち朝駆けで対処、対応されていると思います。500件以上増えても担当する職員が増えない。近隣市よりも少ない人数となっています。虐待死などがあつたら本当に大変です。担当職員を増やすことを要望します。

同じように、生活保護のケースワーカーが足りないことです。ケースワーカー1人当たりの標準数が80世帯ということです。これも多いと思っていますが、本市の場合、令和4年度は71名で91世帯担当です。昨年度は72名で87世帯となっています。生活保護世帯が増えている中でケースワーカーを増やすべきではないでしょうか。ケースワーカーが足りない分は外部委託という形で進めています。就労支援に785万円、健康管理に443万円、債権回収に147万円、訪問活動に3,867万円となっています。ケースワークの外部委託について、生活支援課はケースワーカーの負担が軽減され、受給世帯のサービスが向上したと評価をしています。しかし、受給世帯の情報が漏れたり、生活支援課とのコンタクトが取れなかったり、それらもしっかりと検証していただきたいと思います。ケースワーカーの負担が重過ぎるのではないのでしょうか。

それぞれの部署に職員を増やしてほしいと要望しても、全体の職員数が増えなければなりません。令和4年度と10年前、平成24年の職員数を調べたところ、正規職員が165人減り、非常勤、会計年度任用職員が371人増えています。総体では増えています、フルタイムの職員が4割減っています。パートタイムが3割増えています。やはり責任を持つ正規職員の雇用をぜひ増やしていただきたい。そして、一級建築士や土木関連など、資格を持った職員の採用を強く要望します。

次に、市立保育園の運営費についてです。以前より課題といたしました人件費割合について、特に株式会社では低く、全国的に見ますと、運営費が目的外に使用されているところや委託費不正受給などがあります。本市の保育所等における人件費の割合の状況ですが、令和4年度もほぼ3年度と同様の人件費割合、70%以上の施設が約3割、50%以上70%未満の施設が約3割、50%未満の施設が約4割だということで、適正な使い方を各園に指導されることを要望します。

次に、学習交流施設市本についてです。令和3年11月にオープンして4年度末に終了いたしました。私たちは当初から反対をしてきましたが、部屋が狭いこと、8脚しかなく、それ以上は座れないこと。当初、5,200万円をかけて本棚などを整備し、4年度の委託料は3,000万円です。年間7,664人の来客。椅子に座らなくても、ちらっとその部屋に入った方もカウントしての数です。それも徐々に下降傾向でした。市本を知っている人も限られ、どこにあるかも知らないという人が多くいたのではないのでしょうか。本当に無駄な施設だったのではないかと、このように思います。

次に、塩浜学園校舎等取壊し工事請負契約での入札妨害事件です。本当に前代未聞の事件だと思います。前市長に近い人、そして事件に関わった人物が有罪判決を受けています。意見書で「事件をしっかりと検証し総括されたい」と結んでいます。聞きましたところ、公判記録が本市に戻ってきたということで、顧問弁護士も交えて検証するということでした。今後、このような事件が再び起きないように総括をしっかりと行ってください。

最後に、市税について。市税収納率が99.0%となり、9年連続で県内1位を維持している。納税催告センターの活用、納付方法の拡大、滞納繰越分の徴収体制の強化など、市税収納率の向上を図ってきたことによるもの。引き続き効率的、効果的な徴収に努められたい、このように評価しています。しかし、その陰で強引な差押え、取立てが行われていないか、私たちにも相談があります。一人一人丁寧に相談できる体制をしっかりとつくっていくことが必要ではないのでしょうか。

これらの理由から、令和4年度決算認定に反対の立場での討論といたします。

○稲葉健二議長 次に、小泉文人議員。

[小泉文人議員登壇]

○小泉文人議員 会派創生市川の小泉文人でございます。ただいま議題となっております認定第1号令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について、創生市川及び自由民主の会、清風いちかわを代表いたしまして、委員長報告のとおり賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど委員長から御報告がありましたが、9月11日から開かれた決算審査特別委員会において、理事者から提出された決算書などの審査を行いました。令和4年度は長引くコロナ禍の影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻による世界的なエネルギー価格等の上昇、さらには円安の進行による物価高騰が市民生活を直撃するなど、社会経済情勢が大きく揺れ動く中で、市川市政においても田中市長就任という一つの転換点を迎えた年でありました。

この1年を振り返りますと、令和4年度当初予算の編成は市長選挙を控えていたため、政策的な経費を除いたいわゆる骨格予算で編成がなされ、その後、田中市長の就任により、市民目線に立った数々の施策が補正予算により実行されております。その結果、令和4年度は新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応を図りつつも、本市が抱える課題を解消するための施策を推進させ、令和2年度、3年度に次ぐ過去3番目の規模となる決算となったものと理解をしております。田中市長におかれましては、就任以降、コロナ禍や物価高騰など様々な外的要因への対応に迫られ、大変な1年であったとは思いますが、こうした厳しい状況下においても市民生活に配慮した予算が適切に執行されたか、また、財政基盤を堅持することができるのかなどの観点から、決算への評価や意見、要望等を述べさせていただきます。

まず初めに、令和4年度一般会計における歳入決算の状況については、総額で1,803億400万円、前年度に比べ42億200万円、2.3%の減少となっております。これは、主に国による新型コロナウイルス感染症対策関連の給付金事業が前年度よりも縮小し、その財源である国庫支出金が減少したことなどにより決算規模が減少しているものですが、歳入面で特筆すべき点は、市税収入額が過去最高額を更新し、収納率も前年度を上回り、9年連続で県内トップを維持していることが挙げられます。このことは本市の健全な財政運営を支えるものであり、高く評価できるものであります。

しかしながら、本市では、子育て世代が市外に転出する傾向や将来的な人口減少、少子・高齢化などの進行など、市の歳入の根幹である個人市民税が減収する懸念を抱えております。私は、この市税収入を維持していくところこそが今後の市川市を左右する重要課題の一つと捉えておりますので、引き続きこの高い収納率を維持できる税収環境を整えていただくとともに、本市の魅力を高め、住み続けたいと実感できる効果的な施策を実行することで人口減少を抑制し、市税収入の確保に努めていただくことを要望いたします。

続いて、歳出決算の状況は、総額で1,752億5,000万円、前年度と比べて21億3,700万円、1.2%の減となりました。決算規模の減少は歳入と同様、主に国の給付金事業の縮小という特殊要因によるものであり、実際には物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対する市独自の支援や、市民生活をよりよくするための様々な施策が実行されております。

初めに、物価高騰対策については、国の地方創生臨時交付金を活用し、生活者、事業者のそれぞれにバランスよく支援が行われました。

まず生活者支援として、田中市長は就任して間もない6月補正予算において、いち早く市立学校における学校給食の食材費の価格高騰に対応し、保護者に負担を求めることなく、必要な栄養価を確保した給食を提供できたことは大変評価をしております。その後、9月補正予算では、事業者支援として、市内中小業者に対する電気・ガス料金の支援や介護・障がい福祉サービス事業者及びバス、タクシーなど公共交通事業者への燃料費等の支援、また生活者支援として、実施を表明していた学校給食費の無償化のうち、中学生について、前倒しで令和5年1月から無償化することで家計への負担軽減を図られております。さらに、12月補正予算では生活者支援とし

て、ゼロ歳から3歳までの乳幼児を養育する世帯に対し赤ちゃん健やか応援給付金を支給するなど、物価高騰の影響を受けている方々に対し、順次幅広く支援を行えたことは評価しているところであります。

次に、田中市長就任後の新規事業についてです。

まず初めに、先ほども触れましたが、田中市長は子どもたちの成長を社会全体で支えていくという目標を掲げ、市立学校の給食費の完全無償化を実施するという非常に大きな決断を下し着手したこと、また、子ども医療費助成の対象範囲の高校生までの拡大や、ひとり親家庭医療費の自己負担額の無償化について、令和5年度の実施に向け関係予算を計上し、準備を進めました。子育て世代の転出が多いという課題を抱える本市にとって、これらの子育て環境整備や子育て世代の定住促進に大きく寄与するものと大変評価しております。

ただし、一方で、これらの施策は1回やって終わりというものではなく、今後、毎年支出が必要となる経費になりますので、実施に当たっては適切な判断が求められます。そこで、これらの施策を開始するには常にコスト面も意識し、必ず中長期的な見通しを立てた上で無理のないように進めること。また、事業を継続していくために、歳出面で既存事業の見直しによる経費の削減や、事業の選択と集中により効率的かつ効果的な予算配分をすることで、歳入面では市税収入のほか、新たな財源を含めた安定的な財源の確保に努めていただくことを強く要望いたします。

次に、本市の公共施設の整備についてです。

田中市長は、先送りされていたクリーンセンターの建て替えについて再開を決定し、一般廃棄物処理施設建設等基金に約10億円の積み増しを行うとともに、斎場をはじめ、今後、老朽化した公共施設の更新が本格化していく中で課題となっていた財源の確保に着手し、新たに公共施設整備基金を設置し、45億円の積立を行ったことはとても評価できるものであります。公共施設は市民の皆さんの集いや学びの場として大変重要な役割があるものであります。再整備に当たり、単なる箱物として造り直すのはこれからの時代にそぐわないと考えています。利用される方々が使いやすい施設にするのはもちろんですが、施設に求められている役割を見極め、民間のノウハウを活用したPPPなどの導入を行うとともに、環境に配慮した公共施設の再編を進めていただきたいと思っております。

以上のような棚上げされてきた課題への取組を進めながらも、避難所の環境整備や保育園の国基準での待機児童数ゼロの継続、予防接種費の助成や高齢者、障がい者への支援、ひょう被害への対応や無電柱化の推進、道路舗装など、各分野にわたる生活に密着した既存のサービスについても滞りなく執行されており、この点も評価いたします。

続きまして、主な特別会計及び公営企業会計の決算について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計は、前年度に比べ保険料の収納率は増加し、収入未済額が減少している点は評価いたしますが、一般会計からの赤字繰入れが増加しており、その解消に向け、今定例会において、国民健康保険料を改定するための条例の改正案が可決されました。国から赤字補填を理由とする基準外繰入れの解消を図るよう求められていることや千葉県内の保険料水準の統一化が迫っていることを踏まえると、やむを得ない措置であると理解はしていますが、市民生活に与える影響に十分配慮しながら負担の適正化に努めていただくようお願い申し上げます。

次に、下水道事業会計についてです。

下水道整備については、東京外郭環状道路の整備等により整備期間が限られ、遅れてきた背景は理解していますが、令和4年度末の下水道普及率は77.5%と、近隣市に比べ低い状況にありますので、未普及地域については早期に整備を進めていただくよう要望いたします。

以上、令和4年度の一般会計、特別会計、公営企業会計決算につきまして、評価や要望等を申し上げます。

ました。

最後になりますが、財政状況を表す主な財政指標について触れさせていただきます。

財政の弾力性を示す経常収支比率は、物価高騰の影響もあって前年度より上昇したものの、公債費負担比率や市債残高、基金残高とも良好な状態にあります。また、市税収入額は過去最高額を更新するなど、本市の財政は健全な状態にあることが確認できました。しかしながら、今後については人口減少に伴う市税の減収、少子・高齢化の進行による社会保障関係費の増、公共施設の更新等に伴う市債残高及び公債費負担の増など、財政指標を悪化させる要因が多々あります。こうした状況の中、既にスタートした学校給食費の無償化をはじめとした田中市長が進めている施策について、今後も様々な提案がなされるものと思います。

そこで私から最後の要望ですが、今後、新規事業の着手は慎重に行い、実施後にはきちんと効果を検証した上で続けるか否かの判断を行うこと。また、既存事業には常に事務の効率化と見直しに努め、田中市長が言われる選択と集中により効率かつ効果的な予算配分を行うことで持続可能な財政運営に努めていただくことを強くお願いし、令和4年度決算の認定に対する賛成の討論とさせていただきます。どうか議員各位におかれましては、本決算の認定に御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、討論を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○稲葉健二議長 次に、久保川隆志議員。

[久保川隆志議員登壇]

○久保川隆志議員 公明党の久保川隆志でございます。認定第1号令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について、公明党を代表いたしまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

去る9月11日から行われました決算審査特別委員会での慎重な審査を踏まえ、市民生活に密着をし、適正な予算の執行となっているのかなどの視点から決算への評価、意見、要望、それぞれを述べさせていただきます。

まず、令和4年度当初予算は、3月に市長選挙があったことから骨格予算となりましたが、市長就任後、6月定例会以降の補正予算において、市民に寄り添った新たなサービスを提案してこられ、マイナス5%シーリングの実施や新規拡大事業の原則凍結などの財産保全措置を講じながら進めてこられております。田中市長の就任後初めて着手をされた1年間を通しての決算となりますが、新型コロナウイルスワクチン接種の実施や原油価格・物価高騰等に対する支援金の給付など、喫緊の行政課題に確実に対応され、将来を見据えての公共施設整備基金や一般廃棄物処理施設建設等基金に積立てを行い、健全な財政運営に努めておられます。

それでは、この令和4年度決算について、私なりの視点から評価を行い、意見を述べさせていただきます。

まず初めに一般会計歳入決算の状況についてですが、歳入総額は1,803億400万円で、前年度に比べて2.3%減の42億200万円となりました。これは主に市税において、新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置の終了などによる固定資産税の増、給与収入の増加などによる個人市民税の増などにより22億3,700万円増加し、過去最高額とはなりましたが、国庫支出金において子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金が減となったことなどにより34億5,400万円の減、市債において文化会館大規模改修工事の完了などにより37億7,500万円の減となったことによります。また、市税については収納率が99%と、前年度と比べ0.1ポイント増となり、9年連続で県内1位を維持しております。市税収入は本市の健全な財政運営を支えるものであり、高く評価できるものであります。引き続き効率的、効果的な徴収に努めていただきたいと思います。

続いて、一般会計における歳出決算の状況は歳出総額1,752億5,000万円となり、前年度と比べ1.2%減の21億3,700万円でありました。これは、主に公共施設整備基金積立金や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で皆増となったものの、子育て世帯への臨時特別給付金や文化会館大規模改修工事請負費で皆減となったことによるものでした。

主な歳出事業の成果などについて、予算科目に沿って評価や意見を述べてまいります。

初めに、総務費です。八幡分庁舎及び中央公民館等の取壊し工事を令和4年9月に完了し、新たな複合施設を整備する準備が進められました。集会機能や子育て支援機能等を兼ね備えた新たな複合施設を市民の皆様が待ち望んでおりますので、早期完成を目指して、ぜひともお願いをいたします。

スポーツ施設整備改修事業については、国府台市民体育館ほか3か所の施設修繕、業務委託、改修工事等を実施しました。第2期市川市スポーツ推進計画の策定を受け、必要とされるスポーツ施設の整備や既存施設の再整備等を計画的に進めていただくことを要望いたします。

次に、民生費では、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、国の新型コロナ地方創生臨時交付金を活用して介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金や障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金及び赤ちゃん健やか応援給付金などを支給しておりますが、中でも赤ちゃん健やか応援給付金においては、乳幼児1人当たり4万5,000円をゼロ歳から3歳の1万5,116人に支給がされ、子育て世帯の負担軽減となり、プッシュ型での迅速な支給に努められたこと、大いに評価いたします。

待機児童対策では、民間事業者が実施する施設整備事業に補助を行い、保育施設の定員を355人増やすなどして、令和3年、令和4年に続き、令和5年4月1日現在の国基準での待機児童数がゼロ人となったことは評価するところであります。今後も継続的に待機児童がゼロとなるよう、着実に待機児童対策に取り組んでいただくとともに、保育人材の確保や安全対策の強化など、保育の質に向けた取組を積極的に行っていただくようお願いをいたします。

次に、衛生費では、産後ケア事業においては、令和4年度より訪問型が加わり、宿泊型、日帰り型と、産後の母親のニーズに合わせた選択肢ができたことは大変評価いたします。産前・産後サポートの支援充実もお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に関しては、オミクロン株対応ワクチンを含めた新型コロナウイルスワクチン接種を、駅に近い民間施設を借り上げ、集団接種会場を設置して予約なし接種にも対応するなど、ワクチン接種率の向上に努められ、市民の方々が速やかに接種を受けられる環境を整えていたことは大変評価できるものであります。さらに、ワクチン接種後に健康被害が生じ、国に対し健康被害救済制度を申請した方を対象に3万5,000円を支給する本市独自の支援策となるワクチン健康被害見舞金支給事業では、令和5年3月末までに42件の支給がされ、さらには本事業の安定的かつ継続的な実施のため、寄附金を活用した基金を新設しています。新型コロナウイルスワクチンのみならず、ワクチン接種で健康被害に苦しんでいる方に対しても支給拡大が必要ではないかと思っておりますので、御検討をお願いいたします。

次に、農林水産費では、被災農業者災害見舞金として、令和4年6月3日に発生した降ひょうにより損害を受けた市内農業者に対し1件5万円の災害見舞金を183件に支給したことは、特産品の梨をはじめ農産物に甚大な被害が生じていたことから迅速に支給を実施したこと、評価をいたします。また、肥料価格の高騰により経済的打撃を受けている市内農業者に対し、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して農業者肥料価格高騰対策支援金の給付がされ、世界情勢の影響に対する支援にも評価をいたします。

次に、商工費になります。電気・ガス料金の高騰や燃料費高騰の影響を受けている市内事業者に対し、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金及び貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金を実施したことは評価できるものであります。今後も状況に応じた経済対策の実施をお願いいたします。

次に、土木費では、空き家対策事業では、良好な住環境を保全するため、法令や条例に基づき助言、指導、勧告等を行っていただいておりますが、空家対策課の新設で増加傾向にある空き家への対策が強化され、良好な居住環境が保たれるよう、よろしくをお願いいたします。



公共交通事業者原油価格高騰対策支援金では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、バスやタクシー事業者への支援金を交付しています。燃料価格が高騰していた中での支援を高く評価いたします。

また、バリアフリーや省エネ等の住宅工事費を助成するあんしん住宅推進事業では、申請受付を開始して4か月程度で上限枠に達し、受付を終了することがここ数年続いていることから、市民ニーズに合った予算の拡充が必要と思いますので、御検討をお願いいたします。

都市計画道路3・6・32号市川鬼高線の整備では、約500m区間において南側の歩道が完成し、歩行者の安全確保や渋滞解消に向けた取組を着実に進められましたが、歩行者等の安全を確保するためには幹線道路の整備だけではなく、通学路や狭隘道路などの安全対策、歩道整備や段差解消、蓋架け歩道の改修、自転車走行空間の整備など、多様な施策についても引き続き対応に努めていただき、今後も計画的に進めていただくようお願いいたします。

続いて、消防費になります。市民の生命、財産を守るために、日々、出勤の合間を見て訓練されながら活動されていることは非常に心強く感じております。消防団の車庫兼詰所新築工事等の整備を実施されましたが、消防職員や消防団が働きやすい環境整備は必要不可欠です。災害はいつ起こるか分からないため、市民の安全を考えれば、今後も地域防災力、消防活動体制の充実強化を進めていただきたいと思っております。

次に、教育費についてです。学校給食費については、中学校等は令和5年1月から、小学校等は4月から無償化が実施されています。この施策は子育て世帯への経済的支援、子どもたちの安心で充実した食の確保、安心して子どもを産み育てられる環境整備など、多様な目的を持った施策であることから大いに評価するものであります。

国においては、こども未来戦略方針の中で、学校給食費の実施状況や無償化の現状を全国規模で実態調査を行う方針を固め、課題の整理を行うとされたことから、国の今後の動向を注視しながら財源の確保に努めていただくようお願いいたします。

小学校・中学校トイレ改修事業においては、トイレ改修年次計画に基づき実施していることは理解しておりますが、和式トイレに慣れていない子どもたちが多いため、快適で清潔な環境が求められています。災害時には、学校は避難所として多くの市民が生活することを考えますと、防災拠点の環境整備とも言えます。できる限り早期の改修を強く要望いたします。

また、学校における諸問題の検証や解決へのアドバイスを受けられるようスクールロイヤーを配置し、専門的指導を行ったことは、いじめ問題への対応や学校事件における賠償責任、保護者からの過度な要求など、多様化、複雑化する課題に対して法的見解を含めた相談ができるようになったことは大変有益であると評価いたします。

子どもへの安全、安心な居場所づくりとなる放課後子ども教室においては、新規に8か所の改修を行い、31校となりました。子どもの居場所を確保することはとても大切なことですので、引き続きこの取組を進めていただくようお願いいたします。

総じて申し上げますと、それぞれの分野において適切な予算執行がなされ、おおむね良好な成果が上げられたと評価をいたします。

続きまして、主な特別会計及び公営企業会計の決算について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計におきましては、歳入決算額は前年度比0.05%増の400億8,500万円、歳出決算額は前年度比0.05%減の400億円、一般会計繰入金は前年度比0.3%増の36億6,000万円で、このうちの法定外繰入金は15億2,000万円となりました。

なお、国民健康保険事業財政調整基金は、令和5年5月末現在高で9億4,000万円となりました。

国からは、決算補填等を目的とした法定外繰入金を原則として令和5年度までに解消するよう示されたことから、赤字削減と解消を計画的に運営しているものの、令和4年度は前年度に続いて赤字幅が拡大していることから、市民生活には配慮しながらも財源不足を解消し、安定的で持続可能な財政運営に努めていただくようお願いをいたします。

なお、収入未済額は29億3,600万円で、前年度から6.2%の減となっており、保険税の確保に努められたことは評価をいたします。

続いて介護保険特別会計ですが、歳入決算額は前年度比3%増しの316億1,200万円、歳出決算額は前年度比3.2%増の312億200万円となり、一般会計繰入金は48億4,000万円で、その全額が法定内繰入金でした。居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費が増となったことなどによるもので、高齢化の進行に伴い、今後も介護サービス需要や保険給付費の増加が見込まれますので、事業の効率的な運営と制度を支える介護保険料の適切な債権管理により健全な財政運営に努めていただくことを要望いたします。

最後に、下水道事業会計については、令和4年度末の汚水の下水道普及率は77.5%、前年度より0.7ポイント上昇しているものの、近隣市と比べるとかなり低い状況にありますので、早期の普及に向けて整備を効率的に進めていただき、普及率の向上を目指すよう力強く要望いたします。

また、令和5年4月から下水道使用料の改定がなされ、公明党では、物価等の経済動向に注視して、市民生活への配慮を怠らないよう要望させていただいておりました。これからも市民目線に立ち、寄り添いながら下水道事業の経営を行っていただくようお願いをいたします。

以上、令和4年度市川市一般会計、特別会計、公営企業会計決算につきまして、評価や要望等を申し上げてまいりました。

最後になりますが、令和4年度については、これまでも述べてきたとおり、市税収入は前年度から2.6ポイント増え、財政調整基金現在高が286億4,500万円余りと過去最高額となり、各財政指標も堅調な水準であったことから、本市の財政状況は健全な状況にあると確認したところであります。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢を背景とした世界的な原油価格、物価高騰の影響などが本市の財政に対してどのような影響を及ぼしていくか不透明な中であって、今後を見据えると、少子・高齢化に対応するために子育て支援策や高齢者・障がい者施策は重要な課題と感じております。

また、クリーンセンターや斎場の建て替えをはじめとする老朽化した数多くの公共施設の改修や更新が控えており、普通建設事業費や公債費もそれに比例して増加していくものと見込まれております。さらに、社会経済情勢の変化により、市民の市政に対して求めるニーズも多種多様となり、新たな行政需要も増えていくことが見込まれます。

市長をはじめ理事者の皆様方におきましては、将来の市川市のあるべき姿を見据え、今後の施策の展開に当たっては、本市の財政力を十分にはかりながら、誰一人取り残さない安心で快適な魅力あるまちづくりと計画的かつ効果的な行財政運営の両立を目指していただくことをお願いし、令和4年度決算の認定に対する賛成の討論とさせていただきます。どうか議員各位におかれましては、本決算の認定に御賛同を賜りますようお願い申し上げます。討論を終わります。ありがとうございました。

**○稲葉健二議長** 以上で通告による討論を終わります。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本決算は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

○稲葉健二議長 日程第2発議第3号消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書の提出についてから日程第10発議第11号「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨に鑑み、千葉県に対し、医療的ケア児の通学支援の実施を求める意見書の提出についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第3号消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第4号ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第5号下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第6号核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第7号福島原発事故の汚染水（アルプス処理水）の海洋放出の中止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第8号健康保険証を存続するよう求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第9号適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第10号改正「出入国管理及び難民認定法」の廃止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第11号「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨に鑑み、千葉県に対し、医療的ケア児の通学支援の実施を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定い

たしました。

---

○稲葉健二議長 日程第11委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

各委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

○稲葉健二議長 日程第12委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

○稲葉健二議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年9月市川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時11分閉議・閉会

令和5年9月5日

市議会議長

稲葉 健二様

総務委員長 国松 ひろき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条及び第142条の規定によりご報告いたします。

記

| 事件番号    | 件名                                                     | 審査結果 | 理由又は意見 |
|---------|--------------------------------------------------------|------|--------|
| 議案第25号  | 市川市税条例の一部改正について                                        | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第26号  | 市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について                             | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第27号  | 市川市水防協議会条例の廃止について                                      | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第35号  | 市川市火災予防条例の一部改正について                                     | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第36号  | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会に付託された事項                   | 可決   | 原案妥当   |
| 請願第5-2号 | 消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願 | 採択   | 願意妥当   |

令和5年9月5日

市議会議長

稲葉健二様

健康福祉委員長 西村 敦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条及び第142条の規定によりご報告いたします。

記

| 事件番号    | 件名                                              | 審査結果          | 理由又は意見 |
|---------|-------------------------------------------------|---------------|--------|
| 議案第28号  | 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 可決            | 原案妥当   |
| 議案第29号  | 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について              | 可決            | 原案妥当   |
| 議案第30号  | 市川市国民健康保険税条例の一部改正について                           | 可決            | 原案妥当   |
| 議案第31号  | 市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について                     | 可決            | 原案妥当   |
| 議案第36号  | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会に付託された事項            | 可決            | 原案妥当   |
| 議案第37号  | 令和5年度市川市介護保険特別会計補正予算（第1号）                       | 可決            | 原案妥当   |
| 請願第5-1号 | 国民健康保険税の値上げをやめ、すべての被保険者に正規の保険証を発行することを求める請願     | 不採択<br>(賛成少数) | 願意不适当  |

令和5年9月5日

市議会議長

稲葉 健二 様

環境文教委員長 石原 たかゆき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

| 事件番号   | 件名                                   | 審査結果 | 理由又は意見 |
|--------|--------------------------------------|------|--------|
| 議案第36号 | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会に付託された事項 | 可決   | 原案妥当   |



令和5年9月5日

市議会議長

稲葉健二様

建設経済委員長 小山田 なおと

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

| 事件番号   | 件名                                   | 審査結果 | 理由又は意見 |
|--------|--------------------------------------|------|--------|
| 議案第32号 | 市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について          | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第33号 | 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について           | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第34号 | 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について     | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第36号 | 令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会に付託された事項 | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第38号 | 令和5年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）             | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第39号 | 真間山緑地斜面整備工事請負契約について                  | 可決   | 原案妥当   |
| 議案第40号 | 曾谷・高塚排水区水路改良工事（R0501）請負契約について        | 可決   | 原案妥当   |

閉会中継続審査申し出書

(令和5年9月定例会)

○東京外郭環状道路に関連する特別委員会

東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について

○議会改革特別委員会

議会改革の推進その他議員活動に必要な事項に関する調査・検討について

閉会中継続調査申し出書

○総務委員会

- 1 人事管理について
- 2 男女共同参画について
- 3 総合計画について
- 4 行政改革について
- 5 行政組織について
- 6 広報広聴について
- 7 財政運営について
- 8 契約及び工事検査について
- 9 情報政策について
- 10 ボランティア支援事業について
- 11 消防行政及び危機管理対策について
- 12 他の常任委員会の所管に属さない事項について

○健康福祉委員会

- 1 保健・医療・福祉行政について
- 2 高齢者支援について
- 3 介護保険事業について
- 4 児童福祉対策について
- 5 母子（父子）福祉対策について
- 6 心身障がい者（児）福祉対策について
- 7 生活保護について
- 8 霊園、斎場について
- 9 国民健康保険事業について

○環境文教委員会

- 1 文化振興について
- 2 国際交流について
- 3 スポーツ振興について
- 4 環境保全、公害対策について
- 5 ごみ対策について
- 6 し尿処理対策について
- 7 学校施設及び管理について
- 8 教育振興対策について
- 9 生涯学習について
- 10 保健体育について

○建設経済委員会

- 1 商工業行政について
- 2 労働対策について
- 3 農水産行政について
- 4 観光行政について
- 5 都市計画事業について
- 6 建築物に係る紛争の調整等について
- 7 建築行政について
- 8 土地区画整理事業について
- 9 都市再開発事業について
- 10 住宅行政について
- 11 交通安全対策について
- 12 一般土木事業について
- 13 河川対策について
- 14 下水道事業について
- 15 みどりの保全及び推進事業について

○議会運営委員会

- 1 議会の運営に関する事項
- 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 3 議長の諮問に関する事項

会議録署名議員

市川市議会議長 稲葉健二

市川市議会副議長 つちや正順

市川市議会議員 丸金ゆきこ

” 竹内清海

令和5年6月市川市議会定例会会議録正誤表

| 正 誤 箇 所           | 正              | 誤              |
|-------------------|----------------|----------------|
| 本 文 182 ページ 9 行目  | と・い・う・ふ・う・に    | と・い・う・に        |
| ” 391 ” 1 ”       | 議・員            | 員              |
| 中表紙               | 令和5年6月26日（月曜日） | 令和5年6月26日（金曜日） |
| 本 文 409 ページ 38 行目 | 実・行・委・員・会      | 実・効・委・員・会      |